

個別案件シート 一覧

No.	国	案件名	スキーム	セクター	環境カテゴリー	現地調査対象
51	エジプト	ボルグ・エル・アラブ国際空港 拡張事業	有償	空港	B	
52	バングラデシュ	天然ガス効率化事業	有償	火力発電	B	
53	パナマ	首都圏都市交通3号線整備事業 (第一期)	有償	鉄道	B	
54	インドネシア	バリ海岸保全事業(フェーズ2)	有償	海岸保全	B	
55	インドネシア	ジャカルタ特別州下水道整備事業 (E/S)	有償	下水	B	
56	ベトナム	第2期国道・省道橋梁改修事業	有償	道路・ 橋梁	FI	
57	バングラデシュ	母子保健および保健システム 改善事業	有償	保健・ 衛生	FI	
58	フィリピン	アグリビジネス振興・平和構築・ 経済成長促進事業	有償	農業	FI	
59	インドネシア	貧困削減地方インフラ開発事業(II)	有償	貧困削減	FI	
60	アフリカ開発銀行	アフリカの民間セクター開発のための 共同イニシアティブの下での 民間セクター支援融資(VI)	有償	民間支援	FI	
61	エジプト	ハルガダ太陽光発電事業	有償	電力	C	
62	カンボジア	洪水対策支援計画	無償	防災	B	
63	パレスチナ	西岸地域廃棄物管理改善計画	無償	廃棄物	C	
64	ラオス	小水力発電計画	無償	電力	B	
65	パラグアイ	コロネル・オビエド市給水システム 改善計画	無償	上水	B	
66	タジキスタン	ドゥシャンベ国際空港整備計画	無償	空港	B	
67	キルギスタン	ビシュケクオシユ道路雪崩 対策計画	無償	道路・ 橋梁	B	
68	バングラデシュ	貧困削減戦略支援無償(教育)	無償	教育	B	
69	パプアニューギニア	ニューブリテン国道橋梁架け替え 計画	無償	道路・ 橋梁	B	
70	ソロモン	クム幹線道路改善計画	無償	道路・ 橋梁	B	
71	モロッコ	貝類養殖技術研究センター建設計画	無償	漁業	B	
72	ガーナ	アクラ中心部電力供給強化計画	無償	電力	B	
73	ウガンダ	ウガンダ北部グル市内道路改修計画	無償	道路・ 橋梁	B	
74	ネパール	ネパール地震復旧・復興計画	無償	災害復旧	B	
75	モーリタニア	ヌアディブ漁港拡張整備計画	無償	港湾	B	
76	アフガニスタン	カブール国際空港保安機能強化計画	無償	空港	B	
77	カンボジア	カンポット上水道拡張計画	無償	上水	B	
78	セネガル	ダカール港第三埠頭改修計画	無償	港湾	B	
79	ケニア	ナロック給水拡張計画	無償	上水	B	
80	ルワンダ	ルワマガナ郡灌漑施設改修計画	無償	農業	B	
81	フィリピン	台風ヨランダ災害復旧復興計画	無償	災害復旧	FI	

No.	国	案件名	スキーム	セクター	環境カテゴリー	現地調査対象
82	ナイジェリア	アブジャ電力供給施設緊急改修計画	無償	電力	C	
83	モザンビーク	ナカラ回廊農業開発マスタープラン策定支援プロジェクト	技協 (開調)	農業	B	
84	アンゴラ	電力開発計画策定能力向上プロジェクト	技協 (開調)	電力	B	
85	ヨルダン	難民ホストコミュニティ緊急給水計画策定プロジェクト	技協 (開調)	上水	B	
86	エルサルバドル	公共インフラ強化のための気候変動・リスク管理戦略局支援プロジェクト フェーズⅡ	技協	気候変動	B	
87	バングラデシュ	住民参加による統合水資源開発のための能力向上プロジェクト	技協	上水	B	
88	ガボン	公衆衛生上問題となっているウイルス感染症の把握と実験室診断法の確立プロジェクト	技協	保健・衛生	B	
89	ナミビア	北部農業開発マスタープラン策定調査	技協 (開調)	農業	C	
90	タイ	バンコク都気候変動マスタープラン2013-2023 実施能力強化プロジェクト	技協	気候変動	C	
91	モンゴル	ウランバートル市マスタープラン計画・実施能力改善プロジェクト	技協	都市計画	C	
92	タイ	次世代焼却炉による医療廃棄物適正処理案件化調査	中小	廃棄物	B	
93	ベトナム	カイメップ港の機能向上に向けた物流サービス提供のための案件化調査	中小	港湾	B	
94	ベトナム	危険物漏洩対策に係る技術の移転を伴う SF 二重殻タンクの普及・実証事業	中小	危険物	B	
95	スリランカ	スクリー型コンポストプラントによる有機性廃棄物・農業廃棄物のリサイクル事業	中小	廃棄物	B	
96	インドネシア	防災・環境保全及び環境再生技術の普及・実証事業	中小	防災	C	
97	ミャンマー	イラワジ川における低吃水軽量台船の普及・実証事業	中小	運輸	C	
98	ザンビア	感染症対策塗料普及促進事業	その他	保健・衛生	B	
99	インドネシア	BOP 訴求型鶏卵生産販売事業準備調査 (BOP ビジネス連携促進)	その他	食品	B	
100	トンガ	災害対応型沖縄可倒式風力発電システム普及促進事業	その他	電力	C	

個別案件シート（JICA 環境社会配慮ガイドラインのレビュー調査結果）

<事業概要>

案件名/案件種別/海外投融資貸付契約調印日	ボルグ・エル・アラブ国際空港拡張事業/有償/2016/3/1
カテゴリ分類及び分類根拠	カテゴリ B 国際協力機構環境社会配慮ガイドライン」(2010年4月公布)に掲げる空港セクターのうち大規模なものに該当せず、環境への望ましくない影響は重大でないと判断され、且つ、同ガイドラインに掲げる影響を及ぼしやすい特性及び影響を受けやすい地域に該当しないため。
事業目的	エジプト第2の都市アレキサンドリア市近郊のボルグ・エル・アラブ国際空港の旅客ターミナル及び周辺施設を拡張・整備することにより、同空港の旅客対応能力を強化し、急増する航空需要への適切な対応を図り、もってナイルデルタ地域の航空輸送に係る利便性・安全性の向上に寄与するもの。
プロジェクトサイト	エジプト国 アレキサンドリア県ボルグ・エル・アラブ市
事業概要	1) ターミナル（1階建て、約36,000㎡）、エプロン、関連設備（アクセス道路、駐車場、供給処理施設等）の建設 2) 誘導路、商業施設の建設 3) コンサルティング・サービス（詳細設計レビュー・入札補助・施工監理・空港運営管理に係る技術支援・環境社会配慮等）
事業実施機関	エジプト航空会社（Egyptian Airports Company）
総事業費/概算協力額	26,422 百万円（うち、円借款対象額：18,200 百万円）

I. 基本的事項

項目、現行ガイドライン条文	整理番号	調査アイテム	調査結果
1.1 理念	1	(レビュー調査全体を通じて確認) ● 開発協力大綱等の政府方針、持続可能な開発目標（SDGs）等の国際的援助潮流の整理	個別案件に紐づく事項ではないため、本調査の報告書本文に記載。
1.2 目的			
1.3 定義			
1.4 環境社会配慮の基本方針			
1.5 JICA の責務	2	(第II, III章のレビュー調査を通じて確認) ● IFC、ADB 等、他ドナーにおける出資案件における責務について確認	個別案件に紐づく事項ではないため、本調査の報告書本文に記載。
1.6 相手国政府に求める要件	3	(別紙1のレビュー調査を通じて確認)	別紙1を参照。
1.7 対象とする協力事業	4	● 現行 GL 施行後に増えた協力事業（海外投融資、中小企業支援等）の整理	個別案件に紐づく事項ではないため、本調査の報告書本文に記載。
	5	● 現行 GL 施行後の業務環境の変化（インフラ輸出の促進、迅速化、国際金融機関との協調融資の増加等）の整理	個別案件に紐づく事項ではないため、本調査の報告書本文に記載。
1.8 緊急時の措置	6	● 「緊急時の措置」の適用実績整理（カテゴリ分類、緊急時の判断基準、助言委員会関与方法、情報公開、モニタリング、フォローアップ措置等）	・該当しない。
1.9 普及	7	● 相手国等に対する説明実績、説明内容の整理	● JICAGL に関する説明実績：審査時に説明済。 ● JICAGL に関する説明内容：JICAGL の遵守、適切な環境社会配慮の実施、モニタリング、情報公開等につき説明。 ● JICAGL に関する研修実績：なし
1.10 環境社会配慮助言委員会	8	(第II章 2.7「環境社会配慮助言委員会による助言」のレビュー調査を通じて確認)	第II章 2.7「環境社会配慮助言委員会による助言」を参照。

II. 環境社会配慮のプロセス

項目、現行ガイドライン条文	整理番号	調査アイテム	調査結果
2.1 情報の公開	9	● JICA による情報公開（カテゴリ分類、最終報告書、環境社会配慮文書、環境レビュー結果、モニタリング結果）状況確認	● カテ分類の情報公開：公開あり ● 協力準備調査 最終報告書の情報公開：該当しない。 ● 環境社会配慮文書（EIA・RAP・IPP など）の情報公開：EIA 公開あり ● 環境レビュー結果（＝事前評価表）の情報公開状況：公開あり ● モニタリング結果の情報公開：

項目、現行ガイドライン条文	整理番号	調査アイテム	調査結果
			<ul style="list-style-type: none"> ・合意状況：合意あり。 ・公開状況：該当しない（モニタリング実施段階にない）
	10	<ul style="list-style-type: none"> ● 相手国等による情報公開（環境社会配慮文書、モニタリング結果）状況（公開場所、公開時期、言語等） 	<ul style="list-style-type: none"> ● EIA：実施機関及び JICA の HP で閲覧可能。 ・公開場所：実施機関、JICA の HP ・公開時期：2017 年 ・言語： <ul style="list-style-type: none"> ● RAP：該当しない。 ● 環境モニタリング：該当しない。 ● 社会モニタリング：該当しない。
	11	<ul style="list-style-type: none"> ● JICA から相手国等に対する情報公開の働きかけの状況確認 	<ul style="list-style-type: none"> ・審査時に働きかけており、モニタリングの公開について合意している。
	12	<ul style="list-style-type: none"> ● 第三者からの情報提供の求めの有無と対応状況確認 	該当しない
	13	<ul style="list-style-type: none"> ● 情報開示が禁じられる情報についての対応状況確認 	<ul style="list-style-type: none"> ● 情報公開が禁じられる情報の対応状況：情報公開が禁じられる情報に関して、審査時の合意に記載なし。 ・公開情報（EIA, RAP, 環境許認可（ECC）等）については、相手国政府等から了解を得た上で公開。
2.2 カテゴリ分類	14	<ul style="list-style-type: none"> ● カテゴリ分類結果、根拠の整理 	<ul style="list-style-type: none"> ● カテゴリ分類結果：カテゴリ B ● JICA ウェブサイトで公開されているカテゴリ分類理由：国際協力機構環境社会配慮ガイドライン(2010年4月公布)に掲げる空港セクターのうち大規模なものに該当せず、環境への望ましくない影響は重大でないと判断され、且つ、同ガイドラインに掲げる影響を及ぼしやすい特性及び影響を受けやすい地域に該当しないため。 ● カテゴリ分類の根拠： <ul style="list-style-type: none"> ・既存空港施設内における拡張、整備等で用地取得及び住民移転を伴わない。 ● ・カテゴリ分類の根拠と実態の乖離：無
	15	<ul style="list-style-type: none"> ● カテゴリ分類の変更の有無と有の場合の根拠の整理 	<ul style="list-style-type: none"> ● カテゴリ分類の変更：無
	16	<ul style="list-style-type: none"> ● カテゴリ分類の妥当性について外部より指摘を受けた案件の分類結果の妥当性の確認 	<ul style="list-style-type: none"> ・外部からの指摘は確認されなかった。
	17	<ul style="list-style-type: none"> ● スクリーニング様式の提出状況 	<ul style="list-style-type: none"> ・スクリーニング様式の提出：当該様式の提出は確認できないが、実施機関等から徴求した相応の情報に基づきスクリーニングを実施。
2.3 環境社会配慮の項目	18	(別紙1のレビュー調査を通じて確認)	別紙1を参照。
2.4 現地ステークホルダーとの協議	19	<ul style="list-style-type: none"> ● JICA と相手国等による協議状況確認 	<ul style="list-style-type: none"> ・LA 締結時に協議を実施している。
	20	<ul style="list-style-type: none"> ● 上記以外は別紙1「社会的合意」のレビュー調査を通じて確認 	別紙1「社会的合意」を参照。
2.5 社会環境と人権への配慮	21	<ul style="list-style-type: none"> ● 権利が制限されている地域における協力事業での情報公開や現地ステークホルダーとの協議の際の配慮状況の確認 	<ul style="list-style-type: none"> ● 権利が制限されている地域の該当状況：該当しない
	22	<ul style="list-style-type: none"> ● 社会的弱者に対する人権配慮の有・内容確認 	別紙1「社会的合意」を参照。
2.6 参照する法令と基準	23	<ul style="list-style-type: none"> ● 相手国の国内法遵守の有無 	<ul style="list-style-type: none"> ● 相手国の国内法遵守の有無
	24	<ul style="list-style-type: none"> ● 世銀 SGP やその他国際基準との乖離の有無 	<ul style="list-style-type: none"> ・EIA・IEE の承認有無：承認済（2014年12月16日エジプト環境庁より） ・国内法に基づいた RAP 作成有無：該当しない。 ● 世銀 SGP やその他国際基準との乖離の有無：無。
	25	<ul style="list-style-type: none"> ● 世銀のセーフガード政策から Environmental and Social Framework (ESF) への変更点の整理 	個別案件に紐づく事項ではないため、本調査の報告書本文に記載。
	26	<ul style="list-style-type: none"> ● 世銀 ESF と現行 GL の相違点 	個別案件に紐づく事項ではないため、本調査の報告書本文に記載。
	27	<ul style="list-style-type: none"> ● ADB、IFC のセーフガード政策で参照できる基準やグッドプラクティス等の整理 	個別案件に紐づく事項ではないため、本調査の報告書本文に記載。
2.7 環境社会配慮助言委員会による助言	28	<ul style="list-style-type: none"> ● 助言委員会の開催実績整理（運営改善の取り組み含め情報整理、情報公開状況含む） 	<ul style="list-style-type: none"> ・カテゴリ B 案件のため対象外

項目、現行ガイドライン条文	整理番号	調査アイテム	調査結果
	29	● 環境レビュー時の助言対応状況確認	・別紙7の「助言対応状況」を参照。
2.8 JICA の意思決定	30	● 合意文書における合意状況確認	・合意文書締結済み。
	31	● 合意文書に基づき、協力事業を中止した事例の整理	・該当しない。
2.9 ガイドラインの適切な実施と遵守の確保	32	● 別途、「異議申立手続き」の見直し作業を通じて対応	・該当しない
2.10 ガイドラインの適用と見直し	33	N/A	・該当しない

III. 環境社会配慮の手続き

項目、現行ガイドライン条文	整理番号	調査アイテム	調査結果
3.1 協力準備調査	34	● 「プロジェクトを実施しない案」を含む代替案検討の事例整理	・EIAにおいて、3つのレイアウトを比較検討した旨が記載されている。プロジェクトを実施しない案は含まれていない。(
	35	● 協力準備調査の各種手続きの実施状況確認(スコーピング、EIA等調査、情報公開、ステークホルダー協議等)	● スコーピング：協力準備調査は実施されていない。 ● EIA等調査：EIAは作成されている。 ● 情報公開：2.1「情報の公開」を参照。 ● ステークホルダー協議等：別紙1「社会的合意」を参照。
3.2 有償資金協力、無償資金協力、技術協力プロジェクト	36	● カテゴリ分類に応じた環境レビューに係る手続き・情報公開の実施状況確認 ・環境チェックリストの作成状況 ・EIA, ECC, RAP, IPPの取得・公開状況等 ・FIの場合、金融仲介者等の環境社会配慮確認実施能力の確認状況及びカテゴリA相当のサブプロジェクトに対する環境レビュー状況等	● 環境チェックリストの作成状況：作成済 ● EIA, ECC, RAP, IPPの取得・公開状況 ・EIA：承認済、JICA ウェブサイトで公開 ・ECC：該当しない。 ・RAP：該当しない。 ・IPP：該当しない。 ● 本案件はFI事業ではない。
	37	● エンジニアリング・サービス借款実施案件の環境レビュー実績の整理	・ES借款ではない
	38	● エンジニアリング・サービス借款の実施段階における相手国等による環境社会配慮実施状況の確認。	・ES借款ではない。
	39	● モニタリング結果の受領、公開状況確認	● モニタリング結果の受領 ・審査時の合意：PSRの一部として工事中は四半期ごとに、供用後は半年ごとに一年間、JICAに報告することが合意されている。 ・作成状況：モニタリング段階にないため、該当しない。 ・受領状況：モニタリング段階にないため、該当しない。 ● モニタリング結果の公開状況：モニタリング段階にないため、該当しない。
	40	● 第三者からのモニタリング結果の公開請求への対応状況の確認	● モニタリング結果の公開請求：該当しない。
	41	● 環境レビュー結果とモニタリング結果の乖離が確認された場合には、その原因（GL記載内容が十分であったかを含むGL自体の問題、解釈の違い、運用能力等）について確認。	・該当しない。
	42	● 合意文書に基づき、相手国に対応を求め、貸付実行を停止した事例の整理	・貸付実行は停止されていない。
	43	● プロジェクトの重大な変更が生じた案件の手続きの実施状況の確認	● 重大な変更が生じた案件であるか：該当しない。 ● LA後にIEE/EIAが改定されたか：該当しない。
3.3 外務省が自ら行う無償資金協力についてJICAが行う事前の調査	44	● 外務省に協力の停止を提言した事例の整理	・協力停止は提言されていない。
3.4 開発計画調査型技術協力	45	● カテゴリ分類に応じた各段階での手続きの実施状況確認 ・スクリーニングの実施状況 ・スコーピングの実施状況	・該当しない。

項目、現行ガイドライン条文	整理番号	調査アイテム	調査結果
		<ul style="list-style-type: none"> ・ JICA と相手国等の協議状況 ・ 合意文書や報告書等の公開状況等 	
	46	● SEA のステークホルダー協議の実施状況確認	・ 該当しない。
	47	● 開発調査型技術協力終了後に予期せぬ環境社会影響が生じた場合の対応状況確認	・ 該当しない。

別紙 1～6

項目、現行ガイドライン条文	整理番号	調査アイテム	調査結果
別紙 1 対象プロジェクトに求められる環境社会配慮	48	● 日本・他ドナーにおける環境社会配慮関連の「費用・便益の量化方法」の取り扱い確認	個別案件に紐づく事項ではないため、本調査の報告書本文に記載。
	49	● 日本・他ドナーにおける「災害の環境影響評価」の取り扱い確認	個別案件に紐づく事項ではないため、本調査の報告書本文に記載。
基本的事項	50	● 計画段階における環境・社会影響の調査・検討状況確認	<ul style="list-style-type: none"> ● 環境：環境チェックリストから、初期影響評価、緩和策の検討がなされていることが確認できる。また、EIA でベースライン調査が実施されている。 ● 社会：環境チェックリストから、初期影響評価、緩和策の検討がなされていることが確認できる。また、EIA でベースライン調査が実施されている。
	51	● 影響の回避・最小化のための代替案や緩和策の検討状況確認	・ EIA において、3つのレイアウトを比較検討した旨が記載されている。また、計画時、工事中、供用後の緩和策が検討されている。
	52	● 検討結果のプロジェクト計画への反映状況確認	・ 環境社会配慮を考慮した代替案に基づき検討されている。
	53	● 環境社会配慮関連費用・便益の定量的評価に努めており、定性的な評価も加えているかの確認	<ul style="list-style-type: none"> ● 環境： <ul style="list-style-type: none"> ・ 定量的な評価：EIA において環境緩和策の一部については費用が算出されている。 ・ 定性的な評価：EIA において不可避な環境影響はほとんど起こらないと評価している。 ● 社会： <ul style="list-style-type: none"> ・ 定量的な評価：記載なし ・ 定性的な評価：旅客対応能力の向上による利便性・安全性の向上、観光客・海外労働者等の航空需要増加への対応による経済成長の促進
	54	● 環境社会配慮関連費用・便益は、プロジェクトの経済的、財政的、制度的、社会的及び技術的分析との密接な調和が図られているかの確認	・ 環境管理計画、モニタリングの実施等が事業費に含まれており、右に基づき EIRR が算出されている。
	55	● 環境社会配慮の検討結果につき、代替案や緩和策も含め独立の文書あるいは、他の文書の一部として表されているかの確認	・ EIA が作成されている。
	56	● 特に影響が大きいプロジェクトについては、環境影響評価報告書が作成されているかの確認	カテゴリ B のため JICA ガイドラインでは EIA 作成は必要とされないがエジプト側において EIA を作成している。
	57	● 特に影響が重大と思われるプロジェクトや、異論が多いプロジェクトについて専門家からなる委員会が設置されたかの確認	・ 特になし。
対策の検討	58	● 環境管理計画、モニタリング計画など適切なフォローアップの計画や体制、そのための費用及びその調達方法の計画策定状況確認	<ul style="list-style-type: none"> ● 環境管理計画 <ul style="list-style-type: none"> ・ 実施体制：工事中は工事請負業者が実施し、供用時は EAC の環境ユニット及び外部請負業者及びコンサルタントが実施する。 ・ 費用：関連費用が検討されている。 ・ 調達方法：各項目の担当組織が検討されている。 ● モニタリング計画 <ul style="list-style-type: none"> ・ 実施体制：工事中は工事請負業者が実施し、供用時は EAC の環境ユニット及び外部請負業者及びコンサルタントが実施する。 ・ 費用：EIA において各モニタリング活動の費用が算出されている。 ・ 調達方法：各項目の担当組織が検討されている。

項目、現行ガイドライン条文	整理番号	調査アイテム	調査結果																								
	59	● 上記以外は 2.8 にて確認	2.8 にて確認。																								
検討する影響スコープ	60	● スコーピングの適切な実施にかかる状況の確認	・EIA においてスコーピングが実施された旨記載されているが、スコーピングマトリックスの記載は EIA 上に記載されていない。																								
	61	● GHG 排出量の算出・評価の状況の確認	・本事業は気候変動案件ではないが、審査調書によると、本事業による気候変動の緩和効果（GHG 排出削減量の概算）は約 4,497 トン／年 CO ₂ 換算と算出されている。																								
	62	● 国際機関、バイドナーの気候変動（GHG 排出）への対応状況の確認	個別案件に紐づく事項ではないため、本調査の報告書本文に記載。																								
	63	● 「不可分一体の事業」、「派生的・二次的影響」、「累積的影響」の事例整理。	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th colspan="3">EIA 等で特定された影響</th> <th>EIA 等で特定されなかった影響</th> </tr> <tr> <th>想定された影響</th> <th>計画された緩和策</th> <th>実施された緩和策</th> <th>実際の影響（質問票より）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>● 不可分一体事業の影響</td> <td>無</td> <td>無</td> <td>無</td> <td>無</td> </tr> <tr> <td>● 派生的・二次的影響</td> <td>無</td> <td>無</td> <td>無</td> <td>無</td> </tr> <tr> <td>● 累積的影響</td> <td>無</td> <td>無</td> <td>無</td> <td>無</td> </tr> </tbody> </table>		EIA 等で特定された影響			EIA 等で特定されなかった影響	想定された影響	計画された緩和策	実施された緩和策	実際の影響（質問票より）	● 不可分一体事業の影響	無	無	無	無	● 派生的・二次的影響	無	無	無	無	● 累積的影響	無	無	無	無
		EIA 等で特定された影響			EIA 等で特定されなかった影響																						
想定された影響		計画された緩和策	実施された緩和策	実際の影響（質問票より）																							
● 不可分一体事業の影響	無	無	無	無																							
● 派生的・二次的影響	無	無	無	無																							
● 累積的影響	無	無	無	無																							
64	● 世銀、ADB、IFC の「不可分一体の事業」、「派生的・二次的影響」、「累積的影響」への対応状況の整理	個別案件に紐づく事項ではないため、本調査の報告書本文に記載。																									
法令、基準、計画等との整合性	65	● 「自然保護や文化保護のために特に指定した地域」の事例整理	● 自然保護や文化保護のために特に指定した地域の該当有無：事業対象地及びその周辺に、国立公園等の保護区は存在しない。																								
	66	● 世銀、ADB、IFC の「自然保護や文化保護のために特に指定した地域」に係る対応状況の整理	個別案件に紐づく事項ではないため、本調査の報告書本文に記載。																								
	67	● 上記以外は 2.6 にて確認	2.6 にて確認。																								
社会的合意	68	● ステークホルダー協議（①告知・実施日時、②場所、③方法（住民集会、個別インタビュー、言語）、④社会的弱者に対する配慮手法、⑤告知方法、⑥参加者（人数、被影響者に占める割合、所属、性別等）、⑦協議内容（事業サイトの範囲、事業形態、地域住民の持つ問題点、ニーズ等）、⑧参加者からのコメント、⑨実施機関による返答、⑩寄せられたコメントの計画や事業への反映結果、⑪協議の議事録の有無）の確認	<ul style="list-style-type: none"> ● EIA に関して ① 告知日時：第 1 回 2014 年 10 月 24 日及び 10 月 30 日、第 2 回 2014 年 11 月 18 日及び 11 月 20 日 実施日時：第 1 回 2014 年 11 月 1 日、第 2 回 2014 年 11 月 23 日 ② ・第 1 回：Burg Al Arab 市 Africana ホテル ・第 2 回：Radisson Blue Hotel ③ ・パブリックミーティング ・言語：アラビア語 ④ 該当しない（既存空港内で行う拡張・整備事業）。 ⑤ 告知方法：新聞広告 ⑥ ・第 1・2 回：各約 45 名（ボルグ・エル・アラブ、アレクサンドリア市役所、Egyptian Environmental Affairs Agency (EEAA)、EAC、空港関係者、近隣住民等）ボルグ・エル・アラブの大部族の年配も参加した。 ⑦ 事業概要、事業の環境社会関連事項、エコデザイン（太陽光パネルの導入等）、大気、騒音・振動の影響及びそ 																								

項目、現行ガイドライン条文	整理番号	調査アイテム	調査結果
			の対策 ⑧ アクセス道路の改修等 ⑨ アレクサンドリア砂漠道路、アレクサンドリア市、ボルグエルアラブ市からのアクセス道路を改修する。 ⑩ EIA において、議論された内容は調査に反映されている旨が記載されている。 ⑪ EIA に添付されている。 ● RAP に関して：該当しない。 ● ステークホルダー分析の実施：該当しない（既存空港内で行う拡張・整備事業）
	69	● 外部からの指摘事項が確認された場合には、その原因（GL 記載内容が十分であったかを含む GL 自体の問題、解釈の違い、運用能力等）について確認	・外部からの指摘事項は確認されない。
	70	● 社会的弱者に対する配慮事例の整理	● 社会的弱者に対する配慮の有無：該当しない。（既存空港内で行う拡張・整備事業） ● 社会的弱者に対する説明の内容 ・該当しない ● 社会的弱者からの情報や意見の有無・内容 ・該当しない ● 社会的弱者からの情報や意見の事業への反映 ・該当しない
生態系及び生物相	71	● 「重要な自然生息地」の事例（含む判断根拠、森林以外の地域、生物多様性重要地域の配慮状況、地域コミュニティにもたらす影響や地域コミュニティが自然生息地にもたらす影響、社会環境に与える影響や社会環境が与える影響）の整理	・事業対象地域は国立公園等や重要な生息地の影響を受けやすい地域またはその周辺に該当しない。
	72	● 「重要な自然生息地における事業実施条件」に基づき事業を実施した事例整理	・該当しない。
	73	● 世銀、ADB、IFC の「重要な自然生息地」、「著しい転換・著しい劣化」に係る対応状況の整理	個別案件に紐づく事項ではないため、本調査の報告書本文に記載。
	74	● 違法伐採の有無の確認	・調達段階であるため、レビュー対象資料からは違法伐採は確認されない。対象外。
非自発的住民移転	75	● 住民移転計画の作成有無・公開状況・協議の有無と内容・協議に際する言語と様式の確認。	● 住民移転計画の作成：該当しない。 ● 公開状況：2.1「情報の公開」を通じて確認。 ● 協議の有無と内容： ● 協議の使用言語：
	76	● 非自発的住民移転及び生計手段の喪失は、回避・最小化が検討・実施され、対象者と文書等で合意の上で実効性のある対策が講じられているかの確認。	・該当しない。
	77	● 環境レビュー段階の想定被影響住民数の確認	・該当しない。
	78	● モニタリング段階における被影響住民数の確認	・該当しない。
	79	● 環境レビュー段階の補償内容（補償のタイミング、再取得価格を含む補償費の算出方法、生計回復策、その他支援内容）の確認。	・該当しない。
	80	● 現地調査対象案件については、移転住民が以前の生活水準や収入機会、生産水準において改善又は少なくとも回復で	・該当しない。

項目、現行ガイドライン条文	整理番号	調査アイテム	調査結果
		きているかの確認。	
	81	● 苦情処理メカニズムの整備状況の確認	・該当しない。
先住民族	82	● 先住民族への影響の有無の確認	・該当しない。
	83	● 負の影響の回避・最小化の検討状況確認	・該当しない。
	84	● 先住民族計画の作成・公開状況確認	・該当しない。
	85	● FPIC の実施状況確認	・該当しない。
モニタリング	86	● モニタリング計画の作成状況確認	● 環境モニタリング計画：EIA において作成済 ● 移転 (RAP) モニタリング計画：該当しない。
	87	● 上記以外は 3.2 にて確認	3.2 にて確認。
別紙 2 カテゴリ A に必要な環境アセスメント報告書	88	● EIA の承認状況、言語、現地での公開状況及び複製の可否の確認	・カテゴリ B 案件のため対象外
	89	● EIA において GL に記載の必要な項目が含まれているかの確認	・カテゴリ B 案件のため対象外
	90	● 大規模住民移転を理由にカテゴリ A と判断された案件における EIA 実施状況の整理	・カテゴリ B 案件のため対象外
別紙 3 一般に影響を及ぼしやすいセクター・特性、影響を受けやすい地域の例示	91	● 「影響を及ぼしやすいセクター」の妥当性の確認。(配電、上水道、農業等、影響を及ぼしやすい特性や影響を受けやすい地域に該当しない限りそれ自体はカテゴリ分類に影響しないと思われるセクターの影響の重大さの整理。)	・対象外。
別紙 4 スクリーニング様式	92	● (調査アイテム無し) 環境 GL が改定された場合は、スクリーニング様式も併せて変更。	・該当しない
別紙 5 チェックリストにおける分類・チェック項目	93	● (調査アイテム無し) 環境 GL が改定された場合は、チェックリストも併せて変更。	・該当しない
別紙 6 モニタリングを行う項目	94	● モニタリング項目の妥当性、基準値の記載、工事中・供用時の区分	● モニタリング項目： 工事中：騒音・振動、大気、水質、安全対策、 供用時：騒音・振動、大気、土壌汚染、排水の水質、環境管理対策、 ● 基準値の記載 (計画)： ・参照基準：エジプト国騒音基準 ● モニタリング頻度： ・環境：半年に一度報告を行う。 ・社会：該当しない。 ● 生計回復策の計画と実績の乖離 (モニタリング頻度含む)：該当しない。 ● 工事中・供用時の区分：有
その他			

個別案件シート（JICA 環境社会配慮ガイドラインのレビュー調査結果）

<事業概要>

案件名／案件種別／借款契約調印日	天然ガス効率化事業／有償／2014/6/16
カテゴリ分類及び分類根拠	カテゴリ B 本事業は、「国際協力機構環境社会配慮ガイドライン」(2010年4月公布)に掲げるパイプラインセクター等のうち大規模なものに該当せず、環境への望ましくない影響は重大でないと判断され、かつ同ガイドラインに掲げる影響を及ぼしやすい特性及び影響を受けやすい地域に該当しないため。
事業目的	本事業は、天然ガス供給及びガス利用の効率化に資する機材・施設を整備することにより、天然ガス需要増への対応及び安定的かつ効率的なガス供給を図り、もって同国の経済発展に寄与するもの。
プロジェクトサイト	バングラデシュ国 対象地域名：ダッカ管区（ダッカ県、ノルシンディ県、タンガイル県、ガジプール県、マイメンシン県）、チッタゴン管区（チッタゴン県、ブラモンバリア県）、ラッシャヒ管区（シラジゴンジ県）
事業概要	① ガスコンプレッサー整備：ノルシンディガス田 3 台×1 箇所、ティタスガス田ロケーション C3 台×2 箇所 ② 送ガス管整備：ダウナ-エレンガ間 30inch×52km、ジャムナ橋西側-ナルカ間 30inch×14km ③ ガスメーター整備：約 26 万台（ダッカ管区及びチッタゴン管区） ④ コンサルティング・サービス（詳細設計・入札補助・施工管理等、実施促進・維持管理能力強化、啓蒙活動、環境社会配慮等）
実施機関名	ガスコンプレッサー：バングラデシュガスフィールド会社（Bangladesh Gas Fields Company Limited：BGFCL）、送ガス管：ガス搬送会社（Gas Transmission Company Limited：GTCL）、プリペイドメーター：ティタスガス搬送・販売会社（Titas Gas Transmission and Distribution Company Limited：TGTDCL）、及びカルナフリガス販売会社（Karnaphuli Gas Distribution Company Limited：KGDCL）
総事業費/概算協力額	総事業費：37,318 百万円（うち円借款対象額：23,598 百万円）

I. 基本的事項

項目、現行ガイドライン条文	整理番号	調査アイテム	調査結果
1.1 理念	1	（レビュー調査全体を通じて確認） ● 開発協力大綱等の政府方針、持続可能な開発目標（SDGs）等の国際的援助潮流の整理	個別案件に紐づく事項ではないため、本調査の報告書本文に記載。
1.2 目的			
1.3 定義			
1.4 環境社会配慮の基本方針			
1.5 JICA の責務	2	（第Ⅱ、Ⅲ章のレビュー調査を通じて確認） ● IFC、ADB 等、他ドナーにおける出資案件における責務について確認	個別案件に紐づく事項ではないため、本調査の報告書本文に記載。
1.6 相手国政府に求める要件	3	（別紙 1 のレビュー調査を通じて確認）	別紙 1 を参照。
1.7 対象とする協力事業	4	● 現行 GL 施行後に増えた協力事業（海外投融资、中小企業支援等）の整理	個別案件に紐づく事項ではないため、本調査の報告書本文に記載。
	5	● 現行 GL 施行後の業務環境の変化（インフラ輸出の促進、迅速化、国際金融機関との協調融資の増加等）の整理	個別案件に紐づく事項ではないため、本調査の報告書本文に記載。
1.8 緊急時の措置	6	● 「緊急時の措置」の適用実績整理（カテゴリ分類、緊急時の判断基準、助言委員会関与方法、情報公開、モニタリング、フォローアップ措置等）	・該当しない。
1.9 普及	7	● 相手国等に対する説明実績、説明内容の整理	● JICAGL に関する説明実績：審査時に説明済。 ● JICAGL に関する説明内容：JICA GL の遵守、情報公開、モニタリング等につき説明。 ● JICAGL に関する研修実績なし
1.10 環境社会配慮助言委員会	8	（第Ⅱ章 2.7 「環境社会配慮助言委員会による助言」のレビュー調査を通じて確認）	第Ⅱ章 2.7 「環境社会配慮助言委員会による助言」を参照。

II. 環境社会配慮のプロセス

項目、現行ガイドライン条文	整理番号	調査アイテム	調査結果
2.1 情報の公開	9	● JICA による情報公開（カテゴリ分類、最終報告書、環境社会配慮文書、環境レビュー結果、モニタリング結果）状	● カテゴリ分類の情報公開：公開あり ● 協力準備調査 最終報告書の情報公開：公開あり

項目、現行ガイドライン条文	整理番号	調査アイテム	調査結果
		況確認	<ul style="list-style-type: none"> ● 環境社会配慮文書（EIA・RAP・IPPなど）の情報公開：EIA、RAPの公開あり。IPPは該当しない。 ● 環境レビュー結果（＝事前評価表）の情報公開状況：公開あり ● モニタリング結果の情報公開： <ul style="list-style-type: none"> ・合意状況：公開に関する合意なし ・公開状況：該当しない。
	10	● 相手国等による情報公開（環境社会配慮文書、モニタリング結果）状況（公開場所、公開時期、言語等）	・相手国での環境社会配慮文書及びモニタリング結果に係る情報公開合意なし。該当しない。
	11	● JICA から相手国等に対する情報公開の働きかけの状況確認	・審査時において、JICA ガイドラインを説明し、情報公開について働きかけを行っている。
	12	● 第三者からの情報提供の求めの有無と対応状況確認	・なし
	13	● 情報開示が禁じられる情報についての対応状況確認	・公開情報（EIA, RAP, 環境許認可（ECC）等）については、相手国政府等から了解を得た上で公開。
2.2 カテゴリ分類	14	● カテゴリ分類結果、根拠の整理	<ul style="list-style-type: none"> ● カテゴリ分類結果：カテゴリ B ● カテゴリ分類の根拠： <p>本事業はパイプラインセクターのうち大規模なものに該当しない。事業対象地は国立公園等の影響を受けやすい地域またはその周辺に該当せず、大規模な非自発的住民移転等の影響を及ぼしやすい特性を有しない。</p> ● カテゴリ分類の根拠と実態の乖離：無
	15	● カテゴリ分類の変更の有無と有の場合の根拠の整理	● カテゴリ分類の変更：無
	16	● カテゴリ分類の妥当性について外部より指摘を受けた案件の分類結果の妥当性の確認	・外部からの指摘は確認されなかった。
	17	● スクリーニング様式の提出状況	・スクリーニング様式の提出：当該様式の提出は確認できないが、実施機関から徴求した相応の情報に基づきスクリーニングを実施。
2.3 環境社会配慮の項目	18	(別紙1のレビュー調査を通じて確認)	別紙1を参照。
2.4 現地ステークホルダーとの協議	19	● JICA と相手国等による協議状況確認	・LA 締結時に協議を実施している。
	20	● 上記以外は別紙1「社会的合意」のレビュー調査を通じて確認	別紙1「社会的合意」を参照。
2.5 社会環境と人権への配慮	21	● 権利が制限されている地域における協力事業での情報公開や現地ステークホルダーとの協議の際の配慮状況の確認	・該当しない。
	22	● 社会的弱者に対する人権配慮の有・内容確認	別紙1「社会的合意」を参照。
2.6 参照する法令と基準	23	<ul style="list-style-type: none"> ● 相手国の国内法遵守の有無 ● 世銀 SGP やその他国際基準との乖離の有無 	<ul style="list-style-type: none"> ● 相手国の国内法遵守の有無 ・ EIA・IEE の承認有無：2015/1/1 付で ECC 取得済。 ・ 国内法に基づいた RAP 作成有無：RAP に関する国内法は整備されていないが、JICA GL に沿った ARAP(2014 年 03 月)が作成済。 <p>世銀 SGP やその他国際基準との乖離の有無：無（環境面は世銀、アメリカ環境保護庁などの基準が参照されている。社会面は JICA GL に則って確認が行われている）</p>
	24		
	25	● 世銀のセーフガード政策から Environmental and Social Framework (ESF) への変更点の整理	個別案件に紐づく事項ではないため、本調査の報告書本文に記載。
	26	● 世銀 ESF と現行 GL の相違点	個別案件に紐づく事項ではないため、本調査の報告書本文に記載。
	27	● ADB、IFC のセーフガード政策で参照できる基準やグットプラクティス等の整理	個別案件に紐づく事項ではないため、本調査の報告書本文に記載。
2.7 環境社会配慮助言委員会による助言	28	● 助言委員会の開催実績整理（運営改善の取り組み含め情報整理、情報公開状況含む）	・該当しない。

項目、現行ガイドライン条文	整理番号	調査アイテム	調査結果
	29	● 環境レビュー時の助言対応状況確認	該当しない。
2.8 JICA の意思決定	30	● 合意文書における合意状況確認	・合意文書締結済み。
	31	● 合意文書に基づき、協力事業を中止した事例の整理	・該当しない。
2.9 ガイドラインの適切な実施と遵守の確保	32	● 別途、「異議申立手続き」の見直し作業を通じて対応	・該当しない。
2.10 ガイドラインの適用と見直し	33	・該当しない。	・該当しない。

III. 環境社会配慮の手続き

項目、現行ガイドライン条文	整理番号	調査アイテム	調査結果
3.1 協力準備調査	34	● 「プロジェクトを実施しない案」を含む代替案検討の事例整理	・送ガス管の敷設ルートを選定に関して、技術面、社会面、環境社会面から比較した検討がされている。事業を実施しないオプションについても検討内容が記載されている。
	35	● 協力準備調査の各種手続きの実施状況確認(スコーピング、EIA 等調査、情報公開、ステークホルダー協議等)	<ul style="list-style-type: none"> ● スコーピング：実施済 ● EIA 等調査：EIA 実施済 ● 情報公開：2.1「情報の公開」を参照。 ● ステークホルダー協議等：別紙1「社会的合意」を参照。
3.2 有償資金協力、無償資金協力、技術協力プロジェクト	36	<ul style="list-style-type: none"> ● カテゴリ分類に応じた環境レビューに係る手続き・情報公開の実施状況確認 ・環境チェックリストの作成状況 ・EIA, ECC, RAP, IPP の取得・公開状況等 ・FI の場合、金融仲介者等の環境社会配慮確認実施能力の確認状況及びカテゴリ A 相当のサブプロジェクトに対する環境レビュー状況等 	<ul style="list-style-type: none"> ● 環境チェックリストの作成状況：EIA 報告書及び ARAP により代替。 ● EIA, ECC, RAP, IPP の取得・公開状況 ・EIA：有。 ・ECC：有、公開なし。 ・RAP：ARAP 有。 ・IPP：対象外 ● 本案件は FI 事業ではない。
	37	● エンジニアリング・サービス借款実施案件の環境レビュー実績の整理	・ES 借款ではない。
	38	● エンジニアリング・サービス借款の実施段階における相手国等による環境社会配慮実施状況の確認。	・ES 借款ではない。
	39	● モニタリング結果の受領、公開状況確認	<ul style="list-style-type: none"> ● モニタリング結果の受領 ・審査時の合意：環境モニタリング結果については、事業完了2年後まで、四半期毎に JICA へ提出することについて合意済。社会モニタリング結果については、物理的移転完了2年後まで四半期毎に JICA へ提出することについて合意済。モニタリング期間については、必要に応じて延長される。 ・作成状況：作成済。 ・受領状況：受領済み。 ● モニタリング結果の公開状況 ・情報公開に関する合意なし。
	40	● 第三者からのモニタリング結果の公開請求への対応状況の確認	● モニタリング結果の公開請求：なし
	41	● 環境レビュー結果とモニタリング結果の乖離が確認された場合には、その原因（GL 記載内容が十分であったかを含む GL 自体の問題、解釈の違い、運用能力等）について確認。	・乖離なし
	42	● 合意文書に基づき、相手国に対応を求め、貸付実行を停止した事例の整理	・該当しない。
43	● プロジェクトの重大な変更が生じた案件の手続きの実施状況の確認	<ul style="list-style-type: none"> ● 重大な変更が生じた案件であるか：該当しない。 ● LA 後に IEE/EIA が改定されたか：改定無 	

項目、現行ガイドライン条文	整理番号	調査アイテム	調査結果
3.3 外務省が自ら行う無償資金協力について JICA が行う事前の調査	44	● 外務省に協力の停止を提言した事例の整理	・協力停止は提言されていない。
3.4 開発計画調査型技術協力	45	● カテゴリ分類に応じた各段階での手続きの実施状況確認 ・スクリーニングの実施状況 ・スコーピングの実施状況 ・JICA と相手国等の協議状況 ・合意文書や報告書等の公開状況等	・該当しない。
	46	● SEA のステークホルダー協議の実施状況確認	・該当しない。
	47	● 開発調査型技術協力終了後に予期せぬ環境社会影響が生じた場合の対応状況確認	・該当しない。

別紙 1 ～ 6

項目、現行ガイドライン条文	整理番号	調査アイテム	調査結果
別紙 1 対象プロジェクトに求められる環境社会配慮	48	● 日本・他ドナーにおける環境社会配慮関連の「費用・便益の定量化方法」の取り扱い確認	個別案件に紐づく事項ではないため、本調査の報告書本文に記載。
	49	● 日本・他ドナーにおける「災害の環境影響評価」の取り扱い確認	個別案件に紐づく事項ではないため、本調査の報告書本文に記載。
基本的事項	50	● 計画段階における環境・社会影響の調査・検討状況確認	● 環境：EIA（ダウナ-エレンガ間の送ガス管の設置に関する EIA 及びジャムナ橋西側-ナルカ間の送ガス管の設置に関する EIA）でベースライン調査が実施されている。 ● 社会：RAP（ダウナ-エレンガ間の送ガス管の設置に伴う ARAP）でセンサス、社会経済調査、資産調査が実施されている。
	51	● 影響の回避・最小化のための代替案や緩和策の検討状況確認	・ダウナ-エレンガ間の送ガス管の敷設ルートを選定に関して、技術面、社会面、環境社会面から比較した検討がされている。 ・影響の回避・最小化のための緩和策が検討されている。
	52	● 検討結果のプロジェクト計画への反映状況確認	・環境社会配慮を考慮した代替案に基づき検討されている。
	53	● 環境社会配慮関連費用・便益の定量的評価に努めており、定性的な評価も加えているかの確認	● 環境： ・定量的な評価：定量的な費用は、EMP のコストに係る記載欄に環境対策費用、オペレーション費用がある。EMoP ではモニタリング費用が計上されている。環境の便益は定量化されていない。 ・定性的な評価：上記のとおり環境対策費用は定性的に EMP に記載されている。環境の便益は確認できない。 ● 社会： ・定量的な評価：ARAP に関わる費用が見積もられている。・定性的な評価：バングラデシュの経済発展が示されている。
	54	● 環境社会配慮関連費用・便益は、プロジェクトの経済的、財政的、制度的、社会的及び技術的分析との密接な調和が図られているかの確認	・用地取得費、環境管理計画、モニタリングの実施等が事業費に含まれており、右に基づき EIRR が算出されている。
	55	● 環境社会配慮の検討結果につき、代替案や緩和策も含め独立の文書あるいは、他の文書の一部として表されているかの確認	・EIA、RAP に代替案や緩和策が含まれている。
	56	● 特に影響が大きいプロジェクトについては、環境影響評価報告書が作成されているかの確認	・特に影響が大きいプロジェクトではないが、ダウナ-エレンガ間の送ガス管の設置及びジャムナ橋西側-ナルカ間の送ガス管の設置に関する EIA がそれぞれ作成済。
57	● 特に影響が重大と思われるプロジェクトや、異論が多いプロジェクトについて専門家からなる委員会が設置されたかの確認	・特になし。	
対策の検討	58	● 環境管理計画、モニタリング計画など適切なフォローアップの計画や体制、そのための費用及びその調達方法の計画策定状況確認	● 環境管理計画 ・実施体制：各環境管理項目の実施機関が明記されている。実施機関に環境専門家（Environmental Specialist：ES）を配置し、ES が環境管理及びモニタリングを監督する。

項目、現行ガイドライン条文	整理番号	調査アイテム	調査結果
			<ul style="list-style-type: none"> ・費用：環境対策費用は工事費用、オペレーション費用に含まれていると EMP に記載されている。具体的な費用の算出は確認できない。 ・調達方法：各項目の担当組織が検討されている。 ● モニタリング計画 ・実施体制：環境モニタリングについて、工事中はコントラクターが、供用時は実施機関が実施する。実施機関の ES がモニタリングレポートを作成する。ARAP に関しては、GTCL 内に設置される住民移転委員会が NGO とともに内部モニタリングを行い、GTCL が雇用する独立した監査員が外部モニタリングを行う。 ・費用：各モニタリング項目に関する費用が定量的に算出されている。 ・調達方法：各項目の担当組織及び関連費用が検討されている。
	59	● 上記以外は 2.8 にて確認	2.8 にて確認。
検討する影響スコープ	60	● スコーピングの適切な実施にかかる状況の確認	・ GL の項目が網羅されているスコーピング案が作成されている。
	61	● GHG 排出量の算出・評価の状況の確認	・ 本業務は「気候変動案件」に該当しないため、対象外。
	62	● 国際機関、バイドナーの気候変動（GHG 排出）への対応状況の確認	個別案件に紐づく事項ではないため、本調査の報告書本文に記載。
	63	● 「不可分一体の事業」、「派生的・二次的影響」、「累積的影響」の事例整理。	・ 該当しない。
	64	● 世銀、ADB、IFC の「不可分一体の事業」、「派生的・二次的影響」、「累積的影響」への対応状況の整理	個別案件に紐づく事項ではないため、本調査の報告書本文に記載。
法令、基準、計画等との整合性	65	● 「自然保護や文化保護のために特に指定した地域」の事例整理	● 自然保護や文化保護のために特に指定した地域の該当有無：事業対象地及びその周辺に、国立公園等の保護区は存在しない。
	66	● 世銀、ADB、IFC の「自然保護や文化保護のために特に指定した地域」に係る対応状況の整理	個別案件に紐づく事項ではないため、本調査の報告書本文に記載。
	67	● 上記以外は 2.6 にて確認	2.6 にて確認。
社会的合意	68	● ステークホルダー協議（①告知・実施日時、②場所、③方法（住民集会、個別インタビュー、言語）、④社会的弱者に対する配慮手法、⑤告知方法、⑥参加者（人数、被影響者に占める割合、所属、性別等）、⑦協議内容（事業サイトの範囲、事業形態、地域住民の持つ問題点、ニーズ等）、⑧参加者からのコメント、⑨実施機関による返答、⑩寄せられたコメントの計画や事業への反映結果、⑪協議の議事録の有無）の確認	<ul style="list-style-type: none"> ● EIA に関して ① 告知日時：記録なし。 実施日時： <ul style="list-style-type: none"> ・ダウナ-エレンガ間の送ガス管の設置事業：2013 年 12 月～2014 年 1 月（計 10 回）（ARAP も含めて） ・ジャムナ橋西側-ナルカ間の送ガス管の設置事業：2014 年 1 月（計 2 回） ② ・ダウナ-エレンガ間の送ガス管の設置事業：送ガス管設置場所周辺（Tangali 郡、Gazipur 郡） ・ジャムナ橋西側-ナルカ間の送ガス管の設置事業：Soydabad Bazar、Dukiabari ③ ・フォーカスグループディスカッション、キーインフォーマットインタビュー ・言語：バングラ語、英語。 ④ 記録なし。 ⑤ 告知方法：Local representative、Field administration 経由で告知。 ⑥ 主な参加者は、NGO 関係者、被影響住民、BETS、地方政府関係者、等 ⑦ 事業概要、事業による効果、事業による環境社会面への影響、潜在的风险、課題、等 ⑧ 補償や生計回復支援策、ガス供給に関する関心、工事騒音や水質への影響、等 ⑨ <ul style="list-style-type: none"> - 移転により社会的ネットワークを失う。⇒被影響住民には 3 ヶ月間の生計回復補助金を支払う計画である。 - 補償前の移転について⇒移転前に補償や移転及び建設の補助金の支払いを行う。 - 生計回復支援について⇒社会的弱者や最低限度で生活している世帯、収入源を失う世帯に対して生計回復支援を行う。 - ガスの供給について⇒GTCL はガス輸送を行い、各戸への接続は他の組織が担当するが、ARAP 作成の際に

項目、現行ガイドライン条文	整理番号	調査アイテム	調査結果
			<p>被影響住民からの要望を反映する。</p> <p>⑩ 住民移転や社会的配慮に関わる要望については、ARAP 作成の際に考慮する旨伝えている。</p> <p>⑪ 概要はE I Aに記載あり。</p> <p>● RAP に関して：</p> <p>① 告知日時：記録なし。 実施日時：2013年12月～2014年1月（計10回）（EIAも含めて）</p> <p>② 送ガス管設置場所周辺（Tangali 郡、Gazipur 郡）</p> <p>③ フォーカスグループディスカッション、キーインフォーマットインタビュー 言語：記録なし。</p> <p>④ 記録なし。</p> <p>⑤ 告知方法：記録なし。</p> <p>⑥ 主な参加者は、NGO 関係者、被影響住民、BETS、地方政府関係者、等</p> <p>⑦ 事業概要、事業による効果、事業による環境社会面への影響、潜在的リスク、課題、等</p> <p>⑧ 適切な補償内容、生計回復支援、職業訓練、職業斡旋、代替地の提供、ガス供給、社会的弱者への支援、道路の修復、等</p> <p>⑨ 上述のとおり。</p> <p>⑩ 住民移転や社会的配慮に関わる要望については、ARAP 作成の際に考慮する旨伝えている。</p> <p>⑪ 記録なし。</p> <p>● ステークホルダー分析の実施：無。</p>
	69	● 外部からの指摘事項が確認された場合には、その原因（GL 記載内容が十分であったかを含む GL 自体の問題、解釈の違い、運用能力等）について確認	・既存資料からは外部からの指摘事項は確認されない。
	70	● 社会的弱者に対する配慮事例の整理	<p>● 社会的弱者に対する配慮の有無：</p> <p>-ARAP において、社会的弱者（世帯主が高齢者、障害者、女性の世帯等）への特別な配慮、生計回復支援の実施が検討されている。</p> <p>● 社会的弱者に対する説明の内容 ・実施されている。</p> <p>● 社会的弱者からの情報や意見の有無・内容 ・記録なし。</p> <p>● 社会的弱者からの情報や意見の事業への反映 ・記録なし。</p>
生態系及び生物相	71	● 「重要な自然生息地」の事例（含む判断根拠、森林以外の地域、生物多様性重要地域の配慮状況、地域コミュニティにもたらす影響や地域コミュニティが自然生息地にもたらす影響、社会環境に与える影響や社会環境が与える影響）の整理	・重要な自然生息地はレビュー対象資料では確認されていない。
	72	● 「重要な自然生息地における事業実施条件」に基づき事業を実施した事例整理	・該当しない。
	73	● 世銀、ADB、IFC の「重要な自然生息地」、「著しい転換・著しい劣化」に係る対応状況の整理	個別案件に紐づく事項ではないため、本調査の報告書本文に記載。
	74	● 違法伐採の有無の確認	・確認できない。
非自発的住民移転	75	● 住民移転計画の作成有無・公開状況・協議の有無と内容・協議に際する言語と様式の確認。	<p>● 住民移転計画の作成：作成済</p> <p>・ARAP(2014年3月)によると合計25世帯（134人）及び3つの事業所の移転が生じる。</p> <p>● 公開状況：2.1「情報の公開」を通じて確認。</p> <p>● 協議の有無と内容：ARAP 作成過程において住民との協議が計10回行われ、補償内容や生計回復支援等について協議されている。</p> <p>● 協議の使用言語：確認できない。</p>

項目、現行ガイドライン条文	整理番号	調査アイテム	調査結果
	76	● 非自発的住民移転及び生計手段の喪失は、回避・最小化が検討・実施され、対象者と文書等で合意の上で実効性のある対策が講じられているかの確認。	● 非自発的住民移転及び生計手段の喪失は回避・最小化が検討・実施されたか：送ガス管の敷設ルートを選定において、代替案の検討を通じて非自発的住民移転及び生計手段の喪失の回避、影響の最小化が図られた。 ● 対象者と文書等で合意をしているか：文書を取り交わしている
	77	● 環境レビュー段階の想定被影響住民数の確認	・134人
	78	● モニタリング段階における被影響住民数の確認	・177人(詳細センサス調査を行ったところ、移転対象者が増加した)
	79	● 環境レビュー段階の補償内容(補償のタイミング、再取得価格を含む補償費の算出方法、生計回復策、その他支援内容)の確認。	● 補償のタイミング：着工前。 ● 土地の再取得価格での補償方針の有無：補償は JICA ガイドラインを満たすよう再取得価格で行われる。 ● 再取得価格を含む補償費の算出方法：確認中。 ● 生計回復策の内容：職業訓練、技術訓練、既存技術の向上訓練、副収入活動、等が検討されている。GTCL 内に設置される住民移転委員会には、生計回復及び貧困削減エキスパートが配属され、具体的な生計回復支援策が検討される。
	80	● 現地調査対象案件については、移転住民が以前の生活水準や収入機会、生産水準において改善又は少なくとも回復できているかの確認。	・現地調査対象案件ではないので該当せず
	81	● 苦情処理メカニズムの整備状況の確認	● 苦情処理メカニズムの計画： - 各区に5人のメンバーで構成される苦情処理委員会が設置され、苦情対応を行う。苦情処理委員会は、行政の代表、NGO、実施機関、被影響者により構成される。 - 苦情処理委員会は、被影響者から苦情を受け付け、苦情解決を図り、移転の便益やその他の支援等も含め対応する。苦情の内容に応じ、被影響者は裁判所へ訴えることが出来る。苦情処理委員会は実施機関事務所とフォローアップを行う。 ● 計画された苦情処理メカニズムの整備状況：整備済み苦情の有無：約70件の補償内容に対する意見や苦情があったが、解決されている。
先住民族	82	● 先住民族への影響の有無の確認	・事業地周辺には、少数民族・先住民族は確認されていない。
	83	● 負の影響の回避・最小化の検討状況確認	・該当しない。
	84	● 先住民族計画の作成・公開状況確認	・該当しない。
	85	● FPIC の実施状況確認	・該当しない。
モニタリング	86	● モニタリング計画の作成状況確認	● 環境モニタリング計画：環境モニタリング計画は、協力準備調査報告書及び EIA に記載されている。(ガスコンプレッサシステムの整備、ダウナ-エレンガ間の送ガス管の設置、ジャムナ橋西側-ナルカ間の送ガス管の設置) ● 移転(RAP)モニタリング計画：ダウナ-エレンガ間の送ガス管の設置に伴う RAP モニタリング計画は、協力準備調査報告書及び ARAP に記載されている。
	87	● 上記以外は 3.2 にて確認	3.2 にて確認。
別紙2 カテゴリー A に必要な環境アセスメント報告書	88	● EIA の承認状況、言語、現地での公開状況及び複製の可否の確認	・本事業はカテゴリ B 案件のため対象外。
	89	● EIA において GL に記載の必要な項目が含まれているかの確認	・該当しない。
	90	● 大規模住民移転を理由にカテゴリ A と判断された案件における EIA 実施状況の整理	● 大規模住民移転を理由にカテゴリ A と判断された案件であるか：該当しない。
別紙3 一般に影響を及ぼしやすいセクター・特性、影響を受けやすい地域の例示	91	● 「影響を及ぼしやすいセクター」の妥当性の確認。(配電、上水道、農業等、影響を及ぼしやすい特性や影響を受けやすい地域に該当しない限りそれ自体はカテゴリ分類に影響しないと思われるセクターの影響の重大さの整理。)	・対象外。
別紙4 スクリーニング様式	92	● (調査アイテム無し) 環境 GL が改定された場合は、スクリーニング様式も併せて変更。	・該当しない
別紙5 チェックリストにおける分類・チェック項目	93	● (調査アイテム無し) 環境 GL が改定された場合は、チェックリストも併せて変更。	・該当しない
別紙6 モニタリングを行う項目	94	● モニタリング項目の妥当性、基準値の記載、工事中・供用時の区分	● モニタリング項目： ・ガスコンプレッサシステムの整備：大気、廃棄物、騒音 ・ダウナ-エレンガ間の送ガス管の設置：大気、水質、廃棄物、騒音、RAP (用地取得・住民移転、住民協議会、苦

項目、現行ガイドライン条文	整理番号	調査アイテム	調査結果
			情等) ・ジャムナ橋西側-ナルカ間の送ガス管の設置：大気、廃棄物、騒音 ● 基準値の記載（計画）： ・参照基準：大気、水質、騒音に関する現地国環境基準及び国際基準が参照されている。 ● モニタリング頻度： ・ガスコンプレッサシステムの整備：工事中は、大気及び騒音は月 1 回。工事中及び供用時における廃棄物については確認できない。 ・ダウナ-エレンガ間の送ガス管の設置：工事中は、大気、水質、騒音は月 1 回、廃棄物は週 1 回。供用時における廃棄物については必要に応じて。RAP に関わるモニタリングは月 1 回。 ・ジャムナ橋西側-ナルカ間の送ガス管の設置：：工事中は、大気、騒音は月 1 回、廃棄物は週 1 回。供用時における廃棄物については必要に応じて。 ● 生計回復策の計画と実績の乖離（モニタリング頻度含む）： 無。 ● 工事中・供用時の区分：区分されている。
その他			

個別案件シート（JICA 環境社会配慮ガイドラインのレビュー調査結果）

<事業概要>

案件名/案件種別/海外投融資貸付契約調印日	首都圏都市交通3号線整備事業（第一期）／有償／2016/4/20
カテゴリ分類及び分類根拠	カテゴリ B 本事業は「環境社会配慮ガイドライン」（2010年4月公布）に掲げる道路、鉄道及び橋梁セクターのうち大規模なものに該当せず、環境への望ましくない影響は重大でないと判断され、かつ、同ガイドラインに掲げる影響を及ぼしやすい特性および影響を受けやすい地域に該当しないため。
事業目的	本事業は、パナマ首都圏西部地域と中心部をつなぐ都市交通3号線を、十分な安全性かつ信頼性のある都市交通システムとしての商業運行実績を有する質の高いモノレールの車両及びシステムの導入を通じて整備することにより、都市の交通機能の改善及び二酸化炭素排出削減を図り、もって同国の持続可能な経済成長に寄与する。
プロジェクトサイト	パナマ国 パナマ首都圏西部地域（パナマ市、アライハン市、ラ・チョレラ市）
事業概要	1) 都市交通3号線に係るモノレールシステム調達 2) 都市交通3号線に係る高架・駅舎等整備に係る土木工事（アルブルック～シウダ・デル・フトゥーロ間約26Km、14駅） 3) コンサルティング・サービス（基本設計、入札図書作成支援、調達支援、実施監理、及び第4架橋とのインターフェース監理、環境社会配慮等）
事業実施機関	メトロ庁（SMP）（100%政府出資のメトロ公社（Metro de Panamá, S.A.）へと組織変更される予定）
総事業費/概算協力額	299,215 百万円（うち、第一期円借款対象額：29,575 百万円）

I. 基本的事項

項目、現行ガイドライン条文	整理番号	調査アイテム	調査結果
1.1 理念	1	（レビュー調査全体を通じて確認） ● 開発協力大綱等の政府方針、持続可能な開発目標（SDGs）等の国際的援助潮流の整理	個別案件に紐づく事項ではないため、本調査の報告書本文に記載。
1.2 目的			
1.3 定義			
1.4 環境社会配慮の基本方針			
1.5 JICA の責務	2	（第Ⅱ、Ⅲ章のレビュー調査を通じて確認） ● IFC、ADB 等、他ドナーにおける出資案件における責務について確認	個別案件に紐づく事項ではないため、本調査の報告書本文に記載。
1.6 相手国政府に求める要件	3	（別紙1のレビュー調査を通じて確認）	別紙1を参照。
1.7 対象とする協力事業	4	● 現行 GL 施行後に増えた協力事業（海外投融資、中小企業支援等）の整理	個別案件に紐づく事項ではないため、本調査の報告書本文に記載。
	5	● 現行 GL 施行後の業務環境の変化（インフラ輸出の促進、迅速化、国際金融機関との協調融資の増加等）の整理	個別案件に紐づく事項ではないため、本調査の報告書本文に記載。
1.8 緊急時の措置	6	● 「緊急時の措置」の適用実績整理（カテゴリ分類、緊急時の判断基準、助言委員会関与方法、情報公開、モニタリング、フォローアップ措置等）	・該当しない。
1.9 普及	7	● 相手国等に対する説明実績、説明内容の整理	● JICAGL に関する説明実績：審査時に説明済。 ● JICAGL に関する説明内容：JICAGL の遵守、適切な環境社会配慮の実施、モニタリングに付き説明。 JICAGL に関する研修実績：有
1.10 環境社会配慮助言委員会	8	（第Ⅱ章 2.7「環境社会配慮助言委員会による助言」のレビュー調査を通じて確認）	第Ⅱ章 2.7「環境社会配慮助言委員会による助言」を参照。

II. 環境社会配慮のプロセス

項目、現行ガイドライン条文	整理番号	調査アイテム	調査結果
2.1 情報の公開	9	● JICA による情報公開（カテゴリ分類、最終報告書、環境社会配慮文書、環境レビュー結果、モニタリング結果）状況確認	● カテ分類の情報公開：公開あり ● 協力準備調査 最終報告書の情報公開：公開あり ● 環境社会配慮文書（EIA・RAP・IPP など）の情報公開：公開あり（現地(スペイン)語版）、IPP は該当しない

項目、現行ガイドライン条文	整理番号	調査アイテム	調査結果
			<ul style="list-style-type: none"> ● 環境レビュー結果（＝事前評価表）の情報公開状況：公開あり ● モニタリング結果の情報公開： <ul style="list-style-type: none"> ・合意状況：合意済・公開状況：モニタリング段階にないため、該当しない
	10	<ul style="list-style-type: none"> ● 相手国等による情報公開（環境社会配慮文書、モニタリング結果）状況（公開場所、公開時期、言語等） 	<ul style="list-style-type: none"> ● EIA <ul style="list-style-type: none"> ・公開場所：環境省 HP http://miambiente.gob.pa/consultas-eia/ ・公開時期：2014年11月17日 ・言語：スペイン語 ● RAP 相手国における公開合意無。 ● 環境モニタリング モニタリング段階にないため、該当しない ● 社会モニタリング モニタリング段階にないため、該当しない
	11	<ul style="list-style-type: none"> ● JICA から相手国等に対する情報公開の働きかけの状況確認 	審査時等に情報公開の働きかけを行っている。
	12	<ul style="list-style-type: none"> ● 第三者からの情報提供の求めの有無と対応状況確認 	確認できず
	13	<ul style="list-style-type: none"> ● 情報開示が禁じられる情報についての対応状況確認 	<ul style="list-style-type: none"> ● JICA における公開情報については、相手国政府等からの了解を得た上で公開。
2.2 カテゴリ分類	14	<ul style="list-style-type: none"> ● カテゴリ分類結果、根拠の整理 	<ul style="list-style-type: none"> ● カテゴリ分類結果：カテゴリ B ● カテゴリ分類の根拠：本事業は、鉄道セクターのうち大規模なものに該当しない。事業対象地は国立公園等の影響を受けやすい地域またはその周辺に該当せず、大規模な非自発的住民移転等の影響を及ぼしやすい特性を有しない。 ● カテゴリ分類の根拠と実態の乖離：無
	15	<ul style="list-style-type: none"> ● カテゴリ分類の変更の有無と有の場合の根拠の整理 	カテゴリ分類の変更：有。（協力準備調査時はAであったが、スコープ変更の上、審査時までにカテゴリBとしている）
	16	<ul style="list-style-type: none"> ● カテゴリ分類の妥当性について外部より指摘を受けた案件の分類結果の妥当性の確認 	なし。
	17	<ul style="list-style-type: none"> ● スクリーニング様式の提出状況 	<ul style="list-style-type: none"> ・スクリーニング様式の提出：当該様式の提出は確認できないが、実施機関等から徴求した相応の情報に基づきスクリーニングを実施。
2.3 環境社会配慮の項目	18	(別紙1のレビュー調査を通じて確認)	別紙1を参照。
2.4 現地ステークホルダーとの協議	19	<ul style="list-style-type: none"> ● JICA と相手国等による協議状況確認 	<ul style="list-style-type: none"> ・LA 締結時に協議を実施している。
	20	<ul style="list-style-type: none"> ● 上記以外は別紙1「社会的合意」のレビュー調査を通じて確認 	別紙1「社会的合意」を参照。
2.5 社会環境と人権への配慮	21	<ul style="list-style-type: none"> ● 権利が制限されている地域における協力事業での情報公開や現地ステークホルダーとの協議の際の配慮状況の確認 	<ul style="list-style-type: none"> ● 権利が制限されている地域の該当状況：該当しない
	22	<ul style="list-style-type: none"> ● 社会的弱者に対する人権配慮の有・内容確認 	別紙1「社会的合意」を参照。
2.6 参照する法令と基準	23	<ul style="list-style-type: none"> ● 相手国の国内法遵守の有無 ● 世銀 SGP やその他国際基準との乖離の有無 	<ul style="list-style-type: none"> ● 相手国の国内法遵守の有無 ・EIA・IEE の承認有無：承認有

項目、現行ガイドライン条文	整理番号	調査アイテム	調査結果
	24		<ul style="list-style-type: none"> ・国内法に基づいた RAP 作成有無：有（改訂中） ● 世銀 SGP やその他国際基準との乖離の有無：なし ・ベンチマークとして参照される国際基準が下記の通り確認できる。 ・パナマには未だに公式な大気質基準が存在しないが、EIA 報告書では調査の結果の数値を、暫定的なパナマの大気質基準及び WHO のガイドラインと比較している。 ・
	25	● 世銀のセーフガード政策から Environmental and Social Framework (ESF) への変更点の整理	個別案件に紐づく事項ではないため、本調査の報告書本文に記載。
	26	● 世銀 ESF と現行 GL の相違点	個別案件に紐づく事項ではないため、本調査の報告書本文に記載。
	27	● ADB、IFC のセーフガード政策で参照できる基準やグッドプラクティス等の整理	個別案件に紐づく事項ではないため、本調査の報告書本文に記載。
2.7 環境社会配慮助言委員会による助言	28	● 助言委員会の開催実績整理（運営改善の取り組み含め情報整理、情報公開状況含む）	該当しない。
	29	● 環境レビュー時の助言対応状況確認	該当しない。
2.8 JICA の意思決定	30	● 合意文書における合意状況確認	・合意文書締結済み。
	31	● 合意文書に基づき、協力事業を中止した事例の整理	・該当しない。
2.9 ガイドラインの適切な実施と遵守の確保	32	● 別途、「異議申立手続き」の見直し作業を通じて対応	・該当しない
2.10 ガイドラインの適用と見直し	33	N/A	・該当しない

III. 環境社会配慮の手続き

項目、現行ガイドライン条文	整理番号	調査アイテム	調査結果
3.1 協力準備調査	34	● 「プロジェクトを実施しない案」を含む代替案検討の事例整理	<p>メトロ 3 号線事業及び第 4 パナマ運河橋事業に対してそれぞれ「プロジェクトを実施しない案」を含め、下記のとおり代替案を検討している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・メトロ 3 号線 <p>ルート選定は 2 案から、交通システム選定は 2 段階に分けて実施し、1 回目では可能性のあるすべての都市交通システムをリストし、メトロ庁と調査団で合意された 4 つの評価項目で評価し、絞り込んだ 6 つの交通システムを 2 回目の評価で検討。2 回目の評価では 10 個の比較項目を選定し、評価のプロセスの中で各オプションの技術的妥当性、コスト、スケジュール、需要、用地取得/住民移転、環境への影響の視点から分析が行われた。一連の協議と分析の後、結論としてルートはパンアメリカンルート、システムは跨座式モノレールが 3 号線に最もふさわしいシステムとして選定された。</p>
	35	● 協力準備調査の各種手続きの実施状況確認（スコーピング、EIA 等調査、情報公開、ステークホルダー協議等）	<ul style="list-style-type: none"> ● スコーピング：実施済 ● EIA 等調査：実施済 ● 情報公開：2.1「情報の公開」を参照。 ● ステークホルダー協議等：別紙 1「社会的合意」を参照。
3.2 有償資金協力、無償資金協力、技術協力プロジェクト	36	● カテゴリ分類に応じた環境レビューに係る手続き・情報公開の実施状況確認	<ul style="list-style-type: none"> ● 環境チェックリストの作成状況：作成済 ● EIA,ECC,RAP,IPP の取得・公開状況

項目、現行ガイドライン条文	整理番号	調査アイテム	調査結果
		<ul style="list-style-type: none"> 環境チェックリストの作成状況 EIA, ECC, RAP, IPP の取得・公開状況等 FI の場合、金融仲介者等の環境社会配慮確認実施能力の確認状況及びカテゴリ A 相当のサブプロジェクトに対する環境レビュー状況等 	<ul style="list-style-type: none"> EIA：JICA ウェブサイトで公開あり ECC：該当しない RAP：公開されていない IPP：不明 本案件は FI 事業ではない。・本案件は FI 事業ではない。 <ul style="list-style-type: none"> 本案件は FI 事業ではない。
	37	● エンジニアリング・サービス借款実施案件の環境レビュー実績の整理	・ES 借款ではない。
	38	● エンジニアリング・サービス借款の実施段階における相手国等による環境社会配慮実施状況の確認。	・ES 借款ではない。
	39	● モニタリング結果の受領、公開状況確認	<ul style="list-style-type: none"> モニタリング結果の受領 審査時の合意：合意されている 作成状況：モニタリング段階にないため該当しない。 受領状況：モニタリング段階にないため該当しない。 <ul style="list-style-type: none"> モニタリング結果の公開状況 該当しない。
	40	● 第三者からのモニタリング結果の公開請求への対応状況の確認	● モニタリング結果の公開請求：該当しない。
	41	● 環境レビュー結果とモニタリング結果の乖離が確認された場合には、その原因（GL 記載内容が十分であったかを含む GL 自体の問題、解釈の違い、運用能力等）について確認。	<ul style="list-style-type: none"> 環境事項における環境レビュー結果とモニタリング結果の乖離：該当しない。 社会事項における環境レビュー結果とモニタリング結果の乖離： 該当しない。 ●
	42	● 合意文書に基づき、相手国に対応を求め、貸付実行を停止した事例の整理	・貸付実行は停止されていない。（現時点で貸付実行は行われていない。）
	43	● プロジェクトの重大な変更が生じた案件の手続きの実施状況の確認	<ul style="list-style-type: none"> 重大な変更が生じた案件であるか：該当しない。 LA 後に IEE/EIA が改定されたか： 該当しない。 IEE/EIA が改定された場合、改定の理由： 該当しない。
3.3 外務省が自ら行う無償資金協力について JICA が行う事前の調査	44	● 外務省に協力の停止を提言した事例の整理	・該当しない。
3.4 開発計画調査型技術協力	45	<ul style="list-style-type: none"> カテゴリ分類に応じた各段階での手続きの実施状況確認 スクリーニングの実施状況 スコーピングの実施状況 JICA と相手国等の協議状況 合意文書や報告書等の公開状況等 	・該当しない。
	46	● SEA のステークホルダー協議の実施状況確認	・該当しない。
	47	● 開発調査型技術協力終了後に予期せぬ環境社会影響が生じた場合の対応状況確認	・該当しない。

別紙 1～6

項目、現行ガイドライン条文	整理番号	調査アイテム	調査結果
別紙 1 対象プロジェクトに求められる環境社会配慮	48	● 日本・他ドナーにおける環境社会配慮関連の「費用・便益の定量化方法」の取り扱い確認	個別案件に紐づく事項ではないため、本調査の報告書本文に記載。
	49	● 日本・他ドナーにおける「災害の環境影響評価」の取り扱い確認	個別案件に紐づく事項ではないため、本調査の報告書本文に記載。
基本的事項	50	● 計画段階における環境・社会影響の調査・検討状況確認	<ul style="list-style-type: none"> 環境： 物理的環境：地質・土壌、地震学、土質・堆積物の質、土地利用、気候、大気質、騒音・振動、水質、

項目、現行ガイドライン条文	整理番号	調査アイテム	調査結果
			<ul style="list-style-type: none"> ・生物学的環境：陸生生態（生態系、植物相、動物相、水生生物） ● 社会：事業対象地の特徴的な景色、人口、先住民族、貧困、住居、交通、経済活動、文化的・考古学的側面
	51	● 影響の回避・最小化のための代替案や緩和策の検討状況確認	代替案、緩和策は検討されている
	52	● 検討結果のプロジェクト計画への反映状況確認	検討結果のプロジェクト計画への反映：有（環境管理計画、モニタリング計画に反映されている）
	53	● 環境社会配慮関連費用・便益の定量的評価に努めており、定性的な評価も加えているかの確認	<ul style="list-style-type: none"> ● 環境： <ul style="list-style-type: none"> ・定量的な評価：記載なし ・定性的な評価：環境にやさしい交通システム ● 社会： <ul style="list-style-type: none"> ・定量的な評価：基準年での車輦での平均移動時間と比較し、所要時間の短縮 ・定性的な評価：パナマ市のイメージ向上、観光開発、効率的な移動、都市開発・産業開発、教育施設への安全なアクセス 「環境社会配慮」に係る費用が本体事業費用の中に計上されているか：有
	54	● 環境社会配慮関連費用・便益は、プロジェクトの経済的、財政的、制度的、社会的及び技術的分析との密接な調和が図られているかの確認	<ul style="list-style-type: none"> ・環境社会配慮を含む事業効果として、EIRR、FIRR が算出されている。 ・定性的効果として「都市のモビリティ改善による生活環境及び都市機能の改善」が記載されている。 ・用地取得費、環境管理計画、モニタリングの実施等が事業費に含まれており、右に基づき EIRR が算出されている。
	55	● 環境社会配慮の検討結果につき、代替案や緩和策も含め独立の文書あるいは、他の文書の一部として表されているかの確認	・EIA 報告書が作成されている。
	56	● 特に影響が大きいプロジェクトについては、環境影響評価報告書が作成されているかの確認	・環境への望ましくない影響は重大でないと判断される。
	57	● 特に影響が重大と思われるプロジェクトや、異論が多いプロジェクトについて専門家からなる委員会が設置されたかの確認	特になし。
対策の検討	58	● 環境管理計画、モニタリング計画など適切なフォローアップの計画や体制、そのための費用及びその調達方法の計画策定状況確認	<ul style="list-style-type: none"> ● 環境管理計画 <ul style="list-style-type: none"> ・実施体制：事業実施主体が行う ・費用：EIA の中で、メトロ 3 号線事業と第 4 パナマ運河橋それぞれにおいて見積もられている。 ・調達方法：各項目の担当組織及び関連費用が検討されている。 ● モニタリング計画 <ul style="list-style-type: none"> ・実施体制：事業実施主体が行うことが合意されている ・費用：EIA の中で、メトロ 3 号線事業と第 4 パナマ運河橋それぞれにおいて見積もられている。 ・調達方法：各項目の担当組織及び関連費用が検討されている。
	59	● 上記以外は 2.8 にて確認	2.8 にて確認。
検討する影響スコープ	60	● スコーピングの適切な実施にかかる状況の確認	・GL の項目が網羅されているスコーピング案が作成されている。
	61	● GHG 排出量の算出・評価の状況の確認	<ul style="list-style-type: none"> ・3 号線事業による CO2 の削減量が気候変動地帯支援ツール／緩和策(JICA-FIT)を用いて算出され、削減量のほうが多いと算定されている。 ・モノレールは、排出量削減、及び地球温暖化に対して、顕著な正の影響を与える。これは、モノレールが既存の自動車・バスの利用者を魅了することにより、車輦から排出される排気を減少させることである。パナマの電力の約 50%は水力発電によるものであることも、さらにこの正の影響を強調することに繋がる。排出量削減の第 2 の理由としては、パナマ市における交通渋滞の緩和による排出量の削減である。本事業により見込まれる年間の二酸化炭素排出の削減量は、16,000～25,000 トンと推定される。
	62	● 国際機関、バイドナーの気候変動（GHG 排出）への対応	個別案件に紐づく事項ではないため、本調査の報告書本文に記載。

項目、現行ガイドライン条文	整理番号	調査アイテム	調査結果
		状況の確認	
	63	● 「不可分一体の事業」、「派生的・二次的影響」、「累積的影響」の事例整理。	該当しない。
	64	● 世銀、ADB、IFC の「不可分一体の事業」、「派生的・二次的影響」、「累積的影響」への対応状況の整理	個別案件に紐づく事項ではないため、本調査の報告書本文に記載。
法令、基準、計画等との整合性	65	● 「自然保護や文化保護のために特に指定した地域」の事例整理	● 該当しない。 ●
	66	● 世銀、ADB、IFC の「自然保護や文化保護のために特に指定した地域」に係る対応状況の整理	個別案件に紐づく事項ではないため、本調査の報告書本文に記載。
	67	● 上記以外は 2.6 にて確認	2.6 にて確認。
社会的合意	68	● ステークホルダー協議（①告知・実施日時、②場所、③方法（住民集会、個別インタビュー、言語）、④社会的弱者に対する配慮手法、⑤告知方法、⑥参加者（人数、被影響者に占める割合、所属、性別等）、⑦協議内容(事業サイトの範囲、事業形態、地域住民の持つ問題点、ニーズ等)、⑧参加者からのコメント、⑨実施機関による返答、⑩寄せられたコメントの計画や事業への反映結果、⑪協議の議事録の有無）の確認	● EIA に関して 住民協議会は、EIA 報告書を環境庁が審査する過程で事業実施主体（メトロ庁）より実施される（2014 年 8 月に実施済）。EIA 報告書が公開され、だれでも自由に閲覧し、コメントを出すことができる。EIA 報告書最終版には、それらのコメントが反映されることになる。 ● RAP に関して （改訂中の RAP にて継続的に対応している） ミーティングや聞き取り調査以外にも ・アンケート調査（メトロ 3 号線事業：300 サンプル、第 4 パナマ運河橋事業：164 サンプル） ・スーパーとバスターミナルにてパブリック・ビジット（事業紹介のパンフレット配布・質問の回答や意見の収集）の実施も行い、幅広く意見が収集された。 ● ステークホルダー協議について ①実施日時 ①2014/2/17、②2014/2/18、③2014/2/18、④2014/2/19、⑤2014/2/20、⑥2014/3/17、⑦2014/3/19、⑧2014/3/19、⑨2014/3/20、⑩2014/3/21、⑪2014/3/21、⑫2014/3/22、⑬2014/5/9 ②場所 ①ラス・アメリカス特別大学、②ラス・アメリカス特別大学、③ラス・アメリカス特別大学、④ラス・アメリカ

項目、現行ガイドライン条文	整理番号	調査アイテム	調査結果
			<p>ス特別大学、⑤エル・ディアマンテ、ブルンガ、⑥パナマ海洋大学、⑦パナマ海洋大学、⑧パナマ海洋大学、⑨パナマ海洋大学講堂、⑩アライハン市体育館、⑪アライハン市体育館、⑫ラ・ボカ、⑬パナマ海洋大学講堂</p> <p>③方法</p> <p>①フォーカスグループディスカッション：女性(以下 FGD)、②FGD：大学生、③FGD：交通セクター、④ステークホルダーミーティング(以下、SHM)、⑤FGD：ブルンカ地区の住民代表、労働者、⑥FGD：交通セクター、⑦住民説明会、⑧SHM、⑨住民説明会、⑩FGD：住民組織代表、アライハン市長・市職員)、⑪住民説明会、⑫SHM：零細漁業セクター、⑬住民説明会</p> <p>言語について特段の記載は確認できないが、EIA 添付のアンケート用紙やパブリックビジットの様子の写真から見て取れるバナーなどから、現地語(スペイン語)にて行われたものと推察される。</p> <p>④社会的弱者への配慮手法</p> <p>FGD の実施</p> <p>⑤告知方法</p> <p>住民集会の開催は、ポスター、コミュニティ・リーダーによる通達、電話、現地調査時における呼びかけにより、住民に通知された</p> <p>⑥参加人数</p> <p>①7名、②8名(他オブザーバー15名)、③2名、④21名、⑤10名、⑥6名、⑦28名、⑧16名、⑨2名、⑩12名(他オブザーバー11名)、⑪25名、⑫37名、⑬84名</p> <p>参加者が少なかった③と⑨に関しては、③は日程を延期し⑥に、⑨は⑬に再度住民説明会を行っている。</p> <p>⑦協議内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ SHM <ul style="list-style-type: none"> 聞き取り調査 ・ FGD <ul style="list-style-type: none"> 合計 4 つのフォーカス・グループ・ディスカッションが行われた。議論は、メトロ 3 号線/第 4 パナマ運河橋事業についての情報を提供することなく開始し、議論後半で事業に関する情報が、パンフレットを用いて口頭にて簡単に提供された。議論は次の 3 点に絞られた。 1) 交通が現在抱える問題 2) メトロ 3 号線及び第 4 パナマ運河橋事業に対する意見 3) 既存の交通システムとメトロ 3 号線事業/第 4 パナマ運河橋事業をどのように統合することがきるか ・ 住民説明会 <ul style="list-style-type: none"> それぞれの住民説明会においては、SMP がパワーポイントを利用し事業についての説明を行い、質疑応答の時間が持たれた。 <p>⑧参加者からのコメント</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ SHM <ul style="list-style-type: none"> 大半の SH が事業が地元の住民に対して多大な便益をもたらすと答えた。 事業の費用便益比が持続的であるべきであると述べるステークホルダーも数人確認された。同時に彼らは、増加する対外債務を懸念している。 多くのステークホルダーが、アライハンとラ・チョレラ間での交通渋滞を解消するために、メトロ 3 号線事業をラ・チョレラまで延長する方が良いと意見を述べた。 数人のステークホルダーから、動植物及び運河のオペレーションへの悪影響を懸念する声が上がった。 非合法であるピラタスを公式な交通システムへ統合する提案。 事業について地元住民に十分に通知することにより、将来発生する可能性のある問題を防ぐこと、地元の住民を雇用することや、事業を可能な限り早急に実施することが提案された。 ・ FGD <ul style="list-style-type: none"> 全ての参加者が、メトロ 3 号線及び第 4 パナマ運河橋事業に賛成を表明。 交通セクター（交通サービス提供者）も、既存の交通サービスを廃止しないという条件において、メトロ 3 号線及び第 4 パナマ運河橋事業に賛成を表明した。 メトロの駅まで輸送するための情報やアイデアを提供することにより本事業に貢献する姿勢を示した。 ・ 住民説明 <ul style="list-style-type: none"> ①なぜ、メトロ 3 号線のシステムが 1 号線と異なるのか

項目、現行ガイドライン条文	整理番号	調査アイテム	調査結果
			<p>②、既存の道路上に新しい交通システムを構築する能力（キャパシティ）があるのか。メトロに関し、何か新しい構造の計画があるのか。</p> <p>③もし、フィージビリティ調査が未完であればなぜこのタイミングでEIAを実施しているのか。</p> <p>④駅の場所に関する幾つか質問。</p> <p>⑤なぜ第4 パナマ運河橋がアメリカ橋の南側ではなく北側へ架けられるのか。</p> <p>⑥メトロ3号線の料金はどのくらいになるのか。</p> <p>⑦、4年間続く工事の期間中の交通渋滞等を危惧している。また、我々の地域の動植物に対する負のインパクトについても心配である。</p> <p>⑧Ascanio Villalaz 通りが拡張されると聞いたがそれは本当か。また、用地収用があるとも聞いた。</p> <p>⑨プロジェクトの一部に、空港に影響を与えるものがある。トンネルを掘る必要が生じるのを避けるため、滑走路を北へ移設することは検討したか。</p> <p>⑩住民の間では、彼らの生活の質にかかる心配事がある。我々は、工事期間中に我々の地域を建設重機が通過することは認めない。我々は、騒音やPM10について危惧している。また、該当地域について、安全計画の策定と実施が重要である。</p> <p>⑨実施機関(SMP)からの返答</p> <p>①地形条件（勾配、半径）によるむずかしさである（加えて、システムの代替案分析結果も説明）。</p> <p>②調査が実施されており、JICA 調査チームがこれに関するシミュレーションを実施予定。</p> <p>③プロジェクトが環境保護の面からも実行可能であると保証するために、調査のこの段階において、環境課題を考慮に入れておくのは非常に重要。</p> <p>④地図で示し回答。</p> <p>⑤新橋梁の設置場所について、ACP が代替案比較を実施した。彼らは、トンネルという選択肢を含む5つの代替手段を検討したが、北へのルートが最も実行可能であるとして、選ばれた。</p> <p>⑥徹底的な調査を実施している我々は、区間ごとに料金設定をする予定で、全てのルートに対して同料金を設置する予定はない。</p> <p>⑦SMP は、多くの問題、特に交通マネジメントにかかる問題を抱えながらメトロ1号線事業を実施し成功に導いた。建設期間については4年間であることは明確にしておかなくてはならないが、あなた方の地域については4年より相当短い期間で終了予定である。</p> <p>⑧Ascanio Villalaz 通りの拡張計画はない。線形の大部分を、用地幅内に収め、影響を最小限にするよう調整している。</p> <p>⑨その問題の解決方法を模索している。現在、交通と西部パナマへのアクセス改善のための交差点改良が検討されている。</p> <p>そのためには、3つのレベルに分かれたロータリーの設置が求められることになる。そのうちの一つは、橋へのアクセスを提供する。我々は、空港の滑走路を北へ移設することは問題解決にはならないと考えている。</p> <p>⑩[ミーティングのモデレーターから回答]</p> <p>EIA では動植物や大気質、騒音や振動等全てのインパクトについて評価を実施している。あなた方の生活の質を悪化させないように、これらの影響を和らげるための緩和対策が計画される予定である。</p> <p>⑩寄せられたコメントの計画や事業への反映結果</p> <p>住民説明会やFGDで収集された意見については、必要に応じて事業の設計やアプローチに反映された。</p> <p>各ステークホルダーが事業に対する懸念や意見を表明する機会を提供し、それをEIA及びSRAP策定の過程、事業の建設・運営期間を通じて考慮に入れる。</p> <p>⑪協議の議事録の有無の確認</p> <p>FGDの要約は協力準備調査報告書に添付されている。</p> <p>④、⑦、⑧、⑪のSHM,住民説明会の議事録は、EIAに添付されている。</p> <p>● ステークホルダー分析の実施：</p> <p>・協力準備調査報告書にて、ステークホルダーリストが作成されており、政治・政府関係者、経済・商業関係者、社会・文化関係者、環境分野関係者、住民代表という多様なステークホルダーが関係者としてリストアップされている。しかし、ステークホルダー分析を実施した内容は確認できない。</p>
	69	● 外部からの指摘事項が確認された場合には、その原因 (GL	確認できない

項目、現行ガイドライン条文	整理番号	調査アイテム	調査結果
		記載内容が十分であったかを含む GL 自体の問題、解釈の違い、運用能力等) について確認	
	70	● 社会的弱者に対する配慮事例の整理	<ul style="list-style-type: none"> ● 社会的弱者に対する配慮の有無 -計画：脆弱性のある人々（女性、子ども、高齢者、障害者）：□ 健康、教育、障害者への支援、心理的支援等、PAPs の必要性に基づくプログラムの提供 -実施：2014 年 2 月 17 日に女性に対する FGD が開催され、7 名が参加した。その中で事業に関する説明が行われた。 ● 社会的弱者に対する説明の内容：事業計画等 ● 社会的弱者からの情報や意見の有無・内容：2014 年 2 月 17 日に女性に対する FGD が開催され、7 名が参加した。その中で女性からの情報、意見の聴取が行われた。 ● 社会的弱者からの情報や意見の事業への反映： EIA、RAP、事業の建設、運営期間を通じて考慮に入れられている。 各ステークホルダーが事業に対する懸念や意見を表明する機会を提供し、それを EIA 及び SRAP 策定の過程、事業の建設・運営期間を通じて考慮に入れる。
生態系及び生物相	71	● 「重要な自然生息地」の事例（含む判断根拠、森林以外の地域、生物多様性重要地域の配慮状況、地域コミュニティにもたらす影響や地域コミュニティが自然生息地にもたらす影響、社会環境に与える影響や社会環境が与える影響）の整理	・事業対象地域は国立公園等の影響を受けやすい地域またはその周辺に該当しない。
	72	● 「重要な自然生息地における事業実施条件」に基づき事業を実施した事例整理	・事業対象地域は国立公園等の影響を受けやすい地域またはその周辺に該当しない。
	73	● 世銀、ADB、IFC の「重要な自然生息地」、「著しい転換・著しい劣化」に係る対応状況の整理	個別案件に紐づく事項ではないため、本調査の報告書本文に記載。
	74	● 違法伐採の有無の確認	<ul style="list-style-type: none"> ● なし ●
非自発的住民移転	75	● 住民移転計画の作成有無・公開状況・協議の有無と内容・協議に際する言語と様式の確認。	<ul style="list-style-type: none"> ● 住民移転計画の作成：JICA ガイドライン及び世銀 OP4.12 に基づき戦略的住民移転計画（SRAP）が策定され、SRAP を更新し簡易住民移転計画（MINI RAP）を策定する予定（現在策定中）。 ● 公開状況：2.1「情報の公開」を通じて確認。 ● 協議の有無と内容：策定中 ● 協議の使用言語：策定中
	76	● 非自発的住民移転及び生計手段の喪失は、回避・最小化が検討・実施され、対象者と文書等で合意の上で実効性のある対策が講じられているかの確認。	<ul style="list-style-type: none"> ● 非自発的住民移転及び生計手段の喪失は回避・最小化が検討・実施されたか： ・非自発的住民移転：メトロ 3 号線事業のルート選定代替案比較において環境社会配慮の側面による比較もおこなわれた。住民移転を最小限にするための仕組みにおいて将来最終決定するとき住民移転等が最小限にするための努力をする。 第 4 パナマ運河橋事業では住民移転及び用地取得は発生しない。 ・生計手段の喪失： ● 対象者と文書等で合意をしているか：RAP 策定中のため、合意文書を締結する段階にない。
	77	● 環境レビュー段階の想定被影響住民数の確認	5 世帯 17 人
	78	● モニタリング段階における被影響住民数の確認	RAP 策定段階のため該当しない。
	79	● 環境レビュー段階の補償内容（補償のタイミング、再取得価格を含む補償費の算出方法、生計回復策、その他支援内容）の確認。	<ul style="list-style-type: none"> ● 補償のタイミング：工事が開始する前 ● 土地の再取得価格での補償方針の有無： 再取得価格を含む補償費の算出方法：不動産の損失に対する補償額は、再取得価格に基づき設定される。 ● 生計回復策の内容：
	80	● 現地調査対象案件については、移転住民が以前の生活水準や収入機会、生産水準において改善又は少なくとも回復できているかの確認。	・対象外
	81	● 苦情処理メカニズムの整備状況の確認	● 苦情処理メカニズムの計画：両事業の実施期間において、コントラクターは事業対象地における重要な場所に、RAP を実施し、PAPs 及び地元住民から苦情を受け取るためのフィールド・オフィスを開設する。本オフィスは、

項目、現行ガイドライン条文	整理番号	調査アイテム	調査結果
			<p>SRAP に基づき MINI RAP を策定する段階（建設開始前）から、建設期間が終了した 15 日後まで開設される。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 計画された苦情処理メカニズムの整備状況：計画通り。苦情処理のプロセスは 2 つのステージをとる。第 1 ステージはコントラクターのフィールド・オフィス（社会管理オフィス）において、第 2 ステージは SMP によってである。社会管理オフィスもしくは SMP 以外に、パナマにはオンブズマン制度があり、国家の権力乱用から人権を保護するために機能している。 ● 苦情の有無：現状では確認できない
先住民族	82	● 先住民族への影響の有無の確認	・事業地周辺には、少数民族・先住民族は確認されていない。
	83	● 負の影響の回避・最小化の検討状況確認	・事業地周辺には、少数民族・先住民族は確認されていない。
	84	● 先住民族計画の作成・公開状況確認	・事業地周辺には、少数民族・先住民族は確認されていない。
	85	● FPIC の実施状況確認	・事業地周辺には、少数民族・先住民族は確認されていない。
モニタリング	86	● モニタリング計画の作成状況確認	<ul style="list-style-type: none"> ● 環境モニタリング計画：作成されている ● 移転（RAP）モニタリング計画：作成されている
	87	● 上記以外は 3.2 にて確認	3.2 にて確認。
別紙 2 カテゴリ A に必要な環境アセスメント報告書	88	● EIA の承認状況、言語、現地での公開状況及び複製の可否の確認	・本事業はカテゴリ B 案件のため、対象外。
	89	● EIA において GL に記載の必要な項目が含まれているかの確認	・本事業はカテゴリ B 案件のため、対象外。
	90	● 大規模住民移転を理由にカテゴリ A と判断された案件における EIA 実施状況の整理	・本事業はカテゴリ B 案件のため、対象外。
別紙 3 一般に影響を及ぼしやすいセクター・特性、影響を受けやすい地域の例示	91	● 「影響を及ぼしやすいセクター」の妥当性の確認。（配電、上水道、農業等、影響を及ぼしやすい特性や影響を受けやすい地域に該当しない限りそれ自体はカテゴリ分類に影響しないと思われるセクターの影響の重大さの整理。）	・対象外。
別紙 4 スクリーニング様式	92	● （調査アイテム無し）環境 GL が改定された場合は、スクリーニング様式も併せて変更。	・該当しない
別紙 5 チェックリストにおける分類・チェック項目	93	● （調査アイテム無し）環境 GL が改定された場合は、チェックリストも併せて変更。	・該当しない
別紙 6 モニタリングを行う項目	94	● モニタリング項目の妥当性、基準値の記載、工事中・供用時の区分	<ul style="list-style-type: none"> ● モニタリング項目： <ul style="list-style-type: none"> ・環境：両事業について、大気質、騒音、振動、水質、土質についてモニタリングする。 ・社会：両事業に対して、計画された活動の実施状況に対するモニタリング。 ● 基準値の記載（計画）：モニタリングフォームに記載されている。 ・参照基準：現地国の基準を参照している。大気と振動に関しては公式な基準が存在していないため、暫定的なパナマ基準と、大気は WHO のガイドライン、振動はスイスの基準を参照している。 ● モニタリング頻度： <ul style="list-style-type: none"> ・環境：建設期間においては 4 半期に 1 回、運営期間においては毎年 1 回、運営開始後最初の 3 年間のモニタリングが義務付けられている。 ・社会：内部モニタリングは SMP の用地幅解放及び社会管理局によって毎月、外部モニタリングは、RAP 実施のモニタリングの経験を持つ NGO や大学、その他の機関である第三者機関が毎月実施する。外部モニタリンググループは、内部モニタリング報告書のレビュー、現地踏査の実施、必要に応じて PAPs へのインタビュー、苦情登録のレビューを行う。彼らは月間モニタリング報告書を作成し、SMP 及び他の関連機関に提出。RAP に関する全ての活動終了後 6 カ月後まで機能。 ● 生計回復策の計画と実績の乖離（モニタリング頻度含む）：

項目、現行ガイドライン条文	整理番号	調査アイテム	調査結果
			● 工事中・供用時の区分：区分されている
その他			

個別案件シート（JICA 環境社会配慮ガイドラインのレビュー調査結果）

<事業概要>

案件名/案件種別/借款契約締結日	インドネシア共和国 バリ海岸保全事業（フェーズ2）/有償/2017/3/31
カテゴリ分類及び分類根拠	カテゴリ B 本事業は、「国際協力機構 環境社会配慮ガイドライン」（2010年4月公布）上、セクター特性、事業特性及び地域特性に鑑みて、環境への望ましくない影響が重大でない判断されるため。
事業目的	本事業は、バリ島東部海岸及び南部海岸地域において、養浜や護岸等の建設・修復及び関係機関の海岸維持管理に係る支援を行うことにより、持続的な海岸管理の達成と海岸侵食被害の軽減による沿岸防災の実現を図り、もってバリ島の観光産業促進、地域経済の成長及び気候変動への適応に寄与する。
プロジェクトサイト	インドネシア国 バリ州東部及び南部地域
事業概要	<p>1) チャンディダサ海岸（土木工事）</p> <p>① 養浜（341,960 m3）</p> <p>② 養浜用備蓄砂の確保（100,000 m3）</p> <p>③ 既存護岸の浸透性捨石式傾斜堤護岸への改修</p> <p>④ 既存T型突堤の改修及びT型突新設</p> <p>⑤ 既存離岸堤撤去</p> <p>⑥ 公共付帯施設設置（遊歩道、観光案内所、警備員詰所、公衆トイレ、ベンチ、外灯、東屋等）</p> <p>⑦ サンゴ移植</p> <p>2) クタ、レギャン、スミニャック海岸（土木工事）</p> <p>北部クタ、レギャン、スミニャック海岸</p> <p>① 養浜（280,300m3）</p> <p>② 公共付帯施設設置（遊歩道、公衆トイレ、ベンチ、外灯、東屋等）</p> <p>南部クタ海岸</p> <p>① 養浜（280,000 m3）</p> <p>② 既存離岸堤改修</p> <p>③ 突堤新設</p> <p>3) ヌサドゥア、タンジュンブノア海岸（土木工事）及び海岸技術研究センターへの機材整備</p> <p>① 養浜（25,400m3）</p> <p>② 突堤・離岸堤新設（注）</p> <p>③ 波浪吸収装置及び波浪特性測定機材、波浪観測機材</p> <p>（注）上記②の構造物の新設にあたっては、詳細設計時に新設要否について変更の可能性はある。</p> <p>4) コンサルティング・サービス</p> <p>詳細設計、入札補助、施工監理、海岸維持管理に係る助言（モニタリング・評価に係る監督含む）、海岸保全計画策定支援、環境社会配慮等。</p>
実施機関	公共事業・国民住宅省水資源総局 (Directorate General of Water Resources, Ministry Public Works and Housing: DGWR)
総事業費/概算協力額	11,788 百万円（うち、円借款対象額：9,855 百万円）

I. 基本的事項

項目、現行ガイドライン条文	通し番号	調査アイテム	調査結果
1.1 理念	1	(レビュー調査全体を通じて確認) - 開発協力大綱等の政府方針、持続可能な開発目標 (SDGs) 等の国際的援助潮流の整理	個別案件に紐づく事項ではないため、本調査の報告書本文に記載。
1.2 目的			
1.3 定義			
1.4 環境社会配慮の基本方針			
1.5 JICA の責務	2	(第II, III章のレビュー調査を通じて確認) - IFC、ADB 等、他ドナーにおける出資案件における責務について確認	個別案件に紐づく事項ではないため、本調査の報告書本文に記載。
1.6 相手国政府に求める要件	3	(別紙1のレビュー調査を通じて確認)	別紙1を参照。
1.7 対象とする協力事業	4	● 現行 GL 施行後に増えた協力事業（海外投融資、中小企業支援等）の整理	個別案件に紐づく事項ではないため、本調査の報告書本文に記載。

項目、現行ガイドライン条文	通し番号	調査アイテム	調査結果
	5	● 現行 GL 施行後の業務環境の変化（インフラ輸出の促進、迅速化、国際金融機関との協調融資の増加等）の整理	個別案件に紐づく事項ではないため、本調査の報告書本文に記載。
1.8 緊急時の措置	6	● 「緊急時の措置」の適用実績整理（カテゴリ分類、緊急時の判断基準、助言委員会関与方法、情報公開、モニタリング、フォローアップ措置等）	・該当しない。
1.9 普及	7	● 相手国等に対する説明実績、説明内容の整理	<ul style="list-style-type: none"> ● JICAGL に関する説明実績：審査時に説明済み。 ● JICAGL に関する説明内容：JICA ガイドラインの遵守等。 ● JICAGL に関する研修実績：無。
1.10 環境社会配慮助言委員会	8	(第II章 2.7「環境社会配慮助言委員会による助言」のレビュー調査を通じて確認)	第II章 2.7「環境社会配慮助言委員会による助言」を参照。

II. 環境社会配慮のプロセス

項目、現行ガイドライン条文	番号(内部)	調査アイテム	調査結果
2.1 情報の公開	9	● JICA による情報公開（カテゴリ分類、最終報告書、環境社会配慮文書、環境レビュー結果、モニタリング結果）状況確認	<ul style="list-style-type: none"> ● カテゴリ分類の情報公開：公開あり ● 協力準備調査 最終報告書の情報公開：公開あり ● 環境社会配慮文書（EIA・RAP・IPP など）の情報公開：EIA は公開有。RAP, IPP は該当しない。 ● 環境レビュー結果（=事前評価表）の情報公開状況：公開あり ● モニタリング結果の情報公開： <ul style="list-style-type: none"> ・合意状況：なし ・公開状況：なし
	10	● 相手国等による情報公開（環境社会配慮文書、モニタリング結果）状況（公開場所、公開時期、言語等）	環境社会配慮文書：相手国での公開に関する合意なし モニタリング結果：モニタリング段階にないため該当しない。
	11	● JICA から相手国等に対する情報公開の働きかけの状況確認	・審査時に相手国等に対して情報公開を促した結果、インドネシア国内でのモニタリングレポートの公開等が合意された。 -
	12	● 第三者からの情報提供の求めの有無と対応状況確認	・なし
	13	● 情報開示が禁じられる情報についての対応状況確認	JICA における情報公開については、全て相手国の了解を得ている。
2.2 カテゴリ分類	14	● カテゴリ分類結果、根拠の整理	<ul style="list-style-type: none"> ● カテゴリ分類結果：カテゴリ B ● カテゴリ分類の根拠：本事業は影響を及ぼしやすいセクターに該当しない。事業対象地は、国立公園等の影響を受けやすい地域またはその周辺に該当せず、大規模な非自発的住民移転等の影響を及ぼしやすい特性を有しない。 ● カテゴリ分類の根拠と実態の乖離：無
	15	● カテゴリ分類の変更の有無と有の場合の根拠の整理	● カテゴリ分類の変更：無
	16	● カテゴリ分類の妥当性について外部より指摘を受けた案件の分類結果の妥当性の確認	・なし。
	17	● スクリーニング様式の提出状況	・スクリーニング様式の提出：有
2.3 環境社会配慮の項目	18	(別紙1のレビュー調査を通じて確認)	別紙1を参照。
2.4 現地ステークホルダーとの協議	19	● JICA と相手国等による協議状況確認	・LA 締結時に協議を実施している。
	20	● 上記以外は別紙1「社会的合意」のレビュー調査を通じて確認	別紙1「社会的合意」を参照。
2.5 社会環境と人権への配慮	21	● 権利が制限されている地域における協力事業での情報公開や現地ステークホルダーとの協議の際の配慮状況の確認	● 権利が制限されている地域の該当状況：該当しない。
	22	● 社会的弱者に対する人権配慮の有・内容確認	別紙1「社会的合意」を参照。

項目、現行ガイドライン条文	番号 (内部)	調査アイテム	調査結果
2.6 参照する法令と基準	23	● 相手国の国内法遵守の有無 ● 世銀 SGP やその他国際基準との乖離の有無	● 相手国の国内法遵守の有無 ・ EIA・IEE の承認有無：EIA の承認有。環境許認可本事業に係る環境影響評価（AMDAL）報告書は 2016 年 12 月にバリ州環境局により承認済み。 ・ 国内法に基づいた RAP 作成有無：該当しない。 ● 世銀 SGP やその他国際基準との乖離の有無：無
	24		
	25	● 世銀のセーフガード政策から Environmental and Social Framework (ESF) への変更点の整理	個別案件に紐づく事項ではないため、本調査の報告書本文に記載。
	26	● 世銀 ESF と現行 GL の相違点	個別案件に紐づく事項ではないため、本調査の報告書本文に記載。
	27	● ADB、IFC のセーフガード政策で参照できる基準やグットプラクティス等の整理	個別案件に紐づく事項ではないため、本調査の報告書本文に記載。
2.7 環境社会配慮助言委員会による助言	28	● 助言委員会の開催実績整理（運営改善の取り組み含め情報整理、情報公開状況含む）	該当しない。
	29	● 環境レビュー時の助言対応状況確認	該当しない。
2.8 JICA の意思決定	30	● 合意文書における合意状況確認	・ 合意文書締結済み。
	31	● 合意文書に基づき、協力事業を中止した事例の整理	・ 該当しない。
2.9 ガイドラインの適切な実施と遵守の確保	32	● 別途、「異議申立手続き」の見直し作業を通じて対応	・ 該当しない
2.10 ガイドラインの適用と見直し	33	N/A	・ 該当しない

III. 環境社会配慮の手続き

項目、現行ガイドライン条文	番号 (内部)	調査アイテム	調査結果
3.1 協力準備調査	34	● 「プロジェクトを実施しない案」を含む代替案検討の事例整理	「協力準備調査報告書」 表 14.4.2 南西海岸各案の自然社会環境への影響比較 (3) 代替案の比較 南西海岸における「プロジェクトを実施しない案」を含む海岸保全手法の 4 種類の代替案について環境社会面からの比較を行った。 養浜、離岸堤、防波堤、事業無し等の 4 案について、生物、社会、公害、物理、便益の観点から比較が行われている。
	35	● 協力準備調査の各種手続きの実施状況確認（スコーピング、EIA 等調査、情報公開、ステークホルダー協議等）	● スコーピング：実施済 ● EIA 等調査：EIA 実施済 ● 情報公開：2.1「情報の公開」を参照。 ● ステークホルダー協議等：別紙 1「社会的合意」を参照。
3.2 有償資金協力、無償資金協力、技術協力プロジェクト	36	● カテゴリ分類に応じた環境レビューに係る手続き・情報公開の実施状況確認 ・ 環境チェックリストの作成状況 ・ EIA, ECC, RAP, IPP の取得・公開状況等 ・ FI の場合、金融仲介者等の環境社会配慮確認実施能力の確認状況及びカテゴリ A 相当のサブプロジェクトに対する環境レビュー状況等	● 環境チェックリストの作成状況：作成済み。 ● EIA, ECC, RAP, IPP の取得・公開状況 ・ EIA：バリ州環境局により承認済。 ・ ECC：該当しない。 ・ RAP：対象外 ・ IPP：対象外 ● 本案件は FI 事業ではない。
	37	● エンジニアリング・サービス借款実施案件の環境レビュー実績の整理	・ ES 借款ではない。 ●

項目、現行ガイドライン条文	番号 (内部)	調査アイテム	調査結果
	38	● エンジニアリング・サービス借款の実施段階における相手国等による環境社会配慮実施状況の確認。	・ ES 借款ではない。
	39	● モニタリング結果の受領、公開状況確認	● モニタリング結果の受領 ・ 審査時の合意：合意なし。 ・ 作成状況：モニタリング段階にない。 ・ 受領状況：モニタリング段階にない。 ● モニタリング結果の公開状況 該当しない。
	40	● 第三者からのモニタリング結果の公開請求への対応状況の確認	● モニタリング結果の公開請求：なし。
	41	● 環境レビュー結果とモニタリング結果の乖離が確認された場合には、その原因（GL 記載内容が十分であったかを含む GL 自体の問題、解釈の違い、運用能力等）について確認。	● 環境事項における環境レビュー結果とモニタリング結果の乖離：モニタリング段階にない。 ● 社会事項における環境レビュー結果とモニタリング結果の乖離：モニタリング段階にない。
	42	● 合意文書に基づき、相手国に対応を求め、貸付実行を停止した事例の整理	・ 貸付実行は停止されていない。
	43	● プロジェクトの重大な変更が生じた案件の手続きの実施状況の確認	・ 本事業は「重大な変更」の検討を行った案件ではない。 ● 重大な変更が生じた案件であるか：該当しない。 ● LA 後に IEE/EIA が改定されたか：該当しない。 ● IEE/EIA が改定された場合、改定の理由： 該当しない。
3.3 外務省が自ら行う無償資金協力について JICA が行う事前の調査	44	● 外務省に協力の停止を提言した事例の整理	・ 協力停止は提言されていない。
3.4 開発計画調査型技術協力	45	● カテゴリ分類に応じた各段階での手続きの実施状況確認 ・ スクリーニングの実施状況 ・ スコーピングの実施状況 ・ JICA と相手国等の協議状況 ・ 合意文書や報告書等の公開状況等	・ 開発計画調査型技術協力ではないため該当しない。
	46	● SEA のステークホルダー協議の実施状況確認	・ 該当しない。
	47	● 開発調査型技術協力終了後に予期せぬ環境社会影響が生じた場合の対応状況確認	・ 該当しない。

別紙 1～6

項目、現行ガイドライン条文	番号 (内部)	調査アイテム	調査結果
別紙 1 対象プロジェクトに求められる環境社会配慮	48	● 日本・他ドナーにおける環境社会配慮関連の「費用・便益の定量化方法」の取り扱い確認	個別案件に紐づく事項ではないため、本調査の報告書本文に記載。
	49	● 日本・他ドナーにおける「災害の環境影響評価」の取り扱い確認	個別案件に紐づく事項ではないため、本調査の報告書本文に記載。
基本的事項	50	● 計画段階における環境・社会影響の調査・検討状況確認	● 環境：協力準備調査で調査が実施されている。 ● 社会：同上。自発的移転について、世銀 OP4.12 に基づき、真に自発的な移転があることが確認されている。
	51	● 影響の回避・最小化のための代替案や緩和策の検討状況確認	協力準備調査最終報告書で代替案や緩和策が検討されている。
	52	● 検討結果のプロジェクト計画への反映状況確認	環境社会配慮を考慮した代替案に基づき検討されている。
	53	● 環境社会配慮関連費用・便益の定量的評価に努めており、定性的な評価も加えているかの確認	● 環境： ・ 定量的な評価：環境関連費用が含まれている。

項目、現行ガイドライン条文	番号 (内部)	調査アイテム	調査結果
			<ul style="list-style-type: none"> ・ 定性的な評価：定性的評価が記述されている。EIRR には海岸利用支払意志額が便益として含まれている。 ● 社会： <ul style="list-style-type: none"> ・ 定量的な評価：環境と同様。 ・ 定性的な評価：海岸浸食による土地の消失の防止、事業実施地域の観光収入の増加が便益として含まれている。
	54	● 環境社会配慮関連費用・便益は、プロジェクトの経済的、財政的、制度的、社会的及び技術的分析との密接な調和が図られているかの確認	一部確認が取れない情報があるため、確認できない。
	55	● 環境社会配慮の検討結果につき、代替案や緩和策も含め独立の文書あるいは、他の文書の一部として表されているかの確認	EIA に検討されている。
	56	● 特に影響が大きいプロジェクトについては、環境影響評価報告書が作成されているかの確認	・ カテゴリ B のため、該当しない。
	57	● 特に影響が重大と思われるプロジェクトや、異論が多いプロジェクトについて専門家からなる委員会が設置されたかの確認	・ 特になし。
対策の検討	58	● 環境管理計画、モニタリング計画など適切なフォローアップの計画や体制、そのための費用及びその調達方法の計画策定状況確認	<ul style="list-style-type: none"> ● 環境管理計画 <ul style="list-style-type: none"> ・ 実施体制：検討されている。 ・ 費用：一部確認できない項目あり。 ・ 調達方法：調達方法の記述該当箇所なし。 ● モニタリング計画：環境管理計画と同様。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 実施体制：検討されている。 ・ 費用：一部確認できない項目あり。 ・ 調達方法：調達方法の記述該当箇所なし。
	59	● 上記以外は 2.8 にて確認	2.8 にて確認。
検討する影響スコープ	60	● スコーピングの適切な実施にかかる状況の確認	・ GL の項目が網羅されているスコーピング案が作成されている。
	61	● GHG 排出量の算出・評価の状況の確認	・ 該当しない。GHG 排出のある気候変動案件ではない。
	62	● 国際機関、バイドナーの気候変動（GHG 排出）への対応状況の確認	個別案件に紐づく事項ではないため、本調査の報告書本文に記載。
	63	● 「不可分一体の事業」、「派生的・二次的影響」、「累積的影響」の事例整理。	該当しない。
	64	● 世銀、ADB、IFC の「不可分一体の事業」、「派生的・二次的影響」、「累積的影響」への対応状況の整理	個別案件に紐づく事項ではないため、本調査の報告書本文に記載。
法令、基準、計画等との整合性	65	● 「自然保護や文化保護のために特に指定した地域」の事例整理	● 事業対象地は、バリ州において「海岸保全地区」、「戦略的観光地区」に指定されているが、自然保護のために利用を制限するものではなく、海岸地域利用のために保全を義務付けているものである。本事業は自然保護のための活動を行うため、該当しない。

項目、現行ガイドライン条文	番号 (内部)	調査アイテム	調査結果
	66	<ul style="list-style-type: none"> ● 世銀、ADB、IFC の「自然保護や文化保護のために特に指定した地域」に係る対応状況の整理 	個別案件に紐づく事項ではないため、本調査の報告書本文に記載。
	67	<ul style="list-style-type: none"> ● 上記以外は 2.6 にて確認 	2.6 にて確認。
社会的合意	68	<ul style="list-style-type: none"> ● ステークホルダー協議（①告知・実施日時、②場所、③方法（住民集会、個別インタビュー、言語）、④社会的弱者に対する配慮手法、⑤告知方法、⑥参加者（人数、被影響者に占める割合、所属、性別等）、⑦協議内容(事業サイトの範囲、事業形態、地域住民の持つ問題点、ニーズ等)、⑧参加者からのコメント、⑨実施機関による返答、⑩寄せられたコメントの計画や事業への反映結果、⑪協議の議事録の有無）の確認 	<ul style="list-style-type: none"> ● EIA に関して： ● 告知日は記録なし <ul style="list-style-type: none"> ① 実施日時： <ul style="list-style-type: none"> A. Importance of Coordination Team on Beach Management (TKMPP) for Beach Management : 2012/1/20、1/30、4/5、7/16、7/20。 B. Stakeholder Meeting on Beach Management: 2011/12/22, 12/21, 12/20, 2012/1/26, 2012/9/13。 C. Proposal for Conservation project at “Bali Beach Conservation Project” area: 2012/7/12、及び 7/18 に 2 回開催。 D. Socialization in Karangasem Regency: 2015/10, 2016/6/17, 2016/7/1, 2016/7/11 E. Socialization for plan of Package 3, Adaptive Management at Nusa Dua and Tanhung Benoa : 2016/6/8 ② 場所：記録なし ③ 会議/集会で開催。記録なし。 ④ 記録なし ⑤ 記録なし ⑥ 参加者（人数、PAP 割合、性別は記録なし。所属は下記のとおり。） <ul style="list-style-type: none"> A. Importance of Coordination Team on Beach Management (TKMPP) for Beach Management: Public Works (PW), Bappeda, Balai Wilayah Sungai Bali-Penida (BWS-BP), DGWR, Environmental Agency, Coastal Research Center, under Ministry Public Works and Housing (MPWH), Tourism Agency, Sanitation & Landscaping Agency, Chief of Kuta Sub-district, Marine & Fishery Agency, Hotel & Restaurant Association, Local stakeholder など。 B. Stakeholder Meeting on Beach Management: PW, BWS-BP、Fisherman Group, NGO, Local Stakeholder (village, sub-district, banjar, etc.), ホテル・飲食店代表、Bappeda, Tourism Agency, Local parliament, media, local university, tourism travel agency など。 C. Proposal for Conservation project at “Bali Beach Conservation Project” area: BWS-B, PW, Bappeda, ホテル・飲食店代表, Local Stakeholder (village, sub-district, banjar, fisherman, etc.), NGO, Cleanliness Agency など。 D. Socialization in Karangasem Regency: ホテル・飲食店代表、Bappeda, Public Works, BWS-BP, Land Authority Agency, Stakeholder (Local & Traditional Village), Karangasem Vice Regent, Tourism Agency, Environmental Agency, Hotel and Restaurant Agency, JICA mission など。 E. Socialization for plan of Package 3, Adaptive Management at Nusa Dua and Tanhung Benoa: Indonesia Tourism Development Cooperation (ITDC), Bappeda, Public Works, Tourism Agency, BWS-BP など。 ⑦ 協議内容(主要なポイントのみ。詳細は Attachment 24 Summary of Stakeholder Meetings 参照。 <ul style="list-style-type: none"> A. Importance of Coordination Team on Beach Management (TKMPP) for Beach Management: 海岸管理の組織、海岸管理基金の設立、ステークホルダー参加、課題、MoA の署名について協議。 B. Stakeholder Meeting on Beach Management: 侵食対策、海岸の廃棄物管理、海岸の活用、ローカルステークホルダーによる海岸の O&M について協議。 C. Proposal for Conservation project at “Bali Beach Conservation Project” area: 海岸リハビリ計画、O&M、持続可能な海岸管理について協議。 D. Socialization in Karangasem Regency: 砂浜の維持のためのホテルのセットバック、土地問題、O&M などについて協議 E. Socialization for plan of Package 3, Adaptive Management at Nusa Dua and Tanhung Benoa: Bali Beach Conservation Project 下の計画、Nusa Besar と Nusa Kecil 間の海岸の保護・保全の追加について協議。 ⑧ 参加者からのコメント:同上 ⑨ -⑪記録なし ● ステークホルダー分析の実施：無

項目、現行ガイドライン条文	番号 (内部)	調査アイテム	調査結果
	69	● 外部からの指摘事項が確認された場合には、その原因 (GL 記載内容が十分であったかを含む GL 自体の問題、解釈の違い、運用能力等) について確認	・なし
	70	● 社会的弱者に対する配慮事例の整理	● 社会的弱者に対する配慮の有無：記録なし ● 社会的弱者に対する説明の内容：記録なし ● 社会的弱者からの情報や意見の有無・内容：記録なし ● 社会的弱者からの情報や意見の事業への反映：記録なし
生態系及び生物相	71	● 「重要な自然生息地」の事例 (含む判断根拠、森林以外の地域、生物多様性重要地域の配慮状況、地域コミュニティにもたらす影響や地域コミュニティが自然生息地にもたらす影響、社会環境に与える影響や社会環境が与える影響) の整理	・事業対象地は、バリ州の法定計画である空間計画において「海岸保全地区」、「戦略的観光地区」に指定されているが、自然保護のために利用を制限するものではなく、海岸地域利用のために保全を義務付けているものである。本事業は自然保護のための活動を行うため、該当しない。
	72	● 「重要な自然生息地における事業実施条件」に基づき事業を実施した事例整理	・上記 71 の通り。
	73	● 世銀、ADB、IFC の「重要な自然生息地」、「著しい転換・著しい劣化」に係る対応状況の整理	個別案件に紐づく事項ではないため、本調査の報告書本文に記載。
	74	● 違法伐採の有無の確認	・無
非自発的住民移転	75	● 住民移転計画の作成有無・公開状況・協議の有無と内容・協議に際する言語と様式の確認。	● 住民移転計画の作成：該当しない
	76	● 非自発的住民移転及び生計手段の喪失は、回避・最小化が検討・実施され、対象者と文書等で合意の上で実効性のある対策が講じられているかの確認。	● 非自発的住民移転及び生計手段の喪失は回避・最小化が検討・実施されたか： ・検討されている。 ・生計手段の喪失：該当しない。 ● 対象者と文書等で合意をしているか： 該当しない
	77	● 環境レビュー段階の想定被影響住民数の確認	該当しない。
	78	● モニタリング段階における被影響住民数の確認	該当しない。
	79	● 環境レビュー段階の補償内容 (補償のタイミング、再取得価格を含む補償費の算出方法、生計回復策、その他支援内容) の確認。	● 該当しない。
	80	● 現地調査対象案件については、移転住民が以前の生活水準や収入機会、生産水準において改善又は少なくとも回復できているかの確認。	現地調査対象国ではないため、対象外。
	81	● 苦情処理メカニズムの整備状況の確認	● 苦情処理メカニズムの計画：有り 実施機関が実施機関事務所に苦情処理メカニズムとして Public Information Office を設置し苦情を受け付け、事業内容の説明を行うことが確認されている。本メカニズムは Local Society にアナウンスされ Village Office、その他の公共建物にある掲示板に掲載される。 ● 計画された苦情処理メカニズムの整備状況：計画通り。 ● 苦情の有無：現時点での苦情はない。
先住民族	82	● 先住民族への影響の有無の確認	(協力準備調査最終報告書、p14-49) チェックリスト：先住民は存在しない。
	83	● 負の影響の回避・最小化の検討状況確認	・事業地周辺には、少数民族・先住民族は確認されていない。
	84	● 先住民族計画の作成・公開状況確認	・事業地周辺には、少数民族・先住民族は確認されていない。
	85	● FPIC の実施状況確認	・事業地周辺には、少数民族・先住民族は確認されていない。

項目、現行ガイドライン条文	番号 (内部)	調査アイテム	調査結果
モニタリング	86	● モニタリング計画の作成状況確認	● 環境モニタリング計画：EMPとモニタリング計画が策定されている。 ● 移転（RAP）モニタリング計画：非自発的住民移転は対象外だが、自発的用地提供及び生計がモニタリング項目に含まれている。
	87	● 上記以外は3.2にて確認	3.2にて確認。
別紙2 カテゴリAに必要な環境アセスメント報告書	88	● EIAの承認状況、言語、現地での公開状況及び複製の可否の確認	カテゴリB案件のため、該当しない。 ●
	89	● EIAにおいてGLに記載の必要な項目が含まれているかの確認	カテゴリB案件のため、該当しない。
	90	● 大規模住民移転を理由にカテゴリAと判断された案件におけるEIA実施状況の整理	● カテゴリB案件のため、該当しない。
別紙3 一般に影響を及ぼしやすいセクター・特性、影響を受けやすい地域の例示	91	● 「影響を及ぼしやすいセクター」の妥当性の確認。（配電、上水道、農業等、影響を及ぼしやすい特性や影響を受けやすい地域に該当しない限りそれ自体はカテゴリ分類に影響しないと思われるセクターの影響の重大さの整理。）	該当しない。
別紙4 スクリーニング様式	92	● （調査アイテム無し）環境GLが改定された場合は、スクリーニング様式も併せて変更。	該当しない
別紙5 チェックリストにおける分類・チェック項目	93	● （調査アイテム無し）環境GLが改定された場合は、チェックリストも併せて変更。	該当しない
別紙6 モニタリングを行う項目	94	● モニタリング項目の妥当性、基準値の記載、工事中・供用時の区分	● モニタリング項目：大気、海水水質、汚水、表面水、騒音、振動、自然環境、社会環境（自発的用地提供、生計） ● 基準値の記載（計画）： ・参照基準：はインドネシア国の基準を使用している。 ● モニタリング頻度： ・環境：審査時に確認されたEMPでは頻度は記載されていない。 ・社会：同上 ● 生計回復策の計画と実績の乖離（モニタリング頻度含む）：該当しない。 ● 工事中・供用時の区分：区分されていない。
その他			

個別案件シート（JICA 環境社会配慮ガイドラインのレビュー調査結果）

<事業概要>

案件名/案件種別/借款契約 調印日	インドネシア共和国 ジャカルタ特別州下水道整備事業/有償/2014/2/24
カテゴリ分類及び分類根拠	カテゴリ B 本事業は「国際協力機構環境社会配慮ガイドライン」（2010年4月公布）に掲げる影響を及ぼしやすいセクター・特性及び影響を受けやすい地域に該当せず、環境への望ましくない影響は重大でないと判断されるため。
事業目的	本事業は、ジャカルタ特別州（DKI）において、下水管渠と下水処理施設の建設・運営・維持管理等を行うことにより、同州の適正な下水処理の促進を図り、もって住民の生活・衛生環境の改善、環境保全に寄与するもの。
プロジェクトサイト	インドネシア国 ジャカルタ特別州第1処理区（面積：49.01km ² 、計画人口：約1,236千人）
事業概要	全体事業は以下1)、2)、3)から構成される。なお、インフラ整備で民間セクターを積極的に活用するとの当国政府の方針に則り、2)の建設・運営はPPP方式での実施が計画されている。 1) 下水管渠の建設（国際競争入札） 2) 下水処理施設の建設、運営・維持管理（PPP方式） 3) コンサルティング・サービス（①下水管渠の詳細設計・入札補助、②下水処理施設の基本設計・PPP入札補助、③環境社会配慮にかかる補助調査、④施工監理、及び⑤財務面と組織面の機能強化）本借款では、本事業のためのエンジニアリング・サービス（E/S）借款として上記3 コンサルティング・サービスのうち、①、②及び③を対象とする。
実施機関	E/S: 公共事業省（Ministry of Public Works: PU）居住総局（Directorate General of Human Settlements: DGHS）、本体事業：PPP事業による建設が予定されているためE/Sの中で確認する。
総事業費/概算協力額	2,367百万円（うち、円借款対象額：1,968百万円）

I. 基本的事項

項目、現行ガイドライン条文	整理番号	調査アイテム	調査結果
1.1 理念	1	（レビュー調査全体を通じて確認） ● 開発協力大綱等の政府方針、持続可能な開発目標（SDGs）等の国際的援助潮流の整理	個別案件に紐づく事項ではないため、本調査の報告書本文に記載。
1.2 目的			
1.3 定義			
1.4 環境社会配慮の基本方針			
1.5 JICAの責務	2	（第II、III章のレビュー調査を通じて確認） ● IFC、ADB等、他ドナーにおける出資案件における責務について確認	個別案件に紐づく事項ではないため、本調査の報告書本文に記載。
1.6 相手国政府に求める要件	3	（別紙1のレビュー調査を通じて確認）	別紙1を参照。
1.7 対象とする協力事業	4	● 現行GL施行後に増えた協力事業（海外投融資、中小企業支援等）の整理	個別案件に紐づく事項ではないため、本調査の報告書本文に記載。
	5	● 現行GL施行後の業務環境の変化（インフラ輸出の促進、迅速化、国際金融機関との協調融資の増加等）の整理	個別案件に紐づく事項ではないため、本調査の報告書本文に記載。
1.8 緊急時の措置	6	● 「緊急時の措置」の適用実績整理（カテゴリ分類、緊急時の判断基準、助言委員会関与方法、情報公開、モニタリング、フォローアップ措置等）	・該当しない。 ・「緊急時の措置」を適用した案件ではない。
1.9 普及	7	● 相手国等に対する説明実績、説明内容の整理	● ● JICAGLに関する説明実績：協力準備調査等を通じて説明済。 ● JICAGLに関する説明内容：JICAGLの遵守、適切な環境社会配慮の実施等につき説明。 ● JICAGLに関する研修実績：無
1.10 環境社会配慮助言委員会	8	（第II章2.7「環境社会配慮助言委員会による助言」のレビュー調査を通じて確認）	第II章2.7「環境社会配慮助言委員会による助言」を参照。

II. 環境社会配慮のプロセス

項目、現行ガイドライン条文	整理番号	調査アイテム	調査結果
2.1 情報の公開	9	● JICAによる情報公開（カテゴリ分類、最終報告書、環境社会配慮文書、環境レビュー結果、モニタリング結果）状況確認	● カテゴリ分類の情報公開：公開あり ● 協力準備調査 最終報告書の情報公開：公開あり ● 環境社会配慮文書（EIA・RAP・IPPなど）の情報公開：該当しない。（本E/S借款による基本設計内でEIA・

項目、現行ガイドライン条文	整理番号	調査アイテム	調査結果
			RAPの作成支援及び環境許認可取得支援を実施予定) ● 事前評価表の情報公開状況：あり ● モニタリング結果の情報公開： ・合意状況：ES 借款のため、該当しない。 ・公開状況：該当しない。
	10	● 相手国等による情報公開（環境社会配慮文書、モニタリング結果）状況（公開場所、公開時期、言語等）	● EIA・RAPは本E/S 借款内で作成が支援されることになっているため対象外。
	11	● JICA から相手国等に対する情報公開の働きかけの状況確認	協力準備調査や審査を通じ説明・働きかけを実施
	12	● 第三者からの情報提供の求めの有無と対応状況確認	なし
	13	● 情報開示が禁じられる情報についての対応状況確認	JICAにおける情報公開については、全て相手国からの了承を得ている。
2.2 カテゴリ分類	14	● カテゴリ分類結果、根拠の整理	● カテゴリ分類結果：カテゴリ B ● JICA ウェブサイトで公開されているカテゴリ分類理由： ● カテゴリ分類根拠：本事業は影響を及ぼしやすいセクターに該当しない。事業対象地は、国立公園等の影響を受けやすい地域またはその周辺に該当せず、大規模な非自発的住民移転等の影響を及ぼしやすい特性を有しない。なお、E/S 借款の中で環境社会配慮調査が実施された後、環境レビューが行われる予定。カテゴリ分類の根拠と実態の乖離：
	15	● カテゴリ分類の変更の有無と有の場合の根拠の整理	● カテゴリ分類の変更：該当しない。
	16	● カテゴリ分類の妥当性について外部より指摘を受けた案件の分類結果の妥当性の確認	・該当しない。
	17	● スクリーニング様式の提出状況	・スクリーニング様式の提出：当該様式の提出は確認できないが、実施機関等から徴求した相応の情報に基づきスクリーニングを実施
2.3 環境社会配慮の項目	18	(別紙1のレビュー調査を通じて確認)	別紙1を参照。
2.4 現地ステークホルダーとの協議	19	● JICA と相手国等による協議状況確認	・実施済。
	20	● 上記以外は別紙1「社会的合意」のレビュー調査を通じて確認	別紙1「社会的合意」を参照。
2.5 社会環境と人権への配慮	21	● 権利が制限されている地域における協力事業での情報公開や現地ステークホルダーとの協議の際の配慮状況の確認	● 権利が制限されている地域の該当状況：該当しない。
	22	● 社会的弱者に対する人権配慮の有・内容確認	別紙1「社会的合意」を参照。
2.6 参照する法令と基準	23	● 相手国の国内法遵守の有無 ● 世銀SGPやその他国際基準との乖離の有無	以下、該当しない。本ES 借款において、環境社会配慮文書を作成支援する予定。 ● 相手国の国内法遵守の有無 ・EIA・IEEの承認有無：E/SでEIAを作成要否含め検討。 ・国内法に基づいたRAP作成有無：E/SでRAPを作成要否含め検討。
	24		● 世銀SGPやその他国際基準との乖離の有無：同上
	25	● 世銀のセーフガード政策から Environmental and Social Framework (ESF) への変更点の整理	個別案件に紐づく事項ではないため、本調査の報告書本文に記載。
	26	● 世銀ESFと現行GLの相違点	個別案件に紐づく事項ではないため、本調査の報告書本文に記載。
	27	● ADB、IFCのセーフガード政策で参照できる基準やグッドプラクティス等の整理	個別案件に紐づく事項ではないため、本調査の報告書本文に記載。
2.7 環境社会配慮助言委員会による助言	28	● 助言委員会の開催実績整理（運営改善の取り組み含め情報整理、情報公開状況含む）	・カテゴリBのため助言委員会なし。
	29	● 環境レビュー時の助言対応状況確認	・カテゴリBのため対象外

項目、現行ガイドライン条文	整理番号	調査アイテム	調査結果
2.8 JICA の意思決定	30	● 合意文書における合意状況確認	・該当しない。本体事業の環境レビュー未実施。
	31	● 合意文書に基づき、協力事業を中止した事例の整理	・該当しない。本体事業の環境レビュー未実施。
2.9 ガイドラインの適切な実施と遵守の確保	32	● 別途、「異議申立手続き」の見直し作業を通じて対応	・該当しない
2.10 ガイドラインの適用と見直し	33	N/A	・該当しない

III. 環境社会配慮の手続き

項目、現行ガイドライン条文	整理番号	調査アイテム	調査結果
3.1 協力準備調査	34	● 「プロジェクトを実施しない案」を含む代替案検討の事例整理	上位計画にて実施している。
	35	● 協力準備調査の各種手続きの実施状況確認(スコーピング、EIA 等調査、情報公開、ステークホルダー協議等)	<ul style="list-style-type: none"> ● スコーピング：協力準備調査で影響評価が行われているが、今後 E/S 段階で EIA が実施されるため、スコーピングに相当する。 ● EIA 等調査：協力準備調査で影響評価が行われている。 ● 情報公開：2.1「情報の公開」を参照。 ● ステークホルダー協議等：別紙 1「社会的合意」を参照。
3.2 有償資金協力、無償資金協力、技術協力プロジェクト	36	<ul style="list-style-type: none"> ● カテゴリ分類に応じた環境レビューに係る手続き・情報公開の実施状況確認 <ul style="list-style-type: none"> ・環境チェックリストの作成状況 ・EIA, ECC, RAP, IPP の取得・公開状況等 ・FI の場合、金融仲介者等の環境社会配慮確認実施能力の確認状況及びカテゴリ A 相当のサブプロジェクトに対する環境レビュー状況等 	<ul style="list-style-type: none"> ● 環境チェックリストの作成状況：協力準備調査内で作成支援は行われたが、最終化はされていない。本 E/S 借款内で作成支援される予定となっている。 ● ・IPP：対象外 ● 本案件は FI 事業ではない。
	37	● エンジニアリング・サービス借款実施案件の環境レビュー実績の整理	● エンジニアリング・サービスで環境レビューを実施したか：環境レビュー未実施。
	38	● エンジニアリング・サービス借款の実施段階における相手国等による環境社会配慮実施状況の確認。	<ul style="list-style-type: none"> ● エンジニアリング・サービスでの環境社会配慮の業務概要：環境社会配慮にかかる補助調査（EIA・RAP 作成支援）。 ● エンジニアリング・サービスでの対応事項： <ul style="list-style-type: none"> ・EIA：作成中。 ・RAP：作成中。 ・IPP：対象外。 ● エンジニアリング・サービスでの環境社会配慮の実施段階 <ul style="list-style-type: none"> ・用地取得・住民移転：該当しない ・工事：該当しない
	39	● モニタリング結果の受領、公開状況確認	<ul style="list-style-type: none"> ● モニタリング結果の受領 ・審査時の合意：対象外 ・作成状況：対象外。 ・受領状況：対象外。 モニタリング結果の公開状況：対象外。
	40	● 第三者からのモニタリング結果の公開請求への対応状況の確認	● モニタリング結果の公開請求：ES 借款でありモニタリング段階にないため対象外。

項目、現行ガイドライン条文	整理番号	調査アイテム	調査結果
	41	● 環境レビュー結果とモニタリング結果の乖離が確認された場合には、その原因（GL 記載内容が十分であったかを含む GL 自体の問題、解釈の違い、運用能力等）について確認。	● 環境事項における環境レビュー結果とモニタリング結果の乖離：対象外 ● 社会事項における環境レビュー結果とモニタリング結果の乖離：対象外
	42	● 合意文書に基づき、相手国に対応を求め、貸付実行を停止した事例の整理	該当しない。
	43	● プロジェクトの重大な変更が生じた案件の手続きの実施状況の確認	● 重大な変更が生じた案件であるか：該当しない ● LA 後に IEE/EIA が改定されたか：本体事業の環境レビュー未実施のため該当しない ● IEE/EIA が改定された場合、改定の理由：該当しない
3.3 外務省が自ら行う無償資金協力について JICA が行う事前の調査	44	● 外務省に協力の停止を提言した事例の整理	・協力停止は提言されていない。
3.4 開発計画調査型技術協力	45	● カテゴリ分類に応じた各段階での手続きの実施状況確認 ・スクリーニングの実施状況 ・スコーピングの実施状況 ・JICA と相手国等の協議状況 ・合意文書や報告書等の公開状況等	・開発計画調査型技術協力ではないため該当しない。
	46	● SEA のステークホルダー協議の実施状況確認	・該当しない。
	47	● 開発調査型技術協力終了後に予期せぬ環境社会影響が生じた場合の対応状況確認	・該当しない。

別紙 1～6

項目、現行ガイドライン条文	整理番号	調査アイテム	調査結果
別紙 1 対象プロジェクトに求められる環境社会配慮	48	● 日本・他ドナーにおける環境社会配慮関連の「費用・便益の定量化方法」の取り扱い確認	個別案件に紐づく事項ではないため、本調査の報告書本文に記載。
	49	● 日本・他ドナーにおける「災害の環境影響評価」の取り扱い確認	個別案件に紐づく事項ではないため、本調査の報告書本文に記載。
基本的事項	50	● 計画段階における環境・社会影響の調査・検討状況確認	● 環境社会影響について検討を行っている。
	51	● 影響の回避・最小化のための代替案や緩和策の検討状況確認	上位計画で検討している。
	52	● 検討結果のプロジェクト計画への反映状況確認	環境社会配慮を考慮した代替案に基づき検討されている。
	53	● 環境社会配慮関連費用・便益の定量的評価に努めており、定性的な評価も加えているかの確認	● 本借款にて検討中。
	54	● 環境社会配慮関連費用・便益は、プロジェクトの経済的、財政的、制度的、社会的及び技術的分析との密接な調和が図られているかの確認	本借款にて検討中。
	55	● 環境社会配慮の検討結果につき、代替案や緩和策も含め独立の文書あるいは、他の文書の一部として表されているかの確認	本借款にて作成支援を実施。
	56	● 特に影響が大きいプロジェクトについては、環境影響評価報告書が作成されているかの確認	カテゴリ B のため、該当しない。
	57	● 特に影響が重大と思われるプロジェクトや、異論が多いプロジェクトについて専門家からなる委員会が設置されたかの確認	特になし。
対策の検討	58	● 環境管理計画、モニタリング計画など適切なフォローアップの計画や体制、そのための費用及びその調達方法の計画	検討中。

項目、現行ガイドライン条文	整理番号	調査アイテム	調査結果
		策定状況確認	
	59	● 上記以外は 2.8 にて確認	2.8 にて確認。
検討する影響スコープ	60	● スコーピングの適切な実施にかかる状況の確認	E/S で環境社会配慮文書を作成中のため、該当しない。
	61	● GHG 排出量の算出・評価の状況の確認	E/S で環境社会配慮文書を作成中のため、該当しない。
	62	● 国際機関、バイドナーの気候変動（GHG 排出）への対応状況の確認	個別案件に紐づく事項ではないため、本調査の報告書本文に記載。
	63	● 「不可分一体の事業」、「派生的・二次的影響」、「累積的影響」の事例整理。	該当しない。
	64	● 世銀、ADB、IFC の「不可分一体の事業」、「派生的・二次的影響」、「累積的影響」への対応状況の整理	個別案件に紐づく事項ではないため、本調査の報告書本文に記載。
法令、基準、計画等との整合性	65	● 「自然保護や文化保護のために特に指定した地域」の事例整理	● 該当しない。
	66	● 世銀、ADB、IFC の「自然保護や文化保護のために特に指定した地域」に係る対応状況の整理	個別案件に紐づく事項ではないため、本調査の報告書本文に記載。
	67	● 上記以外は 2.6 にて確認	2.6 にて確認。
社会的合意	68	● ステークホルダー協議（①告知・実施日時、②場所、③方法（住民集会、個別インタビュー、言語）、④社会的弱者に対する配慮手法、⑤告知方法、⑥参加者（人数、被影響者に占める割合、所属、性別等）、⑦協議内容（事業サイトの範囲、事業形態、地域住民の持つ問題点、ニーズ等）、⑧参加者からのコメント、⑨実施機関による返答、⑩寄せられたコメントの計画や事業への反映結果、⑪協議の議事録の有無）の確認	● EIA、RAP の要否にあわせて検討中
	69	● 外部からの指摘事項が確認された場合には、その原因（GL 記載内容が十分であったかを含む GL 自体の問題、解釈の違い、運用能力等）について確認	該当しない。
	70	● 社会的弱者に対する配慮事例の整理	● 本借款にて検討中。
生態系及び生物相	71	● 「重要な自然生息地」の事例（含む判断根拠、森林以外の地域、生物多様性重要地域の配慮状況、地域コミュニティ	該当しない。

項目、現行ガイドライン条文	整理番号	調査アイテム	調査結果
		一にもたらす影響や地域コミュニティーが自然生息地にもたらす影響、社会環境に与える影響や社会環境が与える影響)の整理	
	72	● 「重要な自然生息地における事業実施条件」に基づき事業を実施した事例整理	該当しない。
	73	● 世銀、ADB、IFC の「重要な自然生息地」、「著しい転換・著しい劣化」に係る対応状況の整理	個別案件に紐づく事項ではないため、本調査の報告書本文に記載。
	74	● 違法伐採の有無の確認	該当しない。
非自発的住民移転	75	● 住民移転計画の作成有無・公開状況・協議の有無と内容・協議に際する言語と様式の確認。	● 検討中。(ES 借款内で検討したところ、用地取得・非自発的住民移転は該当しないことが確認されている)
	76	● 非自発的住民移転及び生計手段の喪失は、回避・最小化が検討・実施され、対象者と文書等で合意の上で実効性のある対策が講じられているかの確認。	● 検討中。(ES 借款内で検討したところ、用地取得・非自発的住民移転は該当しないことが確認されている)
	77	● 環境レビュー段階の想定被影響住民数の確認	該当しない。
	78	● モニタリング段階における被影響住民数の確認	該当しない。
	79	● 環境レビュー段階の補償内容(補償のタイミング、再取得価格を含む補償費の算出方法、生計回復策、その他支援内容)の確認。	該当しない。 ● 補償のタイミング： ● 土地の再取得価格での補償方針の有無： ● 再取得価格を含む補償費の算出方法： ● 生計回復策の内容:
	80	● 現地調査対象案件については、移転住民が以前の生活水準や収入機会、生産水準において改善又は少なくとも回復できているかの確認。	現地調査対象外のため該当せず
	81	● 苦情処理メカニズムの整備状況の確認	● 検討中。(ES 借款内で検討したところ、用地取得・非自発的住民移転は該当しないことが確認されている)
先住民	82	● 先住民への影響の有無の確認	該当しない。
	83	● 負の影響の回避・最小化の検討状況確認	該当しない。
	84	● 先住民計画の作成・公開状況確認	該当しない。
	85	● FPIC の実施状況確認	該当しない。
モニタリング	86	● モニタリング計画の作成状況確認	● 該当しない。
	87	● 上記以外は 3.2 にて確認	3.2 にて確認。
別紙 2 カテゴリ A に必要な環境アセスメント報告書	88	● EIA の承認状況、言語、現地での公開状況及び複製の可否の確認	● カテゴリ B のため該当しない。
	89	● EIA において GL に記載の必要な項目が含まれているかの確認	・対象外
	90	● 大規模住民移転を理由にカテゴリ A と判断された案件における EIA 実施状況の整理	・対象外
別紙 3 一般に影響を及ぼしやすいセクター・特性、影響を受けやすい地域の例示	91	● 「影響を及ぼしやすいセクター」の妥当性の確認。(配電、上水道、農業等、影響を及ぼしやすい特性や影響を受けやすい地域に該当しない限りそれ自体はカテゴリ分類に影響しないと思われるセクターの影響の重大さの整理。)	該当しない。
別紙 4 スクリーニング様式	92	● (調査アイテム無し) 環境 GL が改定された場合は、スクリーニング様式も併せて変更。	・該当しない
別紙 5 チェックリストにおける分類・チェック項目	93	● (調査アイテム無し) 環境 GL が改定された場合は、チェックリストも併せて変更。	・該当しない
別紙 6 モニタリングを行う項目	94	● モニタリング項目の妥当性、基準値の記載、工事中・供用	● E/S で環境社会文書を作成中のため、検討中。

項目、現行ガイドライン条文	整理番号	調査アイテム	調査結果
		時の区分	<ul style="list-style-type: none">● モニタリング項目：● 基準値の記載（計画）：● モニタリング頻度：● 生計回復策の計画と実績の乖離（モニタリング頻度含む）：● 工事中・供用時の区分：
その他			

個別案件シート（JICA 環境社会配慮ガイドラインのレビュー調査結果）

<事業概要>

案件名/案件種別/借款契約調印日	第2期国道・省道橋梁改修事業／有償／2013年3月22日
カテゴリ分類及び分類根拠	カテゴリ FI 本事業は、本機構の融資承諾前にサブプロジェクトが特定できず、かつそのようなサブプロジェクトが環境への影響をもつことが想定されるため。
事業目的	本事業は、全国の国道・省道上の橋梁の改修・架け替えを行うことにより、対象地域の交通需要への対応を図り、もってASEAN・メコン域内の連結性強化も含めた物流ネットワークの効率化、安全性の向上及び対象地域の社会経済発展に寄与するものである。
プロジェクトサイト	ベトナム社会主義共和国全国
事業概要	<p>（1）事業計画の概要</p> <p>全国の国道・省道上にある、脆弱な橋梁を対象とし、改修・架け替えを実施する（ベトナム側では82の橋梁が候補として選定されている）。対象候補となる橋梁は経済貢献度（交通量、ASEAN連結性および工業団地へのアクセスの観点を含めた道路の重要性、地域経済開発への貢献度）及び技術的必要性・緊急性（荷重制限、橋梁車道幅員、建設年次、目視検査、ルートにおける連続性）による優先度をもとに選定されている。</p> <p>なお、カテゴリAとなるサブプロジェクトは選定しない。</p> <p>（2）土木工事、調達機器等の内容 対象橋梁の改修・架け替え</p> <p>（3）コンサルティングサービスのTOR</p> <p>①詳細設計のレビュー、入札補助、施工監理、環境社会配慮 ②橋梁検査（400 橋梁程度） ③橋梁管理データベース運用定着支援、トレーニング</p>
事業を実施する特別目的会社	ベトナム道路総局（Directorate for Roads of Viet Nam: DRVN）
総事業費/概算協力額	事業費は29,908 百万円、うち外貨12,163 百万円、内貨17,745 百万円。 事業費のうちで、円借款の対象となるのは、24,771 百万円、うち外貨12,163百万円、内貨12,608 百万円（融資比率83%）。

I. 基本的事項

項目、現行ガイドライン条文	整理番号	調査アイテム	調査結果
1.1 理念	1	（レビュー調査全体を通じて確認） ● 開発協力大綱等の政府方針、持続可能な開発目標（SDGs）等の国際的援助潮流の整理	個別案件に紐づく事項ではないため、本調査の報告書本文に記載。
1.2 目的			
1.3 定義			
1.4 環境社会配慮の基本方針			
1.5 JICA の責務	2	（第II、III章のレビュー調査を通じて確認） ● IFC、ADB 等、他ドナーにおける出資案件における責務について確認	個別案件に紐づく事項ではないため、本調査の報告書本文に記載。
1.6 相手国政府に求める要件	3	（別紙1のレビュー調査を通じて確認）	別紙1を参照。
1.7 対象とする協力事業	4	● 現行 GL 施行後に増えた協力事業（海外投融资、中小企業支援等）の整理	個別案件に紐づく事項ではないため、本調査の報告書本文に記載。
	5	● 現行 GL 施行後の業務環境の変化（インフラ輸出の促進、迅速化、国際金融機関との協調融資の増加等）の整理	個別案件に紐づく事項ではないため、本調査の報告書本文に記載。
1.8 緊急時の措置	6	● 「緊急時の措置」の適用実績整理（カテゴリ分類、緊急時の判断基準、助言委員会関与方法、情報公開、モニタリング、フォローアップ措置等）	・該当しない。
1.9 普及	7	● 相手国等に対する説明実績、説明内容の整理	<ul style="list-style-type: none"> ● JICAGL に関する説明実績：審査時に説明済。 ● JICAGL に関する説明内容：JICA GL の遵守、適切な環境社会配慮の実施、モニタリング、情報公開等につき説明。 ● JICAGL に関する研修実績：なし

項目、現行ガイドライン条文	整理番号	調査アイテム	調査結果
1.10 環境社会配慮助言委員会	8	(第II章 2.7「環境社会配慮助言委員会による助言」のレビュー調査を通じて確認)	第II章 2.7「環境社会配慮助言委員会による助言」を参照。

II. 環境社会配慮のプロセス

項目、現行ガイドライン条文	整理番号	調査アイテム	調査結果
2.1 情報の公開	9	● JICA による情報公開 (カテゴリ分類、最終報告書、環境社会配慮文書、環境レビュー結果、モニタリング結果) 状況確認	<ul style="list-style-type: none"> ● カテゴリ分類の情報公開：公開あり ● 協力準備調査 最終報告書の情報公開：協力準備調査は実施されていない。 ● 環境社会配慮文書 (EIA、RAP、IPP など) の情報公開：該当しない。 ● 環境レビュー結果 (=事前評価表) の情報公開状況：公開されている。 ● モニタリング結果の情報公開：公開に関する合意なし
	10	● 相手国等による情報公開 (環境社会配慮文書、モニタリング結果) 状況 (公開場所、公開時期、言語等)	相手国での公開に関する合意はない。
	11	● JICA から相手国等に対する情報公開の働きかけの状況確認	審査等を通じて情報公開の必要性について説明している
	12	● 第三者からの情報提供の求めの有無と対応状況確認	なし
	13	● 情報開示が禁じられる情報についての対応状況確認	● 公開情報 (E I A, R A P, E C C 等) については、相手国政府等から了解を得た上で公開。
2.2 カテゴリ分類	14	● カテゴリ分類結果、根拠の整理	<ul style="list-style-type: none"> ● カテゴリ分類結果：カテゴリ FI ● カテゴリ分類の根拠： 本事業は、JICA GL 上、JICA の融資承諾前にサブ・プロジェクト (対象橋梁) が特定できず、且つそのようなサブプロジェクトが環境への影響をもつことが想定されるため。なお、カテゴリ A に該当するサブプロジェクトは選定されない。 ● カテゴリ分類の根拠と実態の乖離：無 ● カテゴリ分類の変更：無
	15	● カテゴリ分類の変更の有無と有の場合の根拠の整理	● カテゴリ分類の変更：無
	16	● カテゴリ分類の妥当性について外部より指摘を受けた案件の分類結果の妥当性の確認	該当しない。
	17	● スクリーニング様式の提出状況	スクリーニング様式の提出：当該様式は確認できないが、実施機関等から徴求した相応の情報に基づきスクリーニングを実施。
2.3 環境社会配慮の項目	18	(別紙1のレビュー調査を通じて確認)	別紙1を参照。
2.4 現地ステークホルダーとの協議	19	● JICA と相手国等による協議状況確認	LA 締結時に協議を実施している。
	20	● 上記以外は別紙1「社会的合意」のレビュー調査を通じて確認	別紙1「社会的合意」を参照。
2.5 社会環境と人権への配慮	21	● 権利が制限されている地域における協力事業での情報公開や現地ステークホルダーとの協議の際の配慮状況の確認	● 権利が制限されている地域の該当状況：該当しない
	22	● 社会的弱者に対する人権配慮の有・内容確認	別紙1「社会的合意」を参照。
2.6 参照する法令と基準	23	● 相手国の国内法遵守の有無	● 相手国の国内法遵守の有無： 本事業は FI 案件であるため、個別サブプロジェクトの環境社会配慮は実施機関 (DRVN) が実施する。なお、JICA は、DRVN が JICA GL の要件を満たす環境社会配慮を実施する能力を有することを審査時に確認している。
	24	● 世銀 SGP やその他国際基準との乖離の有無	● 世銀 SGP やその他国際基準との乖離の有無： 本事業は FI 案件であるため、該当しない。
	25	● 世銀のセーフガード政策から Environmental and Social Framework (ESF) への変更点の整理	個別案件に紐づく事項ではないため、本調査の報告書本文に記載。
	26	● 世銀 ESF と現行 GL の相違点	個別案件に紐づく事項ではないため、本調査の報告書本文に記載。

項目、現行ガイドライン条文	整理番号	調査アイテム	調査結果
	27	● ADB、IFC のセーフガード政策で参照できる基準やグッドプラクティス等の整理	個別案件に紐づく事項ではないため、本調査の報告書本文に記載。
2.7 環境社会配慮助言委員会による助言	28	● 助言委員会の開催実績整理（運営改善の取り組み含め情報整理、情報公開状況含む）	該当しない。
	29	● 環境レビュー時の助言対応状況確認	該当しない
2.8 JICA の意思決定	30	● 合意文書における合意状況確認	合意文書締結済み。
	31	● 合意文書に基づき、協力事業を中止した事例の整理	該当しない。
2.9 ガイドラインの適切な実施と遵守の確保	32	● 別途、「異議申立手続き」の見直し作業を通じて対応	該当しない。
2.10 ガイドラインの適用と見直し	33	・ 該当しない。	該当しない。

III. 環境社会配慮の手続き

項目、現行ガイドライン条文	整理番号	調査アイテム	調査結果
3.1 協力準備調査	34	● 「プロジェクトを実施しない案」を含む代替案検討の事例整理	協力準備調査は実施されていない。
	35	● 協力準備調査の各種手続きの実施状況確認（スコーピング、EIA 等調査、情報公開、ステークホルダー協議等）	該当しない
3.2 有償資金協力、無償資金協力、技術協力プロジェクト	36	● カテゴリ分類に応じた環境レビューに係る手続き・情報公開の実施状況確認 ・ 環境チェックリストの作成状況 ・ EIA, ECC, RAP, IPP の取得・公開状況等 ・ FI の場合、金融仲介者等の環境社会配慮確認実施能力の確認状況及びカテゴリ A 相当のサブプロジェクトに対する環境レビュー状況等	<ul style="list-style-type: none"> ● 環境チェックリストの作成状況： 作成されている。 ● EIA, ECC, RAP, IPP の取得・公開状況 ・ 本事業は FI 案件であるため、該当しない。 ● 金融仲介者等の環境社会配慮確認実施能力の確認状況。 ・ 審査時に、DRVN の環境社会配慮体制・能力を確認し JICA GL 要件を遵守することを融資条件としている。 ● カテゴリ A 相当のサブプロジェクトに対する環境レビュー状況 ・ 本事業では、カテゴリ A 相当のサブプロジェクトは該当しない。
	37	● エンジニアリング・サービス借款実施案件の環境レビュー実績の整理	ES 借款ではない。
	38	● エンジニアリング・サービス借款の実施段階における相手国等による環境社会配慮実施状況の確認。	ES 借款ではない。
	39	● モニタリング結果の受領、公開状況確認	<ul style="list-style-type: none"> ● モニタリング結果の受領 ・ 審査時の合意： 審査時の合意： 個別サブプロジェクトの環境社会配慮の実施状況について、年次で JICA へ報告することになっている。 ・ 作成状況： 作成されている ・ 受領状況： 受領している。 ● モニタリング結果の公開状況： 公開に関する合意なし
	40	● 第三者からのモニタリング結果の公開請求への対応状況の確認	● モニタリング結果の公開請求： なし
	41	● 環境レビュー結果とモニタリング結果の乖離が確認された場合には、その原因（GL 記載内容が十分であったかを含む GL 自体の問題、解釈の違い、運用能力等）について確認。	本事業は FI 案件であり、該当しない。
	42	● 合意文書に基づき、相手国に対応を求め、貸付実行を停止	貸付実行は停止されていない。

項目、現行ガイドライン条文	整理番号	調査アイテム	調査結果
		した事例の整理	
	43	● プロジェクトの重大な変更が生じた案件の手続きの実施状況の確認	● 重大な変更が生じた案件であるか：該当しない ● LA後にIEE/EIAが改定されたか：該当しない ● IEE/EIAが改定された場合、改定の理由：該当しない ・本事業はFI案件であり、個別サブプロジェクトの環境社会配慮は審査時に確認されないため該当しない。
3.3 外務省が自ら行う無償資金協力についてJICAが行う事前の調査	44	● 外務省に協力の停止を提言した事例の整理	該当しない。
3.4 開発計画調査型技術協力	45	● カテゴリ分類に応じた各段階での手続きの実施状況確認 ・スクリーニングの実施状況 ・スコーピングの実施状況 ・JICAと相手国等の協議状況 ・合意文書や報告書等の公開状況等	該当しない。
	46	● SEAのステークホルダー協議の実施状況確認	該当しない。
	47	● 開発調査型技術協力終了後に予期せぬ環境社会影響が生じた場合の対応状況確認	該当しない。

別紙1～6

項目、現行ガイドライン条文	整理番号	調査アイテム	調査結果
別紙1 対象プロジェクトに求められる環境社会配慮	48	● 日本・他ドナーにおける環境社会配慮関連の「費用・便益の定量化方法」の取り扱い確認	個別案件に紐づく事項ではないため、本調査の報告書本文に記載。
	49	● 日本・他ドナーにおける「災害の環境影響評価」の取り扱い確認	個別案件に紐づく事項ではないため、本調査の報告書本文に記載。
基本的事項	50	● 計画段階における環境・社会影響の調査・検討状況確認	本事業はFI案件であり、仲介者の環境社会配慮・能力について確認を行っている。
	51	● 影響の回避・最小化のための代替案や緩和策の検討状況確認	本事業はFI案件であり、該当しない。
	52	● 検討結果のプロジェクト計画への反映状況確認	本事業はFI案件であり、該当しない。
	53	● 環境社会配慮関連費用・便益の定量的評価に努めており、定性的な評価も加えているかの確認	本事業はFI案件であり、該当しない。
	54	● 環境社会配慮関連費用・便益は、プロジェクトの経済的、財政的、制度的、社会的及び技術的分析との密接な調和が図られているかの確認	環境管理計画、モニタリングの実施等が事業費に含まれており、右に基づきEIRRが算出されている。
	55	● 環境社会配慮の検討結果につき、代替案や緩和策も含め独立の文書あるいは、他の文書の一部として表されているかの確認	本事業はFI案件であり、該当しない。
	56	● 特に影響が大きいプロジェクトについては、環境影響評価報告書が作成されているかの確認	本事業ではカテゴリAのサブプロジェクトは選定されないため、該当しない。
	57	● 特に影響が重大と思われるプロジェクトや、異論が多いプロジェクトについて専門家からなる委員会が設置されたかの確認	本事業ではカテゴリAのサブプロジェクトは選定されないため、該当しない。
対策の検討	58	● 環境管理計画、モニタリング計画など適切なフォローアップの計画や体制、そのための費用及びその調達方法の計画策定状況確認	本事業はFI案件であり、該当しない。
	59	● 上記以外は2.8にて確認	2.8にて確認。
検討する影響スコープ	60	● スコーピングの適切な実施にかかる状況の確認	本事業はFI案件であり、該当しない。

項目、現行ガイドライン条文	整理番号	調査アイテム	調査結果
	61	● GHG 排出量の算出・評価の状況の確認	本事業は FI 案件であり、該当しない。
	62	● 国際機関、バイドナーの気候変動（GHG 排出）への対応状況の確認	個別案件に紐づく事項ではないため、本調査の報告書本文に記載。
	63	● 「不可分一体の事業」、「派生的・二次的影響」、「累積的影響」の事例整理。	該当しない。
	64	● 世銀、ADB、IFC の「不可分一体の事業」、「派生的・二次的影響」、「累積的影響」への対応状況の整理	個別案件に紐づく事項ではないため、本調査の報告書本文に記載。
法令、基準、計画等との整合性	65	● 「自然保護や文化保護のために特に指定した地域」の事例整理	該当しない。
	66	● 世銀、ADB、IFC の「自然保護や文化保護のために特に指定した地域」に係る対応状況の整理	個別案件に紐づく事項ではないため、本調査の報告書本文に記載。
	67	● 上記以外は 2.6 にて確認	2.6 にて確認。
社会的合意	68	● ステークホルダー協議（①告知・実施日時、②場所、③方法（住民集会、個別インタビュー、言語）、④社会的弱者に対する配慮手法、⑤告知方法、⑥参加者（人数、被影響者に占める割合、所属、性別等）、⑦協議内容(事業サイトの範囲、事業形態、地域住民の持つ問題点、ニーズ等)、⑧参加者からのコメント、⑨実施機関による返答、⑩寄せられたコメントの計画や事業への反映結果、⑪協議の議事録の有無）の確認	該当しない。
	69	● 外部からの指摘事項が確認された場合には、その原因（GL 記載内容が十分であったかを含む GL 自体の問題、解釈の違い、運用能力等）について確認	外部からの指摘事項は確認されない。
	70	● 社会的弱者に対する配慮事例の整理	該当しない。
生態系及び生物相	71	● 「重要な自然生息地」の事例（含む判断根拠、森林以外の地域、生物多様性重要地域の配慮状況、地域コミュニティにもたらす影響や地域コミュニティが自然生息地にもたらす影響、社会環境に与える影響や社会環境が与える影響）の整理	該当しない。
	72	● 「重要な自然生息地における事業実施条件」に基づき事業を実施した事例整理	該当しない。
	73	● 世銀、ADB、IFC の「重要な自然生息地」、「著しい転換・著しい劣化」に係る対応状況の整理	個別案件に紐づく事項ではないため、本調査の報告書本文に記載。
	74	● 違法伐採の有無の確認	該当しない。
非自発的住民移転	75	● 住民移転計画の作成有無・公開状況・協議の有無と内容・協議に際する言語と様式の確認。	該当しない。
	76	● 非自発的住民移転及び生計手段の喪失は、回避・最小化が検討・実施され、対象者と文書等で合意の上で実効性のある対策が講じられているかの確認。	該当しない。
	77	● 環境レビュー段階の想定被影響住民数の確認	該当しない。
	78	● モニタリング段階における被影響住民数の確認	該当しない。

項目、現行ガイドライン条文	整理番号	調査アイテム	調査結果
	79	● 環境レビュー段階の補償内容（補償のタイミング、再取得価格を含む補償費の算出方法、生計回復策、その他支援内容）の確認。	該当しない。
	80	● 現地調査対象案件については、移転住民が以前の生活水準や収入機会、生産水準において改善又は少なくとも回復できているかの確認。	該当しない。
	81	● 苦情処理メカニズムの整備状況の確認	該当しない。
先住民族	82	● 先住民族への影響の有無の確認	該当しない
	83	● 負の影響の回避・最小化の検討状況確認	該当しない。
	84	● 先住民族計画の作成・公開状況確認	該当しない。
	85	● FPIC の実施状況確認	該当しない。
モニタリング	86	● モニタリング計画の作成状況確認	● 個別プロジェクトの環境社会配慮状況を確認するためのフォームを作成済。
	87	● 上記以外は 3.2 にて確認	3.2 にて確認。
別紙 2 カテゴリ A に必要な環境アセスメント報告書	88	● EIA の承認状況、言語、現地での公開状況及び複製の可否の確認	該当しない
	89	● EIA において GL に記載の必要な項目が含まれているかの確認	該当しない
	90	● 大規模住民移転を理由にカテゴリ A と判断された案件における EIA 実施状況の整理	該当しない
別紙 3 一般に影響を及ぼしやすいセクター・特性、影響を受けやすい地域の例示	91	● 「影響を及ぼしやすいセクター」の妥当性の確認。（配電、上水道、農業等、影響を及ぼしやすい特性や影響を受けやすい地域に該当しない限りそれ自体はカテゴリ分類に影響しないと思われるセクターの影響の重大さの整理。）	・対象外
別紙 4 スクリーニング様式	92	● （調査アイテム無し）環境 GL が改定された場合は、スクリーニング様式も併せて変更。	該当しない
別紙 5 チェックリストにおける分類・チェック項目	93	● （調査アイテム無し）環境 GL が改定された場合は、チェックリストも併せて変更。	該当しない
別紙 6 モニタリングを行う項目	94	● モニタリング項目の妥当性、基準値の記載、工事中・供用時の区分	● サブプロジェクト用のモニタリングフォームに含まれるのは、以下の項目。 - サブプロジェクト名 - セクター - 事業概要 - 事業費用 - 承認日 - 環境カテゴリ - カテゴリ決定理由 - 作成された環境社会配慮文書 - 環境社会配慮にかかる特記事項 - 実施機関の環境社会配慮体制に変更があった場合は、その詳細
その他			

個別案件シート（JICA 環境社会配慮ガイドラインのレビュー調査結果）

<事業概要>

案件名/案件種別/借款契約調印日	母子保健および保健システム改善事業／有償／2015/12/13
カテゴリ分類及び分類根拠	カテゴリ FI 本事業は、本機構の融資承諾前にサブプロジェクトが特定できず、かつそのようなサブプロジェクトが環境への影響をもつことが想定されるため。
事業目的	本事業は、保健セクターの包括的プログラムであるHPNSDPに資する母子保健活動及び全てのレベルの医療施設が提供するサービスの改善を支援することにより、母子保健サービスの改善及び保健システム強化を図り、もってバングラデシュ国民の保健改善に寄与する
プロジェクトサイト	バングラデシュ国全土
事業概要	1) 母子保健及び保健システムの改善： a) HPNSDPに資する一次医療施設及び看護大学教育・生活施設整備 b) 母子保健に資する機材（国内競争入札）、二次医療施設増床に対応する機材、及び看護教育における演習用機材の調達 c) コミュニティサポートグループ及び家族福祉訪問員への研修実施 2) 非感染性疾患に対応する検査体制の強化：全7管区7医科大学病院での画像診断棟建設、画像診断機材等調達、調達機材等に関する研修実施 3) コンサルティング・サービス（画像診断棟建設及び機材調達にかかる詳細設計、入札補助、施工監理、研修、環境社会配慮等）
事業実施機関	バングラデシュ保健家族福祉省(Ministry of Health and Family Welfare: MOHFW)
総事業費/概算協力額	21,497百万円（うち、円借款対象額：17,520百万円）

I. 基本的事項

項目、現行ガイドライン条文	整理番号	調査アイテム	調査結果
1.1 理念	1	（レビュー調査全体を通じて確認） ● 開発協力大綱等の政府方針、持続可能な開発目標（SDGs）等の国際的援助潮流の整理	個別案件に紐づく事項ではないため、本調査の報告書本文に記載。
1.2 目的			
1.3 定義			
1.4 環境社会配慮の基本方針			
1.5 JICA の責務	2	（第Ⅱ，Ⅲ章のレビュー調査を通じて確認） ● IFC、ADB 等、他ドナーにおける出資案件における責務について確認	個別案件に紐づく事項ではないため、本調査の報告書本文に記載。
1.6 相手国政府に求める要件	3	（別紙1のレビュー調査を通じて確認）	別紙1を参照。
1.7 対象とする協力事業	4	● 現行 GL 施行後に増えた協力事業（海外投融资、中小企業支援等）の整理	個別案件に紐づく事項ではないため、本調査の報告書本文に記載。
	5	● 現行 GL 施行後の業務環境の変化（インフラ輸出の促進、迅速化、国際金融機関との協調融資の増加等）の整理	個別案件に紐づく事項ではないため、本調査の報告書本文に記載。
1.8 緊急時の措置	6	● 「緊急時の措置」の適用実績整理（カテゴリ分類、緊急時の判断基準、助言委員会関与方法、情報公開、モニタリング、フォローアップ措置等）	・該当しない。
1.9 普及	7	● 相手国等に対する説明実績、説明内容の整理	● JICAGL に関する説明実績：審査時に説明済。 ● JICAGL に関する説明内容：JICA GL の遵守、適切な環境社会配慮の実施、モニタリング、情報公開等につき説明。 ● JICAGL に関する研修実績：なし
1.10 環境社会配慮助言委員会	8	（第Ⅱ章 2.7「環境社会配慮助言委員会による助言」のレビュー調査を通じて確認）	第Ⅱ章 2.7「環境社会配慮助言委員会による助言」を参照。

II. 環境社会配慮のプロセス

項目、現行ガイドライン条文	整理番号	調査アイテム	調査結果
2.1 情報の公開	9	● JICA による情報公開（カテゴリ分類、最終報告書、環境	● カテゴリ分類の情報公開：公開あり

項目、現行ガイドライン条文	整理番号	調査アイテム	調査結果
		社会配慮文書、環境レビュー結果、モニタリング結果) 状況確認	<ul style="list-style-type: none"> ● 協力準備調査 最終報告書の情報公開：公開あり ● 環境社会配慮文書 (EIA・RAP・IPP など) の情報公開：公開されていない(本事業はサブプロジェクトにカテゴリ A を含まない FI 案件であり該当しない)。RAP は該当しない ● 環境レビュー結果 (=事前評価表) の情報公開状況：公開あり ● モニタリング結果の情報公開： <ul style="list-style-type: none"> ・合意状況：合意なし ・公開状況：該当しない ●
	10	● 相手国等による情報公開 (環境社会配慮文書、モニタリング結果) 状況 (公開場所、公開時期、言語等)	相手国における情報公開に関する合意はないため、該当しない。
	11	● JICA から相手国等に対する情報公開の働きかけの状況確認	JICA GL に係る説明に関連し情報公開について確認を行っている。
	12	● 第三者からの情報提供の求めの有無と対応状況確認	なし
	13	● 情報開示が禁じられる情報についての対応状況確認	JICA における情報公開については、相手国政府等からの了解を得ている。
2.2 カテゴリ分類	14	● カテゴリ分類結果、根拠の整理	<ul style="list-style-type: none"> ● カテゴリ分類結果：カテゴリ FI ● カテゴリ分類の根拠：本事業は融資承諾前にサブプロジェクトが特定できない (候補プロジェクトは看護大学における校舎の増設等であり、カテゴリ A に該当するサブプロジェクトの実施は想定されていない。) ● カテゴリ分類の根拠と実態の乖離：無
	15	● カテゴリ分類の変更の有無と有の場合の根拠の整理	● カテゴリ分類の変更：無
	16	● カテゴリ分類の妥当性について外部より指摘を受けた案件の分類結果の妥当性の確認	なし
	17	● スクリーニング様式の提出状況	・スクリーニング様式の提出：当該様式の提出は確認できないが、実施機関等から徴求した対応の情報に基づきスクリーニングを実施。
2.3 環境社会配慮の項目	18	(別紙 1 のレビュー調査を通じて確認)	別紙 1 を参照。
2.4 現地ステークホルダーとの協議	19	● JICA と相手国等による協議状況確認	・LA 締結時に協議を実施している。
	20	● 上記以外は別紙 1 「社会的合意」のレビュー調査を通じて確認	別紙 1 「社会的合意」を参照。
2.5 社会環境と人権への配慮	21	● 権利が制限されている地域における協力事業での情報公開や現地ステークホルダーとの協議の際の配慮状況の確認	● 権利が制限されている地域の該当状況：該当しない
	22	● 社会的弱者に対する人権配慮の有・内容確認	別紙 1 「社会的合意」を参照。
2.6 参照する法令と基準	23	<ul style="list-style-type: none"> ● 相手国の国内法遵守の有無 ● 世銀 SGP やその他国際基準との乖離の有無 	<ul style="list-style-type: none"> ● 相手国の国内法遵守の有無 ● EIA・IEE の承認有無：該当しない。 ● 国内法に基づいた RAP 作成有無：該当しない。 ● 世銀 SGP やその他国際基準との乖離の有無：該当しない。
	24		

項目、現行ガイドライン条文	整理番号	調査アイテム	調査結果
	25	● 世銀のセーフガード政策から Environmental and Social Framework (ESF) への変更点の整理	個別案件に紐づく事項ではないため、本調査の報告書本文に記載。
	26	● 世銀 ESF と現行 GL の相違点	個別案件に紐づく事項ではないため、本調査の報告書本文に記載。
	27	● ADB、IFC のセーフガード政策で参照できる基準やグットプラクティス等の整理	個別案件に紐づく事項ではないため、本調査の報告書本文に記載。
2.7 環境社会配慮助言委員会による助言	28	● 助言委員会の開催実績整理（運営改善の取り組み含め情報整理、情報公開状況含む）	・本事業はカテゴリ FI 案件のため、助言委員会は開催されていない。
	29	● 環境レビュー時の助言対応状況確認	・本事業はカテゴリ FI 案件のため、助言委員会は開催されていない。
2.8 JICA の意思決定	30	● 合意文書における合意状況確認	・合意文書締結済み。
	31	● 合意文書に基づき、協力事業を中止した事例の整理	・該当しない。
2.9 ガイドラインの適切な実施と遵守の確保	32	● 別途、「異議申立手続き」の見直し作業を通じて対応	・該当しない
2.10 ガイドラインの適用と見直し	33	N/A	・該当しない

III. 環境社会配慮の手続き

項目、現行ガイドライン条文	整理番号	調査アイテム	調査結果
3.1 協力準備調査	34	● 「プロジェクトを実施しない案」を含む代替案検討の事例整理	・建設場所や設計の代替案については、サブプロジェクトごとに検討される予定となっている。
	35	● 協力準備調査の各種手続きの実施状況確認(スコーピング、EIA 等調査、情報公開、ステークホルダー協議等)	● スコーピング：実施済 EIA 等調査：該当しない。 ● 情報公開：2.1「情報の公開」を参照。 ● ステークホルダー協議等：別紙 1「社会的合意」を参照。 ●
3.2 有償資金協力、無償資金協力、技術協力プロジェクト	36	● カテゴリ分類に応じた環境レビューに係る手続き・情報公開の実施状況確認 ・環境チェックリストの作成状況 ・EIA, ECC, RAP, IPP の取得・公開状況等 ・FI の場合、金融仲介者等の環境社会配慮確認実施能力の確認状況及びカテゴリ A 相当のサブプロジェクトに対する環境レビュー状況等	● 環境チェックリストの作成状況：作成済 EIA,ECC,RAP,IPP の取得・公開状況：該当しない。 ● FI の場合、金融仲介者の環境社会配慮確認実施能力の確認： ・審査時に実施機関の環境社会配慮実施能力を確認している。FI の場合、サブプロジェクトの環境レビュー状況： ・カテゴリ A に分類されるサブプロジェクトは含まれない。 ・本事業は 2018 年 10 月にコンサルタントを選出し、個別サブプロジェクトの内容を精査中。
	37	● エンジニアリング・サービス借款実施案件の環境レビュー実績の整理	・ES 借款ではない。
	38	● エンジニアリング・サービス借款の実施段階における相手国等による環境社会配慮実施状況の確認。	・ES 借款ではない。 ●
	39	● モニタリング結果の受領、公開状況確認	● モニタリング結果の受領 ・各サブプロジェクトにて実施することで合意。 ・作成状況：・モニタリング段階にないため、該当しない。 ・受領状況：モニタリング段階にない、合意されていないため該当しない。 モニタリング結果の公開状況 該当しない。
	40	● 第三者からのモニタリング結果の公開請求への対応状況の確認	● モニタリング結果の公開請求：該当しない。

項目、現行ガイドライン条文	整理番号	調査アイテム	調査結果
	41	● 環境レビュー結果とモニタリング結果の乖離が確認された場合には、その原因（GL 記載内容が十分であったかを含む GL 自体の問題、解釈の違い、運用能力等）について確認。	● 環境事項における環境レビュー結果とモニタリング結果の乖離：該当しない ● 社会事項における環境レビュー結果とモニタリング結果の乖離：該当しない
	42	● 合意文書に基づき、相手国に対応を求め、貸付実行を停止した事例の整理	・貸付実行は停止されていない。
	43	● プロジェクトの重大な変更が生じた案件の手続きの実施状況の確認	● 重大な変更が生じた案件であるか：該当しない。 ● LA 後に IEE/EIA が改定されたか：該当しない。 ● IEE/EIA が改定された場合、改定の理由： 該当しない。
3.3 外務省が自ら行う無償資金協力について JICA が行う事前の調査	44	● 外務省に協力の停止を提言した事例の整理	該当しない。
3.4 開発計画調査型技術協力	45	● カテゴリ分類に応じた各段階での手続きの実施状況確認 ・スクリーニングの実施状況 ・スコーピングの実施状況 ・JICA と相手国等の協議状況 ・合意文書や報告書等の公開状況等	・該当しない。 ● スクリーニングの実施状況： ● スコーピングの実施状況： ● JICA と相手国等の協議状況： 合意文書や報告書等の公開状況：
	46	● SEA のステークホルダー協議の実施状況確認	・該当しない。
	47	● 開発調査型技術協力終了後に予期せぬ環境社会影響が生じた場合の対応状況確認	・該当しない。

別紙 1～6

項目、現行ガイドライン条文	整理番号	調査アイテム	調査結果
別紙 1 対象プロジェクトに求められる環境社会配慮	48	● 日本・他ドナーにおける環境社会配慮関連の「費用・便益の定量化方法」の取り扱い確認	個別案件に紐づく事項ではないため、本調査の報告書本文に記載。
	49	● 日本・他ドナーにおける「災害の環境影響評価」の取り扱い確認	個別案件に紐づく事項ではないため、本調査の報告書本文に記載。
基本的事項	50	● 計画段階における環境・社会影響の調査・検討状況確認	● 環境：大気、土壌、廃棄物、騒音・振動、悪臭、動植物・生態系他 ● 社会：土地利用と地域資源利用、社会インフラとサービス、貧困層、少数民族、先住民族他について既存ベースラインデータが記載されている。調査は実施していない。
	51	● 影響の回避・最小化のための代替案や緩和策の検討状況確認	上記で懸念された事項について緩和策（回避・最小化）の検討がされている
	52	● 検討結果のプロジェクト計画への反映状況確認	環境社会配慮を考慮した代替案に基づき検討されている。
	53	● 環境社会配慮関連費用・便益の定量的評価に努めており、定性的な評価も加えているかの確認	● 環境： ・定量的な評価：記載なし ・定性的な評価：記載なし ● 社会： ・定量的な評価：研修を実施したコミュニティサポートグループ数、熟練助産師による出産介助率、妊婦健診受診率、対象看護大学での卒業率、対象医療機関における画像診断機材ごとの検査数の向上、画像診断検査における患者負担額の減少等 ・定性的な評価：画像診断棟で提供される医療サービスに関する患者満足度の向上、画像診断棟で勤務する医療従事者の質の向上、科学的根拠に基づく診療の実施の促進、臨床研究及び教育の質の向上。 環境社会配慮に係る費用については、同報告書 9.3.8 において、「予算と財源については、具体的な建設予定地と設計が確定した次の段階で詳細に検討する必要がある」としている。

項目、現行ガイドライン条文	整理番号	調査アイテム	調査結果
	54	● 環境社会配慮関連費用・便益は、プロジェクトの経済的、財政的、制度的、社会的及び技術的分析との密接な調和が図られているかの確認	該当しない。
	55	● 環境社会配慮の検討結果につき、代替案や緩和策も含め独立の文書あるいは、他の文書の一部として表されているかの確認	・環境社会配慮の検討結果につき、協力準備調査報告書の一部として表されている。
	56	● 特に影響が大きいプロジェクトについては、環境影響評価報告書が作成されているかの確認	・カテゴリ F I であり、且つサブプロジェクトにカテゴリ A を含まないため該当しない。
	57	● 特に影響が重大と思われるプロジェクトや、異論が多いプロジェクトについて専門家からなる委員会が設置されたかの確認	特になし。
対策の検討	58	● 環境管理計画、モニタリング計画など適切なフォローアップの計画や体制、そのための費用及びその調達方法の計画策定状況確認	<ul style="list-style-type: none"> ● 環境管理計画 <ul style="list-style-type: none"> ・実施体制：環境管理計画（案）の中に責任機関が記載されている。 ・費用：サブプロジェクトにおいて詳細に検討を予定。 ・調達方法：サブプロジェクトにおいて詳細に検討を予定 ● モニタリング計画 <ul style="list-style-type: none"> ・実施体制：サブプロジェクト決定時に詳細に検討を予定。 ・費用：協力準備調査報告書において、「予算と財源については、具体的な建設予定地と設計が確定した次の段階で詳細に検討する必要がある」としている。 ・調達方法：サブプロジェクト決定時に詳細に検討を予定。
	59	● 上記以外は 2.8 にて確認	2.8 にて確認。
検討する影響スコープ	60	● スコーピングの適切な実施にかかる状況の確認	・GL の項目が網羅されているスコーピング案が作成されている。
	61	● GHG 排出量の算出・評価の状況の確認	該当しない
	62	● 国際機関、バイドナーの気候変動（GHG 排出）への対応状況の確認	個別案件に紐づく事項ではないため、本調査の報告書本文に記載。
	63	● 「不可分一体の事業」、「派生的・二次的影響」、「累積的影響」の事例整理。	該当しない。
	64	● 世銀、ADB、IFC の「不可分一体の事業」、「派生的・二次的影響」、「累積的影響」への対応状況の整理	個別案件に紐づく事項ではないため、本調査の報告書本文に記載。
法令、基準、計画等との整合性	65	● 「自然保護や文化保護のために特に指定した地域」の事例整理	● なし
	66	● 世銀、ADB、IFC の「自然保護や文化保護のために特に指定した地域」に係る対応状況の整理	個別案件に紐づく事項ではないため、本調査の報告書本文に記載。
	67	● 上記以外は 2.6 にて確認	2.6 にて確認。

項目、現行ガイドライン条文	整理番号	調査アイテム	調査結果
社会的合意	68	<ul style="list-style-type: none"> ● ステークホルダー協議（①告知・実施日時、②場所、③方法（住民集会、個別インタビュー、言語）、④社会的弱者に対する配慮手法、⑤告知方法、⑥参加者（人数、被影響者に占める割合、所属、性別等）、⑦協議内容(事業サイトの範囲、事業形態、地域住民の持つ問題点、ニーズ等)、⑧参加者からのコメント、⑨実施機関による返答、⑩寄せられたコメントの計画や事業への反映結果、⑪協議の議事録の有無)の確認 	<ul style="list-style-type: none"> ● 該当しない。
	69	<ul style="list-style-type: none"> ● 外部からの指摘事項が確認された場合には、その原因（GL記載内容が十分であったかを含む GL 自体の問題、解釈の違い、運用能力等）について確認 	なし。
	70	<ul style="list-style-type: none"> ● 社会的弱者に対する配慮事例の整理 	<ul style="list-style-type: none"> ● 社会的弱者に対する配慮の有無 -計画：本事業は、主に貧困層が利用する公的医療施設をターゲットとした機材整備を実施しサービス向上を図ることから、貧困層の保健改善に配慮する。 -計画：妊産婦が安全に出産できる環境整備を支援する実施については各サブプロジェクトでの対応を予定。 ●
生態系及び生物相	71	<ul style="list-style-type: none"> ● 「重要な自然生息地」の事例（含む判断根拠、森林以外の地域、生物多様性重要地域の配慮状況、地域コミュニティにもたらす影響や地域コミュニティが自然生息地にもたらす影響、社会環境に与える影響や社会環境が与える影響)の整理 	該当しない。
	72	<ul style="list-style-type: none"> ● 「重要な自然生息地における事業実施条件」に基づき事業を実施した事例整理 	該当しない。
	73	<ul style="list-style-type: none"> ● 世銀、ADB、IFCの「重要な自然生息地」、「著しい転換・著しい劣化」に係る対応状況の整理 	個別案件に紐づく事項ではないため、本調査の報告書本文に記載。
	74	<ul style="list-style-type: none"> ● 違法伐採の有無の確認 	該当しない。
非自発的住民移転	75	<ul style="list-style-type: none"> ● 住民移転計画の作成有無・公開状況・協議の有無と内容・協議に際する言語と様式の確認。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 住民移転計画の作成：対象外 ● 公開状況：2.1「情報の公開」を通じて確認。 ● 協議の有無と内容：対象外

項目、現行ガイドライン条文	整理番号	調査アイテム	調査結果
			<ul style="list-style-type: none"> ● 協議の使用言語：対象外
	76	<ul style="list-style-type: none"> ● 非自発的住民移転及び生計手段の喪失は、回避・最小化が検討・実施され、対象者と文書等で合意の上で実効性のある対策が講じられているかの確認。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 非自発的住民移転及び生計手段の喪失は回避・最小化が検討・実施されたか：対象外 ● 非自発的住民移転：対象外 ● 生計手段の喪失：対象外 ● 対象者と文書等で合意をしているか：対象外
	77	<ul style="list-style-type: none"> ● 環境レビュー段階の想定被影響住民数の確認 	対象外
	78	<ul style="list-style-type: none"> ● モニタリング段階における被影響住民数の確認 	● 対象外
	79	<ul style="list-style-type: none"> ● 環境レビュー段階の補償内容（補償のタイミング、再取得価格を含む補償費の算出方法、生計回復策、その他支援内容）の確認。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 補償のタイミング：対象外 ● 土地の再取得価格での補償方針の有無：対象外 ● 再取得価格を含む補償費の算出方法：対象外 ● 生計回復策の内容：対象外
	80	<ul style="list-style-type: none"> ● 現地調査対象案件については、移転住民が以前の生活水準や収入機会、生産水準において改善又は少なくとも回復できているかの確認。 	現地調査対象ではないため該当しない
	81	<ul style="list-style-type: none"> ● 苦情処理メカニズムの整備状況の確認 	<ul style="list-style-type: none"> ● 苦情処理メカニズムの計画：対象外 ● 計画された苦情処理メカニズムの整備状況：対象外 ● 苦情の有無：対象外
先住民族	82	<ul style="list-style-type: none"> ● 先住民族への影響の有無の確認 	該当しない
	83	<ul style="list-style-type: none"> ● 負の影響の回避・最小化の検討状況確認 	該当しない
	84	<ul style="list-style-type: none"> ● 先住民族計画の作成・公開状況確認 	該当しない
	85	<ul style="list-style-type: none"> ● FPIC の実施状況確認 	該当しない
モニタリング	86	<ul style="list-style-type: none"> ● モニタリング計画の作成状況確認 	環境社会ともに、審査時には金融仲介者の環境社会配慮能力等を中心に確認・調査しており、モニタリング計画については個別のサブプロジェクト毎に検討がなされる。
	87	<ul style="list-style-type: none"> ● 上記以外は 3.2 にて確認 	3.2 にて確認。
別紙 2 カテゴリ A に必要な環境アセスメント報告書	88	<ul style="list-style-type: none"> ● EIA の承認状況、言語、現地での公開状況及び複製の可否の確認 	カテゴリ FI の案件のため対象外
	89	<ul style="list-style-type: none"> ● EIA において GL に記載の必要な項目が含まれているかの確認 	カテゴリ FI の案件のため対象外
	90	<ul style="list-style-type: none"> ● 大規模住民移転を理由にカテゴリ A と判断された案件における EIA 実施状況の整理 	カテゴリ FI の案件のため対象外 <ul style="list-style-type: none"> ● 大規模住民移転を理由にカテゴリ A と判断された案件であるか： ● EIA 実施状況：
別紙 3 一般に影響を及ぼしやすいセクター・特性、影響を受けやすい地域の例示	91	<ul style="list-style-type: none"> ● 「影響を及ぼしやすいセクター」の妥当性の確認。（配電、上水道、農業等、影響を及ぼしやすい特性や影響を受けやすい地域に該当しない限りそれ自体はカテゴリ分類に影響しないと思われるセクターの影響の重大さの整理。） 	● 対象外。
別紙 4 スクリーニング様式	92	<ul style="list-style-type: none"> ● （調査アイテム無し）環境 GL が改定された場合は、スクリーニング様式も併せて変更。 	● 該当しない
別紙 5 チェックリストにおける分類・チェック項目	93	<ul style="list-style-type: none"> ● （調査アイテム無し）環境 GL が改定された場合は、チェックリストも併せて変更。 	● 該当しない
別紙 6 モニタリングを行う項目	94	<ul style="list-style-type: none"> ● モニタリング項目の妥当性、基準値の記載、工事中・供用時の区分 	<ul style="list-style-type: none"> ● モニタリング項目：水利用、事故、衛生環境、動植物・生態系、大気、廃棄物、騒音・振動、悪臭 ● 基準値の記載（計画）：モニタリングフォームに騒音のみ基準が記載されている ● 参照基準：バングラデシュ国基準 ● モニタリング頻度： ● 環境：項目によって異なる

項目、現行ガイドライン条文	整理番号	調査アイテム	調査結果
			・社会：対象外 ● 生計回復策の計画と実績の乖離（モニタリング頻度含む）：対象外 ● 工事中・供用時の区分：区分されている
その他			

個別案件シート（JICA 環境社会配慮ガイドラインのレビュー調査結果）

<事業概要>

案件名/案件種別/借款契約 締結日	アグリビジネス振興・平和構築・経済成長促進事業/有償/2017年1月12日
カテゴリ分類及び分類根拠	カテゴリ FI 本事業は、本機構の融資承諾前にサブプロジェクトが特定できず、かつそのようなサブプロジェクトが環境への影響をもつことが想定されるため。
事業目的	本事業は、ミンダナオ島西部を中心とするムスリム・ミンダナオ自治地域及び周辺地域において、農業関連企業や農業協同組合等に対して設備投資・運転資金等に必要な資金を提供し、金融アクセスの改善や経済活動の活性化を通じた雇用創出、生計向上に資する活動を促進することで、同地域の平和の定着に寄与する。本件にかかる貸付資金は、フィリピン土地銀行（LBP）やLBPの仲介金融機関を通じて、農業関連企業や農業協同組合等に供与される。
プロジェクトサイト	フィリピン国 ミンダナオ島西部を中心とするムスリム・ミンダナオ自治地域及び周辺地域
事業概要	ミンダナオ島の南西部は、40年以上に及んだ紛争の影響もあり、基礎的社会サービスやインフラの不足などの課題を抱えており、貧困率が50%以上にのぼるなど、フィリピン国内でも最も貧しい地域の一つである。同地域での雇用機会の創出や復興開発を促進するため、2014年のフィリピン政府とモロ・イスラム解放戦線（MILF）による包括和平合意後、ミンダナオが優位性を有する農業生産物を活かしたアグロインダストリーの振興が進められており、本事業対象地域および周辺地域では、農業関連の民間企業等がプランテーション事業を運営して雇用を生み出しているが、こうした大規模企業のみならず中小の農業関連企業や組合による投資を更に呼び込むためには、設備投資等を行うための長期資金へのアクセスを改善することが必要となっている。実施機関であるLBPを通じたツーステップローンにより、エンドユーザーである農業関連企業や農業協同組合等に対して必要な資金調達を支援する。 本円借款事業と並行して、同事業の実施機関であるLBPや農業協同組合等の関係機関に対して、人材育成や技術支援を実施。同支援を通じて、更なる金融アクセス向上や農産物の生産・物流・販売等のバリューチェーン強化などを促進し、円借款事業との相乗効果の創出を目指す。 本事業においては、コンサルタントの雇用予定はなし。本事業では、本体工事に係る入札はないが、LBPや仲介金融機関により供与されるサブローン対象事業において逐次事業実施のための調達が行われる見込。
実施機関	フィリピン土地銀行（Land Bank of the Philippines: LBP）
総事業費/概算協力額	49億2,800万円

I. 基本的事項

項目、現行ガイドライン条文	整理番号	調査アイテム	調査結果
1.1 理念	1	（レビュー調査全体を通じて確認） ● 開発協力大綱等の政府方針、持続可能な開発目標（SDGs）等の国際的援助潮流の整理	個別案件に紐づく事項ではないため、本調査の報告書本文に記載。
1.2 目的			
1.3 定義			
1.4 環境社会配慮の基本方針			
1.5 JICAの責務	2	（第II、III章のレビュー調査を通じて確認） ● IFC、ADB等、他ドナーにおける出資案件における責務について確認	個別案件に紐づく事項ではないため、本調査の報告書本文に記載。
1.6 相手国政府に求める要件	3	（別紙1のレビュー調査を通じて確認）	別紙1を参照。
1.7 対象とする協力事業	4	● 現行GL施行後に増えた協力事業（海外投融資、中小企業支援等）の整理	個別案件に紐づく事項ではないため、本調査の報告書本文に記載。
	5	● 現行GL施行後の業務環境の変化（インフラ輸出の促進、迅速化、国際金融機関との協調融資の増加等）の整理	個別案件に紐づく事項ではないため、本調査の報告書本文に記載。
1.8 緊急時の措置	6	● 「緊急時の措置」の適用実績整理（カテゴリ分類、緊急時の判断基準、助言委員会関与方法、情報公開、モニタリング、フォローアップ措置等）	該当しない。
1.9 普及	7	● 相手国等に対する説明実績、説明内容の整理	● JICAGLに関する説明実績：審査時に説明済。 ● JICAGLに関する説明内容：JICA GLの遵守、適切な環境社会配慮の実施、モニタリング、情報公開等について説明 JICAGLに関する研修実績：有

項目、現行ガイドライン条文	整理番号	調査アイテム	調査結果
1.10 環境社会配慮助言委員会	8	(第II章 2.7「環境社会配慮助言委員会による助言」のレビュー調査を通じて確認)	第II章 2.7「環境社会配慮助言委員会による助言」を参照。

II. 環境社会配慮のプロセス

項目、現行ガイドライン条文	整理番号	調査アイテム	調査結果
2.1 情報の公開	9	● JICA による情報公開（カテゴリ分類、最終報告書、環境社会配慮文書、環境レビュー結果、モニタリング結果）状況確認	<ul style="list-style-type: none"> ● カテゴリ分類の情報公開：公開あり ● 協力準備調査 最終報告書の情報公開：有 ● 環境社会配慮文書（EIA・RAP・IPP など）の情報公開：EIA、RAP、IPP は該当しない。 ● 環境レビュー結果（＝事前評価表）の情報公開状況：公開なし ● モニタリング結果の情報公開： <ul style="list-style-type: none"> ・合意状況：サブプロジェクトの情報公開に関する合意なし ・公開状況：該当しない。（公開に関する合意なし）
	10	● 相手国等による情報公開（環境社会配慮文書、モニタリング結果）状況（公開場所、公開時期、言語等）	相手国での公開に関する合意はないため該当しない。
	11	● JICA から相手国等に対する情報公開の働きかけの状況確認	審査時に JICA GL の説明を通じて情報公開について確認している。
	12	● 第三者からの情報提供の求めの有無と対応状況確認	なし。
	13	● 情報開示が禁じられる情報についての対応状況確認	公開情報については、相手国政府等から了解を得た上で公開。
2.2 カテゴリ分類	14	● カテゴリ分類結果、根拠の整理	<ul style="list-style-type: none"> ● カテゴリ分類結果：カテゴリ FI ● カテゴリ分類の根拠： <ul style="list-style-type: none"> ・JICA の融資承諾前にサブプロジェクトが特定できず、かつそのようなサブプロジェクトが環境への影響をもつことが想定されるため。実施機関である LBP を通じたツーステップローンにより、農業関連企業や農業協同組合等に対して必要な資金を供与するものである。対象セクターは以下のとおり： <ul style="list-style-type: none"> ・農業・畜産業・漁業 ・食品加工業（農産物・畜産物、水産物等） ・農業・漁業関連サービス業（倉庫、冷蔵、運輸、流通、農機具・農業機械・農業資材関連事業等） ・小売業、アグリビジネスに関連するインフラ整備（農道、小水力発電等） ● カテゴリ分類の根拠と実態の乖離：なし
	15	● カテゴリ分類の変更の有無と有の場合の根拠の整理	● カテゴリ分類の変更：無
	16	● カテゴリ分類の妥当性について外部より指摘を受けた案件の分類結果の妥当性の確認	外部からの指摘は確認されなかった。
	17	● スクリーニング様式の提出状況	スクリーニング様式の提出：当該様式の提出は確認されていないが、実施機関等から徴求した相当の情報に基づきカテゴリ分類を実施。
2.3 環境社会配慮の項目	18	(別紙1のレビュー調査を通じて確認)	別紙1を参照。
2.4 現地ステークホルダーとの協議	19	● JICA と相手国等による協議状況確認	LA 締結時に協議を実施している。
	20	● 上記以外は別紙1「社会的合意」のレビュー調査を通じて確認	別紙1「社会的合意」を参照。
2.5 社会環境と人権への配慮	21	● 権利が制限されている地域における協力事業での情報公開	● 権利が制限されている地域の該当状況：該当しない。

項目、現行ガイドライン条文	整理番号	調査アイテム	調査結果
		や現地ステークホルダーとの協議の際の配慮状況の確認	
	22	● 社会的弱者に対する人権配慮の有・内容確認	別紙1「社会的合意」を参照。
2.6 参照する法令と基準	23	● 相手国の国内法遵守の有無 ● 世銀 SGP やその他国際基準との乖離の有無	● 相手国の国内法遵守の有無 ・ EIA・IEE の承認有無：FI のため対象外 ・ 国内法に基づいた RAP 作成有無：FI のため対象外 ● 世銀 SGP やその他国際基準との乖離の有無： ・ 実施機関は環境配慮の基準しかないため、世界銀行の環境社会配慮の基準に従うこととしている。
	24		
	25	● 世銀のセーフガード政策から Environmental and Social Framework (ESF) への変更点の整理	個別案件に紐づく事項ではないため、本調査の報告書本文に記載。
	26	● 世銀 ESF と現行 GL の相違点	個別案件に紐づく事項ではないため、本調査の報告書本文に記載。
	27	● ADB、IFC のセーフガード政策で参照できる基準やグットプラクティス等の整理	個別案件に紐づく事項ではないため、本調査の報告書本文に記載。
2.7 環境社会配慮助言委員会による助言	28	● 助言委員会の開催実績整理（運営改善の取り組み含め情報整理、情報公開状況含む）	本事業はカテゴリ FI 案件のため、助言委員会は開催されていない。
	29	● 環境レビュー時の助言対応状況確認	対象外
2.8 JICA の意思決定	30	● 合意文書における合意状況確認	合意文書締結済み。
	31	● 合意文書に基づき、協力事業を中止した事例の整理	該当しない。
2.9 ガイドラインの適切な実施と遵守の確保	32	● 別途、「異議申立手続き」の見直し作業を通じて対応	該当しない
2.10 ガイドラインの適用と見直し	33	N/A	該当しない

III. 環境社会配慮の手続き

項目、現行ガイドライン条文	整理番号	調査アイテム	調査結果
3.1 協力準備調査	34	● 「プロジェクトを実施しない案」を含む代替案検討の事例整理	本事業は FI 案件であるため、代替案の確認を含む、個別サブプロジェクトの環境社会配慮は金融仲介機関により実施される。
	35	● 協力準備調査の各種手続きの実施状況確認(スコーピング、EIA 等調査、情報公開、ステークホルダー協議等)	● スコーピング：対象外 ● EIA 等調査：本事業は F I 案件のため個別サブプロジェクトの影響に関する環境影響調査は実施されていない ● 情報公開：2.1「情報の公開」を参照。 ● ステークホルダー協議等：別紙1「社会的合意」を参照。
3.2 有償資金協力、無償資金協力、技術協力プロジェクト	36	● カテゴリ分類に応じた環境レビューに係る手続き・情報公開の実施状況確認 ・ 環境チェックリストの作成状況 ・ EIA, ECC, RAP, IPP の取得・公開状況等 ・ FI の場合、金融仲介者等の環境社会配慮確認実施能力の確認状況及びカテゴリ A 相当のサブプロジェクトに対する環境レビュー状況等	● ・ FI では実施機関の環境社会配慮能力が確認されることになっており、個別案件の環境社会配慮文書は審査時に作成されないため、環境チェックリスト、EIA、ECC、RAP、IPP は対象外。環境チェックリストの作成状況：作成済。 ● EIA,ECC,RAP,IPP の取得・公開状況：該当しない ● 本案件は FI 事業である ● FI の場合、金融仲介者の環境社会配慮確認実施能力の確認：実施機関の環境社会配慮能力が十分であることを確認済。 ● FI の場合、サブプロジェクトの環境レビュー状況：選定段階であり、環境レビュー段階にないが、カテゴリ A 相当のプロジェクトはサブプロジェクトに現時点で含まれていない。
	37	● エンジニアリング・サービス借款実施案件の環境レビュー実績の整理	ES 借款ではない。

項目、現行ガイドライン条文	整理番号	調査アイテム	調査結果
	38	● エンジニアリング・サービス借款の実施段階における相手国等による環境社会配慮実施状況の確認。	・ES 借款ではない。
	39	● モニタリング結果の受領、公開状況確認	● モニタリング結果の受領 ・審査時の合意：金融仲介機関により確認される。 ・作成状況：作成段階にない。 ・受領状況：該当しない。 ● モニタリング結果の公開状況 ・該当しない。
	40	● 第三者からのモニタリング結果の公開請求への対応状況の確認	● モニタリング結果の公開請求：該当しない。
	41	● 環境レビュー結果とモニタリング結果の乖離が確認された場合には、その原因（GL 記載内容が十分であったかを含む GL 自体の問題、解釈の違い、運用能力等）について確認。	● 環境事項における環境レビュー結果とモニタリング結果の乖離：モニタリング段階にないため該当しない。 ● 社会事項における環境レビュー結果とモニタリング結果の乖離：該当しない。
	42	● 合意文書に基づき、相手国に対応を求め、貸付実行を停止した事例の整理	貸付実行は停止されていない。
	43	● プロジェクトの重大な変更が生じた案件の手続きの実施状況の確認	● 重大な変更が生じた案件であるか：該当しない。 ● ローンアグリーメント後に IEE/EIA が改定されたか：改定無 ● IEE/EIA が改定された場合、改定の理由：
3.3 外務省が自ら行う無償資金協力について JICA が行う事前の調査	44	● 外務省に協力の停止を提言した事例の整理	該当しない
3.4 開発計画調査型技術協力	45	● カテゴリ分類に応じた各段階での手続きの実施状況確認 ・スクリーニングの実施状況 ・スコーピングの実施状況 ・JICA と相手国等の協議状況 ・合意文書や報告書等の公開状況等	・開発計画調査型技術協力ではないため該当しない。 ● スクリーニングの実施状況： ● スコーピングの実施状況： ● JICA と相手国等の協議状況： 合意文書や報告書等の公開状況：
	46	● SEA のステークホルダー協議の実施状況確認	該当しない。
	47	● 開発調査型技術協力終了後に予期せぬ環境社会影響が生じた場合の対応状況確認	該当しない。

別紙 1～6

項目、現行ガイドライン条文	整理番号	調査アイテム	調査結果
別紙 1 対象プロジェクトに求められる環境社会配慮	48	● 日本・他ドナーにおける環境社会配慮関連の「費用・便益の定量化方法」の取り扱い確認	個別案件に紐づく事項ではないため、本調査の報告書本文に記載。
	49	● 日本・他ドナーにおける「災害の環境影響評価」の取り扱い確認	個別案件に紐づく事項ではないため、本調査の報告書本文に記載。
基本的事項	50	● 計画段階における環境・社会影響の調査・検討状況確認	環境社会ともに、審査時には金融仲介者の環境社会配慮能力等を中心に確認・調査している。
	51	● 影響の回避・最小化のための代替案や緩和策の検討状況確認	環境社会ともに、審査時には金融仲介者の環境社会配慮能力等を中心に確認・調査している。該当しない。
	52	● 検討結果のプロジェクト計画への反映状況確認	環境社会ともに、審査時には金融仲介者の環境社会配慮能力等を中心に確認・調査している。該当しない。
	53	● 環境社会配慮関連費用・便益の定量的評価に努めており、定性的な評価も加えているかの確認	環境社会ともに、審査時には金融仲介者の環境社会配慮能力等を中心に確認・調査しており、本項目に該当はしな

項目、現行ガイドライン条文	整理番号	調査アイテム	調査結果
			いが、プロジェクト全体として、以下のような環境社会配慮上の評価が見込まれる。 定性的な評価：金融アクセスの改善や経済活動の活性化を通じた雇用創出、生計向上に資する活動を促進することで、同地域の平和の定着に寄与。
	54	● 環境社会配慮関連費用・便益は、プロジェクトの経済的、財政的、制度的、社会的及び技術的分析との密接な調和が図られているかの確認	該当しない（審査時には金融仲介者の環境社会配慮能力等を確認、調査している。）
	55	● 環境社会配慮の検討結果につき、代替案や緩和策も含め独立の文書あるいは、他の文書の一部として表されているかの確認	該当しない（審査時には金融仲介者の環境社会配慮能力等を確認、調査している。）
	56	● 特に影響が大きいプロジェクトについては、環境影響評価報告書が作成されているかの確認	カテゴリ FI であり、該当しない。
	57	● 特に影響が重大と思われるプロジェクトや、異論が多いプロジェクトについて専門家からなる委員会が設置されたかの確認	該当しない。
対策の検討	58	● 環境管理計画、モニタリング計画など適切なフォローアップの計画や体制、そのための費用及びその調達方法の計画策定状況確認	該当しない（審査時には金融仲介者の環境社会配慮能力等を確認、調査している）
	59	● 上記以外は 2.8 にて確認	2.8 にて確認。
検討する影響スコープ	60	● スコーピングの適切な実施にかかる状況の確認	本事業は FI 案件であり、該当しない。
	61	● GHG 排出量の算出・評価の状況の確認	該当しない。（気候変動案件ではない）
	62	● 国際機関、バイドナーの気候変動（GHG 排出）への対応状況の確認	個別案件に紐づく事項ではないため、本調査の報告書本文に記載。
	63	● 「不可分一体の事業」、「派生的・二次的影響」、「累積的影響」の事例整理。	該当しない。
	64	● 世銀、ADB、IFC の「不可分一体の事業」、「派生的・二次的影響」、「累積的影響」への対応状況の整理	個別案件に紐づく事項ではないため、本調査の報告書本文に記載。
法令、基準、計画等との整合性	65	● 「自然保護や文化保護のために特に指定した地域」の事例整理	該当しない。
	66	● 世銀、ADB、IFC の「自然保護や文化保護のために特に指定した地域」に係る対応状況の整理	個別案件に紐づく事項ではないため、本調査の報告書本文に記載。
	67	● 上記以外は 2.6 にて確認	2.6 にて確認。
社会的合意	68	● ステークホルダー協議（①告知・実施日時、②場所、③方法（住民集会、個別インタビュー、言語）、④社会的弱者に対する配慮手法、⑤告知方法、⑥参加者（人数、被影響者に占める割合、所属、性別等）、⑦協議内容（事業サイトの範囲、事業形態、地域住民の持つ問題点、ニーズ等）、⑧参加者からのコメント、⑨実施機関による返答、⑩寄せられたコメントの計画や事業への反映結果、⑪協議の議事録の有無）の確認	・該当しない。

項目、現行ガイドライン条文	整理番号	調査アイテム	調査結果
	69	● 外部からの指摘事項が確認された場合には、その原因（GL記載内容が十分であったかを含む GL 自体の問題、解釈の違い、運用能力等）について確認	該当しない。
	70	● 社会的弱者に対する配慮事例の整理	本事業は FI 案件であり、仲介者の環境社会配慮・能力について確認を行っているため該当しない。
生態系及び生物相	71	● 「重要な自然生息地」の事例（含む判断根拠、森林以外の地域、生物多様性重要地域の配慮状況、地域コミュニティにもたらす影響や地域コミュニティが自然生息地にもたらす影響、社会環境に与える影響や社会環境が与える影響）の整理	該当しない。
	72	● 「重要な自然生息地における事業実施条件」に基づき事業を実施した事例整理	該当しない。
	73	● 世銀、ADB、IFC の「重要な自然生息地」、「著しい転換・著しい劣化」に係る対応状況の整理	個別案件に紐づく事項ではないため、本調査の報告書本文に記載。
	74	● 違法伐採の有無の確認	なし。
非自発的住民移転	75	● 住民移転計画の作成有無・公開状況・協議の有無と内容・協議に際する言語と様式の確認。	該当しない（本事業は FI 案件であり、仲介者の環境社会配慮・能力について確認を行っている）
	76	● 非自発的住民移転及び生計手段の喪失は、回避・最小化が検討・実施され、対象者と文書等で合意の上で実効性のある対策が講じられているかの確認。	該当しない（本事業は FI 案件であり、仲介者の環境社会配慮・能力について確認を行っている）。
	77	● 環境レビュー段階の想定被影響住民数の確認	対象外。
	78	● モニタリング段階における被影響住民数の確認	対象外。
	79	● 環境レビュー段階の補償内容（補償のタイミング、再取得価格を含む補償費の算出方法、生計回復策、その他支援内容）の確認。	対象外。
	80	● 現地調査対象案件については、移転住民が以前の生活水準や収入機会、生産水準において改善又は少なくとも回復できているかの確認。	対象外
	81	● 苦情処理メカニズムの整備状況の確認	該当しない。
先住民	82	● 先住民への影響の有無の確認	該当しない。
	83	● 負の影響の回避・最小化の検討状況確認	該当しない。
	84	● 先住民計画の作成・公開状況確認	該当しない。
	85	● FPIC の実施状況確認	該当しない。
モニタリング	86	● モニタリング計画の作成状況確認	● 環境社会ともに、審査時には金融仲介者の環境社会配慮能力等を中心に確認・調査しており、モニタリング計画については個別のサブプロジェクト毎に検討がなされる。
	87	● 上記以外は 3.2 にて確認	3.2 にて確認。
別紙 2 カテゴリ A に必要な環境アセスメント報告書	88	● EIA の承認状況、言語、現地での公開状況及び複製の可否の確認	該当しない。
	89	● EIA において GL に記載の必要な項目が含まれているかの確認	該当しない。
	90	● 大規模住民移転を理由にカテゴリ A と判断された案件における EIA 実施状況の整理	● 大規模住民移転を理由にカテゴリ A と判断された案件であるか：サブプロジェクト選定段階であり、環境レビュー段階にないが、カテゴリ A 相当のプロジェクトはサブプロジェクトに現時点で含まれていない。

項目、現行ガイドライン条文	整理番号	調査アイテム	調査結果
			● EIA 実施状況：対象外
別紙3 一般に影響を及ぼしやすいセクター・特性、影響を受けやすい地域の例示	91	● 「影響を及ぼしやすいセクター」の妥当性の確認。(配電、上水道、農業等、影響を及ぼしやすい特性や影響を受けやすい地域に該当しない限りそれ自体はカテゴリ分類に影響しないと思われるセクターの影響の重大さの整理。)	該当しない。
別紙4 スクリーニング様式	92	● (調査アイテム無し) 環境 GL が改定された場合は、スクリーニング様式も併せて変更。	該当しない
別紙5 チェックリストにおける分類・チェック項目	93	● (調査アイテム無し) 環境 GL が改定された場合は、チェックリストも併せて変更。	該当しない
別紙6 モニタリングを行う項目	94	● モニタリング項目の妥当性、基準値の記載、工事中・供用時の区分	該当しない。
その他			

個別案件シート（JICA 環境社会配慮ガイドラインのレビュー調査結果）

<事業概要>

案件名/案件種別/借款契約調印日	貧困削減地方インフラ開発事業（II）／有償(FI)／2014/2/24
カテゴリ分類及び分類根拠	カテゴリ F I 本事業は、「国際協力機構環境社会配慮ガイドライン」（2010年4月公布）上、JICA の融資承諾前にサブプロジェクトが特定できず、かつそのようなサブプロジェクトが環境への影響を持つことが想定されるため。
事業目的	本事業は、ジャワ・バリ地域以外で貧困度の高い9州34県237郡において、地域住民のニーズに基づき、①交通関連施設、②上水・衛生関連施設、③生産関連施設、④市場関連施設、⑤保健関連施設、⑥教育関連施設等の基礎インフラを整備すると共に、行政官・ファシリテーターの地域住民参加型開発実施能力を強化することにより当該地域に居住する貧困層の経済機会創出及び社会サービスへのアクセス改善、並びに地方政府の行政能力向上を図り、もって地域経済の自立的発展による貧困削減、格差是正に寄与する。
プロジェクトサイト	インドネシア国 対象地域名：9州34県237郡（他ドナーのPNPM 事業対象地と調整の上、選定）
事業概要	1) インフラ施設建設等（交通関連、上水・衛生関連、生産関連、市場関連、保健関連、教育関連）（住民との直接請負契約） 2) コンサルティング・サービス（政策策定・政策評価支援、各種調査、実施監理設計、施工監理、維持管理支援、モニタリング・評価、参加型開発能力強化等）
事業実施機関	国家開発企画庁地域開発局(調整機関)及び公共事業省居住総局(実施機関)
総事業費/概算協力額	10,029 百万円

I. 基本的事項

項目、現行ガイドライン条文	整理番号	調査アイテム	調査結果
1.1 理念	1	（レビュー調査全体を通じて確認） ● 開発協力大綱等の政府方針、持続可能な開発目標（SDGs）等の国際的援助潮流の整理	個別案件に紐づく事項ではないため、本調査の報告書本文に記載。
1.2 目的			
1.3 定義			
1.4 環境社会配慮の基本方針			
1.5 JICA の責務	2	（第II章、III章のレビュー調査を通じて確認） ● IFC、ADB 等、他ドナーにおける出資案件における責務について確認	個別案件に紐づく事項ではないため、本調査の報告書本文に記載。
1.6 相手国政府に求める要件	3	（別紙Iのレビュー調査を通じて確認）	別紙Iを参照。
1.7 対象とする協力事業	4	● 現行 GL 施行後に増えた協力事業（海外投融资、中小企業支援等）の整理	個別案件に紐づく事項ではないため、本調査の報告書本文に記載。
	5	● 現行 GL 施行後の業務環境の変化（インフラ輸出の促進、迅速化、国際金融機関との協調融資の増加等）の整理	個別案件に紐づく事項ではないため、本調査の報告書本文に記載。
1.8 緊急時の措置	6	● 「緊急時の措置」の適用実績整理（カテゴリ分類、緊急時の判断基準、助言委員会関与方法、情報公開、モニタリング、フォローアップ措置等）	該当しない。
1.9 普及	7	● 相手国等に対する説明実績、説明内容の整理	● JICAGL に関する説明実績：審査時に説明済。 ● JICAGL に関する説明内容：JICAGL の遵守、適切な環境社会配慮の実施、モニタリングに付き説明。 ● JICAGL に関する研修実績：なし
1.10 環境社会配慮助言委員会	8	（第II章 2.7「環境社会配慮助言委員会による助言」のレビュー調査を通じて確認）	第II章 2.7「環境社会配慮助言委員会による助言」を参照。

II. 環境社会配慮のプロセス

項目、現行ガイドライン条文	整理番号	調査アイテム	調査結果
2.1 情報の公開	9	● JICA による情報公開（カテゴリ分類、最終報告書、環境社会配慮文書、環境レビュー結果、モニタリング結果）状況確認	● カテゴリ分類の情報公開：公開あり ● 協力準備調査 最終報告書の情報公開：実施されていない。 ● 環境社会配慮文書（EIA・RAP・IPP など）の情報公開：該当しない。 ● 環境レビュー結果（＝事前評価表）の情報公開状況：公開あり ● モニタリング結果の情報公開： ・合意状況：公開に関する合意なし。

項目、現行ガイドライン条文	整理番号	調査アイテム	調査結果
			・公開状況：公開に関する合意がないため該当しない。
	10	● 相手国等による情報公開（環境社会配慮文書、モニタリング結果）状況（公開場所、公開時期、言語等）	該当しない。
	11	● JICA から相手国等に対する情報公開の働きかけの状況確認	審査時に情報公開について説明済み。
	12	● 第三者からの情報提供の求めの有無と対応状況確認	特になし。
	13	● 情報開示が禁じられる情報についての対応状況確認	● 情報公開が禁じられる情報の対応状況：情報公開が禁じられる情報に関して、審査時の合意に記載なし。 ● 公開情報については、相手国政府等からの了解を得た上で公開。
2.2 カテゴリ分類	14	● カテゴリ分類結果、根拠の整理	● カテゴリ分類結果：カテゴリ FI ● カテゴリ分類の根拠：本事業は、借款契約承諾時にプロジェクトが特定されない。（カテゴリ A に該当するサブプロジェクトの実施は想定されない） ● カテゴリ分類の根拠と実態の乖離：無
	15	● カテゴリ分類の変更の有無と有の場合の根拠の整理	● カテゴリ分類の変更：無
	16	● カテゴリ分類の妥当性について外部より指摘を受けた案件の分類結果の妥当性の確認	なし
	17	● スクリーニング様式の提出状況	スクリーニング様式の提出：有
2.3 環境社会配慮の項目	18	(別紙1のレビュー調査を通じて確認)	別紙1を参照。
2.4 現地ステークホルダーとの協議	19	● JICA と相手国等による協議状況確認	LA 締結時に協議を実施している。
	20	● 上記以外は別紙1「社会的合意」のレビュー調査を通じて確認	別紙1「社会的合意」を参照。
2.5 社会環境と人権への配慮	21	● 権利が制限されている地域における協力事業での情報公開や現地ステークホルダーとの協議の際の配慮状況の確認	該当しない。
	22	● 社会的弱者に対する人権配慮の有・内容確認	別紙1「社会的合意」を参照。
2.6 参照する法令と基準	23	● 相手国の国内法遵守の有無 ● 世銀 SGP やその他国際基準との乖離の有無	● 相手国の国内法遵守の有無 ・ EIA・IEE の承認有無：該当しない。 ・ 国内法に基づいた RAP 作成有無：該当しない。 世銀 SGP やその他国際基準との乖離の有無：確認できない ・ 本事業は FI 案件であるため、個別サブプロジェクトの環境社会配慮は審査時に確認されない。
	24		
	25	● 世銀のセーフガード政策から Environmental and Social Framework (ESF) への変更点の整理	個別案件に紐づく事項ではないため、本調査の報告書本文に記載。
	26	● 世銀 ESF と現行 GL の相違点	個別案件に紐づく事項ではないため、本調査の報告書本文に記載。
	27	● ADB、IFC のセーフガード政策で参照できる基準やグッドプラクティス等の整理	個別案件に紐づく事項ではないため、本調査の報告書本文に記載。
2.7 環境社会配慮助言委員会による助言	28	● 助言委員会の開催実績整理（運営改善の取り組み含め情報整理、情報公開状況含む）	該当しない。
	29	● 環境レビュー時の助言対応状況確認	該当しない。
2.8 JICA の意思決定	30	● 合意文書における合意状況確認	合意文書締結済み。
	31	● 合意文書に基づき、協力事業を中止した事例の整理	該当しない。
2.9 ガイドラインの適切な実施と遵守の確保	32	● 別途、「異議申立手続き」の見直し作業を通じて対応	該当しない
2.10 ガイドラインの適用と見直し	33	N/A	該当しない

III. 環境社会配慮の手続き

項目、現行ガイドライン条文	整理番号	調査アイテム	調査結果
3.1 協力準備調査	34	● 「プロジェクトを実施しない案」を含む代替案検討の事例整理	Guideline of Environmental Aspect for RISEにおいて、各サブプロジェクトは代替案を比較し、影響が一番小さいものを選択することが方針として記載されている。
	35	● 協力準備調査の各種手続きの実施状況確認（スコーピング、EIA等調査、情報公開、ステークホルダー協議等）	協力準備調査は実施されていない。
3.2 有償資金協力、無償資金協力、技術協力プロジェクト	36	● カテゴリ分類に応じた環境レビューに係る手続き・情報公開の実施状況確認 ・環境チェックリストの作成状況 ・EIA, ECC, RAP, IPPの取得・公開状況等 ・FIの場合、金融仲介者等の環境社会配慮確認実施能力の確認状況及びカテゴリA相当のサブプロジェクトに対する環境レビュー状況等	● 環境チェックリストの作成状況：済 ● 本案件はFI事業である。 ● FIの場合、金融仲介者の環境社会配慮確認実施能力の確認： ・審査時に金融仲介者等の環境社会配慮確認実施能力が確認されており、実施能力に問題はない。 ● FIの場合、サブプロジェクトの環境レビュー状況： ・サブプロジェクトは環境社会影響がほとんどないものが選択され、特段の環境影響は生じていない。
	37	● エンジニアリング・サービス借款実施案件の環境レビュー実績の整理	ES借款ではない。
	38	● エンジニアリング・サービス借款の実施段階における相手国等による環境社会配慮実施状況の確認。	ES借款ではない。
	39	● モニタリング結果の受領、公開状況確認	● モニタリング結果の受領 ・審査時の合意：相手国政府が年に一度JICAにモニタリング結果を報告する。 ・作成状況：四半期報告書が作成されている。 ・受領状況：受領している。 ● モニタリング結果の公開状況 ・公開に関する合意がない。
	40	● 第三者からのモニタリング結果の公開請求への対応状況の確認	● モニタリング結果の公開請求：該当しない。
	41	● 環境レビュー結果とモニタリング結果の乖離が確認された場合には、その原因（GL記載内容が十分であったかを含むGL自体の問題、解釈の違い、運用能力等）について確認。	● 環境事項における環境レビュー結果とモニタリング結果の乖離： ● 社会事項における環境レビュー結果とモニタリング結果の乖離： ・該当しない。
	42	● 合意文書に基づき、相手国に対応を求め、貸付実行を停止した事例の整理	該当しない
	43	● プロジェクトの重大な変更が生じた案件の手続きの実施状況の確認	● 重大な変更が生じた案件であるか：該当しない。 ● LA後にIEE/EIAが改定されたか：該当しない。
	44	● 外務省に協力の停止を提言した事例の整理	該当しない。
3.3 外務省が自ら行う無償資金協力についてJICAが行う事前の調査	44	● 外務省に協力の停止を提言した事例の整理	該当しない。
3.4 開発計画調査型技術協力	45	● カテゴリ分類に応じた各段階での手続きの実施状況確認 ・スクリーニングの実施状況 ・スコーピングの実施状況 ・JICAと相手国等の協議状況 ・合意文書や報告書等の公開状況等	該当しない。
	46	● SEAのステークホルダー協議の実施状況確認	該当しない。
	47	● 開発調査型技術協力終了後に予期せぬ環境社会影響が生じた場合の対応状況確認	該当しない。

別紙1～6

項目、現行ガイドライン条文	整理番号	調査アイテム	調査結果
別紙1 対象プロジェクトに求めら	48	● 日本・他ドナーにおける環境社会配慮関連の「費用・便益	個別案件に紐づく事項ではないため、本調査の報告書本文に記載。

項目、現行ガイドライン条文	整理番号	調査アイテム	調査結果
れる環境社会配慮		の定量化方法」の取り扱い確認	
	49	● 日本・他ドナーにおける「災害の環境影響評価」の取り扱い確認	個別案件に紐づく事項ではないため、本調査の報告書本文に記載。
基本的事項	50	● 計画段階における環境・社会影響の調査・検討状況確認	環境社会ともに、審査時には金融仲介者の環境社会配慮能力等を中心に確認・調査している。
	51	● 影響の回避・最小化のための代替案や緩和策の検討状況確認	環境社会ともに、審査時には金融仲介者の環境社会配慮能力等を中心に確認・調査している。Guideline of Environmental Aspect for RISEにおいて、各サブプロジェクトは代替案を比較し、影響が一番小さいものを選択することが方針として記載されている。
	52	● 検討結果のプロジェクト計画への反映状況確認	環境社会ともに、審査時には金融仲介者の環境社会配慮能力等を中心に確認・調査している。、Guideline of Environmental Aspect for RISEにおいて、負の影響を緩和する対策をサブプロジェクト計画へ盛り込み、影響を最小限にすることが方針として記載されている。
	53	● 環境社会配慮関連費用・便益の定量的評価に努めており、定性的な評価も加えているかの確認	本事業はFI案件であるため、個別サブプロジェクトの環境社会関連費用便益の定量的・定性的評価は実施されていない。
	54	● 環境社会配慮関連費用・便益は、プロジェクトの経済的、財政的、制度的、社会的及び技術的分析との密接な調和が図られているかの確認	本事業はFI案件であるため、個別サブプロジェクトの環境社会配慮関連費用・便益の定量的・定性的評価を含む検討は審査時にはなされない。
	55	● 環境社会配慮の検討結果につき、代替案や緩和策も含め独立の文書あるいは、他の文書の一部として表されているかの確認	該当しない。
	56	● 特に影響が大きいプロジェクトについては、環境影響評価報告書が作成されているかの確認	カテゴリF Iであり、カテゴリAを含まないため、該当しない。
	57	● 特に影響が重大と思われるプロジェクトや、異論が多いプロジェクトについて専門家からなる委員会が設置されたかの確認	特になし。
対策の検討	58	● 環境管理計画、モニタリング計画など適切なフォローアップの計画や体制、そのための費用及びその調達方法の計画策定状況確認	本事業はFI案件であるため、個別サブプロジェクトの環境管理計画・モニタリング計画、体制、費用などは審査時に確認されない。なお、Guideline of Environmental Aspect for RISEにモニタリングフォーム案が含まれている。
	59	● 上記以外は2.8にて確認	2.8にて確認。
検討する影響スコープ	60	● スコーピングの適切な実施にかかる状況の確認	・環境社会ともに、審査時には金融仲介者の環境社会配慮能力等を中心に確認・調査している。
	61	● GHG 排出量の算出・評価の状況の確認	環境社会ともに、審査時には金融仲介者の環境社会配慮能力等を中心に確認・調査している。
	62	● 国際機関、バイドナーの気候変動（GHG 排出）への対応状況の確認	個別案件に紐づく事項ではないため、本調査の報告書本文に記載。
	63	● 「不可分一体の事業」、「派生的・二次的影響」、「累積的影響」の事例整理。	該当しない。
	64	● 世銀、ADB、IFCの「不可分一体の事業」、「派生的・二次的影響」、「累積的影響」への対応状況の整理	個別案件に紐づく事項ではないため、本調査の報告書本文に記載。
法令、基準、計画等との整合性	65	● 「自然保護や文化保護のために特に指定した地域」の事例整理	確認できない。
	66	● 世銀、ADB、IFCの「自然保護や文化保護のために特に指定した地域」に係る対応状況の整理	個別案件に紐づく事項ではないため、本調査の報告書本文に記載。
	67	● 上記以外は2.6にて確認	2.6にて確認。
社会的合意	68	● ステークホルダー協議（①告知・実施日時、②場所、③方法（住民集会、個別インタビュー、言語）、④社会的弱者に対する配慮手法、⑤告知方法、⑥参加者（人数、被影響者に占める割合、所属、性別等）、⑦協議内容（事業サイトの	環境社会ともに、審査時には金融仲介者の環境社会配慮能力等を中心に確認・調査している。

項目、現行ガイドライン条文	整理番号	調査アイテム	調査結果
		範囲、事業形態、地域住民の持つ問題点、ニーズ等)、⑧参加者からのコメント、⑨実施機関による返答、⑩寄せられたコメントの計画や事業への反映結果、⑪協議の議事録の有無)の確認	
	69	● 外部からの指摘事項が確認された場合には、その原因 (GL 記載内容が十分であったかを含む GL 自体の問題、解釈の違い、運用能力等) について確認	・ 該当しない。
	70	● 社会的弱者に対する配慮事例の整理	● 社会的弱者に対する配慮の有無：貧困削減案件であるため、下記の配慮がされている。 -計画：村・郡レベルの開発計画会議への女性グループの参加割合の目標を設定し、女性参加の促進が図られる。 -実施：各サブプロジェクトにおいて検討。 -計画：郡で建設するインフラ施設はファシリテーターによる支援のもとコミュニティ参加型開発手法により選定される。各サブプロジェクトにおいて検討。 -実施：確認できない。要確認
生態系及び生物相	71	● 「重要な自然生息地」の事例 (含む判断根拠、森林以外の地域、生物多様性重要地域の配慮状況、地域コミュニティにもたらす影響や地域コミュニティが自然生息地にもたらす影響、社会環境に与える影響や社会環境が与える影響) の整理	具体的な記載内容は確認できないが、本事業は FI 案件であり、個別サブプロジェクト選定において、重要な自然生息地への影響が懸念されるサブプロジェクトは採用されない。
	72	● 「重要な自然生息地における事業実施条件」に基づき事業を実施した事例整理	該当しない
	73	● 世銀、ADB、IFC の「重要な自然生息地」、「著しい転換・著しい劣化」に係る対応状況の整理	個別案件に紐づく事項ではないため、本調査の報告書本文に記載。
	74	● 違法伐採の有無の確認	なし
非自発的住民移転	75	● 住民移転計画の作成有無・公開状況・協議の有無と内容・協議に際する言語と様式の確認。	● 住民移転計画の作成：該当しない。 ● 公開状況：2.1「情報の公開」を通じて確認。 ● 協議の有無と内容： ● 協議の使用言語：
	76	● 非自発的住民移転及び生計手段の喪失は、回避・最小化が検討・実施され、対象者と文書等で合意の上で実効性のある対策が講じられているかの確認。	該当しない。
	77	● 環境レビュー段階の想定被影響住民数の確認	該当しない。
	78	● モニタリング段階における被影響住民数の確認	該当しない。
	79	● 環境レビュー段階の補償内容 (補償のタイミング、再取得価格を含む補償費の算出方法、生計回復策、その他支援内容) の確認。	該当しない。
	80	● 現地調査対象案件については、移転住民が以前の生活水準や収入機会、生産水準において改善又は少なくとも回復できているかの確認。	該当しない。
	81	● 苦情処理メカニズムの整備状況の確認	・ 本事業は FI 案件であり、個別サブプロジェクトの環境社会配慮は審査時に確認されないため該当しない。 ● 苦情処理メカニズムの計画： ● 計画された苦情処理メカニズムの整備状況： ● 苦情の有無：
先住民族	82	● 先住民族への影響の有無の確認	該当しない
	83	● 負の影響の回避・最小化の検討状況確認	該当しない
	84	● 先住民族計画の作成・公開状況確認	該当しない
	85	● FPIC の実施状況確認	該当しない
モニタリング	86	● モニタリング計画の作成状況確認	環境社会ともに、審査時には金融仲介者の環境社会配慮能力等を中心に確認・調査しており、モニタリング計画に

項目、現行ガイドライン条文	整理番号	調査アイテム	調査結果
	87	● 上記以外は 3.2 にて確認	については個別のサブプロジェクト毎に検討がなされる。 3.2 にて確認。
別紙 2 カテゴリ A に必要な環境アセスメント報告書	88	● EIA の承認状況、言語、現地での公開状況及び複製の可否の確認	該当しない。
	89	● EIA において GL に記載の必要な項目が含まれているかの確認	確認できない。
	90	● 大規模住民移転を理由にカテゴリ A と判断された案件における EIA 実施状況の整理	該当しない。
別紙 3 一般に影響を及ぼしやすいセクター・特性、影響を受けやすい地域の例示	91	● 「影響を及ぼしやすいセクター」の妥当性の確認。（配電、上水道、農業等、影響を及ぼしやすい特性や影響を受けやすい地域に該当しない限りそれ自体はカテゴリ分類に影響しないと思われるセクターの影響の重大さの整理。）	対象外。
別紙 4 スクリーニング様式	92	● （調査アイテム無し）環境 GL が改定された場合は、スクリーニング様式も併せて変更。	該当しない
別紙 5 チェックリストにおける分類・チェック項目	93	● （調査アイテム無し）環境 GL が改定された場合は、チェックリストも併せて変更。	該当しない
別紙 6 モニタリングを行う項目	94	● モニタリング項目の妥当性、基準値の記載、工事中・供用時の区分	本事業は FI 案件であるため、個別サブプロジェクトのモニタリング計画は審査時に確認できないものの、Guideline of Environmental Aspect for RISE にサブプロジェクトの環境モニタリングフォーム案が含まれており、環境影響、モニタリング内容、実施機関等を記載するようになっている。
その他			

個別案件シート (JICA 環境社会配慮ガイドラインのレビュー調査結果)

<事業概要>

案件名/案件種別/借款契約調印日	アフリカの民間セクター開発のための共同イニシアティブの下での民間セクター支援融資 (VI) /有償/2015年9月8日
カテゴリ分類及び分類根拠	カテゴリ FI 本事業は、「国際協力機構環境社会配慮ガイドライン」(2010年4月公布)上、JICAの融資承諾前にサブプロジェクトが特定できず、且つ、そのようなサブプロジェクトが環境への影響を持つことが想定されるため。
事業目的	日本政府は、2005年7月のG8サミットにおいて、5年間で10億ドルの円借款による支援を含む「アフリカの民間セクター開発のための共同イニシアティブ (EPSA)」の実施を発表。EPSAは以下の3つのスキームでアフリカ諸国を支援するもの。本事業は、そのうち2つ目の「AfDBを経由した民間セクター支援融資」となる。 ① 途上国政府向けAfDBとの協調融資 (ACFA :Accelerated Co-financing Scheme for Africa) ② AfDBを経由した民間セクター支援融資 (NSL :Private Sector Assistance Loan) ③ AfDB内の民間セクター支援基金を通じた技術協力 (FAPA :Fund for African Private Sector Assistance) 日本政府は2012年5月、2012年から2016年までの5年間を対象としてEPSAの後継となるEPSA2に10億ドルの支援を発表した。また2014年1月の安倍総理のエチオピア訪問時に、EPSA2支援を10億ドルから20億ドルへの倍増を発表した。加えて、TICAD V支援策では6本柱の一つである「I.経済成長の促進 (民間セクター、貿易投資、資源)」において、EPSAを通じた民間セクター支援を重点取組として位置付けている。 日本政府は上述のEPSAを通じた取り組みの下、これまで5次に亘りAfDBを経由した民間セクター支援融資 (承諾額計922.10億円) や途上国政府向けAfDBとの協調融資 (18案件・承諾額計1,132.15百万円) を実施してきた。 本事業は、EPSA2の下、AfDBの域内メンバー国に所在しかつ登記されている民間企業等が必要とする資金を、同行の民間セクター向け投融通じて提供することで、EPSA2におけるサブプロジェクトの実施や事業化の促進を図り、もって同行民間セクター開発戦略の達成ひいては同行域内メンバー国における民間セクター主導の経済成長及び貧困削減に寄与するものである。
プロジェクトサイト	AfDBの域内メンバー国
事業概要	1) 全体計画 本計画は、AfDB民間セクター局の投融資の原資として円借款を供与することにより、AfDB民間セクター局を通じて、AfDB域内メンバー国に所在し、且つ登記されている民間企業等が必要とする資金を提供する。対象セクターは、製造業、インフラ、金融サービス、農業など。AfDB民間セクター局は、JICA GLに基づき、定められた忌避事項 (以下参照) に該当しないと判断した案件をサブプロジェクトとして選定し、日本政府及びJICAに提出する。 2) スキームの概要 ①AfDBとの間の投融資契約締結先の適格要件 AfDBの域内メンバー国に所在し、かつ登記された民間企業。もしくは、AfDBの域内メンバー国に所在し、財務的に健全であり、かつ政府部門から独立した経営がなされている公企業。 ②投融資額 融資：1案件当たりの最低融資額は3百万米ドルで、総事業費の30%が上限 出資：1案件当たり、総出資額の25%が上限
実施機関	アフリカ開発銀行 (African Development Bank: AfDB)
総事業費/概算協力額	358億8千万円

I. 基本的事項

項目、現行ガイドライン条文	整理番号	調査アイテム	調査結果
1.1 理念	1	(レビュー調査全体を通じて確認)	個別案件に紐づく事項ではないため、本調査の報告書本文に記載。
1.2 目的		● 開発協力大綱等の政府方針、持続可能な開発目標 (SDGs) 等の国際的援助潮流の整理	
1.3 定義			
1.4 環境社会配慮の基本方針			
1.5 JICAの責務	2	(第II、III章のレビュー調査を通じて確認) ● IFC、ADB等、他ドナーにおける出資案件における責務について確認	個別案件に紐づく事項ではないため、本調査の報告書本文に記載。
1.6 相手国政府に求める要件	3	(別紙1のレビュー調査を通じて確認)	別紙1を参照。
1.7 対象とする協力事業	4	● 現行GL施行後に増えた協力事業 (海外投融資、中小企業支援等) の整理	個別案件に紐づく事項ではないため、本調査の報告書本文に記載。
	5	● 現行GL施行後の業務環境の変化 (インフラ輸出の促進、迅速化、国際金融機関との協調融資の増加等) の整理	個別案件に紐づく事項ではないため、本調査の報告書本文に記載。
1.8 緊急時の措置	6	● 「緊急時の措置」の適用実績整理 (カテゴリ分類、緊急時	・該当しない。

項目、現行ガイドライン条文	整理番号	調査アイテム	調査結果
		の判断基準、助言委員会関与方法、情報公開、モニタリング、フォローアップ措置等)	
1.9 普及	7	● 相手国等に対する説明実績、説明内容の整理	<ul style="list-style-type: none"> ● JICAGL に関する説明実績：審査時に説明済。 ● JICAGL に関する説明内容：JICA GL の遵守、適切な環境社会配慮の実施、モニタリング、情報公開等につき説明。 ● JICAGL に関する研修実績：なし
1.10 環境社会配慮助言委員会	8	(第II章 2.7「環境社会配慮助言委員会による助言」のレビュー調査を通じて確認)	第II章 2.7「環境社会配慮助言委員会による助言」を参照。

II. 環境社会配慮のプロセス

項目、現行ガイドライン条文	整理番号	調査アイテム	調査結果
2.1 情報の公開	9	● JICA による情報公開 (カテゴリ分類、最終報告書、環境社会配慮文書、環境レビュー結果、モニタリング結果) 状況確認	<ul style="list-style-type: none"> ● カテ分類の情報公開：公開あり ● 協力準備調査 最終報告書の情報公開：協力準備調査は実施されていない。 ● 環境社会配慮文書 (EIA・RAP・IPP など) の情報公開：該当しない。 ● 環境レビュー結果 (=事前評価表) の情報公開状況：公開されている。 ● モニタリング結果の情報公開：該当しない。(サブプロジェクト情報に関する公開合意なし)
	10	● 相手国等による情報公開 (環境社会配慮文書、モニタリング結果) 状況 (公開場所、公開時期、言語等)	該当しない (相手国における情報公開に関する合意がない)
	11	● JICA から相手国等に対する情報公開の働きかけの状況確認	審査時等に JICA GL の説明を行い、情報公開を促しており、上記の通り JICA HP での情報公開についてのみ合意している。
	12	● 第三者からの情報提供の求めの有無と対応状況確認	なし。
	13	● 情報開示が禁じられる情報についての対応状況確認	● JICA における情報公開については、全て相手国政府等の了承を得ている。
2.2 カテゴリ分類	14	● カテゴリ分類結果、根拠の整理	<ul style="list-style-type: none"> ● カテゴリ分類結果：カテゴリ FI ● カテゴリ分類の根拠：本事業は、金融仲介者等 (アフリカ開発銀行) に対し融資を行い、JICA の融資承諾前にサブプロジェクトを特定できない。なお、サブプロジェクトにカテゴリ A 案件は含まれないことを合意している。 ● カテゴリ分類の根拠と実態の乖離：無
	15	● カテゴリ分類の変更の有無と有の場合の根拠の整理	● カテゴリ分類の変更：無
	16	● カテゴリ分類の妥当性について外部より指摘を受けた案件の分類結果の妥当性の確認	・該当しない。
	17	● スクリーニング様式の提出状況	・スクリーニング様式の提出：当該様式は確認できないが、実施機関等から徴求した相応の情報に基づきスクリーニングを実施。
2.3 環境社会配慮の項目	18	(別紙1のレビュー調査を通じて確認)	別紙1を参照。
2.4 現地ステークホルダーとの協議	19	● JICA と相手国等による協議状況確認	・LA 締結時に協議を実施している。
	20	● 上記以外は別紙1「社会的合意」のレビュー調査を通じて確認	別紙1「社会的合意」を参照。
2.5 社会環境と人権への配慮	21	● 権利が制限されている地域における協力事業での情報公開や現地ステークホルダーとの協議の際の配慮状況の確認	● 権利が制限されている地域の該当状況：該当しない。
	22	● 社会的弱者に対する人権配慮の有・内容確認	別紙1「社会的合意」を参照。

項目、現行ガイドライン条文	整理番号	調査アイテム	調査結果
2.6 参照する法令と基準	23	<ul style="list-style-type: none"> ● 相手国の国内法遵守の有無 ● 世銀 SGP やその他国際基準との乖離の有無 	<ul style="list-style-type: none"> ● 相手国の国内法遵守の有無 <p>・本事業は FI 案件であるため、金融仲介者等の環境社会配慮能力について確認を行う。なお、JICA と AfDB は、それぞれのセーフガードポリシーが同水準であり、AfDB の環境社会配慮に係る実施能力に問題がないことを確認している。</p> <p>世銀 SGP やその他国際基準との乖離の有無：サブプロジェクトは特定されないため、該当しない。</p>
	24		
	25	● 世銀のセーフガード政策から Environmental and Social Framework (ESF) への変更点の整理	個別案件に紐づく事項ではないため、本調査の報告書本文に記載。
	26	● 世銀 ESF と現行 GL の相違点	個別案件に紐づく事項ではないため、本調査の報告書本文に記載。
	27	● ADB、IFC のセーフガード政策で参照できる基準やグッドプラクティス等の整理	個別案件に紐づく事項ではないため、本調査の報告書本文に記載。
2.7 環境社会配慮助言委員会による助言	28	● 助言委員会の開催実績整理（運営改善の取り組み含め情報整理、情報公開状況含む）	・該当しない
	29	● 環境レビュー時の助言対応状況確認	・該当しない
2.8 JICA の意思決定	30	● 合意文書における合意状況確認	・合意文書締結済み。
	31	● 合意文書に基づき、協力事業を中止した事例の整理	・該当しない。
2.9 ガイドラインの適切な実施と遵守の確保	32	● 別途、「異議申立手続き」の見直し作業を通じて対応	・該当しない
2.10 ガイドラインの適用と見直し	33	N/A	・該当しない

III. 環境社会配慮の手続き

項目、現行ガイドライン条文	整理番号	調査アイテム	調査結果
3.1 協力準備調査	34	● 「プロジェクトを実施しない案」を含む代替案検討の事例整理	協力準備調査は実施されていない。
	35	● 協力準備調査の各種手続きの実施状況確認（スコーピング、EIA 等調査、情報公開、ステークホルダー協議等）	・該当しない
3.2 有償資金協力、無償資金協力、技術協力プロジェクト	36	<ul style="list-style-type: none"> ● カテゴリ分類に応じた環境レビューに係る手続き・情報公開の実施状況確認 ・環境チェックリストの作成状況 ・EIA, ECC, RAP, IPP の取得・公開状況等 ・FI の場合、金融仲介者等の環境社会配慮確認実施能力の確認状況及びカテゴリ A 相当のサブプロジェクトに対する環境レビュー状況等 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 個別のサブプロジェクトにかかる審査は、AfDB が実施することになっている。 <ul style="list-style-type: none"> ● 金融仲介者等の環境社会配慮確認実施能力の確認状況：下記を審査時に確認している。セーフガード遵守にかかる評価やモニタリングを管轄する部署として Quality Assurance and Results Department (ORQR)がある。同部署に環境や社会のセーフガード専門家が配置されており、定期的に Environmental Compliance Audit を実施する。また、個別サブプロジェクトについては、Environmental and Social Management Plan(ESMP)を作成し、それに基づいて監理を行う。ESMP に定めた対策が実施されない場合は、ORQR は理事会へ報告し事業停止する権限を持つ。 ● カテゴリ A 相当のサブプロジェクトに対する環境レビュー状況：サブプロジェクトにカテゴリ A 案件は含まれない。
	37	● エンジニアリング・サービス借款実施案件の環境レビュー実績の整理	・ES 借款ではない。
	38	● エンジニアリング・サービス借款の実施段階における相手国等による環境社会配慮実施状況の確認。	・ES 借款ではない。
	39	● モニタリング結果の受領、公開状況確認	● モニタリング結果の受領

項目、現行ガイドライン条文	整理番号	調査アイテム	調査結果
			<ul style="list-style-type: none"> ・審査時の合意：個別サブプロジェクトについて、半年に一度 AfDB から JICA へ報告することになっているが情報公開については合意されていない。 ・作成状況：実施されている。 ・受領状況：受領している。 ● モニタリング結果の公開状況：公開合意がないため、該当しない。
	40	● 第三者からのモニタリング結果の公開請求への対応状況の確認	● モニタリング結果の公開請求：特になし。
	41	● 環境レビュー結果とモニタリング結果の乖離が確認された場合には、その原因（GL 記載内容が十分であったかを含む GL 自体の問題、解釈の違い、運用能力等）について確認。	<ul style="list-style-type: none"> ● 環境事項における環境レビュー結果とモニタリング結果の乖離：該当なし ● 社会事項における環境レビュー結果とモニタリング結果の乖離：該当なし
	42	● 合意文書に基づき、相手国に対応を求め、貸付実行を停止した事例の整理	・貸付実行は停止されていない。
	43	● プロジェクトの重大な変更が生じた案件の手続きの実施状況の確認	<ul style="list-style-type: none"> ● 重大な変更が生じた案件であるか：該当しない ● LA 後に IEE/EIA が改定されたか：該当しない ● IEE/EIA が改定された場合、改定の理由：該当しない <p>・本事業は FI 案件であり、個別サブプロジェクトの環境社会配慮は審査時に確認されないため該当しない。</p>
3.3 外務省が自ら行う無償資金協力について JICA が行う事前の調査	44	● 外務省に協力の停止を提言した事例の整理	・協力停止は提言されていない。
3.4 開発計画調査型技術協力	45	<ul style="list-style-type: none"> ● カテゴリ分類に応じた各段階での手続きの実施状況確認 ・スクリーニングの実施状況 ・スコーピングの実施状況 ・JICA と相手国等の協議状況 ・合意文書や報告書等の公開状況等 	・該当しない。
	46	● SEA のステークホルダー協議の実施状況確認	・該当しない。
	47	● 開発調査型技術協力終了後に予期せぬ環境社会影響が生じた場合の対応状況確認	・該当しない。

別紙 1～6

項目、現行ガイドライン条文	整理番号	調査アイテム	調査結果
別紙 1 対象プロジェクトに求められる環境社会配慮	48	● 日本・他ドナーにおける環境社会配慮関連の「費用・便益の定量化方法」の取り扱い確認	個別案件に紐づく事項ではないため、本調査の報告書本文に記載。
	49	● 日本・他ドナーにおける「災害の環境影響評価」の取り扱い確認	個別案件に紐づく事項ではないため、本調査の報告書本文に記載。
基本的事項	50	● 計画段階における環境・社会影響の調査・検討状況確認	<p>・環境・社会ともに、審査時には金融仲介者の環境社会配慮能力等を中心に確認・調査している。</p> <p>なお、個別サブプロジェクトの審査段階においては、Sector Departments がサブプロジェクトの環境社会影響の度合いに応じて作成された文書（SESA, ESIA, ESMP, 必要に応じて FRAP, ARAP）をレビューした上、SESA/ESIA および ESMP（必要に応じて FRAP/ARAP）のサマリーを作成する。Sector Departments から提出された同サマリーを、ORQR がレビューし、審査通過の判断を行う。</p>
	51	● 影響の回避・最小化のための代替案や緩和策の検討状況確認	・FI 事業であるため個別サブプロジェクトの環境社会配慮は、実施機関のレビューに基づき、サブプロジェクト採択時に実施。
	52	● 検討結果のプロジェクト計画への反映状況確認	・FI 事業であるため個別サブプロジェクトの環境社会配慮は、実施機関のレビューに基づき、サブプロジェクト採択時に実施。

項目、現行ガイドライン条文	整理番号	調査アイテム	調査結果
	53	● 環境社会配慮関連費用・便益の定量的評価に努めており、定性的な評価も加えているかの確認	該当しない。
	54	● 環境社会配慮関連費用・便益は、プロジェクトの経済的、財政的、制度的、社会的及び技術的分析との密接な調和が図られているかの確認	該当しない。
	55	● 環境社会配慮の検討結果につき、代替案や緩和策も含め独立の文書あるいは、他の文書の一部として表されているかの確認	該当しない。
	56	● 特に影響が大きいプロジェクトについては、環境影響評価報告書が作成されているかの確認	該当しない。
	57	● 特に影響が重大と思われるプロジェクトや、異論が多いプロジェクトについて専門家からなる委員会が設置されたかの確認	本事業はカテゴリ FI であり、またカテゴリ A のサブプロジェクトは選定されないため、該当しない。
対策の検討	58	● 環境管理計画、モニタリング計画など適切なフォローアップの計画や体制、そのための費用及びその調達方法の計画策定状況確認	FI 事業であるため個別サブプロジェクトの環境社会配慮は、実施機関のレビューに基づき、サブプロジェクト採択時に実施
	59	● 上記以外は 2.8 にて確認	2.8 にて確認。
検討する影響スコープ	60	● スコーピングの適切な実施にかかる状況の確認	FI 事業であるため個別サブプロジェクトの環境社会配慮は、実施機関のレビューに基づき、サブプロジェクト採択時に実施。
	61	● GHG 排出量の算出・評価の状況の確認	FI 事業であるため個別サブプロジェクトの環境社会配慮は、実施機関のレビューに基づき、サブプロジェクト採択時に実施。
	62	● 国際機関、バイドナーの気候変動 (GHG 排出) への対応状況の確認	個別案件に紐づく事項ではないため、本調査の報告書本文に記載。
	63	● 「不可分一体の事業」、「派生的・二次的影響」、「累積的影響」の事例整理。	FI 事業であるため個別サブプロジェクトの環境社会配慮は、実施機関のレビューに基づき、サブプロジェクト採択時に実施。
	64	● 世銀、ADB、IFC の「不可分一体の事業」、「派生的・二次的影響」、「累積的影響」への対応状況の整理	個別案件に紐づく事項ではないため、本調査の報告書本文に記載。
法令、基準、計画等との整合性	65	● 「自然保護や文化保護のために特に指定した地域」の事例整理	個別案件に紐づく事項ではないため、本調査の報告書本文に記載。
	66	● 世銀、ADB、IFC の「自然保護や文化保護のために特に指定した地域」に係る対応状況の整理	個別案件に紐づく事項ではないため、本調査の報告書本文に記載。
	67	● 上記以外は 2.6 にて確認	2.6 にて確認。
社会的合意	68	● ステークホルダー協議 (①告知・実施日時、②場所、③方法 (住民集会、個別インタビュー、言語)、④社会的弱者に対する配慮手法、⑤告知方法、⑥参加者 (人数、被影響者に占める割合、所属、性別等)、⑦協議内容(事業サイトの範囲、事業形態、地域住民の持つ問題点、ニーズ等)、⑧参加者からのコメント、⑨実施機関による返答、⑩寄せられたコメントの計画や事業への反映結果、⑪協議の議事録の有無) の確認	FI 事業であるため個別サブプロジェクトの環境社会配慮は、実施機関のレビューに基づき、サブプロジェクト採択時に実施。
	69	● 外部からの指摘事項が確認された場合には、その原因 (GL	該当しない。

項目、現行ガイドライン条文	整理番号	調査アイテム	調査結果
		記載内容が十分であったかを含む GL 自体の問題、解釈の違い、運用能力等) について確認	
	70	● 社会的弱者に対する配慮事例の整理	本事業は FI 案件であり、個別サブプロジェクトの環境社会配慮は審査時に確認されないため該当しないが、零細企業あるいはマイクロファイナンス機関、女性起業家を支援の対象とするサブプロジェクトへの出資も計画されている。
生態系及び生物相	71	● 「重要な自然生息地」の事例(含む判断根拠、森林以外の地域、生物多様性重要地域の配慮状況、地域コミュニティにもたらす影響や地域コミュニティが自然生息地にもたらす影響、社会環境に与える影響や社会環境が与える影響)の整理	FI 事業であるため個別サブプロジェクトの環境社会配慮は、実施機関のレビューに基づき、サブプロジェクト採択時に実施。自然環境影響の大きいハイリスク案件は融資の対象としない。
	72	● 「重要な自然生息地における事業実施条件」に基づき事業を実施した事例整理	FI 事業であるため個別サブプロジェクトの環境社会配慮は、実施機関のレビューに基づき、サブプロジェクト採択時に実施。
	73	● 世銀、ADB、IFC の「重要な自然生息地」、「著しい転換・著しい劣化」に係る対応状況の整理	個別案件に紐づく事項ではないため、本調査の報告書本文に記載。
	74	● 違法伐採の有無の確認	FI 事業であるため個別サブプロジェクトの環境社会配慮は、実施機関のレビューに基づき、サブプロジェクト採択時に実施。
非自発的住民移転	75	● 住民移転計画の作成有無・公開状況・協議の有無と内容・協議に際する言語と様式の確認。	該当しない。
	76	● 非自発的住民移転及び生計手段の喪失は、回避・最小化が検討・実施され、対象者と文書等で合意の上で実効性のある対策が講じられているかの確認。	該当しない。
	77	● 環境レビュー段階の想定被影響住民数の確認	該当しない。
	78	● モニタリング段階における被影響住民数の確認	該当しない。
	79	● 環境レビュー段階の補償内容(補償のタイミング、再取得価格を含む補償費の算出方法、生計回復策、その他支援内容)の確認。	該当しない。
	80	● 現地調査対象案件については、移転住民が以前の生活水準や収入機会、生産水準において改善又は少なくとも回復できているかの確認。	該当しない。
	81	● 苦情処理メカニズムの整備状況の確認	該当しない。
先住民族	82	● 先住民族への影響の有無の確認	該当しない
	83	● 負の影響の回避・最小化の検討状況確認	本事業は FI 案件であり、個別サブプロジェクトの環境社会配慮は審査時に確認されないため該当しない。
	84	● 先住民族計画の作成・公開状況確認	本事業は FI 案件であり、個別サブプロジェクトの環境社会配慮は審査時に確認されないため該当しない。
	85	● FPIC の実施状況確認	本事業は FI 案件であり、個別サブプロジェクトの環境社会配慮は審査時に確認されないため該当しない。
モニタリング	86	● モニタリング計画の作成状況確認	環境社会ともに、審査時には金融仲介者の環境社会配慮能力等を中心に確認・調査しており、モニタリング計画については個別のサブプロジェクト毎に検討がなされる。
	87	● 上記以外は 3.2 にて確認	3.2 にて確認。
別紙2 カテゴリ A に必要な環境アセスメント報告書	88	● EIA の承認状況、言語、現地での公開状況及び複製の可否の確認	本事業はカテゴリ F I であり、カテゴリ A となるサブプロジェクトは実施されないため、該当しない。
	89	● EIA において GL に記載の必要な項目が含まれているかの確認	本事業はカテゴリ F I であり、カテゴリ A となるサブプロジェクトは実施されないため、該当しない。

項目、現行ガイドライン条文	整理番号	調査アイテム	調査結果
	90	● 大規模住民移転を理由にカテゴリ A と判断された案件における EIA 実施状況の整理	本事業はカテゴリ F I であり、カテゴリ A となるサブプロジェクトは実施されないため、該当しない。
別紙 3 一般に影響を及ぼしやすいセクター・特性、影響を受けやすい地域の例示	91	● 「影響を及ぼしやすいセクター」の妥当性の確認。(配電、上水道、農業等、影響を及ぼしやすい特性や影響を受けやすい地域に該当しない限りそれ自体はカテゴリ分類に影響しないと思われるセクターの影響の重大さの整理。)	対象外
別紙 4 スクリーニング様式	92	● (調査アイテム無し) 環境 GL が改定された場合は、スクリーニング様式も併せて変更。	該当しない
別紙 5 チェックリストにおける分類・チェック項目	93	● (調査アイテム無し) 環境 GL が改定された場合は、チェックリストも併せて変更。	該当しない
別紙 6 モニタリングを行う項目	94	● モニタリング項目の妥当性、基準値の記載、工事中・供用時の区分	● モニタリング項目： AfDB Integrated Safeguards System (ISS, December 2013)のモニタリングフォームに含まれている情報を JICA に提出する
その他			

個別案件シート（JICA 環境社会配慮ガイドラインのレビュー調査結果）

<事業概要>

案件名/案件種別/有償契約 調印日	ハルガダ太陽光発電事業/有償/2016/2/29
カテゴリ分類及び分類根拠	カテゴリ C 「国際協力機構環境社会配慮ガイドライン」(2010年4月公布)に掲げる影響を及ぼしやすいセクター・特性及び影響を受けやすい地域に該当せず、環境への望ましくない影響は最小限であると判断されるため。
事業目的	本事業は、紅海沿岸のハルガダ市から北西15kmにあるハルガダ風力発電所において、20MWの太陽光発電所および関連施設を建設することにより、電力供給の増加、系統安定化および再生可能エネルギーの利用促進を図り、もって社会経済発展の促進及び気候変動の緩和に寄与するもの。
プロジェクトサイト	エジプト国 紅海県ハルガダ市から北西 15 kmにあるハルガダ風力発電所 内
事業概要	1)太陽光発電所（出力20MW）、蓄電池施設（容量30MWh）等の建設、パワー・コンディショニング・システム（PCS）、エネルギー・マネジメント・システム（EMS）の設置、中央ハルガダ変電所までのケーブル敷設 2)太陽光発電施設の接続先である中央ハルガダ変電所の拡張、変電所内のケーブル接続 3)コンサルティング・サービス（入札補助、施工監理、研修等）
実施機関	新・再生可能エネルギー庁（New and Renewable Energy Authority: NREA）
総事業費/概算協力額	13,645 百万円（うち、円借款対象額：11,214 百万円）

I. 基本的事項

項目、現行ガイドライン条文	通し 番号	調査アイテム	調査結果
1.1 理念	1	(レビュー調査全体を通じて確認) ● 開発協力大綱等の政府方針、持続可能な開発目標（SDGs）等の国際的援助潮流の整理	個別案件に紐づく事項ではないため、本調査の報告書本文に記載。
1.2 目的			
1.3 定義			
1.4 環境社会配慮の基本方針			
1.5 JICA の責務	2	(第Ⅱ, Ⅲ章のレビュー調査を通じて確認) ● IFC、ADB 等、他ドナーにおける出資案件における責務について確認	個別案件に紐づく事項ではないため、本調査の報告書本文に記載。
1.6 相手国政府に求める要件	3	(別紙1のレビュー調査を通じて確認)	別紙1を参照。
1.7 対象とする協力事業	4	● 現行 GL 施行後に増えた協力事業（海外投融資、中小企業支援等）の整理	個別案件に紐づく事項ではないため、本調査の報告書本文に記載。
	5	● 現行 GL 施行後の業務環境の変化（インフラ輸出の促進、迅速化、国際金融機関との協調融資の増加等）の整理	個別案件に紐づく事項ではないため、本調査の報告書本文に記載。
1.8 緊急時の措置	6	● 「緊急時の措置」の適用実績整理（カテゴリ分類、緊急時の判断基準、助言委員会関与方法、情報公開、モニタリング、フォローアップ措置等）	・該当しない。
1.9 普及	7	● 相手国等に対する説明実績、説明内容の整理	● JICAGL に関する説明実績：審査時に説明済み。 ● JICAGL に関する説明内容：JICA GL の遵守、環境社会配慮について説明。 ● JICAGL に関する研修実績：無
1.10 環境社会配慮助言委員会	8	(第Ⅱ章 2.7「環境社会配慮助言委員会による助言」のレビュー調査を通じて確認)	第Ⅱ章 2.7「環境社会配慮助言委員会による助言」を参照。

II. 環境社会配慮のプロセス

項目、現行ガイドライン条文	通し 番号	調査アイテム	調査結果
2.1 情報の公開	9	● JICA による情報公開（カテゴリ分類、最終報告書、環境社会配慮文書、環境レビュー結果、モニタリング結果）状況確認	● カテゴリ分類の情報公開：公開あり ● 協力準備調査 最終報告書の情報公開：公開なし ● 環境社会配慮文書（EIA・RAP・IPP など）の情報公開：EIA、RAP、IPP は該当しない。

項目、現行ガイドライン条文	通し番号	調査アイテム	調査結果
			<ul style="list-style-type: none"> ● 環境レビュー結果（＝事前評価表）の情報公開状況：公開あり ● モニタリング結果の情報公開： <ul style="list-style-type: none"> ・合意状況：カテゴリCのため不要 ・公開状況：カテゴリCのため不要
	10	● 相手国等による情報公開（環境社会配慮文書、モニタリング結果）状況（公開場所、公開時期、言語等）	・公開に関する合意なし
	11	● JICA から相手国等に対する情報公開の働きかけの状況確認	・必要な情報公開については働きかけを行っている。
	12	● 第三者からの情報提供の求めの有無と対応状況確認	・なし
	13	● 情報開示が禁じられる情報についての対応状況確認	● JICA における情報公開については相手国から全て了承を得ている。
2.2 カテゴリ分類	14	● カテゴリ分類結果、根拠の整理	<ul style="list-style-type: none"> ● カテゴリ分類結果：カテゴリ C ● J ● カテゴリ分類の根拠： 既存発電所内で事業実施であり発電セクターのうち、大規模なものには該当しない（既存の風力発電所の敷地内において、出力 20MW の太陽光発電施設等を建設するもの）事業対象地は国立公園等の影響を及ぼしやすい地域に該当せず、大規模な住民移転等影響を及ぼしやすい特性を有しない。 ● カテゴリ分類の根拠と実態の乖離：無
	15	● カテゴリ分類の変更の有無と有の場合の根拠の整理	● カテゴリ分類の変更：無
	16	● カテゴリ分類の妥当性について外部より指摘を受けた案件の分類結果の妥当性の確認	・なし
	17	● スクリーニング様式の提出状況	・スクリーニング様式の提出：当該様式の提出は確認できないが、実施機関等から徴求した相応の情報に基づきスクリーニングを実施。
2.3 環境社会配慮の項目	18	(別紙1のレビュー調査を通じて確認)	別紙1を参照。
2.4 現地ステークホルダーとの協議	19	● JICA と相手国等による協議状況確認	・LA 締結時に協議を実施している。
	20	● 上記以外は別紙1「社会的合意」のレビュー調査を通じて確認	別紙1「社会的合意」を参照。
2.5 社会環境と人権への配慮	21	● 権利が制限されている地域における協力事業での情報公開や現地ステークホルダーとの協議の際の配慮状況の確認	● 該当しない
	22	● 社会的弱者に対する人権配慮の有・内容確認	別紙1「社会的合意」を参照。 ・
2.6 参照する法令と基準	23	<ul style="list-style-type: none"> ● 相手国の国内法遵守の有無 ● 世銀 SGP やその他国際基準との乖離の有無 	<ul style="list-style-type: none"> ● 相手国の国内法遵守の有無 ・EIA・IEE の承認有無：(相手国国内法に基づき対応済み) ・国内法に基づいた RAP 作成有無：国内法に基づいた RAP の作成の必要なし（用地取得・移転なし） ● 世銀 SGP やその他国際基準との乖離の有無：無
	24		
	25	● 世銀のセーフガード政策から Environmental and Social Framework (ESF) への変更点の整理	個別案件に紐づく事項ではないため、本調査の報告書本文に記載。
	26	● 世銀 ESF と現行 GL の相違点	個別案件に紐づく事項ではないため、本調査の報告書本文に記載。
	27	● ADB、IFC のセーフガード政策で参照できる基準やグッドプラクティス等の整理	個別案件に紐づく事項ではないため、本調査の報告書本文に記載。
2.7 環境社会配慮助言委員会による	28	● 助言委員会の開催実績整理（運営改善の取り組み含め情報	該当しない。

項目、現行ガイドライン条文	通し番号	調査アイテム	調査結果
助言		整理、情報公開状況含む)	
	29	● 環境レビュー時の助言対応状況確認	・なし。(カテゴリ C 案件のため、助言委員会が開催対象外)
2.8 JICA の意思決定	30	● 合意文書における合意状況確認	・合意文書締結済み
	31	● 合意文書に基づき、協力事業を中止した事例の整理	・該当しない。
2.9 ガイドラインの適切な実施と遵守の確保	32	● 別途、「異議申立手続き」の見直し作業を通じて対応	・該当しない。
2.10 ガイドラインの適用と見直し	33	・該当しない。	・該当しない。

III. 環境社会配慮の手続き

項目、現行ガイドライン条文	通し番号	調査アイテム	調査結果
3.1 協力準備調査	34	● 「プロジェクトを実施しない案」を含む代替案検討の事例整理	・環境社会への影響は最小限と想定される事業が計画されている
	35	● 協力準備調査の各種手続きの実施状況確認(スコーピング、EIA 等調査、情報公開、ステークホルダー協議等)	<ul style="list-style-type: none"> ● スコーピング：該当しない ● EIA 等調査：該当しない ● 情報公開：2.1「情報の公開」を参照。 ● ステークホルダー協議等：別紙 1「社会的合意」を参照。
3.2 有償資金協力、無償資金協力、技術協力プロジェクト	36	● カテゴリ分類に応じた環境レビューに係る手続き・情報公開の実施状況確認 ・環境チェックリストの作成状況 ・EIA, ECC, RAP, IPP の取得・公開状況等 ・FI の場合、金融仲介者等の環境社会配慮確認実施能力の確認状況及びカテゴリ A 相当のサブプロジェクトに対する環境レビュー状況等	<ul style="list-style-type: none"> ● 環境チェックリストの作成状況：有 ● EIA, ECC, RAP, IPP の取得・公開状況 ・EIA：国内法に基づき作成済 ・ECC：該当しない ・RAP：該当しない ・IPP：該当しない ● 本案件は FI 事業ではない。
	37	● エンジニアリング・サービス借款実施案件の環境レビュー実績の整理	・ES 借款ではない。
	38	● エンジニアリング・サービス借款の実施段階における相手国等による環境社会配慮実施状況の確認。	・ES 借款ではない。
	39	● モニタリング結果の受領、公開状況確認	● カテゴリ C のため該当しない ・
	40	● 第三者からのモニタリング結果の公開請求への対応状況の確認	● モニタリング結果の公開請求：該当しない
	41	● 環境レビュー結果とモニタリング結果の乖離が確認された場合には、その原因 (GL 記載内容が十分であったかを含む GL 自体の問題、解釈の違い、運用能力等) について確認。	<ul style="list-style-type: none"> ● 環境事項における環境レビュー結果とモニタリング結果の乖離：該当しない ● 社会事項における環境レビュー結果とモニタリング結果の乖離：該当しない
	42	● 合意文書に基づき、相手国に対応を求め、貸付実行を停止した事例の整理	・貸付実行は停止されていない。
	43	● プロジェクトの重大な変更が生じた案件の手続きの実施状況の確認	<ul style="list-style-type: none"> ● 重大な変更が生じた案件であるか：該当しない ● LA 後に IEE/EIA が改定されたか：該当しない ● IEE/EIA が改定された場合、改定の理由：該当しない

項目、現行ガイドライン条文	通し番号	調査アイテム	調査結果
3.3 外務省が自ら行う無償資金協力について JICA が行う事前の調査	44	● 外務省に協力の停止を提言した事例の整理	・協力停止は提言されていない。
3.4 開発計画調査型技術協力	45	● カテゴリ分類に応じた各段階での手続きの実施状況確認 ・スクリーニングの実施状況 ・スコーピングの実施状況 ・JICA と相手国等の協議状況 ・合意文書や報告書等の公開状況等	・該当しない。
	46	● SEA のステークホルダー協議の実施状況確認	・該当しない。
	47	● 開発調査型技術協力終了後に予期せぬ環境社会影響が生じた場合の対応状況確認	・該当しない。

別紙 1～6

項目、現行ガイドライン条文	通し番号	調査アイテム	調査結果
別紙 1 対象プロジェクトに求められる環境社会配慮	48	● 日本・他ドナーにおける環境社会配慮関連の「費用・便益の定量化方法」の取り扱い確認	個別案件に紐づく事項ではないため、本調査の報告書本文に記載。
	49	● 日本・他ドナーにおける「災害の環境影響評価」の取り扱い確認	個別案件に紐づく事項ではないため、本調査の報告書本文に記載。
基本的事項	50	● 計画段階における環境・社会影響の調査・検討状況確認	● 該当しない
	51	● 影響の回避・最小化のための代替案や緩和策の検討状況確認	該当しない
	52	● 検討結果のプロジェクト計画への反映状況確認	該当しない
	53	● 環境社会配慮関連費用・便益の定量的評価に努めており、定性的な評価も加えているかの確認	・EIRR が算出されている。定性的な評価として、生活環境の改善が挙げられている。
	54	● 環境社会配慮関連費用・便益は、プロジェクトの経済的、財政的、制度的、社会的及び技術的分析との密接な調和が図られているかの確認	該当しない
	55	● 環境社会配慮の検討結果につき、代替案や緩和策も含め独立の文書あるいは、他の文書の一部として表されているかの確認	該当しない
	56	● 特に影響が大きいプロジェクトについては、環境影響評価報告書が作成されているかの確認	・カテゴリ C であり、特に影響が大きいプロジェクトには該当しない。
	57	● 特に影響が重大と思われるプロジェクトや、異論が多いプロジェクトについて専門家からなる委員会が設置されたかの確認	・特になし
対策の検討	58	● 環境管理計画、モニタリング計画など適切なフォローアップの計画や体制、そのための費用及びその調達方法の計画策定状況確認	該当しない
	59	● 上記以外は 2.8 にて確認	2.8 にて確認。
検討する影響スコープ	60	● スコーピングの適切な実施にかかる状況の確認	該当しない
	61	● GHG 排出量の算出・評価の状況の確認	該当しない
	62	● 国際機関、バイドナーの気候変動（GHG 排出）への対応状況の確認	個別案件に紐づく事項ではないため、本調査の報告書本文に記載。
	63	● 「不可分一体の事業」、「派生的・二次的影響」、「累積的影響」の事例整理。	該当しない

項目、現行ガイドライン条文	通し番号	調査アイテム	調査結果
	64	<ul style="list-style-type: none"> ● 世銀、ADB、IFC の「不可分一体の事業」、「派生的・二次的影響」、「累積的影響」への対応状況の整理 	個別案件に紐づく事項ではないため、本調査の報告書本文に記載。
法令、基準、計画等との整合性	65	<ul style="list-style-type: none"> ● 「自然保護や文化保護のために特に指定した地域」の事例整理 	<ul style="list-style-type: none"> ● 既存の風力発電施設内での事業の実施のため、該当しない。
	66	<ul style="list-style-type: none"> ● 世銀、ADB、IFC の「自然保護や文化保護のために特に指定した地域」に係る対応状況の整理 	個別案件に紐づく事項ではないため、本調査の報告書本文に記載。
	67	<ul style="list-style-type: none"> ● 上記以外は 2.6 にて確認 	2.6 にて確認。
社会的合意	68	<ul style="list-style-type: none"> ● ステークホルダー協議（①告知・実施日時、②場所、③方法（住民集会、個別インタビュー、言語）、④社会的弱者に対する配慮手法、⑤告知方法、⑥参加者（人数、被影響者に占める割合、所属、性別等）、⑦協議内容(事業サイトの範囲、事業形態、地域住民の持つ問題点、ニーズ等)、⑧参加者からのコメント、⑨実施機関による返答、⑩寄せられたコメントの計画や事業への反映結果、⑪協議の議事録の有無）の確認 	<ul style="list-style-type: none"> ① 該当しない ●

項目、現行ガイドライン条文	通し番号	調査アイテム	調査結果
	69	<ul style="list-style-type: none"> 外部からの指摘事項が確認された場合には、その原因（GL記載内容が十分であったかを含む GL 自体の問題、解釈の違い、運用能力等）について確認 	<ul style="list-style-type: none"> 該当しない
	70	<ul style="list-style-type: none"> 社会的弱者に対する配慮事例の整理 	<ul style="list-style-type: none"> 社会的弱者に対する配慮の有無：該当しない 社会的弱者に対する説明の内容：該当しない 社会的弱者からの情報や意見の有無・内容：該当しない 社会的弱者からの情報や意見の事業への反映：該当しない
生態系及び生物相	71	<ul style="list-style-type: none"> 「重要な自然生息地」の事例（含む判断根拠、森林以外の地域、生物多様性重要地域の配慮状況、地域コミュニティにもたらす影響や地域コミュニティが自然生息地にもたらす影響、社会環境に与える影響や社会環境が与える影響）の整理 	<ul style="list-style-type: none"> 既存の風力発電施設内での事業の実施のため、該当しない。
	72	<ul style="list-style-type: none"> 「重要な自然生息地における事業実施条件」に基づき事業を実施した事例整理 	<ul style="list-style-type: none"> 該当しない
	73	<ul style="list-style-type: none"> 世銀、ADB、IFC の「重要な自然生息地」、「著しい転換・著しい劣化」に係る対応状況の整理 	<ul style="list-style-type: none"> 個別案件に紐づく事項ではないため、本調査の報告書本文に記載。
	74	<ul style="list-style-type: none"> 違法伐採の有無の確認 	<ul style="list-style-type: none"> 違法伐採は確認されない。
非自発的住民移転	75	<ul style="list-style-type: none"> 住民移転計画の作成有無・公開状況・協議の有無と内容・協議に際する言語と様式の確認。 	<ul style="list-style-type: none"> 該当しない
	76	<ul style="list-style-type: none"> 非自発的住民移転及び生計手段の喪失は、回避・最小化が検討・実施され、対象者と文書等で合意の上で実効性のある対策が講じられているかの確認。 	<ul style="list-style-type: none"> 非自発的住民移転及び生計手段の喪失は回避・最小化が検討・実施されたか：該当しない 対象者と文書等で合意をしているか：該当しない
	77	<ul style="list-style-type: none"> 環境レビュー段階の想定被影響住民数の確認 	<ul style="list-style-type: none"> 該当しない
	78	<ul style="list-style-type: none"> モニタリング段階における被影響住民数の確認 	<ul style="list-style-type: none"> 該当しない

項目、現行ガイドライン条文	通し番号	調査アイテム	調査結果
	79	● 環境レビュー段階の補償内容（補償のタイミング、再取得価格を含む補償費の算出方法、生計回復策、その他支援内容）の確認。	● 補償のタイミング：該当しない ● 土地の再取得価格での補償方針の有無：該当しない ● 再取得価格を含む補償費の算出方法：該当しない ● 生計回復策の内容：該当しない
	80	● 現地調査対象案件については、移転住民が以前の生活水準や収入機会、生産水準において改善又は少なくとも回復できているかの確認。	N/A
	81	● 苦情処理メカニズムの整備状況の確認	苦情処理メカニズムの計画：コンピューター化したデータベースですべての苦情を登録予定 ● 計画された苦情処理メカニズムの整備状況：建設が開始後の整備を予定。 ● 苦情の有無：なし（工事未着手のためなし）
先住民族	82	● 先住民族への影響の有無の確認	・事業地周辺には、少数民族・先住民族は確認されていない。
	83	● 負の影響の回避・最小化の検討状況確認	・事業地周辺には、少数民族・先住民族は確認されていない。
	84	● 先住民族計画の作成・公開状況確認	・事業地周辺には、少数民族・先住民族は確認されていない。
	85	● FPIC の実施状況確認	・事業地周辺には、少数民族・先住民族は確認されていない。
モニタリング	86	● モニタリング計画の作成状況確認	● 環境モニタリング計画：該当しない ● 移転（RAP）モニタリング計画：該当しない
	87	● 上記以外は 3.2 にて確認	3.2 にて確認。
別紙 2 カテゴリ A に必要な環境アセスメント報告書	88	● EIA の承認状況、言語、現地での公開状況及び複製の可否の確認	● EIA の承認状況：該当しない ● 言語：該当しない ● 現地での公開状況：該当しない
	89	● EIA において GL に記載の必要な項目が含まれているかの確認	・該当しない
	90	● 大規模住民移転を理由にカテゴリ A と判断された案件における EIA 実施状況の整理	● 大規模住民移転を理由にカテゴリ A と判断された案件であるか：該当しない ● EIA 実施状況：該当しない
別紙 3 一般に影響を及ぼしやすいセクター・特性、影響を受けやすい地域の例示	91	● 「影響を及ぼしやすいセクター」の妥当性の確認。（配電、上水道、農業等、影響を及ぼしやすい特性や影響を受けやすい地域に該当しない限りそれ自体はカテゴリ分類に影響しないと思われるセクターの影響の重大さの整理。）	・対象外。
別紙 4 スクリーニング様式	92	● （調査アイテム無し）環境 GL が改定された場合は、スクリーニング様式も併せて変更。	・該当しない
別紙 5 チェックリストにおける分類・チェック項目	93	● （調査アイテム無し）環境 GL が改定された場合は、チェックリストも併せて変更。	・該当しない
別紙 6 モニタリングを行う項目	94	● モニタリング項目の妥当性、基準値の記載、工事中・供用時の区分	・該当しない
その他			

個別案件シート（JICA 環境社会配慮ガイドラインのレビュー調査結果）

<事業概要>

案件名/案件種別/無償契約 調印日	洪水対策支援計画/無償/2012/7/30
カテゴリ分類及び分類根拠	カテゴリ B 「国際協力機構環境社会配慮ガイドライン」(2010年4月公布)に掲げる道路セクター等のうち大規模なものに該当せず、環境への望ましくない影響は重大でないと判断され、かつ、同ガイドラインに掲げる影響を及ぼしやすい特性及び影響を受けやすい地域に該当しないため。
事業目的	2011年の洪水によって影響を受けたコンポンチュナン市内の道路・排水施設および国道11号線の橋梁を復旧・改善することにより、洪水による被害軽減を図る。
プロジェクトサイト	カンボジア国 1) コンポンチュナン市内 2) 国道11号線
事業概要	1) 土木工事（コンポンチュナン市内の道路改修4.6km 及び道路排水路の改修2.6km、国道11号線上の橋梁架替合計308m） 2) コンサルティング・サービス（詳細設計、施工監理、環境社会配慮等）
実施機関名	公共事業運輸省（Ministry of Public Works and Transport：MPWT）
総事業費/概算協力額	総事業費 15.1 億円（概算協力額（日本側）：15.1 億円、カンボジア側：0.03 億円）

I. 基本的事項

項目、現行ガイドライン条文	整理番号	調査アイテム	調査結果
1.1 理念	1	（レビュー調査全体を通じて確認） ● 開発協力大綱等の政府方針、持続可能な開発目標（SDGs）等の国際的援助潮流の整理	個別案件に紐づく事項ではないため、本調査の報告書本文に記載。
1.2 目的			
1.3 定義			
1.4 環境社会配慮の基本方針			
1.5 JICA の責務	2	（第II、III章のレビュー調査を通じて確認） ● IFC、ADB 等、他ドナーにおける出資案件における責務について確認	個別案件に紐づく事項ではないため、本調査の報告書本文に記載。
1.6 相手国政府に求める要件	3	（別紙1のレビュー調査を通じて確認）	別紙1を参照。
1.7 対象とする協力事業	4	● 現行 GL 施行後に増えた協力事業（海外投融資、中小企業支援等）の整理	個別案件に紐づく事項ではないため、本調査の報告書本文に記載。
	5	● 現行 GL 施行後の業務環境の変化（インフラ輸出の促進、迅速化、国際金融機関との協調融資の増加等）の整理	個別案件に紐づく事項ではないため、本調査の報告書本文に記載。
1.8 緊急時の措置	6	● 「緊急時の措置」の適用実績整理（カテゴリ分類、緊急時の判断基準、助言委員会関与方法、情報公開、モニタリング、フォローアップ措置等）	・該当しない。
1.9 普及	7	● 相手国等に対する説明実績、説明内容の整理	● JICAGL に関する説明実績：審査時に説明済。 ● JICAGL に関する説明内容：JICA GL の遵守、適切な環境社会配慮の実施、情報公開、モニタリング実施等につき説明。 ● JICAGL に関する研修実績：無
1.10 環境社会配慮助言委員会	8	（第II章2.7「環境社会配慮助言委員会による助言」のレビュー調査を通じて確認）	第II章2.7「環境社会配慮助言委員会による助言」を参照。

II. 環境社会配慮のプロセス

項目、現行ガイドライン条文	整理番号	調査アイテム	調査結果
2.1 情報の公開	9	● JICA による情報公開（カテゴリ分類、最終報告書、環境社会配慮文書、環境レビュー結果、モニタリング結果）状況確認	● カテゴリ分類の情報公開：公開あり ● 協力準備調査 最終報告書の情報公開：公開あり ● 環境社会配慮文書（EIA・RAP・IPP など）の情報公開：簡易 RAP の公開あり。EIA 及び IPP は該当しない。 ● 環境レビュー結果（＝事前評価表）の情報公開状況：公開あり

項目、現行ガイドライン条文	整理番号	調査アイテム	調査結果
			<ul style="list-style-type: none"> ● モニタリング結果の情報公開： <ul style="list-style-type: none"> ・合意状況：環境モニタリング結果のみ公開について合意あり。 ・公開状況：公開済み。
	10	● 相手国等による情報公開（環境社会配慮文書、モニタリング結果）状況（公開場所、公開時期、言語等）	相手国での公開に関する合意はない。
	11	● JICA から相手国等に対する情報公開の働きかけの状況確認	・審査時等の JICA の働きかけにより、JICA HP における一部の情報公開に合意している。
	12	● 第三者からの情報提供の求めの有無と対応状況確認	無
	13	● 情報開示が禁じられる情報についての対応状況確認	● JICA における情報公開については、全て相手国の了承を得ている。
2.2 カテゴリ分類	14	● カテゴリ分類結果、根拠の整理	<ul style="list-style-type: none"> ● カテゴリ分類結果：カテゴリ B ● カテゴリ分類の根拠： 本事業は道路セクターのうち大規模なものに該当しない。事業対象地は国立公園等の影響を受けやすい地域またはその周辺に該当せず、大規模住民移転等の影響を及ぼしやすい特性を有しない。 ● カテゴリ分類の根拠と実態の乖離：無
	15	● カテゴリ分類の変更の有無と有の場合の根拠の整理	● カテゴリ分類の変更：無
	16	● カテゴリ分類の妥当性について外部より指摘を受けた案件の分類結果の妥当性の確認	・外部からの指摘は確認されなかった。
	17	● スクリーニング様式の提出状況	・スクリーニング様式の提出：当該様式の提出は確認できないが、実施機関等から徴求した相応の情報に基づきスクリーニングを実施。
2.3 環境社会配慮の項目	18	(別紙1のレビュー調査を通じて確認)	別紙1を参照。
2.4 現地ステークホルダーとの協議	19	● JICA と相手国等による協議状況確認	・GA 締結時に協議を実施している。
	20	● 上記以外は別紙1「社会的合意」のレビュー調査を通じて確認	別紙1「社会的合意」を参照。
2.5 社会環境と人権への配慮	21	● 権利が制限されている地域における協力事業での情報公開や現地ステークホルダーとの協議の際の配慮状況の確認	● 権利が制限されている地域の該当状況：該当しない。
	22	● 社会的弱者に対する人権配慮の有・内容確認	別紙1「社会的合意」を参照。
2.6 参照する法令と基準	23	<ul style="list-style-type: none"> ● 相手国の国内法遵守の有無 ● 世銀 SGP やその他国際基準との乖離の有無 	<ul style="list-style-type: none"> ● 相手国の国内法遵守の有無 ・EIA・IEE の承認有無：EIA 不要 ・国内法に基づいた RAP 作成有無：簡易 RAP が作成済（国内法と JICA GL に基づき作成） ● 世銀 SGP やその他国際基準との乖離の有無：無 ・当該国の大気質基準、騒音、排水基準、水質基準について、日本の環境基準との比較が行われている。住民移転関連については、国内法と JICA GL 及び国際基準とを比較し、乖離を埋めるための手段にかかる記載がある。
	24		
	25	● 世銀のセーフガード政策から Environmental and Social Framework (ESF) への変更点の整理	個別案件に紐づく事項ではないため、本調査の報告書本文に記載。
	26	● 世銀 ESF と現行 GL の相違点	個別案件に紐づく事項ではないため、本調査の報告書本文に記載。
	27	● ADB、IFC のセーフガード政策で参照できる基準やグッドプラクティス等の整理	個別案件に紐づく事項ではないため、本調査の報告書本文に記載。
2.7 環境社会配慮助言委員会による助言	28	● 助言委員会の開催実績整理（運営改善の取り組み含め情報整理、情報公開状況含む）	該当しない。
	29	● 環境レビュー時の助言対応状況確認	該当しない。
2.8 JICA の意思決定	30	● 合意文書における合意状況確認	・合意文書締結済み。

項目、現行ガイドライン条文	整理番号	調査アイテム	調査結果
	31	● 合意文書に基づき、協力事業を中止した事例の整理	・該当しない。
2.9 ガイドラインの適切な実施と遵守の確保	32	● 別途、「異議申立手続き」の見直し作業を通じて対応	・該当しない。
2.10 ガイドラインの適用と見直し	33	・該当しない。	・該当しない。

III. 環境社会配慮の手続き

項目、現行ガイドライン条文	整理番号	調査アイテム	調査結果
3.1 協力準備調査	34	● 「プロジェクトを実施しない案」を含む代替案検討の事例整理	・事業を実施しないオプションとの定性的な比較が行われている。
	35	● 協力準備調査の各種手続きの実施状況確認(スコーピング、EIA 等調査、情報公開、ステークホルダー協議等)	<ul style="list-style-type: none"> ● スコーピング：実施済 ● EIA 等調査：対象外 ● 情報公開：2.1「情報の公開」を参照。 ● ステークホルダー協議等：別紙1「社会的合意」を参照。
3.2 有償資金協力、無償資金協力、技術協力プロジェクト	36	<ul style="list-style-type: none"> ● カテゴリ分類に応じた環境レビューに係る手続き・情報公開の実施状況確認 <ul style="list-style-type: none"> ・環境チェックリストの作成状況 ・EIA, ECC, RAP, IPP の取得・公開状況等 ・FI の場合、金融仲介者等の環境社会配慮確認実施能力の確認状況及びカテゴリ A 相当のサブプロジェクトに対する環境レビュー状況等 	<ul style="list-style-type: none"> ● 環境チェックリストの作成状況：作成済 ● EIA,ECC,RAP,IPP の取得・公開状況 <ul style="list-style-type: none"> ・EIA：対象外 ・ECC：対象外 ・RAP：簡易 RAP が公開 ・IPP：対象外 ● 本案件は FI 事業ではない。
	37	● エンジニアリング・サービス借款実施案件の環境レビュー実績の整理	・ES 借款ではない。
	38	● エンジニアリング・サービス借款の実施段階における相手国等による環境社会配慮実施状況の確認。	・ES 借款ではない。
	39	● モニタリング結果の受領、公開状況確認	<ul style="list-style-type: none"> ● モニタリング結果の受領 <ul style="list-style-type: none"> ・審査時の合意：環境については、合意されたモニタリングフォームに基づき、工事中は JICA へ毎月報告される。 ● 環境モニタリング結果は公開について合意済。 <ul style="list-style-type: none"> ・作成状況：作成されている ・受領状況：受領している ● モニタリング結果の公開状況：環境モニタリング結果の公開有
	40	● 第三者からのモニタリング結果の公開請求への対応状況の確認	● モニタリング結果の公開請求：無
	41	● 環境レビュー結果とモニタリング結果の乖離が確認された場合には、その原因（GL 記載内容が十分であったかを含む GL 自体の問題、解釈の違い、運用能力等）について確認。	・該当しない。
	42	● 合意文書に基づき、相手国に対応を求め、貸付実行を停止した事例の整理	・該当しない。
	43	● プロジェクトの重大な変更が生じた案件の手続きの実施状況の確認	<ul style="list-style-type: none"> ● 重大な変更が生じた案件であるか：該当しない。 ● LA 後に IEE/EIA が改定されたか：該当しない。

項目、現行ガイドライン条文	整理番号	調査アイテム	調査結果
3.3 外務省が自ら行う無償資金協力について JICA が行う事前の調査	44	● 外務省に協力の停止を提言した事例の整理	・該当しない。
3.4 開発計画調査型技術協力	45	● カテゴリ分類に応じた各段階での手続きの実施状況確認 ・スクリーニングの実施状況 ・スコーピングの実施状況 ・JICA と相手国等の協議状況 ・合意文書や報告書等の公開状況等	・該当しない。
	46	● SEA のステークホルダー協議の実施状況確認	・該当しない。
	47	● 開発調査型技術協力終了後に予期せぬ環境社会影響が生じた場合の対応状況確認	・該当しない。

別紙 1～6

項目、現行ガイドライン条文	整理番号	調査アイテム	調査結果
別紙 1 対象プロジェクトに求められる環境社会配慮	48	● 日本・他ドナーにおける環境社会配慮関連の「費用・便益の定量化方法」の取り扱い確認	個別案件に紐づく事項ではないため、本調査の報告書本文に記載。
	49	● 日本・他ドナーにおける「災害の環境影響評価」の取り扱い確認	個別案件に紐づく事項ではないため、本調査の報告書本文に記載。
基本的事項	50	● 計画段階における環境・社会影響の調査・検討状況確認	● 環境：協力準備調査でベースライン調査が実施されている。 ● 社会：協力準備調査で事業による影響の範囲・規模（影響を受ける構造物の調査）は確認されているが、センサス、社会経済調査は実施されていない。
	51	● 影響の回避・最小化のための代替案や緩和策の検討状況確認	・事業を実施しないオプションとの比較は検討されているが、影響の回避・最小化のための代替案は示されていない。 ・影響の回避・最小化のための緩和策が示されている。
	52	● 検討結果のプロジェクト計画への反映状況確認	・環境社会配慮を考慮した緩和策に基づき検討されている。
	53	● 環境社会配慮関連費用・便益の定量的評価に努めており、定性的な評価も加えているかの確認	● 環境： ・定量的な評価：費用・便益両方について、定量的評価は確認できない（EIA 作成対象外）。 ・定性的な評価：費用・便益両方について、定性的評価は確認できない。 ● 社会： ・定量的な評価：用地取得費、住民への補償費について算出されている。便益な記載なし。 ・定性的な評価：下記の社会・経済便益が定性的に含まれている。カンボジア全体の経済活動がより安定化・活性化することが見込まれる。 ・プロジェクトサイト周辺地域住民の衛生環境が改善する ・プロジェクトサイト周辺地域における通行安全性が改善する。 ・国道 5 号線及び 11 号線の物流が改善する。
	54	● 環境社会配慮関連費用・便益は、プロジェクトの経済的、財政的、制度的、社会的及び技術的分析との密接な調和が図られているかの確認	・該当しない（無償事業においては、EIRR の計算を行っていないため、詳細の確認はできない）
	55	● 環境社会配慮の検討結果につき、代替案や緩和策も含め独立の文書あるいは、他の文書の一部として表されているかの確認	・EIA は国内法上不要。簡易 RAP において、代替案や緩和策を含めた環境社会配慮の検討を行うとの記載有。協力準備調査において影響の検討は行われている。 ・事業を実施しないオプションとの定性的な比較が、定性的に説明されているが行われている。
	56	● 特に影響が大きいプロジェクトについては、環境影響評価報告書が作成されているかの確認	・該当しない。
57	● 特に影響が重大と思われるプロジェクトや、異論が多いプロジェクトについて専門家からなる委員会が設置されたかの確認	・特になし	
対策の検討	58	● 環境管理計画、モニタリング計画など適切なフォローアップ	● 環境管理計画

項目、現行ガイドライン条文	整理番号	調査アイテム	調査結果
		プの計画や体制、そのための費用及びその調達方法の計画策定状況確認	<ul style="list-style-type: none"> ・実施体制：有（協力準備調査報告書内のMDに添付）。なお、協力準備調査報告書に提案している緩和策の実施については、環境についてはMPWT及び施工会社が、RAPに関するものは住民移転委員会及びMPWTが実施する旨、記載されている。 ・費用：実施機関が負担する。 ・調達方法：各項目の担当組織及び関連費用が検討されている。
	59	● 上記以外は2.8にて確認	2.8にて確認。
検討する影響スコープ	60	● スコーピングの適切な実施にかかる状況の確認	・GLの項目が網羅されているスコーピング案が作成されている。
	61	● GHG排出量の算出・評価の状況の確認	・GHG排出量の算出および定性的・定量的評価は確認できない。
	62	● 国際機関、バイドナーの気候変動（GHG排出）への対応状況の確認	個別案件に紐づく事項ではないため、本調査の報告書本文に記載。
	63	● 「不可分一体の事業」、「派生的・二次的影響」、「累積的影響」の事例整理。	該当なし。
	64	● 世銀、ADB、IFCの「不可分一体の事業」、「派生的・二次的影響」、「累積的影響」への対応状況の整理	個別案件に紐づく事項ではないため、本調査の報告書本文に記載。
法令、基準、計画等との整合性	65	● 「自然保護や文化保護のために特に指定した地域」の事例整理	● 自然保護や文化保護のために特に指定した地域の該当有無：業対象地は及びその周辺に、国立公園等の保護区は存在しない。
	66	● 世銀、ADB、IFCの「自然保護や文化保護のために特に指定した地域」に係る対応状況の整理	個別案件に紐づく事項ではないため、本調査の報告書本文に記載。
	67	● 上記以外は2.6にて確認	2.6にて確認。
社会的合意	68	● ステークホルダー協議（①告知・実施日時、②場所、③方法（住民集会、個別インタビュー、言語）、④社会的弱者に対する配慮手法、⑤告知方法、⑥参加者（人数、被影響者に占める割合、所属、性別等）、⑦協議内容（事業サイトの範囲、事業形態、地域住民の持つ問題点、ニーズ等）、⑧参加者からのコメント、⑨実施機関による返答、⑩寄せられたコメントの計画や事業への反映結果、⑪協議の議事録の有無）の確認	<ul style="list-style-type: none"> ● EIA：対象外 ● RAP：実施機関により住民移転対象者に向けて、国内法に基づいて実施されたことを確認。
	69	● 外部からの指摘事項が確認された場合には、その原因（GL記載内容が十分であったかを含むGL自体の問題、解釈の	・なし

項目、現行ガイドライン条文	整理番号	調査アイテム	調査結果
	70	<ul style="list-style-type: none"> ● 社会的弱者に対する配慮事例の整理 	<ul style="list-style-type: none"> ● 社会的弱者に対する配慮の有無 -簡易 RAP における方針の中で、「社会的弱者に対する特別な支援を実施する」旨の記載がある。また、エンタイトルメントマトリックスの中で、本事業により影響を受ける社会的弱者（女性が世帯主の世帯、老人、障害者、貧困世帯）への金銭的保証として、100USD/世帯の支払いが定められている。 ● 社会的弱者に対する説明の内容 ・記録なし。 ● 社会的弱者からの情報や意見の有無・内容 ・記録なし。 ● 社会的弱者からの情報や意見の事業への反映 ・記録なし。
生態系及び生物相	71	<ul style="list-style-type: none"> ● 「重要な自然生息地」の事例（含む判断根拠、森林以外の地域、生物多様性重要地域の配慮状況、地域コミュニティにもたらす影響や地域コミュニティが自然生息地にもたらす影響、社会環境に与える影響や社会環境が与える影響）の整理 	<ul style="list-style-type: none"> ・自然保護区、重要な自然生息地または重要な森林に該当しない。
	72	<ul style="list-style-type: none"> ● 「重要な自然生息地における事業実施条件」に基づき事業を実施した事例整理 	<ul style="list-style-type: none"> ・該当しない。
	73	<ul style="list-style-type: none"> ● 世銀、ADB、IFC の「重要な自然生息地」、「著しい転換・著しい劣化」に係る対応状況の整理 	<ul style="list-style-type: none"> ・個別案件に紐づく事項ではないため、本調査の報告書本文に記載。
	74	<ul style="list-style-type: none"> ● 違法伐採の有無の確認 	<ul style="list-style-type: none"> ・違法伐採はレビュー資料からは確認されない。
非自発的住民移転	75	<ul style="list-style-type: none"> ● 住民移転計画の作成有無・公開状況・協議の有無と内容・協議に際する言語と様式の確認。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 住民移転計画の作成：作成済（簡易版） ・コンポンチュナンにおいて 7,100m²の用地取得、33本の果樹及び19店舗の移転が生じ、国道11号線橋梁においては、4軒の非自発的住民移転が生じる。 ●
	76	<ul style="list-style-type: none"> ● 非自発的住民移転及び生計手段の喪失は、回避・最小化が検討・実施され、対象者と文書等で合意の上で実効性のある対策が講じられているかの確認。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 非自発的住民移転及び生計手段の喪失は回避・最小化が検討・実施されたか： ・簡易 RAP において、方針として「用地取得、非自発的住民移転は、代替案や適切な社会経済面・運用面の解決策を検討することで、回避、最小化する」と確認されている。 ● 対象者と文書等で合意をしているか： ・事前の十分な説明の上、合意がなされている。
	77	<ul style="list-style-type: none"> ● 環境レビュー段階の想定被影響住民数の確認 	<ul style="list-style-type: none"> ・23軒
	78	<ul style="list-style-type: none"> ● モニタリング段階における被影響住民数の確認 	<ul style="list-style-type: none"> ・20軒
	79	<ul style="list-style-type: none"> ● 環境レビュー段階の補償内容（補償のタイミング、再取得価格を含む補償費の算出方法、生計回復策、その他支援内容）の確認。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 補償のタイミング：着工前に完了。 ● 土地の再取得価格での補償方針の有無：簡易 RAP において、再取得価格で補償を行う方針が示されている。 ● 再取得価格を含む補償費の算出方法：Inter-ministerial Resettlement Committee (IRC) に雇用された専門鑑定士が再取得価格調査を実施する。 ● 生計回復策の内容：該当なし。
	80	<ul style="list-style-type: none"> ● 現地調査対象案件については、移転住民が以前の生活水準や収入機会、生産水準において改善又は少なくとも回復できているかの確認。 	<ul style="list-style-type: none"> ・該当しない。
81	<ul style="list-style-type: none"> ● 苦情処理メカニズムの整備状況の確認 	<ul style="list-style-type: none"> ● 苦情処理メカニズムの計画： ・苦情処理委員会は、収用法第14条に基づいて土地管理都市開発建設省および関係機関からの代表者により構成される。実質的に苦情対応等は Province レベルの組織を設置して行う。 PAPs が苦情の申し立てを行った場合、その問題が15日以内に解決しない場合は、District の事務所にあげられ解決 	

項目、現行ガイドライン条文	整理番号	調査アイテム	調査結果
			に向けた作業が行われる。District の事務所にて 15 日以内に解決しない場合は Provincial Committee にて解決に向けた作業が行われる。Provincial Committee にて 30 日以内に解決しない場合はプロジェクトが位置している州の裁判所にて最終的な決定が行われる。 ● 計画された苦情処理メカニズムの整備状況：計画通り。 ● 苦情の有無：無。
先住民族	82	● 先住民族への影響の有無の確認	・事業地周辺には、少数民族・先住民族は確認されていない。
	83	● 負の影響の回避・最小化の検討状況確認	・事業地周辺には、少数民族・先住民族は確認されていない。
	84	● 先住民族計画の作成・公開状況確認	・事業地周辺には、少数民族・先住民族は確認されていない。
	85	● FPIC の実施状況確認	・事業地周辺には、少数民族・先住民族は確認されていない。
モニタリング	86	● モニタリング計画の作成状況確認	● 環境モニタリング計画：協力準備調査で環境モニタリング計画が作成されていることを確認済み。 ● 移転 (RAP) モニタリング計画：協力準備調査報告で用地取得・住民移転モニタリング計画が作成されていることを確認済み。
	87	● 上記以外は 3.2 にて確認	3.2 にて確認。
別紙 2 カテゴリ A に必要な環境アセスメント報告書	88	● EIA の承認状況、言語、現地での公開状況及び複製の可否の確認	対象外 (カテゴリ B 案件)
	89	● EIA において GL に記載の必要な項目が含まれているかの確認	対象外
	90	● 大規模住民移転を理由にカテゴリ A と判断された案件における EIA 実施状況の整理	対象外
別紙 3 一般に影響を及ぼしやすいセクター・特性、影響を受けやすい地域の例示	91	● 「影響を及ぼしやすいセクター」の妥当性の確認。(配電、上水道、農業等、影響を及ぼしやすい特性や影響を受けやすい地域に該当しない限りそれ自体はカテゴリ分類に影響しないと思われるセクターの影響の重大さの整理。)	・本案件は影響を及ぼしやすいセクター (道路セクター) に該当するため、対象外。
別紙 4 スクリーニング様式	92	● (調査アイテム無し) 環境 GL が改定された場合は、スクリーニング様式も併せて変更。	・該当せず
別紙 5 チェックリストにおける分類・チェック項目	93	● (調査アイテム無し) 環境 GL が改定された場合は、チェックリストも併せて変更。	・該当せず
別紙 6 モニタリングを行う項目	94	● モニタリング項目の妥当性、基準値の記載、工事中・供用時の区分	● モニタリング項目：大気、騒音、河川の汚染状況、土壌汚染、交通、用地取得 ● 基準値の記載 (計画)：大気環境基準及び騒音レベルを参照する旨記載があるが、具体的にどの基準かについては言及なし。河川の汚染状況については目視。 ● モニタリング頻度：情報なし ・環境：工事中のみ。月に 1 度モニタリング結果を JICA に報告する。 ・社会：月に 1 度モニタリング結果を JICA に報告する。期間については不明。 ● 生計回復策の計画と実績の乖離 (モニタリング頻度含む)：情報なし。 ● 工事中・供用時の区分：区分されている。
その他			

個別案件シート（JICA 環境社会配慮ガイドラインのレビュー調査結果）

<事業概要>

案件名/案件種別/贈与契約 調印日	パレスチナ自治政府 西岸地域廃棄物管理改善計画/無償/2012/12/8
カテゴリ分類及び分類根拠	カテゴリ C 本事業は「国際協力機構環境社会配慮ガイドライン」（2010年4月公布）上、環境への望ましくない影響は最小限であると判断されるため。 *GA締結当初はカテゴリ Bであったが、施設建設のコンポーネントがキャンセルとなったため、カテゴリ Cに変更した。
事業目的(GA締結時点)	本事業は、廃棄物管理に係る機材供与、最終処分場の拡張及びリサイクル施設の整備等を行うことにより、廃棄物の収集・運搬及び減容化に係る活動及び衛生的な最終処分の促進を図り、同地域の生活環境改善・住民の健康改善に寄与する。
プロジェクトサイト	パレスチナ国 ジェリコ Joint Council (JC)(58千人)、ヘブロン JC(71千人)、ジェニン JC(264千人)、サルフィート JC(65千人)、トゥルカレム JC(45千人)
事業概要 (GA締結時点)	1) 土木工事、調達機器等の内容 【施設】最終処分場拡張、資源回収施設、中継基地（施設は全てジェリコ JC） 【機材】コンテナ（2365個）、ごみ収集車（19台）、移送車（12台）、重機（8台） 2) コンサルティング・サービス/ソフトコンポーネントの内容 廃棄物収集・運搬計画の策定支援、リサイクル施設での減容化・再資源化支援、排出マナー及び収集容器と周辺環境の保全に係る啓発活動支援、環境社会配慮等。 （注：GA締結時点。1）のうち施設建設部分がキャンセルとなった）
実施機関	地方自治庁（Ministry of Local Government: MOLG）広域行政カウンスル局、及び各 Joint Council（JC）がカウンターパート
総事業費/概算協力額	総事業費 8億円

I. 基本的事項

項目、現行ガイドライン条文	整理番号	調査アイテム	調査結果
1.1 理念	1	（レビュー調査全体を通じて確認） ● 開発協力大綱等の政府方針、持続可能な開発目標（SDGs）等の国際的援助潮流の整理	個別案件に紐づく事項ではないため、本調査の報告書本文に記載。
1.2 目的			
1.3 定義			
1.4 環境社会配慮の基本方針			
1.5 JICA の責務	2	（第 II, III 章のレビュー調査を通じて確認） ● IFC、ADB 等、他ドナーにおける出資案件における責務について確認	個別案件に紐づく事項ではないため、本調査の報告書本文に記載。
1.6 相手国政府に求める要件	3	（別紙 1 のレビュー調査を通じて確認）	別紙 1 を参照。
1.7 対象とする協力事業	4	● 現行 GL 施行後に増えた協力事業（海外投融资、中小企業支援等）の整理	個別案件に紐づく事項ではないため、本調査の報告書本文に記載。
	5	● 現行 GL 施行後の業務環境の変化（インフラ輸出の促進、迅速化、国際金融機関との協調融資の増加等）の整理	個別案件に紐づく事項ではないため、本調査の報告書本文に記載。
1.8 緊急時の措置	6	● 「緊急時の措置」の適用実績整理（カテゴリ分類、緊急時の判断基準、助言委員会関与方法、情報公開、モニタリング、フォローアップ措置等）	・該当しない。
1.9 普及	7	● 相手国等に対する説明実績、説明内容の整理	● JICAGL に関する説明実績：審査時の合意に含まれている。 ● JICAGL に関する説明内容：JICA GL を遵守する、情報公開、適切な環境社会配慮の実施等。 ● JICAGL に関する研修実績：無
1.10 環境社会配慮助言委員会	8	（第 II 章 2.7 「環境社会配慮助言委員会による助言」のレビュー調査を通じて確認）	第 II 章 2.7 「環境社会配慮助言委員会による助言」を参照。

II. 環境社会配慮のプロセス

項目、現行ガイドライン条文	整理番号	調査アイテム	調査結果
2.1 情報の公開	9	● JICA による情報公開（カテゴリ分類、最終報告書、環境	● カテゴリ分類の情報公開：公開あり

項目、現行ガイドライン条文	整理番号	調査アイテム	調査結果
		社会配慮文書、環境レビュー結果、モニタリング結果) 状況確認	<ul style="list-style-type: none"> ● 協力準備調査 最終報告書の情報公開：公開あり ● 環境社会配慮文書 (EIA・RAP・IPP など) の情報公開：該当しない。 ● 環境レビュー結果 (=事前評価表) の情報公開状況：公開あり ● モニタリング結果の情報公開： <ul style="list-style-type: none"> ・合意状況：該当しない。 ・公開状況：該当しない (スコープ変更により、カテゴリCとなったため)
	10	● 相手国等による情報公開 (環境社会配慮文書、モニタリング結果) 状況 (公開場所、公開時期、言語等)	該当しない。
	11	● JICA から相手国等に対する情報公開の働きかけの状況確認	・案件形成段階に情報公開を促している。
	12	● 第三者からの情報提供の求めの有無と対応状況確認	なし
	13	● 情報開示が禁じられる情報についての対応状況確認	● 公開情報 (E I A, R A P, E C C 等) については、相手国政府等から了解を得た上で公開。
2.2 カテゴリ分類	14	● カテゴリ分類結果、根拠の整理	<ul style="list-style-type: none"> ● カテゴリ分類結果：カテゴリ B →C に変更済み ● カテゴリ分類の根拠： 本事業は廃棄物セクターのうち大規模なものに該当しない。事業対象地は国立公園等の影響を受けやすい地域またはその周辺に該当せず、大規模な非自発的住民移転等の影響を及ぼしやすい特性を有しない。なお、施設建設コンポーネント等がキャンセルとなったため、カテゴリ分類はCに変更されている。 ・本事業は、事業実施中にスコープ変更があり、最終処分場拡張、資源回収施設、中継基地が除外され、機材供与のみとなったため、カテゴリCに変更済み。 ● カテゴリ分類の根拠と実態の乖離：無
	15	● カテゴリ分類の変更の有無と有の場合の根拠の整理	<ul style="list-style-type: none"> ● カテゴリ分類の変更：有。 ・本事業は、事業実施中にスコープ変更があり、最終処分場拡張、資源回収施設、中継基地が除外され、機材供与のみとなったため、カテゴリCに変更。
	16	● カテゴリ分類の妥当性について外部より指摘を受けた案件の分類結果の妥当性の確認	・外部からの指摘は確認されなかった。
	17	● スクリーニング様式の提出状況	・スクリーニング様式の提出：当該様式の提出は確認できないが、実施機関等から徴求した相応の情報に基づきスクリーニングを実施。
2.3 環境社会配慮の項目	18	(別紙1のレビュー調査を通じて確認)	別紙1を参照。
2.4 現地ステークホルダーとの協議	19	● JICA と相手国等による協議状況確認	・合意文書締結時に協議を実施している。
	20	● 上記以外は別紙1「社会的合意」のレビュー調査を通じて確認	別紙1「社会的合意」を参照。
2.5 社会環境と人権への配慮	21	● 権利が制限されている地域における協力事業での情報公開や現地ステークホルダーとの協議の際の配慮状況の確認	● 権利が制限されている地域の該当状況：権利が制限されているという事実は確認されなかった。
	22	● 社会的弱者に対する人権配慮の有・内容確認	別紙1「社会的合意」を参照。
2.6 参照する法令と基準	23	● 相手国の国内法遵守の有無	● 相手国の国内法遵守の有無

項目、現行ガイドライン条文	整理番号	調査アイテム	調査結果
	24	● 世銀 SGP やその他国際基準との乖離の有無	・EIA・IEE の承認有無：承認済み（ただし、該当するスコープはキャンセルとなっている） ・国内法に基づいた RAP 作成有無：該当しない。 ● 世銀 SGP やその他国際基準との乖離の有無： 無
	25	● 世銀のセーフガード政策から Environmental and Social Framework (ESF) への変更点の整理	個別案件に紐づく事項ではないため、本調査の報告書本文に記載。
	26	● 世銀 ESF と現行 GL の相違点	個別案件に紐づく事項ではないため、本調査の報告書本文に記載。
	27	● ADB、IFC のセーフガード政策で参照できる基準やグッドプラクティス等の整理	個別案件に紐づく事項ではないため、本調査の報告書本文に記載。
2.7 環境社会配慮助言委員会による助言	28	● 助言委員会の開催実績整理（運営改善の取り組み含め情報整理、情報公開状況含む）	・カテゴリ C であり、助言委員会が設置されていないため、対象外。
	29	● 環境レビュー時の助言対応状況確認	・上記の通り。
2.8 JICA の意思決定	30	● 合意文書における合意状況確認	・合意文書締結済
	31	● 合意文書に基づき、協力事業を中止した事例の整理	・該当しない。
2.9 ガイドラインの適切な実施と遵守の確保	32	● 別途、「異議申立手続き」の見直し作業を通じて対応	・該当しない
2.10 ガイドラインの適用と見直し	33	N/A	・該当しない

III. 環境社会配慮の手続き

項目、現行ガイドライン条文	整理番号	調査アイテム	調査結果
3.1 協力準備調査	34	● 「プロジェクトを実施しない案」を含む代替案検討の事例整理	- ・該当しない。
	35	● 協力準備調査の各種手続きの実施状況確認（スコーピング、EIA 等調査、情報公開、ステークホルダー協議等）	● スコーピング：実施済 ● EIA 等調査：該当しない。 ● 情報公開：2.1「情報の公開」を参照。 ● ステークホルダー協議等：別紙 1「社会的合意」を参照。
3.2 有償資金協力、無償資金協力、技術協力プロジェクト	36	● カテゴリ分類に応じた環境レビューに係る手続き・情報公開の実施状況確認 ・環境チェックリストの作成状況 ・EIA, ECC, RAP, IPP の取得・公開状況等 ・FI の場合、金融仲介者等の環境社会配慮確認実施能力の確認状況及びカテゴリ A 相当のサブプロジェクトに対する環境レビュー状況等	● 環境チェックリストの作成状況：作成済み。 ● EIA,ECC,RAP,IPP の取得・公開状況： ・EIA：該当しない。（スコープ変更以前のコンポーネントで IEE が実施されている） ・ECC：済み ・RAP：対象外 ・IPP：対象外 ● 本案件は FI 事業ではない。対象外。
	37	● エンジニアリング・サービス借款実施案件の環境レビュー実績の整理	・ES 借款ではない。対象外。 ●
	38	● エンジニアリング・サービス借款の実施段階における相手国等による環境社会配慮実施状況の確認。	・ES 借款ではない。
	39	● モニタリング結果の受領、公開状況確認	● モニタリング結果の受領

項目、現行ガイドライン条文	整理番号	調査アイテム	調査結果
			<ul style="list-style-type: none"> ・審査時において、Project Progress Report の一部としてモニタリング結果が JICA へ提出される旨合意されている。 ・作成状況：スコープ変更に伴うカテゴリ C への変更により、作成すべき項目が除外されたため、該当しない。 ・受領状況：該当しない。 ● モニタリング結果の公開状況：該当しない。
	40	● 第三者からのモニタリング結果の公開請求への対応状況の確認	● モニタリング結果の公開請求：該当しない
	41	● 環境レビュー結果とモニタリング結果の乖離が確認された場合には、その原因（GL 記載内容が十分であったかを含む GL 自体の問題、解釈の違い、運用能力等）について確認。	● 環境事項における環境レビュー結果とモニタリング結果の乖離：該当しない
	42	● 合意文書に基づき、相手国に対応を求め、貸付実行を停止した事例の整理	・貸付実行は停止されていない。
	43	● プロジェクトの重大な変更が生じた案件の手続きの実施状況の確認	<ul style="list-style-type: none"> ● 重大な変更が生じた案件であるか：該当しない。 ● GA 後に IEE/EIA が改定されたか：対象外 ● IEE/EIA が改定された場合、改定の理由：対象外
3.3 外務省が自ら行う無償資金協力について JICA が行う事前の調査	44	● 外務省に協力の停止を提言した事例の整理	・協力停止は提言されていない。
3.4 開発計画調査型技術協力	45	<ul style="list-style-type: none"> ● カテゴリ分類に応じた各段階での手続きの実施状況確認 ・スクリーニングの実施状況 ・スコーピングの実施状況 ・JICA と相手国等の協議状況 ・合意文書や報告書等の公開状況等 	・開発計画調査型技術協力ではないため該当しない。
	46	● SEA のステークホルダー協議の実施状況確認	・該当しない。
	47	● 開発調査型技術協力終了後に予期せぬ環境社会影響が生じた場合の対応状況確認	・該当しない。

別紙 1～6

項目、現行ガイドライン条文	整理番号	調査アイテム	調査結果
別紙 1 対象プロジェクトに求められる環境社会配慮	48	● 日本・他ドナーにおける環境社会配慮関連の「費用・便益の定量化方法」の取り扱い確認	個別案件に紐づく事項ではないため、本調査の報告書本文に記載。
	49	● 日本・他ドナーにおける「災害の環境影響評価」の取り扱い確認	個別案件に紐づく事項ではないため、本調査の報告書本文に記載。
基本的事項	50	● 計画段階における環境・社会影響の調査・検討状況確認	<ul style="list-style-type: none"> ● 環境：協力準備調査の報告書 3 章に記載有。 ● 社会：対象外
	51	● 影響の回避・最小化のための代替案や緩和策の検討状況確認	有り。
	52	● 検討結果のプロジェクト計画への反映状況確認	検討結果のプロジェクト計画への反映：有
	53	● 環境社会配慮関連費用・便益の定量的評価に努めており、定性的な評価も加えているかの確認	確認しない
	54	● 環境社会配慮関連費用・便益は、プロジェクトの経済的、財政的、制度的、社会的及び技術的分析との密接な調和が図られているかの確認	・該当しない（無償事業については EIRR を計算していないため、詳細な確認はできない）
55	● 環境社会配慮の検討結果につき、代替案や緩和策も含め独立の文書あるいは、他の文書の一部として表されているか	・環境社会配慮の検討結果につき、協力準備調査報告書に記載されている。	

項目、現行ガイドライン条文	整理番号	調査アイテム	調査結果
		の確認	
	56	● 特に影響が大きいプロジェクトについては、環境影響評価報告書が作成されているかの確認	該当しない。
	57	● 特に影響が重大と思われるプロジェクトや、異論が多いプロジェクトについて専門家からなる委員会が設置されたかの確認	該当しない。
対策の検討	58	● 環境管理計画、モニタリング計画など適切なフォローアップの計画や体制、そのための費用及びその調達方法の計画策定状況確認	スコープ変更により、該当しない。
	59	● 上記以外は 2.8 にて確認	2.8 にて確認。
検討する影響スコープ	60	● スコーピングの適切な実施にかかる状況の確認	・ GL の項目が網羅されているスコーピング案が作成されている。
	61	● GHG 排出量の算出・評価の状況の確認	・ 該当しない
	62	● 国際機関、バイドナーの気候変動（GHG 排出）への対応状況の確認	個別案件に紐づく事項ではないため、本調査の報告書本文に記載。
	63	● 「不可分一体の事業」、「派生的・二次的影響」、「累積的影響」の事例整理。	該当しない。
	64	● 世銀、ADB、IFC の「不可分一体の事業」、「派生的・二次的影響」、「累積的影響」への対応状況の整理	個別案件に紐づく事項ではないため、本調査の報告書本文に記載。
法令、基準、計画等との整合性	65	● 「自然保護や文化保護のために特に指定した地域」の事例整理	● 自然保護や文化保護のために特に指定した地域の該当有無：業対象地は及びその周辺に、国立公園等の保護区は存在しない。
	66	● 世銀、ADB、IFC の「自然保護や文化保護のために特に指定した地域」に係る対応状況の整理	個別案件に紐づく事項ではないため、本調査の報告書本文に記載。
	67	● 上記以外は 2.6 にて確認	2.6 にて確認。
社会的合意	68	● ステークホルダー協議（①告知・実施日時、②場所、③方	● 該当しない。

項目、現行ガイドライン条文	整理番号	調査アイテム	調査結果
		法（住民集会、個別インタビュー、言語）、④社会的弱者に対する配慮手法、⑤告知方法、⑥参加者（人数、被影響者に占める割合、所属、性別等）、⑦協議内容(事業サイトの範囲、事業形態、地域住民の持つ問題点、ニーズ等)、⑧参加者からのコメント、⑨実施機関による返答、⑩寄せられたコメントの計画や事業への反映結果、⑪協議の議事録の有無)の確認	
	69	● 外部からの指摘事項が確認された場合には、その原因 (GL 記載内容が十分であったかを含む GL 自体の問題、解釈の違い、運用能力等) について確認	該当しない。
	70	● 社会的弱者に対する配慮事例の整理	<ul style="list-style-type: none"> ● 社会的弱者に対する配慮の有無：有り。 ● ウェストピッカーは、資源化施設において雇用される。 ● 協力準備調査報告書 環境社会配慮調査報告書（ジェリコ最終処分場拡張計画）にて、ウェストピッカー、土地所有者、農家等、脆弱なグループに対する社会管理計画が作成される旨、記載されている。（その後、スコープ変更に伴い該当しない） ●
生態系及び生物相	71	● 「重要な自然生息地」の事例（含む判断根拠、森林以外の地域、生物多様性重要地域の配慮状況、地域コミュニティにもたらす影響や地域コミュニティが自然生息地にもたらす影響、社会環境に与える影響や社会環境が与える影響）の整理	該当しない。
	72	● 「重要な自然生息地における事業実施条件」に基づき事業を実施した事例整理	該当しない。
	73	● 世銀、ADB、IFC の「重要な自然生息地」、「著しい転換・著しい劣化」に係る対応状況の整理	個別案件に紐づく事項ではないため、本調査の報告書本文に記載。
	74	● 違法伐採の有無の確認	該当しない。
非自発的住民移転	75	● 住民移転計画の作成有無・公開状況・協議の有無と内容・協議に際する言語と様式の確認。	<p>以下の項目は該当しない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 住民移転計画の作成： ● 公開状況： ● 協議の有無と内容： ● 協議の使用言語： <p>・本事業は、用地取得及び住民移転を伴わない。</p>
	76	● 非自発的住民移転及び生計手段の喪失は、回避・最小化が検討・実施され、対象者と文書等で合意の上で実効性のある対策が講じられているかの確認。	<ul style="list-style-type: none"> ● 非自発的住民移転及び生計手段の喪失は回避・最小化が検討・実施されたか：対象外。 ● 対象者と文書等で合意をしているか：対象外。 <p>・本事業は住民移転、用地取得、生計手段の喪失を伴わないため、対象外。ただし経済的移転は発生する。</p>
	77	● 環境レビュー段階の想定被影響住民数の確認	対象外。
	78	● モニタリング段階における被影響住民数の確認	対象外。

項目、現行ガイドライン条文	整理番号	調査アイテム	調査結果
	79	● 環境レビュー段階の補償内容（補償のタイミング、再取得価格を含む補償費の算出方法、生計回復策、その他支援内容）の確認。	該当しない。
	80	● 現地調査対象案件については、移転住民が以前の生活水準や収入機会、生産水準において改善又は少なくとも回復できているかの確認。	N/A
	81	● 苦情処理メカニズムの整備状況の確認	該当しない。
先住民族	82	● 先住民族への影響の有無の確認	・本事業地には先住民族は存在しないため、対象外。
	83	● 負の影響の回避・最小化の検討状況確認	・本事業地には先住民族は存在しないため、対象外。
	84	● 先住民族計画の作成・公開状況確認	・本事業地には先住民族は存在しないため、対象外。
	85	● FPIC の実施状況確認	・本事業地には先住民族は存在しないため、対象外。
モニタリング	86	● モニタリング計画の作成状況確認	● カテゴリ変更により、該当しない。
	87	● 上記以外は 3.2 にて確認	3.2 にて確認。
別紙 2 カテゴリ A に必要な環境アセスメント報告書	88	● EIA の承認状況、言語、現地での公開状況及び複製の可否の確認	● EIA の承認状況：対象外。ただし IEE は作成されている。
	89	● EIA において GL に記載の必要な項目が含まれているかの確認	・対象外。
	90	● 大規模住民移転を理由にカテゴリ A と判断された案件における EIA 実施状況の整理	該当しない。
別紙 3 一般に影響を及ぼしやすいセクター・特性、影響を受けやすい地域の例示	91	● 「影響を及ぼしやすいセクター」の妥当性の確認。（配電、上水道、農業等、影響を及ぼしやすい特性や影響を受けやすい地域に該当しない限りそれ自体はカテゴリ分類に影響しないと思われるセクターの影響の重大さの整理。）	・対象外。
別紙 4 スクリーニング様式	92	● （調査アイテム無し）環境 GL が改定された場合は、スクリーニング様式も併せて変更。	・該当せず
別紙 5 チェックリストにおける分類・チェック項目	93	● （調査アイテム無し）環境 GL が改定された場合は、チェックリストも併せて変更。	・該当せず
別紙 6 モニタリングを行う項目	94	● モニタリング項目の妥当性、基準値の記載、工事中・供用時の区分	● カテゴリ変更により、該当しない。
その他			

個別案件シート（JICA 環境社会配慮ガイドラインのレビュー調査結果）

<事業概要>

案件種別/案件種別/LA 調印日	ラオス人民民主共和国 小水力発電計画/無償/
カテゴリ分類及び分類根拠	カテゴリ B 本事業は、「国際協力機構環境社会配慮ガイドライン」（2010 年 4 月公布）に掲げる水力発電、ダム・貯水池セクターのうち大規模なものに該当せず、環境への望ましくない影響は重大でないと判断され、かつ、同ガイドラインに掲げる影響を及ぼしやすい特性及び影響を受けやすい地域に該当しないため。
事業目的	本プロジェクトは当国北部のポンサリ県ニャットウー郡において、小水力発電所を建設し配電線を敷設することにより、再生可能エネルギー利用を促進し、温室効果ガス排出量の削減に寄与するとともに、特に地方部における電化の促進を図り、もって当該国の経済／社会開発の向上に寄与することを目的とする
プロジェクトサイト	ラオス国 ポンサリ県ニャットウー郡
事業概要	小水力発電所（450kW）の建設及び、周辺未電化村への配電線延伸（140km）を行う。 1) 土木工事、調達機器等の内容 ① 機材及び据付：水車、発電機、制御機器、配電設備等 ② 工事：取水堰、取水口、沈砂池、導水路、水槽、発電所基礎・建屋、放水路の建設等 ③ 配電線工事：22kV および400V 配電線、22kV/400V 変圧器の設置等 2) コンサルティング・サービス/ソフトコンポーネントの内容 ① コンサルティング・サービス：設計・施工監理及び入札業務監理・工事（調達）管理 ② ソフトコンポーネント：発電事業の運営管理組織の確立、財務・運営体系の確立、発電所の運転・維持管理体系の確立
実施機関	エネルギー鉱業省（Ministry of Energy and Mines: MEM）、ポンサリ県エネルギー鉱業局（Provincial Department of Energy and Mines: PDEM）
総事業費/概算協力額	総事業費：約 17.78 億円（概算協力額(日本側):約 17.75 億円、ラオス側:約 0.03 億円)

1 基本的事項

項目、現行ガイドライン条文	整理番号	調査アイテム	調査結果
1.1 理念	1	（レビュー調査全体を通じて確認） ● 開発協力大綱等の政府方針、持続可能な開発目標（SDGs）等の国際的援助潮流の整理	個別案件に紐づく事項ではないため、本調査の報告書本文に記載。
1.2 目的			
1.3 定義			
1.4 環境社会配慮の基本方針			

項目、現行ガイドライン条文	整理番号	調査アイテム	調査結果
1.5 JICA の責務	2	(第Ⅱ, Ⅲ章のレビュー調査を通じて確認) ● IFC、ADB 等、他ドナーにおける出資案件における責務について確認	個別案件に紐づく事項ではないため、本調査の報告書本文に記載。
1.6 相手国政府に求める要件	3	(別紙1のレビュー調査を通じて確認)	別紙1を参照。
1.7 対象とする協力事業	4	● 現行GL施行後に増えた協力事業(海外投融資、中小企業支援等)の整理	個別案件に紐づく事項ではないため、本調査の報告書本文に記載。
	5	● 現行GL施行後の業務環境の変化(インフラ輸出の促進、迅速化、国際金融機関との協調融資の増加等)の整理	個別案件に紐づく事項ではないため、本調査の報告書本文に記載。
1.8 緊急時の措置	6	● 「緊急時の措置」の適用実績整理(カテゴリ分類、緊急時の判断基準、助言委員会関与方法、情報公開、モニタリング、フォローアップ措置等)	・該当しない。
1.9 普及	7	● 相手国等に対する説明実績、説明内容の整理	<ul style="list-style-type: none"> ● JICAGLに関する説明実績：審査時に説明。 ● JICAGLに関する説明内容：JICAGLの遵守、ECC取得、環境チェックリストの作成、モニタリングフォームの作成、円滑な実施のための環境配慮費用の確保。 ● JICAGLに関する研修実績：無
1.10 環境社会配慮助言委員会	8	(第Ⅱ章2.7「環境社会配慮助言委員会による助言」のレビュー調査を通じて確認)	第Ⅱ章2.7「環境社会配慮助言委員会による助言」を参照。

2 環境社会配慮のプロセス

項目、現行ガイドライン条文	整理番号	調査アイテム	調査結果
2.1 情報の公開	9	● JICAによる情報公開(カテゴリ分類、最終報告書、環境社会配慮文書、環境レビュー結果、モニタリング結果)状況確認	<ul style="list-style-type: none"> ● カテゴリ分類の情報公開：公開あり協力準備調査 最終報告書の情報公開：公開あり ● 環境社会配慮文書(EIA・RAP・IPPなど)の情報公開：有。IPPは該当しない。 ● 環境レビュー結果(=事前評価表)の情報公開状況：公開あり ● モニタリング結果の情報公開： <ul style="list-style-type: none"> ・合意状況：環境・社会モニタリング結果とも公開について合意。 ・公開状況：公開あり

項目、現行ガイドライン条文	整理番号	調査アイテム	調査結果
	10	● 相手国等による情報公開（環境社会配慮文書、モニタリング結果）状況（公開場所、公開時期、言語等）	環境社会配慮文書： 相手国での公開に関する合意なし。 ● 環境モニタリング、社会モニタリング： 相手国での公開に関する合意なし。
	11	● JICA から相手国等に対する情報公開の働きかけの状況確認	・協力準備調査実施時に相手国等に対して情報公開を促している。
	12	● 第三者からの情報提供の求めの有無と対応状況確認	・なし
	13	● 情報開示が禁じられる情報についての対応状況確認	● JICA における情報公開については、全て相手国の了承を得ている。
2.2 カテゴリ分類	14	● カテゴリ分類結果、根拠の整理	● カテゴリ分類結果：カテゴリ B ● カテゴリ分類の根拠： 本事業は水力発電セクターのうち大規模なものに該当しない。事業対象地は国立公園等の影響を受けやすい地域またはその周辺に該当せず、大規模な住民移転等の影響を及ぼしやすい特性を有しない。
	15	● カテゴリ分類の変更の有無と有の場合の根拠の整理	● カテゴリ分類の変更：無
	16	● カテゴリ分類の妥当性について外部より指摘を受けた案件の分類結果の妥当性の確認	・外部からの指摘は確認されなかった。
	17	● スクリーニング様式の提出状況	・スクリーニング様式の提出：当該様式の提出は確認できないが、実施機関等から徴求した相応の情報に基づきスクリーニングを実施
2.3 環境社会配慮の項目	18	(別紙1のレビュー調査を通じて確認)	別紙1を参照。
2.4 現地ステークホルダーとの協議	19	● JICA と相手国等による協議状況確認	・済
	20	● 上記以外は別紙1「社会的合意」のレビュー調査を通じて確認	別紙1「社会的合意」を参照。
2.5 社会環境と人権への配慮	21	● 権利が制限されている地域における協力事業での情報公開や現地ステークホルダーとの協議の際の配慮状況の確認	権利が制限されている地域の該当状況：該当しない。

項目、現行ガイドライン条文	整理番号	調査アイテム	調査結果
	22	● 社会的弱者に対する人権配慮の有・内容確認	別紙1「社会的合意」を参照。
2.6 参照する法令と基準	23	● 相手国の国内法遵守の有無 ● 世銀 SGP やその他国際基準との乖離の有無	● 相手国の国内法遵守の有無 ・ EIA・IEE の承認有無：有。 ・ 国内法に基づいた RAP 作成有無：国内法と国際基準に基づき RAP が作成されている。
	24		● 世銀 SGP やその他国際基準との乖離の有無：無 ・ 大気、水質、土壌、騒音、振動、悪臭、廃棄物の関連環境基準が確認されている。ベンチマークとして国際基準が参照されている。 - 大気質：WHO - 水質：pH (EU 基準)、SS、DO (日本基準) - 騒音：WHO
	25	● 世銀のセーフガード政策から Environmental and Social Framework (ESF) への変更点の整理	個別案件に紐づく事項ではないため、本調査の報告書本文に記載。
	26	● 世銀 ESF と現行 GL の相違点	個別案件に紐づく事項ではないため、本調査の報告書本文に記載。
	27	● ADB、IFC のセーフガード政策で参照できる基準やグッドプラクティス等の整理	個別案件に紐づく事項ではないため、本調査の報告書本文に記載。
2.7 環境社会配慮助言委員会による助言	28	● 助言委員会の開催実績整理 (運営改善の取り組み含め情報整理、情報公開状況含む)	・ 該当しない。
	29	● 環境レビュー時の助言対応状況確認	・ 該当しない。
2.8 JICA の意思決定	30	● 合意文書における合意状況確認	・ 合意文書締結済み。
	31	● 合意文書に基づき、協力事業を中止した事例の整理	・ 該当しない。
2.9 ガイドラインの適切な実施と遵守の確保	32	● 別途、「異議申立手続き」の見直し作業を通じて対応	・ 該当しない
2.10 ガイドラインの適用と見直し	33	N/A	・ 該当しない

3 環境社会配慮の手続き

項目、現行ガイドライン条文	整理番号	調査アイテム	調査結果
3.1 協力準備調査	34	● 「プロジェクトを実施しない案」を含む代替案検討の事例整理	プロジェクトを実施しない案も含めて、代替案検討が行われた。結果として、水田や農作物への影響の緩和、土地改変規模の縮小を考慮した案が採用された。
	35	● 協力準備調査の各種手続きの実施状況確認（スコーピング、EIA等調査、情報公開、ステークホルダー協議等）	<ul style="list-style-type: none"> ● スコーピング：実施済 ● EIA等調査：IEE実施済 ● 情報公開：2.1「情報の公開」を参照。 ● ステークホルダー協議等：別紙1「社会的合意」を参照。
3.2 有償資金協力、無償資金協力、技術協力プロジェクト	36	<ul style="list-style-type: none"> ● カテゴリ分類に応じた環境レビューに係る手続き・情報公開の実施状況確認 <ul style="list-style-type: none"> ・環境チェックリストの作成状況 ・EIA, ECC, RAP, IPPの取得・公開状況等 ・FIの場合、金融仲介者等の環境社会配慮確認実施能力の確認状況及びカテゴリA相当のサブプロジェクトに対する環境レビュー状況 等 	<ul style="list-style-type: none"> ● 環境チェックリストの作成状況：作成済。 ● EIA, ECC, RAP, IPPの取得・公開状況 <ul style="list-style-type: none"> ・EIA：IEE有。 ・ECC：有 ・RAP：RAP有。 ・IPP：対象外
	37	● エンジニアリング・サービス借款実施案件の環境レビュー実績の整理	対象外
	38	● エンジニアリング・サービス借款の実施段階における相手国等による環境社会配慮実施状況の確認。	対象外
	39	● モニタリング結果の受領、公開状況確認	<ul style="list-style-type: none"> ● モニタリング結果の受領 <ul style="list-style-type: none"> ・審査時の合意：合意済 ・作成状況：作成されている。 ・受領状況：受領している。 ・モニタリング結果の公開状況：有

項目、現行ガイドライン条文	整理番号	調査アイテム	調査結果
	40	<ul style="list-style-type: none"> ● 第三者からのモニタリング結果の公開請求への対応状況の確認 	<ul style="list-style-type: none"> ● モニタリング結果の公開請求：なし
	41	<ul style="list-style-type: none"> ● 環境レビュー結果とモニタリング結果の乖離が確認された場合には、その原因（GL 記載内容が十分であったかを含む GL 自体の問題、解釈の違い、運用能力等）について確認。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 環境事項における環境レビュー結果とモニタリング結果の乖離：なし ● 社会事項における環境レビュー結果とモニタリング結果の乖離：なし。
	42	<ul style="list-style-type: none"> ● 合意文書に基づき、相手国に対応を求め、貸付実行を停止した事例の整理 	支援は停止されていない。
	43	<ul style="list-style-type: none"> ● プロジェクトの重大な変更が生じた案件の手続きの実施状況の確認 	<ul style="list-style-type: none"> ● 重大な変更が生じた案件であるか：該当しない。 ● ローンアグリーメント後に IEE/EIA が改定されたか：該当しない。 ● IEE/EIA が改定された場合、改定の理由：該当しない。
3.3 外務省が自ら行う無償資金協力について JICA が行う事前の調査	44	<ul style="list-style-type: none"> ● 外務省に協力の停止を提言した事例の整理 	協力停止は提言されていない。
3.4 開発計画調査型技術協力	45	<ul style="list-style-type: none"> ● カテゴリ分類に応じた各段階での手続きの実施状況確認 <ul style="list-style-type: none"> ・スクリーニングの実施状況 ・スコーピングの実施状況 ・JICA と相手国等の協議状況 ・合意文書や報告書等の公開状況等 	開発計画調査型技術協力ではないため該当しない。
	46	<ul style="list-style-type: none"> ● SEA のステークホルダー協議の実施状況確認 	該当しない。
	47	<ul style="list-style-type: none"> ● 開発調査型技術協力終了後に予期せぬ環境社会影響が生じた場合の対応状況確認 	該当しない。

別紙1～6

項目、現行ガイドライン条文	整理番号	調査アイテム	調査結果
別紙1 対象プロジェクトに求められる環境社会配慮	48	● 日本・他ドナーにおける環境社会配慮関連の「費用・便益の定量化方法」の取り扱い確認	個別案件に紐づく事項ではないため、本調査の報告書本文に記載。
	49	● 日本・他ドナーにおける「災害の環境影響評価」の取り扱い確認	個別案件に紐づく事項ではないため、本調査の報告書本文に記載。
基本的事項	50	● 計画段階における環境・社会影響の調査・検討状況確認	<ul style="list-style-type: none"> ● 環境：IEEが作成されている。 ● 社会：RAPが作成されている。
	51	● 影響の回避・最小化のための代替案や緩和策の検討状況確認	影響の回避・最小化のための代替案や緩和策の検討：有。
	52	● 検討結果のプロジェクト計画への反映状況確認	検討結果のプロジェクト計画への反映：有。協力準備調査報告で確認。
	53	● 環境社会配慮関連費用・便益の定量的評価に努めており、定性的な評価も加えているかの確認	<ul style="list-style-type: none"> ● 環境： <ul style="list-style-type: none"> ・定量的な評価：環境管理・モニタリング費用が計上されている。環境の便益の定性的な記載は確認できない。 ・定性的な評価：再生可能エネルギーの導入促進、電力輸入量の削減が含まれている。 ● 社会： <ul style="list-style-type: none"> ・定量的な評価：用地取得に係る費用が本体事業費用の中に計上されている ・定性的な評価：電力供給力の強化、地方電化の促進、地方における経済開発／生計向上への貢献。
	54	● 環境社会配慮関連費用・便益は、プロジェクトの経済的、財政的、制度的、社会的及び技術的分析との密接な調和が図られているかの確認	該当しない（無償事業においては、EIRRの計算を行っていないため詳細の分析を実施していない。）
	55	● 環境社会配慮の検討結果につき、代替案や緩和策も含め独立の文書あるいは、他の文書の一部として表されているかの確認	環境社会配慮の検討結果につき、代替案や緩和策も含めIEE報告書としてまとめられている。
	56	● 特に影響が大きいプロジェクトについては、環境影響評価報告書が作成されているかの確認	カテゴリBであり、該当しない。
57	● 特に影響が重大と思われるプロジェクトや、異論が多いプロジェクトについて専門家からなる委員会が設置されたかの確認	特になし。	

項目、現行ガイドライン条文	整理番号	調査アイテム	調査結果
対策の検討	58	<ul style="list-style-type: none"> ● 環境管理計画、モニタリング計画など適切なフォローアップの計画や体制、そのための費用及びその調達方法の計画策定状況確認 	<ul style="list-style-type: none"> ・ IEE に環境管理計画、モニタリング計画が作成されている。 ● 環境管理計画、モニタリング計画 <ul style="list-style-type: none"> ・ 実施体制：環境管理計画の実施機関として、環境保護法に基づき、県レベルの、“環境・社会モニタリング機構”（Environmental and Social Monitoring Unit: ESMU）が設置され、モニターと監視をする。環境管理計画を実施するのは請負業者である。 ・ 費用：緩和策事業とモニタリング費用が計上されている。 ・ 調達方法：各項目の担当組織及び関連費用が検討されている。 ● モニタリング計画 <ul style="list-style-type: none"> ・ 実施体制：工事中は請負業者、供用時は ESMU が責任期間となる。 ・ 費用：工事中は、通常の事業として実施するので計上せず、供用時の費用が計上されている。 ・ 調達方法：各項目の担当組織及び関連費用が検討されている。
	59	<ul style="list-style-type: none"> ● 上記以外は 2.8 にて確認 	2.8 にて確認。
検討する影響スコープ	60	<ul style="list-style-type: none"> ● スコーピングの適切な実施にかかる状況の確認 	・ GL の項目が網羅されているスコーピング案が協力準備調査報告書で作成されている。
	61	<ul style="list-style-type: none"> ● GHG 排出量の算出・評価の状況の確認 	二酸化炭素の削減量が算定されている。
	62	<ul style="list-style-type: none"> ● 国際機関、バイドナーの気候変動（GHG 排出）への対応状況の確認 	個別案件に紐づく事項ではないため、本調査の報告書本文に記載。
	63	<ul style="list-style-type: none"> ● 「不可分一体の事業」、「派生的・二次的影響」、「累積的影響」の事例整理。 	該当しない。
	64	<ul style="list-style-type: none"> ● 世銀、ADB、IFC の「不可分一体の事業」、「派生的・二次的影響」、「累積的影響」への対応状況の整理 	個別案件に紐づく事項ではないため、本調査の報告書本文に記載。
法令、基準、計画等との整合性	65	<ul style="list-style-type: none"> ● 「自然保護や文化保護のために特に指定した地域」の事例整理 	自然保護や文化保護のために特に指定した地域の該当有無：業対象地は及びその周辺に、国立公園等の保護区は存在しない。

項目、現行ガイドライン条文	整理番号	調査アイテム	調査結果
	66	<ul style="list-style-type: none"> ● 世銀、ADB、IFC の「自然保護や文化保護のために特に指定した地域」に係る対応状況の整理 	個別案件に紐づく事項ではないため、本調査の報告書本文に記載。
	67	<ul style="list-style-type: none"> ● 上記以外は 2.6 にて確認 	2.6 にて確認。
社会的合意	68	<ul style="list-style-type: none"> ● ステークホルダー協議 (①告知・実施日時、②場所、③方法 (住民集会、個別インタビュー、言語)、④社会的弱者に対する配慮手法、⑤告知方法、⑥参加者 (人数、被影響者に占める割合、所属、性別等)、⑦協議内容 (事業サイトの範囲、事業形態、地域住民の持つ問題点、ニーズ等)、⑧参加者からのコメント、⑨実施機関による返答、⑩寄せられたコメントの計画や事業への反映結果、⑪協議の議事録の有無) の確認 	<p>IEE について：</p> <p>① 告知日：記録なし</p> <p>開催日：</p> <p>第一回ステークホルダーミーティング： 2012 年 9 月 11 日に開催</p> <p>第二回ステークホルダーミーティング： 2012 年 12 月 18 日に開催</p> <p>② 記録なし</p> <p>③ 方法：住民集会、ラオス語</p> <p>④ 社会的弱者に対する配慮手法：記録なし</p> <p>⑤ 告知方法：記録なし</p> <p>⑥ 参加者、人数：以下のとおり。</p> <p>・第 1 回ステークホルダーの参加者は、ニャットウー郡ガバナー以下郡関係機関代表者を中心とし、地元村からの代表者も参加した。県政府からは PDEM および EdL、中央政府からは MEM/IREP が参加し、参加者合計は 31 名であった。</p> <p>・会議への参加者は、ニャットウー郡ガバナー以下郡関係機関代表者を中心とし、地元村からの代表者も参加した。県からは PDEM および EdL、中央政府からは MEM/IREP が参加し、参加者合計は 32 名であった。</p> <p>⑦協議内容：以下のとおり。</p> <p>・スコーピング段階および DFR 段階の SHM において、ステークホルダーへの説明が以下の通り行われた。</p> <p>[スコーピング段階]</p>

項目、現行ガイドライン条文	整理番号	調査アイテム	調査結果
			<p>- プロジェクトの概要、IEE のスコーピング、今後のスケジュール等</p> <p>[DFR 段階]</p> <p>- プロジェクトの概要、IEE の結果</p> <p>・スコーピング段階および DFR 段階の SHM において、ステークホルダーからの情報提供や意見交換が行われた。</p> <p>⑧参加者からのコメント、⑨実施機関による回答</p> <p>[スコーピング段階]</p> <p>- この地域の地質特性から、雨期には道路や河岸沿いに地滑りが発生する。これがナム・ウー川の堆砂や河川の濁りの原因となっている。このプロジェクトへの影響はないか？（住民）</p> <p>→実施機関の回答：上流域の開墾地でサトウキビ畑への転換が促進されており、これが土砂崩壊・河川の濁りの原因の一つとなっている。これらを規制していく（議長発言要旨）</p> <p>- プロジェクトにより、上流の水田などの洪水被害が増えることはないか？（住民）</p> <p>→影響を極力抑えるよう計画する。</p> <p>-プロジェクトがなかった過去においても、自然災害として洪水被害が生じているが、今後の洪水被害がプロジェクトのせいにされることはないか？（住民）</p> <p>→どのような影響が出るか、設計の段階に確認する。</p> <p>[DFR 段階]</p> <p>- 建設業者は、建設に際して、周辺環境への負荷を低減する努力をすること。また、プロジェクト区域内の洪水を排水する施設建設に要する資金を確保すること（郡公共事業局）。</p> <p>→実施機関の回答：周辺環境への負荷を低減する努力に関しては、了承。洪水の排水が必要となる事案は生じないと思うが、万が一、具体的な事案が発生した場合は、県・郡で検討する。</p> <p>⑩コメントの反映</p> <p>・IEE レベル及び2回のステークホルダーのコメントが環境管理計画に反映され、把握・提案された環境への</p>

項目、現行ガイドライン条文	整理番号	調査アイテム	調査結果
			<p>インパクトと緩和策及び被影響住民に対する対処方針に関して、それぞれの事業内容・事案の実施体制/責任主体・実施予算額・実施期間（モニタリングを含む）、ならびに本プロジェクト実施に伴って発生した場合の苦情処理システム等を含む具体的な取り組み内容を示した環境管理計画が作成された。</p> <p>⑪議事録は協力準備調査報告書に添付されている。</p> <p>RAPについて：上記と同時に開催。</p> <p>・ステークホルダー分析に関する記載は確認できない。</p>
	69	<ul style="list-style-type: none"> ● 外部からの指摘事項が確認された場合には、その原因（GL記載内容が十分であったかを含むGL自体の問題、解釈の違い、運用能力等）について確認 	なし
	70	<ul style="list-style-type: none"> ● 社会的弱者に対する配慮事例の整理 	社会的弱者に対する配慮の有無：ラオス国内法上、女性や子ども、貧困層等の社会的弱者に配慮を行うことが規定されているが、本事業の詳細に関する記録はない。
生態系及び生物相	71	<ul style="list-style-type: none"> ● 「重要な自然生息地」の事例（含む判断根拠、森林以外の地域、生物多様性重要地域の配慮状況、地域コミュニティにもたらす影響や地域コミュニティが自然生息地にもたらす影響、社会環境に与える影響や社会環境が与える影響）の整理 	保護区、重要な自然生息地または重要な森林へ該当しない。
	72	<ul style="list-style-type: none"> ● 「重要な自然生息地における事業実施条件」に基づき事業を実施した事例整理 	重要な自然生息地または重要な森林に該当しないため、対象外。
	73	<ul style="list-style-type: none"> ● 世銀、ADB、IFCの「重要な自然生息地」、「著しい転換・著しい劣化」に係る対応状況の整理 	個別案件に紐づく事項ではないため、本調査の報告書本文に記載。
	74	<ul style="list-style-type: none"> ● 違法伐採の有無の確認 	なし
非自発的住民移転	75	<ul style="list-style-type: none"> ● 住民移転計画の作成有無・公開状況・協議の有無と内容・協議に際する言語と様式の確認。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 住民移転計画の作成：作成されている（用地取得のみ） ● 公開状況：2.1「情報の公開」を通じて確認。 ● 協議の有無と内容： <p>・現地ステークホルダー協議では、用地取得、収穫物に対する補償方針や補償時期についての説明がなされて</p>

項目、現行ガイドライン条文	整理番号	調査アイテム	調査結果
			<p>いる。住民からはトウモロコシ耕作地に対する補償の要望があげられ、実施機関との間で調整・検討がなされた。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 協議の使用言語：確認できない。要確認
	76	<ul style="list-style-type: none"> ● 非自発的住民移転及び生計手段の喪失は、回避・最小化が検討・実施され、対象者と文書等で合意の上で実効性のある対策が講じられているかの確認。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 非自発的住民移転及び生計手段の喪失は回避・最小化が検討・実施されたか： ・RAPの1.4 Measures to Minimize Impactsでは、影響の最小化のために、プロジェクト位置の代替案の検討実施、取水堰・他のコンポーネントの工事は乾季に行うことを検討している。 <p>対象者と文書等で合意をしているか：有</p>
	77	<ul style="list-style-type: none"> ● 環境レビュー段階の想定被影響住民数の確認 	1世帯
	78	<ul style="list-style-type: none"> ● モニタリング段階における被影響住民数の確認 	変更なし
	79	<ul style="list-style-type: none"> ● 環境レビュー段階の補償内容（補償のタイミング、再取得価格を含む補償費の算出方法、生計回復策、その他支援内容）の確認。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 補償のタイミング：工事開始前。 ● 土地の再取得価格での補償方針の有無：有 ● 再取得価格を含む補償費の算出方法： <p>補償金額の査定は、天然資源環境省大臣令「開発プロジェクトに伴って影響を被る者に対する補償及び移転に関するガイドライン」（Technical Guidelines on Compensation & Resettlement）に基づき、計算されている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 生計回復策の内容：該当しない。
	80	<ul style="list-style-type: none"> ● 現地調査対象案件については、移転住民が以前の生活水準や収入機会、生産水準において改善又は少なくとも回復できているかの確認。 	・該当しない。
	81	<ul style="list-style-type: none"> ● 苦情処理メカニズムの整備状況の確認 	<ul style="list-style-type: none"> ● 苦情処理メカニズムの計画： ・苦情処理メカニズムが下記の通り計画されている。 <p>- 内閣府政令(192/PM-2005)「開発プロジェクトに伴って影響を被る者に対する補償及び移転に関する政令」に基づき、プロジェクト・オーナーである、ポンサリ県 PDEM は、苦情処理委員会(Grievance Resolution</p>

項目、現行ガイドライン条文	整理番号	調査アイテム	調査結果
			<p>Commi-GRC)を設置する(第 13 条)。</p> <p>- その具体的な設置手続き・業務内容は、天然資源環境省大臣令(第 31 条)、及び同ガイドライン で詳細に規定され、ポンサリ県 PDEM は、同政令に基づき以下の手続き、業務を実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本プロジェクトで発生する苦情の全てにおいて責任者としてその処理にあたる(郡、県、司法レベルでの処理も包括する)(第 31 条第 1 項)。 ・被影響住民からの文書で提出された苦情は、全て文書化し保存する(第 31 条第 2 項)。 ・ポンサリ県 PDEM は、プロジェクトの承認と同時に、被影響住民からの苦情を処理する機関としての GRC の設置を政府機関に正式に要請する(第 31 条第 3 項)。 ・GRC の委員として、郡代表者、関連村の村代表者、被影響者の代表、村の関連機関の長老、ポンサリ県 PDEM の責任者を選任する(第 31 条第 4 項)。 <p>- また、同法には、以下の手続きについても明記されている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・被影響住民からの苦情は、ポンサリ県 PDEM が、プロジェクトレベルでの解決に努力をする。しかし、未解決の場合は、苦情申し立てを行った 15 日後に、被影響住民は、GRC に申し立てを行う。 ・GRC に申し立て後、15 日が経過しても未解決の場合は、プロジェクト実施責任体の本部、及び天然資源環境省に回送される。 ・プロジェクト実施責任主体の MEM、及び天然資源環境省に回送されて、20 日間が経過しても、未解決の場合は、司法当局に回送される。 <ul style="list-style-type: none"> ● 計画された苦情処理メカニズムの整備状況：計画通り <p>苦情の有無：苦情は確認されていない。</p>
先住民族	82	● 先住民族への影響の有無の確認	・本事業地には先住民族への影響は想定されないため、対象外。
	83	● 負の影響の回避・最小化の検討状況確認	・本事業地には先住民族への影響は想定されないため、対象外。
	84	● 先住民族計画の作成・公開状況確認	・本事業地には先住民族への影響は想定されないため、対象外。
	85	● FPIC の実施状況確認	・本事業地には先住民族への影響は想定されないため、対象外。
モニタリング	86	● モニタリング計画の作成状況確認	<ul style="list-style-type: none"> ● 環境モニタリング計画： <ul style="list-style-type: none"> ・モニタリング計画が作成されている。 ● 移転(RAP)モニタリング計画：RAP で計画されている。
	87	● 上記以外は 3.2 にて確認	3.2 にて確認。

項目、現行ガイドライン条文	整理番号	調査アイテム	調査結果
別紙2 カテゴリ Aに必要な環境アセスメント報告書	88	● EIA の承認状況、言語、現地での公開状況及び複製の可否の確認	<ul style="list-style-type: none"> ● EIA の承認状況：該当しない (EIA 対象外。IEE・ECC 有) ● 言語：対象外 ● 現地での公開状況：対象外
	89	● EIA において GL に記載の必要な項目が含まれているかの確認	・対象外
	90	● 大規模住民移転を理由にカテゴリ A と判断された案件における EIA 実施状況の整理	・本事業は、カテゴリ B のため、対象外。
別紙3 一般に影響を及ぼしやすいセクター・特性、影響を受けやすい地域の例示	91	● 「影響を及ぼしやすいセクター」の妥当性の確認。(配電、上水道、農業等、影響を及ぼしやすい特性や影響を受けやすい地域に該当しない限りそれ自体はカテゴリ分類に影響しないと思われるセクターの影響の重大さの整理。)	該当しない。
別紙4 スクリーニング様式	92	● (調査アイテム無し) 環境 GL が改定された場合は、スクリーニング様式も併せて変更。	N/A
別紙5 チェックリストにおける分類・チェック項目	93	● (調査アイテム無し) 環境 GL が改定された場合は、チェックリストも併せて変更。	N/A
別紙6 モニタリングを行う項目	94	● モニタリング項目の妥当性、基準値の記載、工事中・供用時の区分	<p>モニタリングフォームに以下の記述が確認された。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● モニタリング項目：大気、水質、廃棄物、騒音・振動、生態系、生計 ● 基準値の記載 (計画) : <ul style="list-style-type: none"> ・参照基準：審査時合意文書に添付されているモニタリングフォーム (工事段階用) では、大気・騒音の WHO 基準値が記載されている。水質の基準は参照されていない。 ● モニタリング頻度：記載なし。 ● 生計回復策の計画と実績の乖離 (モニタリング頻度含む) : 該当しない。 ● 工事中・供用時の区分：区分されている。
その他			

個別案件シート（JICA 環境社会配慮ガイドラインのレビュー調査結果）

<事業概要>

案件名/案件種別/有償契約 調印日	コロネル・オビエド市給水システム改善計画/無償/2014/9/22
カテゴリ分類及び分類根拠	カテゴリ B 「国際協力機構環境社会配慮ガイドライン」(2010年4月公布)に掲げる影響を及ぼしやすいセクター・特性及び影響を受けやすい地域に該当せず、環境への望ましくない影響は重大でないと判断されるため。
事業目的	本事業はコロネル・オビエド市において、同市の需要に適した浄水場、送水管等の水道施設を整備することにより、同市の住民に対する安全かつ安定した水供給を図り、もって生活環境向上に寄与することを目的とする。
プロジェクトサイト	パラグアイ国 カグアス県コロネル・オビエド市（給水対象地）（裨益人口 15,000 人） グアイラ県ジャタイトゥ市テビクアルミ（浄水場建設予定地）
事業概要	1) 土木工事、調達機器等の内容：取水施設、導水管、浄水場（12,300m ³ /日）の新設、送水管の敷設 2) コンサルティング・サービス/ソフトコンポーネントの内容：詳細設計・入札支援業務/急速濾過浄水場の運転・管理技術、機器保全技術、環境社会配慮などに係るソフトコンポーネントの実施を想定
総事業費/概算協力額	総事業費 21.14 億円（概算協力額（日本側）：18.22 億円、パラグアイ国側：2.92 億円）

I. 基本的事項

項目、現行ガイドライン条文	整理番号	調査アイテム	調査結果
1.1 理念	1	（レビュー調査全体を通じて確認） ● 開発協力大綱等の政府方針、持続可能な開発目標（SDGs）等の国際的援助潮流の整理	個別案件に紐づく事項ではないため、本調査の報告書本文に記載。
1.2 目的			
1.3 定義			
1.4 環境社会配慮の基本方針			
1.5 JICA の責務	2	（第Ⅱ，Ⅲ章のレビュー調査を通じて確認） ● IFC、ADB 等、他ドナーにおける出資案件における責務について確認	個別案件に紐づく事項ではないため、本調査の報告書本文に記載。
1.6 相手国政府に求める要件	3	（別紙1のレビュー調査を通じて確認）	別紙1を参照。
1.7 対象とする協力事業	4	● 現行 GL 施行後に増えた協力事業（海外投融资、中小企業支援等）の整理	個別案件に紐づく事項ではないため、本調査の報告書本文に記載。
	5	● 現行 GL 施行後の業務環境の変化（インフラ輸出の促進、迅速化、国際金融機関との協調融資の増加等）の整理	個別案件に紐づく事項ではないため、本調査の報告書本文に記載。
1.8 緊急時の措置	6	● 「緊急時の措置」の適用実績整理（カテゴリ分類、緊急時の判断基準、助言委員会関与方法、情報公開、モニタリング、フォローアップ措置等）	・該当しない。
1.9 普及	7	● 相手国等に対する説明実績、説明内容の整理	● JICAGL に関する説明実績：審査時の合意に含まれている。 ● JICAGL に関する説明内容：JICAGL の遵守、適切な環境社会配慮の実施、モニタリング、情報公開につき説明。 ● JICAGL に関する研修実績：無
1.10 環境社会配慮助言委員会	8	（第Ⅱ章 2.7「環境社会配慮助言委員会による助言」のレビュー調査を通じて確認）	第Ⅱ章 2.7「環境社会配慮助言委員会による助言」を参照。

II. 環境社会配慮のプロセス

項目、現行ガイドライン条文	整理番号	調査アイテム	調査結果
2.1 情報の公開	9	● JICA による情報公開（カテゴリ分類、最終報告書、環境社会配慮文書、環境レビュー結果、モニタリング結果）状況確認	<ul style="list-style-type: none"> ● カテゴリ分類の情報公開：公開あり ● 協力準備調査 最終報告書の情報公開：公開あり ● 環境社会配慮文書（EIA・RAP・IPP など）の情報公開：環境レビュー時点で公開が必要な文書なし。RAP 及び IPP は該当しない。 ● 環境レビュー結果（＝事前評価表）の情報公開状況：公開あり ● モニタリング結果の情報公開： <ul style="list-style-type: none"> ・合意状況：合意無 ・公開状況：公開について合意がないため、該当しない
	10	● 相手国等による情報公開（環境社会配慮文書、モニタリング結果）状況（公開場所、公開時期、言語等）	相手国での公開の合意がないため、該当しない
	11	● JICA から相手国等に対する情報公開の働きかけの状況確認	協力準備調査時に G L 上の情報公開についても説明を行っている
	12	● 第三者からの情報提供の求めの有無と対応状況確認	無
	13	● 情報開示が禁じられる情報についての対応状況確認	● JICA における公開情報については全て相手国の了承を得ている。
2.2 カテゴリ分類	14	● カテゴリ分類結果、根拠の整理	<ul style="list-style-type: none"> ● カテゴリ分類結果：カテゴリ B ● カテゴリ分類の根拠： <ul style="list-style-type: none"> ● 本事業は上水道セクターのうち大規模なものに該当しない。事業対象地域は国立公園等の影響を受けやすい地域及びその周辺に該当せず、大規模な非自発的住民移転等の影響を及ぼしやすい特性を有しない。
	15	● カテゴリ分類の変更の有無と有の場合の根拠の整理	<ul style="list-style-type: none"> ● カテゴリ分類の変更：無
	16	● カテゴリ分類の妥当性について外部より指摘を受けた案件の分類結果の妥当性の確認	無
	17	● スクリーニング様式の提出状況	・スクリーニング様式の提出：当該様式の提出は確認できないが、実施機関等から徴求した対応の情報に基づきスクリーニングを実施。
2.3 環境社会配慮の項目	18	(別紙 1 のレビュー調査を通じて確認)	別紙 1 を参照。
2.4 現地ステークホルダーとの協議	19	● JICA と相手国等による協議状況確認	・ GA 結時に協議を実施している。
	20	● 上記以外は別紙 1 「社会的合意」のレビュー調査を通じて確認	別紙 1 「社会的合意」を参照。
2.5 社会環境と人権への配慮	21	● 権利が制限されている地域における協力事業での情報公開や現地ステークホルダーとの協議の際の配慮状況の確認	該当しない
	22	● 社会的弱者に対する人権配慮の有・内容確認	別紙 1 「社会的合意」を参照。

項目、現行ガイドライン条文	整理番号	調査アイテム	調査結果
2.6 参照する法令と基準	23	<ul style="list-style-type: none"> ● 相手国の国内法遵守の有無 ● 世銀 SGP やその他国際基準との乖離の有無 	<ul style="list-style-type: none"> ● 相手国の国内法遵守の有無 ● EIA・IEE の承認有無：EIA の承認有 ● 国内法に基づいた RAP 作成有無：該当なし ● 世銀 SGP やその他国際基準との乖離の有無：無 ● 現地国では騒音に関する国内基準がないため WHO が推奨する騒音基準を参照している。
	24		
	25	● 世銀のセーフガード政策から Environmental and Social Framework (ESF) への変更点の整理	個別案件に紐づく事項ではないため、本調査の報告書本文に記載。
	26	● 世銀 ESF と現行 GL の相違点	個別案件に紐づく事項ではないため、本調査の報告書本文に記載。
	27	● ADB、IFC のセーフガード政策で参照できる基準やグットプラクティス等の整理	個別案件に紐づく事項ではないため、本調査の報告書本文に記載。
2.7 環境社会配慮助言委員会による助言	28	● 助言委員会の開催実績整理（運営改善の取り組み含め情報整理、情報公開状況含む）	該当しない
	29	● 環境レビュー時の助言対応状況確認	該当しない。
2.8 JICA の意思決定	30	● 合意文書における合意状況確認	合意文書締結済み
	31	● 合意文書に基づき、協力事業を中止した事例の整理	該当しない。
2.9 ガイドラインの適切な実施と遵守の確保	32	● 別途、「異議申立手続き」の見直し作業を通じて対応	該当しない。
2.10 ガイドラインの適用と見直し	33	・ 該当しない。	該当しない。

III. 環境社会配慮の手続き

項目、現行ガイドライン条文	整理番号	調査アイテム	調査結果
3.1 協力準備調査	34	● 「プロジェクトを実施しない案」を含む代替案検討の事例整理	環境社会配慮の観点からは検討されていない
	35	● 協力準備調査の各種手続きの実施状況確認（スコーピング、EIA 等調査、情報公開、ステークホルダー協議等）	<ul style="list-style-type: none"> ● スコーピング：実施済 ● EIA 等調査：協力準備調査で環境社会配慮調査が実施されている。 ● 情報公開：2.1「情報の公開」を参照。 ● ステークホルダー協議等：別紙 1「社会的合意」を参照。
3.2 有償資金協力、無償資金協力、技術協力プロジェクト	36	<ul style="list-style-type: none"> ● カテゴリ分類に応じた環境レビューに係る手続き・情報公開の実施状況確認 <ul style="list-style-type: none"> ・ 環境チェックリストの作成状況 ・ EIA, ECC, RAP, IPP の取得・公開状況等 ・ FI の場合、金融仲介者等の環境社会配慮確認実施能力の確認状況及びカテゴリ A 相当のサブプロジェクトに対する環境レビュー状況等 	<ul style="list-style-type: none"> ● 環境チェックリストの作成状況：EIA 報告書（ドラフト）にて確認。 ● EIA, ECC, RAP, IPP の取得・公開状況 <ul style="list-style-type: none"> ・ EIA：承認済み ・ ECC：取得 ・ RAP：対象外 ・ IPP：対象外
	37	● エンジニアリング・サービス借款実施案件の環境レビュー実績の整理	ES 借款ではない。
	38	● エンジニアリング・サービス借款の実施段階における相手国等による環境社会配慮実施状況の確認。	ES 借款ではない。

項目、現行ガイドライン条文	整理番号	調査アイテム	調査結果
	39	● モニタリング結果の受領、公開状況確認	● モニタリング結果の受領 ・審査時の合意：合意なし ・作成状況：作成済 ・受領状況：受領済 ● モニタリング結果の公開状況 ・公開に係る合意なし
	40	● 第三者からのモニタリング結果の公開請求への対応状況の確認	● モニタリング結果の公開請求：無
	41	● 環境レビュー結果とモニタリング結果の乖離が確認された場合には、その原因（GL 記載内容が十分であったかを含む GL 自体の問題、解釈の違い、運用能力等）について確認。	● 環境事項における環境レビュー結果とモニタリング結果の乖離：無 ● 社会事項における環境レビュー結果とモニタリング結果の乖離：該当しない
	42	● 合意文書に基づき、相手国に対応を求め、貸付実行を停止した事例の整理	支援は停止されていない。
	43	● プロジェクトの重大な変更が生じた案件の手続きの実施状況の確認	● 重大な変更が生じた案件であるか：該当しない ● LA 後に IEE/EIA が改定されたか：該当しない ● IEE/EIA が改定された場合、改定の理由：該当しない
3.3 外務省が自ら行う無償資金協力について JICA が行う事前の調査	44	● 外務省に協力の停止を提言した事例の整理	協力停止は提言されていない。
3.4 開発計画調査型技術協力	45	● カテゴリ分類に応じた各段階での手続きの実施状況確認 ・スクリーニングの実施状況 ・スコーピングの実施状況 ・JICA と相手国等の協議状況 ・合意文書や報告書等の公開状況等	該当しない。
	46	● SEA のステークホルダー協議の実施状況確認	該当しない。
	47	● 開発調査型技術協力終了後に予期せぬ環境社会影響が生じた場合の対応状況確認	該当しない。

別紙 1～6

項目、現行ガイドライン条文	整理番号	調査アイテム	調査結果
別紙 1 対象プロジェクトに求められる環境社会配慮	48	● 日本・他ドナーにおける環境社会配慮関連の「費用・便益の量化方法」の取り扱い確認	個別案件に紐づく事項ではないため、本調査の報告書本文に記載。
	49	● 日本・他ドナーにおける「災害の環境影響評価」の取り扱い確認	個別案件に紐づく事項ではないため、本調査の報告書本文に記載。
基本的事項	50	● 計画段階における環境・社会影響の調査・検討状況確認	協力準備調査で初期環境調査（IEE）レベルの調査が行われている。
	51	● 影響の回避・最小化のための代替案や緩和策の検討状況確認	環境社会配慮の観点からは検討されていない
	52	● 検討結果のプロジェクト計画への反映状況確認	環境社会配慮の観点からは検討されていない
	53	● 環境社会配慮関連費用・便益の定量的評価に努めており、定性的な評価も加えているかの確認	定性的な効果として水因性疾患の減少が述べられている。
	54	● 環境社会配慮関連費用・便益は、プロジェクトの経済的、	該当しない（無償事業については EIRR の計算を行っていないため、詳細な確認はできない）

項目、現行ガイドライン条文	整理番号	調査アイテム	調査結果
		財政的、制度的、社会的及び技術的分析との密接な調和が図られているかの確認	
	55	● 環境社会配慮の検討結果につき、代替案や緩和策も含め独立の文書あるいは、他の文書の一部として表されているかの確認	環境社会配慮の検討結果につき業務完了報告書の一部として簡易的に表されているが、代替案は含まれていない。
	56	● 特に影響が大きいプロジェクトについては、環境影響評価報告書が作成されているかの確認	カテゴリ B であり、特に影響が大きいプロジェクトではないため、該当しない。
	57	● 特に影響が重大と思われるプロジェクトや、異論が多いプロジェクトについて専門家からなる委員会が設置されたかの確認	該当しない。
対策の検討	58	● 環境管理計画、モニタリング計画など適切なフォローアップの計画や体制、そのための費用及びその調達方法の計画策定状況確認	環境管理計画及びモニタリング計画 ・実施体制：パラグアイ衛生サービス会社（ESSAP）が工事中の騒音、粉塵等のモニタリングを担当。 ・費用：各項目の担当組織及び関連費用が検討されている。 ・調達方法：各項目の担当組織及び関連費用が検討されている。
	59	● 上記以外は 2.8 にて確認	2.8 にて確認。
検討する影響スコープ	60	● スコーピングの適切な実施にかかる状況の確認	協力準備調査報告書のスコーピングの記述では GL の項目は概ね網羅されている。
	61	● GHG 排出量の算出・評価の状況の確認	検討されていない
	62	● 国際機関、バイドナーの気候変動（GHG 排出）への対応状況の確認	個別案件に紐づく事項ではないため、本調査の報告書本文に記載。
	63	● 「不可分一体の事業」、「派生的・二次的影響」、「累積的影響」の事例整理。	該当しない
	64	● 世銀、ADB、IFC の「不可分一体の事業」、「派生的・二次的影響」、「累積的影響」への対応状況の整理	個別案件に紐づく事項ではないため、本調査の報告書本文に記載。
法令、基準、計画等との整合性	65	● 「自然保護や文化保護のために特に指定した地域」の事例整理	自然保護や文化保護のために特に指定した地域の該当有無：事業対象地は及びその周辺に、国立公園等の保護区は存在しない。
	66	● 世銀、ADB、IFC の「自然保護や文化保護のために特に指定した地域」に係る対応状況の整理	個別案件に紐づく事項ではないため、本調査の報告書本文に記載。
	67	● 上記以外は 2.6 にて確認	2.6 にて確認。
社会的合意	68	● ステークホルダー協議（①告知・実施日時、②場所、③方法（住民集会、個別インタビュー、言語）、④社会的弱者に対する配慮手法、⑤告知方法、⑥参加者（人数、被影響者に占める割合、所属、性別等）、⑦協議内容（事業サイトの範囲、事業形態、地域住民の持つ問題点、ニーズ等）、⑧参加者からのコメント、⑨実施機関による返答、⑩寄せられたコメントの計画や事業への反映結果、⑪協議の議事録の有無）の確認	● EIA に関して ① 国内法に基づき実施されているが、詳細については確認ができない。 ● ステークホルダー分析の実施：記録なし
	69	● 外部からの指摘事項が確認された場合には、その原因（GL 記載内容が十分であったかを含む GL 自体の問題、解釈の違い、運用能力等）について確認	・無
	70	● 社会的弱者に対する配慮事例の整理	● 社会的弱者に対する配慮の有無

項目、現行ガイドライン条文	整理番号	調査アイテム	調査結果
			記録なし。
生態系及び生物相	71	● 「重要な自然生息地」の事例（含む判断根拠、森林以外の地域、生物多様性重要地域の配慮状況、地域コミュニティにもたらす影響や地域コミュニティが自然生息地にもたらす影響、社会環境に与える影響や社会環境が与える影響）の整理	・重要な自然生息地は確認されていない。また、コミュニティへの影響等も確認されていない。
	72	● 「重要な自然生息地における事業実施条件」に基づき事業を実施した事例整理	該当しない
	73	● 世銀、ADB、IFC の「重要な自然生息地」、「著しい転換・著しい劣化」に係る対応状況の整理	個別案件に紐づく事項ではないため、本調査の報告書本文に記載。
	74	● 違法伐採の有無の確認	・違法伐採は確認されない。
非自発的住民移転	75	● 住民移転計画の作成有無・公開状況・協議の有無と内容・協議に際する言語と様式の確認。	● 住民移転計画の作成：該当しない ● 公開状況：2.1「情報の公開」を通じて確認。 ● 協議の有無と内容：該当しない ● 協議の使用言語：該当しない
	76	● 非自発的住民移転及び生計手段の喪失は、回避・最小化が検討・実施され、対象者と文書等で合意の上で実効性のある対策が講じられているかの確認。	● 非自発的住民移転及び生計手段の喪失は回避・最小化が検討・実施されたか：該当しない ● 対象者と文書等で合意をしているか：該当しない
	77	● 環境レビュー段階の想定被影響住民数の確認	該当しない
	78	● モニタリング段階における被影響住民数の確認	該当しない
	79	● 環境レビュー段階の補償内容（補償のタイミング、再取得価格を含む補償費の算出方法、生計回復策、その他支援内容）の確認。	● 補償のタイミング：該当しない ● 土地の再取得価格での補償方針の有無：該当しない ● 再取得価格を含む補償費の算出方法：該当しない ● 生計回復策の内容：生計の変化が予見されていないため、生計回復プログラムは準備されていない。
	80	● 現地調査対象案件については、移転住民が以前の生活水準や収入機会、生産水準において改善又は少なくとも回復できているかの確認。	該当しない
	81	● 苦情処理メカニズムの整備状況の確認	● 苦情処理メカニズムの計画：該当しない ● 計画された苦情処理メカニズムの整備状況：該当しない ● 苦情の有無：無
先住民族	82	● 先住民族への影響の有無の確認	・事業地周辺には、少数民族・先住民族は確認されていない。
	83	● 負の影響の回避・最小化の検討状況確認	・事業地周辺には、少数民族・先住民族は確認されていない。
	84	● 先住民族計画の作成・公開状況確認	・事業地周辺には、少数民族・先住民族は確認されていない。
	85	● FPIC の実施状況確認	・事業地周辺には、少数民族・先住民族は確認されていない。
モニタリング	86	● モニタリング計画の作成状況確認	● 環境モニタリング計画：作成済み。 ● 移転（RAP）モニタリング計画：該当しない
	87	● 上記以外は 3.2 にて確認	3.2 にて確認。
別紙 2 カテゴリ A に必要な環境アセスメント報告書	88	● EIA の承認状況、言語、現地での公開状況及び複製の可否の確認	● EIA の承認状況： ・カテゴリ A 案件ではないため該当しない。
	89	● EIA において GL に記載の必要な項目が含まれているかの確認	・該当しない

項目、現行ガイドライン条文	整理番号	調査アイテム	調査結果
	90	確認 ● 大規模住民移転を理由にカテゴリ A と判断された案件における EIA 実施状況の整理	・該当しない
別紙3 一般に影響を及ぼしやすいセクター・特性、影響を受けやすい地域の例示	91	● 「影響を及ぼしやすいセクター」の妥当性の確認。(配電、上水道、農業等、影響を及ぼしやすい特性や影響を受けやすい地域に該当しない限りそれ自体はカテゴリ分類に影響しないと思われるセクターの影響の重大さの整理。)	・対象外。
別紙4 スクリーニング様式	92	● (調査アイテム無し) 環境 GL が改定された場合は、スクリーニング様式も併せて変更。	・該当しない
別紙5 チェックリストにおける分類・チェック項目	93	● (調査アイテム無し) 環境 GL が改定された場合は、チェックリストも併せて変更。	・該当しない
別紙6 モニタリングを行う項目	94	● モニタリング項目の妥当性、基準値の記載、工事中・供用時の区分	<ul style="list-style-type: none"> ● モニタリング項目：工事中は粉塵・騒音等に関するモニタリングの実施が計画されている。 ● 基準値の記載（計画）：モニタリングフォームにて記載。 ● モニタリング頻度： <ul style="list-style-type: none"> ・環境： ・社会：該当しない ● 生計回復策の計画と実績の乖離（モニタリング頻度含む）：該当しない ● 工事中・供用時の区分：
その他			

個別案件シート（JICA 環境社会配慮ガイドラインのレビュー調査結果）

<事業概要>

案件名/案件種別/贈与契約締結日	ドゥシャンベ国際空港整備計画/無償/2014年9月29日
カテゴリ分類及び分類根拠	カテゴリ B 「国際協力機構環境社会配慮ガイドライン」(2010年4月公布)に掲げる空港セクターのうち大規模なものに該当せず、環境への望ましくない影響は重大ではないと判断され、かつ、同ガイドラインに掲げる影響を及ぼしやすい特性及び影響を受けやすい地域に該当しないため。
事業目的	本事業は、タジキスタンの首都空港であるドゥシャンベ空港において航空保安機材の近代化及び貨物取扱施設の整備を実施することにより、航空機運航の安全性と貨物の処理能力向上を図り、もって同国の物流の円滑化に寄与するもの。
プロジェクトサイト	タジキスタン国 ドゥシャンベ空港/ドゥシャンベ市
事業概要	1) 土木工事、調達機器等の内容： 【施設】航空貨物ターミナル、その他附帯施設 【機材】航空保安機材（計器着陸装置（ILS）、標準式進入灯（PALS））、貨物ターミナル用機材等 2) コンサルティング・サービス/ソフトコンポーネントの内容： 詳細設計、施工監理、調達監理及び航空貨物運送用パレット対応の運営マニュアル作成等
実施機関	ドゥシャンベ国際空港公社（Dushanbe International Airport）
総事業費/概算協力額	総事業費 19.32 億円 （概算協力額（日本側）19.14 億円、タジキスタン国側：0.18 億円）

基本的事項

項目、現行ガイドライン条文	整理番号	調査アイテム	調査結果
1.1 理念	1	（レビュー調査全体を通じて確認） ● 開発協力大綱等の政府方針、持続可能な開発目標（SDGs）等の国際的援助潮流の整理	個別案件に紐づく事項ではないため、本調査の報告書本文に記載。
1.2 目的			
1.3 定義			
1.4 環境社会配慮の基本方針			
1.5 JICA の責務	2	（第Ⅱ、Ⅲ章のレビュー調査を通じて確認） ● IFC、ADB 等、他ドナーにおける出資案件における責務	個別案件に紐づく事項ではないため、本調査の報告書本文に記載。

項目、現行ガイドライン条文	整理番号	調査アイテム	調査結果
		について確認	
1.6 相手国政府に求める要件	3	(別紙1のレビュー調査を通じて確認)	別紙1を参照。
1.7 対象とする協力事業	4	● 現行GL施行後に増えた協力事業(海外投融資、中小企業支援等)の整理	個別案件に紐づく事項ではないため、本調査の報告書本文に記載。
	5	● 現行GL施行後の業務環境の変化(インフラ輸出の促進、迅速化、国際金融機関との協調融資の増加等)の整理	個別案件に紐づく事項ではないため、本調査の報告書本文に記載。
1.8 緊急時の措置	6	● 「緊急時の措置」の適用実績整理(カテゴリ分類、緊急時の判断基準、助言委員会関与方法、情報公開、モニタリング、フォローアップ措置等)	・該当しない。
1.9 普及	7	● 相手国等に対する説明実績、説明内容の整理	<ul style="list-style-type: none"> ● JICAGLに関する説明実績：審査時に説明済 ● JICAGLに関する説明内容：JICAGLの遵守等。 ● JICAGLに関する研修実績：なし
1.10 環境社会配慮助言委員会	8	(第II章2.7「環境社会配慮助言委員会による助言」のレビュー調査を通じて確認)	第II章2.7「環境社会配慮助言委員会による助言」を参照。

環境社会配慮のプロセス

項目、現行ガイドライン条文	整理番号	調査アイテム	調査結果
2.1 情報の公開	9	● JICAによる情報公開(カテゴリ分類、最終報告書、環境社会配慮文書、環境レビュー結果、モニタリング結果)状況確認	<ul style="list-style-type: none"> ● カテゴリ分類の情報公開：公開あり ● 協力準備調査 最終報告書の情報公開：公開あり ● 環境社会配慮文書(EIA・RAP・IPPなど)の情報公開：EIA、RAP、IPPは該当しない。 ● 環境レビュー結果(=事前評価表)の情報公開状況：公開あり ● モニタリング結果の情報公開： <ul style="list-style-type: none"> ・合意状況：情報公開に関する合意なし。 ・公開状況：該当しない。
	10	● 相手国等による情報公開(環境社会配慮文書、モニタリング結果)状況(公開場所、公開時期、言語等)	● 環境社会配慮文書：作成不要のため該当しない

項目、現行ガイドライン条文	整理番号	調査アイテム	調査結果
			<ul style="list-style-type: none"> ● 環境・社会モニタリング：公開に関する合意がないため該当しない ●
	11	● JICA から相手国等に対する情報公開の働きかけの状況確認	JICA GL の説明時に働きかけを行っている。
	12	● 第三者からの情報提供の求めの有無と対応状況確認	なし
	13	● 情報開示が禁じられる情報についての対応状況確認	● JICA における公開情報については、相手国政府等から了解を得た上で公開。
2.2 カテゴリ分類	14	● カテゴリ分類結果、根拠の整理	<ul style="list-style-type: none"> ● カテゴリ分類結果：カテゴリ B ・カテゴリ分類の根拠：本事業は空港セクターのうち大規模なものに該当しない。事業対象地は、国立公園等の影響を受けやすい地域またはその周辺に該当せず、大規模な非自発的住民移転等の影響を及ぼしやすい特性を有しない。：
	15	● カテゴリ分類の変更の有無と有の場合の根拠の整理	● カテゴリ分類の変更：無
	16	● カテゴリ分類の妥当性について外部より指摘を受けた案件の分類結果の妥当性の確認	なし。
	17	● スクリーニング様式の提出状況	・スクリーニング様式の提出：当該様式の提出は確認されていないが、実施機関から徴求した相当の情報に基づきカテゴリ分類を実施。
2.3 環境社会配慮の項目	18	(別紙1のレビュー調査を通じて確認)	別紙1を参照。
2.4 現地ステークホルダーとの協議	19	● JICA と相手国等による協議状況確認	・GA 締結時に協議を実施している。
	20	● 上記以外は別紙1「社会的合意」のレビュー調査を通じて確認	別紙1「社会的合意」を参照。
2.5 社会環境と人権への配慮	21	● 権利が制限されている地域における協力事業での情報公開や現地ステークホルダーとの協議の際の配慮状況の確認	● 権利が制限されている地域の該当状況：権利が制限されているという事実は確認されなかった。
	22	● 社会的弱者に対する人権配慮の有・内容確認	別紙1「社会的合意」を参照。

項目、現行ガイドライン条文	整理番号	調査アイテム	調査結果
2.6 参照する法令と基準	23	<ul style="list-style-type: none"> ● 相手国の国内法遵守の有無 ● 世銀 SGP やその他国際基準との乖離の有無 	<ul style="list-style-type: none"> ● 相手国の国内法遵守の有無 ・ EIA・IEE の承認有無：該当しない。 ・ 国内法に基づいた RAP 作成有無：該当しない。
	24		<ul style="list-style-type: none"> ● 世銀 SGP やその他国際基準との乖離の有無： ・ 該当しない。
	25	● 世銀のセーフガード政策から Environmental and Social Framework (ESF) への変更点の整理	個別案件に紐づく事項ではないため、本調査の報告書本文に記載。
	26	● 世銀 ESF と現行 GL の相違点	個別案件に紐づく事項ではないため、本調査の報告書本文に記載。
	27	● ADB、IFC のセーフガード政策で参照できる基準やグッドプラクティス等の整理	個別案件に紐づく事項ではないため、本調査の報告書本文に記載。
2.7 環境社会配慮助言委員会による助言	28	● 助言委員会の開催実績整理（運営改善の取り組み含め情報整理、情報公開状況含む）	・ 該当しない。
	29	● 環境レビュー時の助言対応状況確認	・ 該当しない。
2.8 JICA の意思決定	30	● 合意文書における合意状況確認	・ 合意文書締結済み。
	31	● 合意文書に基づき、協力事業を中止した事例の整理	・ 該当しない。
2.9 ガイドラインの適切な実施と遵守の確保	32	● 別途、「異議申立手続き」の見直し作業を通じて対応	・ 該当しない。
2.10 ガイドラインの適用と見直し	33	N/A	・ 該当しない。

環境社会配慮の手続き

項目、現行ガイドライン条文	整理番号	調査アイテム	調査結果
3.1 協力準備調査	34	● 「プロジェクトを実施しない案」を含む代替案検討の事例整理	・ 既存空港内の事業であり、協力準備調査報告書で代替案の記載はない。
	35	● 協力準備調査の各種手続きの実施状況確認（スコーピング）	● スコーピング：実施済

項目、現行ガイドライン条文	整理番号	調査アイテム	調査結果
		グ、EIA 等調査、情報公開、ステークホルダー協議等)	<ul style="list-style-type: none"> ● EIA 等調査：対象外 ● 情報公開：2.1「情報の公開」を参照。 ● ステークホルダー協議等：別紙1「社会的合意」を参照。
3.2 有償資金協力、無償資金協力、技術協力プロジェクト	36	<ul style="list-style-type: none"> ● カテゴリ分類に応じた環境レビューに係る手続き・情報公開の実施状況確認 ・環境チェックリストの作成状況 ・EIA, ECC, RAP, IPP の取得・公開状況等 ・FI の場合、金融仲介者等の環境社会配慮確認実施能力の確認状況及びカテゴリ A 相当のサブプロジェクトに対する環境レビュー状況 等 	<ul style="list-style-type: none"> ● 環境チェックリストの作成状況：作成されている。 ● EIA,ECC,RAP,IPP の取得・公開状況 ・EIA：対象外 ・ECC：対象外 ・RAP：対象外 ・IPP：対象外 ● 本案件はFI 事業ではない。
	37	● エンジニアリング・サービス借款実施案件の環境レビュー実績の整理	・ES 借款ではない。
	38	● エンジニアリング・サービス借款の実施段階における相手国等による環境社会配慮実施状況の確認。	・ES 借款ではない。
	39	● モニタリング結果の受領、公開状況確認	<ul style="list-style-type: none"> ● モニタリング結果の受領： ・審査時の合意：情報公開に関する合意はなし ・作成状況：作成されている。 ・受領状況：受領済み。 ● モニタリング結果の公開状況 ・モニタリング結果が未提出のため、未合意のため、該当しない。
	40	● 第三者からのモニタリング結果の公開請求への対応状況の確認	● モニタリング結果の公開請求：該当しない
	41	● 環境レビュー結果とモニタリング結果の乖離が確認された場合には、その原因（GL 記載内容が十分であったかを含む GL 自体の問題、解釈の違い、運用能力等）に	<ul style="list-style-type: none"> ● 環境事項における環境レビュー結果とモニタリング結果の乖離： なし ● 社会事項における環境レビュー結果とモニタリング結果の乖離： 該当しない。

項目、現行ガイドライン条文	整理番号	調査アイテム	調査結果
		ついて確認。	
	42	● 合意文書に基づき、相手国に対応を求め、貸付実行を停止した事例の整理	・ 事業は停止されていない。
	43	● プロジェクトの重大な変更が生じた案件の手続きの実施状況の確認	<ul style="list-style-type: none"> ● 重大な変更が生じた案件であるか：該当しない。 ● ローンアグリーメント後に IEE/EIA が改定されたか：該当しない。 ● IEE/EIA が改定された場合、改定の理由：該当しない。
3.3 外務省が自ら行う無償資金協力について JICA が行う事前の調査	44	● 外務省に協力の停止を提言した事例の整理	・ 協力停止は提言されていない。
3.4 開発計画調査型技術協力	45	<ul style="list-style-type: none"> ● カテゴリ分類に応じた各段階での手続きの実施状況確認 <ul style="list-style-type: none"> ・ スクリーニングの実施状況 ・ スコーピングの実施状況 ・ JICA と相手国等の協議状況 ・ 合意文書や報告書等の公開状況等 	・ 協力準備調査のため該当しない。
	46	● SEA のステークホルダー協議の実施状況確認	・ 該当しない。
	47	● 開発調査型技術協力終了後に予期せぬ環境社会影響が生じた場合の対応状況確認	・ 該当しない。

別紙 1～6

項目、現行ガイドライン条文	整理番号	調査アイテム	調査結果
別紙 1 対象プロジェクトに求められる環境社会配慮	48	● 日本・他ドナーにおける環境社会配慮関連の「費用・便益の定量化方法」の取り扱い確認	個別案件に紐づく事項ではないため、本調査の報告書本文に記載。
	49	● 日本・他ドナーにおける「災害の環境影響評価」の取り扱い確認	個別案件に紐づく事項ではないため、本調査の報告書本文に記載。
基本的事項	50	● 計画段階における環境・社会影響の調査・検討状況確認	<ul style="list-style-type: none"> ● 環境：ベースライン調査は行われていない。排水、廃棄物の環境管理計画が検討されている。 ● 社会：用地取得・住民移転は発生しないため対象外

項目、現行ガイドライン条文	整理番号	調査アイテム	調査結果
	51	● 影響の回避・最小化のための代替案や緩和策の検討状況確認	既存空港内での事業であり、協力準備調査内で代替案の検討が行われていない。
	52	● 検討結果のプロジェクト計画への反映状況確認	該当しない。
	53	● 環境社会配慮関連費用・便益の定量的評価に努めており、定性的な評価も加えているかの確認	<ul style="list-style-type: none"> ● 環境： <ul style="list-style-type: none"> ・ 定量的な評価環境社会配慮関連費用・便益の定量的・定性的な評価は確認できない。 ・ 定性的な評価：環境社会配慮関連費用・便益の定量的・定性的な評価は確認できない。 ● 社会： <ul style="list-style-type: none"> ・ 定量的な評価：環境社会配慮関連費用・便益の定量的・定性的な評価は確認できない。 ・ 定性的な評価：航空保安機材の近代化による航空機運航の安全性及び信頼性が向上。国際貨物ターミナル整備による経済効果。
	54	● 環境社会配慮関連費用・便益は、プロジェクトの経済的、財政的、制度的、社会的及び技術的分析との密接な調和が図られているかの確認	<ul style="list-style-type: none"> ・ <p>該当しない（無償事業については、EIRR の計算を行っておらず詳細の確認はできない）</p>
	55	● 環境社会配慮の検討結果につき、代替案や緩和策も含め独立の文書あるいは、他の文書の一部として表されているかの確認	<ul style="list-style-type: none"> ・ 緩和策の検討を含む環境社会配慮の節が協力準備調査内で作成されている。
	56	● 特に影響が大きいプロジェクトについては、環境影響評価報告書が作成されているかの確認	<ul style="list-style-type: none"> ・ カテゴリ B のため、該当しない。
	57	● 特に影響が重大と思われるプロジェクトや、異論が多いプロジェクトについて専門家からなる委員会が設置されたかの確認	特になし。
対策の検討	58	● 環境管理計画、モニタリング計画など適切なフォローアップの計画や体制、そのための費用及びその調達方法の計画策定状況確認	<ul style="list-style-type: none"> ● 環境管理計画 <ul style="list-style-type: none"> ・ 実施体制：実施機関の環境保全部が担当する。 ・ 費用：協力準備調査では検討されていない。 ・ 調達方法：調達方法は記載されていない。 ● モニタリング計画 <ul style="list-style-type: none"> ・ 実施体制：実施機関の環境保全部が担当する。 ・ 費用：協力準備調査では検討されていない。 ・ 調達方法：調達方法は記載されていない。
	59	● 上記以外は 2.8 にて確認	2.8 にて確認。

項目、現行ガイドライン条文	整理番号	調査アイテム	調査結果
検討する影響スコープ	60	● スコーピングの適切な実施にかかる状況の確認	・ GL の項目が網羅されている環境チェックリストを使用してスコーピングが実施されている。
	61	● GHG 排出量の算出・評価の状況の確認	・ 該当しない
	62	● 国際機関、バイドナーの気候変動（GHG 排出）への対応状況の確認	個別案件に紐づく事項ではないため、本調査の報告書本文に記載。
	63	● 「不可分一体の事業」、「派生的・二次的影響」、「累積的影響」の事例整理。	該当しない。
	64	● 世銀、ADB、IFC の「不可分一体の事業」、「派生的・二次的影響」、「累積的影響」への対応状況の整理	個別案件に紐づく事項ではないため、本調査の報告書本文に記載。
法令、基準、計画等との整合性	65	● 「自然保護や文化保護のために特に指定した地域」の事例整理	● 自然保護や文化保護のために特に指定した地域の該当有無：事業対象地は既存施設の敷地内であるため、敷地内その周辺に、国立公園等の保護区は存在しない。
	66	● 世銀、ADB、IFC の「自然保護や文化保護のために特に指定した地域」に係る対応状況の整理	個別案件に紐づく事項ではないため、本調査の報告書本文に記載。
	67	● 上記以外は 2.6 にて確認	2.6 にて確認。
社会的合意	68	● ステークホルダー協議（①告知・実施日時、②場所、③方法（住民集会、個別インタビュー、言語）、④社会的弱者に対する配慮手法、⑤告知方法、⑥参加者（人数、被影響者に占める割合、所属、性別等）、⑦協議内容(事業サイトの範囲、事業形態、地域住民の持つ問題点、ニーズ等)、⑧参加者からのコメント、⑨実施機関による返答、⑩寄せられたコメントの計画や事業への反映結果、	<ul style="list-style-type: none"> ● 既存敷地内での開発となるため、プロジェクト関係者以外への影響は限定的であるが、実施機関が Ecological Expertise (EE)法（EIA 法規）に基づいて対応する。 ● ステークホルダー分析の実施：無

項目、現行ガイドライン条文	整理番号	調査アイテム	調査結果
		①協議の議事録の有無)の確認	
	69	● 外部からの指摘事項が確認された場合には、その原因（GL記載内容が十分であったかを含むGL自体の問題、解釈の違い、運用能力等）について確認	無
	70	● 社会的弱者に対する配慮事例の整理	● 該当しない。
生態系及び生物相	71	● 「重要な自然生息地」の事例（含む判断根拠、森林以外の地域、生物多様性重要地域の配慮状況、地域コミュニティにもたらす影響や地域コミュニティが自然生息地にもたらす影響、社会環境に与える影響や社会環境が与える影響）の整理	・重要な自然生息地は確認されていない。事業対象地域は国立公園等の影響を受けやすい地域またはその周辺に該当せず、本事業は既存の空港敷地内で実施されるため、自然環境への望ましくない影響は最小限であると想定される。
	72	● 「重要な自然生息地における事業実施条件」に基づき事業を実施した事例整理	該当しない。
	73	● 世銀、ADB、IFCの「重要な自然生息地」、「著しい転換・著しい劣化」に係る対応状況の整理	個別案件に紐づく事項ではないため、本調査の報告書本文に記載。
	74	● 違法伐採の有無の確認	なし。
非自発的住民移転	75	● 住民移転計画の作成有無・公開状況・協議の有無と内容・協議に際する言語と様式の確認。	本事業は、既存空港敷地内での貨物空港ターミナル建設であり、用地取得および住民移転を伴わないため、対象外。 ● 住民移転計画の作成：対象外 ● 公開状況：2.1「情報の公開」を通じて確認。 ● 協議の有無と内容：対象外 ● 協議の使用言語：対象外
	76	● 非自発的住民移転及び生計手段の喪失は、回避・最小化が検討・実施され、対象者と文書等で合意の上で実効性のある対策が講じられているかの確認。	対象外 ● 非自発的住民移転及び生計手段の喪失は回避・最小化が検討・実施されたか： ・非自発的住民移転： ・生計手段の喪失： ● 対象者と文書等で合意をしているか：

項目、現行ガイドライン条文	整理番号	調査アイテム	調査結果
	77	● 環境レビュー段階の想定被影響住民数の確認	・対象外
	78	● モニタリング段階における被影響住民数の確認	・対象外。
	79	● 環境レビュー段階の補償内容（補償のタイミング、再取得価格を含む補償費の算出方法、生計回復策、その他支援内容）の確認。	<ul style="list-style-type: none"> ・対象外 ● 補償のタイミング： ● 土地の再取得価格での補償方針の有無： ● 再取得価格を含む補償費の算出方法： ● 生計回復策の内容：
	80	● 現地調査対象案件については、移転住民が以前の生活水準や収入機会、生産水準において改善又は少なくとも回復できているかの確認。	・対象外
	81	● 苦情処理メカニズムの整備状況の確認	<ul style="list-style-type: none"> ● 苦情処理メカニズムの計画：対象外 ● 計画された苦情処理メカニズムの整備状況：対象外 ● 苦情の有無：対象外
先住民族	82	● 先住民族への影響の有無の確認	・事業地周辺には、少数民族・先住民族は確認されていない。本事業は、既存空港敷地内での貨物空港ターミナル建設であり、用地取得および住民移転を伴わない。
	83	● 負の影響の回避・最小化の検討状況確認	・事業地周辺には、少数民族・先住民族は確認されていない。
	84	● 先住民族計画の作成・公開状況確認	・事業地周辺には、少数民族・先住民族は確認されていない。
	85	● FPIC の実施状況確認	・事業地周辺には、少数民族・先住民族は確認されていない。
モニタリング	86	● モニタリング計画の作成状況確認	<ul style="list-style-type: none"> ● 環境モニタリング計画：環境モニタリング計画は協力準備調査では、排水と廃棄物のみ検討されている。 ● 移転（RAP）モニタリング計画：対象外。

項目、現行ガイドライン条文	整理番号	調査アイテム	調査結果
	87	● 上記以外は 3.2 にて確認	3.2 にて確認。
別紙2 カテゴリ Aに必要な環境アセスメント報告書	88	● EIA の承認状況、言語、現地での公開状況及び複製の可否の確認	● EIA の承認状況：対象外 ● 言語：対象外 ● 現地での公開状況：対象外
	89	● EIA において GL に記載の必要な項目が含まれているかの確認	・対象外
	90	● 大規模住民移転を理由にカテゴリ A と判断された案件における EIA 実施状況の整理	● 大規模住民移転を理由にカテゴリ A と判断された案件であるか：対象外 ● EIA 実施状況：対象外
別紙3 一般に影響を及ぼしやすいセクター・特性、影響を受けやすい地域の例示	91	● 「影響を及ぼしやすいセクター」の妥当性の確認。（配電、上水道、農業等、影響を及ぼしやすい特性や影響を受けやすい地域に該当しない限りそれ自体はカテゴリ分類に影響しないと思われるセクターの影響の重大さの整理。）	・本案件は影響を及ぼしやすいセクター（空港セクター）に該当し、既存空港での整備計画のため、対象外。
別紙4 スクリーニング様式	92	● （調査アイテム無し）環境 GL が改定された場合は、スクリーニング様式も併せて変更。	該当しない
別紙5 チェックリストにおける分類・チェック項目	93	● （調査アイテム無し）環境 GL が改定された場合は、チェックリストも併せて変更。	該当しない
別紙6 モニタリングを行う項目	94	● モニタリング項目の妥当性、基準値の記載、工事中・供用時の区分	● モニタリング項目：廃棄物について工事中のモニタリングフォームが作成されている ● 基準値の記載（計画）： ・参照基準：なし ● モニタリング頻度：記載なし。 ● 生計回復策の計画と実績の乖離（モニタリング頻度含む）：対象外 ● 工事中・供用時の区分：有。
その他			

個別案件シート（JICA 環境社会配慮ガイドラインのレビュー調査結果）

<事業概要>

案件名/案件種別/贈与契約調印日	ビシュケク-オシュ道路雪崩対策計画/無償/2017/3/31
カテゴリ分類及び分類根拠	カテゴリ B 「国際協力機構環境社会配慮ガイドライン」（2010年4月公布、以下JICAガイドライン）に掲げる道路セクターのうち、大規模なものに該当せず、環境への望ましくない影響は重大でないと判断され、かつ、同ガイドラインに掲げる影響を及ぼしやすい特性及び影響を受けやすい地域に該当しないため。
事業目的	本事業は、首都ビシュケクと第二の都市オシュを結ぶ主要幹線道路であるBO 道路246km 地点において、雪崩対策としてスノーシェッドを設置することにより、同地点の冬季における車輛通行の確保及び安全性の向上を図り、もってキルギス共和国内及び周辺国へのアクセスを強化し、物流の円滑化に寄与するもの。
プロジェクトサイト	キルギス国 ビシュケク-オシュ道路 246km 地点（タラス州タラス地区、タラス州人口約23.5万人）
事業概要	1) 土木工事、調達機器等の内容 【施設】スノーシェッドの建設（アーチカルバート式、延長約460m）、取付道路工（ビシュケク側約190m 及びトクトグル側約360m）、重力式擁壁（約210m）、もたれ式擁壁（約70m）、落石防止柵（約160m）、排水工（約3,500m）、管理用道路（約1,150m）、退避スペース（約2,600m ² ）、【機材】なし 2) コンサルティング・サービス/ソフトコンポーネントの内容 詳細設計及び施工監理、環境社会配慮
事業実施機関	運輸通信省(Ministry of Transport and Communications : MOTC)
総事業費/概算協力額	総事業費 43.38 億円（概算協力額（日本側）：42.88 億円、キルギス共和国側：0.5 億円）

I. 基本的事項

項目、現行ガイドライン条文	整理番号	調査アイテム	調査結果
1.1 理念	1	(レビュー調査全体を通じて確認) ● 開発協力大綱等の政府方針、持続可能な開発目標 (SDGs) 等の国際的援助潮流の整理	個別案件に紐づく事項ではないため、本調査の報告書本文に記載。
1.2 目的			
1.3 定義			
1.4 環境社会配慮の基本方針			
1.5 JICA の責務	2	(第II, III章のレビュー調査を通じて確認) ● IFC、ADB 等、他ドナーにおける出資案件における責務について確認	個別案件に紐づく事項ではないため、本調査の報告書本文に記載。
1.6 相手国政府に求める要件	3	(別紙1のレビュー調査を通じて確認)	別紙1を参照。
1.7 対象とする協力事業	4	● 現行 GL 施行後に増えた協力事業（海外投融資、中小企業支援等）の整理	個別案件に紐づく事項ではないため、本調査の報告書本文に記載。
	5	● 現行 GL 施行後の業務環境の変化（インフラ輸出の促進、迅速化、国際金融機関との協調融資の増加等）の整理	個別案件に紐づく事項ではないため、本調査の報告書本文に記載。
1.8 緊急時の措置	6	● 「緊急時の措置」の適用実績整理（カテゴリ分類、緊急時の判断基準、助言委員会関与方法、情報公開、モニタリング、フォローアップ措置等）	・該当しない。
1.9 普及	7	● 相手国等に対する説明実績、説明内容の整理	● JICAGL に関する説明実績：審査時に説明済。 ● JICAGL に関する説明内容：JICAGL の遵守、適切な環境社会配慮の実施、2014年11月までのEIAの承認取得、ARAP作成、JICAGL に従ったPAPへの補償費の支払い、モニタリングに付き説明。 ● JICAGL に関する研修実績：なし
1.10 環境社会配慮助言委員会	8	(第II章2.7「環境社会配慮助言委員会による助言」のレビュー調査を通じて確認)	第II章2.7「環境社会配慮助言委員会による助言」を参照。

II. 環境社会配慮のプロセス

項目、現行ガイドライン条文	整理番号	調査アイテム	調査結果
2.1 情報の公開	9	● JICA による情報公開（カテゴリ分類、最終報告書、環境社会配慮文書、環境レビュー結果、モニタリング結果）状況確認	● カテゴリ分類の情報公開：公開あり ● 協力準備調査 最終報告書の情報公開：公開あり ● 環境社会配慮文書（EIA・RAP・IPP など）の情報公開：公開あり。RAP は作成されていない。IPP は該当しない

項目、現行ガイドライン条文	整理番号	調査アイテム	調査結果
			い。 ● 環境レビュー結果（＝事前評価表）の情報公開状況：公開あり ● モニタリング結果の情報公開：モニタリング段階にない。 ・合意状況：環境モニタリング結果の公開について合意。（相手国で公開されている限りにおいて） ・公開状況：モニタリング段階にないため、該当しない。
	10	● 相手国等による情報公開（環境社会配慮文書、モニタリング結果）状況（公開場所、公開時期、言語等）	● 環境社会配慮文書：相手国での公開に関する合意はない。 ● 環境・社会モニタリング：モニタリング段階にないため、該当しない。
	11	● JICA から相手国等に対する情報公開の働きかけの状況確認	・審査時において、JICA ガイドラインを説明した上で、先方政府に情報公開について働きかけている。
	12	● 第三者からの情報提供の求めの有無と対応状況確認	なし。
	13	● 情報開示が禁じられる情報についての対応状況確認	・JICA における情報公開については、全て相手国の了承を得ている。
2.2 カテゴリ分類	14	● カテゴリ分類結果、根拠の整理	● カテゴリ分類結果：カテゴリ B ● カテゴリ分類の根拠： ・本事業は道路セクターのうち大規模なものに該当しない。また事業対象地域は国立公園等の影響を受けやすい地域またはその周辺に該当せず、大規模な住民移転等の影響を及ぼしやすい特性を有しない。 ● カテゴリ分類の根拠と実態の乖離：無
	15	● カテゴリ分類の変更の有無と有の場合の根拠の整理	● カテゴリ分類の変更：無
	16	● カテゴリ分類の妥当性について外部より指摘を受けた案件の分類結果の妥当性の確認	・無
	17	● スクリーニング様式の提出状況	・スクリーニング様式の提出：当該様式の提出は確認できないが、実施機関等から徴求した相応の情報に基づきスクリーニングを実施。
2.3 環境社会配慮の項目	18	(別紙1のレビュー調査を通じて確認)	別紙1を参照。
2.4 現地ステークホルダーとの協議	19	● JICA と相手国等による協議状況確認	・GA 締結時に協議を実施している。
	20	● 上記以外は別紙1「社会的合意」のレビュー調査を通じて確認	別紙1「社会的合意」を参照。
2.5 社会環境と人権への配慮	21	● 権利が制限されている地域における協力事業での情報公開や現地ステークホルダーとの協議の際の配慮状況の確認	● 権利が制限されている地域の該当状況：該当しない。
	22	● 社会的弱者に対する人権配慮の有・内容確認	別紙1「社会的合意」を参照
2.6 参照する法令と基準	23	● 相手国の国内法遵守の有無 ● 世銀 SGP やその他国際基準との乖離の有無	● 相手国の国内法遵守の有無 ・EIA・IEE の承認有無：EIA は 2014 年 11 月に環境保護・森林庁により承認済 ・国内法に基づいた RAP 作成有無：一軒の非自発的住民移転が発生するが国内法に基づいて RAP が作成される予定であったが、詳細設計の結果、用地取得・住民移転がなくなったため、該当しない。 ● 世銀 SGP やその他国際基準との乖離の有無：無 キルギスには独自の環境基準がないため、大気質、水質、騒音・振動についてロシアの環境基準を採用している。また、モニタリングフォームでは日本の基準を参照している。
	24		
	25	● 世銀のセーフガード政策から Environmental and Social Framework (ESF) への変更点の整理	個別案件に紐づく事項ではないため、本調査の報告書本文に記載。
	26	● 世銀 ESF と現行 GL の相違点	個別案件に紐づく事項ではないため、本調査の報告書本文に記載。
	27	● ADB、IFC のセーフガード政策で参照できる基準やグッドプラクティス等の整理	個別案件に紐づく事項ではないため、本調査の報告書本文に記載。
2.7 環境社会配慮助言委員会による助言	28	● 助言委員会の開催実績整理（運営改善の取り組み含め情報整理、情報公開状況含む）	・カテゴリ B 案件のため対象外
	29	● 環境レビュー時の助言対応状況確認	カテゴリ B のため、該当しない。
2.8 JICA の意思決定	30	● 合意文書における合意状況確認	・合意文書締結済み。
	31	● 合意文書に基づき、協力事業を中止した事例の整理	・該当しない。

項目、現行ガイドライン条文	整理番号	調査アイテム	調査結果
2.9 ガイドラインの適切な実施と遵守の確保	32	● 別途、「異議申立手続き」の見直し作業を通じて対応	・該当しない
2.10 ガイドラインの適用と見直し	33	N/A	・該当しない

III. 環境社会配慮の手続き

項目、現行ガイドライン条文	整理番号	調査アイテム	調査結果
3.1 協力準備調査	34	● 「プロジェクトを実施しない案」を含む代替案検討の事例整理	協力準備調査においてプロジェクトを実施しない案を含む 3 つの代替案について、技術面、社会経済面、環境社会配慮の観点から、比較検討を行っている。
	35	● 協力準備調査の各種手続きの実施状況確認(スコーピング、EIA 等調査、情報公開、ステークホルダー協議等)	<ul style="list-style-type: none"> ● スコーピング：協力準備調査報告書及び EIA にスコーピングの結果が記載されている。 ● EIA 等調査：協力準備調査においてベースライン調査が行われている。 ● 情報公開：2.1「情報の公開」を参照。 ● ステークホルダー協議等：別紙 1「社会的合意」を参照。
3.2 有償資金協力、無償資金協力、技術協力プロジェクト	36	● カテゴリ分類に応じた環境レビューに係る手続き・情報公開の実施状況確認 <ul style="list-style-type: none"> ・環境チェックリストの作成状況 ・EIA, ECC, RAP, IPP の取得・公開状況等 ・FI の場合、金融仲介者等の環境社会配慮確認実施能力の確認状況及びカテゴリ A 相当のサブプロジェクトに対する環境レビュー状況等 	<ul style="list-style-type: none"> ● 環境チェックリストの作成状況：作成済 ● EIA, ECC, RAP, IPP の取得・公開状況 ・EIA：作成されている ・ECC：該当しない。 ・RAP：該当しない。 ・IPP：該当しない。 ● 本案件は FI 事業ではない。
	37	● エンジニアリング・サービス借款実施案件の環境レビュー実績の整理	・ES 借款ではない。
	38	● エンジニアリング・サービス借款の実施段階における相手国等による環境社会配慮実施状況の確認。	・ES 借款ではない。
	39	● モニタリング結果の受領、公開状況確認	<ul style="list-style-type: none"> ● モニタリング結果の受領 ・審査時の合意：相手国政府は環境モニタリング結果を JICA へ報告する。環境モニタリング結果の公開について合意。(相手国で公開されている限りにおいて) ・作成状況：未着工のためモニタリング段階にない。 ・受領状況：該当しない。 ● モニタリング結果の公開状況：上記の通り、対象外。
	40	● 第三者からのモニタリング結果の公開請求への対応状況の確認	● モニタリング結果の公開請求：該当しない。
	41	● 環境レビュー結果とモニタリング結果の乖離が確認された場合には、その原因 (GL 記載内容が十分であったかを含む GL 自体の問題、解釈の違い、運用能力等) について確認。	● 環境事項における環境レビュー結果とモニタリング結果の乖離：対象外社会事項における環境レビュー結果とモニタリング結果の乖離：該当しない。
	42	● 合意文書に基づき、相手国に対応を求め、貸付実行を停止した事例の整理	・貸付実行は停止されていない。
	43	● プロジェクトの重大な変更が生じた案件の手続きの実施状況の確認	<ul style="list-style-type: none"> ● 重大な変更が生じた案件であるか：該当しない。 ● GA 後に IEE/EIA が改定されたか：該当しない。 ● IEE/EIA が改定された場合、改定の理由：該当しない。
3.3 外務省が自ら行う無償資金協力について JICA が行う事前の調査	44	● 外務省に協力の停止を提言した事例の整理	・協力停止は提言されていない。
3.4 開発計画調査型技術協力	45	● カテゴリ分類に応じた各段階での手続きの実施状況確認 <ul style="list-style-type: none"> ・スクリーニングの実施状況 	・該当しない。

項目、現行ガイドライン条文	整理番号	調査アイテム	調査結果
		<ul style="list-style-type: none"> ・スコーピングの実施状況 ・JICA と相手国等の協議状況 ・合意文書や報告書等の公開状況等 	
	46	● SEA のステークホルダー協議の実施状況確認	・該当しない。
	47	● 開発調査型技術協力終了後に予期せぬ環境社会影響が生じた場合の対応状況確認	・該当しない。

別紙 1～6

項目、現行ガイドライン条文	整理番号	調査アイテム	調査結果
別紙 1 対象プロジェクトに求められる環境社会配慮	48	● 日本・他ドナーにおける環境社会配慮関連の「費用・便益の定量化方法」の取り扱い確認	個別案件に紐づく事項ではないため、本調査の報告書本文に記載。
	49	● 日本・他ドナーにおける「災害の環境影響評価」の取り扱い確認	個別案件に紐づく事項ではないため、本調査の報告書本文に記載。
基本的事項	50	● 計画段階における環境・社会影響の調査・検討状況確認	<ul style="list-style-type: none"> ● 環境：協力準備調査及び EIA でベースライン調査が実施されている。 ● 社会：協力準備調査でセンサス、社会経済調査、初期資産調査が実施されている。
	51	● 影響の回避・最小化のための代替案や緩和策の検討状況確認	協力準備調査においてプロジェクトを実施しない案を含む 3 つの代替案について、技術面、社会経済面、環境社会配慮の観点から、比較検討を行っている。また、影響の回避・最小化のための緩和策の検討を行っている。
	52	● 検討結果のプロジェクト計画への反映状況確認	環境社会配慮を考慮した代替案に基づき検討されている。
	53	● 環境社会配慮関連費用・便益の定量的評価に努めており、定性的な評価も加えているかの確認	<ul style="list-style-type: none"> ● 環境： <ul style="list-style-type: none"> ・協力準備調査において、環境面の費用・便益分析は行っていない。 ● 社会： <ul style="list-style-type: none"> ・定量的な評価：年間通行不能日数の低減、冬期の交通量の増加、雪崩発生に伴う維持管理費用(除雪費用)の削減について定量的に評価している。 ・定性的な評価：雪崩発生時における交通の安全性の向上、冬季におけるキルギス共和国内及び周辺国へのアクセス強化
	54	● 環境社会配慮関連費用・便益は、プロジェクトの経済的、財政的、制度的、社会的及び技術的分析との密接な調和が図られているかの確認	該当しない（無償事業においては、EIRR の計算を行っていないため詳細の分析を実施していない。）
	55	● 環境社会配慮の検討結果につき、代替案や緩和策も含め独立の文書あるいは、他の文書の一部として表されているかの確認	・代替案や緩和策を含んだ EIA が作成済。
	56	● 特に影響が大きいプロジェクトについては、環境影響評価報告書が作成されているかの確認	・カテゴリ B のため、該当しない。
	57	● 特に影響が重大と思われるプロジェクトや、異論が多いプロジェクトについて専門家からなる委員会が設置されたかの確認	・特になし
対策の検討	58	● 環境管理計画、モニタリング計画など適切なフォローアップの計画や体制、そのための費用及びその調達方法の計画策定状況確認	<ul style="list-style-type: none"> ● 環境管理計画 <ul style="list-style-type: none"> ・実施体制：項目によって異なるが、MOTC、コンサルタント、コントラクターが実施する。 ・費用：工事中の環境対策費用は、建設工事費に含まれる。 ・調達方法：各項目の担当組織及び関連費用が検討されている。 ● モニタリング計画 <ul style="list-style-type: none"> ・実施体制：環境については、MOTC、コンサルタント、コントラクターが実施する。RAP については、MOTC が実施する。 ・費用：算出されていない。 ・調達方法：各項目の担当組織が検討されている。
	59	● 上記以外は 2.8 にて確認	2.8 にて確認。
検討する影響スコープ	60	● スコーピングの適切な実施にかかる状況の確認	・GL の項目が網羅されているスコーピング案が作成されている。

項目、現行ガイドライン条文	整理番号	調査アイテム	調査結果
	61	● GHG 排出量の算出・評価の状況の確認	土木工事からの GHG 削減量の概算が算出されている。
	62	● 国際機関、バイドナーの気候変動（GHG 排出）への対応状況の確認	個別案件に紐づく事項ではないため、本調査の報告書本文に記載。
	63	● 「不可分一体の事業」、「派生的・二次的影響」、「累積的影響」の事例整理。	該当しない。
	64	● 世銀、ADB、IFC の「不可分一体の事業」、「派生的・二次的影響」、「累積的影響」への対応状況の整理	個別案件に紐づく事項ではないため、本調査の報告書本文に記載。
法令、基準、計画等との整合性	65	● 「自然保護や文化保護のために特に指定した地域」の事例整理	・事業対象地付近には自然保護区がない旨確認されている。
	66	● 世銀、ADB、IFC の「自然保護や文化保護のために特に指定した地域」に係る対応状況の整理	個別案件に紐づく事項ではないため、本調査の報告書本文に記載。
	67	● 上記以外は 2.6 にて確認	2.6 にて確認。
社会的合意	68	● ステークホルダー協議（①告知・実施日時、②場所、③方法（住民集会、個別インタビュー、言語）、④社会的弱者に対する配慮手法、⑤告知方法、⑥参加者（人数、被影響者に占める割合、所属、性別等）、⑦協議内容（事業サイトの範囲、事業形態、地域住民の持つ問題点、ニーズ等）、⑧参加者からのコメント、⑨実施機関による返答、⑩寄せられたコメントの計画や事業への反映結果、⑪協議の議事録の有無）の確認	<ul style="list-style-type: none"> ● EIA に関して ① 告知日時：記録なし。 実施日時：第 1 回：2014 年 7 月 2 日、第 2 回：11 月 21 日 ② ・第 1 回：トクトグル市区役所 ・第 2 回：トクトグル市区役所 ③ ・パブリックミーティング ・言語：ロシア語 ④ 記録なし。 ⑤ 告知方法：記録なし。 ⑥ ・第 1 回：トクトグル地区副地区長、トクトグル地区住民、行政関係者 ・第 2 回：トクトグル地区ジャニョル村村長、トクトグル地区住民、行政関係者 ⑦ ・第 1 回：事業概要、EIA 調査内容 ・第 2 回：EIA 調査結果、補償方針 ⑧ ・第 1 回：建設工事の開始時期、地元の雇用機会、チチカン川の水質維持、スノーシェットの耐久力、 ・第 2 回：補償費用の準備先、土地の提供場所 ⑨ ⑩・第 1 回： <ul style="list-style-type: none"> - 地元の雇用機会⇒プライムコントラクターは日本企業であるが、協力会社としてキルギスの企業を活用する。 - チチカン川の水質維持⇒建設工事で発生した汚水は沈殿タンク等で処理後にチチカン川に放流する。 - スノーシェットの耐久力⇒過去最大規模の雪崩を設計条件として設計する。 ・第 2 回： <ul style="list-style-type: none"> - 補償費用の準備先⇒MOTOC が準備する。 - 土地の提供場所⇒SAEPF やトクトグル地区等を検討し、影響住民に経済的な負の影響が発生しないような土地が提供される。 ⑪ EIA に添付されている（ロシア語）。 ● RAP に関して：該当しない ● ステークホルダー分析の実施： <ul style="list-style-type: none"> ・記録なし
	69	● 外部からの指摘事項が確認された場合には、その原因（GL 記載内容が十分であったかを含む GL 自体の問題、解釈の違い、運用能力等）について確認	なし。
	70	● 社会的弱者に対する配慮事例の整理	● 社会的弱者に対する配慮の有無

項目、現行ガイドライン条文	整理番号	調査アイテム	調査結果
			-計画：影響住民には、女性、子供を含むため、住民協議への参加等も含め適切に配慮する。 -実施：記録なし ●
生態系及び生物相	71	● 「重要な自然生息地」の事例（含む判断根拠、森林以外の地域、生物多様性重要地域の配慮状況、地域コミュニティにもたらす影響や地域コミュニティが自然生息地にもたらす影響、社会環境に与える影響や社会環境が与える影響）の整理	事業対象地域は国立公園等の影響を受けやすい地域またはその周辺に該当せず、自然環境への望ましくない影響は最小限であると想定される。ただし、プロジェクトサイトにおいて貴重植物（5本）が発見されていることから、これらの伐採申請及び同植物 25本の植樹を行うとしている。
	72	● 「重要な自然生息地における事業実施条件」に基づき事業を実施した事例整理	・該当しない。
	73	● 世銀、ADB、IFC の「重要な自然生息地」、「著しい転換・著しい劣化」に係る対応状況の整理	個別案件に紐づく事項ではないため、本調査の報告書本文に記載。
	74	● 違法伐採の有無の確認	・該当しない。（未着工）
非自発的住民移転	75	● 住民移転計画の作成有無・公開状況・協議の有無と内容・協議に際する言語と様式の確認。	● 住民移転計画の作成：該当しない。（詳細設計の結果、住民移転がなくなったため） ● 公開状況：2.1「情報の公開」を通じて確認。 ● 協議の有無と内容：対象外 ● 協議の使用言語：対象外
	76	● 非自発的住民移転及び生計手段の喪失は、回避・最小化が検討・実施され、対象者と文書等で合意の上で実効性のある対策が講じられているかの確認。	● 非自発的住民移転及び生計手段の喪失は回避・最小化が検討・実施されたか：対象外 ● 対象者と文書等で合意をしているか：対象外。
	77	● 環境レビュー段階の想定被影響住民数の確認	1世帯
	78	● モニタリング段階における被影響住民数の確認	対象外（非自発的住民移転はなし）
	79	● 環境レビュー段階の補償内容（補償のタイミング、再取得価格を含む補償費の算出方法、生計回復策、その他支援内容）の確認。	● 補償のタイミング：対象外 ● 土地の再取得価格での補償方針の有無：対象外。 ● 再取得価格を含む補償費の算出方法：対象外。 ● 生計回復策の内容：対象外
	80	● 現地調査対象案件については、移転住民が以前の生活水準や収入機会、生産水準において改善又は少なくとも回復できているかの確認。	現地調査は対象外のため該当しない
	81	● 苦情処理メカニズムの整備状況の確認	● 苦情処理メカニズムの計画： 苦情処理グループ(Grievance Redress Group, GRG)を設立し、苦情などの意見は、まず意見提出者の属する地域で受理され、3日以内に解決されない場合は Local GRG に提出される。Local GRG は状況を判断し、意見提出者と協議し、地方道路維持管理ユニットや影響住民の代表者等の意見を聴取しながら、解決策を見出す(ステージ1/地域レベル)。15日以内に解決されない場合は、Central GRG(MOTC 本部)に意見が提出され、MOTC-IPIG の承認を得た上で、対応策を決定する(ステージ2/中央レベル)。 ● 計画された苦情処理メカニズムの整備状況：計画通り ● 苦情の有無：特になし。
先住民族	82	● 先住民族への影響の有無の確認	・事業地周辺には、少数民族・先住民族は確認されていない。
	83	● 負の影響の回避・最小化の検討状況確認	・事業地周辺には、少数民族・先住民族は確認されていない。
	84	● 先住民族計画の作成・公開状況確認	・事業地周辺には、少数民族・先住民族は確認されていない。
	85	● FPIC の実施状況確認	・事業地周辺には、少数民族・先住民族は確認されていない。
モニタリング	86	● モニタリング計画の作成状況確認	● 環境モニタリング計画：協力準備調査報告書及び EIA において環境モニタリング計画及びモニタリングフォームが記載されている。 ● 移転 (RAP) モニタリング計画：対象外。
	87	● 上記以外は 3.2 にて確認	3.2 にて確認。
別紙2 カテゴリ A に必要な環境ア	88	● EIA の承認状況、言語、現地での公開状況及び複製の可否	カテゴリ B 案件のため対象外

項目、現行ガイドライン条文	整理番号	調査アイテム	調査結果
セスメント報告書		の確認	
	89	● EIA において GL に記載の必要な項目が含まれているかの確認	カテゴリ B 案件のため対象外
	90	● 大規模住民移転を理由にカテゴリ A と判断された案件における EIA 実施状況の整理	カテゴリ B 案件のため対象外
別紙 3 一般に影響を及ぼしやすいセクター・特性、影響を受けやすい地域の例示	91	● 「影響を及ぼしやすいセクター」の妥当性の確認。(配電、上水道、農業等、影響を及ぼしやすい特性や影響を受けやすい地域に該当しない限りそれ自体はカテゴリ分類に影響しないと思われるセクターの影響の重大さの整理。)	・対象外。
別紙 4 スクリーニング様式	92	● (調査アイテム無し) 環境 GL が改定された場合は、スクリーニング様式も併せて変更。	・該当しない
別紙 5 チェックリストにおける分類・チェック項目	93	● (調査アイテム無し) 環境 GL が改定された場合は、チェックリストも併せて変更。	・該当しない
別紙 6 モニタリングを行う項目	94	● モニタリング項目の妥当性、基準値の記載、工事中・供用時の区分	<ul style="list-style-type: none"> ● モニタリング項目： <ul style="list-style-type: none"> (工事前) 貴重植 物、慰霊碑移転 (工事中) 大気、水質、土壌、廃棄物、騒音・振動、悪臭、自然環境 (生態系、水象)、土地利用、インフラ、文化財、事故、HIV/エイズ、ジェンダー (供用後) 大気 ● 基準値の記載 (計画)： <ul style="list-style-type: none"> ・参照基準：大気、水質、騒音については、ロシアの環境基準 (キルギス国に存在しないため) 及び日本の環境基準が参照されている。 ● モニタリング頻度： <ul style="list-style-type: none"> ・環境：大気については、4 半期毎、または影響が大きいと思われる工期 (工事中)、供用後 2 年間で半年毎 (供用後)。水質、土壌、悪臭、土地利用、事故、HIV/エイズ、ジェンダーに関する項目については毎月。水象については毎日。生態系 (希少植物の植樹) については計画策定時及び植樹後、文化財については慰霊碑移転計画計画策定時及び工事後。 ・社会：対象外。 ● 生計回復策の計画と実績の乖離 (モニタリング頻度含む)：対象外。 ● 工事中・供用時の区分：あり
その他			

個別案件シート（JICA 環境社会配慮ガイドラインのレビュー調査結果）

<事業概要>

案件名/案件種別/贈与契約調印日	貧困削減戦略支援無償（教育）／無償／2013年12月12日
カテゴリ分類及び分類根拠	カテゴリ B 本事業は、「国際協力機構環境社会配慮ガイドライン」（2010年4月公布）に掲げる影響を及ぼしやすいセクター・特性及び影響を受けやすい地域に該当せず、環境への望ましくない影響は重大ではないと判断されるため
事業目的	本事業は、バングラデシュ政府のPrimary Education Development Program 3 (PEDP3)において、他ドナーと協調しつつ被援助国の制度・枠組みを最大限活用することを前提とした財政支援を行うことにより、プロジェクト型支援等の成果の政策への反映と普及展開を図り、もってPEDP3 のプログラム目標である質の高い初等教育の完全普及の達成に寄与する。
プロジェクトサイト	バングラデシュ国 バングラデシュ国全土
事業概要	バングラデシュの初等教育セクターの包括的プログラムであるPEDP3の実施を他ドナーと協調して、貧困削減戦略支援無償スキームによる財政支援により支援し、PEDP3の枠組みの元で、プロジェクト型支援等の成果の政策への反映と普及展開を図り、もって、PEDP3のプログラム目標である質の高い初等教育の完全普及の達成に寄与するもの。貧困削減戦略支援無償は、年5億円、PEDP3実施機関である5年間供与を行う想定である。
支援対象プログラム責任機関	初等・大衆教育省（Ministry of Primary and Mass Education：MOPME）
総事業費/概算協力額	支援対象プログラム全体の想定資金規模総額：8,366.5 百万ドル（約 6,693 億円相当）（5 年間） 本事業概算協力額（日本側）：25 億円（約 25 百万ドル相当）（5 年間）

1 基本的事項

項目、現行ガイドライン条文	整理番号	調査アイテム	調査結果
1.1 理念	1	（レビュー調査全体を通じて確認） ● 開発協力大綱等の政府方針、持続可能な開発目標（SDGs）等の国際的援助潮流の整理	個別案件に紐づく事項ではないため、本調査の報告書本文に記載。
1.2 目的			
1.3 定義			
1.4 環境社会配慮の基本方針			
1.5 JICA の責務	2	（第Ⅱ、Ⅲ章のレビュー調査を通じて確認） ● IFC、ADB 等、他ドナーにおける出資案件における責務について確認	個別案件に紐づく事項ではないため、本調査の報告書本文に記載。
1.6 相手国政府に求める要件	3	（別紙1のレビュー調査を通じて確認）	別紙1を参照。

項目、現行ガイドライン条文	整理番号	調査アイテム	調査結果
1.7 対象とする協力事業	4	● 現行 GL 施行後に増えた協力事業（海外投融資、中小企業支援等）の整理	個別案件に紐づく事項ではないため、本調査の報告書本文に記載。
	5	● 現行 GL 施行後の業務環境の変化（インフラ輸出の促進、迅速化、国際金融機関との協調融資の増加等）の整理	個別案件に紐づく事項ではないため、本調査の報告書本文に記載。
1.8 緊急時の措置	6	● 「緊急時の措置」の適用実績整理（カテゴリ分類、緊急時の判断基準、助言委員会関与方法、情報公開、モニタリング、フォローアップ措置等）	・該当しない。
1.9 普及	7	● 相手国等に対する説明実績、説明内容の整理	<ul style="list-style-type: none"> ● JICAGL に関する説明実績：案件形成時に説明済。 ● JICAGL に関する説明内容：JICAGL の遵守、適切な環境社会配慮の実施、モニタリングに付き説明。 ● JICAGL に関する研修実績：なし
1.10 環境社会配慮助言委員会	8	（第 II 章 2.7「環境社会配慮助言委員会による助言」のレビュー調査を通じて確認）	第 II 章 2.7「環境社会配慮助言委員会による助言」を参照。

2 環境社会配慮のプロセス

項目、現行ガイドライン条文	整理番号	調査アイテム	調査結果
2.1 情報の公開	9	● JICA による情報公開（カテゴリ分類、最終報告書、環境社会配慮文書、環境レビュー結果、モニタリング結果）状況確認	<ul style="list-style-type: none"> ● カテゴリ分類の情報公開：公開あり ● 協力準備調査 最終報告書の情報公開：該当しない ● 環境社会配慮文書（EIA・RAP・IPP など）の情報公開：該当しない ● 環境レビュー結果（＝事前評価表）の情報公開状況：公開あり ● モニタリング結果の情報公開： <ul style="list-style-type: none"> ・合意状況：情報公開に関する合意なし。 ・公開状況：該当しない。
	10	● 相手国等による情報公開（環境社会配慮文書、モニタリング結果）状況（公開場所、公開時期、言語等）	<ul style="list-style-type: none"> ● EIA 環境許認可：本事業に係る環境影響評価（EIA）報告書は、同国国内法上作成が義務付けられていない。EMF が作成されており協調融資を実施するドナーの HP にて公開されている。 ・公開時期：公開中 ・言語：英語

項目、現行ガイドライン条文	整理番号	調査アイテム	調査結果
			<ul style="list-style-type: none"> ● RAP Indigenous Peoples Planning Frameworks を含むフレームワークが作成されている。 ・公開時期：公開中 ・言語：英語
	11	● JICA から相手国等に対する情報公開の働きかけの状況確認	JICA GL の説明とともに働きかけを行っている。
	12	● 第三者からの情報提供の求めの有無と対応状況確認	無
	13	● 情報開示が禁じられる情報についての対応状況確認	● JICA における情報公開については、すべて相手国政府等から了解を得ている。
2.2 カテゴリ分類	14	● カテゴリ分類結果、根拠の整理	<ul style="list-style-type: none"> ● カテゴリ分類結果：カテゴリ B ● カテゴリ分類の根拠：本事業は影響を及ぼしやすいセクターに該当しない。事業対象地は、国立公園等の影響を受けやすい地域またはその周辺に該当せず、大規模な非自発的住民移転等の影響を及ぼしやすい特性を有しない。 ● カテゴリ分類の根拠と実態の乖離： 無
	15	● カテゴリ分類の変更の有無と有の場合の根拠の整理	● カテゴリ分類の変更：無
	16	● カテゴリ分類の妥当性について外部より指摘を受けた案件の分類結果の妥当性の確認	・確認されない。
	17	● スクリーニング様式の提出状況	・スクリーニング様式の提出：当該様式の提出は確認できないが、実施機関等から徴求した相応の情報に基づきスクリーニングを実施。
2.3 環境社会配慮の項目	18	(別紙1のレビュー調査を通じて確認)	別紙1を参照。
2.4 現地ステークホルダーとの協議	19	● JICA と相手国等による協議状況確認	・LA 締結時に協議を実施している。
	20	● 上記以外は別紙1「社会的合意」のレビュー調査を通じて確認	別紙1「社会的合意」を参照。
2.5 社会環境と人権への配慮	21	● 権利が制限されている地域における協力事業での情報公開や現地ステークホルダーとの協議の際の配慮状況の確認	● 権利が制限されている地域の該当状況：該当しない
	22	● 社会的弱者に対する人権配慮の有・内容確認	別紙1「社会的合意」を参照。

項目、現行ガイドライン条文	整理番号	調査アイテム	調査結果
2.6 参照する法令と基準	23	● 相手国の国内法遵守の有無	● 相手国の国内法遵守の有無 ・ EIA・IEE の承認有無：環境許認可：同国国内法上作成が義務付けられていない。 ・ 国内法に基づいた RAP 作成有無：該当しない
	24	● 世銀 SGP やその他国際基準との乖離の有無	
	25	● 世銀のセーフガード政策から Environmental and Social Framework (ESF) への変更点の整理	個別案件に紐づく事項ではないため、本調査の報告書本文に記載。
	26	● 世銀 ESF と現行 GL の相違点	個別案件に紐づく事項ではないため、本調査の報告書本文に記載。
	27	● ADB、IFC のセーフガード政策で参照できる基準やグッドプラクティス等の整理	個別案件に紐づく事項ではないため、本調査の報告書本文に記載。
2.7 環境社会配慮助言委員会による助言	28	● 助言委員会の開催実績整理（運営改善の取り組み含め情報整理、情報公開状況含む）	・ カテゴリ B 案件のため対象外
	29	● 環境レビュー時の助言対応状況確認	・ カテゴリ B 案件のため対象外
2.8 JICA の意思決定	30	● 合意文書における合意状況確認	・ 合意文書締結済み。
	31	● 合意文書に基づき、協力事業を中止した事例の整理	・ 該当しない。
2.9 ガイドラインの適切な実施と遵守の確保	32	● 別途、「異議申立手続き」の見直し作業を通じて対応	・ 該当しない
2.10 ガイドラインの適用と見直し	33	N/A	・ 該当しない

3 環境社会配慮の手続き

項目、現行ガイドライン条文	整理番号	調査アイテム	調査結果
3.1 協力準備調査	34	● 「プロジェクトを実施しない案」を含む代替案検討の事例整理	● 協力準備調査は実施されていない。

項目、現行ガイドライン条文	整理番号	調査アイテム	調査結果
	35	<ul style="list-style-type: none"> ● 協力準備調査の各種手続きの実施状況確認（スコーピング、EIA 等調査、情報公開、ステークホルダー協議等） 	<p>協力準備調査は実施されていない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● スコーピング：協力準備調査が実施されていない。 ● EIA 等調査：EIA は不要。 ● 情報公開：2.1「情報の公開」を参照。 ● ステークホルダー協議等：別紙1「社会的合意」を参照。
3.2 有償資金協力、無償資金協力、技術協力プロジェクト	36	<ul style="list-style-type: none"> ● カテゴリ分類に応じた環境レビューに係る手続き・情報公開の実施状況確認 <ul style="list-style-type: none"> ・環境チェックリストの作成状況 ・EIA, ECC, RAP, IPP の取得・公開状況等 ・FI の場合、金融仲介者等の環境社会配慮確認実施能力の確認状況及びカテゴリ A 相当のサブプロジェクトに対する環境レビュー状況 等 	<ul style="list-style-type: none"> ● 環境チェックリストの作成状況：作成されている ● EIA,ECC,RAP,IPP の取得・公開状況 <ul style="list-style-type: none"> ・EIA：対象外 ・ECC：対象外 ・RAP：対象外 ・IPP：対象外 ● 本案件は FI 事業ではない。 ● FI の場合、金融仲介者の環境社会配慮確認実施能力の確認： <ul style="list-style-type: none"> ・本案件は FI 事業ではない。 ● FI の場合、サブプロジェクトの環境レビュー状況： <ul style="list-style-type: none"> ・本案件は FI 事業ではない。
	37	<ul style="list-style-type: none"> ● エンジニアリング・サービス借款実施案件の環境レビュー実績の整理 	<ul style="list-style-type: none"> ・ES 借款ではない。
	38	<ul style="list-style-type: none"> ● エンジニアリング・サービス借款の実施段階における相手国等による環境社会配慮実施状況の確認。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ES 借款ではない。
	39	<ul style="list-style-type: none"> ● モニタリング結果の受領、公開状況確認 	<ul style="list-style-type: none"> ● モニタリング結果の受領 <ul style="list-style-type: none"> ・審査時の合意：作成に合意 ・作成状況：有 ・受領状況：受領済み。 ● モニタリング結果の公開状況：公開に関する合意なし

項目、現行ガイドライン条文	整理番号	調査アイテム	調査結果
	40	● 第三者からのモニタリング結果の公開請求への対応状況の確認	● モニタリング結果の公開請求：該当しない ●
	41	● 環境レビュー結果とモニタリング結果の乖離が確認された場合には、その原因（GL 記載内容が十分であったかを含む GL 自体の問題、解釈の違い、運用能力等）について確認。	環境事項における環境レビュー結果とモニタリング結果の乖離：該当しない。 ● 社会事項における環境レビュー結果とモニタリング結果の乖離：該当しない。
	42	● 合意文書に基づき、相手国に対応を求め、貸付実行を停止した事例の整理	・貸付実行は停止されていない。
	43	● プロジェクトの重大な変更が生じた案件の手続きの実施状況の確認	● 重大な変更が生じた案件であるか：該当しない ● LA 後に IEE/EIA が改定されたか：該当しない。 ● IEE/EIA が改定された場合、改定の理由：該当しない
3.3 外務省が自ら行う無償資金協力について JICA が行う事前の調査	44	● 外務省に協力の停止を提言した事例の整理	・協力停止は提言されていない。
3.4 開発計画調査型技術協力	45	● カテゴリ分類に応じた各段階での手続きの実施状況確認 ・スクリーニングの実施状況 ・スコーピングの実施状況 ・JICA と相手国等の協議状況 ・合意文書や報告書等の公開状況等	・該当しない。 ● スクリーニングの実施状況： ● スコーピングの実施状況： ● JICA と相手国等の協議状況： 合意文書や報告書等の公開状況：
	46	● SEA のステークホルダー協議の実施状況確認	・該当しない。
	47	● 開発調査型技術協力終了後に予期せぬ環境社会影響が生じた場合の対応状況確認	・該当しない。

別紙 1 ～ 6

項目、現行ガイドライン条文	整理番号	調査アイテム	調査結果
---------------	------	--------	------

項目、現行ガイドライン条文	整理番号	調査アイテム	調査結果
別紙1 対象プロジェクトに求められる環境社会配慮	48	● 日本・他ドナーにおける環境社会配慮関連の「費用・便益の定量化方法」の取り扱い確認	個別案件に紐づく事項ではないため、本調査の報告書本文に記載。
	49	● 日本・他ドナーにおける「災害の環境影響評価」の取り扱い確認	個別案件に紐づく事項ではないため、本調査の報告書本文に記載。
基本的事項	50	● 計画段階における環境・社会影響の調査・検討状況確認	● 環境・社会：貧困削減戦略支援無償スキームによる財政支援により支援し、PEDP3の枠組みの元で、プロジェクト型支援等の成果の政策への反映と普及展開を図るもの。サブプロジェクトが複数存在するが、実施されたプロジェクトが環境社会に与える影響はほとんどないことが確認されている。 ●
	51	● 影響の回避・最小化のための代替案や緩和策の検討状況確認	実施された事業は環境社会への影響を及ぼすことがほとんどないことが確認されている。
	52	● 検討結果のプロジェクト計画への反映状況確認	該当しない
	53	● 環境社会配慮関連費用・便益の定量的評価に努めており、定性的な評価も加えているかの確認	● 環境： ・定量的な評価：環境影響を及ぼす事業は実施されないため該当しない。 ・定性的な評価：同上。 ● 社会： ・定量的な評価：基準値(2010年)に対して初等教育修了率と純就学率の上昇、卒業までに要する年数の減少 ・定性的な評価：効率的かつインクルーシブで公正な初等教育システムの確立、子どもに優しく有効な教育環境の提供。
	54	● 環境社会配慮関連費用・便益は、プロジェクトの経済的、財政的、制度的、社会的及び技術的分析との密接な調和が図られているかの確認	・EIRR等の計算は行っていないため、詳細は確認できないが、環境影響がほぼないと思われ、効率的かつインクルーシブで公正な初等教育システムの確立、子どもに優しく有効な教育環境の提供といった社会的便益に貢献する。
	55	● 環境社会配慮の検討結果につき、代替案や緩和策も含め独立の文書あるいは、他の文書の一部として表されているかの確認	該当しない。
	56	● 特に影響が大きいプロジェクトについては、環境影響評価報告書が作成されているかの確認	・カテゴリBのため、該当しない。
	57	● 特に影響が重大と思われるプロジェクトや、異論が多いプロジェクトについて専門家からなる委員会が設置されたかの確認	・該当しない。特になし。
対策の検討	58	● 環境管理計画、モニタリング計画など適切なフォローアップの計画や体制、そのための費用及びその調達方	● 環境管理計画 サイト固有のEMPを作成することになっており、EMPのフォーマットが作成されているが、該当するサブプロジェクト毎の対応を行っている。

項目、現行ガイドライン条文	整理番号	調査アイテム	調査結果
		法の計画策定状況確認	<ul style="list-style-type: none"> ・実施体制：該当しない。 ・費用：該当しない。 ・調達方法：該当しない。 ● モニタリング計画 ・実施体制：インフラ整備を実施する地方行政工学局が工事中に、大気質、騒音等をモニタリングする。 ・費用：個別のサブプロジェクト毎に検討している。 ・調達方法：同上。
	59	● 上記以外は 2.8 にて確認	2.8 にて確認。
検討する影響スコープ	60	● スコーピングの適切な実施にかかる状況の確認	・該当しない
	61	● GHG 排出量の算出・評価の状況の確認	・特に GHG 排出量が多い事業ではない。
	62	● 国際機関、バイドナーの気候変動（GHG 排出）への対応状況の確認	個別案件に紐づく事項ではないため、本調査の報告書本文に記載。
	63	● 「不可分一体の事業」、「派生的・二次的影響」、「累積的影響」の事例整理。	該当しない。
	64	● 世銀、ADB、IFC の「不可分一体の事業」、「派生的・二次的影響」、「累積的影響」への対応状況の整理	個別案件に紐づく事項ではないため、本調査の報告書本文に記載。
法令、基準、計画等との整合性	65	● 「自然保護や文化保護のために特に指定した地域」の事例整理	● 自然環境面：事業対象地域は、国立公園等の影響を受けやすい地域またはその周辺に該当せず、自然環境への影響は最小限であると想定される。

項目、現行ガイドライン条文	整理番号	調査アイテム	調査結果
	66	● 世銀、ADB、IFC の「自然保護や文化保護のために特に指定した地域」に係る対応状況の整理	個別案件に紐づく事項ではないため、本調査の報告書本文に記載。
	67	● 上記以外は 2.6 にて確認	2.6 にて確認。
社会的合意	68	● ステークホルダー協議（①告知・実施日時、②場所、③方法（住民集会、個別インタビュー、言語）、④社会的弱者に対する配慮手法、⑤告知方法、⑥参加者（人数、被影響者に占める割合、所属、性別等）、⑦協議内容(事業サイトの範囲、事業形態、地域住民の持つ問題点、ニーズ等)、⑧参加者からのコメント、⑨実施機関による返答、⑩寄せられたコメントの計画や事業への反映結果、⑪協議の議事録の有無）の確認	● 該当しない。
	69	● 外部からの指摘事項が確認された場合には、その原因（GL 記載内容が十分であったかを含む GL 自体の問題、解釈の違い、運用能力等）について確認	・ 該当しない。
	70	● 社会的弱者に対する配慮事例の整理	● 社会的弱者に対する配慮の有無 -計画：工事において、地元の社会的弱者の雇用（EMF 改定版 Annex C では貧困層の社会的弱者の女性の優先雇用について記載されている）、プロジェクト優先地域として、気候変動や災害に脆弱な場所を指定（EMF 改定版）。 ● 個別のサブプロジェクトで検討されている。
生態系及び生物相	71	● 「重要な自然生息地」の事例（含む判断根拠、森林以外の地域、生物多様性重要地域の配慮状況、地域コミュニティにもたらす影響や地域コミュニティが自然生息地にもたらす影響、社会環境に与える影響や社会環境が与える影響）の整理	該当しない。
	72	● 「重要な自然生息地における事業実施条件」に基づき事業を実施した事例整理	該当しない。
	73	● 世銀、ADB、IFC の「重要な自然生息地」、「著しい転換・著しい劣化」に係る対応状況の整理	個別案件に紐づく事項ではないため、本調査の報告書本文に記載。
	74	● 違法伐採の有無の確認	該当しない。
非自発的住民移転	75	● 住民移転計画の作成有無・公開状況・協議の有無と内容・協議に際する言語と様式の確認。	● 該当しない。（住民移転は発生しない）
	76	● 非自発的住民移転及び生計手段の喪失は、回避・最小	● 該当しない

項目、現行ガイドライン条文	整理番号	調査アイテム	調査結果
		化が検討・実施され、対象者と文書等で合意の上で実効性のある対策が講じられているかの確認。	
	77	● 環境レビュー段階の想定被影響住民数の確認	該当しない
	78	● モニタリング段階における被影響住民数の確認	・対象外
	79	● 環境レビュー段階の補償内容（補償のタイミング、再取得価格を含む補償費の算出方法、生計回復策、その他支援内容）の確認。	<ul style="list-style-type: none"> ● 補償のタイミング：対象外 ● 土地の再取得価格での補償方針の有無： ● 再取得価格を含む補償費の算出方法： ● 生計回復策の内容：
	80	● 現地調査対象案件については、移転住民が以前の生活水準や収入機会、生産水準において改善又は少なくとも回復できているかの確認。	現地調査対象ではないため該当しない
	81	● 苦情処理メカニズムの整備状況の確認	<ul style="list-style-type: none"> ● 苦情処理メカニズムの計画：対象外。 ● 計画された苦情処理メカニズムの整備状況： ● 苦情の有無：
先住民族	82	● 先住民族への影響の有無の確認	・該当しない。
	83	● 負の影響の回避・最小化の検討状況確認	該当しない
	84	● 先住民族計画の作成・公開状況確認	該当しない
	85	● FPIC の実施状況確認	該当しない
モニタリング	86	● モニタリング計画の作成状況確認	該当しない
	87	● 上記以外は 3.2 にて確認	3.2 にて確認。
別紙 2 カテゴリ A に必要な環境アセスメント報告書	88	● EIA の承認状況、言語、現地での公開状況及び複製の可否の確認	カテゴリ B 案件のため対象外
	89	● EIA において GL に記載の必要な項目が含まれているかの確認	カテゴリ B 案件のため対象外
	90	● 大規模住民移転を理由にカテゴリ A と判断された案件	カテゴリ B 案件のため対象外

項目、現行ガイドライン条文	整理番号	調査アイテム	調査結果
		における EIA 実施状況の整理	
別紙3 一般に影響を及ぼしやすいセクター・特性、影響を受けやすい地域の例示	91	<ul style="list-style-type: none"> ● 「影響を及ぼしやすいセクター」の妥当性の確認。（配電、上水道、農業等、影響を及ぼしやすい特性や影響を受けやすい地域に該当しない限りそれ自体はカテゴリ分類に影響しないと思われるセクターの影響の重大さの整理。） 	<ul style="list-style-type: none"> ・教育セクターであるため対象外。
別紙4 スクリーニング様式	92	<ul style="list-style-type: none"> ● （調査アイテム無し）環境 GL が改定された場合は、スクリーニング様式も併せて変更。 	<ul style="list-style-type: none"> ・該当しない
別紙5 チェックリストにおける分類・チェック項目	93	<ul style="list-style-type: none"> ● （調査アイテム無し）環境 GL が改定された場合は、チェックリストも併せて変更。 	<ul style="list-style-type: none"> ・該当しない
別紙6 モニタリングを行う項目	94	<ul style="list-style-type: none"> ● モニタリング項目の妥当性、基準値の記載、工事中・供用時の区分 	<ul style="list-style-type: none"> ● モニタリング項目：排水路の詰まり/浸水、表流水の汚染、粉塵、騒音、井戸とトイレの距離、安全衛生、給水・衛生設備のメンテナンス、気候変動・災害への影響など。 <p>基準値の記載（計画）：定性的な項目だけ記載があり、数値基準のある項目のモニタリングは想定されていない（例：作業員用の男女別のトイレの数、飲料水の有無）。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・参照基準：国内水質基準 ● モニタリング頻度： <ul style="list-style-type: none"> ・環境：項目による。例えば、飲料水中の水銀は1年に1回モニタリングが計画されている。また、レポート提出の頻度は少なくとも半年に1回と計画されている ・社会：該当しない ● 生計回復策の計画と実績の乖離（モニタリング頻度含む）： N/A <p>工事中・供用時の区分：有 「EMF 改訂版」 ANNEX-D に Environmental Monitoring During Construction Phase。ANNEX-E に Monitoring of Class Room, Water and Sanitation Facilities During Operation Phase がある。</p>
その他			

個別案件シート（JICA 環境社会配慮ガイドラインのレビュー調査結果）

<事業概要>

案件名/ 案件種別/ 贈与契約調印日	ニューブリテン国道橋梁架け替え計画/ 無償/ 2015/1/23
カテゴリ分類及び根拠	カテゴリ B 国際協力機構環境社会配慮ガイドライン」（2010年4月公布）に掲げる影響を及ぼしやすいセクター・特性及び影響を受けやすい地域に該当せず、環境への望ましくない影響は重大でないと判断されるため
事業目的	本事業は、ニューブリテン国道において、アウム橋及びカピウラ橋の架け替えを行うことにより、橋梁の性能及び交通の安全性の向上を図り、もって地方住民の市場へのアクセス確保と物流の促進・円滑化に資することを目的とする。
プロジェクトサイト	パプアニューギニア国 西ニューブリテン州
事業概要	1) 土木工事、調達機器等の内容 既存橋2 橋の撤去（アウム橋：1 車線、橋長50m の下路式トラス橋及びカピウラ橋：1車線、橋長116m の下路式ランガー橋）、新橋2 橋の建設（アウム橋：2 車線、橋長76mの鋼2 径間連続鋼桁橋及び2 車線、カピウラ橋：2 車線、橋長137m の鋼3 径間連続鋼桁橋）、取付道路工（530m 及び580m）。 2) コンサルティング・サービス/ソフトコンポーネントの内容 対象橋梁の詳細設計及び施工・調達監理、環境社会配慮等
実施機関	公共事業省（Department of Works：DOW）
総事業費/概算協力額	総事業費 31.78 億円（概算協力額（日本側）：31.60 億円、PNG 側：0.18 億円）

1 基本的事項

項目、現行ガイドライン条文	整理番号	調査アイテム	調査結果
1.1 理念	1	（レビュー調査全体を通じて確認） ● 開発協力大綱等の政府方針、持続可能な開発目標（SDGs）等の国際的援助潮流の整理	個別案件に紐づく事項ではないため、本調査の報告書本文に記載。
1.2 目的			
1.3 定義			
1.4 環境社会配慮の基本方針			
1.5 JICA の責務	2	（第II，III章のレビュー調査を通じて確認） ● IFC、ADB 等、他ドナーにおける出資案件における責務について確認	個別案件に紐づく事項ではないため、本調査の報告書本文に記載。

項目、現行ガイドライン条文	整理番号	調査アイテム	調査結果
1.6 相手国政府に求める要件	3	(別紙1のレビュー調査を通じて確認)	別紙1を参照。
1.7 対象とする協力事業	4	● 現行 GL 施行後に増えた協力事業（海外投融資、中小企業支援等）の整理	個別案件に紐づく事項ではないため、本調査の報告書本文に記載。
	5	● 現行 GL 施行後の業務環境の変化（インフラ輸出の促進、迅速化、国際金融機関との協調融資の増加等）の整理	個別案件に紐づく事項ではないため、本調査の報告書本文に記載。
1.8 緊急時の措置	6	● 「緊急時の措置」の適用実績整理（カテゴリ分類、緊急時の判断基準、助言委員会関与方法、情報公開、モニタリング、フォローアップ措置等）	・該当しない。
1.9 普及	7	● 相手国等に対する説明実績、説明内容の整理	<ul style="list-style-type: none"> ● JICAGL に関する説明実績：審査時に説明済。 ● JICAGL に関する説明内容：JICAGL の遵守、適切な環境社会配慮の実施、モニタリング、情報公開等につき説明。 ● JICAGL に関する研修実績：無
1.10 環境社会配慮助言委員会	8	(第II章2.7「環境社会配慮助言委員会による助言」のレビュー調査を通じて確認)	第II章2.7「環境社会配慮助言委員会による助言」を参照。

2 環境社会配慮のプロセス

項目、現行ガイドライン条文	整理番号	調査アイテム	調査結果
2.1 情報の公開	9	● JICA による情報公開（カテゴリ分類、最終報告書、環境社会配慮文書、環境レビュー結果、モニタリング結果）状況確認	<ul style="list-style-type: none"> ● カテゴリ分類の情報公開：有 ● 協力準備調査 最終報告書の情報公開：有 ● 環境社会配慮文書（EIA・RAP・IPP など）の情報公開：EIA、RAP、IPP は作成されていないため、該当しない。・本事業の「橋梁の架け替え」は、PNG 国内法上影響の小さいレベル 2A に該当し、環境承認の手続きは求められない。コントラクターにより環境管理計画案（EMP）が DOW の環境部局に提出され、レビューとコピーが環境保全省に送られる。 ● 環境レビュー結果（＝事前評価表）の情報公開状況：有 ● モニタリング結果の情報公開： <ul style="list-style-type: none"> ・合意状況：環境モニタリング結果のみ公開について合意。 ・公開状況：環境モニタリング結果が公開されている。

項目、現行ガイドライン条文	整理番号	調査アイテム	調査結果
	10	● 相手国等による情報公開（環境社会配慮文書、モニタリング結果）状況（公開場所、公開時期、言語等）	<ul style="list-style-type: none"> ● 環境社会配慮文書：公開対象となる文書はない ● 環境モニタリング：相手国での公開は合意していない。 ● 社会モニタリング：該当しない
	11	● JICA から相手国等に対する情報公開の働きかけの状況確認	・ 審査時に JICA から先方政府へ情報公開を求め、上記の内容で合意に至っている。
	12	● 第三者からの情報提供の求めの有無と対応状況確認	・ 無
	13	● 情報開示が禁じられる情報についての対応状況確認	JICA における公開情報については全て相手国の了承を得ている。
2.2 カテゴリ分類	14	● カテゴリ分類結果、根拠の整理	<ul style="list-style-type: none"> ● カテゴリ分類結果：カテゴリ B ● カテゴリ分類の根拠： 本事業は、「国際協力機構環境社会配慮ガイドラン」（2010年4月公布）に掲げる道路セクターのうち大規模なものに該当せず、環境へ望ましくない影響は重大でないと判断され、かつ 事業対象地域は国立公園等の影響を受けやすい地域またはその周辺に該当しない。また、大規模な住民移転等の影響を及ぼしやすい特性を有しない。
	15	● カテゴリ分類の変更の有無と有の場合の根拠の整理	● カテゴリ分類の変更：無
	16	● カテゴリ分類の妥当性について外部より指摘を受けた案件の分類結果の妥当性の確認	・ 外部からの指摘は確認されなかった。
	17	● スクリーニング様式の提出状況	・ スクリーニング様式の提出：当該様式の提出は確認できないが、実施機関等から徴求した相応の情報に基づきスクリーニングを実施。
2.3 環境社会配慮の項目	18	(別紙1のレビュー調査を通じて確認)	別紙1を参照。
2.4 現地ステークホルダーとの協議	19	● JICA と相手国等による協議状況確認	・ 実施済
	20	● 上記以外は別紙1「社会的合意」のレビュー調査を通じて確認	別紙1「社会的合意」を参照。

項目、現行ガイドライン条文	整理番号	調査アイテム	調査結果
2.5 社会環境と人権への配慮	21	● 権利が制限されている地域における協力事業での情報公開や現地ステークホルダーとの協議の際の配慮状況の確認	● 権利が制限されている地域の該当状況：該当しない。
	22	● 社会的弱者に対する人権配慮の有・内容確認	別紙1「社会的合意」を参照。
2.6 参照する法令と基準	23	● 相手国の国内法遵守の有無 ● 世銀SGPやその他国際基準との乖離の有無	● 相手国の国内法遵守の有無 ・EIA・IEEの承認有無：無 本事業の「橋梁の架け替え」は、PNG国内法上影響の小さいレベル2Aに該当し、環境承認の手続きは求められない。コントラクターにより環境管理計画案（EMP）がDOWの環境部局に提出され、レビューとコピーが環境保全省に送られた。 ・国内法に基づいたRAP作成有無：無 用地取得及び住民移転は発生しない ● 世銀SGPやその他国際基準との乖離の有無：無 ・2018年12月8日に実施された環境モニタリング報告書では、概ね日本国環境省による環境基準が採用されている。
	24		
	25	● 世銀のセーフガード政策から Environmental and Social Framework（ESF）への変更点の整理	個別案件に紐づく事項ではないため、本調査の報告書本文に記載。
	26	● 世銀ESFと現行GLの相違点	個別案件に紐づく事項ではないため、本調査の報告書本文に記載。
	27	● ADB、IFCのセーフガード政策で参照できる基準やグッドプラクティス等の整理	個別案件に紐づく事項ではないため、本調査の報告書本文に記載。
2.7 環境社会配慮助言委員会による助言	28	● 助言委員会の開催実績整理（運営改善の取り組み含め情報整理、情報公開状況含む）	・対象外。
	29	● 環境レビュー時の助言対応状況確認	・対象外。
2.8 JICAの意思決定	30	● 合意文書における合意状況確認	・合意文書締結済み。
	31	● 合意文書に基づき、協力事業を中止した事例の整理	・該当しない。
2.9 ガイドラインの適切な実施と	32	● 別途、「異議申立手続き」の見直し作業を通じて対応	・該当しない。

項目、現行ガイドライン条文	整理番号	調査アイテム	調査結果
遵守の確保			
2.10 ガイドラインの適用と見直し	33	・該当しない。	・該当しない。

3 環境社会配慮の手続き

項目、現行ガイドライン条文	整理番号	調査アイテム	調査結果
3.1 協力準備調査	34	● 「プロジェクトを実施しない案」を含む代替案検討の事例整理	・既存橋梁の改善であるため、架設位置について、事業を実施しないオプションを含めた複数の案が検討されている。
	35	● 協力準備調査の各種手続きの実施状況確認（スコーピング、EIA 等調査、情報公開、ステークホルダー協議等）	<ul style="list-style-type: none"> ● スコーピング：実施済。 ● EIA 等調査：IEE 調査を実施。 ● 情報公開：2.1「情報の公開」を参照。 ● ステークホルダー協議等：別紙1「社会的合意」を参照。
3.2 有償資金協力、無償資金協力、技術協力プロジェクト	36	<ul style="list-style-type: none"> ● カテゴリ分類に応じた環境レビューに係る手続き・情報公開の実施状況確認 ・環境チェックリストの作成状況 ・EIA, ECC, RAP, IPP の取得・公開状況等 ・FI の場合、金融仲介者等の環境社会配慮確認実施能力の確認状況及びカテゴリ A 相当のサブプロジェクトに対する環境レビュー状況 等	<ul style="list-style-type: none"> ● 環境チェックリストの作成状況：作成されている。 ● EIA, ECC, RAP, IPP の取得・公開状況 ・EIA：対象外。 ・ECC：対象外。 ・RAP：対象外。 ・IPP：対象外。 ● 本案件はFI 事業ではない。
	37	● エンジニアリング・サービス借款実施案件の環境レビュー実績の整理	・ES 借款ではない。
	38	● エンジニアリング・サービス借款の実施段階における相手国等による環境社会配慮実施状況の確認。	・ES 借款ではない。

項目、現行ガイドライン条文	整理番号	調査アイテム	調査結果
	39	● モニタリング結果の受領、公開状況確認	<ul style="list-style-type: none"> ● モニタリング結果の受領 ・ 審査時の合意：環境モニタリング結果の公開について合意済 ・ 作成状況：作成済み。 ・ 受領状況：モニタリング結果受領済み。 ● モニタリング結果の公開状況 ・ 環境モニタリング結果が公開されている。
	40	● 第三者からのモニタリング結果の公開請求への対応状況の確認	● モニタリング結果の公開請求：無
	41	● 環境レビュー結果とモニタリング結果の乖離が確認された場合には、その原因（GL 記載内容が十分であったかを含む GL 自体の問題、解釈の違い、運用能力等）について確認。	<ul style="list-style-type: none"> ● 環境事項における環境レビュー結果とモニタリング結果の乖離：無 ● 社会事項における環境レビュー結果とモニタリング結果の乖離：対象外
	42	● 合意文書に基づき、相手国に対応を求め、貸付実行を停止した事例の整理	・ 支援は停止されていない。
	43	● プロジェクトの重大な変更が生じた案件の手続きの実施状況の確認	● 該当しない
3.3 外務省が自ら行う無償資金協力について JICA が行う事前の調査	44	● 外務省に協力の停止を提言した事例の整理	・ 協力停止は提言されていない。
3.4 開発計画調査型技術協力	45	<ul style="list-style-type: none"> ● カテゴリ分類に応じた各段階での手続きの実施状況確認 ・ スクリーニングの実施状況 ・ スコーピングの実施状況 ・ JICA と相手国等の協議状況 ・ 合意文書や報告書等の公開状況等 	● 該当しない。
	46	● SEA のステークホルダー協議の実施状況確認	● 該当しない。

項目、現行ガイドライン条文	整理番号	調査アイテム	調査結果
	47	● 開発調査型技術協力終了後に予期せぬ環境社会影響が生じた場合の対応状況確認	● 該当しない。

別紙1～6

項目、現行ガイドライン条文	整理番号	調査アイテム	調査結果
別紙1 対象プロジェクトに求められる環境社会配慮	48	● 日本・他ドナーにおける環境社会配慮関連の「費用・便益の定量化方法」の取り扱い確認	個別案件に紐づく事項ではないため、本調査の報告書本文に記載。
	49	● 日本・他ドナーにおける「災害の環境影響評価」の取り扱い確認	個別案件に紐づく事項ではないため、本調査の報告書本文に記載。
基本的事項	50	● 計画段階における環境・社会影響の調査・検討状況確認	● IEE レベルの調査が実施されている。
	51	● 影響の回避・最小化のための代替案や緩和策の検討状況確認	・ 影響の回避・最小化のための代替案や緩和策の検討： 代替案（事業を実施しない案）は代替路線がないため不可、既存橋梁の道路線形検討、河川改修計画が検討されたが、既存橋梁位置での架け替えが選択された。緩和策も検討されている。
	52	● 検討結果のプロジェクト計画への反映状況確認	・ 環境社会配慮を考慮した代替案に基づき検討されている。
	53	● 環境社会配慮関連費用・便益の定量的評価に努めており、定性的な評価も加えているかの確認	・ 物流の促進と円滑化、災害発生時の交通の確保、歩行者の安全性の確保、地域住民の市場へのアクセス確保と社会等の定性的な便益に関する分析がなされている。
	54	● 環境社会配慮関連費用・便益は、プロジェクトの経済的、財政的、制度的、社会的及び技術的分析との密接な調和が図られているかの確認	・ 該当しない（無償事業においては、EIRR の計算を行っていないため詳細の分析を実施していない。）
55	● 環境社会配慮の検討結果につき、代替案や緩和策も含め独立の文書あるいは、他の文書の一部として表されているかの確認	・ 協力準備調査報告書に代替案や緩和策が含まれている。	

項目、現行ガイドライン条文	整理番号	調査アイテム	調査結果
	56	● 特に影響が大きいプロジェクトについては、環境影響評価報告書が作成されているかの確認	・該当しない。
	57	● 特に影響が重大と思われるプロジェクトや、異論が多いプロジェクトについて専門家からなる委員会が設置されたかの確認	・特になし。
対策の検討	58	● 環境管理計画、モニタリング計画など適切なフォローアップの計画や体制、そのための費用及びその調達方法の計画策定状況確認	<ul style="list-style-type: none"> ● 環境管理計画 ・ Environmental Management Plan が策定されており、大気、水質、廃棄物、土壌汚染、騒音振動、自然環境、健康と衛生について実施する計画となっている。 ・ 実施体制：工事段階は実施機関、コントラクターが担当し、供用時は実施機関が担う。 ・ 費用及び調達方法：各モニタリング項目の担当組織及び関連費用が検討されている。 モニタリング計画 <ul style="list-style-type: none"> ・ 協力準備調査報告書及び Environmental Management Plan に実施体制とモニタリングフォームが記載されている。 ・ 実施体制：実施機関である DOW (PMU) は環境管理計画 (EMP)、環境モニタリング計画の実施について責任を持つ。DOW の監理の下で、コントラクターは、EMP に示された影響緩和策と環境モニタリングを実施する。 ・ 費用及び調達方法：各モニタリング項目の担当組織及び関連費用が検討されている。
	59	● 上記以外は 2.8 にて確認	2.8 にて確認。
検討する影響スコープ	60	● スコーピングの適切な実施にかかる状況の確認	・ GL の項目が網羅されているスコーピング案が作成されている。
	61	● GHG 排出量の算出・評価の状況の確認	・ 計測していない。
	62	● 国際機関、バイドナーの気候変動 (GHG 排出) への対応状況の確認	個別案件に紐づく事項ではないため、本調査の報告書本文に記載。
	63	● 「不可分一体の事業」、「派生的・二次的影響」、「累積的影響」の事例整理。	・ 該当しない

項目、現行ガイドライン条文	整理番号	調査アイテム	調査結果
	64	<ul style="list-style-type: none"> ● 世銀、ADB、IFC の「不可分一体の事業」、「派生的・二次的影響」、「累積的影響」への対応状況の整理 	個別案件に紐づく事項ではないため、本調査の報告書本文に記載。
法令、基準、計画等との整合性	65	<ul style="list-style-type: none"> ● 「自然保護や文化保護のために特に指定した地域」の事例整理 	<ul style="list-style-type: none"> ● プロジェクト実施区域および周辺には、「自然保護や文化保護のために特に指定した地域」はない。
	66	<ul style="list-style-type: none"> ● 世銀、ADB、IFC の「自然保護や文化保護のために特に指定した地域」に係る対応状況の整理 	個別案件に紐づく事項ではないため、本調査の報告書本文に記載。
	67	<ul style="list-style-type: none"> ● 上記以外は 2.6 にて確認 	2.6 にて確認。
社会的合意	68	<ul style="list-style-type: none"> ● ステークホルダー協議（①告知・実施日時、②場所、③方法（住民集会、個別インタビュー、言語）、④社会的弱者に対する配慮手法、⑤告知方法、⑥参加者（人数、被影響者に占める割合、所属、性別等）、⑦協議内容(事業サイトの範囲、事業形態、地域住民の持つ問題点、ニーズ等)、⑧参加者からのコメント、⑨実施機関による返答、⑩寄せられたコメントの計画や事業への反映結果、⑪協議の議事録の有無）の確認 	<ul style="list-style-type: none"> ● 環境社会影響に関してスコーピング時に実施。 ・ IEE の中で、以下のようにステークホルダーとの協議を実施した。

項目、現行ガイドライン条文	整理番号	調査アイテム	調査結果																							
			<table border="1" data-bbox="1516 296 2644 1016"> <thead> <tr> <th data-bbox="1516 296 1834 327">日時および会場</th> <th data-bbox="1834 296 2080 327">参加者</th> <th data-bbox="2080 296 2368 327">要求事項と収集情報</th> <th data-bbox="2368 296 2644 327">懸念および問題事項</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1516 327 1834 485">2014年5月26日 DOW 本省</td> <td data-bbox="1834 327 2080 485">DOW: Mr. Peko, Mr. Keith</td> <td data-bbox="2080 327 2368 485">既設橋の撤去については、West New Britain Provincial Officeの人員不足等もあり日本側で行ってほしいとの要請があった。M/Dに記載する。</td> <td data-bbox="2368 327 2644 485"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="1516 485 1834 611">2014年5月27日 DOW West New Britain Division</td> <td data-bbox="1834 485 2080 611">Mr. John Sitapai (Provincial Works Acting Manager)</td> <td data-bbox="2080 485 2368 611">West Britain Highwayは唯一の生活道路であり、橋が通行不能となると病院、学校、買い物に行くことができなくなる。</td> <td data-bbox="2368 485 2644 611"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="1516 611 1834 831">2014年5月28日 NBPOL SBLC</td> <td data-bbox="1834 611 2080 831">Mr. Ashiey Barnes (Head of Mini Estates) Mr. Peter SC Yiu (General Manager/Director), Mr. Reginald Ovasui (Admin Manager)</td> <td data-bbox="2080 611 2368 831">アウム橋の上下流とも NBPOL が国から借りている土地である。カピウラ橋の下流は、NBPOL が国から借りている土地である。カピウラ橋の上流側は、SBLC が国から借りている土地であり、協力する。</td> <td data-bbox="2368 611 2644 831">Buffer Zone とは、川に沿って 50m の範囲を Private で利用しないように規定したものである。Public で利用することは禁じていない。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1516 831 1834 1016">2014年5月28日 JICA Office at POM</td> <td data-bbox="1834 831 2080 1016">DOW : Mr. Sikam</td> <td data-bbox="2080 831 2368 1016">既設橋の撤去については、ベアリー橋等では行えるが、本件調査の対象橋梁は大型であり技術者の経験不足と機材の不足により行えない。よって日本側で行ってほしい。</td> <td data-bbox="2368 831 2644 1016"></td> </tr> </tbody> </table> <p data-bbox="1466 1146 2510 1633"> ② 場所：実施機関等 ③ 方法：個別訪問、グループインタビュー ⑤ 告知方法：個別に連絡。 ⑥ 参加者：関係機関などへの聞き取りが主となっている。 ⑦ 協議内容：事業実施上の留意事項等。 ⑧ 参加者からのコメント：・洪水時の流木や浸水等が頻繁に起こることへの懸念等。 ① ④⑨⑩⑪については記録なし。 ● RAP に関して：該当しない。 </p>				日時および会場	参加者	要求事項と収集情報	懸念および問題事項	2014年5月26日 DOW 本省	DOW: Mr. Peko, Mr. Keith	既設橋の撤去については、West New Britain Provincial Officeの人員不足等もあり日本側で行ってほしいとの要請があった。M/Dに記載する。		2014年5月27日 DOW West New Britain Division	Mr. John Sitapai (Provincial Works Acting Manager)	West Britain Highwayは唯一の生活道路であり、橋が通行不能となると病院、学校、買い物に行くことができなくなる。		2014年5月28日 NBPOL SBLC	Mr. Ashiey Barnes (Head of Mini Estates) Mr. Peter SC Yiu (General Manager/Director), Mr. Reginald Ovasui (Admin Manager)	アウム橋の上下流とも NBPOL が国から借りている土地である。カピウラ橋の下流は、NBPOL が国から借りている土地である。カピウラ橋の上流側は、SBLC が国から借りている土地であり、協力する。	Buffer Zone とは、川に沿って 50m の範囲を Private で利用しないように規定したものである。Public で利用することは禁じていない。	2014年5月28日 JICA Office at POM	DOW : Mr. Sikam	既設橋の撤去については、ベアリー橋等では行えるが、本件調査の対象橋梁は大型であり技術者の経験不足と機材の不足により行えない。よって日本側で行ってほしい。	
日時および会場	参加者	要求事項と収集情報	懸念および問題事項																							
2014年5月26日 DOW 本省	DOW: Mr. Peko, Mr. Keith	既設橋の撤去については、West New Britain Provincial Officeの人員不足等もあり日本側で行ってほしいとの要請があった。M/Dに記載する。																								
2014年5月27日 DOW West New Britain Division	Mr. John Sitapai (Provincial Works Acting Manager)	West Britain Highwayは唯一の生活道路であり、橋が通行不能となると病院、学校、買い物に行くことができなくなる。																								
2014年5月28日 NBPOL SBLC	Mr. Ashiey Barnes (Head of Mini Estates) Mr. Peter SC Yiu (General Manager/Director), Mr. Reginald Ovasui (Admin Manager)	アウム橋の上下流とも NBPOL が国から借りている土地である。カピウラ橋の下流は、NBPOL が国から借りている土地である。カピウラ橋の上流側は、SBLC が国から借りている土地であり、協力する。	Buffer Zone とは、川に沿って 50m の範囲を Private で利用しないように規定したものである。Public で利用することは禁じていない。																							
2014年5月28日 JICA Office at POM	DOW : Mr. Sikam	既設橋の撤去については、ベアリー橋等では行えるが、本件調査の対象橋梁は大型であり技術者の経験不足と機材の不足により行えない。よって日本側で行ってほしい。																								
69		● 外部からの指摘事項が確認された場合には、その原因（GL 記載内容が十分であったかを含む GL 自体の問題、解釈の違い、運用能力等）について確認	・外部からの指摘事項は確認されない。																							

項目、現行ガイドライン条文	整理番号	調査アイテム	調査結果
	70	● 社会的弱者に対する配慮事例の整理	● 社会的弱者に対する配慮の有無 ・ 該当しない。
生態系及び生物相	71	● 「重要な自然生息地」の事例（含む判断根拠、森林以外の地域、生物多様性重要地域の配慮状況、地域コミュニティにもたらす影響や地域コミュニティが自然生息地にもたらす影響、社会環境に与える影響や社会環境が与える影響）の整理	・ 該当しない
	72	● 「重要な自然生息地における事業実施条件」に基づき事業を実施した事例整理	● 該当しない。
	73	● 世銀、ADB、IFCの「重要な自然生息地」、「著しい転換・著しい劣化」に係る対応状況の整理	個別案件に紐づく事項ではないため、本調査の報告書本文に記載。
	74	● 違法伐採の有無の確認	・ 違法伐採は確認されない。
非自発的住民移転	75	● 住民移転計画の作成有無・公開状況・協議の有無と内容・協議に際する言語と様式の確認。	● 住民移転計画の作成：該当しない
	76	● 非自発的住民移転及び生計手段の喪失は、回避・最小化が検討・実施され、対象者と文書等で合意の上で実効性のある対策が講じられているかの確認。	● 該当しない。
	77	● 環境レビュー段階の想定被影響住民数の確認	● 該当しない。
	78	● モニタリング段階における被影響住民数の確認	● 該当しない。
	79	● 環境レビュー段階の補償内容（補償のタイミング、再取得価格を含む補償費の算出方法、生計回復策、その他支援内容）の確認。	● 該当しない。
	80	● 現地調査対象案件については、移転住民が以前の生活水準や収入機会、生産水準において改善又は少なくとも回復できているかの確認。	● 該当しない。

項目、現行ガイドライン条文	整理番号	調査アイテム	調査結果
	81	● 苦情処理メカニズムの整備状況の確認	苦情処理メカニズムの計画：該当しない。
先住民族	82	● 先住民族への影響の有無の確認	・事業地周辺には、少数民族・先住民族は確認されていない。
	83	● 負の影響の回避・最小化の検討状況確認	・事業地周辺には、少数民族・先住民族は確認されていない。
	84	● 先住民族計画の作成・公開状況確認	・事業地周辺には、少数民族・先住民族は確認されていない。
	85	● FPIC の実施状況確認	・事業地周辺には、少数民族・先住民族は確認されていない。
モニタリング	86	● モニタリング計画の作成状況確認	● 環境モニタリング計画：作成されている。 ● 移転（RAP）モニタリング計画：該当しない。
	87	● 上記以外は 3.2 にて確認	3.2 にて確認。
別紙 2 カテゴリ A に必要な環境アセスメント報告書	88	● EIA の承認状況、言語、現地での公開状況及び複製の可否の確認	● 該当しない。
	89	● EIA において GL に記載の必要な項目が含まれているかの確認	● 該当しない。
	90	● 大規模住民移転を理由にカテゴリ A と判断された案件における EIA 実施状況の整理	● 該当しない。
別紙 3 一般に影響を及ぼしやすいセクター・特性、影響を受けやすい地域の例示	91	● 「影響を及ぼしやすいセクター」の妥当性の確認。（配電、上水道、農業等、影響を及ぼしやすい特性や影響を受けやすい地域に該当しない限りそれ自体はカテゴリ分類に影響しないと思われるセクターの影響の重大さの整理。）	● 該当しない。
別紙 4 スクリーニング様式	92	● （調査アイテム無し）環境 GL が改定された場合は、スクリーニング様式も併せて変更。	● 該当しない。
別紙 5 チェックリストにおける分類・チェック項目	93	● （調査アイテム無し）環境 GL が改定された場合は、チェックリストも併せて変更。	● 該当しない。

項目、現行ガイドライン条文	整理番号	調査アイテム	調査結果
別紙6 モニタリングを行う項目	94	● モニタリング項目の妥当性、基準値の記載、工事中・供用時の区分	● モニタリング項目：モニタリングレポートの項目（大気質、水質、廃棄物、自然環境、社会環境）。 ● 基準値の記載：モニタリングレポートによれば概ね日本の基準値を使用している。 ● モニタリング頻度：モニタリング計画には項目ごとに頻度が記載されている。 ● 工事中・供用時の区分：区分されている
その他			

個別案件シート（JICA 環境社会配慮ガイドラインのレビュー調査結果）

<事業概要>

案件名／案件種別／贈与契約締結日	ククム幹線道路改善計画（詳細設計）／無償／2015/5/26
カテゴリ分類及び分類根拠	カテゴリ B 「国際協力機構環境社会配慮ガイドライン」（2010年4月公布）に掲げる道路セクターのうち大規模なものに該当せず、環境へ望ましくない影響は重大でないと判断され、かつ、同ガイドラインに掲げる影響を及ぼしやすい特性及び影響を受けやすい地域に該当しないため。
事業目的	本事業は、当国の主要道路であるククム幹線道路において既存橋梁及び道路のハード面の改善と道路施設運用管理向上によるソフト面（安全性・利便性）の改善を行うことにより、渋滞の緩和及び交通の安全性強化等を図り、災害復旧・防災及び物流改善に寄与する。
プロジェクトサイト	ソロモン国 ホニアラ市
事業概要	1) 土木工事、調達機器等の内容 新マタニコ橋改修・拡幅（拡幅部2車線（計4車線）、66m）、旧マタニコ橋架替（2車線、60m）ククム幹線道路改修（約3.0Km）、市役所前ラウンドアバウト改良および中央市場前渋滞緩和対策（バス停改良、歩行者道路横断施設整備等）。 2) コンサルティング・サービス/ソフトコンポーネントの内容 道路・橋梁の建設工事にかかる実施設計、施工監理等。ソフトコンポーネントは、中央市場前の交通管理体制構築および交通安全啓発、環境社会配慮
実施機関名	インフラ開発省（Ministry of Infrastructure Development: MID）
総事業費/概算協力額	総事業費 34.72 億円（概算協力額（日本側）：32.77 億円、ソロモン国側：1.95 億円）

I. 基本的事項

項目、現行ガイドライン条文	整理番号	調査アイテム	調査結果
1.1 理念	1	（レビュー調査全体を通じて確認） ● 開発協力大綱等の政府方針、持続可能な開発目標（SDGs）等の国際的援助潮流の整理	個別案件に紐づく事項ではないため、本調査の報告書本文に記載。
1.2 目的			
1.3 定義			
1.4 環境社会配慮の基本方針			
1.5 JICA の責務	2	（第Ⅱ、Ⅲ章のレビュー調査を通じて確認） ● IFC、ADB 等、他ドナーにおける出資案件における責務について確認	個別案件に紐づく事項ではないため、本調査の報告書本文に記載。
1.6 相手国政府に求める要件	3	（別紙Ⅰのレビュー調査を通じて確認）	別紙Ⅰを参照。
1.7 対象とする協力事業	4	● 現行 GL 施行後に増えた協力事業（海外投融资、中小企業支援等）の整理	個別案件に紐づく事項ではないため、本調査の報告書本文に記載。
	5	● 現行 GL 施行後の業務環境の変化（インフラ輸出の促進、迅速化、国際金融機関との協調融資の増加等）の整理	個別案件に紐づく事項ではないため、本調査の報告書本文に記載。
1.8 緊急時の措置	6	● 「緊急時の措置」の適用実績整理（カテゴリ分類、緊急時の判断基準、助言委員会関与方法、情報公開、モニタリング、フォローアップ措置等）	・該当しない。
1.9 普及	7	● 相手国等に対する説明実績、説明内容の整理	● JICAGL に関する説明実績：審査時に説明済。 ● JICAGL に関する説明内容：JICA GL の遵守、適切な環境社会配慮の実施、情報公開、モニタリング実施等につき説明。 ● JICAGL に関する研修実績：無。
1.10 環境社会配慮助言委員会	8	（第Ⅱ章 2.7 「環境社会配慮助言委員会による助言」のレビュー調査を通じて確認）	第Ⅱ章 2.7 「環境社会配慮助言委員会による助言」を参照。

II. 環境社会配慮のプロセス

項目、現行ガイドライン条文	整理番号	調査アイテム	調査結果
2.1 情報の公開	9	● JICA による情報公開（カテゴリ分類、最終報告書、環境社会配慮文書、環境レビュー結果、モニタリング結果）状	● カテゴリ分類の情報公開：公開あり ● 協力準備調査 最終報告書の情報公開：公開あり

項目、現行ガイドライン条文	整理番号	調査アイテム	調査結果
		況確認	<ul style="list-style-type: none"> ● 環境社会配慮文書（EIA・RAP・IPP など）の情報公開：環境レビュー段階で公開が必要な文書は該当なし。 ● 環境レビュー結果（＝事前評価表）の情報公開状況：公開あり ● モニタリング結果の情報公開： <ul style="list-style-type: none"> ・合意状況：環境モニタリング結果についてのみ公開に合意。 ・公開状況：公開あり
	10	● 相手国等による情報公開（環境社会配慮文書、モニタリング結果）状況（公開場所、公開時期、言語等）	EIA：本事業は IEE 対象。実施機関にて公開されている ARAP：実施機関にて公開されている 環境モニタリング：実施機関にて公開されている 社会モニタリング：公開に関する合意なし
	11	● JICA から相手国等に対する情報公開の働きかけの状況確認	案件形成段階において GL の説明を通じて情報公開を促している。
	12	● 第三者からの情報提供の求めの有無と対応状況確認	無
	13	● 情報開示が禁じられる情報についての対応状況確認	JICA における情報公開については、全て相手国の了承を得ている。
2.2 カテゴリ分類	14	● カテゴリ分類結果、根拠の整理	<ul style="list-style-type: none"> ● カテゴリ分類結果：カテゴリ B ● カテゴリ分類の根拠： 本事業は、道路セクターのうち大規模なものに該当しない。また、事業対象地域は国立公園等の影響を受けやすいまたはその周辺に該当せず、大規模な住民移転等の影響を及ぼしやすい特性を有しない。 ● カテゴリ分類の根拠と実態の乖離：無
	15	● カテゴリ分類の変更の有無と有の場合の根拠の整理	● カテゴリ分類の変更：無
	16	● カテゴリ分類の妥当性について外部より指摘を受けた案件の分類結果の妥当性の確認	・外部からの指摘は確認されなかった。
	17	● スクリーニング様式の提出状況	・スクリーニング様式の提出：当該様式の提出は確認できないが、実施機関から徴求した相応の情報に基づきスクリーニングを実施。
2.3 環境社会配慮の項目	18	(別紙1のレビュー調査を通じて確認)	別紙1を参照。
2.4 現地ステークホルダーとの協議	19	● JICA と相手国等による協議状況確認	・GA 締結時に協議を実施している。
	20	● 上記以外は別紙1「社会的合意」のレビュー調査を通じて確認	別紙1「社会的合意」を参照。
2.5 社会環境と人権への配慮	21	● 権利が制限されている地域における協力事業での情報公開や現地ステークホルダーとの協議の際の配慮状況の確認	・該当しない
	22	● 社会的弱者に対する人権配慮の有・内容確認	別紙1「社会的合意」を参照。
2.6 参照する法令と基準	23	<ul style="list-style-type: none"> ● 相手国の国内法遵守の有無 ● 世銀 SGP やその他国際基準との乖離の有無 	<ul style="list-style-type: none"> ● 相手国の国内法遵守の有無 ・EIA・IEE の承認有無：IEE 相当の環境調査手続き（Public Environment Report: PER）を実施し、先方政府環境保護局からの開発同意書を取得済 ・国内法に基づいた RAP 作成有無：RAP 作成に関わる国内法はないが、JICA ガイドライン、世銀 SGP、同国における事例に基づく簡易 RAP が作成されている。 ● 世銀 SGP やその他国際基準との乖離の有無：無
	24		
	25	● 世銀のセーフガード政策から Environmental and Social Framework (ESF) への変更点の整理	個別案件に紐づく事項ではないため、本調査の報告書本文に記載。
	26	● 世銀 ESF と現行 GL の相違点	個別案件に紐づく事項ではないため、本調査の報告書本文に記載。
	27	● ADB、IFC のセーフガード政策で参照できる基準やグットプラクティス等の整理	個別案件に紐づく事項ではないため、本調査の報告書本文に記載。
2.7 環境社会配慮助言委員会による助言	28	● 助言委員会の開催実績整理（運営改善の取り組み含め情報整理、情報公開状況含む）	・該当しない
	29	● 環境レビュー時の助言対応状況確認	・該当しない
2.8 JICA の意思決定	30	● 合意文書における合意状況確認	・合意文書締結済み。

項目、現行ガイドライン条文	整理番号	調査アイテム	調査結果
	31	● 合意文書に基づき、協力事業を中止した事例の整理	・該当しない。
2.9 ガイドラインの適切な実施と遵守の確保	32	● 別途、「異議申立手続き」の見直し作業を通じて対応	・該当しない
2.10 ガイドラインの適用と見直し	33	N/A	・該当しない

III. 環境社会配慮の手続き

項目、現行ガイドライン条文	整理番号	調査アイテム	調査結果
3.1 協力準備調査	34	● 「プロジェクトを実施しない案」を含む代替案検討の事例整理	・新マタニコ橋の拡張、市役所前ラウンドアバウトの改良について、事業を実施しないオプションを含めた複数の案が、それぞれ技術的側面、コスト、環境社会配慮、土地取得の観点から比較検討されている。
	35	● 協力準備調査の各種手続きの実施状況確認(スコーピング、EIA 等調査、情報公開、ステークホルダー協議等)	● スコーピング：実施済 ● EIA 等調査： IEE レベル調査を実施済 ● 情報公開：2.1「情報の公開」を参照。 ● ステークホルダー協議等：別紙1「社会的合意」を参照。
3.2 有償資金協力、無償資金協力、技術協力プロジェクト	36	● カテゴリ分類に応じた環境レビューに係る手続き・情報公開の実施状況確認 ・環境チェックリストの作成状況 ・EIA, ECC, RAP, IPP の取得・公開状況等 ・FI の場合、金融仲介者等の環境社会配慮確認実施能力の確認状況及びカテゴリ A 相当のサブプロジェクトに対する環境レビュー状況等	● 環境チェックリストの作成状況：作成済。 ● EIA,ECC,RAP,IPP の取得・公開状況 ・EIA：相手国での公開有 ・ECC：相手国での公開有 ・ARAP：相手国での公開有 ・IPP：対象外 ● 本案件は FI 事業ではない。
	37	● エンジニアリング・サービス借款実施案件の環境レビュー実績の整理	・ES 借款ではない。
	38	● エンジニアリング・サービス借款の実施段階における相手国等による環境社会配慮実施状況の確認。	・ES 借款ではない。
	39	● モニタリング結果の受領、公開状況確認	● モニタリング結果の受領 ・審査時の合意：環境モニタリング結果について、JICA に報告する。 ・作成状況：作成済み。 ・受領状況：受領済み。 ● モニタリング結果の公開状況 ・公開済み。
	40	● 第三者からのモニタリング結果の公開請求への対応状況の確認	● モニタリング結果の公開請求： 無 ●
	41	● 環境レビュー結果とモニタリング結果の乖離が確認された場合には、その原因（GL 記載内容が十分であったかを含む GL 自体の問題、解釈の違い、運用能力等）について確認。	・乖離なし。
	42	● 合意文書に基づき、相手国に対応を求め、貸付実行を停止した事例の整理	・該当しない。
	43	● プロジェクトの重大な変更が生じた案件の手続きの実施状況の確認	● 重大な変更が生じた案件であるか：該当しない。 ● GA 後に IEE/EIA が改定されたか：該当しない。
3.3 外務省が自ら行う無償資金協力について JICA が行う事前の調査	44	● 外務省に協力の停止を提言した事例の整理	・該当しない。
3.4 開発計画調査型技術協力	45	● カテゴリ分類に応じた各段階での手続きの実施状況確認 ・スクリーニングの実施状況 ・スコーピングの実施状況 ・JICA と相手国等の協議状況	・開発計画調査型技術協力ではないため該当しない。

項目、現行ガイドライン条文	整理番号	調査アイテム	調査結果
		・合意文書や報告書等の公開状況等	
	46	● SEA のステークホルダー協議の実施状況確認	・開発計画調査型技術協力ではないため該当しない。
	47	● 開発調査型技術協力終了後に予期せぬ環境社会影響が生じた場合の対応状況確認	・開発計画調査型技術協力ではないため該当しない。

別紙 1 ～ 6

項目、現行ガイドライン条文	整理番号	調査アイテム	調査結果
別紙 1 対象プロジェクトに求められる環境社会配慮	48	● 日本・他ドナーにおける環境社会配慮関連の「費用・便益の量化方法」の取り扱い確認	個別案件に紐づく事項ではないため、本調査の報告書本文に記載。
	49	● 日本・他ドナーにおける「災害の環境影響評価」の取り扱い確認	個別案件に紐づく事項ではないため、本調査の報告書本文に記載。
基本的事項	50	● 計画段階における環境・社会影響の調査・検討状況確認	<ul style="list-style-type: none"> ● 環境：協力準備調査でベースライン調査が実施されている。 ● 社会：協力準備調査でベースライン調査が実施されている。
	51	● 影響の回避・最小化のための代替案や緩和策の検討状況確認	<ul style="list-style-type: none"> ・新マタニコ橋の拡張、市役所前ラウンドアバウトの改良について、事業を実施しないオプションを含めた複数の案が、それぞれ技術的側面、コスト、環境社会配慮、用地取得の観点から比較検討されている。 ・協力準備調査において、緩和策が検討されている。
	52	● 検討結果のプロジェクト計画への反映状況確認	・環境社会配慮を考慮した代替案に基づき検討されている。
	53	● 環境社会配慮関連費用・便益の定量的評価に努めており、定性的な評価も加えているかの確認	<ul style="list-style-type: none"> ● 環境： <ul style="list-style-type: none"> ・定量的な評価：工事中の環境緩和策に関わる費用については、工事費用に含まれることが明記されている。 ・定性的な評価：記録なし。 ● 社会： <ul style="list-style-type: none"> ・定量的な評価：用地取得に伴う補償費用については算出されている。また便益に関する定量的効果は、交通渋滞長及び平均走行速度が算出されている。 ・定性的な評価：物流の改善、交通安全性・利便性向上、降雨時の円滑な交通確保、河川増水等への防災対策及び横断歩道・地下道等の運用管理能力の向上が示されている。
	54	● 環境社会配慮関連費用・便益は、プロジェクトの経済的、財政的、制度的、社会的及び技術的分析との密接な調和が図られているかの確認	該当しない（無償事業においては、EIRR の計算を行っていないため詳細の分析を実施していない。）
	55	● 環境社会配慮の検討結果につき、代替案や緩和策も含め独立の文書あるいは、他の文書の一部として表されているかの確認	・IEE が作成されている。
	56	● 特に影響が大きいプロジェクトについては、環境影響評価報告書が作成されているかの確認	・特に影響が大きいプロジェクトに該当しない。
57	● 特に影響が重大と思われるプロジェクトや、異論が多いプロジェクトについて専門家からなる委員会が設置されたかの確認	・特になし。	
対策の検討	58	● 環境管理計画、モニタリング計画など適切なフォローアップの計画や体制、そのための費用及びその調達方法の計画策定状況確認	<ul style="list-style-type: none"> ● 環境管理計画 <ul style="list-style-type: none"> ・実施体制：実施機関が担う ・費用：通常の工事管理に含まれる旨が記載されている。 ・調達方法：各項目の担当組織及び関連費用が検討されている。 モニタリング計画 <ul style="list-style-type: none"> ・実施体制：環境については、工事業者および工事監理コンサルタントが環境モニタリングを実施し、インフラ開発省（Ministry of Infrastructure Development：MID）がモニタリング作業を監理する。社会（用地取得）については、MID が委託したコンサルタントがモニタリングを実施し、MID に報告する。 ・費用：実施機関が予算措置を行う。 ・調達方法：各項目の担当組織及び関連費用が検討されている。

項目、現行ガイドライン条文	整理番号	調査アイテム	調査結果
検討する影響スコープ	59	● 上記以外は 2.8 にて確認	2.8 にて確認。
	60	● スコーピングの適切な実施にかかる状況の確認	・ GL の項目が網羅されているスコーピング案が作成されている。
	61	● GHG 排出量の算出・評価の状況の確認	・ 工事前／工事中における建設機械の稼働による二酸化炭素発生量を使用燃料、単位重量あたりの発生熱量、単位熱量あたりの二酸化炭素排出量から計算している。
	62	● 国際機関、バイドナーの気候変動（GHG 排出）への対応状況の確認	個別案件に紐づく事項ではないため、本調査の報告書本文に記載。
	63	● 「不可分一体の事業」、「派生的・二次的影響」、「累積的影響」の事例整理。	・ 該当しない
法令、基準、計画等との整合性	64	● 世銀、ADB、IFC の「不可分一体の事業」、「派生的・二次的影響」、「累積的影響」への対応状況の整理	個別案件に紐づく事項ではないため、本調査の報告書本文に記載。
	65	● 「自然保護や文化保護のために特に指定した地域」の事例整理	● 自然保護や文化保護のために特に指定した地域の該当有無：事業対象地及びその周辺に、国立公園等の保護区は存在しない。
	66	● 世銀、ADB、IFC の「自然保護や文化保護のために特に指定した地域」に係る対応状況の整理	個別案件に紐づく事項ではないため、本調査の報告書本文に記載。
	67	● 上記以外は 2.6 にて確認	2.6 にて確認。
社会的合意	68	● ステークホルダー協議（①告知・実施日時、②場所、③方法（住民集会、個別インタビュー、言語）、④社会的弱者に対する配慮手法、⑤告知方法、⑥参加者（人数、被影響者に占める割合、所属、性別等）、⑦協議内容（事業サイトの範囲、事業形態、地域住民の持つ問題点、ニーズ等）、⑧参加者からのコメント、⑨実施機関による返答、⑩寄せられたコメントの計画や事業への反映結果、⑪協議の議事録の有無）の確認	<ul style="list-style-type: none"> ● 環境に関して：2 回ステークホルダー会議を実施した。 ① 告知日時：記録なし 実施日時： ・ 第 1 回：2014/3/20 ・ 第 2 回：2014/8/27 ② ・ 第 1 回：ヘリテージパークホテル（ホニアラ市） ・ 第 2 回：キタノ・メンダナ・ホテル（ホニアラ市） ③ ・ 住民集会 ・ 言語：記録なし ④ 記録なし ⑤ 告知方法：記録なし ⑥ 主な参加者は、政府・自治体、主な企業、援助機関、報道関係者、地域住民（36 名） ⑦ ・ 第 1 回：事業概要の説明および質疑 ・ 第 2 回：事業概要（ドラフト）、環境社会配慮（本プロジェクトが及ぼす環境社会影響の見通し、今後の手続き）の説明および質疑 ⑧ ・ 第 1 回：交通渋滞の解消方法、チャイナタウンへのアクセスについての要望、バス停や交差点の改善、工事 中の交通、等 中央市場周辺の交通施設、特にバスおよびタクシー関連、およびチャイナタウンへのアクセスについての要望 ・ 第 2 回：工事中の安全対策、街路灯の整備計画、等 ⑨ 第 1 回 ・ 交通渋滞の解消方法⇒新マタニコ橋の拡幅、市役所前のラウンドアバウト改良、また中央市場前のバスベイ移 設や横断歩道の改良で渋滞解消が見込まれる予定である。 ・ チャイナタウンへのアクセスについての要望⇒新マタニコ橋を拡幅、旧マタニコ橋の架け替えが実施される ため、渋滞が緩和されると予測される。 ・ フェンスの設置の計画について、既存のフラワーポットの活用の要望⇒フェンスに代わるフラワーポットや その他の植生を設置するような設計を検討する。 ・ 工事中の交通⇒迂回路や工事中の交通計画の作成を提案する。 第 2 回 ・ 工事中の安全対策⇒4 車線のうち工事による通行止めは 1 車線に限る計画。中央市場の区間や交差点の工事 は基本的に夜間工事を計画している。 ・ 街路灯の整備計画⇒改修するランドアバウトや中央分離帯の位置の移動に伴い計 10 ヶ所街路灯を新設し、既

項目、現行ガイドライン条文	整理番号	調査アイテム	調査結果
			<p>存9ヶ所を補修する。</p> <p>⑩ 第1回であげられた要望は計画に反映され、第2回で報告し高い評価を得た旨が記録されている。</p> <p>⑪ 協力準備調査報告書に添付されている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● ARAPに関して：実施機関により住民移転対象者に向けて、国内法に基づいて個別の協議が実施されたことを確認。記録なし。 ● コンサルテーションの好事例： <ul style="list-style-type: none"> ・第1回であげられた要望の計画への反映結果を第2回で報告している。 ● ステークホルダー分析の実施：記録なし
	69	● 外部からの指摘事項が確認された場合には、その原因（GL記載内容が十分であったかを含むGL自体の問題、解釈の違い、運用能力等）について確認	・無
	70	● 社会的弱者に対する配慮事例の整理	記録なし
生態系及び生物相	71	● 「重要な自然生息地」の事例（含む判断根拠、森林以外の地域、生物多様性重要地域の配慮状況、地域コミュニティにもたらす影響や地域コミュニティが自然生息地にもたらす影響、社会環境に与える影響や社会環境が与える影響）の整理	・重要な自然生息地は該当しない。
	72	● 「重要な自然生息地における事業実施条件」に基づき事業を実施した事例整理	・該当しない。
	73	● 世銀、ADB、IFCの「重要な自然生息地」、「著しい転換・著しい劣化」に係る対応状況の整理	個別案件に紐づく事項ではないため、本調査の報告書本文に記載。
	74	● 違法伐採の有無の確認	・該当しない
非自発的住民移転	75	● 住民移転計画の作成有無・公開状況・協議の有無と内容・協議に際する言語と様式の確認。	● 住民移転計画の作成：非自発的住民移転は発生しない
	76	● 非自発的住民移転及び生計手段の喪失は、回避・最小化が検討・実施され、対象者と文書等で合意の上で実効性のある対策が講じられているかの確認。	● 非自発的住民移転及び生計手段の喪失は回避・最小化が検討・実施されたか：該当しない。 ● 用地取得に伴う所有者、利用者の生計手段の喪失は発生しない。
	77	● 環境レビュー段階の想定被影響住民数の確認	・該当しない
	78	● モニタリング段階における被影響住民数の確認	・該当しない
	79	● 環境レビュー段階の補償内容（補償のタイミング、再取得価格を含む補償費の算出方法、生計回復策、その他支援内容）の確認。	<ul style="list-style-type: none"> ● 補償のタイミング：用地取得前 ● 土地の再取得価格での補償方針の有無：有。 ● 再取得価格を含む補償費の算出方法： <ul style="list-style-type: none"> ・本プロジェクトの周辺における実勢取引価格をもとに、税金等を含めて再取得価格として補償額を算出している。 ● 生計回復策の内容：該当しない。
	80	● 現地調査対象案件については、移転住民が以前の生活水準や収入機会、生産水準において改善又は少なくとも回復できているかの確認。	・現地調査対象案件ではないため該当しない。
	81	● 苦情処理メカニズムの整備状況の確認	<ul style="list-style-type: none"> ● 苦情処理メカニズムの計画： <ul style="list-style-type: none"> ・MIDは被影響住民（PAPs）に対し、苦情処理窓口をMIDの中央事業実施組織（CPIU）内に設置すること、苦情処理窓口の役割および連絡方法について周知する。周知は、土地取得交渉の合意時点でMIDからPAPsに対して文書で提示することによって行なう。MID内にプロジェクトオフィスを設置し、PAPsはMIDのプロジェクトオフィスと相談し、その場で解決されることが望ましい。相談・合意の内容は、プロジェクトオフィスのスタッフにより記録される。合意に至らない場合、苦情申し立て者は、直接MIDと協議を行なう。MIDは、申し立て者に対し、誠実に対応する。

項目、現行ガイドライン条文	整理番号	調査アイテム	調査結果
			<ul style="list-style-type: none"> ● 計画された苦情処理メカニズムの整備状況：計画の通り。 ● 苦情の有無：特になし
先住民族	82	● 先住民族への影響の有無の確認	・事業地周辺には、少数民族・先住民族は確認されていない。
	83	● 負の影響の回避・最小化の検討状況確認	・該当しない。
	84	● 先住民族計画の作成・公開状況確認	・該当しない。
	85	● FPIC の実施状況確認	・該当しない。
モニタリング	86	● モニタリング計画の作成状況確認	<ul style="list-style-type: none"> ● 環境モニタリング計画：環境モニタリング計画案は、協力準備調査報告書に記載されている。 ● 移転（RAP）モニタリング計画：ARAP モニタリング計画案は、協力準備調査報告書に記載されている。
	87	● 上記以外は 3.2 にて確認	3.2 にて確認。
別紙 2 カテゴリ A に必要な環境アセスメント報告書	88	● EIA の承認状況、言語、現地での公開状況及び複製の可否の確認	・カテゴリ B のため対象外。
	89	● EIA において GL に記載の必要な項目が含まれているかの確認	・該当しない。
	90	● 大規模住民移転を理由にカテゴリ A と判断された案件における EIA 実施状況の整理	● 大規模住民移転を理由にカテゴリ A と判断された案件であるか：該当しない。
別紙 3 一般に影響を及ぼしやすいセクター・特性、影響を受けやすい地域の例示	91	● 「影響を及ぼしやすいセクター」の妥当性の確認。（配電、上水道、農業等、影響を及ぼしやすい特性や影響を受けやすい地域に該当しない限りそれ自体はカテゴリ分類に影響しないと思われるセクターの影響の重大さの整理。）	・対象外。
別紙 4 スクリーニング様式	92	● （調査アイテム無し）環境 GL が改定された場合は、スクリーニング様式も併せて変更。	・該当しない
別紙 5 チェックリストにおける分類・チェック項目	93	● （調査アイテム無し）環境 GL が改定された場合は、チェックリストも併せて変更。	・該当しない
別紙 6 モニタリングを行う項目	94	● モニタリング項目の妥当性、基準値の記載、工事中・供用時の区分	<ul style="list-style-type: none"> ● モニタリング項目：工事中の大気汚染、水質、廃棄物、土壌汚染、騒音・振動、既存の社会インフラや社会サービス、作業環境・事故、気候変動 ● 基準値の記載（計画）： <ul style="list-style-type: none"> ・参照基準：影響が軽微であるため、基準によらず測定と観察でのモニタリング計画となっている。 ● モニタリング頻度： <ul style="list-style-type: none"> ・環境：項目によって異なり、建設開始前に一回のみ、毎月、杭工事の期間中 2 週毎の項目がある。 ・社会：補償費の支払いは建設開始前 2 回、苦情処理手続きは 2 ヶ月ごとに実施する。 ● 生計回復策の計画と実績の乖離（モニタリング頻度含む）：生計の変化が予見されていないため、生計回復プログラムは準備されていない。 ● 工事中・供用時の区分：区分されている。
その他			

個別案件シート（JICA 環境社会配慮ガイドラインのレビュー調査結果）

<事業概要>

案件名/ 案件種別/ 海外投融資/ 贈与契約調印日	貝類養殖技術研究センター建設計画/ 無償/ 2015/6/16
カテゴリ分類及び分類根拠	カテゴリ B 「国際協力機構環境社会配慮ガイドライン」（2010 年 4 月公布）に掲げる影響を及ぼしやすいセクター・特性及び影響を受けやすい地域に該当せず、環境への望ましくない影響は重大でないと判断されるため。
事業目的	本事業は、テトゥアン県アムサ湾沿岸において、貝類を対象とした養殖技術研究センターを建設し、養殖技術研究に必要な機材を整備することにより、国立漁業研究所（INRH）の種苗生産を含む養殖技術の研究及び開発能力の向上を図り、もって同国の種苗生産を含む貝類養殖技術の確立に寄与する。
プロジェクトサイト	モロッコ国 タンジェ・テトゥアン州テトゥアン県アムサ湾沿岸（同県の人口：2.47 百万人）
事業概要	1) 土木工事、調達機器等の内容 施設：管理棟（567 m ² ）、飼育研究棟（951 m ² ）、高架水槽塔（78 m ² ）、電気室棟（48 m ² ）、海水取水施設（取水管距離372m）、その他施設（87 m ² ） 機材：飼育研究機材（飼育水槽等44 点）、海上養殖試験機材（ランタンネット、流速計等60 点）、実験研究機材（顕微鏡、分光光度計等64 点）、飼料培養機材（122 点）程度 2) コンサルティング・サービス/ソフトコンポーネントの内容 詳細設計、入札補助、施工監理、研究員等を対象とした施設内防疫・衛生管理に関する指導、植物プランクトン保管・培養・増殖に関する指導。
実施機関	国立漁業研究所（INRH: Institut National de Recherche Halieutique）
総事業費/概算協力額	総事業費 12.3 億円（概算協力額（日本側）：12 億円、（モロッコ国側）：0.3 億円）

I. 基本的事項

項目、現行ガイドライン条文	整理番号	調査アイテム	調査結果
1.1 理念	1	（レビュー調査全体を通じて確認） ● 開発協力大綱等の政府方針、持続可能な開発目標（SDGs）等の国際的援助潮流の整理	個別案件に紐づく事項ではないため、本調査の報告書本文に記載。
1.2 目的			
1.3 定義			
1.4 環境社会配慮の基本方針			
1.5 JICA の責務	2	（第 II、III 章のレビュー調査を通じて確認） ● IFC、ADB 等、他ドナーにおける出資案件における責務について確認	個別案件に紐づく事項ではないため、本調査の報告書本文に記載。
1.6 相手国政府に求める要件	3	（別紙 1 のレビュー調査を通じて確認）	別紙 1 を参照。
1.7 対象とする協力事業	4	● 現行 GL 施行後に増えた協力事業（海外投融資、中小企業支援等）の整理	個別案件に紐づく事項ではないため、本調査の報告書本文に記載。
	5	● 現行 GL 施行後の業務環境の変化（インフラ輸出の促進、迅速化、国際金融機関との協調融資の増加等）の整理	個別案件に紐づく事項ではないため、本調査の報告書本文に記載。
1.8 緊急時の措置	6	● 「緊急時の措置」の適用実績整理（カテゴリ分類、緊急時の判断基準、助言委員会関与方法、情報公開、モニタリング、フォローアップ措置等）	・該当しない。
1.9 普及	7	● 相手国等に対する説明実績、説明内容の整理	● JICAGL に関する説明実績：審査時に説明済み。 ● JICAGL に関する説明内容：JICAGL の遵守、モニタリングの実施等。 ● JICAGL に関する研修実績：無
1.10 環境社会配慮助言委員会	8	（第 II 章 2.7 「環境社会配慮助言委員会による助言」のレビュー調査を通じて確認）	第 II 章 2.7 「環境社会配慮助言委員会による助言」を参照。

II. 環境社会配慮のプロセス

項目、現行ガイドライン条文	整理番号	調査アイテム	調査結果
2.1 情報の公開	9	● JICA による情報公開（カテゴリ分類、最終報告書、環境社会配慮文書、環境レビュー結果、モニタリング結果）状況確認	● カテゴリ分類の情報公開：公開あり ● 協力準備調査 最終報告書の情報公開：公開あり ● 環境社会配慮文書（EIA・RAP・IPP など）の情報公開：環境レビュー段階で公開が必要な環境社会配慮文書なし。RAP と IPP は該当しない。

項目、現行ガイドライン条文	整理番号	調査アイテム	調査結果
			<ul style="list-style-type: none"> ● 環境レビュー結果（＝事前評価表）の情報公開状況：公開あり ● モニタリング結果の情報公開： <ul style="list-style-type: none"> ・合意状況：環境・社会モニタリング結果とも公開について合意されていない。 ・公開状況：該当しない（公開に関する合意なし）
	10	● 相手国等による情報公開（環境社会配慮文書、モニタリング結果）状況（公開場所、公開時期、言語等）	<ul style="list-style-type: none"> ● EIA：公開状況は不明。要確認。 ● Loi n° 12-03 relative aux EIE(環境影響評価調査に関連する法律 12-03)によれば、環境認可を得る手続きとして、実施機関により、サイトのコミュニケーションの集会所などに、事業目的や調査結果を記載した公的アンケートのアナウンス文を15日間掲示し、ステークホルダーからの意見を収集する必要がある。 ● RAP：該当しない。 ● 環境モニタリング：該当しない ● 社会モニタリング：該当しない
	11	● JICA から相手国等に対する情報公開の働きかけの状況確認	● JICA GL の説明とともに確認している。
	12	● 第三者からの情報提供の求めの有無と対応状況確認	・なし
	13	● 情報開示が禁じられる情報についての対応状況確認	● JICA における情報公開については、全て相手国の了承を得ている。
2.2 カテゴリ分類	14	● カテゴリ分類結果、根拠の整理	<ul style="list-style-type: none"> ● カテゴリ分類結果：カテゴリ B ● カテゴリ分類の根拠： 本事業は影響を及ぼしやすいセクターに該当しない。事業対象地域は国立公園等の影響を受けやすい地域に該当せず、大規模な住民移転等の影響を及ぼしやすいセクターに該当しない。 ● カテゴリ分類の根拠と実態の乖離：無
	15	● カテゴリ分類の変更の有無と有の場合の根拠の整理	● カテゴリ分類の変更：無
	16	● カテゴリ分類の妥当性について外部より指摘を受けた案件の分類結果の妥当性の確認	・該当しない
	17	● スクリーニング様式の提出状況	・スクリーニング様式の提出：当該様式の提出は確認できないが、実施機関等から徴求した相応の情報に基づきスクリーニングを実施。
2.3 環境社会配慮の項目	18	(別紙1のレビュー調査を通じて確認)	別紙1を参照。
2.4 現地ステークホルダーとの協議	19	● JICA と相手国等による協議状況確認	・済
	20	● 上記以外は別紙1「社会的合意」のレビュー調査を通じて確認	別紙1「社会的合意」を参照。
2.5 社会環境と人権への配慮	21	● 権利が制限されている地域における協力事業での情報公開や現地ステークホルダーとの協議の際の配慮状況の確認	● 権利が制限されている地域の該当状況：該当しない。
	22	● 社会的弱者に対する人権配慮の有・内容確認	別紙1「社会的合意」を参照。
2.6 参照する法令と基準	23	<ul style="list-style-type: none"> ● 相手国の国内法遵守の有無 ● 世銀 SGP やその他国際基準との乖離の有無 	<ul style="list-style-type: none"> ● 相手国の国内法遵守の有無 ● EIA・IEE の承認有無：承認済み。 ● 国内法に基づいた RAP 作成有無：該当しない。 ● 世銀 SGP やその他国際基準との乖離の有無：無

項目、現行ガイドライン条文	整理番号	調査アイテム	調査結果
	24		
	25	● 世銀のセーフガード政策から Environmental and Social Framework (ESF) への変更点の整理	個別案件に紐づく事項ではないため、本調査の報告書本文に記載。
	26	● 世銀 ESF と現行 GL の相違点	個別案件に紐づく事項ではないため、本調査の報告書本文に記載。
	27	● ADB、IFC のセーフガード政策で参照できる基準やグッドプラクティス等の整理	個別案件に紐づく事項ではないため、本調査の報告書本文に記載。
2.7 環境社会配慮助言委員会による助言	28	● 助言委員会の開催実績整理（運営改善の取り組み含め情報整理、情報公開状況含む）	・該当しない。
	29	● 環境レビュー時の助言対応状況確認	・該当しない。
2.8 JICA の意思決定	30	● 合意文書における合意状況確認	・合意文書締結済み。
	31	● 合意文書に基づき、協力事業を中止した事例の整理	・該当しない。
2.9 ガイドラインの適切な実施と遵守の確保	32	● 別途、「異議申立手続き」の見直し作業を通じて対応	・該当しない
2.10 ガイドラインの適用と見直し	33	N/A	・該当しない

III. 環境社会配慮の手続き

項目、現行ガイドライン条文	整理番号	調査アイテム	調査結果
3.1 協力準備調査	34	● 「プロジェクトを実施しない案」を含む代替案検討の事例整理	・建設サイトについて、事業を実施しないオプションを含めた複数の案が以下の項目に関して検討されている。 アクセス・利便性、建設環境、土地形状、土地の傾斜状況、地盤高、土壌条件（支持地盤状況）、河川の影響、海・波の状況、利用者・利用状況、土地造成、土留壁の建設の必要性、インフラ整備、水質汚濁、美観・景観、砂浜の保全、用地取得・住民移転、周辺住民への（将来的な経済効果）、その他の環境社会配慮事項への影響（廃棄物等）。
	35	● 協力準備調査の各種手続きの実施状況確認（スコーピング、EIA 等調査、情報公開、ステークホルダー協議等）	● スコーピング：協力準備調査で実施。 ● EIA 等調査：実施済み。 ● 情報公開：2.1「情報の公開」を参照。 ● ステークホルダー協議等：別紙1「社会的合意」を参照。
3.2 有償資金協力、無償資金協力、技術協力プロジェクト	36	● カテゴリ分類に応じた環境レビューに係る手続き・情報公開の実施状況確認 ・環境チェックリストの作成状況 ・EIA, ECC, RAP, IPP の取得・公開状況等 ・FI の場合、金融仲介者等の環境社会配慮確認実施能力の確認状況及びカテゴリ A 相当のサブプロジェクトに対する環境レビュー状況等	● 環境チェックリストの作成状況：作成済み。 ● EIA, ECC, RAP, IPP の取得・公開状況 ・EIA：承認済み。 ・ECC：対象外 ・RAP：対象外 ・IPP：対象外 ● 本案件は FI 事業ではない。
	37	● エンジニアリング・サービス借款実施案件の環境レビュー実績の整理	・ES 借款ではない。
	38	● エンジニアリング・サービス借款の実施段階における相手国等による環境社会配慮実施状況の確認。	・ES 借款ではない。
	39	● モニタリング結果の受領、公開状況確認	● モニタリング結果の受領 ・審査時の合意：合意に関する記載は無い ・作成状況：作成されている。

項目、現行ガイドライン条文	整理番号	調査アイテム	調査結果
			<ul style="list-style-type: none"> 受領状況：受領済み。 ● モニタリング結果の公開状況 ・公開に関する合意なし。
	40	● 第三者からのモニタリング結果の公開請求への対応状況の確認	● モニタリング結果の公開請求：なし
	41	● 環境レビュー結果とモニタリング結果の乖離が確認された場合には、その原因（GL 記載内容が十分であったかを含む GL 自体の問題、解釈の違い、運用能力等）について確認。	<ul style="list-style-type: none"> ● 環境事項における環境レビュー結果とモニタリング結果の乖離：なし ● 社会事項における環境レビュー結果とモニタリング結果の乖離：なし
	42	● 合意文書に基づき、相手国に対応を求め、貸付実行を停止した事例の整理	・贈与実行は停止されていない。
	43	● プロジェクトの重大な変更が生じた案件の手続きの実施状況の確認	● 該当しない。
3.3 外務省が自ら行う無償資金協力について JICA が行う事前の調査	44	● 外務省に協力の停止を提言した事例の整理	・協力停止は提言されていない。
3.4 開発計画調査型技術協力	45	<ul style="list-style-type: none"> ● カテゴリ分類に応じた各段階での手続きの実施状況確認 ・スクリーニングの実施状況 ・スコーピングの実施状況 ・JICA と相手国等の協議状況 ・合意文書や報告書等の公開状況等 	・該当しない。
	46	● SEA のステークホルダー協議の実施状況確認	・該当しない。
	47	● 開発調査型技術協力終了後に予期せぬ環境社会影響が生じた場合の対応状況確認	・該当しない。

別紙 1～6

項目、現行ガイドライン条文	整理番号	調査アイテム	調査結果
別紙 1 対象プロジェクトに求められる環境社会配慮	48	● 日本・他ドナーにおける環境社会配慮関連の「費用・便益の定量化方法」の取り扱い確認	個別案件に紐づく事項ではないため、本調査の報告書本文に記載。
	49	● 日本・他ドナーにおける「災害の環境影響評価」の取り扱い確認	個別案件に紐づく事項ではないため、本調査の報告書本文に記載。
基本的事項	50	● 計画段階における環境・社会影響の調査・検討状況確認	<ul style="list-style-type: none"> ● 環境：協力準備調査で初期環境調査（IEE）を実施し、その後環境影響評価を実施。 ● 社会：用地取得及び住民移転が想定されないため RAP は実施されていない。
	51	● 影響の回避・最小化のための代替案や緩和策の検討状況確認	・影響の回避・最小化のための代替案や緩和策の検討：IEE に記載されている。
	52	● 検討結果のプロジェクト計画への反映状況確認	・環境社会配慮を考慮した代替案に基づき検討されている。
	53	● 環境社会配慮関連費用・便益の定量的評価に努めており、定性的な評価も加えているかの確認	<ul style="list-style-type: none"> ・環境社会配慮関連費用・便益について明確な記述は無いが、以下のように環境社会と関連する内容について定量的・定性的評価を行っている。 1) 定量的評価 協力準備調査内で環境緩和策費用及びと環境モニタリングについて記載されているが、工事中の水質汚濁防止膜の設置が言及されているが、定量的には計上されていない。その他項目の費用は特に発生しないと記載されている。モニタリングの費用も定量化されていない。社会の費用、環境・社会の便益については記載なし。 2) 定性的評価 上記のとおり工事中の水質汚濁防止膜の費用、水産養殖業界の INRH や貝類養殖に対する関心の高まりが社会便益として定性的に評価されているのみ。

項目、現行ガイドライン条文	整理番号	調査アイテム	調査結果
	54	● 環境社会配慮関連費用・便益は、プロジェクトの経済的、財政的、制度的、社会的及び技術的分析との密接な調和が図られているかの確認	・該当しない（無償事業においては、EIRR の計算を行っていないため詳細の分析を実施していない。）
	55	● 環境社会配慮の検討結果につき、代替案や緩和策も含め独立の文書あるいは、他の文書の一部として表されているかの確認	・協力準備調査報告書に代替案や緩和策が含まれている。
	56	● 特に影響が大きいプロジェクトについては、環境影響評価報告書が作成されているかの確認	・カテゴリ B のため、該当しない。
	57	● 特に影響が重大と思われるプロジェクトや、異論が多いプロジェクトについて専門家からなる委員会が設置されたかの確認	特になし。
対策の検討	58	● 環境管理計画、モニタリング計画など適切なフォローアップの計画や体制、そのための費用及びその調達方法の計画策定状況確認	<ul style="list-style-type: none"> ● 環境管理計画 <ul style="list-style-type: none"> ・実施体制：工事段階は工事請負業者が担当し、供用時は INRH が担う。 ・費用：汚濁防止膜の設置が記載されているが、費用は記載されていない。 ・調達方法：各項目の担当組織は考案されているが、調達方法は記載されていない。 ● モニタリング計画 <ul style="list-style-type: none"> ・実施体制：工事段階は軽微な項目は工事請負業者が調査実施、海域の調査・分析は INRH が実施。供用時は INRH が実施。 ・費用：費用は明確に記載されていない。 ・調達方法：各項目の担当組織は考案されているが、調達方法は記載されていない。
	59	● 上記以外は 2.8 にて確認	2.8 にて確認。
検討する影響スコープ	60	● スコーピングの適切な実施にかかる状況の確認	・IEE に GL の項目が網羅されているスコーピング案が作成されている。
	61	● GHG 排出量の算出・評価の状況の確認	・本事業は「気候変動案件」に該当しないため、対象外。
	62	● 国際機関、バイドナーの気候変動（GHG 排出）への対応状況の確認	個別案件に紐づく事項ではないため、本調査の報告書本文に記載。
	63	● 「不可分一体の事業」、「派生的・二次的影響」、「累積的影響」の事例整理。	該当しない。
	64	● 世銀、ADB、IFC の「不可分一体の事業」、「派生的・二次的影響」、「累積的影響」への対応状況の整理	個別案件に紐づく事項ではないため、本調査の報告書本文に記載。
法令、基準、計画等との整合性	65	● 「自然保護や文化保護のために特に指定した地域」の事例整理	● 自然保護や文化保護のために特に指定した地域の該当有無：業対象地は及びその周辺に、国立公園等の保護区は存在しない。
	66	● 世銀、ADB、IFC の「自然保護や文化保護のために特に指定した地域」に係る対応状況の整理	個別案件に紐づく事項ではないため、本調査の報告書本文に記載。
	67	● 上記以外は 2.6 にて確認	2.6 にて確認。
社会的合意	68	● ステークホルダー協議（①告知・実施日時、②場所、③方法（住民集会、個別インタビュー、言語）、④社会的弱者に対する配慮手法、⑤告知方法、⑥参加者（人数、被影響者	<ul style="list-style-type: none"> ● EIA に関して ・IEE 調査の中で、ステークホルダーとの協議を以下に示すように実施した。 ① 告知日時：記録なし。

項目、現行ガイドライン条文	整理番号	調査アイテム	調査結果
		<p>に占める割合、所属、性別等)、⑦協議内容(事業サイトの範囲、事業形態、地域住民の持つ問題点、ニーズ等)、⑧参加者からのコメント、⑨実施機関による返答、⑩寄せられたコメントの計画や事業への反映結果、⑪協議の議事録の有無)の確認</p>	<p>実施日時：2014年5月13日、2014年6月</p> <p>② 記録なし。</p> <p>③ ・住民集会 ・記録なし。</p> <p>④ 記録なし。</p> <p>⑤ 告知方法：記録なし。</p> <p>⑥ 参加者は、農業海洋漁業省4名(支局含む)、INRH2名、アムサ村長、沿岸漁船組合代表、周辺漁民・住民30名程度</p> <p>⑦ ・モロッコ国内の養殖事情 ・ムディック養殖特別センターについて ・サイト選定の経緯 ・本計画施設の機能、内容</p> <p>⑧ ・アムサはエコロジーゾーンに含まれるため環境に配慮した施設にしてほしい。排水に配慮し、景観についても海岸沿いの景色を壊さないように配慮してほしい。 (エコロジーゾーン：環境教育を重点的に進めるサイト。全国に110カ所ほどの集落・地域が設定されている。) ・PDA(漁業整備区域)と関係する合同の会議を開催してほしい。 ・都市整備計画(案)との整合性は取れているのか。 ・研究所がどのようなものか、既存のINRHの施設を見学させてほしい。</p> <p>⑨ ・漁民らはPDAの代わりに研究センターが建設されることを危惧したが、農業海洋漁業およびINRHにより、PDAと研究センターは役割が異なり、別々に計画されていると説明がなされ本プロジェクトへの理解が得られた。</p> <p>⑩ 都市整備計画(案)については、INRHと都市整備局の担当者レベルでの確認はとれており問題ない。農業海洋漁業省内ではPDAと研究センターの建設サイトの調整は済んでいる。</p> <p>⑪ 記録なし。</p> <p>● RAPに関して：対象外</p>
	69	<p>● 外部からの指摘事項が確認された場合には、その原因(GL記載内容が十分であったかを含むGL自体の問題、解釈の違い、運用能力等)について確認</p>	<p>・外部からの指摘事項は確認されない。</p>
	70	<p>● 社会的弱者に対する配慮事例の整理</p>	<p>● 社会的弱者に対する配慮の有無 ・該当しない。</p>
生態系及び生物相	71	<p>● 「重要な自然生息地」の事例(含む判断根拠、森林以外の地域、生物多様性重要地域の配慮状況、地域コミュニティにもたらす影響や地域コミュニティが自然生息地にもたらす影響、社会環境に与える影響や社会環境が与える影響)の整理</p>	<p>該当しない。</p>
	72	<p>● 「重要な自然生息地における事業実施条件」に基づき事業を実施した事例整理</p>	<p>・該当しない。</p>
	73	<p>● 世銀、ADB、IFCの「重要な自然生息地」、「著しい転換・著しい劣化」に係る対応状況の整理</p>	<p>個別案件に紐づく事項ではないため、本調査の報告書本文に記載。</p>
	74	<p>● 違法伐採の有無の確認</p>	<p>該当しない。</p>
非自発的住民移転	75	<p>● 住民移転計画の作成有無・公開状況・協議の有無と内容・協議に際する言語と様式の確認。</p>	<p>該当しない。</p>
	76	<p>● 非自発的住民移転及び生計手段の喪失は、回避・最小化が検討・実施され、対象者と文書等で合意の上で実効性のある対策が講じられているかの確認。</p>	<p>・該当しない。</p>

項目、現行ガイドライン条文	整理番号	調査アイテム	調査結果
	77	● 環境レビュー段階の想定被影響住民数の確認	・該当しない。
	78	● モニタリング段階における被影響住民数の確認	・該当しない。
	79	● 環境レビュー段階の補償内容（補償のタイミング、再取得価格を含む補償費の算出方法、生計回復策、その他支援内容）の確認。	・該当しない。
	80	● 現地調査対象案件については、移転住民が以前の生活水準や収入機会、生産水準において改善又は少なくとも回復できているかの確認。	・該当しない。
	81	● 苦情処理メカニズムの整備状況の確認	苦情処理メカニズムの計画：該当しない。
先住民族	82	● 先住民族への影響の有無の確認	・事業地周辺には、少数民族・先住民族は確認されていない。
	83	● 負の影響の回避・最小化の検討状況確認	・事業地周辺には、少数民族・先住民族は確認されていない。
	84	● 先住民族計画の作成・公開状況確認	・事業地周辺には、少数民族・先住民族は確認されていない。
	85	● FPIC の実施状況確認	・事業地周辺には、少数民族・先住民族は確認されていない。
モニタリング	86	● モニタリング計画の作成状況確認	● 環境モニタリング計画：環境モニタリング計画は、協力準備調査報告書に記載されている。モニタリングフォームは審査時に確認されている。 ● 移転（RAP）モニタリング計画：該当しない。
	87	● 上記以外は 3.2 にて確認	3.2 にて確認。
別紙 2 カテゴリ A に必要な環境アセスメント報告書	88	● EIA の承認状況、言語、現地での公開状況及び複製の可否の確認	● EIA の承認状況：本事業はカテゴリ B 案件のため、対象外。 ・なお、本事業に係る環境影響評価（EIA）報告書は、承認済
	89	● EIA において GL に記載の必要な項目が含まれているかの確認	・カテゴリ B のため該当しない
	90	● 大規模住民移転を理由にカテゴリ A と判断された案件における EIA 実施状況の整理	・カテゴリ B のため該当しない
別紙 3 一般に影響を及ぼしやすいセクター・特性、影響を受けやすい地域の例示	91	● 「影響を及ぼしやすいセクター」の妥当性の確認。（配電、上水道、農業等、影響を及ぼしやすい特性や影響を受けやすい地域に該当しない限りそれ自体はカテゴリ分類に影響しないと思われるセクターの影響の重大さの整理。）	・該当しない
別紙 4 スクリーニング様式	92	● （調査アイテム無し）環境 GL が改定された場合は、スクリーニング様式も併せて変更。	・該当しない
別紙 5 チェックリストにおける分類・チェック項目	93	● （調査アイテム無し）環境 GL が改定された場合は、チェックリストも併せて変更。	・該当しない
別紙 6 モニタリングを行う項目	94	● モニタリング項目の妥当性、基準値の記載、工事中・供用時の区分	● モニタリング項目： ・工事中：水質（海水）…pH、COD、溶存酸素、大腸菌、浮遊物質、油分 大気質（粉塵・排気ガス）、騒音・振動、土壌汚染（油分）、汚染対策（工事期間中の粉塵抑制策、騒音振動対策、重機や車両運転の安全教育、事故防止策） ・供用後：水質（海水）…pH、溶存酸素、大腸菌、浮遊物質 廃棄物、悪臭 ● 基準値の記載（計画）：モニタリングフォームに、pH、COD、溶存酸素、大腸菌、浮遊物質に関しては当該国基準が記載されている。そのほか、水質は日本の水産用水基準と騒音の建設作業騒音基準が国際基準として記載

項目、現行ガイドライン条文	整理番号	調査アイテム	調査結果
			されている。 ● モニタリング頻度： ・環境：工事中…水質は1回/3ヶ月、大気は1回程度/月、土壌汚染および騒音振動は1回/月および大型機材使用時 供用時…供用後1年間、水質は6か月ごと、廃棄物と臭気は1回/月 ・社会：該当しない ● 生計回復策の計画と実績の乖離（モニタリング頻度含む）：該当しない ● 工事中・供用後の区分：区分されている
その他			

個別案件シート（JICA 環境社会配慮ガイドラインのレビュー調査結果）

<事業概要>

案件名/案件種別/贈与契約調印日	アクラ中心部電力供給強化計画/無償/2015/12/8
カテゴリ分類及び分類根拠	カテゴリ B 「国際協力機構環境社会配慮ガイドライン」（2010年4月公布）に掲げる送変電・配電セクターのうち大規模なものに該当せず、環境への望ましくない影響は重大でないと判断され、かつ、同ガイドラインに掲げる影響を及ぼしやすい特性及び影響を受けやすい地域に該当しないため。
事業目的	首都アクラ市において基幹送変電施設を建設することにより、安定した電力供給と送配電ロスの軽減を図り、もって住民生活の安定化と産業発展に寄与する。
プロジェクトサイト	ガーナ国 グレーター・アクラ州アクラ市（人口200万人）
事業概要	1) 土木工事、調達機器等の内容 【施設】 制御室建屋（延床面積456m ² ）、変圧器基礎架台（延床面積373m ² ）、GIS 基礎架台（延床面積180m ² ）等 【機材】 161/34.5kV 変圧器（125MVA、3台）、170kV ガス絶縁開閉装置（8式）33kV ガス絶縁開閉装置（28式）、132kV 設備制御・保護盤（9式）、161kV 架空送電線（鉄塔18基、地中ケーブルを含む亘長約3.4km）、等 2) コンサルティング・サービス/ソフトコンポーネントの内容 詳細設計、入札補助、施工監理等
事業実施機関	ガーナ送電公社(Ghana Grid Company Limited : GGCL)
総事業費/概算協力額	総事業費約46億円（概算協力額（日本側）：43.57億円、ガーナ国側：約2億円）

I. 基本的事項

項目、現行ガイドライン条文	整理番号	調査アイテム	調査結果
1.1 理念	1	（レビュー調査全体を通じて確認） ● 開発協力大綱等の政府方針、持続可能な開発目標（SDGs）等の国際的援助潮流の整理	個別案件に紐づく事項ではないため、本調査の報告書本文に記載。
1.2 目的			
1.3 定義			
1.4 環境社会配慮の基本方針			
1.5 JICA の責務	2	（第II、III章のレビュー調査を通じて確認） ● IFC、ADB等、他ドナーにおける出資案件における責務について確認	個別案件に紐づく事項ではないため、本調査の報告書本文に記載。
1.6 相手国政府に求める要件	3	（別紙1のレビュー調査を通じて確認）	別紙1を参照。
1.7 対象とする協力事業	4	● 現行 GL 施行後に増えた協力事業（海外投融資、中小企業支援等）の整理	個別案件に紐づく事項ではないため、本調査の報告書本文に記載。
	5	● 現行 GL 施行後の業務環境の変化（インフラ輸出の促進、迅速化、国際金融機関との協調融資の増加等）の整理	個別案件に紐づく事項ではないため、本調査の報告書本文に記載。
1.8 緊急時の措置	6	● 「緊急時の措置」の適用実績整理（カテゴリ分類、緊急時の判断基準、助言委員会関与方法、情報公開、モニタリング、フォローアップ措置等）	・該当しない。
1.9 普及	7	● 相手国等に対する説明実績、説明内容の整理	● JICAGLに関する説明実績：審査時に説明済。 ● JICAGLに関する説明内容：JICAGLの遵守、適切な環境社会配慮の実施、EIA許認可の取得、ステークホルダー協議の実施に付き説明。 ● JICAGLに関する研修実績：なし
1.10 環境社会配慮助言委員会	8	（第II章2.7「環境社会配慮助言委員会による助言」のレビュー調査を通じて確認）	第II章2.7「環境社会配慮助言委員会による助言」を参照。

II. 環境社会配慮のプロセス

項目、現行ガイドライン条文	整理番号	調査アイテム	調査結果
2.1 情報の公開	9	● JICAによる情報公開（カテゴリ分類、最終報告書、環境社会配慮文書、環境レビュー結果、モニタリング結果）状況確認	● カテゴリ分類の情報公開：公開あり ● 協力準備調査 最終報告書の情報公開：無環境社会配慮文書（EIA・RAP・IPPなど）の情報公開：EIA有。 ● 環境レビュー結果（＝事前評価表）の情報公開状況：公開あり

項目、現行ガイドライン条文	整理番号	調査アイテム	調査結果
			<ul style="list-style-type: none"> ● モニタリング結果の情報公開： <ul style="list-style-type: none"> ・合意状況：情報公開に関する合意なし。 ・公開状況：公開に関する合意がないため、該当しない。
	10	● 相手国等による情報公開（環境社会配慮文書、モニタリング結果）状況（公開場所、公開時期、言語等）	相手国での公開に関する合意なし。
	11	● JICA から相手国等に対する情報公開の働きかけの状況確認	・審査時において、JICA GL の説明時に情報公開についても確認している。
	12	● 第三者からの情報提供の求めの有無と対応状況確認	なし
	13	● 情報開示が禁じられる情報についての対応状況確認	・公開情報（EIA, RAP, 環境許認可（ECC）等）については、相手国政府等から了解を得た上で公開。
2.2 カテゴリ分類	14	● カテゴリ分類結果、根拠の整理	<ul style="list-style-type: none"> ● カテゴリ分類結果：カテゴリ B ● カテゴリ分類の根拠： <ul style="list-style-type: none"> ・送変電・配電セクターのうち大規模なものに該当しない。事業対象地は国立公園等の影響を受けやすい地域またはその周辺に該当せず、大規模な住民移転等の影響を及ぼしやすいセクターに該当しない。 ● カテゴリ分類の根拠と実態の乖離：無
	15	● カテゴリ分類の変更の有無と有の場合の根拠の整理	● カテゴリ分類の変更：無
	16	● カテゴリ分類の妥当性について外部より指摘を受けた案件の分類結果の妥当性の確認	・確認されない
	17	● スクリーニング様式の提出状況	・スクリーニング様式の提出：当該様式の提出は確認できないが、実施機関等から徴求した相応の情報に基づきスクリーニングを実施。
2.3 環境社会配慮の項目	18	(別紙1のレビュー調査を通じて確認)	別紙1を参照。
2.4 現地ステークホルダーとの協議	19	● JICA と相手国等による協議状況確認	・GA 締結時に協議を実施している。
	20	● 上記以外は別紙1「社会的合意」のレビュー調査を通じて確認	別紙1「社会的合意」を参照。
2.5 社会環境と人権への配慮	21	● 権利が制限されている地域における協力事業での情報公開や現地ステークホルダーとの協議の際の配慮状況の確認	● 権利が制限されている地域の該当状況：該当しない。
	22	● 社会的弱者に対する人権配慮の有・内容確認	別紙1「社会的合意」を参照。 ・
2.6 参照する法令と基準	23	● 相手国の国内法遵守の有無 ● 世銀 SGP やその他国際基準との乖離の有無	<ul style="list-style-type: none"> ● 相手国の国内法遵守の有無 ・EIA・IEE の承認有無：承認済。 ・国内法に基づいた RAP 作成有無：作成済み 世銀 SGP やその他国際基準との乖離の有無：無。
	24		
	25	● 世銀のセーフガード政策から Environmental and Social Framework (ESF) への変更点の整理	個別案件に紐づく事項ではないため、本調査の報告書本文に記載。
	26	● 世銀 ESF と現行 GL の相違点	個別案件に紐づく事項ではないため、本調査の報告書本文に記載。
	27	● ADB、IFC のセーフガード政策で参照できる基準やグッドプラクティス等の整理	個別案件に紐づく事項ではないため、本調査の報告書本文に記載。
2.7 環境社会配慮助言委員会による助言	28	● 助言委員会の開催実績整理（運営改善の取り組み含め情報整理、情報公開状況含む）	該当しない。
	29	● 環境レビュー時の助言対応状況確認	該当しない。
2.8 JICA の意思決定	30	● 合意文書における合意状況確認	・合意文書締結済み。
	31	● 合意文書に基づき、協力事業を中止した事例の整理	・該当しない。
2.9 ガイドラインの適切な実施と遵守の確保	32	● 別途、「異議申立手続き」の見直し作業を通じて対応	・該当しない

項目、現行ガイドライン条文	整理番号	調査アイテム	調査結果
2.10 ガイドラインの適用と見直し	33	N/A	・該当しない

III. 環境社会配慮の手続き

項目、現行ガイドライン条文	整理番号	調査アイテム	調査結果
3.1 協力準備調査	34	● 「プロジェクトを実施しない案」を含む代替案検討の事例整理	協力準備調査においてプロジェクトを実施しない案を含む 3 つの代替案について、整備コスト、社会環境、自然環境等の観点から比較検討を行っている。
	35	● 協力準備調査の各種手続きの実施状況確認(スコーピング、EIA 等調査、情報公開、ステークホルダー協議等)	<ul style="list-style-type: none"> ● スコーピング：協力準備調査でスコーピングが行われている。 ● EIA 等調査：協力準備調査においてベースライン調査が行われている。 ● 情報公開：2.1「情報の公開」を参照。 ● ステークホルダー協議等：別紙 1「社会的合意」を参照。
3.2 有償資金協力、無償資金協力、技術協力プロジェクト	36	● カテゴリ分類に応じた環境レビューに係る手続き・情報公開の実施状況確認 <ul style="list-style-type: none"> ・環境チェックリストの作成状況 ・EIA, ECC, RAP, IPP の取得・公開状況等 ・FI の場合、金融仲介者等の環境社会配慮確認実施能力の確認状況及びカテゴリ A 相当のサブプロジェクトに対する環境レビュー状況等 	<ul style="list-style-type: none"> ● 環境チェックリストの作成状況：作成済 ● EIA,ECC,RAP,IPP の取得・公開状況 ・EIA：作成済み ・ECC：該当しない ・RAP：作成済み ・IPP：該当しない ● 本案件は FI 事業ではない。
	37	● エンジニアリング・サービス借款実施案件の環境レビュー実績の整理	・ES 借款ではない。
	38	● エンジニアリング・サービス借款の実施段階における相手国等による環境社会配慮実施状況の確認。	・ES 借款ではない。
	39	● モニタリング結果の受領、公開状況確認	<ul style="list-style-type: none"> ● モニタリング結果の受領 ・審査時の合意：情報公開に関する合意なし ・作成状況：作成されている ・受領状況：受領している ● モニタリング結果の公開状況：公開に関する合意なし
	40	● 第三者からのモニタリング結果の公開請求への対応状況の確認	● モニタリング結果の公開請求：なし
	41	● 環境レビュー結果とモニタリング結果の乖離が確認された場合には、その原因（GL 記載内容が十分であったかを含む GL 自体の問題、解釈の違い、運用能力等）について確認。	<ul style="list-style-type: none"> ● 環境事項における環境レビュー結果とモニタリング結果の乖離：なし ● 社会事項における環境レビュー結果とモニタリング結果の乖離：なし
	42	● 合意文書に基づき、相手国に対応を求め、貸付実行を停止した事例の整理	・貸付実行は停止されていない。
	43	● プロジェクトの重大な変更が生じた案件の手続きの実施状況の確認	<ul style="list-style-type: none"> ● 重大な変更が生じた案件であるか：該当しない。 ● LA 後に IEE/EIA が改定されたか：該当しない。 ● IEE/EIA が改定された場合、改定の理由：該当しない。
3.3 外務省が自ら行う無償資金協力について JICA が行う事前の調査	44	● 外務省に協力の停止を提言した事例の整理	・協力停止は提言されていない。
3.4 開発計画調査型技術協力	45	● カテゴリ分類に応じた各段階での手続きの実施状況確認 <ul style="list-style-type: none"> ・スクリーニングの実施状況 ・スコーピングの実施状況 ・JICA と相手国等の協議状況 ・合意文書や報告書等の公開状況等 	・該当しない。
	46	● SEA のステークホルダー協議の実施状況確認	・該当しない。
	47	● 開発調査型技術協力終了後に予期せぬ環境社会影響が生じ	・該当しない。

項目、現行ガイドライン条文	整理番号	調査アイテム	調査結果
		た場合の対応状況確認	

別紙1～6

項目、現行ガイドライン条文	整理番号	調査アイテム	調査結果
別紙1 対象プロジェクトに求められる環境社会配慮	48	● 日本・他ドナーにおける環境社会配慮関連の「費用・便益の定量化方法」の取り扱い確認	個別案件に紐づく事項ではないため、本調査の報告書本文に記載。
	49	● 日本・他ドナーにおける「災害の環境影響評価」の取り扱い確認	個別案件に紐づく事項ではないため、本調査の報告書本文に記載。
基本的事項	50	● 計画段階における環境・社会影響の調査・検討状況確認	● 環境：協力準備調査でベースライン調査が実施されている。 ● 社会：協力準備調査でセンサス、初期資産調査が実施されている。
	51	● 影響の回避・最小化のための代替案や緩和策の検討状況確認	協力準備調査において、プロジェクトを実施しない案を含む3つの代替案について、整備コスト、社会環境、自然環境等の観点から比較検討を行っている。また、環境緩和策を検討している。
	52	● 検討結果のプロジェクト計画への反映状況確認	環境社会配慮を考慮した代替案に基づき検討されている。
	53	● 環境社会配慮関連費用・便益の定量的評価に努めており、定性的な評価も加えているかの確認	● 環境： ・記録なし。 ● 社会： ・定量的な評価：用地取得等にかかる費用が試算されている。 ・定性的な評価：電力供給量の増加によるアクラ市の経済活動及び市民生活の改善に寄与する。
	54	● 環境社会配慮関連費用・便益は、プロジェクトの経済的、財政的、制度的、社会的及び技術的分析との密接な調和が図られているかの確認	・該当しない（無償事業においては、EIRRの計算を行っていないため詳細の分析を実施していない。）
	55	● 環境社会配慮の検討結果につき、代替案や緩和策も含め独立の文書あるいは、他の文書の一部として表されているかの確認	・EIA、RAP作成済み
	56	● 特に影響が大きいプロジェクトについては、環境影響評価報告書が作成されているかの確認	・カテゴリBのため、該当しない。
	57	● 特に影響が重大と思われるプロジェクトや、異論が多いプロジェクトについて専門家からなる委員会が設置されたかの確認	・該当しない。
対策の検討	58	● 環境管理計画、モニタリング計画など適切なフォローアップの計画や体制、そのための費用及びその調達方法の計画策定状況確認	● 環境管理計画 ・実施体制：ガーナ送電公社、施工監理コンサルタント、請負業者が実施する。 ・費用：確認できない ・調達方法：各項目の担当組織が検討されている。 ● モニタリング計画 ・実施体制：環境に関してガーナ送電公社技術部環境課が実施する。RAP関連については、ガーナ送電公社土地管理課が実施する。 ・費用：確認できない ・調達方法：各項目の担当組織が検討されている。
	59	● 上記以外は2.8にて確認	2.8にて確認。
検討する影響スコープ	60	● スコーピングの適切な実施にかかる状況の確認	・GLの項目が網羅されているスコーピング案が作成されている。
	61	● GHG排出量の算出・評価の状況の確認	・事業実施による効果として、電力損失低減によるGHG削減量が定量的に算出されている。
	62	● 国際機関、バイドナーの気候変動（GHG排出）への対応状況の確認	個別案件に紐づく事項ではないため、本調査の報告書本文に記載。

項目、現行ガイドライン条文	整理番号	調査アイテム	調査結果
	63	<ul style="list-style-type: none"> 「不可分一体の事業」、「派生的・二次的影響」、「累積的影響」の事例整理。 	該当しない。
	64	<ul style="list-style-type: none"> 世銀、ADB、IFC の「不可分一体の事業」、「派生的・二次的影響」、「累積的影響」への対応状況の整理 	個別案件に紐づく事項ではないため、本調査の報告書本文に記載。
法令、基準、計画等との整合性	65	<ul style="list-style-type: none"> 「自然保護や文化保護のために特に指定した地域」の事例整理 	・事業対象地は自然保護区内に立地しない旨確認されている。
	66	<ul style="list-style-type: none"> 世銀、ADB、IFC の「自然保護や文化保護のために特に指定した地域」に係る対応状況の整理 	個別案件に紐づく事項ではないため、本調査の報告書本文に記載。
	67	<ul style="list-style-type: none"> 上記以外は 2.6 にて確認 	2.6 にて確認。
社会的合意	68	<ul style="list-style-type: none"> ステークホルダー協議（①告知・実施日時、②場所、③方法（住民集会、個別インタビュー、言語）、④社会的弱者に対する配慮手法、⑤告知方法、⑥参加者（人数、被影響者に占める割合、所属、性別等）、⑦協議内容(事業サイトの範囲、事業形態、地域住民の持つ問題点、ニーズ等)、⑧参加者からのコメント、⑨実施機関による返答、⑩寄せられたコメントの計画や事業への反映結果、⑪協議の議事録の有無）の確認 	<ul style="list-style-type: none"> EIA・RAP に関して： <ul style="list-style-type: none"> ①告知日時：記録なし 実施日時：2014年2月12日 ②場所：記録なし ③・住民説明会 ・言語：記録なし ④社会的弱者に対する配慮手法：記録なし ⑤告知方法：記録なし ⑥主に既設鉄塔周辺に居住する占有者（25名） ⑦本協力対象事業実施の背景、目的及びコンポーネントの内容 ⑧事業の影響を受ける資産や生活への補償 ⑨ガーナ送電公社の環境管理方針と企業責任に従い、事業によって影響を受ける個人の生活や地域社会への影響を緩和することを約束した ⑩影響住民に対して収入補填費等を含めた補償方針が検討されている。 ⑪記録なし。 ステークホルダー分析の実施：なし
	69	<ul style="list-style-type: none"> 外部からの指摘事項が確認された場合には、その原因（GL 記載内容が十分であったかを含む GL 自体の問題、解釈の違い、運用能力等）について確認 	・該当しない
	70	<ul style="list-style-type: none"> 社会的弱者に対する配慮事例の整理 	<ul style="list-style-type: none"> 社会的弱者に対する配慮の有無 -計画：被影響住民のうち社会的弱者（世界銀行の貧困ライン以下、世帯主が高齢者、身体的障害を持つ者）に対して、社会的弱者補償費として追加の金銭的支援を行う。 -実施：記録なし 社会的弱者に対する説明の内容等：記録なし
生態系及び生物相	71	<ul style="list-style-type: none"> 「重要な自然生息地」の事例（含む判断根拠、森林以外の 	本事業は保護区や重要な生息地、または重要な森林には該当しない。

項目、現行ガイドライン条文	整理番号	調査アイテム	調査結果
		地域、生物多様性重要地域の配慮状況、地域コミュニティにもたらす影響や地域コミュニティが自然生息地にもたらす影響、社会環境に与える影響や社会環境が与える影響)の整理	
	72	● 「重要な自然生息地における事業実施条件」に基づき事業を実施した事例整理	・該当しない。
	73	● 世銀、ADB、IFC の「重要な自然生息地」、「著しい転換・著しい劣化」に係る対応状況の整理	個別案件に紐づく事項ではないため、本調査の報告書本文に記載。
	74	● 違法伐採の有無の確認	・なし
非自発的住民移転	75	● 住民移転計画の作成有無・公開状況・協議の有無と内容・協議に際する言語と様式の確認。	● 住民移転計画の作成： JICA GL 及び国内法に基づく計画を作成済。 ● 公開状況：2.1「情報の公開」を通じて確認。 ● 協議の有無と内容：有 ● 協議の使用言語：記録なし
	76	● 非自発的住民移転及び生計手段の喪失は、回避・最小化が検討・実施され、対象者と文書等で合意の上で実効性のある対策が講じられているかの確認。	● 非自発的住民移転及び生計手段の喪失は回避・最小化が検討・実施されたか： 住民移転の最小化のため、既存の送電線ルートを使用する旨記載されている。また、地上の鉄塔基礎部分のサイズを可能な限り小さくする鉄塔設計とすることで住民移転をさらに最小化するように考慮した旨記載されている。 ● 対象者と文書等で合意をしているか：補償を受け取る際の合意文書あり
	77	● 環境レビュー段階の想定被影響住民数の確認	35 世帯 (177 人)
	78	● モニタリング段階における被影響住民数の確認	計画通り
	79	● 環境レビュー段階の補償内容 (補償のタイミング、再取得価格を含む補償費の算出方法、生計回復策、その他支援内容) の確認。	● 補償のタイミング：着工前 ● 土地の再取得価格での補償方針の有無：本事業では土地の補償はないが (不法居住者)、建設物補償費について再取得価格で補償費を算出している。 ● 再取得価格を含む補償費の算出方法：建築物の構造に応じた材料費、運搬費、人件費などの市場価格から算出している。 ● 生計回復策の内容：移転対象者は補償及び生計回復支援の対象となる旨記載されているが具体的な記載はない。
	80	● 現地調査対象案件については、移転住民が以前の生活水準や収入機会、生産水準において改善又は少なくとも回復できているかの確認。	現地調査がないため対象外
	81	● 苦情処理メカニズムの整備状況の確認	● 苦情処理メカニズムの計画： コミュニティ代表者、地方自治体、GRIDCo を主体とした苦情処理委員会 (Grievance Redress Committee) が設立され、影響住民からの苦情処理に当たる。苦情処理委員会によって苦情が解決できない場合、苦情申立人との合意に基づき、調停者を立てて苦情処理を行うことが一つの選択肢とされる。調停人としては、人権と行政司法委員会 (Commission on Human Rights and Administrative Justice (CHRAJ)) や雇用社会福祉省 (Ministry of Employment and Social Welfare) の社会福祉局 (Department of Social Welfare) がある。苦情申立人が調停を望まない場合は裁判所に申し立て、その裁定を仰ぐことができる。 ● 計画された苦情処理メカニズムの整備状況：計画通り実施されている。 ● 苦情の有無：特になし。
先住民族	82	● 先住民族への影響の有無の確認	・本計画対象地域には、少数民族、先住民族の居住地はない。
	83	● 負の影響の回避・最小化の検討状況確認	・該当しない。
	84	● 先住民族計画の作成・公開状況確認	・該当しない。
	85	● FPIC の実施状況確認	・該当しない。
モニタリング	86	● モニタリング計画の作成状況確認	● 環境モニタリング計画：協力準備調査報告書において環境モニタリング計画案及びモニタリングフォーム案が記載されている ● 移転 (RAP) モニタリング計画：環境モニタリングに含まれる。
	87	● 上記以外は 3.2 にて確認	3.2 にて確認。
別紙 2 カテゴリ A に必要な環境アセスメント報告書	88	● EIA の承認状況、言語、現地での公開状況及び複製の可否の確認	カテゴリ B 案件のため対象外

項目、現行ガイドライン条文	整理番号	調査アイテム	調査結果
	89	● EIA において GL に記載の必要な項目が含まれているかの確認	カテゴリ B 案件のため対象外
	90	● 大規模住民移転を理由にカテゴリ A と判断された案件における EIA 実施状況の整理	カテゴリ B 案件のため対象外
別紙3 一般に影響を及ぼしやすいセクター・特性、影響を受けやすい地域の例示	91	● 「影響を及ぼしやすいセクター」の妥当性の確認。(配電、上水道、農業等、影響を及ぼしやすい特性や影響を受けやすい地域に該当しない限りそれ自体はカテゴリ分類に影響しないと思われるセクターの影響の重大さの整理。)	該当しない。
別紙4 スクリーニング様式	92	● (調査アイテム無し) 環境 GL が改定された場合は、スクリーニング様式も併せて変更。	・該当しない
別紙5 チェックリストにおける分類・チェック項目	93	● (調査アイテム無し) 環境 GL が改定された場合は、チェックリストも併せて変更。	・該当しない
別紙6 モニタリングを行う項目	94	● モニタリング項目の妥当性、基準値の記載、工事中・供用時の区分	<ul style="list-style-type: none"> ● モニタリング項目： 工事前・工事中：RAP 関連（影響住民との合意形成、補償費支払い進捗、移転進捗、構造物撤去の進捗、苦情処理の状況） 供用時：騒音・振動 ● 基準値の記載（計画）： ・参照基準：騒音基準について、相手国の騒音環境基準を参照している。 ● モニタリング頻度： ・環境：供用時の騒音・振動は毎月（供用開始後半年まで） ・社会：毎月 ● 生計回復策の計画と実績の乖離（モニタリング頻度含む）：なし ● 工事中・供用時の区分：有
その他			

個別案件シート（JICA 環境社会配慮ガイドラインのレビュー調査結果）

<事業概要>

案件名/案件種別/海外投融資貸付契約調印日	ウガンダ北部グル市内道路改修計画／無償／2016/9/13
カテゴリ分類及び分類根拠	カテゴリ B 本事業は「国際協力機構環境社会配慮ガイドライン」（2010年4月公布）に掲げる道路セクターのうち大規模なものに該当せず、環境への望ましくない影響は重大でないと判断され、かつ、同ガイドラインに掲げる影響を及ぼしやすい特性及び影響を受けやすい地域に該当しないため。
事業目的	本事業は北部地域の拠点となっているグル市において主要道路、道路排水施設及び付帯設備を整備することにより、同市内の円滑かつ安全な交通の確保と沿線住民の生活環境の改善を図り、もって北部地域の経済活動の活性化及び平和と安定に寄与する。
プロジェクトサイト	ウガンダ国 グル県グル市（人口15.4万人）
事業概要	1) 土木工事、調達機器等の内容 市内道路約6.1km、道路排水施設、付帯設備 2) コンサルティング・サービス/ソフトコンポーネント 詳細設計、施工監理、インベントリーマップ作成、道路維持管理手法に関する技術指導、環境社会配慮等
事業実施機関	公共事業省(Ministry of Works and Transport 以下 MoWT)（供用後の維持管理はグル市が実施）
総事業費/概算協力額	総事業費 22.34 億円（概算協力額（日本側）：21.35 億円、ウガンダ側：0.99 億円）

I. 基本的事項

項目、現行ガイドライン条文	整理番号	調査アイテム	調査結果
1.1 理念	1	（レビュー調査全体を通じて確認） ● 開発協力大綱等の政府方針、持続可能な開発目標（SDGs）等の国際的援助潮流の整理	個別案件に紐づく事項ではないため、本調査の報告書本文に記載。
1.2 目的			
1.3 定義			
1.4 環境社会配慮の基本方針			
1.5 JICA の責務	2	（第Ⅱ、Ⅲ章のレビュー調査を通じて確認） ● IFC、ADB 等、他ドナーにおける出資案件における責務について確認	個別案件に紐づく事項ではないため、本調査の報告書本文に記載。
1.6 相手国政府に求める要件	3	（別紙1のレビュー調査を通じて確認）	別紙1を参照。
1.7 対象とする協力事業	4	● 現行 GL 施行後に増えた協力事業（海外投融資、中小企業支援等）の整理	個別案件に紐づく事項ではないため、本調査の報告書本文に記載。
	5	● 現行 GL 施行後の業務環境の変化（インフラ輸出の促進、迅速化、国際金融機関との協調融資の増加等）の整理	個別案件に紐づく事項ではないため、本調査の報告書本文に記載。
1.8 緊急時の措置	6	● 「緊急時の措置」の適用実績整理（カテゴリ分類、緊急時の判断基準、助言委員会関与方法、情報公開、モニタリング、フォローアップ措置等）	・該当しない。
1.9 普及	7	● 相手国等に対する説明実績、説明内容の整理	● JICAGL に関する説明実績：審査時に説明済。 ● JICAGL に関する説明内容：JICAGL の遵守、適切な環境社会配慮の実施、モニタリングに付き説明。 ● JICAGL に関する研修実績：なし
1.10 環境社会配慮助言委員会	8	（第Ⅱ章 2.7 「環境社会配慮助言委員会による助言」のレビュー調査を通じて確認）	第Ⅱ章 2.7 「環境社会配慮助言委員会による助言」を参照。

II. 環境社会配慮のプロセス

項目、現行ガイドライン条文	整理番号	調査アイテム	調査結果
2.1 情報の公開	9	● JICA による情報公開（カテゴリ分類、最終報告書、環境社会配慮文書、環境レビュー結果、モニタリング結果）状況確認	● カテゴリ分類の情報公開：公開あり ● 協力準備調査 最終報告書の情報公開：JICA 図書館サイトにて公開 環境社会配慮文書（EIA・RAP・IPP など）の情報公開：環境レビュー段階で公開すべき文書なし ● 環境レビュー結果（＝事前評価表）の情報公開状況：公開あり

項目、現行ガイドライン条文	整理番号	調査アイテム	調査結果
			<ul style="list-style-type: none"> ● モニタリング結果の情報公開： <ul style="list-style-type: none"> ・合意状況：合意されている ・公開状況：公開されていない（第1回のモニタリング結果を近々に公開予定）
	10	● 相手国等による情報公開（環境社会配慮文書、モニタリング結果）状況（公開場所、公開時期、言語等）	相手国での公開には合意していない。
	11	● JICA から相手国等に対する情報公開の働きかけの状況確認	JICA から働きかけ、JICA HP での環境モニタリング結果の公開に合意されている
	12	● 第三者からの情報提供の求めの有無と対応状況確認	なし。
	13	● 情報開示が禁じられる情報についての対応状況確認	JICA における公開情報については、すべて相手国政府等からの了解を得た上で公開。
2.2 カテゴリ分類	14	● カテゴリ分類結果、根拠の整理	<ul style="list-style-type: none"> ● カテゴリ分類結果：カテゴリ B ● JICA ウェブサイトで公開されているカテゴリ分類理由： ● カテゴリ分類の根拠：本事業は道路セクターのうち大規模なものに該当しない。事業対象地は国立公園等の地域に該当せず、大規模な非自発的住民移転等の影響を及ぼしやすい特性を有しない。 ● カテゴリ分類の根拠と実態の乖離：無
	15	● カテゴリ分類の変更の有無と有の場合の根拠の整理	● カテゴリ分類の変更：無
	16	● カテゴリ分類の妥当性について外部より指摘を受けた案件の分類結果の妥当性の確認	・該当しない
	17	● スクリーニング様式の提出状況	・スクリーニング様式の提出：当該様式の提出は確認できないが、実施機関等から徴求した相応の情報に基づきスクリーニングを実施。
2.3 環境社会配慮の項目	18	(別紙1のレビュー調査を通じて確認)	別紙1を参照。
2.4 現地ステークホルダーとの協議	19	● JICA と相手国等による協議状況確認	・LA 締結時に協議を実施している。
	20	● 上記以外は別紙1「社会的合意」のレビュー調査を通じて確認	別紙1「社会的合意」を参照。
2.5 社会環境と人権への配慮	21	● 権利が制限されている地域における協力事業での情報公開や現地ステークホルダーとの協議の際の配慮状況の確認	● 権利が制限されている地域の該当状況：該当しない
	22	● 社会的弱者に対する人権配慮の有・内容確認	別紙1「社会的合意」を参照。
2.6 参照する法令と基準	23	<ul style="list-style-type: none"> ● 相手国の国内法遵守の有無 ● 世銀 SGP やその他国際基準との乖離の有無 	<ul style="list-style-type: none"> ● 相手国の国内法遵守の有無 ・EIA・IEE の承認有無：承認済 ・国内法に基づいた RAP 作成有無：作成済（改訂中） ● 世銀 SGP やその他国際基準との乖離の有無：無 大気、水質、騒音・振動に関する基準値がモニタリングフォーム案に記載されているが、大気、振動に関するウガンダ国の基準がないため大気はケニアの基準、振動は日本の基準が参照されている。
	24		
	25	● 世銀のセーフガード政策から Environmental and Social Framework (ESF) への変更点の整理	個別案件に紐づく事項ではないため、本調査の報告書本文に記載。
	26	● 世銀 ESF と現行 GL の相違点	個別案件に紐づく事項ではないため、本調査の報告書本文に記載。
	27	● ADB、IFC のセーフガード政策で参照できる基準やグッドプラクティス等の整理	個別案件に紐づく事項ではないため、本調査の報告書本文に記載。
2.7 環境社会配慮助言委員会による	28	● 助言委員会の開催実績整理（運営改善の取り組み含め情報	・該当しない。

項目、現行ガイドライン条文	整理番号	調査アイテム	調査結果
助言		整理、情報公開状況含む)	
	29	● 環境レビュー時の助言対応状況確認	・該当しない。
2.8 JICA の意思決定	30	● 合意文書における合意状況確認	・合意文書締結済み。
	31	● 合意文書に基づき、協力事業を中止した事例の整理	・該当しない。
2.9 ガイドラインの適切な実施と遵守の確保	32	● 別途、「異議申立手続き」の見直し作業を通じて対応	・該当しない
2.10 ガイドラインの適用と見直し	33	N/A	・該当しない

III. 環境社会配慮の手続き

項目、現行ガイドライン条文	整理番号	調査アイテム	調査結果
3.1 協力準備調査	34	● 「プロジェクトを実施しない案」を含む代替案検討の事例整理	プロジェクトを実施しない案を含む複数の案が検討されている。 グル市内および近郊の路線は、ウガンダ政府及びドナーの間で開発対象が調整されているため、整備対象路線の変更は困難であり、代替案も限定されが、3案から検討の結果、環境社会配慮面（住民移転等）を考慮してもっとも推奨される案が選択されている。
	35	● 協力準備調査の各種手続きの実施状況確認（スコーピング、EIA 等調査、情報公開、ステークホルダー協議等）	● スコーピング：実施済 ● EIA 等調査：済。 ● 情報公開：2.1「情報の公開」を参照。 ● ステークホルダー協議等：別紙1「社会的合意」を参照。 ●
3.2 有償資金協力、無償資金協力、技術協力プロジェクト	36	● カテゴリ分類に応じた環境レビューに係る手続き・情報公開の実施状況確認 ・環境チェックリストの作成状況 ・EIA, ECC, RAP, IPP の取得・公開状況等 ・FI の場合、金融仲介者等の環境社会配慮確認実施能力の確認状況及びカテゴリ A 相当のサブプロジェクトに対する環境レビュー状況等	● 環境チェックリストの作成状況：作成済 ● EIA,ECC,RAP,IPP の取得・公開状況 ・EIA：作成済み ・ECC：該当しない ・RAP：作成済み（改訂中） ・IPP：対象外 ● FI の場合、金融仲介者の環境社会配慮確認実施能力の確認： ・本案件は FI 事業ではない。 ● FI の場合、サブプロジェクトの環境レビュー状況： ・本案件は FI 事業ではない。
	37	● エンジニアリング・サービス借款実施案件の環境レビュー実績の整理	・ES 借款ではない。
	38	● エンジニアリング・サービス借款の実施段階における相手国等による環境社会配慮実施状況の確認。	・ES 借款ではない。
	39	● モニタリング結果の受領、公開状況確認	● モニタリング結果の受領 ・審査時の合意：合意済 ・作成状況：作成している ・受領状況：第1回目のモニタリング結果に係る報告あり（実施機関からの報告に不足があり、確認中） ● モニタリング結果の公開状況：近々に公開される予定
	40	● 第三者からのモニタリング結果の公開請求への対応状況の確認	● モニタリング結果の公開請求：なし ●
	41	● 環境レビュー結果とモニタリング結果の乖離が確認された場合には、その原因（GL 記載内容が十分であったかを含む）	● 環境事項における環境レビュー結果とモニタリング結果の乖離：なし ● 社会事項における環境レビュー結果とモニタリング結果の乖離：なし

項目、現行ガイドライン条文	整理番号	調査アイテム	調査結果
		む GL 自体の問題、解釈の違い、運用能力等) について確認。	
	42	● 合意文書に基づき、相手国に対応を求め、貸付実行を停止した事例の整理	・ 支援は停止されていない。
	43	● プロジェクトの重大な変更が生じた案件の手続きの実施状況の確認	● 重大な変更が生じた案件であるか：該当しない。 ● GA 後に IEE/EIA が改定されたか：該当しない。 ● IEE/EIA が改定された場合、改定の理由：該当しない。
3.3 外務省が自ら行う無償資金協力について JICA が行う事前の調査	44	● 外務省に協力の停止を提言した事例の整理	・ 協力停止は提言されていない。
3.4 開発計画調査型技術協力	45	● カテゴリ分類に応じた各段階での手続きの実施状況確認 ・ スクリーニングの実施状況 ・ スコーピングの実施状況 ・ JICA と相手国等の協議状況 ・ 合意文書や報告書等の公開状況等	・ 該当しない。
	46	● SEA のステークホルダー協議の実施状況確認	・ 該当しない。
	47	● 開発調査型技術協力終了後に予期せぬ環境社会影響が生じた場合の対応状況確認	・ 該当しない。

別紙 1～6

項目、現行ガイドライン条文	整理番号	調査アイテム	調査結果
別紙 1 対象プロジェクトに求められる環境社会配慮	48	● 日本・他ドナーにおける環境社会配慮関連の「費用・便益の定量化方法」の取り扱い確認	個別案件に紐づく事項ではないため、本調査の報告書本文に記載。
	49	● 日本・他ドナーにおける「災害の環境影響評価」の取り扱い確認	個別案件に紐づく事項ではないため、本調査の報告書本文に記載。
基本的事項	50	● 計画段階における環境・社会影響の調査・検討状況確認	● 環境：スコーピング及び IEE レベルの調査。 ● 社会：スコーピング及び IEE レベルの調査。
	51	● 影響の回避・最小化のための代替案や緩和策の検討状況確認	グル市内および近郊の路線は、ウガンダ政府及びドナーの間で開発対象が調整されているため、整備対象路線の変更は困難であり、代替案も限定されるが、技術面、環境社会配慮面を考慮した 3 案から検討。検討の結果から、緩和策が提案されている。
	52	● 検討結果のプロジェクト計画への反映状況確認	環境社会配慮を考慮した代替案に基づき検討されている。
	53	● 環境社会配慮関連費用・便益の定量的評価に努めており、定性的な評価も加えているかの確認	● 環境： ・ 定量的な評価：環境社会配慮にかかる費用は、ウガンダ側負担経費に計上されている。緩和策に係る費用の負担先が記載されている。 ・ 定性的な評価：確認できない。 ● 社会： ・ 定量的な評価：基準値(2015 年実績値)と比較して平坦性と年間交通事故件数を半分以下、年間通行不能期間が 0 日。 ・ 定性的な評価： □ 車道舗装の平坦性が著しく向上し、かつ歩道舗装が整備されることで、北部地域の拠点都市にふさわしい賑わいのある街となる。 □ 雨期における道路冠水による交通遮断が解消され、道路利用者および市民の公共サービスや市場などへのアクセスが通年で確保される。 □ 主要な交差点が改良されることで、特に歩行者などの交通弱者に対する交通安全性が著しく向上する。 □ 市内道路が改修されることで、北部地域と消費地であるカンパラ、さらには周辺国と結ぶ物流機能の強化と安定に貢献する。
	54	● 環境社会配慮関連費用・便益は、プロジェクトの経済的、	該当しない（無償事業においては、EIRR の計算を行っていないため詳細の分析を実施していない。）

項目、現行ガイドライン条文	整理番号	調査アイテム	調査結果
		財政的、制度的、社会的及び技術的分析との密接な調和が図られているかの確認	
	55	● 環境社会配慮の検討結果につき、代替案や緩和策も含め独立の文書あるいは、他の文書の一部として表されているかの確認	・協力準備調査報告書の一部として取りまとめられている。
	56	● 特に影響が大きいプロジェクトについては、環境影響評価報告書が作成されているかの確認	・カテゴリBのため、該当しない。
	57	● 特に影響が重大と思われるプロジェクトや、異論が多いプロジェクトについて専門家からなる委員会が設置されたかの確認	特になし。
対策の検討	58	● 環境管理計画、モニタリング計画など適切なフォローアップの計画や体制、そのための費用及びその調達方法の計画策定状況確認	● 環境管理計画 ・実施体制：工事中の実施機関は施工業者、工事前および供用時の実施機関は先方政府 ・費用：環境社会配慮費用としてウガンダ側の負担経費に計上されている。 ・調達方法：各項目の担当組織及び関連費用が検討されている。 モニタリング計画 ・実施体制：工事中の実施機関は施工業者、工事前および供用時の実施機関は先方政府 ・費用：環境社会配慮費用としてウガンダ側の負担経費に計上されている。 ・調達方法：各項目の担当組織及び関連費用が検討されている。
	59	● 上記以外は2.8にて確認	2.8にて確認。
検討する影響スコープ	60	● スコーピングの適切な実施にかかる状況の確認	・GLの項目が網羅されているスコーピング案が作成されている。
	61	● GHG排出量の算出・評価の状況の確認	・気候変動案件ではない。
	62	● 国際機関、バイドナーの気候変動（GHG排出）への対応状況の確認	個別案件に紐づく事項ではないため、本調査の報告書本文に記載。
	63	● 「不可分一体の事業」、「派生的・二次的影響」、「累積的影響」の事例整理。	該当しない。
	64	● 世銀、ADB、IFCの「不可分一体の事業」、「派生的・二次的影響」、「累積的影響」への対応状況の整理	個別案件に紐づく事項ではないため、本調査の報告書本文に記載。
法令、基準、計画等との整合性	65	● 「自然保護や文化保護のために特に指定した地域」の事例整理	● 対象地域であるグル市およびその周辺には国立公園や自然保護地域は確認されていない
	66	● 世銀、ADB、IFCの「自然保護や文化保護のために特に指定した地域」に係る対応状況の整理	個別案件に紐づく事項ではないため、本調査の報告書本文に記載。
	67	● 上記以外は2.6にて確認	2.6にて確認。
社会的合意	68	● ステークホルダー協議（①告知・実施日時、②場所、③方法（住民集会、個別インタビュー、言語）、④社会的弱者に対する配慮手法、⑤告知方法、⑥参加者（人数、被影響者に占める割合、所属、性別等）、⑦協議内容（事業サイトの範囲、事業形態、地域住民の持つ問題点、ニーズ等）、⑧参加者からのコメント、⑨実施機関による返答、⑩寄せられたコメントの計画や事業への反映結果、⑪協議の議事録の有無）の確認	● ステークホルダー協議 ステークホルダーをプロジェクト実施の早期から巻き込み、懸念される影響をプロジェクト実施者が事前に把握することで、適切な回避策の検討によるコンフリクトの予防が可能となり、ステークホルダーの協力の下、事業がより良い成果を収めることが期待されることから、下記のステークホルダー協議が実施された。 プレ・ステークホルダー協議 ①実施日時：2015/4/29 9時～10時20分 ②開催場所：Town Clerk's Office in Gulu Municipal Council (GMC) ③方法：会議 ④社会的弱者に対する配慮手法：関係政府機関の会議のため無 ⑤告知方法：記載なし

項目、現行ガイドライン条文	整理番号	調査アイテム	調査結果
			<p>⑥参加者： MoWT、Gulu Municipal Council、JICA 調査団（合計 15 名） ⑦協議内容：1) 設計方針 2) 排水システム 3) 標準道路横断図 4) ラウンドアバウト/交差点 5) 交通安全施設 6) 建設資材 7) 地形測量/地質調査 8) 環境社会配慮 9) 質疑応答 ⑧⑨参加者・実施機関の協議内容： 1. 将来アチョリ通りでは交通量の増加が予想されているため、4車線道路が提案されたが用地が不足。また、ラウンドアバウトのために小規模な土地を Stanbic Bank から引き渡してもらう必要がある。 2. ムスリムの墓地及びアチョリ通り上のキオスクの移転と補償方針について協議。 3. Pece 川からジョモ・ケニヤッタ通りを下ったところに障害となる私有構造物。 3. 交通政策・交通安全への改善を最終技術設計で検討すべき。 4. サミュエル・ベーカー通りにある精米施設は道路にはみ出しているため調整が必要。 5. タクシーパーク内のトイレ施設の移転、私有構造物の道路にはみ出している不法軒先の同計画の障害となる件。 6. Pece 川横断部の構造設計について C/P が質問、JST から横断部分においてボックスカルバートのみ担当と回答。その後現場を見学し、移転が不要であることを確認。 7. 道路の設計についてはスペースが限られているため、都市発展に伴い路上駐車スペースを制限すべきと合意。 ⑩寄せられたコメントの計画や事業への反映結果：上記のとおり一部反映。 ⑪協議の議事録の有無の確認：協力準備調査報告書に添付されている。</p> <p>ステークホルダー協議 ①実施日時：2015/4/30 9:00-11:00 ②開催場所：Town Clerk's Office in GMC ③方法：会議 ④社会的弱者に対する配慮手法：記録なし ⑤告知方法：記録なし ⑥参加者：Uganda National Water and Sewerage Corporation (NWSC)、UMEME、MTN、JICA グルフィールド事務所、MOWT、Gulu Municipal Council、JICA 調査団（合計 18 名） ⑦協議内容：1) プロジェクト要約（対象となる道路、排水システム、標準道路横断図）2) プロジェクトによる主な負の影響（障害物となる建物を含む）3) 提案される回避策 4) 提案される環境モニタリング計画 5) 質疑応答 ⑧⑨参加者・実施機関による協議： 1. ムスリムの墓地の補償費の早期支払いを GMC が依頼、Town Clerk が管轄省を巻き込んで2週間で手続きする。 2. 精米所の問題も解決すると合意。 3. ラウンドアバウトのために Stanbic Bank の土地取得は困難なため小規模なラウンドアバウトとすることを提案。 4. 碎石場の機械化への住民の反対には調和方針が重要。Local Council5 への対応依頼を予定。 5. 今後の住民などとのステークホルダー協議の実施を JICA・JST から提案。 6. 本件の歩道下の導水管について説明。 ⑩寄せられたコメントの計画や事業への反映結果：上記の通り一部反映。 ⑪協議の議事録の有無の確認：協力準備調査報告書に添付されている。</p> <p>● ステークホルダー分析の実施：無</p>
	69	● 外部からの指摘事項が確認された場合には、その原因（GL 記載内容が十分であったかを含む GL 自体の問題、解釈の違い、運用能力等）について確認	なし
	70	● 社会的弱者に対する配慮事例の整理	<p>● 社会的弱者に対する配慮の有無 -特に学校周辺においては通学を妨げないように、学童の歩行スペースを設ける、工事現場における児童労働の禁止を徹底する、 苦情処理システムを通じて、ジェンダーおよび子どもの権利に係る問題をモニタリングする。 ● 社会的弱者に対する説明の内容 上記の通り ● 社会的弱者からの情報や意見の有無・内容 記録なし ● 社会的弱者からの情報や意見の事業への反映 記録なし</p>
生態系及び生物相	71	● 「重要な自然生息地」の事例（含む判断根拠、森林以外の	事業対象地域は国立公園等の影響を受けやすい地域またはその周辺に 該当せず、自然環境への望ましくない影響は

項目、現行ガイドライン条文	整理番号	調査アイテム	調査結果
		地域、生物多様性重要地域の配慮状況、地域コミュニティにもたらす影響や地域コミュニティが自然生息地にもたらす影響、社会環境に与える影響や社会環境が与える影響)の整理	最小限であると想定される。
	72	● 「重要な自然生息地における事業実施条件」に基づき事業を実施した事例整理	該当しない。
	73	● 世銀、ADB、IFC の「重要な自然生息地」、「著しい転換・著しい劣化」に係る対応状況の整理	個別案件に紐づく事項ではないため、本調査の報告書本文に記載。
	74	● 違法伐採の有無の確認	なし。
非自発的住民移転	75	● 住民移転計画の作成有無・公開状況・協議の有無と内容・協議に際する言語と様式の確認。	<ul style="list-style-type: none"> ● 住民移転計画の作成：作成済 ● 公開状況：2.1「情報の公開」を通じて確認。 ● 協議の有無と内容：住民移転に関する住民協議では、十分な補償等を求める意見があったため、被影響住民の要望を反映した補償及び住民移転手続きの実施が行われた。特段の反対意見は出ていない。 ● 協議の使用言語：記録なし
	76	● 非自発的住民移転及び生計手段の喪失は、回避・最小化が検討・実施され、対象者と文書等で合意の上で実効性のある対策が講じられているかの確認。	<ul style="list-style-type: none"> ● 非自発的住民移転及び生計手段の喪失は回避・最小化が検討・実施されたか：実施済 ● 非自発的住民移転：プロジェクトを実施しない案を含む 3 案から、環境社会配慮面の負の影響が小さい案がもっとも推奨される案として選択された。 ● 生計手段の喪失：該当しない ● 対象者と文書等で合意をしているか：済
	77	● 環境レビュー段階の想定被影響住民数の確認	・1世帯・6人
	78	● モニタリング段階における被影響住民数の確認	・1世帯
	79	● 環境レビュー段階の補償内容(補償のタイミング、再取得価格を含む補償費の算出方法、生計回復策、その他支援内容)の確認。	<ul style="list-style-type: none"> ● 補償のタイミング：工事着工前 ● 土地の再取得価格での補償方針の有無：有 ● 再取得価格を含む補償費の算出方法：市場価格に基づき、税金等が含まれた金額での補償 ● 生計回復策の内容：該当しない
	80	● 現地調査対象案件については、移転住民が以前の生活水準や収入機会、生産水準において改善又は少なくとも回復できているかの確認。	現地調査対象案件ではないため該当せず
	81	● 苦情処理メカニズムの整備状況の確認	<ul style="list-style-type: none"> ● 苦情処理メカニズムの計画：緩和策として、早期に苦情処理委員会を設立し、用地取得および移転対象となる住民との対話ができる環境を整える、という記載がある。 ● 計画された苦情処理メカニズムの整備状況：整備されている ● 苦情の有無：特になし ●
先住民族	82	● 先住民族への影響の有無の確認	・事業地周辺には、少数民族・先住民族は確認されていない。
	83	● 負の影響の回避・最小化の検討状況確認	・事業地周辺には、少数民族・先住民族は確認されていない。
	84	● 先住民族計画の作成・公開状況確認	・事業地周辺には、少数民族・先住民族は確認されていない。
	85	● FPIC の実施状況確認	・事業地周辺には、少数民族・先住民族は確認されていない。
モニタリング	86	● モニタリング計画の作成状況確認	<ul style="list-style-type: none"> ● 環境モニタリング計画：作成されている ● 移転(RAP)モニタリング計画：作成されている(環境のモニタリング計画に含まれている)
	87	● 上記以外は 3.2 にて確認	3.2 にて確認。
別紙2 カテゴリ A に必要な環境アセスメント報告書	88	● EIA の承認状況、言語、現地での公開状況及び複製の可否の確認	カテゴリ B 案件のため対象外
	89	● EIA において GL に記載の必要な項目が含まれているかの確認	カテゴリ B 案件のため対象外

項目、現行ガイドライン条文	整理番号	調査アイテム	調査結果
		確認	
	90	● 大規模住民移転を理由にカテゴリ A と判断された案件における EIA 実施状況の整理	カテゴリ B 案件のため対象外
別紙3 一般に影響を及ぼしやすいセクター・特性、影響を受けやすい地域の例示	91	● 「影響を及ぼしやすいセクター」の妥当性の確認。(配電、上水道、農業等、影響を及ぼしやすい特性や影響を受けやすい地域に該当しない限りそれ自体はカテゴリ分類に影響しないと思われるセクターの影響の重大さの整理。)	・対象外。
別紙4 スクリーニング様式	92	● (調査アイテム無し) 環境 GL が改定された場合は、スクリーニング様式も併せて変更。	・該当せず
別紙5 チェックリストにおける分類・チェック項目	93	● (調査アイテム無し) 環境 GL が改定された場合は、チェックリストも併せて変更。	・該当せず
別紙6 モニタリングを行う項目	94	● モニタリング項目の妥当性、基準値の記載、工事中・供用時の区分	<ul style="list-style-type: none"> ● モニタリング項目：大気質、粉じん、水質、廃棄物、土壌汚染、騒音・振動等 ● 基準値の記載（計画）：モニタリングフォーム案に記載されている。 ● 参照基準：大気質・・・ケニア国基準、水質・・・ウガンダ国基準、土壌汚染、騒音・・・ウガンダ国基準、日本国基準、振動・・・日本国基準 ● モニタリング頻度： <ul style="list-style-type: none"> ・環境：工事前および工事中はほとんどの項目において1ヶ月に1回。供用時の項目は供用後3年間半年に1回。 ・社会：毎月1回 ● 生計回復策の計画と実績の乖離（モニタリング頻度含む）：該当しない。 ● 工事中・供用時の区分：区分されている。
その他			

個別案件シート（JICA 環境社会配慮ガイドラインのレビュー調査結果）

<事業概要>

案件名／案件種別／贈与契約調印日	ネパール地震復旧・復興計画／無償／2015/12/21
カテゴリ分類及び分類根拠	カテゴリ B 「国際協力機構環境社会配慮ガイドライン」（2010 年 4 月公布）に掲げる橋梁、上水道セクター等のうち大規模なものに該当せず、環境への望ましくない影響は重大でないと判断され、かつ、同ガイドラインに掲げる影響を及ぼしやすい特性及び影響を受けやすい地域に該当しないため。
事業目的	本事業は、カトマンズ盆地における国立ビル病院およびパロパカール産婦人科病院の再建、最大の被害を出したシンドパルチョーク郡における導水管の再建、震央であるゴルカ郡における橋梁の整備を行うことにより、「より良い復興（Build Back Better）」の実現を図り*、もって持続可能で均衡のとれた経済成長のための社会基盤・制度整備に寄与する。 * ①病院2件 震災前の施設（震災により全壊）よりも耐震性のある建物を再建し、病院の安全性を高めることで、災害時にも機能できる病院にすること、またそのことによって災害の有無にかかわらず、患者数や術数が増えることを目指す。 ②チョータラ市の導水管 耐震性のある導水管へ交換することで、給水サービスの回復、向上を目指す。 ③橋梁建設 橋梁を建設することにより、雨期を含めた通年通行を可能にし、公共サービスのアウトリーチ強化を通じたゴルカ北部地域の復旧・復興の加速化を目指す。
プロジェクトサイト	ネパール国 カトマンズ市、ゴルカ郡、シンドパルチョーク郡
事業概要	1) 土木工事、建築工事、調達機器等の内容 ①国立ビル病院の再建（カトマンズ盆地） ②パロパカール産婦人科病院の再建（カトマンズ盆地） ③導水管の再建（シンドパルチョーク郡） ④橋梁の整備（ゴルカ郡） 2) コンサルティング・サービス/ソフトコンポーネントの内容 環境影響評価及び詳細設計作成、調達及び施工監理、実施機関職員のトレーニング、環境社会配慮等
実施機関名	財務省、国家計画委員会
総事業費/概算協力額	総事業費 41.5 億円（概算協力額（日本側）：40 億円、ネパール国側：1.5 億円）

I. 基本的事項

項目、現行ガイドライン条文	整理番号	調査アイテム	調査結果
1.1 理念	1	（レビュー調査全体を通じて確認） ● 開発協力大綱等の政府方針、持続可能な開発目標（SDGs）等の国際的援助潮流の整理	個別案件に紐づく事項ではないため、本調査の報告書本文に記載。
1.2 目的			
1.3 定義			
1.4 環境社会配慮の基本方針			
1.5 JICA の責務	2	（第Ⅱ、Ⅲ章のレビュー調査を通じて確認） ● IFC、ADB 等、他ドナーにおける出資案件における責務について確認	個別案件に紐づく事項ではないため、本調査の報告書本文に記載。
1.6 相手国政府に求める要件	3	（別紙 1 のレビュー調査を通じて確認）	別紙 1 を参照。
1.7 対象とする協力事業	4	● 現行 GL 施行後に増えた協力事業（海外投融資、中小企業支援等）の整理	個別案件に紐づく事項ではないため、本調査の報告書本文に記載。
	5	● 現行 GL 施行後の業務環境の変化（インフラ輸出の促進、迅速化、国際金融機関との協調融資の増加等）の整理	個別案件に紐づく事項ではないため、本調査の報告書本文に記載。
1.8 緊急時の措置	6	● 「緊急時の措置」の適用実績整理（カテゴリ分類、緊急時の判断基準、助言委員会関与方法、情報公開、モニタリング、フォローアップ措置等）	該当しない （緊急時の措置が適用された開発調査型技術協力「ネパール地震復旧・復興プロジェクト」の後続案件）
1.9 普及	7	● 相手国等に対する説明実績、説明内容の整理	● JICAGL に関する説明実績：審査時に説明済。 ● JICAGL に関する説明内容：JICA GL の遵守、適切な環境社会配慮の実施、情報公開、モニタリング実施等につき説明。

項目、現行ガイドライン条文	整理番号	調査アイテム	調査結果
1.10 環境社会配慮助言委員会	8	(第II章 2.7「環境社会配慮助言委員会による助言」のレビュー調査を通じて確認)	● JICAGL に関する研修実績：無 第II章 2.7「環境社会配慮助言委員会による助言」を参照。

II. 環境社会配慮のプロセス

項目、現行ガイドライン条文	整理番号	調査アイテム	調査結果
2.1 情報の公開	9	● JICA による情報公開 (カテゴリ分類、最終報告書、環境社会配慮文書、環境レビュー結果、モニタリング結果) 状況確認	● カテ分類の情報公開：公開あり ● 協力準備調査 最終報告書の情報公開：有 ● 環境社会配慮文書 (EIA・RAP・IPP など) の情報公開：環境レビュー段階では公開が必要な環境社会配慮文書なし。RAP、IPP は該当しない。 ● 環境レビュー結果 (=事前評価表) の情報公開状況：公開あり ● モニタリング結果の情報公開： ・合意状況：合意なし。 ・公開状況：公開に関する合意なし
	10	● 相手国等による情報公開 (環境社会配慮文書、モニタリング結果) 状況 (公開場所、公開時期、言語等)	相手国での公開に関する合意はない。
	11	● JICA から相手国等に対する情報公開の働きかけの状況確認	・ JICA より情報公開を促している。
	12	● 第三者からの情報提供の求めの有無と対応状況確認	・ 該当しない。
	13	● 情報開示が禁じられる情報についての対応状況確認	● JICA における情報公開については全て相手国の了承を得ている。
2.2 カテゴリ分類	14	● カテゴリ分類結果、根拠の整理	● カテゴリ分類結果：カテゴリ B ● カテゴリ分類の根拠： 本事業は影響を及ぼしやすいセクターに該当しない。事業対象地域は国立公園等の影響を受けやすい地域またはその周辺に該当せず、大規模な非自発的住民移転等の影響を及ぼしやすい特性を有しない。 ● カテゴリ分類の根拠と実態の乖離：無。
	15	● カテゴリ分類の変更の有無と有の場合の根拠の整理	● カテゴリ分類の変更：なし
	16	● カテゴリ分類の妥当性について外部より指摘を受けた案件の分類結果の妥当性の確認	・ 外部からの指摘は確認されなかった。
	17	● スクリーニング様式の提出状況	・ スクリーニング様式の提出：当該様式の提出は確認できないが、実施機関から徴求した相応の情報に基づきスクリーニングを実施。
2.3 環境社会配慮の項目	18	(別紙1のレビュー調査を通じて確認)	別紙1を参照。
2.4 現地ステークホルダーとの協議	19	● JICA と相手国等による協議状況確認	・ GA 締結時に協議を実施している。
	20	● 上記以外は別紙1「社会的合意」のレビュー調査を通じて確認	別紙1「社会的合意」を参照。
2.5 社会環境と人権への配慮	21	● 権利が制限されている地域における協力事業での情報公開や現地ステークホルダーとの協議の際の配慮状況の確認	・ 該当しない。
	22	● 社会的弱者に対する人権配慮の有・内容確認	別紙1「社会的合意」を参照。
2.6 参照する法令と基準	23	● 相手国の国内法遵守の有無 ● 世銀 SGP やその他国際基準との乖離の有無	● 相手国の国内法遵守の有無 ・ EIA・IEE の承認有無：承認済。 ・ 国内法に基づいた RAP 作成有無：対象外 ● 世銀 SGP やその他国際基準との乖離の有無：無
	24		
	25	● 世銀のセーフガード政策から Environmental and Social Framework (ESF) への変更点の整理	個別案件に紐づく事項ではないため、本調査の報告書本文に記載。
	26	● 世銀 ESF と現行 GL の相違点	個別案件に紐づく事項ではないため、本調査の報告書本文に記載。

項目、現行ガイドライン条文	整理番号	調査アイテム	調査結果
	27	● ADB、IFC のセーフガード政策で参照できる基準やグッドプラクティス等の整理	個別案件に紐づく事項ではないため、本調査の報告書本文に記載。
2.7 環境社会配慮助言委員会による助言	28	● 助言委員会の開催実績整理（運営改善の取り組み含め情報整理、情報公開状況含む）	・該当しない。
	29	● 環境レビュー時の助言対応状況確認	・該当しない
2.8 JICA の意思決定	30	● 合意文書における合意状況確認	・合意文書締結済み。
	31	● 合意文書に基づき、協力事業を中止した事例の整理	・該当しない。
2.9 ガイドラインの適切な実施と遵守の確保	32	● 別途、「異議申立手続き」の見直し作業を通じて対応	・該当しない
2.10 ガイドラインの適用と見直し	33	N/A	・該当しない

III. 環境社会配慮の手続き

項目、現行ガイドライン条文	整理番号	調査アイテム	調査結果
3.1 協力準備調査	34	● 「プロジェクトを実施しない案」を含む代替案検討の事例整理	・概略設計時に代替案が検討された。なお、病院事業については、詳細設計で更に検討する旨が記載されている。また、工事中及び供用時の環緩和策についても検討されている。
	35	● 協力準備調査の各種手続きの実施状況確認（スコーピング、EIA 等調査、情報公開、ステークホルダー協議等）	<ul style="list-style-type: none"> ● スコーピング：確認できない。 ● EIA 等調査：対象外 ● 情報公開：2.1「情報の公開」を参照。 ● ステークホルダー協議等：別紙1「社会的合意」を参照。
3.2 有償資金協力、無償資金協力、技術協力プロジェクト	36	<ul style="list-style-type: none"> ● カテゴリ分類に応じた環境レビューに係る手続き・情報公開の実施状況確認 <ul style="list-style-type: none"> ・環境チェックリストの作成状況 ・EIA, ECC, RAP, IPP の取得・公開状況等 ・FI の場合、金融仲介者等の環境社会配慮確認実施能力の確認状況及びカテゴリ A 相当のサブプロジェクトに対する環境レビュー状況等 	<ul style="list-style-type: none"> ● 環境チェックリストの作成状況：作成済 ● EIA, ECC, RAP, IPP の取得・公開状況 <ul style="list-style-type: none"> ・EIA：対象外。 ・ECC：対象外 ・RAP：対象外 ・IPP：対象外 ● 本案件は FI 事業ではない。
	37	● エンジニアリング・サービス借款実施案件の環境レビュー実績の整理	・ES 借款ではない。
	38	● エンジニアリング・サービス借款の実施段階における相手国等による環境社会配慮実施状況の確認。	・ES 借款ではない。
	39	● モニタリング結果の受領、公開状況確認	<ul style="list-style-type: none"> ● モニタリング結果の受領 <ul style="list-style-type: none"> ・審査時の合意：モニタリングフォーム案は詳細設計時に見直し、JICA に提出する。工事中は四半期毎に修正したモニタリングフォームを用いて JICA に報告する。モニタリング期間は必要に応じて延長される。環境モニタリング結果の公開について合意済。 ・作成状況：作成済 ・受領状況：受領済 ● モニタリング結果の公開状況 <ul style="list-style-type: none"> ・公開に関する合意なし
	40	● 第三者からのモニタリング結果の公開請求への対応状況の確認	● モニタリング結果の公開請求：なし。
	41	● 環境レビュー結果とモニタリング結果の乖離が確認された場合には、その原因（GL 記載内容が十分であったかを含む GL 自体の問題、解釈の違い、運用能力等）について確認。	・なし
	42	● 合意文書に基づき、相手国に対応を求め、貸付実行を停止	・該当しない。

項目、現行ガイドライン条文	整理番号	調査アイテム	調査結果
		した事例の整理	
	43	● プロジェクトの重大な変更が生じた案件の手続きの実施状況の確認	● 重大な変更が生じた案件であるか：該当しない。 ● GA後にIEE/EIAが改定されたか：該当しない。 ● IEE/EIAが改定された場合、改定の理由：該当しない。
3.3 外務省が自ら行う無償資金協力についてJICAが行う事前の調査	44	● 外務省に協力の停止を提言した事例の整理	・該当しない。
3.4 開発計画調査型技術協力	45	● カテゴリ分類に応じた各段階での手続きの実施状況確認 ・スクリーニングの実施状況 ・スコーピングの実施状況 ・JICAと相手国等の協議状況 ・合意文書や報告書等の公開状況等	・開発計画調査型技術協力ではないため該当しない。
	46	● SEAのステークホルダー協議の実施状況確認	・該当しない。
	47	● 開発調査型技術協力終了後に予期せぬ環境社会影響が生じた場合の対応状況確認	・該当しない。

別紙1～6

項目、現行ガイドライン条文	整理番号	調査アイテム	調査結果
別紙1 対象プロジェクトに求められる環境社会配慮	48	● 日本・他ドナーにおける環境社会配慮関連の「費用・便益の定量化方法」の取り扱い確認	個別案件に紐づく事項ではないため、本調査の報告書本文に記載。
	49	● 日本・他ドナーにおける「災害の環境影響評価」の取り扱い確認	個別案件に紐づく事項ではないため、本調査の報告書本文に記載。
基本的事項	50	● 計画段階における環境・社会影響の調査・検討状況確認	● 環境：審査時に各事業について環境チェックリスト（病院、上水道、橋梁）が作成されている。 ● 社会：同上。なお、事業の実施に伴い、17名より自発的な用地取得があったことが確認されている。
	51	● 影響の回避・最小化のための代替案や緩和策の検討状況確認	・環境チェックリスト（病院、上水道、橋梁）によると、概略設計時に代替案が検討された。なお、病院事業については、詳細設計で更に検討する旨が記載されている。また、工事中及び供用時の環緩和策についても検討されている。
	52	● 検討結果のプロジェクト計画への反映状況確認	・環境社会配慮面も考慮した代替案検討結果を踏まえて計画が行われた。
	53	● 環境社会配慮関連費用・便益の定量的評価に努めており、定性的な評価も加えているかの確認	費用・便益に係る分析が一部確認できない項目がある。なお、定性的な評価は以下の通り。 ・定性的な評価：支援対象施設の公共サービスの質及び防災力の向上、同地域の持続的な社会・経済開発、「より良い復興（Build Back Better）」の実現、が示されている。
	54	● 環境社会配慮関連費用・便益は、プロジェクトの経済的、財政的、制度的、社会的及び技術的分析との密接な調和が図られているかの確認	・該当しない（無償事業においては、EIRRの計算を行っていないため詳細の分析を実施していない。）
	55	● 環境社会配慮の検討結果につき、代替案や緩和策も含め独立の文書あるいは、他の文書の一部として表されているかの確認	該当しない。
	56	● 特に影響が大きいプロジェクトについては、環境影響評価報告書が作成されているかの確認	・該当しない。
	57	● 特に影響が重大と思われるプロジェクトや、異論が多いプロジェクトについて専門家からなる委員会が設置されたかの確認	・特になし。
対策の検討	58	● 環境管理計画、モニタリング計画など適切なフォローアップの計画や体制、そのための費用及びその調達方法の計画策定状況確認	● 環境管理計画 ・実施体制：橋梁事業については道路局（Department of Road：DOR）が環境管理モニタリング計画を策定し、それに沿ってDORが環境管理を行う計画である。病院事業については保健省（Ministry of Health：MOH）が環境管理モニタリング計画を策定し、それに沿ってDORが環境管理を行う計画である。上水道事業については、上下水道

項目、現行ガイドライン条文	整理番号	調査アイテム	調査結果
			(Department of Water Supply and Sewerage : DWSS) が環境管理モニタリング計画を策定し、それに沿って DWSS が環境管理を行う計画である。 ・費用：確認できない。・調達方法：確認できない。 モニタリング計画 ・実施体制：上述のとおり。 ・費用：確認できない。 ・調達方法：確認できない。
	59	● 上記以外は 2.8 にて確認	2.8 にて確認。
検討する影響スコープ	60	● スコーピングの適切な実施にかかる状況の確認	・確認できない。
	61	● GHG 排出量の算出・評価の状況の確認	・気候変動案件ではないので対象外
	62	● 国際機関、バイドナーの気候変動 (GHG 排出) への対応状況の確認	個別案件に紐づく事項ではないため、本調査の報告書本文に記載
	63	● 「不可分一体の事業」、「派生的・二次的影響」、「累積的影響」の事例整理。	該当しない。
	64	● 世銀、ADB、IFC の「不可分一体の事業」、「派生的・二次的影響」、「累積的影響」への対応状況の整理	個別案件に紐づく事項ではないため、本調査の報告書本文に記載。
法令、基準、計画等との整合性	65	● 「自然保護や文化保護のために特に指定した地域」の事例整理	● 自然保護や文化保護のために特に指定した地域の該当有無：事業対象地及びその周辺に、国立公園等の保護区は存在しない。
	66	● 世銀、ADB、IFC の「自然保護や文化保護のために特に指定した地域」に係る対応状況の整理	個別案件に紐づく事項ではないため、本調査の報告書本文に記載。
	67	● 上記以外は 2.6 にて確認	2.6 にて確認。
社会的合意	68	● ステークホルダー協議 (①告知・実施日時、②場所、③方法 (住民集会、個別インタビュー、言語)、④社会的弱者に対する配慮手法、⑤告知方法、⑥参加者 (人数、被影響者に占める割合、所属、性別等)、⑦協議内容(事業サイトの範囲、事業形態、地域住民の持つ問題点、ニーズ等)、⑧参加者からのコメント、⑨実施機関による返答、⑩寄せられたコメントの計画や事業への反映結果、⑪協議の議事録の有無) の確認	● EIA に関して：確認できない。 ・IEE 策定中に実施されていることを実施機関により確認している。(協議録が提供されておらず、詳細情報無し) ● RAP に関して：対象外 ● ステークホルダー分析の実施：無。
	69	● 外部からの指摘事項が確認された場合には、その原因 (GL 記載内容が十分であったかを含む GL 自体の問題、解釈の違い、運用能力等) について確認	・外部からの指摘事項は確認されない。
	70	● 社会的弱者に対する配慮事例の整理	・確認できない。
生態系及び生物相	71	● 「重要な自然生息地」の事例 (含む判断根拠、森林以外の地域、生物多様性重要地域の配慮状況、地域コミュニティーにもたらす影響や地域コミュニティーが自然生息地にもたらす影響、社会環境に与える影響や社会環境が与える影響) の整理	・各事業対象地周辺では原生林、熱帯雨林、重要な自然生息地は確認されていなく、生態系への影響は限定的。
	72	● 「重要な自然生息地における事業実施条件」に基づき事業を実施した事例整理	・該当しない。
	73	● 世銀、ADB、IFC の「重要な自然生息地」、「著しい転換・著しい劣化」に係る対応状況の整理	個別案件に紐づく事項ではないため、本調査の報告書本文に記載。
	74	● 違法伐採の有無の確認	該当しない。

項目、現行ガイドライン条文	整理番号	調査アイテム	調査結果
非自発的住民移転	75	● 住民移転計画の作成有無・公開状況・協議の有無と内容・協議に際する言語と様式の確認。	● 住民移転計画の作成：該当しない ● 公開状況：2.1「情報の公開」を通じて確認。 ● 協議の有無と内容：
	76	● 非自発的住民移転及び生計手段の喪失は、回避・最小化が検討・実施され、対象者と文書等で合意の上で実効性のある対策が講じられているかの確認。	・該当しない。
	77	● 環境レビュー段階の想定被影響住民数の確認	・該当しない。
	78	● モニタリング段階における被影響住民数の確認	・該当しない。
	79	● 環境レビュー段階の補償内容（補償のタイミング、再取得価格を含む補償費の算出方法、生計回復策、その他支援内容）の確認。	・該当しない。
	80	● 現地調査対象案件については、移転住民が以前の生活水準や収入機会、生産水準において改善又は少なくとも回復できているかの確認。	・該当しない。
	81	● 苦情処理メカニズムの整備状況の確認	・該当しない。
先住民族	82	● 先住民族への影響の有無の確認	・事業地周辺には少数民族・先住民族は確認されていない。
	83	● 負の影響の回避・最小化の検討状況確認	・該当しない。
	84	● 先住民族計画の作成・公開状況確認	・該当しない。
	85	● FPIC の実施状況確認	・該当しない。
モニタリング	86	● モニタリング計画の作成状況確認	● 環境モニタリング計画：作成している。 ● 移転（RAP）モニタリング計画：対象外
	87	● 上記以外は 3.2 にて確認	3.2 にて確認。
別紙 2 カテゴリー A に必要な環境アセスメント報告書	88	● EIA の承認状況、言語、現地での公開状況及び複製の可否の確認	・該当しない。
	89	● EIA において GL に記載の必要な項目が含まれているかの確認	・該当しない。
	90	● 大規模住民移転を理由にカテゴリ A と判断された案件における EIA 実施状況の整理	・該当しない。
別紙 3 一般に影響を及ぼしやすいセクター・特性、影響を受けやすい地域の例示	91	● 「影響を及ぼしやすいセクター」の妥当性の確認。（配電、上水道、農業等、影響を及ぼしやすい特性や影響を受けやすい地域に該当しない限りそれ自体はカテゴリ分類に影響しないと思われるセクターの影響の重大さの整理。）	・対象外。
別紙 4 スクリーニング様式	92	● （調査アイテム無し）環境 GL が改定された場合は、スクリーニング様式も併せて変更。	N/A
別紙 5 チェックリストにおける分類・チェック項目	93	● （調査アイテム無し）環境 GL が改定された場合は、チェックリストも併せて変更。	N/A
別紙 6 モニタリングを行う項目	94	● モニタリング項目の妥当性、基準値の記載、工事中・供用時の区分	● モニタリング項目： ・病院事業 工事前/中：騒音、振動、粉塵、廃棄物 供用時：医療廃棄物、排水 ・橋梁事業 工事前/中：騒音、振動、廃棄物、粉塵、水質 供用時：騒音、振動 ・上水道事業

項目、現行ガイドライン条文	整理番号	調査アイテム	調査結果
			工事前/中：騒音、振動、廃棄物、粉塵、水質 供用時：供給水質 ● 基準値の記載（計画）： ・参照基準：病院事業の供用時の排水については、基準値を BOD400mg/L、COD1,000mg/L、SS600mg/L と定めている。 ● モニタリング頻度： ・環境：項目によって異なる。・社会：該当しない。 ● 生計回復策の計画と実績の乖離（モニタリング頻度含む）：該当しない。 ● 工事中・供用時の区分：区分されている。
その他			

個別案件シート（JICA 環境社会配慮ガイドラインのレビュー調査結果）

<事業概要>

案件名/ 案件種別/ 贈与契約調印日	ヌアディブ漁港拡張整備計画/ 無償/ 2013/5/27
カテゴリ分類及び分類根拠	カテゴリ B 本事業は、国際協力機構環境社会配慮ガイドライン」（2010年4月公布）に掲げる影響を及ぼしやすいセクター・特性及び影響を受けやすい地域に該当せず、環境への望ましくない影響は重大でないと判断されるため。
事業目的	モーリタニア零細・沿岸漁業の主要漁港であるヌアディブ漁港において、漁港施設の整備を図り、同港の機能拡充を行うことにより、モーリタニアの経済開発と貧困削減に重要な役割を担う零細・沿岸漁業の持続的な発展に寄与する。
プロジェクトサイト	モーリタニア国 ヌアディブ州ヌアディブ市（人口約11万人）
事業概要	1) 土木工事の内容：沿岸漁船用埠頭の建設（約200m）、ピローグ船（船長14m以下の零細漁船）用係留棧橋（約100m×4基）、護岸の整備（総長約400m） 2) コンサルティング・サービス/ソフトコンポーネントの内容：本計画の内容は、利用漁船のための係留施設の拡張であり、既存施設と同様の運営維持管理体制の変更の必要はなく、港湾監視課要員の増員で対応できるため、ソフトコンポーネントは想定していない。 3) 調達・施工方法：埠頭は鋼矢板岸壁構造、係留棧橋は浮棧橋構造とする。浮棧橋の上部は維持管理の容易な木製デッキ構造とする。埠頭の鋼矢板及び係留棧橋の鋼管杭、浮体は現地において調達できないため、第三国あるいは日本調達とする。埠頭、係留棧橋建設及び泊地浚渫は、現状が干潟で地盤高が高いため、陸上工事とする。浚渫土砂は施設背後に敷き均すことにより再利用し、将来の陸上施設用地を確保する。
実施機関	ルポ湾漁業公社（EPBR: Etablissement Portuaire de la Baie du Repos）
総事業費/概算協力額	総事業費（概算協力額（日本側）：11.17億円、モーリタニア国側：0.15億円）

I. 基本的事項

項目、現行ガイドライン条文	整理番号	調査アイテム	調査結果
1.1 理念	1	(レビュー調査全体を通じて確認) ● 開発協力大綱等の政府方針、持続可能な開発目標（SDGs）等の国際的援助潮流の整理	個別案件に紐づく事項ではないため、本調査の報告書本文に記載。
1.2 目的			
1.3 定義			
1.4 環境社会配慮の基本方針			
1.5 JICAの責務	2	(第II, III章のレビュー調査を通じて確認) ● IFC、ADB等、他ドナーにおける出資案件における責務について確認	個別案件に紐づく事項ではないため、本調査の報告書本文に記載。
1.6 相手国政府に求める要件	3	(別紙1のレビュー調査を通じて確認)	別紙1を参照。
1.7 対象とする協力事業	4	● 現行GL施行後に増えた協力事業（海外投資、中小企業支援等）の整理	個別案件に紐づく事項ではないため、本調査の報告書本文に記載。
	5	● 現行GL施行後の業務環境の変化（インフラ輸出の促進、迅速化、国際金融機関との協調融資の増加等）の整理	個別案件に紐づく事項ではないため、本調査の報告書本文に記載。
1.8 緊急時の措置	6	● 「緊急時の措置」の適用実績整理（カテゴリ分類、緊急時の判断基準、助言委員会関与方法、情報公開、モニタリング、フォローアップ措置等）	・該当しない。
1.9 普及	7	● 相手国等に対する説明実績、説明内容の整理	● JICAGLに関する説明実績：審査時に説明済み。 ● JICAGLに関する説明内容：JICAGLの遵守、モニタリングの実施、JICAへの報告等。 ● JICAGLに関する研修実績：無
1.10 環境社会配慮助言委員会	8	(第II章2.7「環境社会配慮助言委員会による助言」のレビュー調査を通じて確認)	第II章2.7「環境社会配慮助言委員会による助言」を参照。

II. 環境社会配慮のプロセス

項目、現行ガイドライン条文	整理番号	調査アイテム	調査結果
2.1 情報の公開	9	● JICAによる情報公開（カテゴリ分類、最終報告書、環境	● カテゴリ分類の情報公開：公開あり

項目、現行ガイドライン条文	整理番号	調査アイテム	調査結果
		社会配慮文書、環境レビュー結果、モニタリング結果) 状況確認	<ul style="list-style-type: none"> ● 協力準備調査 最終報告書の情報公開：公開あり ● 環境社会配慮文書（EIA・RAP・IPP など）の情報公開：EIA は環境レビュー時点で公開が必要な状況ではなく、RAP、IPP は該当しない。 ● 環境レビュー結果（＝事前評価表）の情報公開状況：公開あり。 ● モニタリング結果の情報公開： <ul style="list-style-type: none"> ・合意状況：環境・社会モニタリング結果とも公開について合意。 ・公開状況：公開あり。
	10	● 相手国等による情報公開（環境社会配慮文書、モニタリング結果）状況（公開場所、公開時期、言語等）	<ul style="list-style-type: none"> ● EIA <ul style="list-style-type: none"> ・公開場所：ヌアディブ県庁舎とヌアディブ市庁舎でレポート要約の閲覧可 ・公開時期：2012年12月6日～30日間 ・言語：アラビア語・フランス語 ● RAP：該当しない。 ● 環境・社会モニタリング：相手国での公開に関する合意なし。
	11	● JICA から相手国等に対する情報公開の働きかけの状況確認	・審査時に JICA から先方政府へ情報公開を求め合意に至っている。
	12	● 第三者からの情報提供の求めの有無と対応状況確認	・なし
	13	● 情報開示が禁じられる情報についての対応状況確認	<ul style="list-style-type: none"> ● JICA における公開情報については、全て相手国政府等から了解を得た上で公開。
2.2 カテゴリ分類	14	● カテゴリ分類結果、根拠の整理	<ul style="list-style-type: none"> ● カテゴリ分類結果：カテゴリ B ● カテゴリ分類の根拠： <p>本事業は、影響を及ぼしやすいセクターに該当しない。事業対象地は、国立公園等の影響を受けやすい地域またはその周辺に該当せず、大規模な非自発的住民移転等の影響を及ぼしやすい特性を有しない。</p> ● カテゴリ分類の根拠と実態の乖離：無
	15	● カテゴリ分類の変更の有無と有の場合の根拠の整理	● カテゴリ分類の変更：無
	16	● カテゴリ分類の妥当性について外部より指摘を受けた案件の分類結果の妥当性の確認	・外部からの指摘は確認されなかった。
	17	● スクリーニング様式の提出状況	・スクリーニング様式の提出：当該様式の提出は確認できないが、実施機関等から徴求した対応の情報に基づきスクリーニングを実施。
2.3 環境社会配慮の項目	18	(別紙1のレビュー調査を通じて確認)	別紙1を参照。
2.4 現地ステークホルダーとの協議	19	● JICA と相手国等による協議状況確認	実施済み
	20	● 上記以外は別紙1「社会的合意」のレビュー調査を通じて確認	別紙1「社会的合意」を参照。
2.5 社会環境と人権への配慮	21	● 権利が制限されている地域における協力事業での情報公開や現地ステークホルダーとの協議の際の配慮状況の確認	● 権利が制限されている地域の該当状況：該当しない。
	22	● 社会的弱者に対する人権配慮の有・内容確認	別紙1「社会的合意」を参照。

項目、現行ガイドライン条文	整理番号	調査アイテム	調査結果
2.6 参照する法令と基準	23	<ul style="list-style-type: none"> ● 相手国の国内法遵守の有無 ● 世銀 SGP やその他国際基準との乖離の有無 	<ul style="list-style-type: none"> ● 相手国の国内法遵守の有無 ● EIA・IEE の承認有無：EIA の承認有 ● 国内法に基づいた RAP 作成有無：無 ● 世銀 SGP やその他国際基準との乖離の有無：無
	24		
	25	● 世銀のセーフガード政策から Environmental and Social Framework (ESF) への変更点の整理	個別案件に紐づく事項ではないため、本調査の報告書本文に記載。
	26	● 世銀 ESF と現行 GL の相違点	個別案件に紐づく事項ではないため、本調査の報告書本文に記載。
	27	● ADB、IFC のセーフガード政策で参照できる基準やグッドプラクティス等の整理	個別案件に紐づく事項ではないため、本調査の報告書本文に記載。
2.7 環境社会配慮助言委員会による助言	28	● 助言委員会の開催実績整理（運営改善の取り組み含め情報整理、情報公開状況含む）	・該当しない。
	29	● 環境レビュー時の助言対応状況確認	・該当しない。
2.8 JICA の意思決定	30	● 合意文書における合意状況確認	・合意文書締結済み。
	31	● 合意文書に基づき、協力事業を中止した事例の整理	・該当しない。
2.9 ガイドラインの適切な実施と遵守の確保	32	● 別途、「異議申立手続き」の見直し作業を通じて対応	・該当しない
2.10 ガイドラインの適用と見直し	33	N/A	・該当しない

III. 環境社会配慮の手続き

項目、現行ガイドライン条文	整理番号	調査アイテム	調査結果
3.1 協力準備調査	34	● 「プロジェクトを実施しない案」を含む代替案検討の事例整理	・施設の配置について、事業を実施しないオプションを含めた「効果」、「コスト」、「環境面」の項目に関して検討されている。
	35	● 協力準備調査の各種手続きの実施状況確認（スコーピング、EIA 等調査、情報公開、ステークホルダー協議等）	<ul style="list-style-type: none"> ● スコーピング：実施済 ● EIA 等調査：EIA 実施済 ● 情報公開：2.1「情報の公開」を参照。 ● ステークホルダー協議等：別紙 1「社会的合意」を参照。
3.2 有償資金協力、無償資金協力、技術協力プロジェクト	36	<ul style="list-style-type: none"> ● カテゴリ分類に応じた環境レビューに係る手続き・情報公開の実施状況確認 <ul style="list-style-type: none"> ・環境チェックリストの作成状況 ・EIA, ECC, RAP, IPP の取得・公開状況等 ・FI の場合、金融仲介者等の環境社会配慮確認実施能力の確認状況及びカテゴリ A 相当のサブプロジェクトに対する 	<ul style="list-style-type: none"> ● 環境チェックリストの作成状況：作成済み。 ● EIA, ECC, RAP, IPP の取得・公開状況 <ul style="list-style-type: none"> ・EIA：2013 年 1 月 27 日に、環境規制局から海洋経済漁業省大臣あてに EIA 許認可証が発行された。 ・ECC：対象外 ・RAP：対象外 ・IPP：対象外

項目、現行ガイドライン条文	整理番号	調査アイテム	調査結果
		環境レビュー状況等	● 本案件は FI 事業ではない。
	37	● エンジニアリング・サービス借款実施案件の環境レビュー実績の整理	・ ES 借款ではない。
	38	● エンジニアリング・サービス借款の実施段階における相手国等による環境社会配慮実施状況の確認。	・ ES 借款ではない。
	39	● モニタリング結果の受領、公開状況確認	● モニタリング結果の受領 ・ 審査時の合意：環境・社会モニタリング結果とも公開について合意済。 ・ 作成状況：作成済み。 ・ 受領状況：受領済み。 ● モニタリング結果の公開状況 ・ 公開済み。
	40	● 第三者からのモニタリング結果の公開請求への対応状況の確認	● モニタリング結果の公開請求：なし
	41	● 環境レビュー結果とモニタリング結果の乖離が確認された場合には、その原因（GL 記載内容が十分であったかを含む GL 自体の問題、解釈の違い、運用能力等）について確認。	● 環境事項における環境レビュー結果とモニタリング結果の乖離：無 ● 社会事項における環境レビュー結果とモニタリング結果の乖離：無
	42	● 合意文書に基づき、相手国に対応を求め、貸付実行を停止した事例の整理	・ 該当しない。
	43	● プロジェクトの重大な変更が生じた案件の手続きの実施状況の確認	・ 該当しない。
3.3 外務省が自ら行う無償資金協力について JICA が行う事前の調査	44	● 外務省に協力の停止を提言した事例の整理	・ 該当しない。
3.4 開発計画調査型技術協力	45	● カテゴリ分類に応じた各段階での手続きの実施状況確認 ・ スクリーニングの実施状況 ・ スコーピングの実施状況 ・ JICA と相手国等の協議状況 ・ 合意文書や報告書等の公開状況等	・ 該当しない。
	46	● SEA のステークホルダー協議の実施状況確認	・ 該当しない。
	47	● 開発調査型技術協力終了後に予期せぬ環境社会影響が生じた場合の対応状況確認	・ 該当しない。

別紙 1～6

項目、現行ガイドライン条文	整理番号	調査アイテム	調査結果
別紙 1 対象プロジェクトに求められる環境社会配慮	48	● 日本・他ドナーにおける環境社会配慮関連の「費用・便益の定量化方法」の取り扱い確認	個別案件に紐づく事項ではないため、本調査の報告書本文に記載。
	49	● 日本・他ドナーにおける「災害の環境影響評価」の取り扱い確認	個別案件に紐づく事項ではないため、本調査の報告書本文に記載。
基本的事項	50	● 計画段階における環境・社会影響の調査・検討状況確認	● 環境：協力準備調査で初期環境調査（IEE）を実施し、その後「環境影響評価（EIE）報告書は、EPBR により作成され、2013 年 1 月 27 日に、環境規制局から海洋経済漁業省大臣あてに EIA 許認可証が発行された。 ● 社会：本事業は、EPBR の所有地内で実施されるものであり、用地取得及び住民移転を伴わないため、対象外。
	51	● 影響の回避・最小化のための代替案や緩和策の検討状況確認	・ 影響の回避・最小化のための代替案や緩和策の検討：34 番に記載のとおり IEE に記載されている。

項目、現行ガイドライン条文	整理番号	調査アイテム	調査結果
		認	
	52	● 検討結果のプロジェクト計画への反映状況確認	・環境社会配慮を考慮した代替案に基づき検討されている。
	53	● 環境社会配慮関連費用・便益の定量的評価に努めており、定性的な評価も加えているかの確認	<p>・環境社会配慮関連費用・便益について明確な記述は無いが、以下のように環境社会と関連する内容について定量的・定性的評価を行っている。</p> <p>1) 定量的評価 協力準備調査の環境緩和策、環境モニタリング計画では環境費用は計上されていない。 環境便益及び社会費用・便益にかかる定量的な記載は確認できない。</p> <p>2) 定性的評価 下記の社会・経済的便益の評価がされている。環境費用・便益、釈迦井費用にかかる定性的評価は記載されていない。</p> <p>① 係留棧橋の増設により、既存係留棧橋の利用状況が改善（混雑率の緩和）されることから、ピローグ漁船の係留・出漁準備等作業の効率性と安全性が向上する。</p> <p>② 沿岸漁船用の専用埠頭の整備により、異なる漁船種が係留施設を混用している状況が改善され、沿岸漁船の水揚・係留・出漁準備作業の効率性・安全性が向上する。 沿岸漁船の水揚げ待ち時間や水揚げ時間の短縮によって、より鮮度の高い漁獲物を出荷することができる。</p> <p>③ 既存係留棧橋の混雑率が緩和されることから、係留時の漁船接触による船体破損を低減することができる。これにより、船体修理費用の軽減や修理に伴う漁労機会の損失が減少する。</p> <p>④ 係留棧橋及び埠頭の背後には、今後先方政府による自助努力により漁具倉庫や上屋等の陸上支援施設が整備される計画である。本計画が実施に移されれば、漁業支援サービスや物資供給・飲食関連の店舗など関連産業の発展も見込まれることから、これらの施設で働く従業員の雇用創出に繋がる。</p> <p>⑤ ヌアディブ漁港は、零細漁民の活動拠点となっており、漁民の中には内陸部からの出稼ぎ労働者も数多く存在する。また、漁港内には、漁民相手の食堂や店舗、漁具販売所、給油所などの付帯サービスも数多く進出しており、本計画による施設整備は、零細漁民の労働環境の改善にも広く寄与する一方で、漁業活動に依存している付帯サービス関連の雇用の安定化にも繋がることが期待される。</p>
	54	● 環境社会配慮関連費用・便益は、プロジェクトの経済的、財政的、制度的、社会的及び技術的分析との密接な調和が図られているかの確認	該当しない（無償事業においては、EIRR を計算していないため、詳細な確認はできない）
	55	● 環境社会配慮の検討結果につき、代替案や緩和策も含め独立の文書あるいは、他の文書の一部として表されているかの確認	・協力準備調査報告書に代替案や緩和策が含まれている。
	56	● 特に影響が大きいプロジェクトについては、環境影響評価報告書が作成されているかの確認	・カテゴリ B のため、該当しない。
	57	● 特に影響が重大と思われるプロジェクトや、異論が多いプロジェクトについて専門家からなる委員会が設置されたかの確認	・カテゴリ B のため、該当しない。
対策の検討	58	● 環境管理計画、モニタリング計画など適切なフォローアップの計画や体制、そのための費用及びその調達方法の計画策定状況確認	<p>● 環境管理計画 協力準備調査報告書には環境管理計画の項目はあるが、実施体制、費用、調達方法は記載されていない。</p> <p>・実施体制：記載なし。</p> <p>・費用：記載なし。</p> <p>・調達方法：記載なし。</p> <p>● モニタリング計画</p> <p>・実施体制：項目別に工事中および供用時それぞれの実施主体（工事中：建設請負業者など、供用後：EPBR・Fédération Nationale de la Pêche: FNP）、責任主体（工事中・供用後：EPBR）に関する記載がある。</p> <p>・費用：記載なし。</p> <p>・調達方法：記載なし。</p>
	59	● 上記以外は 2.8 にて確認	2.8 にて確認。

項目、現行ガイドライン条文	整理番号	調査アイテム	調査結果
検討する影響スコープ	60	● スコーピングの適切な実施にかかる状況の確認	・協力準備調査報告書に GL の項目が網羅されているスコーピング案が作成されている。また、EIA の TOR は 2012 年 10 月 7 日に環境規制局に承認されている。
	61	● GHG 排出量の算出・評価の状況の確認	・本事業は「気候変動案件」に該当しないため、対象外。
	62	● 国際機関、バイドナーの気候変動（GHG 排出）への対応状況の確認	個別案件に紐づく事項ではないため、本調査の報告書本文に記載。
	63	● 「不可分一体の事業」、「派生的・二次的影響」、「累積的影響」の事例整理。	・ 該当しない。
法令、基準、計画等との整合性	64	● 世銀、ADB、IFC の「不可分一体の事業」、「派生的・二次的影響」、「累積的影響」への対応状況の整理	個別案件に紐づく事項ではないため、本調査の報告書本文に記載。
	65	● 「自然保護や文化保護のために特に指定した地域」の事例整理	● 自然保護や文化保護のために特に指定した地域の該当有無：業対象地は及びその周辺に、国立公園等の保護区は存在しない。
	66	● 世銀、ADB、IFC の「自然保護や文化保護のために特に指定した地域」に係る対応状況の整理	個別案件に紐づく事項ではないため、本調査の報告書本文に記載。
	67	● 上記以外は 2.6 にて確認	2.6 にて確認。
社会的合意	68	● ステークホルダー協議（①告知・実施日時、②場所、③方法（住民集会、個別インタビュー、言語）、④社会的弱者に対する配慮手法、⑤告知方法、⑥参加者（人数、被影響者に占める割合、所属、性別等）、⑦協議内容（事業サイトの範囲、事業形態、地域住民の持つ問題点、ニーズ等）、⑧参加者からのコメント、⑨実施機関による返答、⑩寄せられたコメントの計画や事業への反映結果、⑪協議の議事録の有無）の確認	● EIA に関して ① 告知日時：記録なし。 実施日時： ・スコーピング段階：2012/10/15 ・DFR 段階：2012/12（日付不明。要確認。） ② ・スコーピング段階：国立漁業学院の会議室 ・DFR 段階：記録なし。 ③ ・住民集会 ・言語：参加者が理解できる言語。 ④ 記録なし。 ⑤ 告知方法：仏語、アラビア語で、新聞で告知。 ⑥ 主な参加者は、実施当事者、漁業省代表者、環境省代表者、民間会社ならびに一般市民等 ⑦ ・スコーピング段階：、プロジェクトが引き起す潜在的な影響（スコーピング）、提案された影響軽減策の説明。 ・DFR 段階：プロジェクト計画。 ⑧ ・スコーピング段階：廃棄物、インフラ基盤施設（水、電気等）、岸壁の高さ(低い)、有害物質、火災、侵食等 ・DFR 段階：記録なし。 ⑨ ・スコーピング段階：実施機関により回答がなされているが、詳細の記録なし。 ・DFR 段階：、記録なし ⑩ 記録なし ⑪ スコーピング段階については環境許認可に添付されている。DFR 段階は記録なし。

項目、現行ガイドライン条文	整理番号	調査アイテム	調査結果
			<p>また、協力準備調査でも合意形成を目的としてステークホルダー協議を 2012 年 1 月 31 日と 2012 年 7 月 11 日～17 日に開催している。参加者は全国漁業連盟、漁民、漁船船首、環境 NGO、鮮魚仲買人、漁船修理人等であり、計画に反対する声は聞かれなかったが、水やトイレの改善、貧困削減などの要望があった。</p> <p>RAP に関して：対象外。</p>
	69	<ul style="list-style-type: none"> 外部からの指摘事項が確認された場合には、その原因 (GL 記載内容が十分であったかを含む GL 自体の問題、解釈の違い、運用能力等) について確認 	<ul style="list-style-type: none"> 該当しない。
	70	<ul style="list-style-type: none"> 社会的弱者に対する配慮事例の整理 	<ul style="list-style-type: none"> 社会的弱者に対する配慮の有無 <p>浚渫予定地の廃屋を利用し干物作りを行う人々 (10 名程度) がいる。これら干物製造者は社会的弱者と認められている。</p> <p>-計画：工事中の代替地での作業、あるいは代替的な生計手段の確保、供用時には、以前と同様の収入が得られているか確認される予定。</p> <p>-実施：記録なし</p> <ul style="list-style-type: none"> 社会的弱者に対する説明の内容 事業者から移転前に補償・生活再建対策に関する説明が行われた。 社会的弱者からの情報や意見の有無・内容 聞き取り調査の結果 <p>よい仕事があれば転職してもよいが、できれば今の仕事を続けたいので、近くに干場(海水が確保できる場所)を提供してもらいたい。</p> <ul style="list-style-type: none"> 社会的弱者からの情報や意見の事業への反映 事業者は近隣の代替地を提供するとともに、休業補償や移動の支援を実施。補償金の支払いは移転前に行われた。補償方針は文書で作成された。
生態系及び生物相	71	<ul style="list-style-type: none"> 「重要な自然生息地」の事例 (含む判断根拠、森林以外の地域、生物多様性重要地域の配慮状況、地域コミュニティにもたらす影響や地域コミュニティが自然生息地にもたらす影響、社会環境に与える影響や社会環境が与える影響) の整理 	該当しない。
	72	<ul style="list-style-type: none"> 「重要な自然生息地における事業実施条件」に基づき事業を実施した事例整理 	<ul style="list-style-type: none"> 該当しない。
	73	<ul style="list-style-type: none"> 世銀、ADB、IFC の「重要な自然生息地」、「著しい転換・著しい劣化」に係る対応状況の整理 	個別案件に紐づく事項ではないため、本調査の報告書本文に記載。
	74	<ul style="list-style-type: none"> 違法伐採の有無の確認 	<ul style="list-style-type: none"> 違法伐採は確認されない。
非自発的住民移転	75	<ul style="list-style-type: none"> 住民移転計画の作成有無・公開状況・協議の有無と内容・協議に際する言語と様式の確認。 	該当しない。
	76	<ul style="list-style-type: none"> 非自発的住民移転及び生計手段の喪失は、回避・最小化が検討・実施され、対象者と文書等で合意の上で実効性のある対策が講じられているかの確認。 	<ul style="list-style-type: none"> 該当しない。
	77	<ul style="list-style-type: none"> 環境レビュー段階の想定被影響住民数の確認 	<ul style="list-style-type: none"> 該当しない。
	78	<ul style="list-style-type: none"> モニタリング段階における被影響住民数の確認 	<ul style="list-style-type: none"> 該当しない。
	79	<ul style="list-style-type: none"> 環境レビュー段階の補償内容 (補償のタイミング、再取得価格を含む補償費の算出方法、生計回復策、その他支援内容) の確認。 	<ul style="list-style-type: none"> 該当しない。
	80	<ul style="list-style-type: none"> 現地調査対象案件については、移転住民が以前の生活水準 	<ul style="list-style-type: none"> 該当しない。

項目、現行ガイドライン条文	整理番号	調査アイテム	調査結果
		や収入機会、生産水準において改善又は少なくとも回復できているかの確認。	
	81	● 苦情処理メカニズムの整備状況の確認	● 苦情処理メカニズムの計画： ・該当しない。
先住民族	82	● 先住民族への影響の有無の確認	・事業地周辺には、少数民族・先住民族は確認されていない。
	83	● 負の影響の回避・最小化の検討状況確認	・事業地周辺には、少数民族・先住民族は確認されていない。
	84	● 先住民族計画の作成・公開状況確認	・事業地周辺には、少数民族・先住民族は確認されていない。
	85	● FPIC の実施状況確認	・事業地周辺には、少数民族・先住民族は確認されていない。
モニタリング	86	● モニタリング計画の作成状況確認	● 環境モニタリング計画：協力準備調査報告書にモニタリング計画が記載されている。 ● 移転（RAP）モニタリング計画：該当しない。
	87	● 上記以外は 3.2 にて確認	3.2 にて確認。
別紙 2 カテゴリ A に必要な環境アセスメント報告書	88	● EIA の承認状況、言語、現地での公開状況及び複製の可否の確認	● EIA の承認状況： ・2013 年 1 月 27 日に、環境規制局から海洋経済漁業省大臣あてに EIA 許認可証が発行された。 ● 言語：仏語 ● 現地での公開状況：不明。
	89	● EIA において GL に記載の必要な項目が含まれているかの確認	・該当しない
	90	● 大規模住民移転を理由にカテゴリ A と判断された案件における EIA 実施状況の整理	・該当しない
別紙 3 一般に影響を及ぼしやすいセクター・特性、影響を受けやすい地域の例示	91	● 「影響を及ぼしやすいセクター」の妥当性の確認。（配電、上水道、農業等、影響を及ぼしやすい特性や影響を受けやすい地域に該当しない限りそれ自体はカテゴリ分類に影響しないと思われるセクターの影響の重大さの整理。）	・本案件は影響を及ぼしやすいセクター（港湾セクター）に該当するため、対象外。
別紙 4 スクリーニング様式	92	● （調査アイテム無し）環境 GL が改定された場合は、スクリーニング様式も併せて変更。	・該当しない
別紙 5 チェックリストにおける分類・チェック項目	93	● （調査アイテム無し）環境 GL が改定された場合は、チェックリストも併せて変更。	・該当しない
別紙 6 モニタリングを行う項目	94	● モニタリング項目の妥当性、基準値の記載、工事中・供用時の区分	● モニタリング項目： 工事中：大気質、水質、土壌汚染、廃棄物、騒音・振動、地形・地質、生物・生態系、事故。 供用時：大気質、生物・生態系、事故 ● 基準値の記載（計画）： ・参照基準：浚渫に伴う濁りの国際基準（150NTU 以下、かつ、月平均 50NTU 以下、USA メリーランド州水質規制）（バックグラウンドが 50NTU 以下の場合、BG+ 5NTU 未満、バックグラウンドが 50NTU を超える場合、BG の 10% 未満の上昇、カナダブリティッシュコロンビア政府レクリエーションと景観用水質ガイドライン）。国内の基準は無い。 ● モニタリング頻度： ・環境：項目によって異なり、週 1 回、月 1 回、年 2 回に分かれる。モニタリング結果を JICA に報告する。 ・社会：事業対象地で干物づくりを行っている人（約 10 人）に対して、代替地や代替的な生計手段の提供が適切に行われたかどうか工事中に確認。 ● 生計回復策の計画と実績の乖離（モニタリング頻度含む）：該当しない ● 工事中・供用時の区分：区分されている。
その他			

個別案件シート JICA 環境社会配慮ガイドラインのレビュー調査結果)

<事業概要>

案件名/案件種別/贈与契約調印日	カブール国際空港保安機能強化計画/無償/2014/2/5
カテゴリ分類及び分類根拠	カテゴリ B 本事業は、「国際協力機構環境社会配慮ガイドライン」（2010年4月公布）に掲げる空港セクターのうち、大規模なものに該当せず、環境への望ましくない影響は重大でないと判断され、かつ同ガイドラインに掲げる影響を及ぼしやすい特性及び影響を受けやすい地域に該当しないため。
事業目的	本プロジェクトは、カブール国際空港において、保安施設の改善や保安機材の整備を行うことにより、効率的かつ効果的なセキュリティチェックの処理能力の向上を図り、もって同空港の安全性を高め、同空港の混雑緩和や航空便の定時発着性の向上に寄与することを目的とする
プロジェクトサイト	アフガニスタン国 カブール国際空港/カブール市（約400万人）
事業概要	土木工事、調達機器等の内容 【施設】セキュリティセンタービル及び付随施設（車両検査施設、国境警察の監視施設等）の建設、国際線旅客ターミナルビル増改築 【機材】保安検査関連機材（①乗用車両用X線検査装置2台、②車両下部検査装置3台、③受託手荷物用X線検査装置4台、④CT式爆発物検知装置2台、⑤機内持込手荷物用X線検査装置5台、⑥門型金属探知機9台、⑦卓上型爆発物痕跡検知装置2台、⑧爆発物隔離コンテナ1台、⑨大型・小型バス各2台 2) コンサルティング・サービス/ソフトコンポーネントの内容 ・施設建設・改築にかかる実施設計及び施工監理、機材調達 ・ソフトコンポーネント：なし
事業実施機関	運輸民間航空省（Ministry of Transport and Civil Aviation 以下、MoTCA）
総事業費/概算協力額	総事業費 44.30 億円（概算協力額（日本側）：44.27 億円、アフガニスタン国側：0.03 億円）

I. 基本的事項

項目、現行ガイドライン条文	整理番号	調査アイテム	調査結果
1.1 理念	1	(レビュー調査全体を通じて確認) ● 開発協力大綱等の政府方針、持続可能な開発目標（SDGs）等の国際的援助潮流の整理	個別案件に紐づく事項ではないため、本調査の報告書本文に記載。
1.2 目的			
1.3 定義			
1.4 環境社会配慮の基本方針			
1.5 JICA の責務	2	(第II, III章のレビュー調査を通じて確認) ● IFC、ADB 等、他ドナーにおける出資案件における責務について確認	個別案件に紐づく事項ではないため、本調査の報告書本文に記載。
1.6 相手国政府に求める要件	3	(別紙1のレビュー調査を通じて確認)	別紙1を参照。
1.7 対象とする協力事業	4	● 現行 GL 施行後に増えた協力事業（海外投融资、中小企業支援等）の整理	個別案件に紐づく事項ではないため、本調査の報告書本文に記載。
	5	● 現行 GL 施行後の業務環境の変化（インフラ輸出の促進、迅速化、国際金融機関との協調融資の増加等）の整理	個別案件に紐づく事項ではないため、本調査の報告書本文に記載。
1.8 緊急時の措置	6	● 「緊急時の措置」の適用実績整理（カテゴリ分類、緊急時の判断基準、助言委員会関与方法、情報公開、モニタリング、フォローアップ措置等）	・該当しない。
1.9 普及	7	● 相手国等に対する説明実績、説明内容の整理	● JICAGL に関する説明実績：審査時に説明済。 ● JICAGL に関する説明内容：JICAGL の遵守、適切な環境社会配慮の実施、モニタリングに付き説明。 ● JICAGL に関する研修実績：無
1.10 環境社会配慮助言委員会	8	(第II章 2.7「環境社会配慮助言委員会による助言」のレビュー調査を通じて確認)	第II章 2.7「環境社会配慮助言委員会による助言」を参照。

II. 環境社会配慮のプロセス

項目、現行ガイドライン条文	整理番号	調査アイテム	調査結果
2.1 情報の公開	9	● JICA による情報公開（カテゴリ分類、最終報告書、環境	● カテゴリ分類の情報公開：公開あり

項目、現行ガイドライン条文	整理番号	調査アイテム	調査結果
		社会配慮文書、環境レビュー結果、モニタリング結果) 状況確認	<ul style="list-style-type: none"> ● 協力準備調査 最終報告書の情報公開：公開あり ● 環境社会配慮文書 (EIA・RAP・IPP など) の情報公開：該当しない。(国内法上作成不要) ● 環境レビュー結果 (=事前評価表) の情報公開状況：公開されている ● モニタリング結果の情報公開： <ul style="list-style-type: none"> ・合意状況：公開に関する合意なし ・公開状況：該当しない。
	10	● 相手国等による情報公開 (環境社会配慮文書、モニタリング結果) 状況 (公開場所、公開時期、言語等)	環境社会配慮文書： 作成が必要な文書なし モニタリング結果： 該当しない。(モニタリングに関する公開合意はなし)
	11	● JICA から相手国等に対する情報公開の働きかけの状況確認	JICA から働きかけ、JICA での公開について合意している。
	12	● 第三者からの情報提供の求めの有無と対応状況確認	なし
	13	● 情報開示が禁じられる情報についての対応状況確認	● JICA における公開情報については、全て相手国政府等からの了解を得ている。
2.2 カテゴリ分類	14	● カテゴリ分類結果、根拠の整理	<ul style="list-style-type: none"> ● カテゴリ分類結果：カテゴリ B ● カテゴリ分類の根拠：本事業は空港セクターのうち大規模なものに該当しない (セキュリティセンタービル及び付随施設 (車両検査施設、国境警察の監視施設 等の建設、国際線旅客ターミナルビル増改築及び保安検査関連機材等の導入等)。事業対象地は、国立公園等の影響を受けやすい地域またはその周辺に該当せず、大規模な住民移転等影響を及ぼしやすい特性を有しない。 ● カテゴリ分類の根拠と実態の乖離：無
	15	● カテゴリ分類の変更の有無と有の場合の根拠の整理	● カテゴリ分類の変更：無
	16	● カテゴリ分類の妥当性について外部より指摘を受けた案件の分類結果の妥当性の確認	・該当しない
	17	● スクリーニング様式の提出状況	・スクリーニング様式の提出：当該様式の提出は確認できないが、実施機関等から徴求した相応の情報に基づきスクリーニングを実施。
2.3 環境社会配慮の項目	18	(別紙1のレビュー調査を通じて確認)	別紙1を参照。
2.4 現地ステークホルダーとの協議	19	● JICA と相手国等による協議状況確認	・GA 締結時に協議を実施している。
	20	● 上記以外は別紙1「社会的合意」のレビュー調査を通じて確認	別紙1「社会的合意」を参照。
2.5 社会環境と人権への配慮	21	● 権利が制限されている地域における協力事業での情報公開や現地ステークホルダーとの協議の際の配慮状況の確認	<ul style="list-style-type: none"> ● 権利が制限されている地域の該当状況：該当しない ●
	22	● 社会的弱者に対する人権配慮の有・内容確認	別紙1「社会的合意」を参照。
2.6 参照する法令と基準	23	<ul style="list-style-type: none"> ● 相手国の国内法遵守の有無 ● 世銀 SGP やその他国際基準との乖離の有無 	<ul style="list-style-type: none"> ● 相手国の国内法遵守の有無 ・EIA・IEE の承認有無：対象外 ・国内法に基づいた RAP 作成有無：対象外 ● 世銀 SGP やその他国際基準との乖離の有無：対象外
	24		
	25	● 世銀のセーフガード政策から Environmental and Social Framework (ESF) への変更点の整理	個別案件に紐づく事項ではないため、本調査の報告書本文に記載。
	26	● 世銀 ESF と現行 GL の相違点	個別案件に紐づく事項ではないため、本調査の報告書本文に記載。
	27	● ADB、IFC のセーフガード政策で参照できる基準やグッドプラクティス等の整理	個別案件に紐づく事項ではないため、本調査の報告書本文に記載。

項目、現行ガイドライン条文	整理番号	調査アイテム	調査結果
2.7 環境社会配慮助言委員会による助言	28	● 助言委員会の開催実績整理（運営改善の取り組み含め情報整理、情報公開状況含む）	・該当しない。
	29	● 環境レビュー時の助言対応状況確認	・該当しない。
2.8 JICA の意思決定	30	● 合意文書における合意状況確認	・合意文書締結済み。
	31	● 合意文書に基づき、協力事業を中止した事例の整理	・該当しない。
2.9 ガイドラインの適切な実施と遵守の確保	32	● 別途、「異議申立手続き」の見直し作業を通じて対応	・該当しない
2.10 ガイドラインの適用と見直し	33	N/A	・該当しない

III. 環境社会配慮の手続き

項目、現行ガイドライン条文	整理番号	調査アイテム	調査結果
3.1 協力準備調査	34	● 「プロジェクトを実施しない案」を含む代替案検討の事例整理	調査において、本件の影響が少ないことが確認されており代替案は検討されていない。
	35	● 協力準備調査の各種手続きの実施状況確認（スコーピング、EIA 等調査、情報公開、ステークホルダー協議等）	<ul style="list-style-type: none"> ● スコーピング：実施している。 ● EIA 等調査：対象外 ● 情報公開：2.1「情報の公開」を参照。 ● ステークホルダー協議等：別紙1「社会的合意」を参照。
3.2 有償資金協力、無償資金協力、技術協力プロジェクト	36	● カテゴリ分類に応じた環境レビューに係る手続き・情報公開の実施状況確認 <ul style="list-style-type: none"> ・環境チェックリストの作成状況 ・EIA, ECC, RAP, IPP の取得・公開状況等 ・FI の場合、金融仲介者等の環境社会配慮確認実施能力の確認状況及びカテゴリ A 相当のサブプロジェクトに対する環境レビュー状況等 	<ul style="list-style-type: none"> ● 環境チェックリストの作成状況：作成済 ● EIA, ECC, RAP, IPP の取得・公開状況 ・EIA：対象外 ・ECC：対象外 ・RAP：対象外 ・IPP：対象外 ● 本案件は FI 事業ではない。
	37	● エンジニアリング・サービス借款実施案件の環境レビュー実績の整理	・ES 借款ではない。
	38	● エンジニアリング・サービス借款の実施段階における相手国等による環境社会配慮実施状況の確認。	・ES 借款ではない。
	39	● モニタリング結果の受領、公開状況確認	<ul style="list-style-type: none"> ● モニタリング結果の受領 ・審査時の合意：合意なし ・作成状況：モニタリング段階にない。 ・受領状況：モニタリング段階にない。 ● モニタリング結果の公開状況：対象外
	40	● 第三者からのモニタリング結果の公開請求への対応状況の確認	● モニタリング結果の公開請求：モニタリングが開始されていないため対象外
	41	● 環境レビュー結果とモニタリング結果の乖離が確認された場合には、その原因（GL 記載内容が十分であったかを含む GL 自体の問題、解釈の違い、運用能力等）について確認。	<ul style="list-style-type: none"> ● 環境事項における環境レビュー結果とモニタリング結果の乖離：未着工のため該当しない。 ● 社会事項における環境レビュー結果とモニタリング結果の乖離：該当しない。
	42	● 合意文書に基づき、相手国に対応を求め、貸付実行を停止した事例の整理	・該当しない
43	● プロジェクトの重大な変更が生じた案件の手続きの実施状況の確認	<ul style="list-style-type: none"> ● 重大な変更が生じた案件であるか：該当しない ● GA 後に IEE/EIA が改定されたか：該当しない 	

項目、現行ガイドライン条文	整理番号	調査アイテム	調査結果
			● IEE/EIA が改定された場合、改定の理由：該当しない
3.3 外務省が自ら行う無償資金協力について JICA が行う事前の調査	44	● 外務省に協力の停止を提言した事例の整理	・協力停止は提言されていない。
3.4 開発計画調査型技術協力	45	● カテゴリ分類に応じた各段階での手続きの実施状況確認 ・スクリーニングの実施状況 ・スコーピングの実施状況 ・JICA と相手国等の協議状況 ・合意文書や報告書等の公開状況等	・該当しない。
	46	● SEA のステークホルダー協議の実施状況確認	・該当しない。
	47	● 開発調査型技術協力終了後に予期せぬ環境社会影響が生じた場合の対応状況確認	・該当しない。

別紙 1～6

項目、現行ガイドライン条文	整理番号	調査アイテム	調査結果
別紙 1 対象プロジェクトに求められる環境社会配慮	48	● 日本・他ドナーにおける環境社会配慮関連の「費用・便益の定量化方法」の取り扱い確認	個別案件に紐づく事項ではないため、本調査の報告書本文に記載。
	49	● 日本・他ドナーにおける「災害の環境影響評価」の取り扱い確認	個別案件に紐づく事項ではないため、本調査の報告書本文に記載。
基本的事項	50	● 計画段階における環境・社会影響の調査・検討状況確認	● 環境：チェックリストとモニタリングフォームが作成されているが、調査の結果ほとんど環境への影響は生じないことがわかっている。 ● 社会：対象外
	51	● 影響の回避・最小化のための代替案や緩和策の検討状況確認	設計基本方針において、プロジェクトサイトの自然条件、社会条件、建設事情等に十分配慮し、適切な工期で建設が可能なものとする、運用中の空港の工事となるため、安全への配慮を十分に行い、空港運営への影響を最小限なものとするが記載されている。
	52	● 検討結果のプロジェクト計画への反映状況確認	上記とおり検討結果は反映されたことが記載されている。
	53	● 環境社会配慮関連費用・便益の定量的評価に努めており、定性的な評価も加えているかの確認	● 環境：なし ● 社会： ・定量的な評価：基準値(2012年)と比較し、国際的要件を満たすセキュリティ機器を用いて安全性を確認した航空機の割合の大幅な上昇、ピーク時におけるチェックインやセキュリティチェックに要する1人あたりの待ち時間の短縮。 ・定性的な評価：保安検査の効果が高まり、同空港の安全性及び信頼性の向上、保安検査の効率性が高まり、混雑緩和や航空便の定時発着性の向上。
	54	● 環境社会配慮関連費用・便益は、プロジェクトの経済的、財政的、制度的、社会的及び技術的分析との密接な調和が図られているかの確認	・該当しない（無償事業においてはEIRRの計算を行っておらず詳細の確認はできない）
	55	● 環境社会配慮の検討結果につき、代替案や緩和策も含め独立の文書あるいは、他の文書の一部として表されているかの確認	該当しない。
	56	● 特に影響が大きいプロジェクトについては、環境影響評価報告書が作成されているかの確認	・カテゴリBのため、該当しない。
57	● 特に影響が重大と思われるプロジェクトや、異論が多いプロジェクトについて専門家からなる委員会が設置されたかの確認	・該当しない。	
対策の検討	58	● 環境管理計画、モニタリング計画など適切なフォローアップの計画や体制、そのための費用及びその調達方法の計画	● 環境管理計画 ・実施体制：実施機関である MoTCA が行う。

項目、現行ガイドライン条文	整理番号	調査アイテム	調査結果
		策定状況確認	<ul style="list-style-type: none"> ・費用：調査では確認できていない。 ・調達方法：調査では検討されていない。 ● モニタリング計画 ・実施体制：実施機関である MoTCA が行う ・費用：調査では確認できていない。 ・調達方法：調査では検討されていない。
	59	● 上記以外は 2.8 にて確認	2.8 にて確認。
検討する影響スコープ	60	● スコーピングの適切な実施にかかる状況の確認	実施済み。
	61	● GHG 排出量の算出・評価の状況の確認	・気候変動問題等は想定されていないとし、計算されていない。
	62	● 国際機関、バイドナーの気候変動（GHG 排出）への対応状況の確認	個別案件に紐づく事項ではないため、本調査の報告書本文に記載。
	63	● 「不可分一体の事業」、「派生的・二次的影響」、「累積的影響」の事例整理。	該当しない。
	64	● 世銀、ADB、IFC の「不可分一体の事業」、「派生的・二次的影響」、「累積的影響」への対応状況の整理	個別案件に紐づく事項ではないため、本調査の報告書本文に記載。
法令、基準、計画等との整合性	65	● 「自然保護や文化保護のために特に指定した地域」の事例整理	● 記載なし。
	66	● 世銀、ADB、IFC の「自然保護や文化保護のために特に指定した地域」に係る対応状況の整理	個別案件に紐づく事項ではないため、本調査の報告書本文に記載。
	67	● 上記以外は 2.6 にて確認	2.6 にて確認。
社会的合意	68	● ステークホルダー協議（①告知・実施日時、②場所、③方法（住民集会、個別インタビュー、言語）、④社会的弱者に対する配慮手法、⑤告知方法、⑥参加者（人数、被影響者に占める割合、所属、性別等）、⑦協議内容(事業サイトの範囲、事業形態、地域住民の持つ問題点、ニーズ等)、⑧参加者からのコメント、⑨実施機関による返答、⑩寄せられたコメントの計画や事業への反映結果、⑪協議の議事録の有無）の確認	<ul style="list-style-type: none"> ● EIA に関して：対象外 ● RAP に関して：対象外 ● ステークホルダー分析の実施：記載なし。
	69	● 外部からの指摘事項が確認された場合には、その原因（GL 記載内容が十分であったかを含む GL 自体の問題、解釈の違い、運用能力等）について確認	該当しない。
	70	● 社会的弱者に対する配慮事例の整理	<ul style="list-style-type: none"> ● 社会的弱者に対する配慮の有無 空港内での実施のため、該当しない。 ● -社会的弱者に対する説明の内容：該当しない ● 社会的弱者からの情報や意見の有無・内容：該当しない ● 社会的弱者からの情報や意見の事業への反映：該当しない
生態系及び生物相	71	● 「重要な自然生息地」の事例（含む判断根拠、森林以外の地域、生物多様性重要地域の配慮状況、地域コミュニティにもたらす影響や地域コミュニティが自然生息地にもたらす影響、社会環境に与える影響や社会環境が与える影響）の整理	事業対象地域は、国立公園等の影響を受けやすい地域またはその周辺に該当せず、自然環境への望ましくない影響は最小限であると想定される。
	72	● 「重要な自然生息地における事業実施条件」に基づき事業	事業対象地域は、国立公園等の影響を受けやすい地域またはその周辺に該当せず、自然環境への望ましくない影響

項目、現行ガイドライン条文	整理番号	調査アイテム	調査結果
		を実施した事例整理	は最小限であると想定される。
	73	● 世銀、ADB、IFC の「重要な自然生息地」、「著しい転換・著しい劣化」に係る対応状況の整理	個別案件に紐づく事項ではないため、本調査の報告書本文に記載。
	74	● 違法伐採の有無の確認	DD 中のため事業実施段階にないため対象外
非自発的住民移転	75	● 住民移転計画の作成有無・公開状況・協議の有無と内容・協議に際する言語と様式の確認。	● 住民移転計画の作成：対象外 ● 公開状況：2.1「情報の公開」を通じて確認。 ● 協議の有無と内容： ● 協議の使用言語：
	76	● 非自発的住民移転及び生計手段の喪失は、回避・最小化が検討・実施され、対象者と文書等で合意の上で実効性のある対策が講じられているかの確認。	● 非自発的住民移転及び生計手段の喪失は回避・最小化が検討・実施されたか：対象外 ・非自発的住民移転： ・生計手段の喪失： ● 対象者と文書等で合意をしているか：対象外
	77	● 環境レビュー段階の想定被影響住民数の確認	・対象外
	78	● モニタリング段階における被影響住民数の確認	・対象外
	79	● 環境レビュー段階の補償内容（補償のタイミング、再取得価格を含む補償費の算出方法、生計回復策、その他支援内容）の確認。	● 補償のタイミング：対象外 ● 土地の再取得価格での補償方針の有無：対象外 ● 再取得価格を含む補償費の算出方法：対象外 ● 生計回復策の内容：対象外
	80	● 現地調査対象案件については、移転住民が以前の生活水準や収入機会、生産水準において改善又は少なくとも回復できているかの確認。	対象外
	81	● 苦情処理メカニズムの整備状況の確認	● 苦情処理メカニズムの計画：対象外 ● 計画された苦情処理メカニズムの整備状況：対象外 ● 苦情の有無：対象外
先住民族	82	● 先住民族への影響の有無の確認	・本事業は空港敷地内での既存ターミナルの増築及びセキュリティセンターの建設であり、先住民族への影響は想定されない。
	83	● 負の影響の回避・最小化の検討状況確認	・対象外。
	84	● 先住民族計画の作成・公開状況確認	・対象外
	85	● FPIC の実施状況確認	・対象外
モニタリング	86	● モニタリング計画の作成状況確認	● 環境モニタリング計画：工事中において、粉塵と廃棄物処理についてモニタリングすることになっている。 ● 移転（RAP）モニタリング計画：対象外
	87	● 上記以外は 3.2 にて確認	3.2 にて確認。
別紙 2 カテゴリ A に必要な環境アセスメント報告書	88	● EIA の承認状況、言語、現地での公開状況及び複製の可否の確認	該当しない ● EIA の承認状況： ● 言語： ● 現地での公開状況：
	89	● EIA において GL に記載の必要な項目が含まれているかの確認	該当しない
	90	● 大規模住民移転を理由にカテゴリ A と判断された案件における EIA 実施状況の整理	該当しない
別紙 3 一般に影響を及ぼしやすいセクター・特性、影響を受けやすい地域の例示	91	● 「影響を及ぼしやすいセクター」の妥当性の確認。（配電、上水道、農業等、影響を及ぼしやすい特性や影響を受けやすい地域に該当しない限りそれ自体はカテゴリ分類に影響	・対象外。

項目、現行ガイドライン条文	整理番号	調査アイテム	調査結果
別紙4 スクリーニング様式	92	しないと思われるセクターの影響の重大さの整理。) <ul style="list-style-type: none"> ● (調査アイテム無し) 環境 GL が改定された場合は、スクリーニング様式も併せて変更。 	<ul style="list-style-type: none"> ・該当しない
別紙5 チェックリストにおける分類・チェック項目	93	<ul style="list-style-type: none"> ● (調査アイテム無し) 環境 GL が改定された場合は、チェックリストも併せて変更。 	<ul style="list-style-type: none"> ・該当しない
別紙6 モニタリングを行う項目	94	<ul style="list-style-type: none"> ● モニタリング項目の妥当性、基準値の記載、工事中・供用時の区分 	<ul style="list-style-type: none"> ● モニタリング項目：粉塵と廃棄物 ● 基準値の記載（計画）：記載されていない。 ● 参照基準：記載されていない。 ● モニタリング頻度： <ul style="list-style-type: none"> ・環境：JICA への定期的な報告に準ずる ・社会：対象外 ● 生計回復策の計画と実績の乖離（モニタリング頻度含む）：対象外 ● 工事中・供用時の区分：工事中のみ
その他			

個別案件シート（JICA 環境社会配慮ガイドラインのレビュー調査結果）

<事業概要>

案件名/案件種別/贈与契約 調印日	カンボット上水道拡張計画/無償/2015/6/16
カテゴリ分類・分類根拠	カテゴリ B 「国際協力機構環境社会配慮ガイドライン」（2010年4月公布）に掲げる影響を及ぼしやすいセクター・特性及び影響を受けやすい地域に該当せず、環境への望ましくない影響は重大でないと判断されるため。
事業目的	本事業は、カンボット市の上水道施設システムを拡張・改良することにより、安全な水へのアクセス率の向上と安定した給水サービスの提供を図り、以って住民の生活環境の向上に寄与する
プロジェクトサイト	カンボジア国 カンボット市（対象区域内人口 50,375 人） 要請は、カンボット市及びシハヌークビル市を対象地域としていたが、シハヌークビル市への協力についてカンボジア政府との協議の結果、その事業の効果が限定的であると判断されたことから、取りやめた（現況確認調査のみ実施）。
事業概要	1) 土木工事、調達機器等の内容 【施設】取水施設（8,250m ³ /日：取水ポンプ場、取水ポンプ設備）、導水管（口径400mm, 5.4km）、浄水施設（7,500m ³ /日：薬品凝集沈殿・急速ろ過方式）、高架水槽（300m ³ ）、送配水施設（送配水ポンプ場・設備、配水管網88km、配水情報システム） 【機材】水質分析機器（15品目）、機械設備用機材（振動測定装置）、貧困世帯用給水栓接続用資機材（ソケットフュージョン融着器、給水栓資機材） 2) コンサルティング・サービス/ソフトコンポーネントの内容 詳細設計、施工監理、ソフトコンポーネント（浄水施設運転維持管理、送配水施設運転維持管理、生産管理、環境社会配慮等）
実施機関	工業・手工芸省（Ministry of Industry and Handicraft: MIH）水道部
総事業費/概算協力額	総事業費 30.05 億円（予備的経費含む）（概算協力額：日本側 29.85 億円、カンボジア側 0.20 億円）

I. 基本的事項

項目、現行ガイドライン条文	通し 番号	調査アイテム	調査結果
1.1 理念	1	（レビュー調査全体を通じて確認） ● 開発協力大綱等の政府方針、持続可能な開発目標（SDGs）等の国際的援助潮流の整理	個別案件に紐づく事項ではないため、本調査の報告書本文に記載。
1.2 目的			
1.3 定義			
1.4 環境社会配慮の基本方針			
1.5 JICA の責務	2	（第Ⅱ、Ⅲ章のレビュー調査を通じて確認） ● IFC、ADB 等、他ドナーにおける出資案件における責務について確認	個別案件に紐づく事項ではないため、本調査の報告書本文に記載。
1.6 相手国政府に求める要件	3	（別紙1のレビュー調査を通じて確認）	別紙1を参照。
1.7 対象とする協力事業	4	● 現行 GL 施行後に増えた協力事業（海外投融资、中小企業支援等）の整理	個別案件に紐づく事項ではないため、本調査の報告書本文に記載。
	5	● 現行 GL 施行後の業務環境の変化（インフラ輸出の促進、迅速化、国際金融機関との協調融資の増加等）の整理	個別案件に紐づく事項ではないため、本調査の報告書本文に記載。
1.8 緊急時の措置	6	● 「緊急時の措置」の適用実績整理（カテゴリ分類、緊急時の判断基準、助言委員会関与方法、情報公開、モニタリング、フォローアップ措置等）	・該当しない。
1.9 普及	7	● 相手国等に対する説明実績、説明内容の整理	● JICAGL に関する説明実績：審査時に説明済 ● JICAGL に関する説明内容：JICAGL の遵守、適切な環境社会配慮の実施、モニタリング、情報公開につき説明。 ● JICAGL に関する研修実績：なし
1.10 環境社会配慮助言委員会	8	（第Ⅱ章 2.7「環境社会配慮助言委員会による助言」のレビュー調査を通じて確認）	第Ⅱ章 2.7「環境社会配慮助言委員会による助言」を参照。

II. 環境社会配慮のプロセス

項目、現行ガイドライン条文	番号 (内部)	調査アイテム	調査結果
2.1 情報の公開	9	● JICA による情報公開（カテゴリ分類、最終報告書、環境	● カテゴリ分類の情報公開：公開あり

項目、現行ガイドライン条文	番号 (内部)	調査アイテム	調査結果
		社会配慮文書、環境レビュー結果、モニタリング結果) 状況確認	<ul style="list-style-type: none"> ● 協力準備調査 最終報告書の情報公開：公開あり ● 環境社会配慮文書 (EIA・RAP・IPP など) の情報公開：環境レビュー時点で公開が必要な文書なし。 ● 環境レビュー結果 (=事前評価表) の情報公開状況：公開あり ● モニタリング結果の情報公開： <ul style="list-style-type: none"> ・合意状況：環境モニタリングの公開について合意 ・公開状況：公開あり (環境モニタリング結果)
	10	● 相手国等による情報公開 (環境社会配慮文書、モニタリング結果) 状況 (公開場所、公開時期、言語等)	相手国での公開に関する合意なし。
	11	● JICA から相手国等に対する情報公開の働きかけの状況確認	・審査時等に情報公開を促している。
	12	● 第三者からの情報提供の求めの有無と対応状況確認	・なし
	13	● 情報開示が禁じられる情報についての対応状況確認	● JICA における情報公開については、全て相手国の合意を得ている。
2.2 カテゴリ分類	14	● カテゴリ分類結果、根拠の整理	<ul style="list-style-type: none"> ● カテゴリ分類結果：カテゴリ B ● カテゴリ分類の根拠：本事業は影響を及ぼしやすいセクターに該当しない。また、事業対象地は影響を受けやすい地域に該当せず、大規模住民移転等の影響を及ぼしやすい特性を有しない。 ● カテゴリ分類の根拠と実態の乖離：乖離の可能性なし
	15	● カテゴリ分類の変更の有無と有の場合の根拠の整理	● カテゴリ分類の変更：無
	16	● カテゴリ分類の妥当性について外部より指摘を受けた案件の分類結果の妥当性の確認	・外部からの指摘は確認されなかった。
	17	● スクリーニング様式の提出状況	・スクリーニング様式の提出は確認できないが、実施機関等から徴求した相応の情報に基づきスクリーニングを実施。
2.3 環境社会配慮の項目	18	(別紙1のレビュー調査を通じて確認)	別紙1を参照。
2.4 現地ステークホルダーとの協議	19	● JICA と相手国等による協議状況確認	・GA 締結時に協議を実施している。
	20	● 上記以外は別紙1「社会的合意」のレビュー調査を通じて確認	別紙1「社会的合意」を参照。
2.5 社会環境と人権への配慮	21	● 権利が制限されている地域における協力事業での情報公開や現地ステークホルダーとの協議の際の配慮状況の確認	● 該当しない
	22	● 社会的弱者に対する人権配慮の有・内容確認	別紙1「社会的合意」を参照。
2.6 参照する法令と基準	23	<ul style="list-style-type: none"> ● 相手国の国内法遵守の有無 ● 世銀 SGP やその他国際基準との乖離の有無 	<ul style="list-style-type: none"> ● 相手国の国内法遵守の有無 ● EIA・IEE の承認有無：IEE の承認有 ● 国内法に基づいた RAP 作成有無：有 (JICA GL の水準に基づき作成) ● 世銀 SGP やその他国際基準との乖離の有無：国際基準等は参照されていない。
	24		
	25	● 世銀のセーフガード政策から Environmental and Social Framework (ESF) への変更点の整理	個別案件に紐づく事項ではないため、本調査の報告書本文に記載。
	26	● 世銀 ESF と現行 GL の相違点	個別案件に紐づく事項ではないため、本調査の報告書本文に記載。
	27	● ADB、IFC のセーフガード政策で参照できる基準やグットプラクティス等の整理	個別案件に紐づく事項ではないため、本調査の報告書本文に記載。
2.7 環境社会配慮助言委員会による助言	28	● 助言委員会の開催実績整理 (運営改善の取り組み含め情報整理、情報公開状況含む)	・開催されていない。(カテゴリ B 案件のため対象外)
	29	● 環境レビュー時の助言対応状況確認	・該当しない
2.8 JICA の意思決定	30	● 合意文書における合意状況確認	・合意文書締結済み。
	31	● 合意文書に基づき、協力事業を中止した事例の整理	・該当しない。
2.9 ガイドラインの適切な実施と遵守の確保	32	● 別途、「異議申立手続き」の見直し作業を通じて対応	N/A

項目、現行ガイドライン条文	番号 (内部)	調査アイテム	調査結果
2.10 ガイドラインの適用と見直し	33	N/A	N/A

III. 環境社会配慮の手続き

項目、現行ガイドライン条文	番号 (内部)	調査アイテム	調査結果
3.1 協力準備調査	34	● 「プロジェクトを実施しない案」を含む代替案検討の事例整理	・ 事業を実施しない案を含めて、取水施設用地、浄水場用地、河川横断取水施設用地について複数案が検討されている
	35	● 協力準備調査の各種手続きの実施状況確認 (スコーピング、EIA 等調査、情報公開、ステークホルダー協議等)	<ul style="list-style-type: none"> ● スコーピング：実施済 ● EIA 等調査：IEE の実施済 ● 情報公開：2.1「情報の公開」を参照。 ● ステークホルダー協議等：別紙1「社会的合意」を参照。
3.2 有償資金協力、無償資金協力、技術協力プロジェクト	36	<ul style="list-style-type: none"> ● カテゴリ分類に応じた環境レビューに係る手続き・情報公開の実施状況確認 <ul style="list-style-type: none"> ・ 環境チェックリストの作成状況 ・ EIA, ECC, RAP, IPP の取得・公開状況等 ・ FI の場合、金融仲介者等の環境社会配慮確認実施能力の確認状況及びカテゴリ A 相当のサブプロジェクトに対する環境レビュー状況等 	<ul style="list-style-type: none"> ● 環境チェックリストの作成状況：作成されている。 ● EIA, ECC, RAP, IPP の取得・公開状況 <ul style="list-style-type: none"> ・ IEE：済（環境レビュー時にはなし） ・ ECC：該当しない ・ ARP：作成されていないが、国内法及び JICA GL に基づく手続きが実施されている。 ・ IPP：対象外 ● 本案件は FI 事業ではない。
	37	● エンジニアリング・サービス借款実施案件の環境レビュー実績の整理	・ ES 借款ではない。
	38	● エンジニアリング・サービス借款の実施段階における相手国等による環境社会配慮実施状況の確認。	・ ES 借款ではない。
	39	● モニタリング結果の受領、公開状況確認	<ul style="list-style-type: none"> ● モニタリング結果の受領 ・ 審査時の合意：環境モニタリング結果の公開について合意済 ・ 作成状況：作成済み ・ 受領状況：受領済み モニタリング結果の公開状況：公開済み
	40	● 第三者からのモニタリング結果の公開請求への対応状況の確認	● モニタリング結果の公開請求：なし
	41	● 環境レビュー結果とモニタリング結果の乖離が確認された場合には、その原因（GL 記載内容が十分であったかを含む GL 自体の問題、解釈の違い、運用能力等）について確認。	<ul style="list-style-type: none"> ● 環境事項における環境レビュー結果とモニタリング結果の乖離：なし ● 社会事項における環境レビュー結果とモニタリング結果の乖離：該当しない
	42	● 合意文書に基づき、相手国に対応を求め、貸付実行を停止した事例の整理	・ 支援は停止されていない。
	43	● プロジェクトの重大な変更が生じた案件の手続きの実施状況の確認	<ul style="list-style-type: none"> ● 重大な変更が生じた案件であるか：該当しない ● GA 後に IEE/EIA が改定されたか：該当しない ● IEE/EIA が改定された場合、改定の理由：該当しない
3.3 外務省が自ら行う無償資金協力について JICA が行う事前の調査	44	● 外務省に協力の停止を提言した事例の整理	・ 協力停止は提言されていない。
3.4 開発計画調査型技術協力	45	<ul style="list-style-type: none"> ● カテゴリ分類に応じた各段階での手続きの実施状況確認 <ul style="list-style-type: none"> ・ スクリーニングの実施状況 ・ スコーピングの実施状況 ・ JICA と相手国等の協議状況 ・ 合意文書や報告書等の公開状況等 	・ 該当しない。
	46	● SEA のステークホルダー協議の実施状況確認	・ 該当しない。
	47	● 開発調査型技術協力終了後に予期せぬ環境社会影響が生じた場合の対応状況確認	・ 該当しない。

別紙1～6

項目、現行ガイドライン条文	番号 (内部)	調査アイテム	調査結果
別紙1 対象プロジェクトに求められる環境社会配慮	48	● 日本・他ドナーにおける環境社会配慮関連の「費用・便益の定量化方法」の取り扱い確認	個別案件に紐づく事項ではないため、本調査の報告書本文に記載。
	49	● 日本・他ドナーにおける「災害の環境影響評価」の取り扱い確認	個別案件に紐づく事項ではないため、本調査の報告書本文に記載。
基本的事項	50	● 計画段階における環境・社会影響の調査・検討状況確認	● 環境：協力準備調査でベースライン調査が実施されている。 ● 社会：実施済み（カンボジアの国内手続き及び JICAGL に沿って 2014 年 10 月に用地取得が実施されている）
	51	● 影響の回避・最小化のための代替案や緩和策の検討状況確認	・協力準備調査において、計画段階における環境・社会影響の調査・検討、影響の回避・最小化のための代替案や緩和策の検討はなされている。
	52	● 検討結果のプロジェクト計画への反映状況確認	・環境社会配慮を考慮した代替案に基づき検討されている。
	53	● 環境社会配慮関連費用・便益の定量的評価に努めており、定性的な評価も加えているかの確認	・定性的な効果として公衆衛生環境の改善、水不足の不安の解消、貧困層への接続の促進が述べられている。
	54	● 環境社会配慮関連費用・便益は、プロジェクトの経済的、財政的、制度的、社会的及び技術的分析との密接な調和が図られているかの確認	・該当しない（無償事業については EIRR を計算していないため、詳細の確認はできない。）
	55	● 環境社会配慮の検討結果につき、代替案や緩和策も含め独立の文書あるいは、他の文書の一部として表されているかの確認	・協力準備調査報告書に代替案や緩和策が含まれている。
	56	● 特に影響が大きいプロジェクトについては、環境影響評価報告書が作成されているかの確認	・カテゴリ B のため、該当しない。
対策の検討	57	● 特に影響が重大と思われるプロジェクトや、異論が多いプロジェクトについて専門家からなる委員会が設置されたかの確認	・特になし。
	58	● 環境管理計画、モニタリング計画など適切なフォローアップの計画や体制、そのための費用及びその調達方法の計画策定状況確認	● 環境管理計画 ・実施体制：工事段階は実施機関、コントラクター及び PMU が担当し、供用時は実施機関が担う。 ・費用：コストは工事費に含むため具体的な算出の必要がない旨、記載されている。 ・調達方法：各項目の担当組織等が検討されている。 ● モニタリング計画 ・実施体制：工事段階は実施機関、コントラクター及び PMU が担当し、供用時は実施機関が担う。 ・費用：モニタリング項目ごとに算出されている。 ・調達方法：各項目の担当組織及び関連費用が検討されている。
影響スコープ	59	● 上記以外は 2.8 にて確認	2.8 にて確認。
	60	● スコーピングの適切な実施にかかる状況の確認	・GL の項目が網羅されているスコーピングが行われている。
	61	● GHG 排出量の算出・評価の状況の確認	・GHG 排出量は算出されていない。
	62	● 国際機関、バイドナーの気候変動（GHG 排出）への対応状況の確認	個別案件に紐づく事項ではないため、本調査の報告書本文に記載。
	63	● 「不可分一体の事業」、「派生的・二次的影響」、「累積的影響」の事例整理。	該当しない。
法令、基準、計画等との整合性	64	● 世銀、ADB、IFC の「不可分一体の事業」、「派生的・二次的影響」、「累積的影響」への対応状況の整理	個別案件に紐づく事項ではないため、本調査の報告書本文に記載。
	65	● 「自然保護や文化保護のために特に指定した地域」の事例整理	● 自然保護や文化保護のために特に指定した地域の該当有無：事業対象地域は国立公園等の影響を受けやすい地域またはその周辺に該当していない
	66	● 世銀、ADB、IFC の「自然保護や文化保護のために特に指定した地域」に係る対応状況の整理	個別案件に紐づく事項ではないため、本調査の報告書本文に記載。
社会的合意	67	● 上記以外は 2.6 にて確認	2.6 にて確認。
	68	● ステークホルダー協議（①告知・実施日時、②場所、③方法（住民集会、個別インタビュー、言語）、④社会的弱者に	● IEE に関して ① 告知日時：記録なし

項目、現行ガイドライン条文	番号 (内部)	調査アイテム	調査結果
		<p>対する配慮手法、⑤告知方法、⑥参加者（人数、被影響者に占める割合、所属、性別等）、⑦協議内容(事業サイトの範囲、事業形態、地域住民の持つ問題点、ニーズ等)、⑧参加者からのコメント、⑨実施機関による返答、⑩寄せられたコメントの計画や事業への反映結果、⑪協議の議事録の有無)の確認</p>	<p>実施日時：2014年8月29日 8:00-11:00 ② District: Kampot Town、Commune: Angdoug Khmer ③ ・住民集会 ・言語：クメール語 ④ 記録なし ⑤ 告知方法：記録なし ⑥ 主な参加者は、地方政府関係者、村長、住民等 参加人数：38人（うち女性12人） ⑦ プロジェクト概要、環境社会配慮検討結果 ⑧ ・EIAの実施要望、プロジェクト範囲の詳細、住民側の負担の有無、工事中の断水の程度等 ⑨ ・EIAに関しては想定される環境影響の程度から不要と判断、プロジェクト範囲の詳細（マップ）等は今後提供、一部の住民には接続等に係る負担が発生、管路取替等で断水が生じる場合には2,3日前に住民周知をする等 ⑩ 断水実施前に告知を実施。 ⑪ IEEに添付されている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 用地取得に関して（用地取得の被影響住民は1人であるため、個別に2回のミーティングを実施し、補償方針等について説明を行っている。詳細の記録なし。） ● ステークホルダー分析の実施：無
	69	<ul style="list-style-type: none"> ● 外部からの指摘事項が確認された場合には、その原因（GL記載内容が十分であったかを含むGL自体の問題、解釈の違い、運用能力等）について確認 	<ul style="list-style-type: none"> ・なし
	70	<ul style="list-style-type: none"> ● 社会的弱者に対する配慮事例の整理 	<ul style="list-style-type: none"> ● 社会的弱者に対する配慮の有無 ・既存の施設内での事業がほとんどであることから、社会的弱者への影響は想定されていない。 ● 社会的弱者に対する説明の内容 ・既存の施設内での事業がほとんどであることから、社会的弱者への影響は想定されていない。 ● 社会的弱者からの情報や意見の有無・内容 ・無 ● 社会的弱者からの情報や意見の事業への反映 ・無
生態系及び生物相	71	<ul style="list-style-type: none"> ● 「重要な自然生息地」の事例（含む判断根拠、森林以外の地域、生物多様性重要地域の配慮状況、地域コミュニティにもたらす影響や地域コミュニティが自然生息地にもたらす影響、社会環境に与える影響や社会環境が与える影響）の整理 	<ul style="list-style-type: none"> ・重要な自然生息地は確認されていない。
	72	<ul style="list-style-type: none"> ● 「重要な自然生息地における事業実施条件」に基づき事業を実施した事例整理 	該当しない
	73	<ul style="list-style-type: none"> ● 世銀、ADB、IFCの「重要な自然生息地」、「著しい転換・著しい劣化」に係る対応状況の整理 	個別案件に紐づく事項ではないため、本調査の報告書本文に記載。
	74	<ul style="list-style-type: none"> ● 違法伐採の有無の確認 	<ul style="list-style-type: none"> ・違法伐採は確認されない。
非自発的住民移転	75	<ul style="list-style-type: none"> ● 住民移転計画の作成有無・公開状況・協議の有無と内容・協議に際する言語と様式の確認。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 住民移転計画の作成：住民移転は発生しておらず、用地取得の対象は1名であったため、計画は作成されていないが、カンボジア国内法及びJICA GLに沿って用地取得が実施されたことをチェックリスト等に基づき審査時に確認している。 ● 公開状況：2.1「情報の公開」を通じて確認。 ● 協議の有無と内容： <ul style="list-style-type: none"> ・実施されている。 ● 協議の使用言語：クメール語
	76	<ul style="list-style-type: none"> ● 非自発的住民移転及び生計手段の喪失は、回避・最小化が検討・実施され、対象者と文書等で合意の上で実効性のある対策が講じられているかの確認。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 非自発的住民移転及び生計手段の喪失は回避・最小化が検討・実施されたか：該当しない ● 対象者と文書等で合意をしているか：補償を受け取る際に文書で合意している。

項目、現行ガイドライン条文	番号 (内部)	調査アイテム	調査結果
	77	● 環境レビュー段階の想定被影響住民数の確認	・用地取得対象1名
	78	● モニタリング段階における被影響住民数の確認	・環境レビュー時から変更なし
	79	● 環境レビュー段階の補償内容(補償のタイミング、再取得価格を含む補償費の算出方法、生計回復策、その他支援内容)の確認。	● 補償のタイミング：2014年10月(工事開始の8か月前) ● 土地の再取得価格での補償方針の有無：用地取得の対象は1名であったため、計画は作成されていないが、カンボジア国内法及びJICA GLに沿って用地取得が実施された。 ● 再取得価格を含む補償費の算出方法：用地取得の対象は1名であったため、計画は作成されていないが、カンボジア国内法及びJICA GLに沿って用地取得が実施された。 ● 生計回復策の内容：該当しない
	80	● 現地調査対象案件については、移転住民が以前の生活水準や収入機会、生産水準において改善又は少なくとも回復できているかの確認。	N/A
	81	● 苦情処理メカニズムの整備状況の確認	● 苦情処理メカニズムの計画：実施機関にて窓口を設け、被影響民に周知 ● 計画された苦情処理メカニズムの整備状況：計画通り整備されている ● 苦情の有無：特に苦情はなし。
先住民族	82	● 先住民族への影響の有無の確認	・事業地周辺には、少数民族・先住民族は確認されていない。
	83	● 負の影響の回避・最小化の検討状況確認	・事業地周辺には、少数民族・先住民族は確認されていない。
	84	● 先住民族計画の作成・公開状況確認	・事業地周辺には、少数民族・先住民族は確認されていない。
	85	● FPICの実施状況確認	・事業地周辺には、少数民族・先住民族は確認されていない。
モニタリング	86	● モニタリング計画の作成状況確認	● 環境モニタリング計画：協力準備調査報告書及びIEEに記載されている。 ● 移転(ARP)モニタリング計画：1件に対し、審査前に用地取得を完了しており、該当しない。
	87	● 上記以外は3.2にて確認	3.2にて確認。
別紙2 カテゴリーAに必要な環境アセスメント報告書	88	● EIAの承認状況、言語、現地での公開状況及び複製の可否の確認	● EIAの承認状況： ・IEEは承認済。 ● 言語：クメール語 ● 現地での公開状況：公開されていない
	89	● EIAにおいてGLに記載の必要な項目が含まれているかの確認	・EIAではなくIEEが作成されている。(JICA GLの項目で不足するものは協力準備調査において全て補完されている)
	90	● 大規模住民移転を理由にカテゴリAと判断された案件におけるEIA実施状況の整理	● 大規模住民移転を理由にカテゴリAと判断された案件であるか： ・住民移転はないので該当しない ● EIA実施状況：IEEが作成済
別紙3 一般に影響を及ぼしやすいセクター・特性、影響を受けやすい地域の例示	91	● 「影響を及ぼしやすいセクター」の妥当性の確認。(配電、上水道、農業等、影響を及ぼしやすい特性や影響を受けやすい地域に該当しない限りそれ自体はカテゴリ分類に影響しないと思われるセクターの影響の重大さの整理。)	・上水道セクターに該当するが、影響を及ぼしやすい地域や特性が該当しないため、本項目対象外。
別紙4 スクリーニング様式	92	● (調査アイテム無し)環境GLが改定された場合は、スクリーニング様式も併せて変更。	該当しない
別紙5 チェックリストにおける分類・チェック項目	93	● (調査アイテム無し)環境GLが改定された場合は、チェックリストも併せて変更。	該当しない
別紙6 モニタリングを行う項目	94	● モニタリング項目の妥当性、基準値の記載、工事中・供用時の区分	● モニタリング項目：資産(土地取得関連)、ダスト、騒音・振動、廃棄物、労働環境・安全対策、健康衛生、労働安全 ● 基準値の記載(計画)： ・参照基準：モニタリングフォーム(工事段階用)では、自国の騒音基準が参照されている。 ● モニタリング頻度： ・環境：供用後は重要な環境社会影響がないとの前提、工事中は4半期ごとにPPRと共に提出することで合意 ・社会：モニタリング計画はない。 ● 生計回復策の計画と実績の乖離(モニタリング頻度含む)：該当しない ● 工事中・供用時の区分：区分されている。
その他			

個別案件シート（JICA 環境社会配慮ガイドラインのレビュー調査結果）

<事業概要>

案件名／案件種別／贈与契約締結日	ダカール港第三埠頭改修計画／無償／2017/3/30
カテゴリ分類及び分類根拠	カテゴリ B 「国際協力機構環境社会配慮ガイドライン」(2010年4月公布)に掲げる港湾セクターのうち大規模なものに該当せず、環境への望ましくない影響は重大でないと判断され、かつ、同ガイドラインに掲げる影響を及ぼしやすい特性及び影響を受けやすい地域に該当しないため。
事業目的	本事業は、ダカール港においてセネガル及び後背地諸国、特にマリ向け固体バルク貨物を扱う第三埠頭を改修することにより、安全かつ効率的、衛生的な荷役の実現とダカール港を経由するマリ向け物流の拡大を図り、もってセネガルからマリへの安定した物流ルートの確保及びセネガルの物流環境の改善に寄与する。
プロジェクトサイト	セネガル国 ダカール州ダカール県（約110万人）
事業概要	1) 土木工事、調達機器等の内容 岸壁（セルラーブロック式、延長350m、設計水深-12m、エプロン面積約7,800㎡）改修、岸壁床掘り（約28,000m ³ ）、ヤード舗装（約18,700㎡）、道路舗装（約18,300m ² ）、倉庫改修（約2,180㎡）、岸壁付帯施設（防舷材、係船柱、車止め、梯子など）取付け。 2) コンサルティング・サービス 詳細設計及び施工監理等。
実施機関名	ダカール港湾公社（Port Autonome de Dakar: PAD）
総事業費/概算協力額	総事業費 40.78 億円（概算協力額（日本側）：39.71 億円、セネガル側：1.07 億円）

I. 基本的事項

項目、現行ガイドライン条文	通し番号	調査アイテム	調査結果
1.1 理念	1	（レビュー調査全体を通じて確認） ● 開発協力大綱等の政府方針、持続可能な開発目標（SDGs）等の国際的援助潮流の整理	個別案件に紐づく事項ではないため、本調査の報告書本文に記載。
1.2 目的			
1.3 定義			
1.4 環境社会配慮の基本方針			
1.5 JICA の責務	2	（第Ⅱ、Ⅲ章のレビュー調査を通じて確認） ● IFC、ADB 等、他ドナーにおける出資案件における責務について確認	個別案件に紐づく事項ではないため、本調査の報告書本文に記載。
1.6 相手国政府に求める要件	3	（別紙1のレビュー調査を通じて確認）	別紙1を参照。
1.7 対象とする協力事業	4	● 現行 GL 施行後に増えた協力事業（海外投融资、中小企業支援等）の整理	個別案件に紐づく事項ではないため、本調査の報告書本文に記載。
	5	● 現行 GL 施行後の業務環境の変化（インフラ輸出の促進、迅速化、国際金融機関との協調融資の増加等）の整理	個別案件に紐づく事項ではないため、本調査の報告書本文に記載。
1.8 緊急時の措置	6	● 「緊急時の措置」の適用実績整理（カテゴリ分類、緊急時の判断基準、助言委員会関与方法、情報公開、モニタリング、フォローアップ措置等）	・該当しない。
1.9 普及	7	● 相手国等に対する説明実績、説明内容の整理	● JICAGL に関する説明実績：審査時の合意に含まれている。 ● JICAGL に関する説明内容：JICA GL の遵守、適切な環境社会配慮の実施、情報公開、モニタリング実施等につき説明。 ● JICAGL に関する研修実績：なし
1.10 環境社会配慮助言委員会	8	（第Ⅱ章 2.7 「環境社会配慮助言委員会による助言」のレビュー調査を通じて確認）	第Ⅱ章 2.7 「環境社会配慮助言委員会による助言」を参照。

II. 環境社会配慮のプロセス

項目、現行ガイドライン条文	番号 (内部)	調査アイテム	調査結果
2.1 情報の公開	9	● JICA による情報公開（カテゴリ分類、最終報告書、環境社会配慮文書、環境レビュー結果、モニタリング結果）状	● カテ分類の情報公開：公開あり ● 協力準備調査 最終報告書の情報公開：公開あり

項目、現行ガイドライン条文	番号 (内部)	調査アイテム	調査結果
		況確認	<ul style="list-style-type: none"> ● 環境社会配慮文書（EIA・RAP・IPP など）の情報公開：環境レビュー段階で公表が必要な環境社会配慮文書はなし。RAP、IPP は該当しない。 ● 環境レビュー結果（＝事前評価表）の情報公開状況：公開あり ● モニタリング結果の情報公開： <ul style="list-style-type: none"> ・合意状況：合意 ・公開状況：モニタリング段階にないため該当しない。
	10	● 相手国等による情報公開（環境社会配慮文書、モニタリング結果）状況（公開場所、公開時期、言語等）	相手国での情報公開に関する合意はなし。
	11	● JICA から相手国等に対する情報公開の働きかけの状況確認	・ JICA ガイドラインを説明した上で、先方政府に情報公開について働きかけ合意をえている。
	12	● 第三者からの情報提供の求めの有無と対応状況確認	・ なし
	13	● 情報開示が禁じられる情報についての対応状況確認	・ JICA における情報公開については、全て相手国の了承を得ている。
2.2 カテゴリ分類	14	● カテゴリ分類結果、根拠の整理	<ul style="list-style-type: none"> ● カテゴリ分類結果：カテゴリ B ● JICA ウェブサイトで公開されているカテゴリ分類理由： ● カテゴリ分類の根拠： 本事業は港湾セクターのうち大規模なものに該当しない。事業対象地域は国立公園等の影響を受けやすい地域またはその周辺に該当せず、大規模な非自発的住民移転等の影響を及ぼしやすい特性を有しない。 ● カテゴリ分類の根拠と実態の乖離：無
	15	● カテゴリ分類の変更の有無と有の場合の根拠の整理	● カテゴリ分類の変更：無
	16	● カテゴリ分類の妥当性について外部より指摘を受けた案件の分類結果の妥当性の確認	・ 外部からの指摘は確認されなかった。
	17	● スクリーニング様式の提出状況	・ スクリーニング様式の提出：当該様式の提出は確認できないが、実施機関から徴求した相応の情報に基づきスクリーニングを実施。
2.3 環境社会配慮の項目	18	(別紙1のレビュー調査を通じて確認)	別紙1を参照。
2.4 現地ステークホルダーとの協議	19	● JICA と相手国等による協議状況確認	・ GA 締結時に協議を実施している。
	20	● 上記以外は別紙1「社会的合意」のレビュー調査を通じて確認	別紙1「社会的合意」を参照。
2.5 社会環境と人権への配慮	21	● 権利が制限されている地域における協力事業での情報公開や現地ステークホルダーとの協議の際の配慮状況の確認	・ 該当しない。
	22	● 社会的弱者に対する人権配慮の有・内容確認	別紙1「社会的合意」を参照。
2.6 参照する法令と基準	23	<ul style="list-style-type: none"> ● 相手国の国内法遵守の有無 ● 世銀 SGP やその他国際基準との乖離の有無 	<ul style="list-style-type: none"> ● 相手国の国内法遵守の有無 ● EIA・IEE の承認有無：EIA は承認済。 ● 国内法に基づいた RAP 作成有無：該当しない。 ● 世銀 SGP やその他国際基準との乖離の有無：無 ● 大気環境基準について、セネガル国と WHO の基準を用いて観測結果を評価している（PM10 のみ基準値が異なる）。
	24		
	25	● 世銀のセーフガード政策から Environmental and Social Framework (ESF) への変更点の整理	個別案件に紐づく事項ではないため、本調査の報告書本文に記載。
	26	● 世銀 ESF と現行 GL の相違点	個別案件に紐づく事項ではないため、本調査の報告書本文に記載。
	27	● ADB、IFC のセーフガード政策で参照できる基準やグッドプラクティス等の整理	個別案件に紐づく事項ではないため、本調査の報告書本文に記載。
2.7 環境社会配慮助言委員会による助言	28	● 助言委員会の開催実績整理（運営改善の取り組み含め情報整理、情報公開状況含む）	・ 該当しない。
	29	● 環境レビュー時の助言対応状況確認	・ 該当しない。

項目、現行ガイドライン条文	番号 (内部)	調査アイテム	調査結果
2.8 JICA の意思決定	30	● 合意文書における合意状況確認	・合意文書締結済み。
	31	● 合意文書に基づき、協力事業を中止した事例の整理	・該当しない。
2.9 ガイドラインの適切な実施と遵守の確保	32	● 別途、「異議申立手続き」の見直し作業を通じて対応	・該当しない
2.10 ガイドラインの適用と見直し	33	N/A	・該当しない

III. 環境社会配慮の手続き

項目、現行ガイドライン条文	番号 (内部)	調査アイテム	調査結果
3.1 協力準備調査	34	● 「プロジェクトを実施しない案」を含む代替案検討の事例整理	・構造の3つの代替案（重力式、矢板式、ブロック・矢板併用式）について、沈下対策、技術的観点、費用、自然環境、社会環境の面から比較検討されている。プロジェクトを実施しない案は検討されていない。
	35	● 協力準備調査の各種手続きの実施状況確認（スコーピング、EIA等調査、情報公開、ステークホルダー協議等）	<ul style="list-style-type: none"> ● スコーピング：実施済 ● EIA等調査：EIA実施済 ● 情報公開：2.1「情報の公開」を参照。 ● ステークホルダー協議等：別紙1「社会的合意」を参照。
3.2 有償資金協力、無償資金協力、技術協力プロジェクト	36	● カテゴリ分類に応じた環境レビューに係る手続き・情報公開の実施状況確認 ・環境チェックリストの作成状況 ・EIA, ECC, RAP, IPPの取得・公開状況等 ・FIの場合、金融仲介者等の環境社会配慮確認実施能力の確認状況及びカテゴリA相当のサブプロジェクトに対する環境レビュー状況等	<ul style="list-style-type: none"> ● 環境チェックリストの作成状況：作成済 ● EIA, ECC, RAP, IPPの取得・公開状況 ・EIA：実施済。 ・ECC：取得済。 ・RAP：対象外 ・IPP：対象外 ● 本案件はFI事業ではない。
	37	● エンジニアリング・サービス借款実施案件の環境レビュー実績の整理	・ES借款ではない。
	38	● エンジニアリング・サービス借款の実施段階における相手国等による環境社会配慮実施状況の確認。	・ES借款ではない。
	39	● モニタリング結果の受領、公開状況確認	<ul style="list-style-type: none"> ● モニタリング結果の受領 ・審査時の合意：環境モニタリング結果の公開について合意済 ・作成状況：未着工であり、モニタリング段階にない。 ・受領状況：同上。 ● モニタリング結果の公開状況 ・モニタリング段階にないため、該当しない。
	40	● 第三者からのモニタリング結果の公開請求への対応状況の確認	● モニタリング結果の公開請求：モニタリング段階にないため該当しない。
	41	● 環境レビュー結果とモニタリング結果の乖離が確認された場合には、その原因（GL記載内容が十分であったかを含むGL自体の問題、解釈の違い、運用能力等）について確認。	・該当しない。
	42	● 合意文書に基づき、相手国に対応を求め、貸付実行を停止した事例の整理	・該当しない。
	43	● プロジェクトの重大な変更が生じた案件の手続きの実施状況の確認	<ul style="list-style-type: none"> ● 重大な変更が生じた案件であるか：該当しない。 ● GA後にIEE/EIAが改定されたか：改訂あり。IEE/EIAが改定された場合、改定の理由：軽微な設計変更のため。（改訂済み）
3.3 外務省が自ら行う無償資金協力についてJICAが行う事前の調査	44	● 外務省に協力の停止を提言した事例の整理	・該当しない。
3.4 開発計画調査型技術協力	45	● カテゴリ分類に応じた各段階での手続きの実施状況確認	・開発計画調査型技術協力ではないため該当しない。

項目、現行ガイドライン条文	番号 (内部)	調査アイテム	調査結果
		<ul style="list-style-type: none"> ・スクリーニングの実施状況 ・スコーピングの実施状況 ・JICA と相手国等の協議状況 ・合意文書や報告書等の公開状況等 	
	46	● SEA のステークホルダー協議の実施状況確認	・該当しない。
	47	● 開発調査型技術協力終了後に予期せぬ環境社会影響が生じた場合の対応状況確認	・該当しない。

別紙 1～6

項目、現行ガイドライン条文	番号 (内部)	調査アイテム	調査結果
別紙 1 対象プロジェクトに求められる環境社会配慮	48	● 日本・他ドナーにおける環境社会配慮関連の「費用・便益の定量化方法」の取り扱い確認	個別案件に紐づく事項ではないため、本調査の報告書本文に記載。
	49	● 日本・他ドナーにおける「災害の環境影響評価」の取り扱い確認	個別案件に紐づく事項ではないため、本調査の報告書本文に記載。
基本的事項	50	● 計画段階における環境・社会影響の調査・検討状況確認	<ul style="list-style-type: none"> ● 環境：協力準備調査でベースライン調査が実施されている。 ● 社会：対象外
	51	● 影響の回避・最小化のための代替案や緩和策の検討状況確認	・構造の 3 つの代替案（重力式、矢板式、ブロック・矢板併用式）について、沈下対策、技術的観点、費用、自然環境、社会環境の面から比較検討されている。
	52	● 検討結果のプロジェクト計画への反映状況確認	・環境社会配慮を考慮した代替案に基づき検討されている。
	53	● 環境社会配慮関連費用・便益の定量的評価に努めており、定性的な評価も加えているかの確認	<ul style="list-style-type: none"> ● 環境： <ul style="list-style-type: none"> ・定量的な評価：協力準備調査には環境管理計画案はなく、環境モニタリング計画案が記載されているが、費用は記載されていない。 ・定性的な評価：雨季における濁水の水溜り発生が抑制され、環境が改善されることが示されている。 ● 社会： <ul style="list-style-type: none"> ・定量的な評価：該当しない。 ・定性的な評価：第三埠頭の港湾施設の長寿命化、第三埠頭における安全・衛生的な荷役作業の環境確保、マリへの外貿運輸（海運）インフラと安定した物流ルートの確保が示されている。
	54	● 環境社会配慮関連費用・便益は、プロジェクトの経済的、財政的、制度的、社会的及び技術的分析との密接な調和が図られているかの確認	該当しない（無償事業においては、EIRR の計算を行っていないため詳細の分析を実施していない。）
	55	● 環境社会配慮の検討結果につき、代替案や緩和策も含め独立の文書あるいは、他の文書の一部として表されているかの確認	・E I A 作成済み。
	56	● 特に影響が大きいプロジェクトについては、環境影響評価報告書が作成されているかの確認	・カテゴリ B のため該当しない。
57	● 特に影響が重大と思われるプロジェクトや、異論が多いプロジェクトについて専門家からなる委員会が設置されたかの確認	・特になし。	
対策の検討	58	● 環境管理計画、モニタリング計画など適切なフォローアップの計画や体制、そのための費用及びその調達方法の計画策定状況確認	<ul style="list-style-type: none"> ● 環境管理計画：EIA にて環境管理計画を作成済。 ・実施体制：工事中は PAD 及び施工監理コンサルタントの監理の元、コントラクターが、供用中は PAD にて実施する。 ・費用：EIA の環境管理計画の中で積算済。 ・調達方法：費用と実施体制が記載されている。 ● モニタリング計画 <ul style="list-style-type: none"> ・実施体制：PAD が主体的に実施。 ・費用：EIA にてモニタリング計画の実施費用を積算済。 ・調達方法：費用と実施体制が記載されている。

項目、現行ガイドライン条文	番号 (内部)	調査アイテム	調査結果
	59	● 上記以外は 2.8 にて確認	2.8 にて確認。
検討する影響スコープ	60	● スコーピングの適切な実施にかかる状況の確認	・ GL の項目が網羅されているスコーピング案が作成されている。
	61	● GHG 排出量の算出・評価の状況の確認	・ 協力準備調査では、特に GHG 排出量が多い事業ではないと評価している。
	62	● 国際機関、バイドナーの気候変動 (GHG 排出) への対応状況の確認	個別案件に紐づく事項ではないため、本調査の報告書本文に記載。
	63	● 「不可分一体の事業」、「派生的・二次的影響」、「累積的影響」の事例整理。	該当しない
	64	● 世銀、ADB、IFC の「不可分一体の事業」、「派生的・二次的影響」、「累積的影響」への対応状況の整理	個別案件に紐づく事項ではないため、本調査の報告書本文に記載。
法令、基準、計画等との整合性	65	● 「自然保護や文化保護のために特に指定した地域」の事例整理	● 自然保護や文化保護のために特に指定した地域の該当有無：既存の埠頭内の改修であり該当しない。
	66	● 世銀、ADB、IFC の「自然保護や文化保護のために特に指定した地域」に係る対応状況の整理	個別案件に紐づく事項ではないため、本調査の報告書本文に記載。
	67	● 上記以外は 2.6 にて確認	2.6 にて確認。
社会的合意	68	● ステークホルダー協議 (①告知・実施日時、②場所、③方法 (住民集会、個別インタビュー、言語)、④社会的弱者に対する配慮手法、⑤告知方法、⑥参加者 (人数、被影響者に占める割合、所属、性別等)、⑦協議内容 (事業サイトの範囲、事業形態、地域住民の持つ問題点、ニーズ等)、⑧参加者からのコメント、⑨実施機関による返答、⑩寄せられたコメントの計画や事業への反映結果、⑪協議の議事録の有無) の確認	<ul style="list-style-type: none"> ● EIA に関して：実施済。 ① 告知日時：記録なし。 実施日時：2017 年 2 月 9 日～2017 年 3 月 1 日。 ② 記録なし。 ③ 個別訪問。 言語：記録にないが、フランス語と考えられる。 ④ 記録なし ⑤ 告知方法：記録なし。 ⑥ 港湾関係者、自治体関係者 ⑦ 事業計画、工事期間、実施体制、実施中想定される環境影響。 ⑧ 事業実施について肯定的な意見が述べられたが、工事開始に伴う港湾機能の低下に懸念が挙げられた。 ⑨ 環境管理計画の概要の説明による緩和策の提示。 ⑩ 反映済。 ⑪ 要点のみ存在 <ul style="list-style-type: none"> ● RAP に関して：対象外 ● ステークホルダー分析の実施：なし。
	69	● 外部からの指摘事項が確認された場合には、その原因 (GL 記載内容が十分であったかを含む GL 自体の問題、解釈の違い、運用能力等) について確認	・ 外部からの指摘事項は確認されていない。
	70	● 社会的弱者に対する配慮事例の整理	● 社会的弱者に対する配慮の有無：無 (既存の埠頭内の事業であり、該当しない。)
生態系及び生物相	71	● 「重要な自然生息地」の事例 (含む判断根拠、森林以外の地域、生物多様性重要地域の配慮状況、地域コミュニティにもたらす影響や地域コミュニティが自然生息地にもたらす影響、社会環境に与える影響や社会環境が与える影響) の整理	・ 既存の埠頭内で実施するため該当しない。
	72	● 「重要な自然生息地における事業実施条件」に基づき事業を実施した事例整理	・ 該当しない。
	73	● 世銀、ADB、IFC の「重要な自然生息地」、「著しい転換・著しい劣化」に係る対応状況の整理	個別案件に紐づく事項ではないため、本調査の報告書本文に記載。
	74	● 違法伐採の有無の確認	無。

項目、現行ガイドライン条文	番号 (内部)	調査アイテム	調査結果
非自発的住民移転	75	● 住民移転計画の作成有無・公開状況・協議の有無と内容・協議に際する言語と様式の確認。	● 住民移転計画の作成：対象外 ● 本事業は PAD が所有する既存港湾区域内で実施されるため、用地取得及び住民移転を伴わない。 ● 公開状況：2.1「情報の公開」を通じて確認。 ● 協議の有無と内容：対象外 ● 協議の使用言語：対象外
	76	● 非自発的住民移転及び生計手段の喪失は、回避・最小化が検討・実施され、対象者と文書等で合意の上で実効性のある対策が講じられているかの確認。	● 該当しない。
	77	● 環境レビュー段階の想定被影響住民数の確認	● 該当しない。
	78	● モニタリング段階における被影響住民数の確認	● 該当しない。
	79	● 環境レビュー段階の補償内容（補償のタイミング、再取得価格を含む補償費の算出方法、生計回復策、その他支援内容）の確認。	● 該当しない。
	80	● 現地調査対象案件については、移転住民が以前の生活水準や収入機会、生産水準において改善又は少なくとも回復できているかの確認。	● 該当しない。
	81	● 苦情処理メカニズムの整備状況の確認	● 該当しない。
先住民	82	● 先住民への影響の有無の確認	● 事業地周辺には、少数民族・先住民は確認されていない。
	83	● 負の影響の回避・最小化の検討状況確認	● 該当しない。
	84	● 先住民計画の作成・公開状況確認	● 該当しない。
	85	● FPIC の実施状況確認	● 該当しない。
モニタリング	86	● モニタリング計画の作成状況確認	● 環境モニタリング計画：環境モニタリング計画が作成されている。 ● 移転（RAP）モニタリング計画：該当しない。
	87	● 上記以外は 3.2 にて確認	3.2 にて確認。
別紙 2 カテゴリ A に必要な環境アセスメント報告書	88	● EIA の承認状況、言語、現地での公開状況及び複製の可否の確認	● カテゴリ B のため対象外。
	89	● EIA において GL に記載の必要な項目が含まれているかの確認	● 該当しない。
	90	● 大規模住民移転を理由にカテゴリ A と判断された案件における EIA 実施状況の整理	● 大規模住民移転を理由にカテゴリ A と判断された案件であるか：該当しない。
別紙 3 一般に影響を及ぼしやすいセクター・特性、影響を受けやすい地域の例示	91	● 「影響を及ぼしやすいセクター」の妥当性の確認。（配電、上水道、農業等、影響を及ぼしやすい特性や影響を受けやすい地域に該当しない限りそれ自体はカテゴリ分類に影響しないと思われるセクターの影響の重大さの整理。）	● 対象外。
別紙 4 スクリーニング様式	92	● （調査アイテム無し）環境 GL が改定された場合は、スクリーニング様式も併せて変更。	● 対象外
別紙 5 チェックリストにおける分類・チェック項目	93	● （調査アイテム無し）環境 GL が改定された場合は、チェックリストも併せて変更。	● 対象外
別紙 6 モニタリングを行う項目	94	● モニタリング項目の妥当性、基準値の記載、工事中・供用時の区分	● モニタリング項目： ・工事前／中：大気、水質、騒音、廃棄物 ・供用時：大気、水質、騒音 ● 基準値の記載（計画）： ・参照基準：審査時に確認されたモニタリングフォーム（案）では、工事前／工事中について、大気質については

項目、現行ガイドライン条文	番号 (内部)	調査アイテム	調査結果
			<p>WHO の基準を、騒音についてはセネガル国の基準を採用している。モニタリング頻度：</p> <ul style="list-style-type: none">・ 環境：審査時に確認されたモニタリングフォーム（案）では、工事前／中について、大気質は月 1 回程度、水質は週 1 回程度、騒音は月 1 回程度、交通渋滞状況は週 1 回、労働環境及び事故については月 1 回とされている。モニタリング結果は四半期に 1 回 JICA に報告する。● 生計回復策の計画と実績の乖離（モニタリング頻度含む）：該当しない。● 工事中・供用時の区分：区分されている。
その他			

個別案件シート（JICA 環境社会配慮ガイドラインのレビュー調査結果）

<事業概要>

案件名/案件種別/贈与貸付契約調印日	ナロック給水拡張計画/無償/2013/7/10
カテゴリ分類及び分類根拠	カテゴリB 本事業は、「国際協力機構環境社会配慮ガイドライン」（2010年4月公布）に掲げる影響を及ぼしやすいセクター・特性及び影響を受けやすい地域に該当せず、環境への望ましくない影響は重大でないと判断されるため。
事業目的	ナロック市の中心部14地区において既存の浄水場を有効利用しつつ、水道施設の建設および改修を行うことにより、同市の住民に対して安全な飲料水を安定的に供給することを図り、もって地方給水率向上を目的とするケニア国国家開発計画「Vision2030」の実施に資する。
プロジェクトサイト	ケニア国 ナロック市（人口42,505人、面積215km ² ：2009年）
事業概要	1)土木工事、調達機器等の内容： 【施設】取水堰の建設、導水管の布設、浄水場の増設、既存浄水場の改修、送水管の布設、配水池の建設・改修、配水管の布設等 【機材】水質管理のための薬品注入設備及び水質分析機器、給水管、水道メータ等 2)コンサルティング・サービス/ソフトコンポーネントの内容：入札・調達・施工監理/施設運転・維持管理能力の向上、水道事業の経営能力の向上、配水管布設工事施工監理能力の向上に係る技術指導等 3)調達・施工方法：資機材は可能な限り現地調達とする。
事業実施機関	主管官庁：環境・水・天然資源省 施設整備・資産管理：リフトバレー州水サービス委員会 給水事業運営・維持管理：ナロック上下水道公社
総事業費/概算協力額	総事業費約14.70億円（概算協力額（日本側）：14.10億円、ケニア国側：約0.60億円）

I. 基本的事項

項目、現行ガイドライン条文	整理番号	調査アイテム	調査結果
1.1 理念	1	(レビュー調査全体を通じて確認) ● 開発協力大綱等の政府方針、持続可能な開発目標（SDGs）等の国際的援助潮流の整理	個別案件に紐づく事項ではないため、本調査の報告書本文に記載。
1.2 目的			
1.3 定義			
1.4 環境社会配慮の基本方針			
1.5 JICAの責務	2	(第II、III章のレビュー調査を通じて確認) ● IFC、ADB等、他ドナーにおける出資案件における責務について確認	個別案件に紐づく事項ではないため、本調査の報告書本文に記載。
1.6 相手国政府に求める要件	3	(別紙1のレビュー調査を通じて確認)	別紙1を参照。
1.7 対象とする協力事業	4	● 現行GL施行後に増えた協力事業（海外投融资、中小企業支援等）の整理	個別案件に紐づく事項ではないため、本調査の報告書本文に記載。
	5	● 現行GL施行後の業務環境の変化（インフラ輸出の促進、迅速化、国際金融機関との協調融資の増加等）の整理	個別案件に紐づく事項ではないため、本調査の報告書本文に記載。
1.8 緊急時の措置	6	● 「緊急時の措置」の適用実績整理（カテゴリ分類、緊急時の判断基準、助言委員会関与方法、情報公開、モニタリング、フォローアップ措置等）	・該当しない。
1.9 普及	7	● 相手国等に対する説明実績、説明内容の整理	● JICAGLに関する説明実績：審査時に説明済。 ● JICAGLに関する説明内容：JICAGLの遵守、適切な環境社会配慮の実施、モニタリングに付き説明。 ● JICAGLに関する研修実績：なし
1.10 環境社会配慮助言委員会	8	(第II章2.7「環境社会配慮助言委員会による助言」のレビュー調査を通じて確認)	第II章2.7「環境社会配慮助言委員会による助言」を参照。

II. 環境社会配慮のプロセス

項目、現行ガイドライン条文	整理番号	調査アイテム	調査結果
2.1 情報の公開	9	● JICAによる情報公開（カテゴリ分類、最終報告書、環境	● カテゴリ分類の情報公開：公開あり

項目、現行ガイドライン条文	整理番号	調査アイテム	調査結果
		社会配慮文書、環境レビュー結果、モニタリング結果) 状況確認	<ul style="list-style-type: none"> ● 協力準備調査 最終報告書の情報公開：公開あり ● 環境社会配慮文書 (EIA・RAP・IPP など) の情報公開：環境レビュー時点では公開が必要な文書なし、RAP、IPP は該当しない ● 環境レビュー結果 (=事前評価表) の情報公開状況：公開あり ● モニタリング結果の情報公開：該当しない <ul style="list-style-type: none"> ・合意状況：情報公開に関する合意なし。 ・公開状況：該当しない ●
	10	● 相手国等による情報公開 (環境社会配慮文書、モニタリング結果) 状況 (公開場所、公開時期、言語等)	<ul style="list-style-type: none"> ● EIA 作成済み (実施機関HPにて公開済み) ● RAP 対象外 環境モニタリング：該当しない (公開に関する合意なし) ● 社会モニタリング 該当しない。(公開に関する合意なし)
	11	● JICA から相手国等に対する情報公開の働きかけの状況確認	審査時等に JICA GL の説明とともに情報公開に関する確認を行っている。
	12	● 第三者からの情報提供の求めの有無と対応状況確認	なし
	13	● 情報開示が禁じられる情報についての対応状況確認	● 公開情報 (E I A, R A P, E C C 等) については、相手国政府等から了解を得た上で公開。
2.2 カテゴリ分類	14	● カテゴリ分類結果、根拠の整理	<ul style="list-style-type: none"> ● カテゴリ分類結果：カテゴリ B ● ● カテゴリ分類の根拠：本事業は上水セクターのうち大規模なものに該当しない。事業対象地は、国立公園等の影響を受けやすい地域またはその周辺に該当せず、大規模な非自発的住民移転等の影響を及ぼしやすい特性を有しない。 ● カテゴリ分類の根拠と実態の乖離：無
	15	● カテゴリ分類の変更の有無と有の場合の根拠の整理	● カテゴリ分類の変更：無
	16	● カテゴリ分類の妥当性について外部より指摘を受けた案件の分類結果の妥当性の確認	・該当しない
	17	● スクリーニング様式の提出状況	・スクリーニング様式の提出：当該様式の提出は確認できないが、実施機関等から徴求した相応の情報に基づきスクリーニングを実施。
2.3 環境社会配慮の項目	18	(別紙1のレビュー調査を通じて確認)	別紙1を参照。
2.4 現地ステークホルダーとの協議	19	● JICA と相手国等による協議状況確認	・LA 締結時に協議を実施している。
	20	● 上記以外は別紙1「社会的合意」のレビュー調査を通じて確認	別紙1「社会的合意」を参照。
2.5 社会環境と人権への配慮	21	● 権利が制限されている地域における協力事業での情報公開や現地ステークホルダーとの協議の際の配慮状況の確認	<ul style="list-style-type: none"> ● 権利が制限されている地域の該当状況：該当しない ●
	22	● 社会的弱者に対する人権配慮の有・内容確認	別紙1「社会的合意」を参照。
2.6 参照する法令と基準	23	● 相手国の国内法遵守の有無	● 相手国の国内法遵守の有無
	24	● 世銀 SGP やその他国際基準との乖離の有無	<ul style="list-style-type: none"> ・EIA・IEE の承認有無：有 ・国内法に基づいた RAP 作成有無：対象外 ● 世銀 SGP やその他国際基準との乖離の有無：無 協力準備調査報告書に、ケニア国の基準(建設作業騒音振動、工場騒音、飲用水、排水)が記載されている。振動に関しては建設作業、工場振動の区分はない。
	25	● 世銀のセーフガード政策から Environmental and Social Framework (ESF) への変更点の整理	個別案件に紐づく事項ではないため、本調査の報告書本文に記載。

項目、現行ガイドライン条文	整理番号	調査アイテム	調査結果
	26	● 世銀 ESF と現行 GL の相違点	個別案件に紐づく事項ではないため、本調査の報告書本文に記載。
	27	● ADB、IFC のセーフガード政策で参照できる基準やグッドプラクティス等の整理	個別案件に紐づく事項ではないため、本調査の報告書本文に記載。
2.7 環境社会配慮助言委員会による助言	28	● 助言委員会の開催実績整理（運営改善の取り組み含め情報整理、情報公開状況含む）	・該当しない。
	29	● 環境レビュー時の助言対応状況確認	・該当しない。
2.8 JICA の意思決定	30	● 合意文書における合意状況確認	・合意文書締結済み。
	31	● 合意文書に基づき、協力事業を中止した事例の整理	・該当しない。
2.9 ガイドラインの適切な実施と遵守の確保	32	● 別途、「異議申立手続き」の見直し作業を通じて対応	・該当しない
2.10 ガイドラインの適用と見直し	33	N/A	・該当しない

III. 環境社会配慮の手続き

項目、現行ガイドライン条文	整理番号	調査アイテム	調査結果
3.1 協力準備調査	34	● 「プロジェクトを実施しない案」を含む代替案検討の事例整理	プロジェクトを実施しない案と下記の代替案 3 種類による比較検討を行い、工事施工性、浄水場建設用地面積、環境条件、維持費等の観点から妥当性を評価し、③が採用された。 ① 代替案 1 (F/S 調査報告書) 代替案 1 は、取水施設のみ既設中部浄水場から直線距離で約 5 km 上流に設置し、川沿いに口径 200mm の導水管を布設し、原水を既設中部浄水場まで自然流下で導水する計画である。 ② 代替案 2 代替案 2 は、既設中部浄水場横の将来水道施設拡張用地に新規の浄水場を建設し、既存の浄水場位置で新たに取水施設、浄水施設を建設する計画である。ただし、配水池は自然流下を考慮し、上流側に建設する計画である。 ③ 代替案 (本計画採用案) 代替案 3 は、取水施設を既設中部浄水場から約 5km 上流に設置することは、F/S 調査報告書と同じであるが、本計画では新設北部浄水場及び配水池も上流側に計画し、自然流下のみで市内に配水する計画である。
	35	● 協力準備調査の各種手続きの実施状況確認(スコーピング、EIA 等調査、情報公開、ステークホルダー協議等)	● スコーピング：実施済 ● EIA 等調査：実施済 ● 情報公開：2.1「情報の公開」を参照。 ● ステークホルダー協議等：別紙 1「社会的合意」を参照。
3.2 有償資金協力、無償資金協力、技術協力プロジェクト	36	● カテゴリ分類に応じた環境レビューに係る手続き・情報公開の実施状況確認 ・環境チェックリストの作成状況 ・EIA, ECC, RAP, IPP の取得・公開状況等 ・FI の場合、金融仲介者等の環境社会配慮確認実施能力の確認状況及びカテゴリ A 相当のサブプロジェクトに対する環境レビュー状況等	● 環境チェックリストの作成状況：作成済 ● EIA,ECC,RAP,IPP の取得・公開状況 ・EIA：公開されていない ・ECC：公開されていない ・RAP：対象外 ・IPP：対象外 ● 本案件は FI 事業ではない。
	37	● エンジニアリング・サービス借款実施案件の環境レビュー実績の整理	・ES 借款ではない。
	38	● エンジニアリング・サービス借款の実施段階における相手国等による環境社会配慮実施状況の確認。	・ES 借款ではない。 ● エンジニアリング・サービスでの環境社会配慮の業務概要：
	39	● モニタリング結果の受領、公開状況確認	● モニタリング結果の受領

項目、現行ガイドライン条文	整理番号	調査アイテム	調査結果
			<ul style="list-style-type: none"> ・審査時の合意：情報公開に関する合意なし。 ・作成状況：作成されている ・受領状況：受領している ● モニタリング結果の公開状況 公開に関する合意がないため該当しない
	40	● 第三者からのモニタリング結果の公開請求への対応状況の確認	● モニタリング結果の公開請求：なし
	41	● 環境レビュー結果とモニタリング結果の乖離が確認された場合には、その原因（GL 記載内容が十分であったかを含む GL 自体の問題、解釈の違い、運用能力等）について確認。	<ul style="list-style-type: none"> ● 環境事項における環境レビュー結果とモニタリング結果の乖離：なし ● 社会事項における環境レビュー結果とモニタリング結果の乖離：対象外
	42	● 合意文書に基づき、相手国に対応を求め、貸付実行を停止した事例の整理	・貸付実行は停止されていない。
	43	● プロジェクトの重大な変更が生じた案件の手続きの実施状況の確認	<ul style="list-style-type: none"> ● 重大な変更が生じた案件であるか：該当しない。 ● GA 後に IEE/EIA が改定されたか：該当しない ● IEE/EIA が改定された場合、改定の理由：該当しない ●
3.3 外務省が自ら行う無償資金協力について JICA が行う事前の調査	44	● 外務省に協力の停止を提言した事例の整理	・協力停止は提言されていない。
3.4 開発計画調査型技術協力	45	<ul style="list-style-type: none"> ● カテゴリ分類に応じた各段階での手続きの実施状況確認 ・スクリーニングの実施状況 ・スコーピングの実施状況 ・JICA と相手国等の協議状況 ・合意文書や報告書等の公開状況等 	・該当しない。
	46	● SEA のステークホルダー協議の実施状況確認	・該当しない。
	47	● 開発調査型技術協力終了後に予期せぬ環境社会影響が生じた場合の対応状況確認	・該当しない。

別紙 1～6

項目、現行ガイドライン条文	整理番号	調査アイテム	調査結果
別紙 1 対象プロジェクトに求められる環境社会配慮	48	● 日本・他ドナーにおける環境社会配慮関連の「費用・便益の定量化方法」の取り扱い確認	個別案件に紐づく事項ではないため、本調査の報告書本文に記載。
	49	● 日本・他ドナーにおける「災害の環境影響評価」の取り扱い確認	個別案件に紐づく事項ではないため、本調査の報告書本文に記載。
基本的事項	50	● 計画段階における環境・社会影響の調査・検討状況確認	<ul style="list-style-type: none"> ● 環境：大気汚染、水質汚濁、廃棄物、土壌汚染、騒音・振動、越境の影響及び気候変動 ● 社会：既存の社会インフラや社会サービス、HIV/AIDS の感染症、労働環境、事故
	51	● 影響の回避・最小化のための代替案や緩和策の検討状況確認	施設建設時、施設建設後の緩和策について検討されている
	52	● 検討結果のプロジェクト計画への反映状況確認	環境社会配慮を考慮した代替案に基づき検討されている。
	53	● 環境社会配慮関連費用・便益の定量的評価に努めており、定性的な評価も加えているかの確認	<ul style="list-style-type: none"> ● 環境： <ul style="list-style-type: none"> ・定量的な評価：協力準備調査で 2-2-3-1-9 緩和策及び緩和策実施のための費用が概算されている。 ・定性的な評価：気候変動への適応力向上、水質改善 ● 社会： <ul style="list-style-type: none"> ・定量的な評価：給水人口、給水量、無収水対策・料金徴収 ・定性的な評価：給水能力向上、安定給水、水因性質病の減少、水運搬労働の軽減
	54	● 環境社会配慮関連費用・便益は、プロジェクトの経済的、	協力準備調査報告書では、環境社会配慮関連費用・便益を含めてプロジェクトの経済的、財政的、制度的、社会的

項目、現行ガイドライン条文	整理番号	調査アイテム	調査結果
		財政的、制度的、社会的及び技術的分析との密接な調和が図られているかの確認	及び技術的分析と密接に調和されているかは検討されておらず、確認できない。
	55	● 環境社会配慮の検討結果につき、代替案や緩和策も含め独立の文書あるいは、他の文書の一部として表されているかの確認	・ 協力準備調査報告書の一部として表されている。
	56	● 特に影響が大きいプロジェクトについては、環境影響評価報告書が作成されているかの確認	・ 該当しない。
	57	● 特に影響が重大と思われるプロジェクトや、異論が多いプロジェクトについて専門家からなる委員会が設置されたかの確認	・ 該当しない。
対策の検討	58	● 環境管理計画、モニタリング計画など適切なフォローアップの計画や体制、そのための費用及びその調達方法の計画策定状況確認	<ul style="list-style-type: none"> ● 環境管理計画： <ul style="list-style-type: none"> ● 実施体制：工事・供用段階の環境管理担当者が実施機関内に配置される。 ● 費用：概算有 ● 調達方法：各項目の担当組織及び関連費用が検討されている ● モニタリング計画：協力準備調査の 2-2-3-1-10 環境管理計画・モニタリング計画（実施体制、方法、費用等）で記載されている。 ● 実施体制：環境管理担当者、コンサルタント、NARWASSCO (NEMA) ● 費用：建設工事中と供用時に係るそれぞれのモニタリング費用が算出されている。 ● 調達方法：各項目の担当組織及び関連費用が検討されている
	59	● 上記以外は 2.8 にて確認	2.8 にて確認。
検討する影響スコープ	60	● スコーピングの適切な実施にかかる状況の確認	・ GL の項目が網羅されているスコーピング案が作成されている。
	61	● GHG 排出量の算出・評価の状況の確認	<ul style="list-style-type: none"> ・ 気候変動に影響するような施設・設備は計画されていないが、浄水場が取水地点より高いため、導水ポンプにより導水しなければならず、稼働時の消費電力分だけ電力会社が発電する際に排出した CO2 を間接的に大気中に放出することになるため、日本の温室効果ガス排出量算定・報告マニュアルに記載されている代替値を利用し放出量を算出している。 ・ 放出量は月換算約 48.1 CO2 ton、年間算約 585.2 CO2 ton と見込まれる。
	62	● 国際機関、バイドナーの気候変動（GHG 排出）への対応状況の確認	個別案件に紐づく事項ではないため、本調査の報告書本文に記載。
	63	● 「不可分一体の事業」、「派生的・二次的影響」、「累積的影響」の事例整理。	該当しない
	64	● 世銀、ADB、IFC の「不可分一体の事業」、「派生的・二次的影響」、「累積的影響」への対応状況の整理	個別案件に紐づく事項ではないため、本調査の報告書本文に記載。
法令、基準、計画等との整合性	65	● 「自然保護や文化保護のために特に指定した地域」の事例整理	● 該当しない。

項目、現行ガイドライン条文	整理番号	調査アイテム	調査結果
	66	<ul style="list-style-type: none"> ● 世銀、ADB、IFC の「自然保護や文化保護のために特に指定した地域」に係る対応状況の整理 	個別案件に紐づく事項ではないため、本調査の報告書本文に記載。
	67	<ul style="list-style-type: none"> ● 上記以外は 2.6 にて確認 	2.6 にて確認。
社会的合意	68	<ul style="list-style-type: none"> ● ステークホルダー協議（①告知・実施日時、②場所、③方法（住民集会、個別インタビュー、言語）、④社会的弱者に対する配慮手法、⑤告知方法、⑥参加者（人数、被影響者に占める割合、所属、性別等）、⑦協議内容(事業サイトの範囲、事業形態、地域住民の持つ問題点、ニーズ等)、⑧参加者からのコメント、⑨実施機関による返答、⑩寄せられたコメントの計画や事業への反映結果、⑪協議の議事録の有無）の確認 	<ul style="list-style-type: none"> ● EIA に関して： ● ステークホルダー協議 <ul style="list-style-type: none"> ① 実施日時：2012 年 4 月 13 日（告知日は記録なし） ②場所：シーズンズホテル会議場(ナロックタウン) ② 会議 ③ 記録なし ④ 記録なし ⑥33 人(うち JICA 調査団員は 4 名) ⑦(1)現在の給水状況と問題点、及び JICA 調査の概要、(2) 本調査による水道計画及び施設設計 (3) 環境影響と緩和手段 (4) 質疑応答 (5) 本計画の将来スケジュール等 ⑧参加者からのコメント <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 日本政府が、ナロック市の水道事業に係る支援してくれていることに感謝したい。 <input type="checkbox"/> 村落住民は皆水道を布設してほしいと願っている。 <input type="checkbox"/> 今後、土地問題についていろいろ私有地の利用等の問題が出てくると思うが、村落住民は水道事業に土地を提供する用意がある。 <input type="checkbox"/> ステークホルダー協議にはもっと多くの関係者を呼んで協議をすべきである。 ⑨NARWASSCO からの回答 <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 今後、土地問題にかかわらず、プロジェクトの進行に伴って種々の問題が出てくると思われるが 1 つ 1 つ解決していきたい。 <input type="checkbox"/> 最初のステークホルダー協議なので、今回多くの参加者を集めていない。今後、できるだけ多くの機会をとらえて住民に本プロジェクトについて情報公開していきたい。(会議終了後、調査団との協議での説明) ⑩記録なし ⑪協力準備調査報告書に英文・和文ともに資料として添付されている。 <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> RAP に関して：対象外 ● ステークホルダー分析の実施： <p>本計画に関係する関係役所（RV-WSB、水灌漑省、保健省、農業省、牧畜省、ナロック市庁、県知事、県情報室、県計画局、WRMA）を主体として、NARWASSCO（理事会議長、水道局長、職員）、ナロック市の各地区自治会代表（London（ロンドン）地区・Lenana（レナナ）地区・Nwambe（ムワンバ）地区・Olpoongi（オルポポンギ）地区・Majengo（マジェンゴ）地区）、商工会議所代表、水利用組合、NGO（人間の権利）からの代表者等</p>

項目、現行ガイドライン条文	整理番号	調査アイテム	調査結果
	69	● 外部からの指摘事項が確認された場合には、その原因（GL記載内容が十分であったかを含むGL自体の問題、解釈の違い、運用能力等）について確認	該当しない
	70	● 社会的弱者に対する配慮事例の整理	● 社会的弱者に対する配慮の有無 女性や子供の水くみ労働軽減 - ● 実施：記録なし
生態系及び生物相	71	● 「重要な自然生息地」の事例（含む判断根拠、森林以外の地域、生物多様性重要地域の配慮状況、地域コミュニティにもたらす影響や地域コミュニティが自然生息地にもたらす影響、社会環境に与える影響や社会環境が与える影響）の整理	事業対象地域は国立公園等の影響を受けやすい地域またはその周辺に該当せず、自然環境への望ましくない影響は最小限であると考えられる。
	72	● 「重要な自然生息地における事業実施条件」に基づき事業を実施した事例整理	該当しない。
	73	● 世銀、ADB、IFC の「重要な自然生息地」、「著しい転換・著しい劣化」に係る対応状況の整理	個別案件に紐づく事項ではないため、本調査の報告書本文に記載。
	74	● 違法伐採の有無の確認	該当しない。
非自発的住民移転	75	● 住民移転計画の作成有無・公開状況・協議の有無と内容・協議に際する言語と様式の確認。	● 住民移転計画の作成：対象外
	76	● 非自発的住民移転及び生計手段の喪失は、回避・最小化が検討・実施され、対象者と文書等で合意の上で実効性のある対策が講じられているかの確認。	● 非自発的住民移転及び生計手段の喪失は回避・最小化が検討・実施されたか：対象外 ●
	77	● 環境レビュー段階の想定被影響住民数の確認	・対象外
	78	● モニタリング段階における被影響住民数の確認	・対象外
	79	● 環境レビュー段階の補償内容（補償のタイミング、再取得価格を含む補償費の算出方法、生計回復策、その他支援内容）の確認。	● 補償のタイミング：対象外 ● 土地の再取得価格での補償方針の有無：対象外 ● 再取得価格を含む補償費の算出方法：対象外 ● 生計回復策の内容：対象外
	80	● 現地調査対象案件については、移転住民が以前の生活水準や収入機会、生産水準において改善又は少なくとも回復できているかの確認。	対象外
	81	● 苦情処理メカニズムの整備状況の確認	● 苦情処理メカニズムの計画：対象外 ● 計画された苦情処理メカニズムの整備状況： ● 苦情の有無：
先住民族	82	● 先住民族への影響の有無の確認	該当しない。

項目、現行ガイドライン条文	整理番号	調査アイテム	調査結果
	83	● 負の影響の回避・最小化の検討状況確認	該当しない。
	84	● 先住民計画の作成・公開状況確認	該当しない。
	85	● FPIC の実施状況確認	該当しない。
モニタリング	86	● モニタリング計画の作成状況確認	● 環境モニタリング計画：作成されている。 ● 移転（RAP）モニタリング計画：対象外
	87	● 上記以外は 3.2 にて確認	3.2 にて確認。
別紙 2 カテゴリ A に必要な環境アセスメント報告書	88	● EIA の承認状況、言語、現地での公開状況及び複製の可否の確認	カテゴリ B 案件のため対象外
	89	● EIA において GL に記載の必要な項目が含まれているかの確認	カテゴリ B 案件のため対象外
	90	● 大規模住民移転を理由にカテゴリ A と判断された案件における EIA 実施状況の整理	カテゴリ B 案件のため対象外
別紙 3 一般に影響を及ぼしやすいセクター・特性、影響を受けやすい地域の例示	91	● 「影響を及ぼしやすいセクター」の妥当性の確認。（配電、上水道、農業等、影響を及ぼしやすい特性や影響を受けやすい地域に該当しない限りそれ自体はカテゴリ分類に影響しないと思われるセクターの影響の重大さの整理。）	・給水/上水道セクターであるため、一般的には影響を及ぼしにくいセクターであり、カテゴリ B となっている。
別紙 4 スクリーニング様式	92	● （調査アイテム無し）環境 GL が改定された場合は、スクリーニング様式も併せて変更。	・該当しない
別紙 5 チェックリストにおける分類・チェック項目	93	● （調査アイテム無し）環境 GL が改定された場合は、チェックリストも併せて変更。	・該当しない
別紙 6 モニタリングを行う項目	94	● モニタリング項目の妥当性、基準値の記載、工事中・供用時の区分	● モニタリング項目： 工事中：水質汚濁、土壌流出、油汚染、騒音・振動、粉じん、安全、交通等 供用時：廃棄物（汚泥）、排水、騒音 ● 基準値の記載（計画）： ・参照基準：工事中に関しては基準値の項がない。供用時のモニタリングフォームには飲用水、排水、騒音に関するケニア国における基準の記載がある。 ● モニタリング頻度：協力準備調査では項目によって、毎日から 1 回/週の頻度が計画されている。 ・環境： 工事中：土壌流出・水質汚濁(週 3 回)、油汚染(週 1 回)、騒音・振動(住民からの苦情対応)、粉じん、安全(住民からの苦情対応)、交通等 供用時：廃棄物（汚泥）(汚泥排出時)、排水(毎月 1 回)、騒音(4 ヶ月に 1 回、日中 6 時間、夜間 6 時間毎正時に 10 分間) ・社会：対象外 ● 生計回復策の計画と実績の乖離（モニタリング頻度含む）：対象外 ● 工事中・供用時の区分：区分されている
その他			

個別案件シート（JICA 環境社会配慮ガイドラインのレビュー調査結果）

<事業概要>

案件名／案件種別／贈与契約調印日	ルワマガナ郡灌漑施設改修計画／無償／2017/3/31
カテゴリ分類及び分類根拠	カテゴリ B 「国際協力機構環境社会配慮ガイドライン」(2010年4月公布)に掲げる影響を及ぼしやすいセクター・特性及び影響を受けやすい地域に該当せず、環境への望ましくない影響は重大ではないと判断されるため。
事業目的	本事業は東部県ルワマガナ郡において、既存の低湿地灌漑施設の改修を行うことにより、灌漑用地への安定的水供給を図り、もって同地域の農業生産性の向上に寄与するもの。
プロジェクトサイト	ルワンダ国 東部県ルワマガナ郡 (220,502人)
事業概要	1) 土木工事、調達機器等の内容 【施設】ため池の改修 (4箇所 (新設2箇所を含む) / 総貯水容量約220万m3)、用水路の改修 (幹線水路/総延長約25km)、付帯施設の改修、管理用道路の改修 (総延長約15km) 等 2) コンサルティング・サービス/ソフトコンポーネントの内容 詳細設計、入札補助、施工監理、ソフトコンポーネントによる灌漑水利組合設立への支援及び灌漑施設の初期操作指導・運用指導、環境社会配慮等
実施機関名	ルワンダ農業庁
総事業費/概算協力額	総事業費 23.49 億円 (概算協力額 (日本側) : 20.77 億円、ルワンダ側 : 2.72 億円)

I. 基本的事項

項目、現行ガイドライン条文	整理番号	調査アイテム	調査結果
1.1 理念	1	(レビュー調査全体を通じて確認)	個別案件に紐づく事項ではないため、本調査の報告書本文に記載。
1.2 目的		● 開発協力大綱等の政府方針、持続可能な開発目標 (SDGs) 等の国際的援助潮流の整理	
1.3 定義			
1.4 環境社会配慮の基本方針			
1.5 JICA の責務	2	(第II, III章のレビュー調査を通じて確認) ● IFC、ADB 等、他ドナーにおける出資案件における責務について確認	個別案件に紐づく事項ではないため、本調査の報告書本文に記載。
1.6 相手国政府に求める要件	3	(別紙1のレビュー調査を通じて確認)	別紙1を参照。
1.7 対象とする協力事業	4	● 現行 GL 施行後に増えた協力事業 (海外投融资、中小企業支援等) の整理	個別案件に紐づく事項ではないため、本調査の報告書本文に記載。
	5	● 現行 GL 施行後の業務環境の変化 (インフラ輸出の促進、迅速化、国際金融機関との協調融資の増加等) の整理	個別案件に紐づく事項ではないため、本調査の報告書本文に記載。
1.8 緊急時の措置	6	● 「緊急時の措置」の適用実績整理 (カテゴリ分類、緊急時の判断基準、助言委員会関与方法、情報公開、モニタリング、フォローアップ措置等)	・該当しない。
1.9 普及	7	● 相手国等に対する説明実績、説明内容の整理	● JICAGL に関する説明実績：審査時に説明済。 ● JICAGL に関する説明内容：JICA GL の遵守、適切な環境社会配慮の実施、情報公開、モニタリング実施等につき説明。 ● JICAGL に関する研修実績：なし
1.10 環境社会配慮助言委員会	8	(第II章 2.7「環境社会配慮助言委員会による助言」のレビュー調査を通じて確認)	第II章 2.7「環境社会配慮助言委員会による助言」を参照。

II. 環境社会配慮のプロセス

項目、現行ガイドライン条文	整理番号	調査アイテム	調査結果
2.1 情報の公開	9	● JICA による情報公開 (カテゴリ分類、最終報告書、環境社会配慮文書、環境レビュー結果、モニタリング結果) 状況確認	● カテゴリ分類の情報公開：公開あり ● 協力準備調査 最終報告書の情報公開：公開あり ● 環境社会配慮文書 (EIA・RAP・IPP など) の情報公開：(協力準備調査の一部として) 公開あり。IPP は該当しない。

項目、現行ガイドライン条文	整理番号	調査アイテム	調査結果
			<ul style="list-style-type: none"> ● 環境レビュー結果（＝事前評価表）の情報公開状況：公開あり ● モニタリング結果の情報公開： <ul style="list-style-type: none"> ・合意状況：環境・社会モニタリング結果とも公開について合意。 ・公開状況：公開あり
	10	● 相手国等による情報公開（環境社会配慮文書、モニタリング結果）状況（公開場所、公開時期、言語等）	<ul style="list-style-type: none"> ● EIA：実施機関で閲覧可能。 <ul style="list-style-type: none"> ・公開場所： ・公開時期： ・言語：英語 ● RAP：実施機関で閲覧可能。 <ul style="list-style-type: none"> ・公開場所： ・公開時期： ・言語：英語（協力準備調査内の RAP は英語） ● 環境モニタリング：実施機関で閲覧可能。 <ul style="list-style-type: none"> ・公開場所： ・公開時期： ・言語：英語 ● 社会モニタリング：実施機関で閲覧可能。 <ul style="list-style-type: none"> ・公開場所： ・公開時期： ・言語：英語
	11	● JICA から相手国等に対する情報公開の働きかけの状況確認	・協力準備調査等において、JICA ガイドラインを説明した上で、先方政府に情報公開について働きかけている。
	12	● 第三者からの情報提供の求めの有無と対応状況確認	・なし
	13	● 情報開示が禁じられる情報についての対応状況確認	・JICA における情報公開については、全て相手国政府等から了解を得ている。
2.2 カテゴリ分類	14	● カテゴリ分類結果、根拠の整理	<ul style="list-style-type: none"> ● カテゴリ分類結果：カテゴリ B ● カテゴリ分類の根拠： <p>本事業は灌漑事業のうち大規模なものに該当しない。事業対象地は国立公園等の影響を受けやすい地域またはその周辺に該当せず、大規模な住民移転等の影響を及ぼしやすい特性を有しない。</p> ● カテゴリ分類の根拠と実態の乖離：なし。
	15	● カテゴリ分類の変更の有無と有の場合の根拠の整理	● カテゴリ分類の変更：無
	16	● カテゴリ分類の妥当性について外部より指摘を受けた案件の分類結果の妥当性の確認	・外部からの指摘は確認されなかった。
	17	● スクリーニング様式の提出状況	・スクリーニング様式の提出：当該様式の提出は確認できないが、実施機関から徴求した相応の情報に基づきスクリーニングを実施。
2.3 環境社会配慮の項目	18	(別紙1のレビュー調査を通じて確認)	別紙1を参照。
2.4 現地ステークホルダーとの協議	19	● JICA と相手国等による協議状況確認	・GA 締結時に協議を実施している。
	20	● 上記以外は別紙1「社会的合意」のレビュー調査を通じて確認	別紙1「社会的合意」を参照。
2.5 社会環境と人権への配慮	21	● 権利が制限されている地域における協力事業での情報公開や現地ステークホルダーとの協議の際の配慮状況の確認	・該当しない
	22	● 社会的弱者に対する人権配慮の有・内容確認	別紙1「社会的合意」を参照。
2.6 参照する法令と基準	23	<ul style="list-style-type: none"> ● 相手国の国内法遵守の有無 ● 世銀 SGP やその他国際基準との乖離の有無 	<ul style="list-style-type: none"> ● 相手国の国内法遵守の有無 <ul style="list-style-type: none"> ・EIA・IEE の承認有無：EIA の承認有 ・国内法に基づいた RAP 作成有無：2007 年に制定された用地取得法と世銀等の国際水準に基づいた RAP が作成済 ● 世銀 SGP やその他国際基準との乖離の有無：無

項目、現行ガイドライン条文	整理番号	調査アイテム	調査結果
	24		・大気質、水質（灌漑水）、水質（排水）、騒音について採用している国内基準と国際基準を比較し、共通項目の間におおむね乖離がないことが確認されている。
	25	● 世銀のセーフガード政策から Environmental and Social Framework (ESF) への変更点の整理	個別案件に紐づく事項ではないため、本調査の報告書本文に記載。
	26	● 世銀 ESF と現行 GL の相違点	個別案件に紐づく事項ではないため、本調査の報告書本文に記載。
	27	● ADB、IFC のセーフガード政策で参照できる基準やグッドプラクティス等の整理	個別案件に紐づく事項ではないため、本調査の報告書本文に記載。
2.7 環境社会配慮助言委員会による助言	28	● 助言委員会の開催実績整理（運営改善の取り組み含め情報整理、情報公開状況含む）	・該当しない。
	29	● 環境レビュー時の助言対応状況確認	・該当しない
2.8 JICA の意思決定	30	● 合意文書における合意状況確認	・合意文書締結済み。
	31	● 合意文書に基づき、協力事業を中止した事例の整理	・該当しない。
2.9 ガイドラインの適切な実施と遵守の確保	32	● 別途、「異議申立手続き」の見直し作業を通じて対応	・該当しない
2.10 ガイドラインの適用と見直し	33	N/A	・該当しない

III. 環境社会配慮の手続き

項目、現行ガイドライン条文	整理番号	調査アイテム	調査結果
3.1 協力準備調査	34	● 「プロジェクトを実施しない案」を含む代替案検討の事例整理	・4つのサイトにおいて、技術的視点、経済効果、自然環境および社会環境への影響、施工期間、工事費の観点から事業を実施しないオプションを含めた複数の案が比較検討されている。
	35	● 協力準備調査の各種手続きの実施状況確認（スコーピング、EIA 等調査、情報公開、ステークホルダー協議等）	<ul style="list-style-type: none"> ● スコーピング：実施済 ● EIA 等調査：EIA 実施済 ● 情報公開：2.1「情報の公開」を参照。 ● ステークホルダー協議等：別紙1「社会的合意」を参照。
3.2 有償資金協力、無償資金協力、技術協力プロジェクト	36	<ul style="list-style-type: none"> ● カテゴリ分類に応じた環境レビューに係る手続き・情報公開の実施状況確認 ・環境チェックリストの作成状況 ・EIA, ECC, RAP, IPP の取得・公開状況等 ・FI の場合、金融仲介者等の環境社会配慮確認実施能力の確認状況及びカテゴリ A 相当のサブプロジェクトに対する環境レビュー状況等 	<ul style="list-style-type: none"> ● 環境チェックリストの作成状況：作成済。 ● EIA, ECC, RAP, IPP の取得・公開状況 ・EIA：公開あり ・ECC：2017年2月に承認取得 ・RAP：公開あり ・IPP：対象外 ● 本案件は FI 事業ではない。
	37	● エンジニアリング・サービス借款実施案件の環境レビュー実績の整理	・ES 借款ではない。
	38	● エンジニアリング・サービス借款の実施段階における相手国等による環境社会配慮実施状況の確認。	・ES 借款ではない。
	39	● モニタリング結果の受領、公開状況確認	<ul style="list-style-type: none"> ● モニタリング結果の受領 ・審査時の合意：環境については、合意されたモニタリングフォームに基づき、工事中は四半期毎に、供用後は事業完了後3年間まで半年毎に JICA に報告する。モニタリング期間は必要に応じて延長される。社会については、合意されたモニタリングフォームに基づき、用地取得及び生計回復策が完了するまでの期間、四半期毎に JICA に報告する。モニタリング期間は必要に応じて延長される。 ・作成状況：作成済 ・受領状況：受領済 ● モニタリング結果の公開状況 ・公開済み

項目、現行ガイドライン条文	整理番号	調査アイテム	調査結果
	40	● 第三者からのモニタリング結果の公開請求への対応状況の確認	● モニタリング結果の公開請求：なし
	41	● 環境レビュー結果とモニタリング結果の乖離が確認された場合には、その原因（GL 記載内容が十分であったかを含む GL 自体の問題、解釈の違い、運用能力等）について確認。	なし
	42	● 合意文書に基づき、相手国に対応を求め、貸付実行を停止した事例の整理	・該当しない
	43	● プロジェクトの重大な変更が生じた案件の手続きの実施状況の確認	● 重大な変更が生じた案件であるか：該当しない。 ● GA 後に IEE/EIA が改定されたか：該当しない
3.3 外務省が自ら行う無償資金協力について JICA が行う事前の調査	44	● 外務省に協力の停止を提言した事例の整理	・該当しない。
3.4 開発計画調査型技術協力	45	● カテゴリ分類に応じた各段階での手続きの実施状況確認 ・スクリーニングの実施状況 ・スコーピングの実施状況 ・JICA と相手国等の協議状況 ・合意文書や報告書等の公開状況等	・開発計画調査型技術協力ではないため該当しない。
	46	● SEA のステークホルダー協議の実施状況確認	・該当しない。
	47	● 開発調査型技術協力終了後に予期せぬ環境社会影響が生じた場合の対応状況確認	・該当しない。

別紙 1～6

項目、現行ガイドライン条文	整理番号	調査アイテム	調査結果
別紙 1 対象プロジェクトに求められる環境社会配慮	48	● 日本・他ドナーにおける環境社会配慮関連の「費用・便益の定量化方法」の取り扱い確認	個別案件に紐づく事項ではないため、本調査の報告書本文に記載。
	49	● 日本・他ドナーにおける「災害の環境影響評価」の取り扱い確認	個別案件に紐づく事項ではないため、本調査の報告書本文に記載。
基本的事項	50	● 計画段階における環境・社会影響の調査・検討状況確認	● 環境：協力準備調査及び EIA でベースライン調査が実施されている。 ● 社会：RAP でセンサス、社会経済調査、初期資産調査が実施されている。
	51	● 影響の回避・最小化のための代替案や緩和策の検討状況確認	・4つのサイトにおいて、各々3つの代替案（事業を実施しないオプション）について技術的視点、経済効果、自然環境および社会環境への影響、施工期間、工事費を考慮した比較を行い、影響の最小化を検討している。また、想定される影響に対する緩和策を検討している。
	52	● 検討結果のプロジェクト計画への反映状況確認	・環境社会配慮を考慮した代替案に基づき検討されている。
	53	● 環境社会配慮関連費用・便益の定量的評価に努めており、定性的な評価も加えているかの確認	● 環境： ・定量的な評価：環境管理及びモニタリング費用は EIA で定量的に算出されている。便益に関する定量的評価は確認できない。 ・定性的な評価：代替案比較において、水田面積の拡大による豊かな生態系サービスの提供が示されている。 ● 社会： ・定量的な評価：RAP に係る費用が定量的に算出されている。 ・定性的な評価：農民の作業負担の軽減、ため池堤体の安全性の向上が示されている。
	54	● 環境社会配慮関連費用・便益は、プロジェクトの経済的、財政的、制度的、社会的及び技術的分析との密接な調和が図られているかの確認	・該当しない（無償事業においては EIRR の計算を行っていないため、詳細な確認はできない）。
	55	● 環境社会配慮の検討結果につき、代替案や緩和策も含め独	・代替案や緩和策を含んだ EIA が作成済。

項目、現行ガイドライン条文	整理番号	調査アイテム	調査結果
		立の文書あるいは、他の文書の一部として表されているかの確認	
	56	● 特に影響が大きいプロジェクトについては、環境影響評価報告書が作成されているかの確認	・カテゴリ B のため、対象外。
	57	● 特に影響が重大と思われるプロジェクトや、異論が多いプロジェクトについて専門家からなる委員会が設置されたかの確認	・カテゴリ B のため、対象外。
対策の検討	58	● 環境管理計画、モニタリング計画など適切なフォローアップの計画や体制、そのための費用及びその調達方法の計画策定状況確認	<ul style="list-style-type: none"> ● 環境管理計画 <ul style="list-style-type: none"> ・実施体制：監督機関は RAB、実施機関は項目によって異なるが、施工業者が工事中の大気質、水質、土壌、騒音等についてモニタリングする。また、工事前の適切な用地取得及び補償等の手続きについては、ルワンダ農業開発庁がルワマガナ郡庁と協力してモニタリングする。 ・費用：環境については、EIA において環境管理計画及びモニタリング費用（100,800USD）が合計で算出されている。社会については、RAP に係る費用（543,638,627Rwf）が定量的に算出されている。 ・調達方法：各項目の担当組織及び関連費用が検討されている。 ● モニタリング計画 <ul style="list-style-type: none"> ・実施体制：環境については、RAB の監督のもと、工事中は施工業者が、供用時は RAB 及び郡が実施する。RAP については、RAB が郡およびセクターにおける用地取得・補償委員会などの協力を得て実施する。 ・費用：RAP のモニタリング費用（10,142,000Rwf）が定量的に算出されている。 ・調達方法：各項目の担当組織及び関連費用が検討されている。
	59	● 上記以外は 2.8 にて確認	2.8 にて確認。
検討する影響スコープ	60	● スコーピングの適切な実施にかかる状況の確認	・ GL の項目が網羅されているスコーピング案が作成されている。
	61	● GHG 排出量の算出・評価の状況の確認	・特に記載なし。
	62	● 国際機関、バイドナーの気候変動（GHG 排出）への対応状況の確認	個別案件に紐づく事項ではないため、本調査の報告書本文に記載。
	63	● 「不可分一体の事業」、「派生的・二次的影響」、「累積的影響」の事例整理。	該当しない。
	64	● 世銀、ADB、IFC の「不可分一体の事業」、「派生的・二次的影響」、「累積的影響」への対応状況の整理	個別案件に紐づく事項ではないため、本調査の報告書本文に記載。
法令、基準、計画等との整合性	65	● 「自然保護や文化保護のために特に指定した地域」の事例整理	● 自然保護や文化保護のために特に指定した地域の該当有無：事業対象地は及びその周辺に、国立公園等の保護区は存在しない。
	66	● 世銀、ADB、IFC の「自然保護や文化保護のために特に指定した地域」に係る対応状況の整理	個別案件に紐づく事項ではないため、本調査の報告書本文に記載。
	67	● 上記以外は 2.6 にて確認	2.6 にて確認。

項目、現行ガイドライン条文	整理番号	調査アイテム	調査結果
社会的合意	68	<ul style="list-style-type: none"> ● ステークホルダー協議（①告知・実施日時、②場所、③方法（住民集会、個別インタビュー、言語）、④社会的弱者に対する配慮手法、⑤告知方法、⑥参加者（人数、被影響者に占める割合、所属、性別等）、⑦協議内容(事業サイトの範囲、事業形態、地域住民の持つ問題点、ニーズ等)、⑧参加者からのコメント、⑨実施機関による返答、⑩寄せられたコメントの計画や事業への反映結果、⑪協議の議事録の有無）の確認 	<ul style="list-style-type: none"> ● EIA・RAPに関して：全部で4回実施。 【第1回パブリックコンサルテーション】 ① 告知日時：記載なし。 実施日時：2016/7/12 ② チャルゴゴ農協前のコメ乾燥場 ③ ・住民集会 ・言語：記録なし。 ④ 記録なし。 ⑤ 告知方法：記録なし。 ⑥ 主な参加者は、農家代表、農協代表、ルワマガナ郡庁職員、セクター事務所職員、セル事務所職員、JICA 調査団、測量および土質再委託業者（合計 80 名） ⑦ 1) プロジェクト概要、2) 現地調査範囲と工程、3) 再委託業者の立入り・作業について、4) 調査協力依頼事項、5) 懸念事項の共有、6) 質疑応答 ⑧ ・工事の時期の事前連絡、農地・取水場に対する補償、斜面保護、排水路等 ⑨ ・事前連絡等は行うこと、補償については調査を実施した上で、作物や樹木についても補償すること。 ・（斜面保護、排水路に関する回答）本事業のコンポーネントには含まれない。 ⑩ 協議結果は、プロジェクトの設計、計画、EMMP、RAP などの作成に反映させていると記載されている。 ⑪ 概要が協力準備調査報告書に記載されている。 【第2回ステークホルダー協議】 ① 告知日時：記録なし。 実施日時：2016/8/23 ② チャルゴゴ農協前のコメ乾燥場 ③ ・住民集会 ・言語：記録なし。 ④ 記録なし。 ⑤ 告知方法：記録なし。 ⑥ 主な参加者は、農家代表、農協代表、伝統的苦情処理システム代表、ルワマガナ郡庁職員、セクター事務所職員、セル事務所職員、RAB 東部県職員、JICA 調査団、EIA/RAP 再委託業者（合計 60 名） ⑦ 1) プロジェクト概要、2) 農協の合併、3) 灌漑水管理組織（Irrigation Water Users Organization : IWUO）設立について、4) EIA/RAP 概要、5) 調査協力依頼事項、6) 懸念事項の共有、7) 質疑応答 ⑧ ・IWUO 設立のための総会メンバー、IWUO の総会メンバーの選挙方法、コメ以外の水利用者が IWUO のメンバーになれる可能性、等 ⑨ ・（IWUO 設立のための総会メンバーに関する回答）各水利用グループ（Water Use Group : WUG）からの代表者から構成。執行委員会 5 名、監査委員会 3 名、苦情処理委員会 3 名。 ・（IWUO の総会メンバーの選挙方法に関する回答）：各農民グループから 3 名ずつ候補者を選出し、その中から 11 名の総会メンバーを選挙で選出する。 ・（コメ以外の水利用者が IWUO のメンバーになれる可能性に関する回答）コメ以外の利用者は本委員会の対象ではない。 ⑩ 協議結果は、プロジェクトの設計、計画、EMMP、RAP などの作成に反映させていると記載されている。 ⑪ 概要が協力準備調査報告書に記載されている。

項目、現行ガイドライン条文	整理番号	調査アイテム	調査結果
			<p>【第3回ステークホルダー協議】</p> <p>① 告知日時：記録なし。 実施日時：2016/10/31</p> <p>② キガビロ村</p> <p>③ ・住民集会 ・言語：記録なし</p> <p>④ 記録なし</p> <p>⑤ 告知方法：記録なし</p> <p>⑥ 主な参加者は、農協代表、JICA 調査団（合計 31 名）</p> <p>⑦ 1) プロジェクト概要、2) 想定される影響、3) 農協概要に係る情報収集、4) 補償方針、5) 質疑応答</p> <p>⑧ ・補償方針、新たな土地の開墾に要する労働力への配慮、工事スケジュール等</p> <p>⑨ ・・（新たな土地の開墾に要する労働力への配慮に関する回答）それらに資する費用として、査定金額に 5% が上乗せされることが国内法で定められている。 ・（工事スケジュールに関する回答）未確定事項が多いため確約できないが、2018 年 5 月に着工し、2019 年 8 月頃完工予定である。</p> <p>⑩ 協議結果は、プロジェクトの設計、計画、EMMP、RAP などの作成に反映させていると記載されている。</p> <p>⑪ 概要が協力準備調査報告書に記載されている。</p> <p>【第4回ステークホルダー協議】</p> <p>① 告知日時：確認とれず 実施日時：2016/11/8～2016/11/11、2016/11/29 の 5 日間</p> <p>② 各村、最終日のみルワマガナ郡庁</p> <p>③ ・住民集会 ・言語：記録なし</p> <p>④ 記録なし</p> <p>⑤ 告知方法：記録なし</p> <p>⑥ 主な参加者は、被影響者、ルワマガナ郡、セクター、セル、JICA 調査団、EIA/RAP 再委託業者（のべ 319 名）</p> <p>⑦ 1) プロジェクト概要、2) 想定される影響と緩和策、3) 用地取得の範囲、4) 補償方針、5) 質疑応答</p> <p>⑧ ・地域住民の雇用の可能性、影響を受ける取水施設に対する措置、休耕期間中の農協職員への支払いの有無、等</p> <p>⑨ ・（地域住民の雇用の可能性に関する回答）幾つかの作業は機械を必要とするが、人力作業も多く発生する。これに際して被影響者は優先的に仕事を割り当てられる予定である。 ・（影響を受ける取水施設に対する措置に関する回答）：影響を受ける取水施設に代わる代替取水施設建設のための現地調査を現在実施している。 ・（休耕期間中の農協職員への支払いの有無に関する回答）：補償費用算定の際に考慮され、RAP として整理される。</p> <p>⑩ 協議結果は、プロジェクトの設計、計画、EMMP、RAP などの作成に反映させていると記載されている。</p> <p>⑪ 概要が協力準備調査報告書に記載されている。</p>
	69	<ul style="list-style-type: none"> 外部からの指摘事項が確認された場合には、その原因（GL 記載内容が十分であったかを含む GL 自体の問題、解釈の違い、運用能力等）について確認 	<ul style="list-style-type: none"> なし
	70	<ul style="list-style-type: none"> 社会的弱者に対する配慮事例の整理 	<ul style="list-style-type: none"> 社会的弱者に対する配慮の有無 -計画：被影響住民のうち社会的弱者（障害者、孤児、65 歳以上）に対しては、査定や補償費支払い手続きなどに際して配慮する。また、雇用機会を優先する。 -実施：記録なし 社会的弱者に対する説明の内容 ・記録なし 社会的弱者からの情報や意見の有無・内容 ・記録なし

項目、現行ガイドライン条文	整理番号	調査アイテム	調査結果
			<ul style="list-style-type: none"> 社会的弱者からの情報や意見の事業への反映 記録なし
生態系及び生物相	71	<ul style="list-style-type: none"> 「重要な自然生息地」の事例（含む判断根拠、森林以外の地域、生物多様性重要地域の配慮状況、地域コミュニティーにもたらす影響や地域コミュニティーが自然生息地にもたらす影響、社会環境に与える影響や社会環境が与える影響）の整理 	<ul style="list-style-type: none"> 重要な自然生息地はレビュー対象資料では確認されていない。
	72	<ul style="list-style-type: none"> 「重要な自然生息地における事業実施条件」に基づき事業を実施した事例整理 	<ul style="list-style-type: none"> 該当しない。
	73	<ul style="list-style-type: none"> 世銀、ADB、IFC の「重要な自然生息地」、「著しい転換・著しい劣化」に係る対応状況の整理 	個別案件に紐づく事項ではないため、本調査の報告書本文に記載。
	74	<ul style="list-style-type: none"> 違法伐採の有無の確認 	なし。
非自発的住民移転	75	<ul style="list-style-type: none"> 住民移転計画の作成有無・公開状況・協議の有無と内容・協議に際する言語と様式の確認。 	<ul style="list-style-type: none"> 住民移転計画の作成：用地取得に係る計画はあり（住民移転無し） 720,077m²の用地取得及び32,587m²が工事期間中の一時的な用地取得が発生する。物理的住民移転はなし。 公開状況：2.1「情報の公開」を通じて確認。 協議の有無と内容： <ul style="list-style-type: none"> 現地ステークホルダー協議では、用地取得の範囲、補償方針や補償時期についての説明がなされた。当該協議において被影響住民から事業に係る特段の反対意見は出ていない。 協議の使用言語：記録はないが、一般に使用される言語
	76	<ul style="list-style-type: none"> 非自発的住民移転及び生計手段の喪失は、回避・最小化が検討・実施され、対象者と文書等で合意の上で実効性のある対策が講じられているかの確認。 	<ul style="list-style-type: none"> 非自発的住民移転及び生計手段の喪失は回避・最小化が検討・実施されたか： <ul style="list-style-type: none"> 用地取得の影響を最小化するため、調査団は土捨場の設置について、捨て土を堤体上流側の止水補助ブランケットとして再利用することを検討した。これによって、ガジャラ地区については土捨場が不要となり、他 3 地区については用地取得範囲の縮小に寄与した。 対象者と文書等で合意をしているか：補償の授受に合意文書を交わしている
	77	<ul style="list-style-type: none"> 環境レビュー段階の想定被影響住民数の確認 	<ul style="list-style-type: none"> 該当しない
	78	<ul style="list-style-type: none"> モニタリング段階における被影響住民数の確認 	<ul style="list-style-type: none"> 該当しない
	79	<ul style="list-style-type: none"> 環境レビュー段階の補償内容（補償のタイミング、再取得価格を含む補償費の算出方法、生計回復策、その他支援内容）の確認。 	<ul style="list-style-type: none"> 補償のタイミング：工事開始の2～5ヶ月前に支払いを行う。 土地の再取得価格での補償方針の有無：RAP では再取得価格で補償を行う方針が示されている。 再取得価格を含む補償費の算出方法： <ul style="list-style-type: none"> 実施機関（RAB）が資産鑑定士を雇用し、再取得価格に基づく補償費を検討する。なお、国内法により補償費に加え5%の迷惑量が上乘せされる。 生計回復策の内容：生計回復策（職業訓練等）の実施が予定されている。
	80	<ul style="list-style-type: none"> 現地調査対象案件については、移転住民が以前の生活水準や収入機会、生産水準において RA 又は少なくとも回復できているかの確認。 	現地調査対象外。
	81	<ul style="list-style-type: none"> 苦情処理メカニズムの整備状況の確認 	<ul style="list-style-type: none"> 苦情処理メカニズムの計画： <ul style="list-style-type: none"> 用地取得、移転、補償などに関する苦情を持つ者は、その苦情を用地取得・補償委員会に提出し、受付手続きを行う。苦情の受付記録は、申立人によって日付および署名が記される。RAP によって任命された Social safeguard officer および用地取得・補償委員会は受け付けた苦情の正当性を審査する。苦情が正当であると判断された場合、同委員会は申立人に対する支援を行うことを通知する。用地取得・補償委員会は協議後 7 日間以内に協議結果を申立人に対して伝える。苦情が資産の評価に関わる内容の場合は、双方の合意に達するまで第 2 回、第 3 回の評価を実施する。これらは其々、初回の査定を実施した者とは異なる鑑定士によって実施される。 苦情の申立人が期限内に満足のいく回答を得られなかった場合には、郡土地局（District Land Bureau）などの地方行政に申し立てを行う。郡レベルにプロジェクト専任スタッフが配属されている場合、その者は必要に応じて支援を行う。

項目、現行ガイドライン条文	整理番号	調査アイテム	調査結果
			郡は申立てから 30 日間以内に調停することとされているが、それでも同意が得られない場合はセル単位の調停機関 (Abunzi) が苦情処理を担う。ここでも決着がつかない場合は、裁判所における訴訟となる。用地取得・補償委員会は全ての司法手続き段階において申立人に支援を提供し、可能な限り最善の結果が得られるよう協力する。なお、Abunzi による調停は補償金額が 3 百万ルワンダフラン未満の事案に限られている。苦情の対象となる補償金額がこれを上回る場合は、Abunzi を経由せずに裁判所へ訴訟を起こすこととなる。 ● 計画された苦情処理メカニズムの整備状況：用地補償委員会を設立して窓口となることとしていたが、委員会は設立せず、地区の農業、土地担当者を窓口として苦情処理する体制が整備されている。 ● 苦情の有無：有 (用地取得費の支払い時期についての問い合わせ等。地権者が登記ミスをしていた事例等もあったが、全て支払い済み)
先住民族	82	● 先住民族への影響の有無の確認	・事業地周辺には、少数民族・先住民族は確認されていない。
	83	● 負の影響の回避・最小化の検討状況確認	・該当しない。
	84	● 先住民族計画の作成・公開状況確認	・該当しない。
	85	● FPIC の実施状況確認	・該当しない。
モニタリング	86	● モニタリング計画の作成状況確認	● 環境モニタリング計画：環境モニタリング計画は、EIA に記載されている。 ● 移転 (RAP) モニタリング計画：RAP モニタリング計画は、RAP に記載されている。
	87	● 上記以外は 3.2 にて確認	3.2 にて確認。
別紙 2 カテゴリ A に必要な環境アセスメント報告書	88	● EIA の承認状況、言語、現地での公開状況及び複製の可否の確認	・カテゴリ B のため対象外
	89	● EIA において GL に記載の必要な項目が含まれているかの確認	・該当しない。
	90	● 大規模住民移転を理由にカテゴリ A と判断された案件における EIA 実施状況の整理	● 大規模住民移転を理由にカテゴリ A と判断された案件であるか：該当しない。
別紙 3 一般に影響を及ぼしやすいセクター・特性、影響を受けやすい地域の例示	91	● 「影響を及ぼしやすいセクター」の妥当性の確認。(配電、上水道、農業等、影響を及ぼしやすい特性や影響を受けやすい地域に該当しない限りそれ自体はカテゴリ分類に影響しないと思われるセクターの影響の重大さの整理。)	農業セクターに該当するが、大規模な事業に該当せず、地域や特性に鑑みても本項目には該当しない。
別紙 4 スクリーニング様式	92	● (調査アイテム無し) 環境 GL が改定された場合は、スクリーニング様式も併せて変更。	・該当しない
別紙 5 チェックリストにおける分類・チェック項目	93	● (調査アイテム無し) 環境 GL が改定された場合は、チェックリストも併せて変更。	・該当しない
別紙 6 モニタリングを行う項目	94	● モニタリング項目の妥当性、基準値の記載、工事中・供用時の区分	● モニタリング項目： (工事前) 用地取得及び補償実施状況、苦情処理記録、ステークホルダーミーティング (工事中) 緩和策の実施状況、水質 (排水)、水質 (飲料水)、自然環境 (供用後) 緩和策の実施状況、自然環境 ● 基準値の記載 (計画)： ・参照基準：水質 (排水) は現地国の基準を、水質 (飲料水) は WHO 基準を参照。 ● モニタリング頻度： ・環境：工事中は月 1 回、供用開始から 2 年間は半年に一度モニタリングを実施する。 ・社会：工事前・中は月 1 回、供用開始から 2 年間は半年に一度モニタリングを実施する。 ● 生計回復策の計画と実績の乖離 (モニタリング頻度含む)：被影響住民の生計回復についてモニタリングを行い、事業実施前に実施するベースラインとの乖離を確認する計画が記載されている。 ● 工事中・供用時の区分：区分されている。
その他			

個別案件シート（JICA 環境社会配慮ガイドラインのレビュー調査結果）

<事業概要>

案件名/案件種別/贈与契約調印日	台風ヨランダ災害復旧復興計画／無償（ノンプロ）／2014/5/12
カテゴリ分類及び分類根拠	カテゴリ F I 本事業は、「国際協力機構環境社会配慮ガイドライン」（2010年4月公布）上、JICA の融資承諾前にサブプロジェクトが特定できず、かつそのようなサブプロジェクトが環境への影響を持つことが想定されるため。
事業目的	台風ヨランダの被災地域において、保健医療施設、学校といった社会インフラ、電力、空港といった経済インフラ、気象レーダーシステム等の防災インフラ等の各種施設建設および機材調達を行うことにより、公共サービスの回復、公共施設の強靱化、気象予警報体制の復旧等を図り、もって被災地域の早期復旧・復興に寄与することを目的とする。
プロジェクトサイト	フィリピン国 レイテ島及びサマル島を中心とする台風ヨランダの被災地域
事業概要	1) 土木工事、調達機器等の内容 以下に伴う建設工事および機材調達：小学校の復旧8 サイト、地域医療の復旧2 箇所、電力の復旧1 箇所、建設機械の復旧15 台、国立航海技術訓練センター機材の復旧1 セット、水産試験場機材の復旧1 セット、空港機材の復旧1 セット、ギウアン気象レーダーシステム復旧1 箇所 2) コンサルティング・サービス/ソフトコンポーネントの内容 詳細設計及び施工・調達監理、環境社会配慮
事業実施機関	財務省が復興担当大統領補佐官の政策的な意思決定を仰ぎつつ、本プロジェクトの調整機関として機能するとともに、資金管理・手続き等を行う。 また、国家経済開発庁が進捗確認・モニタリングを行う。 一方、中心的な実施機関としては、被災した公共施設（保健医療施設、学校等を含む）の復旧・復興を公共事業道路省が担い、その他施設・機材の主管官庁が実施・モニタリングを行う。
総事業費/概算協力額	総事業費 46 億円

I. 基本的事項

項目、現行ガイドライン条文	整理番号	調査アイテム	調査結果
1.1 理念	1	(レビュー調査全体を通じて確認) ● 開発協力大綱等の政府方針、持続可能な開発目標 (SDGs) 等の国際的援助潮流の整理	個別案件に紐づく事項ではないため、本調査の報告書本文に記載。
1.2 目的			
1.3 定義			
1.4 環境社会配慮の基本方針			
1.5 JICA の責務	2	(第 II, III 章のレビュー調査を通じて確認) ● IFC、ADB 等、他ドナーにおける出資案件における責務について確認	個別案件に紐づく事項ではないため、本調査の報告書本文に記載。
1.6 相手国政府に求める要件	3	(別紙 1 のレビュー調査を通じて確認)	別紙 1 を参照。
1.7 対象とする協力事業	4	● 現行 GL 施行後に増えた協力事業（海外投融资、中小企業支援等）の整理	個別案件に紐づく事項ではないため、本調査の報告書本文に記載。
	5	● 現行 GL 施行後の業務環境の変化（インフラ輸出の促進、迅速化、国際金融機関との協調融資の増加等）の整理	個別案件に紐づく事項ではないため、本調査の報告書本文に記載。
1.8 緊急時の措置	6	● 「緊急時の措置」の適用実績整理（カテゴリ分類、緊急時の判断基準、助言委員会関与方法、情報公開、モニタリング、フォローアップ措置等）	・該当しない。
1.9 普及	7	● 相手国等に対する説明実績、説明内容の整理	● JICAGL に関する説明実績：審査時に説明済。 ● JICAGL に関する説明内容：JICAGL の遵守、適切な環境社会配慮の実施、情報公開、モニタリング等につき説明。 ● JICAGL に関する研修実績：なし
1.10 環境社会配慮助言委員会	8	(第 II 章 2.7 「環境社会配慮助言委員会による助言」のレビュー調査を通じて確認)	第 II 章 2.7 「環境社会配慮助言委員会による助言」を参照。

II. 環境社会配慮のプロセス

項目、現行ガイドライン条文	整理番号	調査アイテム	調査結果
---------------	------	--------	------

項目、現行ガイドライン条文	整理番号	調査アイテム	調査結果
2.1 情報の公開	9	● JICA による情報公開（カテゴリ分類、最終報告書、環境社会配慮文書、環境レビュー結果、モニタリング結果）状況確認	● カテ分類の情報公開：公開あり ● 協力準備調査 最終報告書の情報公開：公開あり ● 環境社会配慮文書（EIA・RAP・IPP など）の情報公開：該当しない ● 環境レビュー結果（＝事前評価表）の情報公開状況：公開あり ● モニタリング結果の情報公開： ・合意状況：公開に関する合意なし。 ・公開状況：該当しない。
	10	● 相手国等による情報公開（環境社会配慮文書、モニタリング結果）状況（公開場所、公開時期、言語等）	該当しない。
	11	● JICA から相手国等に対する情報公開の働きかけの状況確認	案件形成時に JICA GL の説明とともに情報公開について確認している。
	12	● 第三者からの情報提供の求めの有無と対応状況確認	なし
	13	● 情報開示が禁じられる情報についての対応状況確認	● 情報公開が禁じられる情報の対応状況： ● JICA における公開情報については、相手国政府等からの了解を得ている。
2.2 カテゴリ分類	14	● カテゴリ分類結果、根拠の整理	● カテゴリ分類結果：カテゴリ FI ● カテゴリ分類の根拠： ・本事業は、影響を及ぼしやすいセクターに該当しない（予定されているサブプロジェクトは施設建設は小学校復旧、地域医療施設等であり、他は機材供与である）。事業対象地は国立公園等の影響を受けやすい地域またはその周辺に該当せず、大規模な非自発的住民移転等の影響を及ぼしやすい特性を有しない。（カテゴリ A に分類されるようなサブプロジェクトは含まれない）。 ● カテゴリ分類の根拠と実態の乖離：無
	15	● カテゴリ分類の変更の有無と有の場合の根拠の整理	● カテゴリ分類の変更：無
	16	● カテゴリ分類の妥当性について外部より指摘を受けた案件の分類結果の妥当性の確認	・確認されない。
	17	● スクリーニング様式の提出状況	・スクリーニング様式の提出：当該様式の提出は確認できないが、実施機関等から徴求した相応の情報に基づきスクリーニングを実施。
2.3 環境社会配慮の項目	18	(別紙 1 のレビュー調査を通じて確認)	別紙 1 を参照。
2.4 現地ステークホルダーとの協議	19	● JICA と相手国等による協議状況確認	・ GA 締結時に協議を実施している。
	20	● 上記以外は別紙 1 「社会的合意」のレビュー調査を通じて確認	別紙 1 「社会的合意」を参照。
2.5 社会環境と人権への配慮	21	● 権利が制限されている地域における協力事業での情報公開や現地ステークホルダーとの協議の際の配慮状況の確認	● 権利が制限されている地域の該当状況：該当しない
	22	● 社会的弱者に対する人権配慮の有・内容確認	別紙 1 「社会的合意」を参照。 ・
2.6 参照する法令と基準	23	● 相手国の国内法遵守の有無	● 相手国の国内法遵守の有無 ・EIA・IEE の承認有無：対象外 ・国内法に基づいた RAP 作成有無：対象外 ● 世銀 SGP やその他国際基準との乖離の有無：該当しない ・本事業は FI 案件であるため、審査時には仲介機関の環境社会配慮能力について確認を行っている。
	24	● 世銀 SGP やその他国際基準との乖離の有無	
	25	● 世銀のセーフガード政策から Environmental and Social	

項目、現行ガイドライン条文	整理番号	調査アイテム	調査結果
		Framework (ESF) への変更点の整理	
	26	● 世銀 ESF と現行 GL の相違点	個別案件に紐づく事項ではないため、本調査の報告書本文に記載。
	27	● ADB、IFC のセーフガード政策で参照できる基準やグットプラクティス等の整理	個別案件に紐づく事項ではないため、本調査の報告書本文に記載。
2.7 環境社会配慮助言委員会による助言	28	● 助言委員会の開催実績整理（運営改善の取り組み含め情報整理、情報公開状況含む）	・本事業はカテゴリ FI 案件のため、助言委員会は開催されていない。
	29	● 環境レビュー時の助言対応状況確認	・本事業はカテゴリ FI 案件のため、助言委員会は開催されていない。
2.8 JICA の意思決定	30	● 合意文書における合意状況確認	・合意文書締結済み。
	31	● 合意文書に基づき、協力事業を中止した事例の整理	・該当しない。
2.9 ガイドラインの適切な実施と遵守の確保	32	● 別途、「異議申立手続き」の見直し作業を通じて対応	・該当しない
2.10 ガイドラインの適用と見直し	33	N/A	・該当しない

III. 環境社会配慮の手続き

項目、現行ガイドライン条文	整理番号	調査アイテム	調査結果
3.1 協力準備調査	34	● 「プロジェクトを実施しない案」を含む代替案検討の事例整理	多くの改修対象施設は破損・全壊した施設と同じ場所において復元されるものであり、調査内で代替案は検討していない。
	35	● 協力準備調査の各種手続きの実施状況確認（スコーピング、EIA 等調査、情報公開、ステークホルダー協議等）	<ul style="list-style-type: none"> ● スコーピング：スコーピングが行われ、調査項目の絞込みが行われている。 ● EIA 等調査：本事業は FI 案件であるが、IEE レベルの環境社会配慮調査結果及び緩和策が記載されている。 ● 情報公開：2.1「情報の公開」を参照。 ● ステークホルダー協議等：別紙 1「社会的合意」を参照。
3.2 有償資金協力、無償資金協力、技術協力プロジェクト	36	<ul style="list-style-type: none"> ● カテゴリ分類に応じた環境レビューに係る手続き・情報公開の実施状況確認 <ul style="list-style-type: none"> ・環境チェックリストの作成状況 ・EIA, ECC, RAP, IPP の取得・公開状況等 ・FI の場合、金融仲介者等の環境社会配慮確認実施能力の確認状況及びカテゴリ A 相当のサブプロジェクトに対する環境レビュー状況等 	<ul style="list-style-type: none"> ● 環境チェックリストの作成状況：仲介機関の環境社会配慮能力を確認している。 ● EIA, ECC, RAP, IPP の取得・公開状況 <ul style="list-style-type: none"> ・EIA：対象外。 ・ECC：対象外。 ・RAP：対象外。 ・IPP：対象外。 ● 本案件は FI 事業である。 ● FI の場合、金融仲介者の環境社会配慮確認実施能力の確認： <ul style="list-style-type: none"> ・協力準備調査の実施合意時の協議において、本事業のサブプロジェクトの実施機関は十分な環境社会配慮実施能力があることが確認されている。 ● FI の場合、サブプロジェクトの環境レビュー状況： <ul style="list-style-type: none"> ・本事業はカテゴリ A のサブプロジェクトを含まないカテゴリ FI 案件である。 ・本件のサブプロジェクトについて、全ての事業が EIA 対象外と判断されていること、無償資金協力に係る実施事業によって用地取得および住民移転は発生しないため EIA、RAP は作成されない。 候補となるサブプロジェクトは、施設建設は小学校復旧、地域医療施設等であり、他は機材供与であることから、カテゴリ A に分類されるようなサブプロジェクトは含まれない。(当初カテゴリ B 相当の事業の実施が予定されていたが、本事業対象となったのはカテゴリ C 相当のサブプロジェクトのみであった。このため、モニタリングについては実施していない)
	37	● エンジニアリング・サービス借款実施案件の環境レビュー実績の整理	・ES 借款ではない。
	38	● エンジニアリング・サービス借款の実施段階における相手国等による環境社会配慮実施状況の確認。	・ES 借款ではない。

項目、現行ガイドライン条文	整理番号	調査アイテム	調査結果
	39	● モニタリング結果の受領、公開状況確認	● モニタリング結果の受領 ・審査時の合意：公開に関する合意はなし。 ・作成状況：該当しない（上記36番記載の通り） ・受領状況：該当しない ● モニタリング結果の公開状況 ・公開に関する合意なし
	40	● 第三者からのモニタリング結果の公開請求への対応状況の確認	● モニタリング結果の公開請求：なし
	41	● 環境レビュー結果とモニタリング結果の乖離が確認された場合には、その原因（GL記載内容が十分であったかを含むGL自体の問題、解釈の違い、運用能力等）について確認。	● 環境事項における環境レビュー結果とモニタリング結果の乖離：環境社会に与える影響が極めて少ない事業のみがサブプロジェクトとして実施されることが決まったため、モニタリングについては実施していない ● 社会事項における環境レビュー結果とモニタリング結果の乖離：同上
	42	● 合意文書に基づき、相手国に対応を求め、貸付実行を停止した事例の整理	・貸付実行は停止されていない。
	43	● プロジェクトの重大な変更が生じた案件の手続きの実施状況の確認	● 重大な変更が生じた案件であるか：該当しない。 ● LA後にIEE/EIAが改定されたか：該当しない。 ● IEE/EIAが改定された場合、改定の理由：該当しない。
3.3 外務省が自ら行う無償資金協力についてJICAが行う事前の調査	44	● 外務省に協力の停止を提言した事例の整理	該当しない
3.4 開発計画調査型技術協力	45	● カテゴリ分類に応じた各段階での手続きの実施状況確認 ・スクリーニングの実施状況 ・スコーピングの実施状況 ・JICAと相手国等の協議状況 ・合意文書や報告書等の公開状況等	・該当しない。 ● スクリーニングの実施状況： ● スコーピングの実施状況： ● JICAと相手国等の協議状況： 合意文書や報告書等の公開状況： ●
	46	● SEAのステークホルダー協議の実施状況確認	・該当しない。
	47	● 開発調査型技術協力終了後に予期せぬ環境社会影響が生じた場合の対応状況確認	・該当しない。

別紙1～6

項目、現行ガイドライン条文	整理番号	調査アイテム	調査結果
別紙1 対象プロジェクトに求められる環境社会配慮	48	● 日本・他ドナーにおける環境社会配慮関連の「費用・便益の定量化方法」の取り扱い確認	個別案件に紐づく事項ではないため、本調査の報告書本文に記載。
	49	● 日本・他ドナーにおける「災害の環境影響評価」の取り扱い確認	個別案件に紐づく事項ではないため、本調査の報告書本文に記載。
基本的事項	50	● 計画段階における環境・社会影響の調査・検討状況確認	● 該当しない（環境社会ともに、審査時には金融仲介者の環境社会配慮能力等を確認・調査している。）
	51	● 影響の回避・最小化のための代替案や緩和策の検討状況確認	・該当しない（環境社会ともに、審査時には金融仲介者の環境社会配慮能力等を中心に確認・調査している。）
	52	● 検討結果のプロジェクト計画への反映状況確認	・該当しない（環境社会ともに、審査時には金融仲介者の環境社会配慮能力等を中心に確認・調査している。）
	53	● 環境社会配慮関連費用・便益の定量的評価に努めており、定性的な評価も加えているかの確認	該当しない（環境社会ともに、審査時には金融仲介者の環境社会配慮能力等を確認・調査している。）
	54	● 環境社会配慮関連費用・便益は、プロジェクトの経済的、財政的、制度的、社会的及び技術的分析との密接な調和が図られているかの確認	該当しない（環境社会ともに、審査時には金融仲介者の環境社会配慮能力等を確認・調査している。）
	55	● 環境社会配慮の検討結果につき、代替案や緩和策も含め独	該当しない（環境社会ともに、審査時には金融仲介者の環境社会配慮能力等を確認・調査している。）

項目、現行ガイドライン条文	整理番号	調査アイテム	調査結果
		立の文書あるいは、他の文書の一部として表されているかの確認	
	56	● 特に影響が大きいプロジェクトについては、環境影響評価報告書が作成されているかの確認	カテゴリ F I であり、サブプロジェクトにカテゴリ A は含まないため、該当しない。
	57	● 特に影響が重大と思われるプロジェクトや、異論が多いプロジェクトについて専門家からなる委員会が設置されたかの確認	特になし。
対策の検討	58	● 環境管理計画、モニタリング計画など適切なフォローアップの計画や体制、そのための費用及びその調達方法の計画策定状況確認	該当しない（環境社会ともに、審査時には金融仲介者の環境社会配慮能力等を確認・調査している。）
	59	● 上記以外は 2.8 にて確認	2.8 にて確認。
検討する影響スコープ	60	● スコーピングの適切な実施にかかる状況の確認	・協力準備調査でスコーピング案が作成されている。
	61	● GHG 排出量の算出・評価の状況の確認	・本事業は気候変動案件ではない。
	62	● 国際機関、バイドナーの気候変動（GHG 排出）への対応状況の確認	個別案件に紐づく事項ではないため、本調査の報告書本文に記載。
	63	● 「不可分一体の事業」、「派生的・二次的影響」、「累積的影響」の事例整理。	該当しない。
	64	● 世銀、ADB、IFC の「不可分一体の事業」、「派生的・二次的影響」、「累積的影響」への対応状況の整理	個別案件に紐づく事項ではないため、本調査の報告書本文に記載。
法令、基準、計画等との整合性	65	● 「自然保護や文化保護のために特に指定した地域」の事例整理	● 該当しない。
	66	● 世銀、ADB、IFC の「自然保護や文化保護のために特に指定した地域」に係る対応状況の整理	個別案件に紐づく事項ではないため、本調査の報告書本文に記載。
	67	● 上記以外は 2.6 にて確認	2.6 にて確認。
社会的合意	68	● ステークホルダー協議（①告知・実施日時、②場所、③方法（住民集会、個別インタビュー、言語）、④社会的弱者に対する配慮手法、⑤告知方法、⑥参加者（人数、被影響者に占める割合、所属、性別等）、⑦協議内容（事業サイトの範囲、事業形態、地域住民の持つ問題点、ニーズ等）、⑧参加者からのコメント、⑨実施機関による返答、⑩寄せられたコメントの計画や事業への反映結果、⑪協議の議事録の有無）の確認	該当しない。
	69	● 外部からの指摘事項が確認された場合には、その原因（GL 記載内容が十分であったかを含む GL 自体の問題、解釈の	該当しない。

項目、現行ガイドライン条文	整理番号	調査アイテム	調査結果
	70	<ul style="list-style-type: none"> ● 社会的弱者に対する配慮事例の整理 	<ul style="list-style-type: none"> ● 社会的弱者に対する配慮の有無 -計画：貧困削減促進：本事業を通じた災害復旧の効率化・円滑化により、” Build Back Better” のコンセプトに沿った復興が促進され、地域の経済成長および貧困削減に寄与する。 -計画：社会開発促進：学校の建物においては、身障者用トイレや2階へ上がるためのスロープといった障害者に配慮した設備を含めたものとする。 ● -
生態系及び生物相	71	<ul style="list-style-type: none"> ● 「重要な自然生息地」の事例（含む判断根拠、森林以外の地域、生物多様性重要地域の配慮状況、地域コミュニティにもたらす影響や地域コミュニティが自然生息地にもたらす影響、社会環境に与える影響や社会環境が与える影響）の整理 	該当しない。
	72	<ul style="list-style-type: none"> ● 「重要な自然生息地における事業実施条件」に基づき事業を実施した事例整理 	該当しない。
	73	<ul style="list-style-type: none"> ● 世銀、ADB、IFC の「重要な自然生息地」、「著しい転換・著しい劣化」に係る対応状況の整理 	個別案件に紐づく事項ではないため、本調査の報告書本文に記載。
	74	<ul style="list-style-type: none"> ● 違法伐採の有無の確認 	該当しない。
非自発的住民移転	75	<ul style="list-style-type: none"> ● 住民移転計画の作成有無・公開状況・協議の有無と内容・協議に際する言語と様式の確認。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 住民移転計画の作成：対象外 ● 公開状況：2.1「情報の公開」を通じて確認。 ● 協議の有無と内容：対象外 ● 協議の使用言語：対象外
	76	<ul style="list-style-type: none"> ● 非自発的住民移転及び生計手段の喪失は、回避・最小化が検討・実施され、対象者と文書等で合意の上で実効性のある対策が講じられているかの確認。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 非自発的住民移転及び生計手段の喪失は回避・最小化が検討・実施されたか：対象外 ● 非自発的住民移転：対象外 ● 生計手段の喪失：対象外 ● 対象者と文書等で合意をしているか：対象外
	77	<ul style="list-style-type: none"> ● 環境レビュー段階の想定被影響住民数の確認 	無し
	78	<ul style="list-style-type: none"> ● モニタリング段階における被影響住民数の確認 	● 対象外
	79	<ul style="list-style-type: none"> ● 環境レビュー段階の補償内容（補償のタイミング、再取得価格を含む補償費の算出方法、生計回復策、その他支援内容）の確認。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 補償のタイミング：対象外 ● 土地の再取得価格での補償方針の有無：対象外 ● 再取得価格を含む補償費の算出方法：対象外 ● 生計回復策の内容：対象外
	80	<ul style="list-style-type: none"> ● 現地調査対象案件については、移転住民が以前の生活水準や収入機会、生産水準において改善又は少なくとも回復できているかの確認。 	現地調査対象ではないので該当しない
	81	<ul style="list-style-type: none"> ● 苦情処理メカニズムの整備状況の確認 	<ul style="list-style-type: none"> ● 苦情処理メカニズムの計画：対象外 ● 計画された苦情処理メカニズムの整備状況：対象外 ● 苦情の有無：対象外
先住民族	82	<ul style="list-style-type: none"> ● 先住民族への影響の有無の確認 	● 事業地周辺には、少数民族・先住民族は確認されていない。
	83	<ul style="list-style-type: none"> ● 負の影響の回避・最小化の検討状況確認 	● 対象外
	84	<ul style="list-style-type: none"> ● 先住民族計画の作成・公開状況確認 	● 対象外
	85	<ul style="list-style-type: none"> ● FPIC の実施状況確認 	● 対象外
モニタリング	86	<ul style="list-style-type: none"> ● モニタリング計画の作成状況確認 	<ul style="list-style-type: none"> ● 環境モニタリング計画：該当しない。（上記 36 番記載の通り） ● 移転（RAP）モニタリング計画：住民移転は発生しないため該当しない。
	87	<ul style="list-style-type: none"> ● 上記以外は 3.2 にて確認 	3.2 にて確認。
別紙 2 カテゴリ A に必要な環境ア	88	<ul style="list-style-type: none"> ● EIA の承認状況、言語、現地での公開状況及び複製の可否 	カテゴリ FI 案件のため対象外

項目、現行ガイドライン条文	整理番号	調査アイテム	調査結果
セスメント報告書		の確認	<ul style="list-style-type: none"> ● EIA の承認状況： ● 言語： ● 現地での公開状況：
	89	● EIA において GL に記載の必要な項目が含まれているかの確認	カテゴリ FI 案件のため対象外
	90	● 大規模住民移転を理由にカテゴリ A と判断された案件における EIA 実施状況の整理	カテゴリ FI 案件のため対象外 <ul style="list-style-type: none"> ● 大規模住民移転を理由にカテゴリ A と判断された案件であるか： ● EIA 実施状況：
別紙 3 一般に影響を及ぼしやすいセクター・特性、影響を受けやすい地域の例示	91	● 「影響を及ぼしやすいセクター」の妥当性の確認。(配電、上水道、農業等、影響を及ぼしやすい特性や影響を受けやすい地域に該当しない限りそれ自体はカテゴリ分類に影響しないと思われるセクターの影響の重大さの整理。)	・対象外。
別紙 4 スクリーニング様式	92	● (調査アイテム無し) 環境 GL が改定された場合は、スクリーニング様式も併せて変更。	・該当しない
別紙 5 チェックリストにおける分類・チェック項目	93	● (調査アイテム無し) 環境 GL が改定された場合は、チェックリストも併せて変更。	・該当しない
別紙 6 モニタリングを行う項目	94	● モニタリング項目の妥当性、基準値の記載、工事中・供用時の区分	● 該当しない。(上記 36 番記載の通り)
その他			

個別案件シート（JICA 環境社会配慮ガイドラインのレビュー調査結果）

<事業概要>

案件名/案件種別/無償契約調印日	アブジャ電力供給施設緊急改修計画/無償/2016年2月
カテゴリ分類及び分類根拠	カテゴリ C 本事業は、「国際協力機構環境社会配慮ガイドライン」（2010年4月公布）上、環境への望ましくない影響は最小限であると判断されるため。
事業目的	本事業は、アブジャ連邦首都区及びその周辺地域に位置するアポ変電所及びケフィ変電所に電力用コンデンサを設置することにより、同地域の送電損失の削減及び電力供給信頼度の向上を図り、もって同地域における経済・社会開発の促進に寄与するもの。
プロジェクトサイト	ナイジェリア国 アブジャ連邦首都区及びナサラワ州（対象人口約951,000人）
事業概要	1) 土木工事、調達機器等の内容 ① 土木工事：以下の変電設備の基礎工事や据付工事 ② 調達機器：電力用コンデンサ設備、特別高圧開閉設備、保護・制御盤等。いずれも、実施段階における詳細設計結果を踏まえ、最終的な計画数量を決定する。 2) コンサルティング・サービス/ソフトコンポーネントの内容 ① コンサルティング・サービス：詳細設計、入札補助、施工監理等 ② ソフトコンポーネント：本事業で設置予定の機材の運用における運転記録を含む適切な運転・維持管理を行う変電技術者への技術支援
事業実施機関	ナイジェリア送電公社(Transmission Company of Nigeria : TCN)
総事業費/概算協力額	総事業費約13.20億円（概算協力額（日本側）：13.17億円、ナイジェリア国側：約0.03億円）

I. 基本的事項

項目、現行ガイドライン条文	整理番号	調査アイテム	調査結果
1.1 理念	1	(レビュー調査全体を通じて確認) ● 開発協力大綱等の政府方針、持続可能な開発目標 (SDGs) 等の国際的援助潮流の整理	個別案件に紐づく事項ではないため、本調査の報告書本文に記載。
1.2 目的			
1.3 定義			
1.4 環境社会配慮の基本方針			
1.5 JICA の責務	2	(第II, III章のレビュー調査を通じて確認) ● IFC、ADB 等、他ドナーにおける出資案件における責務について確認	個別案件に紐づく事項ではないため、本調査の報告書本文に記載。
1.6 相手国政府に求める要件	3	(別紙1のレビュー調査を通じて確認)	別紙1を参照。
1.7 対象とする協力事業	4	● 現行 GL 施行後に増えた協力事業（海外投融資、中小企業支援等）の整理	個別案件に紐づく事項ではないため、本調査の報告書本文に記載。
	5	● 現行 GL 施行後の業務環境の変化（インフラ輸出の促進、迅速化、国際金融機関との協調融資の増加等）の整理	個別案件に紐づく事項ではないため、本調査の報告書本文に記載。
1.8 緊急時の措置	6	● 「緊急時の措置」の適用実績整理（カテゴリ分類、緊急時の判断基準、助言委員会関与方法、情報公開、モニタリング、フォローアップ措置等）	・該当しない。
1.9 普及	7	● 相手国等に対する説明実績、説明内容の整理	● JICAGL に関する説明実績：審査時に説明済。 ● JICAGL に関する説明内容：JICAGL の遵守、適切な環境社会配慮の実施、モニタリングに付き説明。 ● JICAGL に関する研修実績：なし
1.10 環境社会配慮助言委員会	8	(第II章 2.7「環境社会配慮助言委員会による助言」のレビュー調査を通じて確認)	第II章 2.7「環境社会配慮助言委員会による助言」を参照。

II. 環境社会配慮のプロセス

項目、現行ガイドライン条文	整理番号	調査アイテム	調査結果
2.1 情報の公開	9	● JICA による情報公開（カテゴリ分類、最終報告書、環境社会配慮文書、環境レビュー結果、モニタリング結果）状	● カテゴリ分類の情報公開：公開あり ● 協力準備調査 最終報告書の情報公開：該当しない

項目、現行ガイドライン条文	整理番号	調査アイテム	調査結果
		況確認	<ul style="list-style-type: none"> ● 環境社会配慮文書（EIA・RAP・IPP など）の情報公開：カテゴリ C のため該当しない ● 環境レビュー結果（＝事前評価表）の情報公開状況：公開あり ● モニタリング結果の情報公開：該当しない <ul style="list-style-type: none"> ・合意状況：該当しない ・公開状況：該当しない
	10	● 相手国等による情報公開（環境社会配慮文書、モニタリング結果）状況（公開場所、公開時期、言語等）	該当しない。
	11	● JICA から相手国等に対する情報公開の働きかけの状況確認	・該当しない。
	12	● 第三者からの情報提供の求めの有無と対応状況確認	なし
	13	● 情報開示が禁じられる情報についての対応状況確認	● 公開情報については、相手国政府等からの了解を得た上で公開。
2.2 カテゴリ分類	14	● カテゴリ分類結果、根拠の整理	<ul style="list-style-type: none"> ● カテゴリ分類結果：カテゴリ C ● カテゴリ分類の根拠：本事業は該当するセクター、特性、地域に鑑み、実施に伴う環境社会影響は極めて少ないため。 ● カテゴリ分類の根拠と実態の乖離：無
	15	● カテゴリ分類の変更の有無と有の場合の根拠の整理	● カテゴリ分類の変更：無
	16	● カテゴリ分類の妥当性について外部より指摘を受けた案件の分類結果の妥当性の確認	・該当しない
	17	● スクリーニング様式の提出状況	・スクリーニング様式の提出：当該様式の提出は確認できないが、実施機関等から徴求した相応の情報に基づきスクリーニングを実施。
2.3 環境社会配慮の項目	18	(別紙1のレビュー調査を通じて確認)	別紙1を参照。
2.4 現地ステークホルダーとの協議	19	● JICA と相手国等による協議状況確認	・GA 締結時に協議を実施している。
	20	● 上記以外は別紙1「社会的合意」のレビュー調査を通じて確認	別紙1「社会的合意」を参照。
2.5 社会環境と人権への配慮	21	● 権利が制限されている地域における協力事業での情報公開や現地ステークホルダーとの協議の際の配慮状況の確認	● 権利が制限されている地域の該当状況：該当しない
	22	● 社会的弱者に対する人権配慮の有・内容確認	別紙1「社会的合意」を参照。
2.6 参照する法令と基準	23	<ul style="list-style-type: none"> ● 相手国の国内法遵守の有無 ● 世銀 SGP やその他国際基準との乖離の有無 	<ul style="list-style-type: none"> ● 相手国の国内法遵守の有無 ● EIA・IEE の承認有無：対象外 ● 国内法に基づいた RAP 作成有無：対象外 ● 世銀 SGP やその他国際基準との乖離の有無：対象外
	24		
	25	● 世銀のセーフガード政策から Environmental and Social Framework (ESF) への変更点の整理	個別案件に紐づく事項ではないため、本調査の報告書本文に記載。
	26	● 世銀 ESF と現行 GL の相違点	個別案件に紐づく事項ではないため、本調査の報告書本文に記載。
	27	● ADB、IFC のセーフガード政策で参照できる基準やグッドプラクティス等の整理	個別案件に紐づく事項ではないため、本調査の報告書本文に記載。
2.7 環境社会配慮助言委員会による助言	28	● 助言委員会の開催実績整理（運営改善の取り組み含め情報整理、情報公開状況含む）	該当しない
	29	● 環境レビュー時の助言対応状況確認	該当しない
2.8 JICA の意思決定	30	● 合意文書における合意状況確認	・GA 締結済み。

項目、現行ガイドライン条文	整理番号	調査アイテム	調査結果
	31	● 合意文書に基づき、協力事業を中止した事例の整理	・該当しない
2.9 ガイドラインの適切な実施と遵守の確保	32	● 別途、「異議申立手続き」の見直し作業を通じて対応	・該当しない
2.10 ガイドラインの適用と見直し	33	N/A	・該当しない

III. 環境社会配慮の手続き

項目、現行ガイドライン条文	整理番号	調査アイテム	調査結果
3.1 協力準備調査	34	● 「プロジェクトを実施しない案」を含む代替案検討の事例整理	・対象外。
	35	● 協力準備調査の各種手続きの実施状況確認(スコーピング、EIA 等調査、情報公開、ステークホルダー協議等)	<ul style="list-style-type: none"> ● 対象外。 ● スコーピング：対象外 ● EIA 等調査：対象外 ● 情報公開：2.1「情報の公開」を参照。 ● ステークホルダー協議等：別紙1「社会的合意」を参照。
3.2 有償資金協力、無償資金協力、技術協力プロジェクト	36	<ul style="list-style-type: none"> ● カテゴリ分類に応じた環境レビューに係る手続き・情報公開の実施状況確認 ● 環境チェックリストの作成状況 ● EIA, ECC, RAP, IPP の取得・公開状況等 ● FI の場合、金融仲介者等の環境社会配慮確認実施能力の確認状況及びカテゴリ A 相当のサブプロジェクトに対する環境レビュー状況等 	<ul style="list-style-type: none"> ● 環境チェックリストの作成状況：該当しない ● EIA, ECC, RAP, IPP の取得・公開状況 ● EIA：対象外 ● ECC：対象外 ● RAP：対象外 ● IPP：対象外 ● 本案件は FI 事業ではない。
	37	● エンジニアリング・サービス借款実施案件の環境レビュー実績の整理	<ul style="list-style-type: none"> ● ES 借款ではない。 ●
	38	● エンジニアリング・サービス借款の実施段階における相手国等による環境社会配慮実施状況の確認。	・ES 借款ではない。
	39	● モニタリング結果の受領、公開状況確認	<ul style="list-style-type: none"> ● モニタリング結果の受領 ● 審査時の合意：対象外 ● 作成状況：対象外 ● 受領状況：対象外 ● モニタリング結果の公開状況：対象外
	40	● 第三者からのモニタリング結果の公開請求への対応状況の確認	● モニタリング結果の公開請求：該当しない
	41	● 環境レビュー結果とモニタリング結果の乖離が確認された場合には、その原因（GL 記載内容が十分であったかを含む GL 自体の問題、解釈の違い、運用能力等）について確認。	<ul style="list-style-type: none"> ● 環境事項における環境レビュー結果とモニタリング結果の乖離：該当しない ● 社会事項における環境レビュー結果とモニタリング結果の乖離：該当しない
	42	● 合意文書に基づき、相手国に対応を求め、貸付実行を停止した事例の整理	・該当しない
	43	● プロジェクトの重大な変更が生じた案件の手続きの実施状況の確認	<ul style="list-style-type: none"> ● 重大な変更が生じた案件であるか：該当しない ● GA 後に IEE/EIA が改定されたか：対象外 ● IEE/EIA が改定された場合、改定の理由：対象外
3.3 外務省が自ら行う無償資金協力	44	● 外務省に協力の停止を提言した事例の整理	・該当しない

項目、現行ガイドライン条文	整理番号	調査アイテム	調査結果
について JICA が行う事前の調査			
3.4 開発計画調査型技術協力	45	<ul style="list-style-type: none"> ● カテゴリ分類に応じた各段階での手続きの実施状況確認 <ul style="list-style-type: none"> ・スクリーニングの実施状況 ・スコーピングの実施状況 ・JICA と相手国等の協議状況 ・合意文書や報告書等の公開状況等 	・対象外。
	46	<ul style="list-style-type: none"> ● SEA のステークホルダー協議の実施状況確認 	・該当しない。
	47	<ul style="list-style-type: none"> ● 開発調査型技術協力終了後に予期せぬ環境社会影響が生じた場合の対応状況確認 	・該当しない。

別紙 1 ～ 6

項目、現行ガイドライン条文	整理番号	調査アイテム	調査結果
別紙 1 対象プロジェクトに求められる環境社会配慮	48	<ul style="list-style-type: none"> ● 日本・他ドナーにおける環境社会配慮関連の「費用・便益の定量化方法」の取り扱い確認 	個別案件に紐づく事項ではないため、本調査の報告書本文に記載。
	49	<ul style="list-style-type: none"> ● 日本・他ドナーにおける「災害の環境影響評価」の取り扱い確認 	個別案件に紐づく事項ではないため、本調査の報告書本文に記載。
基本的事項	50	<ul style="list-style-type: none"> ● 計画段階における環境・社会影響の調査・検討状況確認 	該当しない
	51	<ul style="list-style-type: none"> ● 影響の回避・最小化のための代替案や緩和策の検討状況確認 	・該当しない
	52	<ul style="list-style-type: none"> ● 検討結果のプロジェクト計画への反映状況確認 	・該当しない
	53	<ul style="list-style-type: none"> ● 環境社会配慮関連費用・便益の定量的評価に努めており、定性的な評価も加えているかの確認 	<ul style="list-style-type: none"> ● 環境：費用は不明。便益は、温室効果ガス削減量の供用後の目標値が定量化されている。 ● 社会：定性的効果として電力供給信頼度の工場、経済・社会開発の促進が検討されている。
	54	<ul style="list-style-type: none"> ● 環境社会配慮関連費用・便益は、プロジェクトの経済的、財政的、制度的、社会的及び技術的分析との密接な調和が図られているかの確認 	該当しない。
	55	<ul style="list-style-type: none"> ● 環境社会配慮の検討結果につき、代替案や緩和策も含め独立の文書あるいは、他の文書の一部として表されているかの確認 	・該当しない
	56	<ul style="list-style-type: none"> ● 特に影響が大きいプロジェクトについては、環境影響評価報告書が作成されているかの確認 	・カテゴリ C のため、該当しない。
対策の検討	57	<ul style="list-style-type: none"> ● 特に影響が重大と思われるプロジェクトや、異論が多いプロジェクトについて専門家からなる委員会が設置されたかの確認 	該当しない。
	58	<ul style="list-style-type: none"> ● 環境管理計画、モニタリング計画など適切なフォローアップの計画や体制、そのための費用及びその調達方法の計画策定状況確認 	該当しない。
検討する影響スコープ	59	<ul style="list-style-type: none"> ● 上記以外は 2.8 にて確認 	2.8 にて確認。
	60	<ul style="list-style-type: none"> ● スコーピングの適切な実施にかかる状況の確認 	該当しない。
	61	<ul style="list-style-type: none"> ● GHG 排出量の算出・評価の状況の確認 	<ul style="list-style-type: none"> ・本事業は、送電ロス率の低減等によるエネルギー効率の改善を図るものであり、温室効果ガスの排出削減が見込まれるため、気候変動の緩和に資すると考えられる。 ・温室効果ガス削減量として、基準値（2014 年実績値）は記載されていないが、目標値（2020 年末・事業完成 3 年後）に、6,404t/年と設定されている。
62	<ul style="list-style-type: none"> ● 国際機関、バイドナーの気候変動（GHG 排出）への対応状況の確認 	個別案件に紐づく事項ではないため、本調査の報告書本文に記載。	

項目、現行ガイドライン条文	整理番号	調査アイテム	調査結果
	63	<ul style="list-style-type: none"> ● 「不可分一体の事業」、「派生的・二次的影響」、「累積的影響」の事例整理。 	該当しない。
	64	<ul style="list-style-type: none"> ● 世銀、ADB、IFC の「不可分一体の事業」、「派生的・二次的影響」、「累積的影響」への対応状況の整理 	個別案件に紐づく事項ではないため、本調査の報告書本文に記載。
法令、基準、計画等との整合性	65	<ul style="list-style-type: none"> ● 「自然保護や文化保護のために特に指定した地域」の事例整理 	● 該当しない
	66	<ul style="list-style-type: none"> ● 世銀、ADB、IFC の「自然保護や文化保護のために特に指定した地域」に係る対応状況の整理 	個別案件に紐づく事項ではないため、本調査の報告書本文に記載。
	67	<ul style="list-style-type: none"> ● 上記以外は 2.6 にて確認 	2.6 にて確認。
社会的合意	68	<ul style="list-style-type: none"> ● ステークホルダー協議（①告知・実施日時、②場所、③方法（住民集会、個別インタビュー、言語）、④社会的弱者に対する配慮手法、⑤告知方法、⑥参加者（人数、被影響者に占める割合、所属、性別等）、⑦協議内容(事業サイトの範囲、事業形態、地域住民の持つ問題点、ニーズ等)、⑧参加者からのコメント、⑨実施機関による返答、⑩寄せられたコメントの計画や事業への反映結果、⑪協議の議事録の有無）の確認 	● 該当しない。
	69	<ul style="list-style-type: none"> ● 外部からの指摘事項が確認された場合には、その原因（GL 記載内容が十分であったかを含む GL 自体の問題、解釈の違い、運用能力等）について確認 	該当しない。
	70	<ul style="list-style-type: none"> ● 社会的弱者に対する配慮事例の整理 	<ul style="list-style-type: none"> ● 社会的弱者に対する配慮の有無 ・ 貧困削減促進：特になし ・ 社会開発促進(ジェンダーの視点、エイズ等感染症対策、参加型開発、障害者配慮等)：該当しない ● 社会的弱者に対する説明の内容：対象外

調査結果

社会的弱者からの情報や意見の有無・内容：対象外
社会的弱者からの情報や意見の事業への反映：対象外

該当しない

対象外

個別案件に紐づく事項ではないため、本調査の報告書本文に記載。

該当しない。

住民移転計画の作成：対象外
公開状況：2.1「情報の公開」を通じて確認。
協議の有無と内容：対象外
協議の使用言語：対象外

非自発的住民移転及び生計手段の喪失は回避・最小化が検討・実施されたか：対象外
対象者と文書等で合意をしているか：対象外

対象外

対象外

補償のタイミング：対象外
土地の再取得価格での補償方針の有無：対象外
再取得価格を含む補償費の算出方法：対象外
生計回復策の内容：対象外

対象外

対象外

対象外

対象外

対象外

対象外

環境モニタリング計画：対象外
移転（RAP）モニタリング計画：対象外

2にて確認。

カテゴリ C 案件のため対象外

カテゴリ C 案件のため対象外

カテゴリ C 案件のため対象外

項目、現行ガイドライン条文	整理番号	調査アイテム	調査結果
別紙3 一般に影響を及ぼしやすいセクター・特性、影響を受けやすい地域の例示	91	<ul style="list-style-type: none"> ● 「影響を及ぼしやすいセクター」の妥当性の確認。(配電、上水道、農業等、影響を及ぼしやすい特性や影響を受けやすい地域に該当しない限りそれ自体はカテゴリ分類に影響しないと思われるセクターの影響の重大さの整理。) 	<ul style="list-style-type: none"> ● 対象外
別紙4 スクリーニング様式	92	<ul style="list-style-type: none"> ● (調査アイテム無し) 環境 GL が改定された場合は、スクリーニング様式も併せて変更。 	該当しない
別紙5 チェックリストにおける分類・チェック項目	93	<ul style="list-style-type: none"> ● (調査アイテム無し) 環境 GL が改定された場合は、チェックリストも併せて変更。 	該当しない
別紙6 モニタリングを行う項目	94	<ul style="list-style-type: none"> ● モニタリング項目の妥当性、基準値の記載、工事中・供用時の区分 	<ul style="list-style-type: none"> ● モニタリング項目：対象外 ● 基準値の記載（計画）：対象外 ● モニタリング頻度：対象外 ● 生計回復策の計画と実績の乖離（モニタリング頻度含む）：対象外 ● 工事中・供用時の区分：対象外
その他			

個別案件シート（JICA 環境社会配慮ガイドラインのレビュー調査結果）

<事業概要>

案件名/案件種別/RD 契約調印日	ナカラ回廊農業開発マスタープラン策定支援プロジェクト/技協/2012年2月13日
カテゴリ分類及び分類根拠	カテゴリ B 本事業は「国際協力機構環境社会配慮ガイドライン」（2010年4月公布）上、セクター特性、事業特性および地域特性に鑑みて、環境への望ましくない影響が重大でない判断されるため。
事業目的	持続的農業生産システムの推進や、小規模農家の貧困削減の実現に向けた、ナカラ回廊地域の社会経済開発に資する農業開発マスタープランを作成する。
プロジェクトサイト	モザンビーク国 モザンビーク国内 10 州中、同国北部のナンブラ、ニアサ、ザンベジアの 3 州で構成されるナカラ回廊地域
事業概要 (注：事前評価表作成時点のもの)	<ol style="list-style-type: none"> 1) 情報の収集と分析 <ol style="list-style-type: none"> 1-1) モザンビークの農業分野における投資環境（労働、土地の利用権、環境規制、税制等）の現状把握と分析 1-2) ナカラ回廊地域における、社会経済統計、既存の包括的経済開発計画と農業開発計画の再調査 1-3) 社会配慮、ジェンダー、環境配慮の調査 1-4) 農業開発における政府、NGO、ドナー及び民間部門（金融機関含む）の機能及び関与に係る情報収集 1-5) 農業環境に基づいたナカラ回廊地域のゾーニングの実施 1-6) ナカラ回廊地域における、農業バリューチェーン及びインフラの調査 1-7) ナカラ回廊地域における、土地利用の状況調査 2) 全体像の策定 <ol style="list-style-type: none"> 2-1) ナカラ回廊地域における農業開発の全体計画の策定 2-2) モザンビークの農業分野への投資環境改善に向けた提案 2-3) モザンビークの農業開発関連制度の改善に向けた提案 2-4) 農民組織化（農村金融を含む）制度の改善に向けた提案 3) 早急にインパクトの発現が期待できる開発事業（Quick Impact Projects：QIP）の策定 <ol style="list-style-type: none"> 3-1) 上述の基礎調査に基づいた、農業開発の可能性を持つ地域の特性の設定 3-2) 対象地域におけるQIP の形成 3-3) QIP の優先順位の決定 3-4) QIP 実施のための投資家の誘致策^{注1} 4) 投資促進にフォーカスした、関係者の参加を促進する方策の策定^{注1} <ol style="list-style-type: none"> 4-1) データブックの作成と投資家への紹介^{注2} 4-2) 関係者向けのセミナーとワークショップの開催
事業実施機関	モザンビーク農業省（Ministry of Agriculture: MINAG）（現農業・食糧安全保障省（Ministry of Agriculture and Food Security：MASA））
総事業費/概算協力額	約4.8 億円（事前評価表作成時点の計画額）

注1：調査活動の結果、投資を誘致・促進するよりも投資に対して農家の権利を保護することに重点を置いた方策を提案する方向で検討中。

注2：注1の経緯から本活動は取りやめている。

I. 基本的事項

項目、現行ガイドライン条文	整理番号	調査アイテム	調査結果
1.1 理念	1	(レビュー調査全体を通じて確認) ● 開発協力大綱等の政府方針、持続可能な開発目標（SDGs）等の国際的援助潮流の整理	個別案件に紐づく事項ではないため、本調査の報告書本文に記載。
1.2 目的			
1.3 定義			
1.4 環境社会配慮の基本方針			
1.5 JICA の責務	2	(第II, III章のレビュー調査を通じて確認) ● IFC、ADB 等、他ドナーにおける出資案件における責務について確認	個別案件に紐づく事項ではないため、本調査の報告書本文に記載。
1.6 相手国政府に求める要件	3	(別紙1のレビュー調査を通じて確認)	別紙1を参照。
1.7 対象とする協力事業	4	● 現行 GL 施行後に増えた協力事業（海外投融資、中小企業	個別案件に紐づく事項ではないため、本調査の報告書本文に記載。

項目、現行ガイドライン条文	整理番号	調査アイテム	調査結果
		支援等)の整理	
	5	● 現行 GL 施行後の業務環境の変化(インフラ輸出の促進、迅速化、国際金融機関との協調融資の増加等)の整理	個別案件に紐づく事項ではないため、本調査の報告書本文に記載。
1.8 緊急時の措置	6	● 「緊急時の措置」の適用実績整理(カテゴリ分類、緊急時の判断基準、助言委員会関与方法、情報公開、モニタリング、フォローアップ措置等)	・該当しない。
1.9 普及	7	● 相手国等に対する説明実績、説明内容の整理	● JICAGL に関する説明実績：詳細計画策定時および実施中に説明済。 ● JICAGL に関する説明内容：JICAGL の内容、遵守、適切な環境社会配慮の実施につき説明。 ● JICAGL に関する研修実績：無
1.10 環境社会配慮助言委員会	8	(第II章 2.7「環境社会配慮助言委員会による助言」のレビュー調査を通じて確認)	第II章 2.7「環境社会配慮助言委員会による助言」を参照。

II. 環境社会配慮のプロセス

項目、現行ガイドライン条文	整理番号	調査アイテム	調査結果
2.1 情報の公開	9	● JICA による情報公開(カテゴリ分類、最終報告書、環境社会配慮文書、環境レビュー結果、モニタリング結果)状況確認	● カテゴリ分類の情報公開：公開あり ● 協力準備調査 最終報告書の情報公開：詳細計画策定調査報告書の公開あり。 ● 環境社会配慮文書(EIA・RAP・IPPなど)の情報公開：該当しない。 ● 環境レビュー結果(=事前評価表)の情報公開状況：公開あり ● モニタリング結果の情報公開： ・合意状況：該当しない ・公開状況：該当しない
	10	● 相手国等による情報公開(環境社会配慮文書、モニタリング結果)状況(公開場所、公開時期、言語等)	環境社会配慮文書： 実施機関のウェブサイトで公開済 モニタリング結果： 該当しない
	11	● JICA から相手国等に対する情報公開の働きかけの状況確認	JICA GL に関連し情報公開についても説明している。
	12	● 第三者からの情報提供の求めの有無と対応状況確認	第三者から累次に亘り情報公開請求を受けており、適宜情報開示を行っている。
	13	● 情報開示が禁じられる情報についての対応状況確認	● JICA における情報公開については、全て相手国政府等からの了承を得ている。
2.2 カテゴリ分類	14	● カテゴリ分類結果、根拠の整理	● カテゴリ分類結果：カテゴリ B ● カテゴリ分類の根拠：影響を及ぼしやすいセクター・特性、影響を受けやすい地域を対象とした開発調査であるが、いずれも大規模な事業に関する計画は含まれない。 ● カテゴリ分類の根拠と実態の乖離：無
	15	● カテゴリ分類の変更の有無と有の場合の根拠の整理	● カテゴリ分類の変更：無
	16	● カテゴリ分類の妥当性について外部より指摘を受けた案件の分類結果の妥当性の確認	・カテゴリ分類の妥当性に関して、NGO による指摘を受けているが、マスタープランの初期段階において、優先プロジェクトを勘案した上でGLに沿って検討した結果、カテゴリBが妥当であると判断している。
	17	● スクリーニング様式の提出状況	・スクリーニング様式の提出：実施機関等から徴求した相応の情報に基づきスクリーニングを実施。
2.3 環境社会配慮の項目	18	(別紙1のレビュー調査を通じて確認)	別紙1を参照。
2.4 現地ステークホルダーとの協議	19	● JICA と相手国等による協議状況確認	・RD 締結時に協議を実施している。
	20	● 上記以外は別紙1「社会的合意」のレビュー調査を通じて	別紙1「社会的合意」を参照。

項目、現行ガイドライン条文	整理番号	調査アイテム	調査結果
		確認	
2.5 社会環境と人権への配慮	21	● 権利が制限されている地域における協力事業での情報公開や現地ステークホルダーとの協議の際の配慮状況の確認	権利が制限されている地域の該当状況：整理番号 69 を参照。
	22	● 社会的弱者に対する人権配慮の有・内容確認	別紙 1 「社会的合意」を参照。
2.6 参照する法令と基準	23	● 相手国の国内法遵守の有無 ● 世銀 SGP やその他国際基準との乖離の有無	● 相手国の国内法遵守の有無 ・ EIA・IEE の承認有無：本調査には該当しない。 ・ 国内法に基づいた RAP 作成有無：本調査には該当しない。 ● 世銀 SGP やその他国際基準との乖離の有無：本調査では SEA を適用しているため、MP レベルでの環境社会配慮の国際的要件を満たしており、乖離はない。
	24		
	25	● 世銀のセーフガード政策から Environmental and Social Framework (ESF) への変更点の整理	個別案件に紐づく事項ではないため、本調査の報告書本文に記載。
	26	● 世銀 ESF と現行 GL の相違点	個別案件に紐づく事項ではないため、本調査の報告書本文に記載。
	27	● ADB、IFC のセーフガード政策で参照できる基準やグッドプラクティス等の整理	個別案件に紐づく事項ではないため、本調査の報告書本文に記載。
2.7 環境社会配慮助言委員会による助言	28	● 助言委員会の開催実績整理（運営改善の取り組み含め情報整理、情報公開状況含む）	該当しない。
	29	● 環境レビュー時の助言対応状況確認	該当しない。
2.8 JICA の意思決定	30	● 合意文書における合意状況確認	・ 合意文書締結済み。
	31	● 合意文書に基づき、協力事業を中止した事例の整理	・ 該当しない。
2.9 ガイドラインの適切な実施と遵守の確保	32	● 別途、「異議申立手続き」の見直し作業を通じて対応	・ 該当しない
2.10 ガイドラインの適用と見直し	33	該当しない	・ 該当しない

III. 環境社会配慮の手続き

項目、現行ガイドライン条文	整理番号	調査アイテム	調査結果
3.1 協力準備調査	34	● 「プロジェクトを実施しない案」を含む代替案検討の事例整理	協力準備調査の実施はないため該当しない。
	35	● 協力準備調査の各種手続きの実施状況確認（スコーピング、EIA 等調査、情報公開、ステークホルダー協議等）	● スコーピング：上記 34 番の通り ● EIA 等調査：上記 34 番の通り ● 情報公開：2.1 「情報の公開」を参照。 ● ステークホルダー協議等：別紙 1 「社会的合意」を参照。
3.2 有償資金協力、無償資金協力、技術協力プロジェクト	36	● カテゴリ分類に応じた環境レビューに係る手続き・情報公開の実施状況確認 ・ 環境チェックリストの作成状況 ・ EIA, ECC, RAP, IPP の取得・公開状況等 ・ FI の場合、金融仲介者等の環境社会配慮確認実施能力の確認状況及びカテゴリ A 相当のサブプロジェクトに対する環境レビュー状況等	● 環境チェックリストの作成状況：該当しない ● EIA, ECC, RAP, IPP の取得・公開状況 ・ EIA：本調査では該当しない ・ ECC：本調査では該当しない ・ RAP：本調査では該当しない ・ IPP：本調査では該当しない ● 本案件は FI 事業ではない。
	37	● エンジニアリング・サービス借款実施案件の環境レビュー実績の整理	・ ES 借款ではない。
	38	● エンジニアリング・サービス借款の実施段階における相手	・ ES 借款ではない。

項目、現行ガイドライン条文	整理番号	調査アイテム	調査結果
		国等による環境社会配慮実施状況の確認。	
	39	● モニタリング結果の受領、公開状況確認	開発計画調査型技術協力のため対象外 ● モニタリング結果の受領 ・ 審査時の合意：無 ・ 作成状況：モニタリング段階にあるパイロットプロジェクトはなし。該当しない。 ・ 受領状況：上記の通り。 ● モニタリング結果の公開状況：該当しない。
	40	● 第三者からのモニタリング結果の公開請求への対応状況の確認	● モニタリング結果の公開請求：開発計画調査型技術協力のため対象外
	41	● 環境レビュー結果とモニタリング結果の乖離が確認された場合には、その原因（GL 記載内容が十分であったかを含む GL 自体の問題、解釈の違い、運用能力等）について確認。	開発計画調査型技術協力のため対象外 ● 環境事項における環境レビュー結果とモニタリング結果の乖離： ● 社会事項における環境レビュー結果とモニタリング結果の乖離：
	42	● 合意文書に基づき、相手国に対応を求め、貸付実行を停止した事例の整理	・ 該当しない。
	43	● プロジェクトの重大な変更が生じた案件の手続きの実施状況の確認	● 重大な変更が生じた案件であるか： 該当しない ● ローンアグリーメント後に IEE/EIA が改定されたか： 該当しない ● IEE/EIA が改定された場合、改定の理由： 該当しない
3.3 外務省が自ら行う無償資金協力について JICA が行う事前の調査	44	● 外務省に協力の停止を提言した事例の整理	・ 該当しない。
3.4 開発計画調査型技術協力	45	● カテゴリ分類に応じた各段階での手続きの実施状況確認 ・ スクリーニングの実施状況 ・ スコーピングの実施状況 ・ JICA と相手国等の協議状況 ・ 合意文書や報告書等の公開状況等	● スクリーニングの実施状況：実施済み ● スコーピングの実施状況：予備的スコーピング案が作成されている。 ● JICA と相手国等の協議状況： 合意文書や報告書等の公開状況：詳細計画策定調査報告書、RD 等が公開されている。
	46	● SEA のステークホルダー協議の実施状況確認	2012 年以降、合計 90 回を超える農家、現地 NGO 等との対話の機会を設け、約 5,500 名の参加を得た。 整理番号 69 を参照。
	47	● 開発調査型技術協力終了後に予期せぬ環境社会影響が生じた場合の対応状況確認	調査継続中につき、本項目は対象外。

別紙 1～6

項目、現行ガイドライン条文	整理番号	調査アイテム	調査結果
別紙 1 対象プロジェクトに求められる環境社会配慮	48	● 日本・他ドナーにおける環境社会配慮関連の「費用・便益の量化方法」の取り扱い確認	個別案件に紐づく事項ではないため、本調査の報告書本文に記載。
	49	● 日本・他ドナーにおける「災害の環境影響評価」の取り扱い確認	個別案件に紐づく事項ではないため、本調査の報告書本文に記載。
基本的事項	50	● 計画段階における環境・社会影響の調査・検討状況確認	● 環境：詳細計画策定調査において予備的スコーピング案が作成され、国立公園区域や環境上脆弱な地域（ダンボ・湿地等）における灌漑開発は抑制することを原則とすること、水源地域の森林保全による水源涵養機能の保全、水資源利用者間の調整の促進、及び適正な水資源利用量を検討すること、肥料・農薬・除草剤の使用量を最少化する農法を検討すること、廃棄物ゼロを目指す工事計画の実現などの回避、低減、緩和策が提案されている。 ● 社会：詳細計画策定調査において予備的スコーピング案が作成され、マスタープラン策定時には、住民移転の回避の考え方を優先させる、小規模農民の貧困削減と商業的農業の誘致が融合するように「責任ある農業投資」の

項目、現行ガイドライン条文	整理番号	調査アイテム	調査結果
			基本事項を尊重する、土地や地域資源が適切に利用されるように地域特性をふまえた計画策定などの配慮が提案されている。
	51	● 影響の回避・最小化のための代替案や緩和策の検討状況確認	<ul style="list-style-type: none"> ・マスタープランを行わない案と比較し、マスタープランを実施する案では、自然環境及び地域社会へのマイナス面の影響を回避低減した形のマスタープランが作成される ・以下の通り、環境社会配慮調査の TOR 案が作成されている。 <ul style="list-style-type: none"> 環境関連法規制の整理 対象地域の自然環境及び社会環境に関する情報の収集・整理 ステークホルダー会議及びコンサルテーションミーティングの開催支援 優良案件（quick impact projects）を形成する際の環境社会配慮事項の提言 優良案件に選定された事業に対する環境影響評価（EIA）の支援
	52	● 検討結果のプロジェクト計画への反映状況確認	・個別事業の検討を行うものではないため、該当しない。
	53	● 環境社会配慮関連費用・便益の定量的評価に努めており、定性的な評価も加えているかの確認	<ul style="list-style-type: none"> ● 環境：対象外 ● 社会：対象外 ・個別事業の検討を行うものではないため、該当しない。
	54	● 環境社会配慮関連費用・便益は、プロジェクトの経済的、財政的、制度的、社会的及び技術的分析との密接な調和が図られているかの確認	・開発計画調査型技術協力のため、個別プロジェクトの費用便益評価までは行っていない。
	55	● 環境社会配慮の検討結果につき、代替案や緩和策も含め独立の文書あるいは、他の文書の一部として表されているかの確認	・詳細計画策定調査において予備的スコーピング案が作成され、マイナス面の影響の回避、低減、緩和策が提案されており、環境社会配慮調査の TOR 案が作成されている。
	56	● 特に影響が大きいプロジェクトについては、環境影響評価報告書が作成されているかの確認	・カテゴリ B のため、該当しない。
	57	● 特に影響が重大と思われるプロジェクトや、異論が多いプロジェクトについて専門家からなる委員会が設置されたかの確認	特になし。
対策の検討	58	● 環境管理計画、モニタリング計画など適切なフォローアップの計画や体制、そのための費用及びその調達方法の計画策定状況確認	該当しない。
	59	● 上記以外は 2.8 にて確認	2.8 にて確認。
検討する影響スコープ	60	● スコーピングの適切な実施にかかる状況の確認	3.1.2 にて確認。
	61	● GHG 排出量の算出・評価の状況の確認	実施していない。
	62	● 国際機関、バイドナーの気候変動（GHG 排出）への対応状況の確認	個別案件に紐づく事項ではないため、本調査の報告書本文に記載。
	63	● 「不可分一体の事業」、「派生的・二次的影響」、「累積的影響」の事例整理。	該当しない。
	64	● 世銀、ADB、IFC の「不可分一体の事業」、「派生的・二次的影響」、「累積的影響」への対応状況の整理	個別案件に紐づく事項ではないため、本調査の報告書本文に記載。
法令、基準、計画等との整合性	65	● 「自然保護や文化保護のために特に指定した地域」の事例整理	● 該当しない。
	66	● 世銀、ADB、IFC の「自然保護や文化保護のために特に指	個別案件に紐づく事項ではないため、本調査の報告書本文に記載。

項目、現行ガイドライン条文	整理番号	調査アイテム	調査結果
		定した地域」に係る対応状況の整理	
	67	● 上記以外は 2.6 にて確認	2.6 にて確認。
社会的合意	68	● ステークホルダー協議（①告知・実施日時、②場所、③方法（住民集会、個別インタビュー、言語）、④社会的弱者に対する配慮手法、⑤告知方法、⑥参加者（人数、被影響者に占める割合、所属、性別等）、⑦協議内容(事業サイトの範囲、事業形態、地域住民の持つ問題点、ニーズ等)、⑧参加者からのコメント、⑨実施機関による返答、⑩寄せられたコメントの計画や事業への反映結果、⑪協議の議事録の有無)の確認	整理番号 46 を参照。
	69	● 外部からの指摘事項が確認された場合には、その原因 (GL 記載内容が十分であったかを含む GL 自体の問題、解釈の違い、運用能力等) について確認	<p>・2017年4月10日付で、本事業にかかる異議申し立てがなされ、「説明責任の欠如、情報の隠匿（及び基本的人権[知る権利]の侵害)並びにステークホルダー特に地域住民の意義ある参加に対する妨害」（申立人の主張するガイドライン該当箇所：1.1; 1.4; 2.1; 2.5; 2.6）、「基本的人権の侵害」（申立人の主張するガイドライン該当箇所：1.1; 1.4; 2.1; 2.5; 2.6）、「現地市民社会への直接の介入による社会的な損害」（申立人の主張するガイドライン該当箇所：1.1; 1.4; 2.4; 2.5; 2.6; 2.8）、「ガイドラインの実効性を確保する責任を果たしていないこと」（申立人の主張するガイドライン該当箇所：1.1; 1.2; 1.4; 1.5; 1.9; 2.1; 2.8; 2.9）が指摘された。</p> <p>詳細は、「異議申立書」（https://www.jica.go.jp/environment/present_condition_moz01.html）を参照。</p> <p>・これに対し、2017年11月1日付の異議申立審査役による調査報告書では、事実関係調査のために実施したヒアリング及び事実にかかる調査を踏まえ、申立人が主張する JICA のガイドライン違反は認められないとの判断が示された。</p> <p>調査報告書は、これらの調査結果からガイドライン違反にあたる認定しうるまでの事実は見出されなかったと結論している一方で、合意形成に至る協議が困難な状態が認められる状況を踏まえ、JICA に対し、(1) 情報不足・透明性の欠如を埋める努力の推進、(2) 参加型意思決定の手続ルールに基づく議論の促進、(3) モザンビーク政府による適切な取り組みにかかる提言を行っている。</p> <p>詳細は、「モザンビーク共和国 ナカラ回廊農業開発マスタープラン策定支援事業 環境社会配慮ガイドラインに基づく異議申立に係る調査報告書」（https://www.jica.go.jp/environment/present_condition_moz01.html）を参照。</p> <p>・なお、本事業の異議申立の調査結果を踏まえ、申立人等から異議申立手続に関する意見・評価が寄せられている。これら利用者からの意見・評価については、異議申立手続要綱（https://www.jica.go.jp/environment/guideline/pdf/guideline02.pdf）の「16. 見直し及び経過規定」に従い、環境社会配慮ガイドラインの見直しに併せた同要綱の見直しの際に検討の参考とする。</p>
	70	● 社会的弱者に対する配慮事例の整理	女性を含む社会的弱者にどのような影響を与えうるか等が検討され、マスタープラン最終化や提案事業実施にあたり留意すべき事項が提言されており、対話における女性の参加を促した。
生態系及び生物相	71	● 「重要な自然生息地」の事例（含む判断根拠、森林以外の地域、生物多様性重要地域の配慮状況、地域コミュニティーにもたらす影響や地域コミュニティーが自然生息地にもたらす影響、社会環境に与える影響や社会環境が与える影響）の整理	該当しない。
	72	● 「重要な自然生息地における事業実施条件」に基づき事業を実施した事例整理	該当しない。
	73	● 世銀、ADB、IFC の「重要な自然生息地」、「著しい転換・著しい劣化」に係る対応状況の整理	個別案件に紐づく事項ではないため、本調査の報告書本文に記載。
	74	● 違法伐採の有無の確認	無し。
非自発的住民移転	75	● 住民移転計画の作成有無・公開状況・協議の有無と内容・協議に際する言語と様式の確認。	<ul style="list-style-type: none"> ● 住民移転計画の作成：対象外 ● 公開状況：2.1「情報の公開」を通じて確認。 ● 協議の有無と内容：対象外

項目、現行ガイドライン条文	整理番号	調査アイテム	調査結果
			<ul style="list-style-type: none"> ● 協議の使用言語：対象外 詳細計画策定調査段階では特定されていない。
	76	<ul style="list-style-type: none"> ● 非自発的住民移転及び生計手段の喪失は、回避・最小化が検討・実施され、対象者と文書等で合意の上で実効性のある対策が講じられているかの確認。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 非自発的住民移転及び生計手段の喪失は回避・最小化が検討・実施されたか：対象外 ・非自発的住民移転：対象外 ・生計手段の喪失：対象外 ● 対象者と文書等で合意をしているか：対象外 詳細計画策定調査段階では特定されていない。
	77	<ul style="list-style-type: none"> ● 環境レビュー段階の想定被影響住民数の確認 	<ul style="list-style-type: none"> ・該当しない。
	78	<ul style="list-style-type: none"> ● モニタリング段階における被影響住民数の確認 	<ul style="list-style-type: none"> ・該当しない。
	79	<ul style="list-style-type: none"> ● 環境レビュー段階の補償内容（補償のタイミング、再取得価格を含む補償費の算出方法、生計回復策、その他支援内容）の確認。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 補償のタイミング：対象外 ● 土地の再取得価格での補償方針の有無：対象外 ● 再取得価格を含む補償費の算出方法：対象外 ● 生計回復策の内容：対象外 詳細計画策定調査段階では特定されていない。
	80	<ul style="list-style-type: none"> ● 現地調査対象案件については、移転住民が以前の生活水準や収入機会、生産水準において改善又は少なくとも回復できているかの確認。 	詳細計画策定調査段階では特定されていない。
	81	<ul style="list-style-type: none"> ● 苦情処理メカニズムの整備状況の確認 	<ul style="list-style-type: none"> ● 苦情処理メカニズムの計画：対象外。 ● 計画された苦情処理メカニズムの整備状況：対象外 ● 苦情の有無：該当しない。
先住民族	82	<ul style="list-style-type: none"> ● 先住民族への影響の有無の確認 	<ul style="list-style-type: none"> ・事業地周辺には、少数民族・先住民族は確認されていない。 詳細計画策定調査段階では特定されていない。
	83	<ul style="list-style-type: none"> ● 負の影響の回避・最小化の検討状況確認 	<ul style="list-style-type: none"> ・事業地周辺には、少数民族・先住民族は確認されていない。 詳細計画策定調査段階では特定されていない。
	84	<ul style="list-style-type: none"> ● 先住民族計画の作成・公開状況確認 	<ul style="list-style-type: none"> ・事業地周辺には、少数民族・先住民族は確認されていない。 詳細計画策定調査段階では特定されていない。
	85	<ul style="list-style-type: none"> ● FPIC の実施状況確認 	<ul style="list-style-type: none"> ・事業地周辺には、少数民族・先住民族は確認されていない。 詳細計画策定調査段階では特定されていない。
モニタリング	86	<ul style="list-style-type: none"> ● モニタリング計画の作成状況確認 	<ul style="list-style-type: none"> ● 環境モニタリング計画：該当しない ● 移転（RAP）モニタリング計画：該当しない。
	87	<ul style="list-style-type: none"> ● 上記以外は 3.2 にて確認 	3.2 にて確認。
besshi2 kategoriAnihituyounakankyousesument ohoukokusho	88	<ul style="list-style-type: none"> ● EIA の承認状況、言語、現地での公開状況及び複製の可否の確認 	本調査では対象外
	89	<ul style="list-style-type: none"> ● EIA において GL に記載の必要な項目が含まれているかの確認 	本調査では対象外
	90	<ul style="list-style-type: none"> ● 大規模住民移転を理由にカテゴリ A と判断された案件における EIA 実施状況の整理 	該当しない。
別紙 3 一般に影響を及ぼしやすい セクター・特性、影響を受けやすい地 域の例示	91	<ul style="list-style-type: none"> ● 「影響を及ぼしやすいセクター」の妥当性の確認。（配電、上水道、農業等、影響を及ぼしやすい特性や影響を受けやすい地域に該当しない限りそれ自体はカテゴリ分類に影響しないと思われるセクターの影響の重大さの整理。） 	農業セクターに該当するが、優先プロジェクトやパイロットプロジェクトを検討した結果、影響を及ぼしやすい地域や特性は確認されなかった

項目、現行ガイドライン条文	整理番号	調査アイテム	調査結果
別紙4 スクリーニング様式	92	● (調査アイテム無し) 環境 GL が改定された場合は、スクリーニング様式も併せて変更。	対象外
別紙5 チェックリストにおける分類・チェック項目	93	● (調査アイテム無し) 環境 GL が改定された場合は、チェックリストも併せて変更。	対象外
別紙6 モニタリングを行う項目	94	● モニタリング項目の妥当性、基準値の記載、工事中・供用時の区分	本調査では対象外
その他			

個別案件シート（JICA 環境社会配慮ガイドラインのレビュー調査結果）

<事業概要>

案件名/案件種別 /RD 締結日	電力開発計画策定能力向上プロジェクト/開発計画調査型技術協力/
カテゴリ分類及び 分類根拠	カテゴリ B 本事業は、「国際協力機構環境社会配慮ガイドライン」（2010年4月公布）上、セクター特性、事業特性および地域特性に鑑みて、環境への望ましくない影響が重大でないと判断されるため。
事業目的	本事業は、アンゴラ共和国において、全国の電源・基幹送電網を対象とした電力マスタープランを作成することにより、同国の電力安定供給に資する電力開発の円滑な実施に寄与する。
プロジェクトサイ ト	アンゴラ国 アンゴラ国全土
事業概要	電力需要予測、電源開発計画、送電開発計画（南部アフリカパワープール（SAPP）推進のための国際連系計画含む）、戦略的環境社会影響評価、電力セクター投資計画を含む電力マスタープランの作成を目的とし、下記の調査を行う。 電力セクターの現況レビュー、電力需要予測、一次エネルギー分析、電源開発計画、送電開発計画、民間投資環境レビュー、長期投資計画、経済・財務分析、環境・社会配慮に係る調査（戦略的環境アセスメントの考え方に基づいた環境社会影響も含めた代替案の比較検討）、電力マスタープランドラフト作成、MINEA（水・エネルギー省）、RNT（送電公社）、PRODEL（発電公社）、ENDE（配電公社）に対する能力強化。
実施機関	水・エネルギー省（Ministério Energia e Águas : MINEA）
総事業費/概算協力 額	2.7億円

I. 基本的事項

項目、現行ガイドライン条文	整理 番号	調査アイテム	調査結果
1.1 理念	1	（レビュー調査全体を通じて確認） ● 開発協力大綱等の政府方針、持続可能な開発目標（SDGs）等の国際的援助潮流の整理	個別案件に紐づく事項ではないため、本調査の報告書本文に記載。
1.2 目的			
1.3 定義			
1.4 環境社会配慮の基本方針			
1.5 JICA の責務	2	（第Ⅱ，Ⅲ章のレビュー調査を通じて確認） ● IFC、ADB 等、他ドナーにおける出資案件における責務について確認	個別案件に紐づく事項ではないため、本調査の報告書本文に記載。
1.6 相手国政府に求める要件	3	（別紙1のレビュー調査を通じて確認）	別紙1を参照。
1.7 対象とする協力事業	4	● 現行 GL 施行後に増えた協力事業（海外投融资、中小企業支援等）の整理	個別案件に紐づく事項ではないため、本調査の報告書本文に記載。
	5	● 現行 GL 施行後の業務環境の変化（インフラ輸出の促進、迅速化、国際金融機関との協調融資の増加等）の整理	個別案件に紐づく事項ではないため、本調査の報告書本文に記載。
1.8 緊急時の措置	6	● 「緊急時の措置」の適用実績整理（カテゴリ分類、緊急時の判断基準、助言委員会関与方法、情報公開、モニタリング、フォローアップ措置等）	・該当しない。
1.9 普及	7	● 相手国等に対する説明実績、説明内容の整理	● JICAGL に関する説明実績：詳細計画策定調査時に説明済。 ● JICAGL に関する説明内容：JICAGL の遵守、適切な環境社会配慮について説明。 ● JICAGL に関する研修実績：なし
1.10 環境社会配慮助言委員会	8	（第Ⅱ章 2.7「環境社会配慮助言委員会による助言」のレビュー調査を通じて確認）	第Ⅱ章 2.7「環境社会配慮助言委員会による助言」を参照。

II. 環境社会配慮のプロセス

項目、現行ガイドライン条文	整理 番号	調査アイテム	調査結果
2.1 情報の公開	9	● JICA による情報公開（カテゴリ分類、最終報告書、環境	● カテゴリ分類の情報公開：公開あり

項目、現行ガイドライン条文	整理番号	調査アイテム	調査結果
		社会配慮文書、環境レビュー結果、モニタリング結果) 状況確認	<ul style="list-style-type: none"> ● 協力準備調査 最終報告書の情報公開：公開あり ● 環境社会配慮文書 (EIA・RAP・IPP など) の情報公開：MP レベルでの検討のため対象外。 ● 事前評価表の情報公開状況：公開あり ● モニタリング結果の情報公開： <ul style="list-style-type: none"> ・合意状況：MP レベルの検討を行う調査のため、対象外。 ・公開状況：対象外。
	10	● 相手国等による情報公開 (環境社会配慮文書、モニタリング結果) 状況 (公開場所、公開時期、言語等)	● 該当しない。(MP レベルでの検討のため)
	11	● JICA から相手国等に対する情報公開の働きかけの状況確認	・詳細計画策定調査時に JICA GL の説明しており、その際に働きかけを行っている。
	12	● 第三者からの情報提供の求めの有無と対応状況確認	なし
	13	● 情報開示が禁じられる情報についての対応状況確認	公開情報 (E I A, R A P, E C C 等) については、相手国政府等から了解を得た上で公開。
2.2 カテゴリ分類	14	● カテゴリ分類結果、根拠の整理	<ul style="list-style-type: none"> ● カテゴリ分類結果：カテゴリ B ● JICA ウェブサイトで公開されているカテゴリ分類理由： <ul style="list-style-type: none"> ● カテゴリ分類の根拠： <ul style="list-style-type: none"> ・本事業は電力セクターのうちマスタープラン策定を行うものである。大規模な事業は想定されない。事業対象地は、国立公園等の影響を受けやすい地域またはその周辺に該当せず、大規模な非自発的住民移転等の影響を及ぼしやすい特性を有しない。 ● カテゴリ分類の根拠と実態の乖離：なし
	15	● カテゴリ分類の変更の有無と有の場合の根拠の整理	● カテゴリ分類の変更：無
	16	● カテゴリ分類の妥当性について外部より指摘を受けた案件の分類結果の妥当性の確認	なし
	17	● スクリーニング様式の提出状況	・スクリーニング様式の提出：当該様式の提出は確認されていないが、実施機関等から徴求した相当の情報に基づきカテゴリ分類を実施
2.3 環境社会配慮の項目	18	(別紙1のレビュー調査を通じて確認)	別紙1を参照。
2.4 現地ステークホルダーとの協議	19	● JICA と相手国等による協議状況確認	・RD 締結時に協議を実施している。
	20	● 上記以外は別紙1「社会的合意」のレビュー調査を通じて確認	別紙1「社会的合意」を参照。
2.5 社会環境と人権への配慮	21	● 権利が制限されている地域における協力事業での情報公開や現地ステークホルダーとの協議の際の配慮状況の確認	権利が制限されている地域の該当状況：該当しない
	22	● 社会的弱者に対する人権配慮の有・内容確認	別紙1「社会的合意」を参照。
2.6 参照する法令と基準	23	<ul style="list-style-type: none"> ● 相手国の国内法遵守の有無 ● 世銀 SGP やその他国際基準との乖離の有無 	<ul style="list-style-type: none"> ● 相手国の国内法遵守の有無 <ul style="list-style-type: none"> ・EIA・IEE の承認有無：対象外 ・国内法に基づいた RAP 作成有無：対象外 ● 世銀 SGP やその他国際基準との乖離の有無：アンゴラでは SEA にかかる法規はないため、JICA ガイドラインに基づき SEA を実施している。
	24		
	25	● 世銀のセーフガード政策から Environmental and Social Framework (ESF) への変更点の整理	個別案件に紐づく事項ではないため、本調査の報告書本文に記載。
	26	● 世銀 ESF と現行 GL の相違点	個別案件に紐づく事項ではないため、本調査の報告書本文に記載。

項目、現行ガイドライン条文	整理番号	調査アイテム	調査結果
	27	● ADB、IFC のセーフガード政策で参照できる基準やグットプラクティス等の整理	個別案件に紐づく事項ではないため、本調査の報告書本文に記載。
2.7 環境社会配慮助言委員会による助言	28	● 助言委員会の開催実績整理（運営改善の取り組み含め情報整理、情報公開状況含む）	・カテゴリ B のため対象外
	29	● 環境レビュー時の助言対応状況確認	・カテゴリ B のため対象外
2.8 JICA の意思決定	30	● 合意文書における合意状況確認	・開発計画調査型技術協力にかかる RD 締結済み。
	31	● 合意文書に基づき、協力事業を中止した事例の整理	・該当しない。
2.9 ガイドラインの適切な実施と遵守の確保	32	● 別途、「異議申立手続き」の見直し作業を通じて対応	・該当しない
2.10 ガイドラインの適用と見直し	33	N/A	・該当しない

III. 環境社会配慮の手続き

項目、現行ガイドライン条文	整理番号	調査アイテム	調査結果
3.1 協力準備調査	34	● 「プロジェクトを実施しない案」を含む代替案検討の事例整理	・開発計画調査型技術協力のため対象外
	35	● 協力準備調査の各種手続きの実施状況確認（スコーピング、EIA 等調査、情報公開、ステークホルダー協議等）	・開発計画調査型技術協力のため対象外 ● スコーピング： ● EIA 等調査： ● 情報公開：2.1「情報の公開」を参照。 ● ステークホルダー協議等：別紙1「社会的合意」を参照。
3.2 有償資金協力、無償資金協力、技術協力プロジェクト	36	● カテゴリ分類に応じた環境レビューに係る手続き・情報公開の実施状況確認 ・環境チェックリストの作成状況 ・EIA, ECC, RAP, IPP の取得・公開状況等 ・FI の場合、金融仲介者等の環境社会配慮確認実施能力の確認状況及びカテゴリ A 相当のサブプロジェクトに対する環境レビュー状況等	● 環境チェックリストの作成状況：SEA 調査のため対象外 ● EIA, ECC, RAP, IPP の取得・公開状況：対象外 ● 本案件は FI 事業ではない。
	37	● エンジニアリング・サービス借款実施案件の環境レビュー実績の整理	・ES 借款ではないため対象外
	38	● エンジニアリング・サービス借款の実施段階における相手国等による環境社会配慮実施状況の確認。	・ES 借款ではないため対象外
	39	● モニタリング結果の受領、公開状況確認	・開発計画調査型技術協力のため対象外
	40	● 第三者からのモニタリング結果の公開請求への対応状況の確認	・開発計画調査型技術協力のため対象外
	41	● 環境レビュー結果とモニタリング結果の乖離が確認された場合には、その原因（GL 記載内容が十分であったかを含む GL 自体の問題、解釈の違い、運用能力等）について確認。	・開発計画調査型技術協力のため対象外
	42	● 合意文書に基づき、相手国に対応を求め、貸付実行を停止した事例の整理	・開発計画調査型技術協力のため対象外
	43	● プロジェクトの重大な変更が生じた案件の手続きの実施状況の確認	● 重大な変更が生じた案件であるか：該当しない ● RD 後に IEE/EIA が改定されたか：該当しない ● IEE/EIA が改定された場合、改定の理由：該当しない
3.3 外務省が自ら行う無償資金協力	44	● 外務省に協力の停止を提言した事例の整理	・開発計画調査型技術協力のため対象外

項目、現行ガイドライン条文	整理番号	調査アイテム	調査結果
について JICA が行う事前の調査			
3.4 開発計画調査型技術協力	45	<ul style="list-style-type: none"> ● カテゴリ分類に応じた各段階での手続きの実施状況確認 <ul style="list-style-type: none"> ・スクリーニングの実施状況 ・スコーピングの実施状況 ・JICA と相手国等の協議状況 ・合意文書や報告書等の公開状況等 	<ul style="list-style-type: none"> ● スクリーニングの実施状況：詳細計画策定調査の環境社会配慮の章で、スクリーニングの記載があり、予備的スコーピング案も策定されているため、本格調査でのスクリーニングに相当すると考えられる。 ● スコーピングの実施状況：開発計画調査型技術協力の最終報告書 11.5 節において MP のスコーピングが実施されている。 ● JICA と相手国等の協議状況：開発計画調査型技術協力開始前の協議の MM が JICA の環境社会配慮の情報公開サイトで公開されており、SEA 実施。 ● 合意文書や報告書等の公開状況：公開あり。
	46	<ul style="list-style-type: none"> ● SEA のステークホルダー協議の実施状況確認 	<ul style="list-style-type: none"> ・スコーピング案作成時、SEA 最終案先政治において合計 2 回のステークホルダー協議を開催している。 ① 告知日時：記録なし。 実施日時： <ul style="list-style-type: none"> ・スコーピング段階：2017/10/17 ・DFR 段階：2018/6/12 ② <ul style="list-style-type: none"> ・スコーピング段階：ルアンダ ・DFR 段階：ルアンダ ③ <ul style="list-style-type: none"> ・全てステークホルダー協議 ・言語：ポルトガル語。 ④ 該当しない。 ⑤ 告知方法：関係機関を中心とした連絡。 ⑥ 主な参加者・人数 <ul style="list-style-type: none"> ・スコーピング段階：MINEA、MINEA のカウンターパート、調査団の約 40 名（内男性 39 名、女性 1 名） ・DFR 段階：MINEA、RNT、PRODEL、ENDE、GAMEK、環境 NGO、その他等で約 61 名（内男性 54 名、女性 7 名） ⑦ <ul style="list-style-type: none"> ・スコーピング段階：SEA とは何か、SEA 結果、質疑応答 ・DFR 段階：1 回目のステークホルダー会議で出された意見を踏まえた意見交換。 ⑧ <ul style="list-style-type: none"> ・スコーピング段階：水力発電候補地については既に RNT に提出済である（GAMEK）、国際連系線（ルート No. 4Cangongo-Baynes）は国立公園を通過するので、JICA ガイドラインを適用する場合は問題になる（INRH）。 ・DFR 段階：SEA の実施はアンゴラ国の環境戦略に関する施策を検討する上で重要である。発電所建設候補地の一つである CIMANGOLA 火力発電所に監視、周辺住民からの大気保全上からの環境対策及び周辺の自然環境への環境対策について、どのような対策が必要か協議願いたい。また、環境保全対策に費用がかかるとプロジェクトの投資額が増加するのを懸念している。 ⑨ <ul style="list-style-type: none"> ・スコーピング段階：水力発電候補地については、RNT と調整し早急に取りまとめる（MINEA） ・DFR 段階：本 MP で実施した SEA では個別プロジェクトに関し、事業実施レベルで行う EIA は実施していないため、具体的な環境保全対策を示すことはできない。CIMANGOLA 火力発電所に関し、国際的な基準に基づいた排出対策を実施する場合は、プロジェクトの投資額が増大するものと考えられる。 ⑩ <ul style="list-style-type: none"> ・スコーピング段階：MP に反映する内容ではないため対象外。 ・DFR 段階： ⑪ 添付されていない ステークホルダー分析の実施：なし。
	47	<ul style="list-style-type: none"> ● 開発調査型技術協力終了後に予期せぬ環境社会影響が生じた場合の対応状況確認 	<ul style="list-style-type: none"> ・協力終了(2018年12月)後間もないため対象外とする。

別紙 1～6

項目、現行ガイドライン条文	整理番号	調査アイテム	調査結果
別紙 1 対象プロジェクトに求められる環境社会配慮	48	<ul style="list-style-type: none"> ● 日本・他ドナーにおける環境社会配慮関連の「費用・便益の定量化方法」の取り扱い確認 	個別案件に紐づく事項ではないため、本調査の報告書本文に記載。
	49	<ul style="list-style-type: none"> ● 日本・他ドナーにおける「災害の環境影響評価」の取り扱い 	個別案件に紐づく事項ではないため、本調査の報告書本文に記載。

項目、現行ガイドライン条文	整理番号	調査アイテム	調査結果
		い確認	
基本的事項	50	● 計画段階における環境・社会影響の調査・検討状況確認	<ul style="list-style-type: none"> ● 環境：SEA であるため測定調査は行われず、既存ベースラインデータに基づく影響評価・検討が行われている。 ● 社会：SEA で社会影響や住民移転も含まれるが、定性的な評価が行われている。
	51	● 影響の回避・最小化のための代替案や緩和策の検討状況確認	<ul style="list-style-type: none"> ● 電源開発計画・送電系統開発計画におけるシナリオ案（A 案・B 案）、プロジェクト候補予定地区において案が検討されている。 A 案：エネルギー電源種別を水力発電と火力発電（LNG/LPG/重油）の 2 種を主要な電源開発として、再生可能エネルギーの開発を行わないシナリオ案 B 案：シナリオ A 案に再生可能エネルギーを電源開発として取り入れたシナリオ案 ● 事業を実施しない案は検討されていない（F/S、EIA で実施される予定）。
	52	● 検討結果のプロジェクト計画への反映状況確認	● 環境社会配慮を考慮した代替案に基づき検討されている。
	53	● 環境社会配慮関連費用・便益の定量的評価に努めており、定性的な評価も加えているかの確認	<p>電源開発計画において</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 環境： <ul style="list-style-type: none"> ・定量的な評価：具体的な費用・便益の記載は確認できない。SEA の一環として電源種別ごとの環境社会配慮への環境負荷度はスコア付けされて定量化されている。 ・定性的な評価：地形・地質、土壌、水質、大気質、騒音・振動、廃棄物、地盤沈下、陸域植物、陸域動物・魚類・サンゴ、保護区域の影響、電源毎の CO2 排出量など検討されている。 ● 社会： <ul style="list-style-type: none"> ・定量的な評価：具体的な費用・便益の記載は確認できない。SEA の一環として電源種別ごとの環境社会配慮への環境負荷度はスコア付けされて定量化されている。 ・定性的な評価：住民移転、景観、土地利用、水利用の影響などが検討されている。 <p>送電系統開発計画において</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 環境： <ul style="list-style-type: none"> ・定量的な評価：具体的な費用・便益の記載は確認できない。ただし、SEA の一環として各送電線計画案について環境社会影響をスコア付けし定量化している。 ・定性的な評価：保護地域、地形・地質の影響が検討されている。 ● 社会： <ul style="list-style-type: none"> ・定量的な評価：具体的な費用・便益の記載は確認できない。ただし、SEA の一環として各送電線計画案について環境社会影響をスコア付けし定量化している。 ・定性的な評価：住民移転の影響が検討されている。
	54	● 環境社会配慮関連費用・便益は、プロジェクトの経済的、財政的、制度的、社会的及び技術的分析との密接な調和が図られているかの確認	<ul style="list-style-type: none"> ● MP の経済・財務分析は実施機関・他の関係機関の財務分析を行っている。 ● SEA では、JICA GL の影響評価項目を中心に検討されているため、環境社会影響は検討されているが、EIRR 等の計算は行われていないため詳細は確認できない。 ● 技術面での評価との調和については、電源開発計画においては環境社会配慮の調査結果を踏まえているため、調和はとられている。
	55	● 環境社会配慮の検討結果につき、代替案や緩和策も含め独立の文書あるいは、他の文書の一部として表されているかの確認	● 代替案や緩和策を含んだ SEA が作成されている。
	56	● 特に影響が大きいプロジェクトについては、環境影響評価報告書が作成されているかの確認	カテゴリ B のため、該当しない。
	57	● 特に影響が重大と思われるプロジェクトや、異論が多いプロジェクトについて専門家からなる委員会が設置されたかの確認	特になし（該当しない）
対策の検討	58	● 環境管理計画、モニタリング計画など適切なフォローアップの計画や体制、そのための費用及びその調達方法の計画策定状況確認	<ul style="list-style-type: none"> ● 環境管理計画：今後の F/S のための検討事項として緩和策案、モニタリング計画案が作成されている。 ● モニタリング計画：前述の通り。 ● 実施体制：対象外

項目、現行ガイドライン条文	整理番号	調査アイテム	調査結果
			<ul style="list-style-type: none"> ・費用：対象外 ・調達方法：対象外
検討する影響スコープ	59	● 上記以外は 2.8 にて確認	2.8 にて確認。
	60	● スコーピングの適切な実施にかかる状況の確認	・ GL の項目が網羅されているスコーピング案が作成されている。
	61	● GHG 排出量の算出・評価の状況の確認	<ul style="list-style-type: none"> ・同 MP2040 が貢献できる CO2 年削減量（推計）が計算されている。 ・MP 作成時に、2016 年同国の GHG 削減も目標（2030 年までに Business As Usual シナリオで、2005 年の排出量（66,800 キロトン）の約 50% 下回る GHG 排出量を削減すると約束済みであることを確認している。
	62	● 国際機関、バイドナーの気候変動（GHG 排出）への対応状況の確認	個別案件に紐づく事項ではないため、本調査の報告書本文に記載。
	63	● 「不可分一体の事業」、「派生的・二次的影響」、「累積的影響」の事例整理。	該当なし
	64	● 世銀、ADB、IFC の「不可分一体の事業」、「派生的・二次的影響」、「累積的影響」への対応状況の整理	個別案件に紐づく事項ではないため、本調査の報告書本文に記載。
法令、基準、計画等との整合性	65	● 「自然保護や文化保護のために特に指定した地域」の事例整理	● 自然保護や文化保護のために特に指定した地域の該当有無：電源開発計画の代替案比較の中で、風力発電の 1 候補地（TOMBWA 風力発電）はイオナ国立公園内を想定している。
	66	● 世銀、ADB、IFC の「自然保護や文化保護のために特に指定した地域」に係る対応状況の整理	個別案件に紐づく事項ではないため、本調査の報告書本文に記載。
	67	● 上記以外は 2.6 にて確認	2.6 にて確認。
社会的合意	68	● ステークホルダー協議（①告知・実施日時、②場所、③方法（住民集会、個別インタビュー、言語）、④社会的弱者に対する配慮手法、⑤告知方法、⑥参加者（人数、被影響者に占める割合、所属、性別等）、⑦協議内容（事業サイトの範囲、事業形態、地域住民の持つ問題点、ニーズ等）、⑧参加者からのコメント、⑨実施機関による返答、⑩寄せられたコメントの計画や事業への反映結果、⑪協議の議事録の有無）の確認	● 開発調査型技術協力のため、46 参照
	69	● 外部からの指摘事項が確認された場合には、その原因（GL 記載内容が十分であったかを含む GL 自体の問題、解釈の違い、運用能力等）について確認	・ MP 業務が 2018 年 12 月に終了しているため、外部からの指摘事項はレビュー資料からは未だ確認されない。
	70	● 社会的弱者に対する配慮事例の整理	● 社会的弱者に対する配慮の有無 個別プロジェクトの FS 等にて検討予定。
生態系及び生物相	71	● 「重要な自然生息地」の事例（含む判断根拠、森林以外の	該当しない。

項目、現行ガイドライン条文	整理番号	調査アイテム	調査結果
		地域、生物多様性重要地域の配慮状況、地域コミュニティにもたらす影響や地域コミュニティが自然生息地にもたらす影響、社会環境に与える影響や社会環境が与える影響)の整理	
	72	● 「重要な自然生息地における事業実施条件」に基づき事業を実施した事例整理	該当しない。
	73	● 世銀、ADB、IFC の「重要な自然生息地」、「著しい転換・著しい劣化」に係る対応状況の整理	個別案件に紐づく事項ではないため、本調査の報告書本文に記載。
	74	● 違法伐採の有無の確認	該当しない
非自発的住民移転	75	● 住民移転計画の作成有無・公開状況・協議の有無と内容・協議に際する言語と様式の確認。	<ul style="list-style-type: none"> ● 住民移転計画の作成：対象外 ● 公開状況：2.1「情報の公開」を通じて確認。 ● 協議の有無と内容： ● 協議の使用言語：
	76	● 非自発的住民移転及び生計手段の喪失は、回避・最小化が検討・実施され、対象者と文書等で合意の上で実効性のある対策が講じられているかの確認。	<ul style="list-style-type: none"> ● 非自発的住民移転及び生計手段の喪失は回避・最小化が検討・実施されたか：対象外 ● 対象者と文書等で合意をしているか：対象外
	77	● 環境レビュー段階の想定被影響住民数の確認	・対象外
	78	● モニタリング段階における被影響住民数の確認	・対象外
	79	● 環境レビュー段階の補償内容（補償のタイミング、再取得価格を含む補償費の算出方法、生計回復策、その他支援内容）の確認。	<ul style="list-style-type: none"> ● 補償のタイミング：対象外 ● 再取得価格を含む補償費の算出方法：対処具合 ● 生計回復策の内容：対象外
	80	● 現地調査対象案件については、移転住民が以前の生活水準や収入機会、生産水準において改善又は少なくとも回復できているかの確認。	・対象外
	81	● 苦情処理メカニズムの整備状況の確認	<ul style="list-style-type: none"> ● 苦情処理メカニズムの計画：対象外 ● 計画された苦情処理メカニズムの整備状況：対象外 ● 苦情の有無：対象外
先住民族	82	● 先住民族への影響の有無の確認	・事業地周辺には、少数民族・先住民族は確認されていない。
	83	● 負の影響の回避・最小化の検討状況確認	・事業地周辺には、少数民族・先住民族は確認されていない。
	84	● 先住民族計画の作成・公開状況確認	・事業地周辺には、少数民族・先住民族は確認されていない。
	85	● FPIC の実施状況確認	・事業地周辺には、少数民族・先住民族は確認されていない。
モニタリング	86	● モニタリング計画の作成状況確認	<ul style="list-style-type: none"> ● 環境モニタリング計画：環境モニタリング計画骨子案は、SEA に記載されている。 ● 移転（RAP）モニタリング計画：対象外
	87	● 上記以外は 3.2 にて確認	3.2 にて確認。
別紙 2 カテゴリ A に必要な環境アセスメント報告書	88	● EIA の承認状況、言語、現地での公開状況及び複製の可否の確認	● EIA の承認状況：カテゴリ B のため対象外。SEA は相手国法規に規定はない。
	89	● EIA において GL に記載の必要な項目が含まれているかの確認	・カテゴリ B のため対象外。SEA は相手国法規に規定はない。
	90	● 大規模住民移転を理由にカテゴリ A と判断された案件における EIA 実施状況の整理	<ul style="list-style-type: none"> ● 大規模住民移転を理由にカテゴリ A と判断された案件であるか： ● カテゴリ B のため対象外。SEA は相手国法規に規定はない。 ● EIA 実施状況：対象外
別紙 3 一般に影響を及ぼしやすいセクター・特性、影響を受けやすい地	91	● 「影響を及ぼしやすいセクター」の妥当性の確認。（配電、上水道、農業等、影響を及ぼしやすい特性や影響を受けや	・本案件は影響を及ぼしやすいセクター（発電セクター）に該当するため、対象外。

項目、現行ガイドライン条文	整理番号	調査アイテム	調査結果
域の例示		すい地域に該当しない限りそれ自体はカテゴリ分類に影響しないと思われるセクターの影響の重大さの整理。）	
別紙4 スクリーニング様式	92	● （調査アイテム無し）環境 GL が改定された場合は、スクリーニング様式も併せて変更。	・該当しない
別紙5 チェックリストにおける分類・チェック項目	93	● （調査アイテム無し）環境 GL が改定された場合は、チェックリストも併せて変更。	・該当しない
別紙6 モニタリングを行う項目	94	● モニタリング項目の妥当性、基準値の記載、工事中・供用時の区分	<ul style="list-style-type: none"> ● モニタリング項目：SEA における骨子案として今後の調査時に検討すべきモニタリング項目が記載されている。大気、水質、廃棄物、騒音・振動、悪臭、土壌、地盤沈下、生態系、地形・地質、住民移転、住民の生活・生計、CO2 排出量など。 ● 参照基準（計画）：記載なし。 ● モニタリング頻度：記載なし ● 生計回復策の計画と実績の乖離（モニタリング頻度含む）：対象外 ● 工事中・供用時の区分：SEA 段階の案であるため区分されていない
その他			

個別案件シート（JICA 環境社会配慮ガイドラインのレビュー調査結果）

<事業概要>

案件名/案件種別/RD 調印日	難民ホストコミュニティ緊急給水計画策定プロジェクト/技術協力（開発計画調査型技術協力）/2013/11/13
カテゴリ分類及び分類根拠	カテゴリ B 「国際協力機構環境社会配慮ガイドライン」（2010 年 4 月公布）に掲げる上下水道セクターのうち大規模なものに該当せず、環境への望ましくない影響は重大でないと判断され、かつ、同ガイドラインに掲げる影響を及ぼしやすい特性及び影響を受けやすい地域に該当しないため。
事業目的	北部4 県（イルビッド、アジュルン、ジェラシュ、マフラク）において、シリア難民の流入による上下水道サービスへの影響の調査、ホストコミュニティにおける上下水道開発計画の策定、優先プロジェクトの概略設計、パイロット活動等を行うことにより、ホストコミュニティの上下水道サービスの改善に寄与する。
プロジェクトサイト	ヨルダン・ハシェミット王国 北部4 県（イルビッド、アジュルン、ジェラシュ、マフラク、面積計 27,409.4km ² ）
事業概要	本プロジェクトは3つのコンポーネントで構成される。緊急性が高いスキームはコンポーネントA、中長期視点のスキーム要件はコンポーネントB とし、コンポーネントCは、少ないコストですぐに効果が発現できるパイロット活動による技術移転としている。 コンポーネントA： 日本の無償資金協力による実施を前提とした優先度が高いプロジェクトの概略設計 コンポーネントB： シリア難民流入の影響が高い地区を対象にした上下水道の中・長期開発計画の策定 コンポーネントC： クイックインパクトの発現と計画策定へのフィードバック
協力相手先機関	水・灌漑省(Ministry of Water and Irrigation : MWI) ヨルダン水道庁(Water Authority of Jordan : WAJ) ヤルムーク水道公社(Yarmouk Water Company : YWC)
総事業費/概算協力額	6.6 億円

I. 基本的事項

項目、現行ガイドライン条文	整理番号	調査アイテム	調査結果
1.1 理念	1	(レビュー調査全体を通じて確認) ● 開発協力大綱等の政府方針、持続可能な開発目標 (SDGs) 等の国際的援助潮流の整理	個別案件に紐づく事項ではないため、本調査の報告書本文に記載。
1.2 目的			
1.3 定義			
1.4 環境社会配慮の基本方針			
1.5 JICA の責務	2	(第II, III章のレビュー調査を通じて確認) ● IFC、ADB 等、他ドナーにおける出資案件における責務について確認	個別案件に紐づく事項ではないため、本調査の報告書本文に記載。
1.6 相手国政府に求める要件	3	(別紙1のレビュー調査を通じて確認)	別紙1を参照。
1.7 対象とする協力事業	4	● 現行 GL 施行後に増えた協力事業（海外投融資、中小企業支援等）の整理	個別案件に紐づく事項ではないため、本調査の報告書本文に記載。
	5	● 現行 GL 施行後の業務環境の変化（インフラ輸出の促進、迅速化、国際金融機関との協調融資の増加等）の整理	個別案件に紐づく事項ではないため、本調査の報告書本文に記載。
1.8 緊急時の措置	6	● 「緊急時の措置」の適用実績整理（カテゴリ分類、緊急時の判断基準、助言委員会関与方法、情報公開、モニタリング、フォローアップ措置等）	・該当しない。
1.9 普及	7	● 相手国等に対する説明実績、説明内容の整理	● JICAGL に関する説明実績：案件形成段階で説明済。 ● JICAGL に関する説明内容：JICAGL の遵守、適切な環境社会配慮の実施につき説明。 ● JICAGL に関する研修実績：なし
1.10 環境社会配慮助言委員会	8	(第II章 2.7「環境社会配慮助言委員会による助言」のレビュー調査を通じて確認)	第II章 2.7「環境社会配慮助言委員会による助言」を参照。

II. 環境社会配慮のプロセス

項目、現行ガイドライン条文	整理番号	調査アイテム	調査結果
2.1 情報の公開	9	● JICA による情報公開（カテゴリ分類、最終報告書、環境社会配慮文書、環境レビュー結果、モニタリング結果）状況確認	● カテゴリ分類の情報公開：公開あり ● 協力準備調査 最終報告書の情報公開：有。（開発計画調査型技術協力の最終報告書） ● 環境社会配慮文書（EIA・RAP・IPP など）の情報公開：該当しない

項目、現行ガイドライン条文	整理番号	調査アイテム	調査結果
			<ul style="list-style-type: none"> ● 環境レビュー結果（＝事前評価表）の情報公開状況：公開あり ● モニタリング結果の情報公開： <ul style="list-style-type: none"> ・合意状況：公開に関する合意なし ・公開状況：対象外
	10	● 相手国等による情報公開（環境社会配慮文書、モニタリング結果）状況（公開場所、公開時期、言語等）	<ul style="list-style-type: none"> ● 環境社会配慮文書： 公開が必要な文書がない ● モニタリング結果： 相手国での公開に関する合意はないため該当しない
	11	● JICA から相手国等に対する情報公開の働きかけの状況確認	・案件形成段階において情報公開を促している
	12	● 第三者からの情報提供の求めの有無と対応状況確認	・なし
	13	● 情報開示が禁じられる情報についての対応状況確認	● JICA における公開情報については、相手国政府等からの了解を得た上で公開。
2.2 カテゴリ分類	14	● カテゴリ分類結果、根拠の整理	<ul style="list-style-type: none"> ● カテゴリ分類結果：カテゴリ B ● カテゴリ分類の根拠：小規模の本事業は上水・下水セクターのうち大規模なものに該当せず、事業対象地域は国立公園等の影響を受けやすい地域またはその周辺に該当しない。大規模な非自発的住民移転等の影響を及ぼしやすい特性を有しない。 ● カテゴリ分類の根拠と実態の乖離：なし
	15	● カテゴリ分類の変更の有無と有の場合の根拠の整理	● カテゴリ分類の変更：無
	16	● カテゴリ分類の妥当性について外部より指摘を受けた案件の分類結果の妥当性の確認	・該当しない
	17	● スクリーニング様式の提出状況	・スクリーニング様式の提出：当該様式の提出は確認できないが、実施機関等から徴求した相応の情報に基づきスクリーニングを実施。
2.3 環境社会配慮の項目	18	(別紙1のレビュー調査を通じて確認)	別紙1を参照。
2.4 現地ステークホルダーとの協議	19	● JICA と相手国等による協議状況確認	・RD 締結時に協議を実施している。
	20	● 上記以外は別紙1「社会的合意」のレビュー調査を通じて確認	別紙1「社会的合意」を参照。
2.5 社会環境と人権への配慮	21	● 権利が制限されている地域における協力事業での情報公開や現地ステークホルダーとの協議の際の配慮状況の確認	権利が制限されている地域の該当状況：該当しない
	22	● 社会的弱者に対する人権配慮の有・内容確認	別紙1「社会的合意」を参照。
2.6 参照する法令と基準	23	● 相手国の国内法遵守の有無	● 相手国の国内法遵守の有無
	24	● 世銀 SGP やその他国際基準との乖離の有無	<ul style="list-style-type: none"> ・EIA・IEE の承認有無：対象外 ・国内法に基づいた RAP 作成有無：対象外 ● 世銀 SGP やその他国際基準との乖離の有無：対象外
	25	● 世銀のセーフガード政策から Environmental and Social Framework (ESF) への変更点の整理	個別案件に紐づく事項ではないため、本調査の報告書本文に記載。
	26	● 世銀 ESF と現行 GL の相違点	個別案件に紐づく事項ではないため、本調査の報告書本文に記載。
	27	● ADB、IFC のセーフガード政策で参照できる基準やグッドプラクティス等の整理	個別案件に紐づく事項ではないため、本調査の報告書本文に記載。
2.7 環境社会配慮助言委員会による助言	28	● 助言委員会の開催実績整理（運営改善の取り組み含め情報整理、情報公開状況含む）	該当しない
	29	● 環境レビュー時の助言対応状況確認	該当しない

項目、現行ガイドライン条文	整理番号	調査アイテム	調査結果
2.8 JICA の意思決定	30	● 合意文書における合意状況確認	・ RD 締結済み。
	31	● 合意文書に基づき、協力事業を中止した事例の整理	・ 該当しない
2.9 ガイドラインの適切な実施と遵守の確保	32	● 別途、「異議申立手続き」の見直し作業を通じて対応	・ 該当しない
2.10 ガイドラインの適用と見直し	33	・ 該当しない	・ 該当しない

III. 環境社会配慮の手続き

項目、現行ガイドライン条文	整理番号	調査アイテム	調査結果
3.1 協力準備調査	34	● 「プロジェクトを実施しない案」を含む代替案検討の事例整理	・ 開発計画調査型技術協力のため対象外
	35	● 協力準備調査の各種手続きの実施状況確認(スコーピング、EIA 等調査、情報公開、ステークホルダー協議等)	・ 開発計画調査型技術協力のため対象外
3.2 有償資金協力、無償資金協力、技術協力プロジェクト	36	● カテゴリ分類に応じた環境レビューに係る手続き・情報公開の実施状況確認 ・ 環境チェックリストの作成状況 ・ EIA, ECC, RAP, IPP の取得・公開状況等 ・ FI の場合、金融仲介者等の環境社会配慮確認実施能力の確認状況及びカテゴリ A 相当のサブプロジェクトに対する環境レビュー状況等	・ 開発計画調査型技術協力のため対象外 ● 環境チェックリストの作成状況：対象外 ● EIA,ECC,RAP,IPP の取得・公開状況 ・ EIA：対象外 ・ ECC：対象外 ・ RAP：対象外 ・ IPP：対象外 ・ 本案件は FI 事業ではない。
	37	● エンジニアリング・サービス借款実施案件の環境レビュー実績の整理	・ ES 借款ではない。
	38	● エンジニアリング・サービス借款の実施段階における相手国等による環境社会配慮実施状況の確認。	・ ES 借款ではない。
	39	● モニタリング結果の受領、公開状況確認	・ 開発計画調査型技術協力のため対象外 ● モニタリング結果の受領 ・ 審査時の合意：モニタリング結果の公開に関する合意なし ・ 作成状況：作成済み ・ 受領状況：受領済み ● モニタリング結果の公開状況：公開に関する合意なし
	40	● 第三者からのモニタリング結果の公開請求への対応状況の確認	● モニタリング結果の公開請求：なし
	41	● 環境レビュー結果とモニタリング結果の乖離が確認された場合には、その原因（GL 記載内容が十分であったかを含む GL 自体の問題、解釈の違い、運用能力等）について確認。	・ 開発計画調査型技術協力のため対象外 ● 環境事項における環境レビュー結果とモニタリング結果の乖離：無 ● 社会事項における環境レビュー結果とモニタリング結果の乖離：無
	42	● 合意文書に基づき、相手国に対応を求め、貸付実行を停止した事例の整理	・ 該当しない
	43	● プロジェクトの重大な変更が生じた案件の手続きの実施状況の確認	・ 開発計画調査型技術協力のため対象外
3.3 外務省が自ら行う無償資金協力について JICA が行う事前の調査	44	● 外務省に協力の停止を提言した事例の整理	・ 該当しない
3.4 開発計画調査型技術協力	45	● カテゴリ分類に応じた各段階での手続きの実施状況確認 ・ スクリーニングの実施状況 ・ スコーピングの実施状況	● スクリーニングの実施状況：実施済み ● スコーピングの実施状況：実施済み ● JICA と相手国等の協議状況：実施済み

項目、現行ガイドライン条文	整理番号	調査アイテム	調査結果
		<ul style="list-style-type: none"> ・ JICA と相手国等の協議状況 ・ 合意文書や報告書等の公開状況等 	<ul style="list-style-type: none"> ● 合意文書や報告書等の公開状況：公開済み
	46	<ul style="list-style-type: none"> ● SEA のステークホルダー協議の実施状況確認 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 実施済 ・
	47	<ul style="list-style-type: none"> ● 開発調査型技術協力終了後に予期せぬ環境社会影響が生じた場合の対応状況確認 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 該当しない

別紙 1～6

項目、現行ガイドライン条文	整理番号	調査アイテム	調査結果
別紙 1 対象プロジェクトに求められる環境社会配慮	48	<ul style="list-style-type: none"> ● 日本・他ドナーにおける環境社会配慮関連の「費用・便益の定量化方法」の取り扱い確認 	個別案件に紐づく事項ではないため、本調査の報告書本文に記載。
	49	<ul style="list-style-type: none"> ● 日本・他ドナーにおける「災害の環境影響評価」の取り扱い確認 	個別案件に紐づく事項ではないため、本調査の報告書本文に記載。
基本的事項	50	<ul style="list-style-type: none"> ● 計画段階における環境・社会影響の調査・検討状況確認 	<ul style="list-style-type: none"> ● 環境：詳細計画策定調査等を通じて確認済み ● 社会：詳細計画策定調査等を通じて確認済み
	51	<ul style="list-style-type: none"> ● 影響の回避・最小化のための代替案や緩和策の検討状況確認 	環境社会配慮を含めた案件の有効性・インパクトの観点から選定を行っている。
	52	<ul style="list-style-type: none"> ● 検討結果のプロジェクト計画への反映状況確認 	環境社会配慮を考慮した代替案に基づき検討されている。
	53	<ul style="list-style-type: none"> ● 環境社会配慮関連費用・便益の定量的評価に努めており、定性的な評価も加えているかの確認 	環境社会配慮関連費用・便益について定性的な評価のみ記載がある。
	54	<ul style="list-style-type: none"> ● 環境社会配慮関連費用・便益は、プロジェクトの経済的、財政的、制度的、社会的及び技術的分析との密接な調和が図られているかの確認 	該当しない（EIRRの計算を行っていないため、詳細の確認はできない）
	55	<ul style="list-style-type: none"> ● 環境社会配慮の検討結果につき、代替案や緩和策も含め独立の文書あるいは、他の文書の一部として表されているかの確認 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 該当しない
	56	<ul style="list-style-type: none"> ● 特に影響が大きいプロジェクトについては、環境影響評価報告書が作成されているかの確認 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 特に影響が大きいプロジェクトではないため、対象外
	57	<ul style="list-style-type: none"> ● 特に影響が重大と思われるプロジェクトや、異論が多いプロジェクトについて専門家からなる委員会が設置されたかの確認 	特になし
対策の検討	58	<ul style="list-style-type: none"> ● 環境管理計画、モニタリング計画など適切なフォローアップの計画や体制、そのための費用及びその調達方法の計画策定状況確認 	<ul style="list-style-type: none"> ・ モニタリング計画に則り、実施のための体制が整えられている。
	59	<ul style="list-style-type: none"> ● 上記以外は 2.8 にて確認 	2.8 にて確認。
検討する影響スコープ	60	<ul style="list-style-type: none"> ● スコーピングの適切な実施にかかる状況の確認 	済。
	61	<ul style="list-style-type: none"> ● GHG 排出量の算出・評価の状況の確認 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 対象外
	62	<ul style="list-style-type: none"> ● 国際機関、バイドナーの気候変動（GHG 排出）への対応状況の確認 	個別案件に紐づく事項ではないため、本調査の報告書本文に記載。
	63	<ul style="list-style-type: none"> ● 「不可分一体の事業」、「派生的・二次的影響」、「累積的影響」の事例整理。 	該当しない。

項目、現行ガイドライン条文	整理番号	調査アイテム	調査結果
	64	● 世銀、ADB、IFC の「不可分一体の事業」、「派生的・二次的影響」、「累積的影響」への対応状況の整理	個別案件に紐づく事項ではないため、本調査の報告書本文に記載。
法令、基準、計画等との整合性	65	● 「自然保護や文化保護のために特に指定した地域」の事例整理	該当しない
	66	● 世銀、ADB、IFC の「自然保護や文化保護のために特に指定した地域」に係る対応状況の整理	個別案件に紐づく事項ではないため、本調査の報告書本文に記載。
	67	● 上記以外は 2.6 にて確認	2.6 にて確認。
社会的合意	68	● ステークホルダー協議（①告知・実施日時、②場所、③方法（住民集会、個別インタビュー、言語）、④社会的弱者に対する配慮手法、⑤告知方法、⑥参加者（人数、被影響者に占める割合、所属、性別等）、⑦協議内容(事業サイトの範囲、事業形態、地域住民の持つ問題点、ニーズ等)、⑧参加者からのコメント、⑨実施機関による返答、⑩寄せられたコメントの計画や事業への反映結果、⑪協議の議事録の有無）の確認	● ステークホルダー協議については、国内法に基づき実施済であるが、詳細な記録を実施機関により確認できていない。
	69	● 外部からの指摘事項が確認された場合には、その原因（GL 記載内容が十分であったかを含む GL 自体の問題、解釈の違い、運用能力等）について確認	・ 該当しない
	70	● 社会的弱者に対する配慮事例の整理	● 社会的弱者に対する配慮の有無： ● ・ホストコミュニティに対する支援であるため、地元の住民であるヨルダン人と流入したシリア難民への裨益効果のバランス、公平感への配慮等に留意する ● ・水資源は、中東において非常に重要な資源であり、周辺国との関係に十分に留意する。特に新規水源の開発計画に対しては慎重に対応する。 ● ・ホストコミュニティの状態や将来予測はシリア情勢に影響されるため、シリアに関する平和構築ニーズ調査（PNA）を本プロジェクトの業務の一部として実施する。 ● 社会的弱者に対する説明の内容：記録なし。
生態系及び生物相	71	● 「重要な自然生息地」の事例（含む判断根拠、森林以外の地域、生物多様性重要地域の配慮状況、地域コミュニティにもたらす影響や地域コミュニティが自然生息地にもたらす影響、社会環境に与える影響や社会環境が与える影響）の整理	・ 該当しない
	72	● 「重要な自然生息地における事業実施条件」に基づき事業を実施した事例整理	・ 該当しない
	73	● 世銀、ADB、IFC の「重要な自然生息地」、「著しい転換・	個別案件に紐づく事項ではないため、本調査の報告書本文に記載。

項目、現行ガイドライン条文	整理番号	調査アイテム	調査結果
		著しい劣化」に係る対応状況の整理	
	74	● 違法伐採の有無の確認	・該当しない
非自発的住民移転	75	● 住民移転計画の作成有無・公開状況・協議の有無と内容・協議に際する言語と様式の確認。	● 住民移転計画の作成：対象外 ● 公開状況：対象外 ● 協議の有無と内容：対象外 ● 協議の使用言語：対象外
	76	● 非自発的住民移転及び生計手段の喪失は、回避・最小化が検討・実施され、対象者と文書等で合意の上で実効性のある対策が講じられているかの確認。	● 非自発的住民移転及び生計手段の喪失は回避・最小化が検討・実施されたか：対象外 ● 対象者と文書等で合意をしているか：対象外
	77	● 環境レビュー段階の想定被影響住民数の確認	・対象外
	78	● モニタリング段階における被影響住民数の確認	・対象外
	79	● 環境レビュー段階の補償内容（補償のタイミング、再取得価格を含む補償費の算出方法、生計回復策、その他支援内容）の確認。	● 補償のタイミング：対象外 ● 土地の再取得価格での補償方針の有無：対象外 ● 再取得価格を含む補償費の算出方法：対象外 ● 生計回復策の内容：対象外
	80	● 現地調査対象案件については、移転住民が以前の生活水準や収入機会、生産水準において改善又は少なくとも回復できているかの確認。	対象外
	81	● 苦情処理メカニズムの整備状況の確認	● 苦情処理メカニズムの計画：対象外 ● 計画された苦情処理メカニズムの整備状況：対象外 ● 苦情の有無：対象外
先住民族	82	● 先住民族への影響の有無の確認	・対象外
	83	● 負の影響の回避・最小化の検討状況確認	・対象外
	84	● 先住民族計画の作成・公開状況確認	・対象外
	85	● FPIC の実施状況確認	・対象外
モニタリング	86	● モニタリング計画の作成状況確認	● 環境モニタリング計画：作成済。 ● 移転（RAP）モニタリング計画：対象外
	87	● 上記以外は 3.2 にて確認	3.2 にて確認。
別紙 2 カテゴリ A に必要な環境アセスメント報告書	88	● EIA の承認状況、言語、現地での公開状況及び複製の可否の確認	カテゴリ B 案件のため対象外
	89	● EIA において GL に記載の必要な項目が含まれているかの確認	カテゴリ B 案件のため対象外
	90	● 大規模住民移転を理由にカテゴリ A と判断された案件における EIA 実施状況の整理	カテゴリ B 案件のため対象外
別紙 3 一般に影響を及ぼしやすいセクター・特性、影響を受けやすい地域の例示	91	● 「影響を及ぼしやすいセクター」の妥当性の確認。（配電、上水道、農業等、影響を及ぼしやすい特性や影響を受けやすい地域に該当しない限りそれ自体はカテゴリ分類に影響しないと思われるセクターの影響の重大さの整理。）	・カテゴリ B であるため対象外。
別紙 4 スクリーニング様式	92	● （調査アイテム無し）環境 GL が改定された場合は、スクリーニング様式も併せて変更。	該当しない
別紙 5 チェックリストにおける分	93	● （調査アイテム無し）環境 GL が改定された場合は、チェ	該当しない

項目、現行ガイドライン条文	整理番号	調査アイテム	調査結果
類・チェック項目		ックリストも併せて変更。	
別紙6 モニタリングを行う項目	94	● モニタリング項目の妥当性、基準値の記載、工事中・供用時の区分	● モニタリング項目：大気、水質（基準値なし）工事中のみ。供用後は対象外。
その他			

個別案件シート（JICA 環境社会配慮ガイドラインのレビュー調査結果）

<事業概要>

案件名/案件種別/RD 調印日	公共インフラ強化のための気候変動・リスク管理戦略局支援プロジェクト フェーズ2/技協/2016年2月29日
カテゴリ分類及び分類根拠	カテゴリ B 本事業は、「国際協力機構環境社会配慮ガイドライン（2010年4月公布）」に掲げる影響を及ぼしやすいセクター・特性及び影響を受けやすい地域に該当せず、環境への望ましくない影響は重大でないと判断されるため。
事業目的	本事業は、エルサルバドルにおいて、①道路インフラの地震に対するリスク診断能力の向上、②道路災害リスク削減事業に関する標準仕様書等の作成、③道路災害リスク削減事業（パイロットプロジェクト）の実施、④中米地域へのプロジェクト成果の情報共有を実施することにより、Department of Adaptation for the Climate Change and Strategic Risk Management（DACGER）の道路災害に対するリスク管理能力が向上されることを図り、もってエルサルバドルの道路インフラの脆弱性の低減に寄与するものである。
プロジェクトサイト	エルサルバドル全国
事業概要	フェーズ1ではDACGERに対し組織の能力強化、災害発生時の迅速な緊急復旧作業の実施体制作り等を支援するとともに、特に豪雨災害にかかるリスクに着目し、リスク診断、災害リスク削減事業の優先順位付、設計ガイドラインの作成等の技術支援を図った。一方、地震などの災害リスクに対する管理能力は十分ではなく、またリスク診断結果を反映した災害リスク削減事業（予防保全としてのインフラ強化事業）の実施にかかる能力強化が喫緊の課題となっている。そのため、フェーズ2では道路ネットワークの経済に与える影響を鑑み、道路インフラ（斜面・橋梁）及び道路付帯施設（橋脚防護工・道路排水等）を対象して支援する。本事業のインプットは下記の通り。 1) 日本側 ■専門家：総括/道路災害リスク管理、副総括/道路災害リスク削減事業管理、斜面診断、橋梁診断、設計/積算、施工管理、地理情報、環境社会配慮、必要に応じたその他分野の専門家・機材供与 ■機材供与：地盤・構造物用3次元レーザースキャナー、衛星画像および写真図化ソフトウェア、熱赤外線カメラ、電波式水位計、自記雨量計、耐震設計ソフトウェア、微動アレイ探査機材、ダウンホール方式によるP波・S波速度測定機、地震動加速度計、必要に応じたその他の機材 ■第三国研修、会議参加費 2) エルサルバドル国側 C/P人員の配置、プロジェクト実施経費、執務室と必要な設備、プロジェクト実施上に必要な情報
事業を実施する特別目的会社	公共事業・運輸・住宅・都市開発省 気候変動・リスク管理戦略局（Ministry of Public Works, Transportation, Housing and Urban Development [MOPTVDU], Department of Adaptation for the Climate Change and Strategic Risk Management [DACGER]）
総事業費/概算協力額	総事業費（日本側）は、約5億円

I. 基本的事項

項目、現行ガイドライン条文	整理番号	調査アイテム	調査結果
1.1 理念	1	（レビュー調査全体を通じて確認） ● 開発協力大綱等の政府方針、持続可能な開発目標（SDGs）等の国際的援助潮流の整理	個別案件に紐づく事項ではないため、本調査の報告書本文に記載。
1.2 目的			
1.3 定義			
1.4 環境社会配慮の基本方針			
1.5 JICA の責務	2	（第II、III章のレビュー調査を通じて確認） ● IFC、ADB 等、他ドナーにおける出資案件における責務について確認	個別案件に紐づく事項ではないため、本調査の報告書本文に記載。
1.6 相手国政府に求める要件	3	（別紙1のレビュー調査を通じて確認）	別紙1を参照。
1.7 対象とする協力事業	4	● 現行 GL 施行後に増えた協力事業（海外投融資、中小企業支援等）の整理	個別案件に紐づく事項ではないため、本調査の報告書本文に記載。
	5	● 現行 GL 施行後の業務環境の変化（インフラ輸出の促進、迅速化、国際金融機関との協調融資の増加等）の整理	個別案件に紐づく事項ではないため、本調査の報告書本文に記載。
1.8 緊急時の措置	6	● 「緊急時の措置」の適用実績整理（カテゴリ分類、緊急時の判断基準、助言委員会関与方法、情報公開、モニタリング、フォローアップ措置等）	・該当しない。

項目、現行ガイドライン条文	整理番号	調査アイテム	調査結果
1.9 普及	7	● 相手国等に対する説明実績、説明内容の整理	<ul style="list-style-type: none"> ● JICAGL に関する説明実績：審査時に説明済。 ● JICAGL に関する説明内容：JICA GL の遵守、適切な環境社会配慮の実施、モニタリング、情報公開等につき説明。 ● JICAGL に関する研修実績：有
1.10 環境社会配慮助言委員会	8	(第II章 2.7「環境社会配慮助言委員会による助言」のレビュー調査を通じて確認)	第II章 2.7「環境社会配慮助言委員会による助言」を参照。

II. 環境社会配慮のプロセス

項目、現行ガイドライン条文	整理番号	調査アイテム	調査結果
2.1 情報の公開	9	● JICA による情報公開（カテゴリ分類、最終報告書、環境社会配慮文書、環境レビュー結果、モニタリング結果）状況確認	<ul style="list-style-type: none"> ● カテゴリ分類の情報公開：公開あり ● 協力準備調査 最終報告書の情報公開：実施無。（詳細計画調査結果の公開有） ● 環境社会配慮文書（EIA・RAP・IPP など）の情報公開：全て作成が不要であり、公開対象として該当しない。 ● 環境レビュー結果（＝事前評価表）の情報公開状況：公開されている ● モニタリング結果の情報公開：公開されている。
	10	● 相手国等による情報公開（環境社会配慮文書、モニタリング結果）状況（公開場所、公開時期、言語等）	● 環境社会配慮文書：作成不要のため該当しない
	11	● JICA から相手国等に対する情報公開の働きかけの状況確認	環境・社会モニタリング：公開されていない。公開済。 モニタリング結果の情報公開につき働きかけを行っている。
	12	● 第三者からの情報提供の求めの有無と対応状況確認	→不明← 無
	13	● 情報開示が禁じられる情報についての対応状況確認	● JICA における情報公開については、すべて相手国政府からの了承を得ている。
2.2 カテゴリ分類	14	● カテゴリ分類結果、根拠の整理	<ul style="list-style-type: none"> ● カテゴリ分類結果：カテゴリ B ● JICA ウェブサイトで公開されているカテゴリ分類理由： ● カテゴリ分類の根拠： 本事業は、影響を及ぼしやすいセクターに該当しない。事業対象地は国立公園等の影響を受けやすい地域またはその周辺に該当せず、大規模な非自発的住民移転等の影響を及ぼしやすい特性を有しない。 ● カテゴリ分類の根拠と実態の乖離：無
	15	● カテゴリ分類の変更の有無と有の場合の根拠の整理	● カテゴリ分類の変更：無
	16	● カテゴリ分類の妥当性について外部より指摘を受けた案件の分類結果の妥当性の確認	・該当しない。
	17	● スクリーニング様式の提出状況	・スクリーニング様式の提出：当該様式は確認できないが、実施機関等から徴求した相応の情報に基づきスクリーニングを実施。
2.3 環境社会配慮の項目	18	(別紙1のレビュー調査を通じて確認)	別紙1を参照。
2.4 現地ステークホルダーとの協議	19	● JICA と相手国等による協議状況確認	・RD 締結時に協議を実施している。
	20	● 上記以外は別紙1「社会的合意」のレビュー調査を通じて確認	別紙1「社会的合意」を参照。

項目、現行ガイドライン条文	整理番号	調査アイテム	調査結果
2.5 社会環境と人権への配慮	21	● 権利が制限されている地域における協力事業での情報公開や現地ステークホルダーとの協議の際の配慮状況の確認	● 権利が制限されている地域の該当状況：該当しない。
	22	● 社会的弱者に対する人権配慮の有・内容確認	別紙1「社会的合意」を参照。
2.6 参照する法令と基準	23	● 相手国の国内法遵守の有無 ● 世銀 SGP やその他国際基準との乖離の有無	● 相手国の国内法遵守の有無 ・ EIA・IEE の承認有無：現該当しない。 ・ 国内法に基づいた RAP 作成有無：新規の用地取得は想定されない。
	24		● 世銀 SGP やその他国際基準との乖離の有無：該当しない。
	25	● 世銀のセーフガード政策から Environmental and Social Framework (ESF) への変更点の整理	個別案件に紐づく事項ではないため、本調査の報告書本文に記載。
	26	● 世銀 ESF と現行 GL の相違点	個別案件に紐づく事項ではないため、本調査の報告書本文に記載。
	27	● ADB、IFC のセーフガード政策で参照できる基準やグッドプラクティス等の整理	個別案件に紐づく事項ではないため、本調査の報告書本文に記載。
	2.7 環境社会配慮助言委員会による助言	28	● 助言委員会の開催実績整理（運営改善の取り組み含め情報整理、情報公開状況含む）
	29	● 環境レビュー時の助言対応状況確認	・ 該当しない。
2.8 JICA の意思決定	30	● 合意文書における合意状況確認	・ 合意文書締結済み。
	31	● 合意文書に基づき、協力事業を中止した事例の整理	・ 該当しない。
2.9 ガイドラインの適切な実施と遵守の確保	32	● 別途、「異議申立手続き」の見直し作業を通じて対応	・ 該当しない
2.10 ガイドラインの適用と見直し	33	・ 該当しない	・ 該当しない

III. 環境社会配慮の手続き

項目、現行ガイドライン条文	整理番号	調査アイテム	調査結果
3.1 協力準備調査	34	● 「プロジェクトを実施しない案」を含む代替案検討の事例整理	協力準備調査は実施されていない。
	35	● 協力準備調査の各種手続きの実施状況確認（スコーピング、EIA 等調査、情報公開、ステークホルダー協議等）	<p>詳細計画策定調査にて、以下の点を確認した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● スコーピング：審査時に想定されたパイロットプロジェクト（以下）を想定したスコーピングが行われている。 <p>橋梁：橋脚補強・防護工、落橋防止装置工等 斜面：水抜きボーリング工、擁壁工、アンカー工等 河川：護岸工（橋梁周り）等 都市排水：道路に付帯する排水工等</p> <ul style="list-style-type: none"> ● EIA 等調査：初期環境調査（IEE）レベルの調査を実施した。 <p>① 環境許認可 道路災害事業については、環境影響評価は必要とされておらず、実施機関による環境申請書の提出後1ヶ月程度で環境許可が与えられる見込みである。</p> <p>② 汚染対策 工事中、建設機材の稼働等により、一時的ではあるが大気質の悪化や水質汚濁の可能性はあるが、緩和策として工</p>

項目、現行ガイドライン条文	整理番号	調査アイテム	調査結果
			<p>専用車両の適切な維持管理や廃棄物設置場所の確保等により影響は最小限となる見込みである。また、騒音や振動の発生も見込まれ、夜間工事の制限等によって緩和することが想定される。</p> <p>③ 自然環境面 事業対象地及びその周辺に国立公園や保護区等が存在することは想定されていない。</p> <p>④ 社会環境面 本事業における用地取得及び住民移転の発生は見込まれない。</p> <p>⑤ その他・モニタリング 工事中、コントラクターにより大気質、水質、騒音等がモニタリングされる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 情報公開：2.1「情報の公開」を参照。 ● ステークホルダー協議等：別紙1「社会的合意」を参照。
3.2 有償資金協力、無償資金協力、技術協力プロジェクト	36	<ul style="list-style-type: none"> ● カテゴリ分類に応じた環境レビューに係る手続き・情報公開の実施状況確認 <ul style="list-style-type: none"> ・環境チェックリストの作成状況 ・EIA, ECC, RAP, IPP の取得・公開状況等 ・FI の場合、金融仲介者等の環境社会配慮確認実施能力の確認状況及びカテゴリ A 相当のサブプロジェクトに対する環境レビュー状況等 	<ul style="list-style-type: none"> ● 環境チェックリストの作成状況：作成されている。 ● EIA, ECC, RAP, IPP の取得・公開状況 <ul style="list-style-type: none"> ・EIA：該当しない。 ・ECC：該当しない ・RAP：該当しない。 ・IPP：該当しない。 ● 本案件は FI 事業ではない。
	37	<ul style="list-style-type: none"> ● エンジニアリング・サービス借款実施案件の環境レビュー実績の整理 	<ul style="list-style-type: none"> ・ES 借款ではない。
	38	<ul style="list-style-type: none"> ● エンジニアリング・サービス借款の実施段階における相手国等による環境社会配慮実施状況の確認。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ES 借款ではない。
	39	<ul style="list-style-type: none"> ● モニタリング結果の受領、公開状況確認 	<ul style="list-style-type: none"> ● モニタリング結果の受領 <ul style="list-style-type: none"> ・審査時の合意：RD 締結時のモニタリングフォームに沿って作成したモニタリングフォームを、工事中は四半期ごとに提出。 ・作成状況：作成済 ・受領状況：受領済 ● モニタリング結果の公開状況：公開されている
	40	<ul style="list-style-type: none"> ● 第三者からのモニタリング結果の公開請求への対応状況の確認 	<ul style="list-style-type: none"> ● モニタリング結果の公開請求：該当しない
	41	<ul style="list-style-type: none"> ● 環境レビュー結果とモニタリング結果の乖離が確認された場合には、その原因（GL 記載内容が十分であったかを含む GL 自体の問題、解釈の違い、運用能力等）について確認。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 環境事項における環境レビュー結果とモニタリング結果の乖離：特に無し ● 社会事項における環境レビュー結果とモニタリング結果の乖離：該当しない。
	42	<ul style="list-style-type: none"> ● 合意文書に基づき、相手国に対応を求め、貸付実行を停止した事例の整理 	<ul style="list-style-type: none"> ・支援は停止されていない。
	43	<ul style="list-style-type: none"> ● プロジェクトの重大な変更が生じた案件の手続きの実施状況の確認 	<ul style="list-style-type: none"> ● 重大な変更が生じた案件であるか：該当しない ● RD 締結後に IEE/EIA が改定されたか：該当しない ● IEE/EIA が改定された場合、改定の理由：該当しない
3.3 外務省が自ら行う無償資金協力について JICA が行う事前の調査	44	<ul style="list-style-type: none"> ● 外務省に協力の停止を提言した事例の整理 	<ul style="list-style-type: none"> ・協力停止は提言されていない。
3.4 開発計画調査型技術協力	45	<ul style="list-style-type: none"> ● カテゴリ分類に応じた各段階での手続きの実施状況確認 <ul style="list-style-type: none"> ・スクリーニングの実施状況 ・スコーピングの実施状況 	<ul style="list-style-type: none"> ・該当しない。

項目、現行ガイドライン条文	整理番号	調査アイテム	調査結果
		・ JICA と相手国等の協議状況 ・ 合意文書や報告書等の公開状況等	
	46	● SEA のステークホルダー協議の実施状況確認	・ 該当しない。
	47	● 開発調査型技術協力終了後に予期せぬ環境社会影響が生じた場合の対応状況確認	・ 該当しない。

別紙 1 ～ 6

項目、現行ガイドライン条文	整理番号	調査アイテム	調査結果
別紙 1 対象プロジェクトに求められる環境社会配慮	48	● 日本・他ドナーにおける環境社会配慮関連の「費用・便益の定量化方法」の取り扱い確認	個別案件に紐づく事項ではないため、本調査の報告書本文に記載。
	49	● 日本・他ドナーにおける「災害の環境影響評価」の取り扱い確認	個別案件に紐づく事項ではないため、本調査の報告書本文に記載。
基本的事項	50	● 計画段階における環境・社会影響の調査・検討状況確認	環境・社会：詳細計画策定調査を実施
	51	● 影響の回避・最小化のための代替案や緩和策の検討状況確認	・パイロットプロジェクトの選定時に、環境社会配慮を含む案件の有効性・インパクトに鑑みた上で検討している。
	52	● 検討結果のプロジェクト計画への反映状況確認	環境社会配慮を考慮した代替案に基づき検討されている。対策案は住民移転や、大規模な土地改変を行わない計画としている。斜面保護工においては緑化を併用し環境改善を行う計画としている。
	53	● 環境社会配慮関連費用・便益の定量的評価に努めており、定性的な評価も加えているかの確認	・環境社会配慮関連費用・便益についても評価を行っている。道路防災自体が環境改善であり、現況の災害リスクと事業による改善便益を算定している。
	54	● 環境社会配慮関連費用・便益は、プロジェクトの経済的、財政的、制度的、社会的及び技術的分析との密接な調和が図られているかの確認	調査等では確認できない。道路防災事業自体が環境・社会改善である。工事に伴う廃土の管理等の費用は、建設費用に含まれる。災害リスク軽減便益と施工・維持管理費との費用便益分析において事業の妥当性が確認されている。（なお、本事業においては EIRR の計算を行っておらず詳細の確認はできない）
	55	● 環境社会配慮の検討結果につき、代替案や緩和策も含め独立の文書あるいは、他の文書の一部として表されているかの確認	該当しない
	56	● 特に影響が大きいプロジェクトについては、環境影響評価報告書が作成されているかの確認	・ 該当しない。
57	● 特に影響が重大と思われるプロジェクトや、異論が多いプロジェクトについて専門家からなる委員会が設置されたかの確認	・ 特になし。	
対策の検討	58	● 環境管理計画、モニタリング計画など適切なフォローアップの計画や体制、そのための費用及びその調達方法の計画策定状況確認	● 環境管理計画 ・実施体制：検討されている。担当部署を技術調査課とし、主担当者が専任されている。 ・費用：検討されている。実施機関職員が直営で実施する。 ● モニタリング計画 ・実施体制：審査時点で想定する環境影響に対するモニタリングフォームが作成されている。 ・費用：検討されている。すべて、実施機関職員が直営で実施する。 ・調達方法：実施機関職員が直営で実施する。担当部署を技術調査課とし、主担当者が専任されている。
	59	● 上記以外は 2.8 にて確認	2.8 にて確認。
検討する影響スコープ	60	● スコーピングの適切な実施にかかる状況の確認	審査時の想定に基づくスコーピングが実施されているが、パイロットプロジェクトサイト並びに工法が決定した時点で、再検討が行われる。
	61	● GHG 排出量の算出・評価の状況の確認	気候変動の適応案件であるため、対象外。

項目、現行ガイドライン条文	整理番号	調査アイテム	調査結果
	62	● 国際機関、バイドナーの気候変動（GHG 排出）への対応状況の確認	個別案件に紐づく事項ではないため、本調査の報告書本文に記載。
	63	● 「不可分一体の事業」、「派生的・二次的影響」、「累積的影響」の事例整理。	該当しない
	64	● 世銀、ADB、IFC の「不可分一体の事業」、「派生的・二次的影響」、「累積的影響」への対応状況の整理	個別案件に紐づく事項ではないため、本調査の報告書本文に記載。
法令、基準、計画等との整合性	65	● 「自然保護や文化保護のために特に指定した地域」の事例整理	該当しない
	66	● 世銀、ADB、IFC の「自然保護や文化保護のために特に指定した地域」に係る対応状況の整理	個別案件に紐づく事項ではないため、本調査の報告書本文に記載。
	67	● 上記以外は 2.6 にて確認	2.6 にて確認。
社会的合意	68	● ステークホルダー協議（①告知・実施日時、②場所、③方法（住民集会、個別インタビュー、言語）、④社会的弱者に対する配慮手法、⑤告知方法、⑥参加者（人数、被影響者に占める割合、所属、性別等）、⑦協議内容（事業サイトの範囲、事業形態、地域住民の持つ問題点、ニーズ等）、⑧参加者からのコメント、⑨実施機関による返答、⑩寄せられたコメントの計画や事業への反映結果、⑪協議の議事録の有無）の確認	プロジェクトの実施時に必要に応じて説明を実施。
	69	● 外部からの指摘事項が確認された場合には、その原因（GL 記載内容が十分であったかを含む GL 自体の問題、解釈の違い、運用能力等）について確認	・外部からの指摘事項は確認されない。
	70	● 社会的弱者に対する配慮事例の整理	● 社会的弱者に対する配慮の有無：有 エルサルバドルでは、道路工事に参加している女性も多く、女性用の更衣室、トイレ等も用意される等の配慮がなされている。本プロジェクトにおいても、先方政府のジェンダーに対する取り組みを考慮した上で実施するものとする。
生態系及び生物相	71	● 「重要な自然生息地」の事例（含む判断根拠、森林以外の地域、生物多様性重要地域の配慮状況、地域コミュニティにもたらす影響や地域コミュニティが自然生息地にもたらす影響、社会環境に与える影響や社会環境が与える	事業対象地及びその周辺に国立公園や保護区等は存在しない。

項目、現行ガイドライン条文	整理番号	調査アイテム	調査結果
		影響)の整理	
	72	● 「重要な自然生息地における事業実施条件」に基づき事業を実施した事例整理	該当しない。
	73	● 世銀、ADB、IFC の「重要な自然生息地」、「著しい転換・著しい劣化」に係る対応状況の整理	個別案件に紐づく事項ではないため、本調査の報告書本文に記載。
	74	● 違法伐採の有無の確認	該当しない。
非自発的住民移転	75	● 住民移転計画の作成有無・公開状況・協議の有無と内容・協議に際する言語と様式の確認。	該当しない。
	76	● 非自発的住民移転及び生計手段の喪失は、回避・最小化が検討・実施され、対象者と文書等で合意の上で実効性のある対策が講じられているかの確認。	該当しない。
	77	● 環境レビュー段階の想定被影響住民数の確認	該当しない。
	78	● モニタリング段階における被影響住民数の確認	該当しない。
	79	● 環境レビュー段階の補償内容(補償のタイミング、再取得価格を含む補償費の算出方法、生計回復策、その他支援内容)の確認。	該当しない。
	80	● 現地調査対象案件については、移転住民が以前の生活水準や収入機会、生産水準において改善又は少なくとも回復できているかの確認。	該当しない。
	81	● 苦情処理メカニズムの整備状況の確認	該当しない。
先住民族	82	● 先住民族への影響の有無の確認	該当しない。
	83	● 負の影響の回避・最小化の検討状況確認	該当しない。
	84	● 先住民族計画の作成・公開状況確認	該当しない。
	85	● FPIC の実施状況確認	該当しない。
モニタリング	86	● モニタリング計画の作成状況確認	● 環境モニタリングフォーム：作成済。 ● 移転(RAP)モニタリング計画：移転は生じないため該当しない。
	87	● 上記以外は3.2にて確認	3.2にて確認。
別紙2 カテゴリAに必要な環境アセスメント報告書	88	● EIAの承認状況、言語、現地での公開状況及び複製の可否の確認	・該当しない
	89	● EIAにおいてGLに記載の必要な項目が含まれているかの確認	・該当しない
	90	● 大規模住民移転を理由にカテゴリAと判断された案件におけるEIA実施状況の整理	・該当しない
別紙3 一般に影響を及ぼしやすいセクター・特性、影響を受けやすい地域の例示	91	● 「影響を及ぼしやすいセクター」の妥当性の確認。(配電、上水道、農業等、影響を及ぼしやすい特性や影響を受けやすい地域に該当しない限りそれ自体はカテゴリ分類に影響しないと思われるセクターの影響の重大さの整理。)	・対象外
別紙4 スクリーニング様式	92	● (調査アイテム無し)環境GLが改定された場合は、スク	・該当しない

項目、現行ガイドライン条文	整理番号	調査アイテム	調査結果
別紙5 チェックリストにおける分類・チェック項目	93	<p>リーニング様式も併せて変更。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● (調査アイテム無し) 環境 GL が改定された場合は、チェックリストも併せて変更。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 該当しない
別紙6 モニタリングを行う項目	94	<ul style="list-style-type: none"> ● モニタリング項目の妥当性、基準値の記載、工事中・供用時の区分 	<ul style="list-style-type: none"> ● モニタリング項目：大気、水質、騒音・振動、自然環境、社会環境(移転・生計) の項目のモニタリングフォームが作成されている。 ● 基準値記載の有無 基準値は記載されている。 ● モニタリング頻度：工事前、工事中は半期ごと、供用時に提出。 ● 生計回復策の計画と実績の乖離 (モニタリング頻度含む)：本事業では移転は想定されないため、該当しない。 ● 工事中・供用時の区分：工事中、供用時の区分はない。
その他			

個別案件シート（JICA 環境社会配慮ガイドラインのレビュー調査結果）

<事業概要>

案件名/案件種別/海外投融資貸付契約調印日	住民参加による統合水資源開発のための能力向上プロジェクト/技協/2012/10/16
カテゴリ分類及び分類根拠	カテゴリ B 本事業は、「国際協力機構環境社会配慮ガイドライン」（2010 年 4 月公布）に掲げられる、影響を及ぼしやすいセクター・特性及び影響を受けやすい地域に該当せず、環境への望ましくない影響は重大でないと判断されるため。
事業目的	本事業は、モデル地域における統合型の水資源開発計画に基づいた参加型の水資源開発事業の実施監理、地方行政技術局 (LGED 職員、ユニオン関係者及び水管理組合 (Water Management Cooperative Association: WMCA) への研修を通じて、同開発事業に係るガイドラインの整備及び関係者の能力強化を行うことにより、参加型小規模水資源開発モデルを実施するための体制を整備し、もってバングラデシュ全域における同モデルの展開に寄与するもの
プロジェクトサイト	バングラデシュ国 (2 種類のモデル地域がプロジェクト開始後に実施されるベースライン調査を通じて決定される)
事業概要	1. モデル地域における統合型の水資源開発計画に基づいた参加型の水資源開発事業の実施監理 2. LGED職員、ユニオン関係者及びWMCAへの研修 3. 同開発事業におけるガイドラインの整備 4. 関係者の能力強化
事業実施機関	バングラデシュ国 地方自治・農村開発共同組合省(Ministry of Local Government, Rural Development & Cooperatives: MLGRD&C) 地方行政技術局(Local Government Engineering Department: LGED)
総事業費/概算協力額	約 7.0 億円 (予定) 協力金額 3.97 億円(評価時点)

I. 基本的事項

項目、現行ガイドライン条文	整理番号	調査アイテム	調査結果
1.1 理念	1	(レビュー調査全体を通じて確認) ● 開発協力大綱等の政府方針、持続可能な開発目標 (SDGs) 等の国際的援助潮流の整理	個別案件に紐づく事項ではないため、本調査の報告書本文に記載。
1.2 目的			
1.3 定義			
1.4 環境社会配慮の基本方針			
1.5 JICA の責務	2	(第 II, III 章のレビュー調査を通じて確認) ● IFC、ADB 等、他ドナーにおける出資案件における責務について確認	個別案件に紐づく事項ではないため、本調査の報告書本文に記載。
1.6 相手国政府に求める要件	3	(別紙 1 のレビュー調査を通じて確認)	別紙 1 を参照。
1.7 対象とする協力事業	4	● 現行 GL 施行後に増えた協力事業 (海外投融資、中小企業支援等) の整理	個別案件に紐づく事項ではないため、本調査の報告書本文に記載。
	5	● 現行 GL 施行後の業務環境の変化 (インフラ輸出の促進、迅速化、国際金融機関との協調融資の増加等) の整理	個別案件に紐づく事項ではないため、本調査の報告書本文に記載。
1.8 緊急時の措置	6	● 「緊急時の措置」の適用実績整理 (カテゴリ分類、緊急時の判断基準、助言委員会関与方法、情報公開、モニタリング、フォローアップ措置等)	・該当しない。
1.9 普及	7	● 相手国等に対する説明実績、説明内容の整理	● JICAGL に関する説明実績：本技術協力案件開始前の協議時に説明済。 ● JICAGL に関する説明内容：JICAGL の遵守、適切な環境社会配慮の実施、モニタリングに付き説明。 JICAGL に関する研修実績：有
1.10 環境社会配慮助言委員会	8	(第 II 章 2.7 「環境社会配慮助言委員会による助言」のレビュー調査を通じて確認)	第 II 章 2.7 「環境社会配慮助言委員会による助言」を参照。

II. 環境社会配慮のプロセス

項目、現行ガイドライン条文	整理番号	調査アイテム	調査結果
2.1 情報の公開	9	● JICA による情報公開 (カテゴリ分類、最終報告書、環境社会配慮文書、環境レビュー結果、モニタリング結果) 状況確認	● カテゴリ分類の情報公開：公開あり ● 協力準備調査 最終報告書の情報公開：公開されていない。 ● 環境社会配慮文書 (EIA・RAP・IPP など) の情報公開：作成不要のため、該当しない。

項目、現行ガイドライン条文	整理番号	調査アイテム	調査結果
			<ul style="list-style-type: none"> ● 環境レビュー結果（＝事前評価表）の情報公開状況：公開あり。 ● モニタリング結果の情報公開： <ul style="list-style-type: none"> ・合意状況：合意済。 ・公開状況：2 公開されている。
	10	● 相手国等による情報公開（環境社会配慮文書、モニタリング結果）状況（公開場所、公開時期、言語等）	● 相手国での公開には合意がないため、該当しない。
	11	● JICA から相手国等に対する情報公開の働きかけの状況確認	協議の際に情報公開の働きかけがなされ、モニタリング結果の情報公開について合意している。
	12	● 第三者からの情報提供の求めの有無と対応状況確認	・該当なし
	13	● 情報開示が禁じられる情報についての対応状況確認	● JICA における公開情報については、全て相手国政府等から了解を得ている。
2.2 カテゴリ分類	14	● カテゴリ分類結果、根拠の整理	<ul style="list-style-type: none"> ● カテゴリ分類結果：カテゴリ B ● カテゴリ分類の根拠：本事業は影響を及ぼしやすいセクターに該当しない。事業対象地は、国立公園等の影響を受けやすい地域またはその周辺に該当せず、大規模な非自発的住民移転等の影響を及ぼしやすい特性を有しない。 ● カテゴリ分類の根拠と実態の乖離：無
	15	● カテゴリ分類の変更の有無と有の場合の根拠の整理	● カテゴリ分類の変更：無
	16	● カテゴリ分類の妥当性について外部より指摘を受けた案件の分類結果の妥当性の確認	・外部からの指摘は確認されなかった。
	17	● スクリーニング様式の提出状況	・スクリーニング様式の提出：当該様式の提出は確認できないが、実施機関等から徴求した対応の情報に基づきスクリーニングを実施。
2.3 環境社会配慮の項目	18	(別紙1のレビュー調査を通じて確認)	別紙1を参照。
2.4 現地ステークホルダーとの協議	19	● JICA と相手国等による協議状況確認	実施済み
	20	● 上記以外は別紙1「社会的合意」のレビュー調査を通じて確認	別紙1「社会的合意」を参照。
2.5 社会環境と人権への配慮	21	● 権利が制限されている地域における協力事業での情報公開や現地ステークホルダーとの協議の際の配慮状況の確認	● 権利が制限されている地域の該当状況：該当しない。
	22	● 社会的弱者に対する人権配慮の有・内容確認	別紙1「社会的合意」を参照。
2.6 参照する法令と基準	23	<ul style="list-style-type: none"> ● 相手国の国内法遵守の有無 ● 世銀 SGP やその他国際基準との乖離の有無 	<ul style="list-style-type: none"> ● 相手国の国内法遵守の有無 ・EIA・IEE の承認有無：IEE は承認済。EIA は国内法に基づき不要。 ・国内法に基づいた RAP 作成有無：該当しない ● 世銀 SGP やその他国際基準との乖離の有無：該当しない。
	24		
	25	● 世銀のセーフガード政策から Environmental and Social Framework (ESF) への変更点の整理	個別案件に紐づく事項ではないため、本調査の報告書本文に記載。
	26	● 世銀 ESF と現行 GL の相違点	個別案件に紐づく事項ではないため、本調査の報告書本文に記載。
	27	● ADB、IFC のセーフガード政策で参照できる基準やグッドプラクティス等の整理	個別案件に紐づく事項ではないため、本調査の報告書本文に記載。
2.7 環境社会配慮助言委員会による助言	28	● 助言委員会の開催実績整理（運営改善の取り組み含め情報整理、情報公開状況含む）	カテゴリ B 案件のため対象外

項目、現行ガイドライン条文	整理番号	調査アイテム	調査結果
	29	● 環境レビュー時の助言対応状況確認	カテゴリ B 案件のため対象外
2.8 JICA の意思決定	30	● 合意文書における合意状況確認	・合意文書締結済み
	31	● 合意文書に基づき、協力事業を中止した事例の整理	該当しない。
2.9 ガイドラインの適切な実施と遵守の確保	32	● 別途、「異議申立手続き」の見直し作業を通じて対応	該当しない
2.10 ガイドラインの適用と見直し	33	N/A	該当しない

III. 環境社会配慮の手続き

項目、現行ガイドライン条文	整理番号	調査アイテム	調査結果
3.1 協力準備調査	34	● 「プロジェクトを実施しない案」を含む代替案検討の事例整理	・技術協力プロジェクトのため該当しない。
	35	● 協力準備調査の各種手続きの実施状況確認(スコーピング、EIA 等調査、情報公開、ステークホルダー協議等)	・技術協力プロジェクトのため該当しない。
3.2 有償資金協力、無償資金協力、技術協力プロジェクト	36	● カテゴリ分類に応じた環境レビューに係る手続き・情報公開の実施状況確認 ・環境チェックリストの作成状況 ・EIA, ECC, RAP, IPP の取得・公開状況等 ・FI の場合、金融仲介者等の環境社会配慮確認実施能力の確認状況及びカテゴリ A 相当のサブプロジェクトに対する環境レビュー状況等	● 環境チェックリストの作成状況：作成済（詳細策定調査に添付されている） ● EIA,ECC,RAP,IPP の取得・公開状況 ・EIA：J 該当しない ・ECC：該当しない ・RAP：該当しない。 ・IPP：該当しない。 ● 本案件は FI 事業ではない。
	37	● エンジニアリング・サービス借款実施案件の環境レビュー実績の整理	・ES 借款ではない。
	38	● エンジニアリング・サービス借款の実施段階における相手国等による環境社会配慮実施状況の確認。	・ES 借款ではない。
	39	● モニタリング結果の受領、公開状況確認	● モニタリング結果の受領 ・審査時の合意：モニタリング結果の公開について合意済 ・作成状況：作成済 ・受領状況：受領済 ● モニタリング結果の公開状況 ・公開済
	40	● 第三者からのモニタリング結果の公開請求への対応状況の確認	● モニタリング結果の公開請求：無
	41	● 環境レビュー結果とモニタリング結果の乖離が確認された場合には、その原因（GL 記載内容が十分であったかを含む GL 自体の問題、解釈の違い、運用能力等）について確認。	● 環境事項における環境レビュー結果とモニタリング結果の乖離：特になし ● 社会事項における環境レビュー結果とモニタリング結果の乖離：特になし
	42	● 合意文書に基づき、相手国に対応を求め、貸付実行を停止した事例の整理	・該当しない
	43	● プロジェクトの重大な変更が生じた案件の手続きの実施状況の確認	● 重大な変更が生じた案件であるか：該当しない ● 本技術協力案件の内容に合意後に IEE/EIA が改定されたか：該当しない ● IEE/EIA が改定された場合、改定の理由：該当しない
3.3 外務省が自ら行う無償資金協力について JICA が行う事前の調査	44	● 外務省に協力の停止を提言した事例の整理	・該当しない
3.4 開発計画調査型技術協力	45	● カテゴリ分類に応じた各段階での手続きの実施状況確認 ・スクリーニングの実施状況	・技術協力案件のため該当しない。

項目、現行ガイドライン条文	整理番号	調査アイテム	調査結果
		<ul style="list-style-type: none"> ・スコーピングの実施状況 ・JICA と相手国等の協議状況 ・合意文書や報告書等の公開状況等 	
	46	● SEA のステークホルダー協議の実施状況確認	・該当しない。
	47	● 開発調査型技術協力終了後に予期せぬ環境社会影響が生じた場合の対応状況確認	・該当しない。

別紙 1～6

項目、現行ガイドライン条文	整理番号	調査アイテム	調査結果
別紙 1 対象プロジェクトに求められる環境社会配慮	48	● 日本・他ドナーにおける環境社会配慮関連の「費用・便益の量化方法」の取り扱い確認	個別案件に紐づく事項ではないため、本調査の報告書本文に記載。
	49	● 日本・他ドナーにおける「災害の環境影響評価」の取り扱い確認	個別案件に紐づく事項ではないため、本調査の報告書本文に記載。
基本的事項	50	● 計画段階における環境・社会影響の調査・検討状況確認	<ul style="list-style-type: none"> ● 環境：LGED においては、“Environmental Assessment Guidelines for LGED Projects , October 2008” に基づいて、水質や土壌汚染などの環境配慮に関する調査が実施されており、モデル事業においても適用された。 ● 社会： <ul style="list-style-type: none"> ● 貧困削減：社会的弱者に対して、優先的に小規模(軽微)な建設や維持管理事業実施を委託する LCS (Labour Contracting Society) という仕組みを適用。 ● ジェンダー配慮： <ul style="list-style-type: none"> ● LGED における” Gender Equality Strategy and Action Plans 2008-2015” に基づいてジェンダー平等を達成するための取組み対象となっている。 ● C/P となる IWRM ユニットには、常勤の Sociologist としてジェンダーと開発分野の専門家が配置される予定。 ● UDCC、WMCA においてはそれぞれの人選の規定において、3名以上の女性が選定されることで、女性たちの声が反映されるような仕組みが整備されている。
	51	● 影響の回避・最小化のための代替案や緩和策の検討状況確認	<ul style="list-style-type: none"> ・3つのサブプロジェクトそれぞれにおいて、3つの代替案を作成しているがプロジェクトを実施しない案は含まれていない。 ・緩和策の検討もされている。
	52	● 検討結果のプロジェクト計画への反映状況確認	・水の節約、水質保全や地元の要望などを反映して決定している。
	53	● 環境社会配慮関連費用・便益の定量的評価に努めており、定性的な評価も加えているかの確認	<ul style="list-style-type: none"> ● 環境： <ul style="list-style-type: none"> ● 定量的な評価：JICA ウェブサイトで公開されている環境モニタリングレポートの Appendix 3 では、例えば切り盛り費用に安全対策や男女別のトイレの設置などの環境緩和策の費用が含まれるなど、工事費に含まれていると記載されている。また、3つのサブプロジェクトごとの O&M 費用があるが、環境管理・モニタリング費用が含まれていると記載されている。 ● 社会： <ul style="list-style-type: none"> ● 定性的な評価：Labor Contracting Society (LCS) の活用により土地なし住民や極貧女性の組織に対して優先的に小規模な建設や維持管理事業を実施。ターゲットグループの UDCC や WMCA には3名以上の女性が選任され、女性の声が反映されるような仕組みがある。
	54	● 環境社会配慮関連費用・便益は、プロジェクトの経済的、財政的、制度的、社会的及び技術的分析との密接な調和が図られているかの確認	・LGED が、DOE へのモニタリング結果報告を含む環境モニタリング計画の全てに係る費用を負担すると記載されているが、技術協力プロジェクトのため、EIRR の計算は行っておらず詳細は確認できない。
	55	● 環境社会配慮の検討結果につき、代替案や緩和策も含め独立の文書あるいは、他の文書の一部として表されているかの確認	・代替案、緩和策はモニタリングレポート内に記載されている。
56	● 特に影響が大きいプロジェクトについては、環境影響評価報告書が作成されているかの確認	カテゴリ B のため、該当しない。	

項目、現行ガイドライン条文	整理番号	調査アイテム	調査結果
	57	● 特に影響が重大と思われるプロジェクトや、異論が多いプロジェクトについて専門家からなる委員会が設置されたかの確認	特になし（該当しない）
対策の検討	58	● 環境管理計画、モニタリング計画など適切なフォローアップの計画や体制、そのための費用及びその調達方法の計画策定状況確認	<ul style="list-style-type: none"> ● 環境管理計画 <ul style="list-style-type: none"> ・実施体制：環境モニタリングレポート内の EMP に担当機関が記載されている。 ・費用：検討されている。 ・調達方法：各項目の担当組織及び関連費用が検討されている。 ● モニタリング計画 <ul style="list-style-type: none"> ・実施体制：環境モニタリングレポート内の EMoP の各項目に担当組織が割り当てられている。 ・費用：EMP に関する全てのリソース及び設備の提供、費用は LGED が負担すると記載有。 ・調達方法：各項目の担当組織及び関連費用が検討されている。
	59	● 上記以外は 2.8 にて確認	2.8 にて確認。
検討する影響スコープ	60	● スコーピングの適切な実施にかかる状況の確認	調査にて実施
	61	● GHG 排出量の算出・評価の状況の確認	検討されていない
	62	● 国際機関、バイドナーの気候変動（GHG 排出）への対応状況の確認	個別案件に紐づく事項ではないため、本調査の報告書本文に記載。
	63	● 「不可分一体の事業」、「派生的・二次的影響」、「累積的影響」の事例整理。	該当しない
	64	● 世銀、ADB、IFC の「不可分一体の事業」、「派生的・二次的影響」、「累積的影響」への対応状況の整理	個別案件に紐づく事項ではないため、本調査の報告書本文に記載。
法令、基準、計画等との整合性	65	● 「自然保護や文化保護のために特に指定した地域」の事例整理	● 自然保護や文化保護のために特に指定した地域の該当有無：無。
	66	● 世銀、ADB、IFC の「自然保護や文化保護のために特に指定した地域」に係る対応状況の整理	個別案件に紐づく事項ではないため、本調査の報告書本文に記載。
	67	● 上記以外は 2.6 にて確認	2.6 にて確認。
社会的合意	68	● ステークホルダー協議（①告知・実施日時、②場所、③方法（住民集会、個別インタビュー、言語）、④社会的弱者に対する配慮手法、⑤告知方法、⑥参加者（人数、被影響者に占める割合、所属、性別等）、⑦協議内容（事業サイトの範囲、事業形態、地域住民の持つ問題点、ニーズ等）、⑧参	<ul style="list-style-type: none"> ・各サブプロジェクトの政府関係者、代議士、コミュニティ住民が参加し、FS 段階で開催されている。 ● ・

項目、現行ガイドライン条文	整理番号	調査アイテム	調査結果
		加者からのコメント、⑨実施機関による返答、⑩寄せられたコメントの計画や事業への反映結果、⑪協議の議事録の有無)の確認	
	69	● 外部からの指摘事項が確認された場合には、その原因 (GL 記載内容が十分であったかを含む GL 自体の問題、解釈の違い、運用能力等) について確認	なし
	70	● 社会的弱者に対する配慮事例の整理	<ul style="list-style-type: none"> ● 社会的弱者に対する配慮の有無 -計画： 貧困削減：女性等社会的弱者の組織に対して、優先的に小規模(軽微)な建設や維持管理事業実施を委託する LCS (Labour Contracting Society) という仕組みを適用予定。 ジェンダー配慮： ・ LGED における” Gender Equality Strategy and Action Plans 2008-2015” に基づいてジェンダー平等を達成するための取組み対象となっている。 ・ C/P となる IWRM ユニットには、常勤の Sociologist としてジェンダーと開発分野の専門家が配置される予定。 ・ UDCC、WMCA においてはそれぞれの人選の規定において、3 名以上の女性が選定されることで、女性たちの声が反映されるような仕組みが整備されている。 ● -
生態系及び生物相	71	● 「重要な自然生息地」の事例 (含む判断根拠、森林以外の地域、生物多様性重要地域の配慮状況、地域コミュニティにもたらす影響や地域コミュニティが自然生息地にもたらす影響、社会環境に与える影響や社会環境が与える影響) の整理	・モデル地域を選定する際は、国立公園等の影響を受けやすい地域またはその周辺に該当しない。
	72	● 「重要な自然生息地における事業実施条件」に基づき事業を実施した事例整理	・該当なし
	73	● 世銀、ADB、IFC の「重要な自然生息地」、「著しい転換・著しい劣化」に係る対応状況の整理	個別案件に紐づく事項ではないため、本調査の報告書本文に記載。
	74	● 違法伐採の有無の確認	該当しない。
非自発的住民移転	75	● 住民移転計画の作成有無・公開状況・協議の有無と内容・協議に際する言語と様式の確認。	<ul style="list-style-type: none"> ● 住民移転計画の作成：対象外 ● 公開状況：2.1「情報の公開」を通じて確認。 ● 協議の有無と内容：対象外 ● 協議の使用言語：対象外
	76	● 非自発的住民移転及び生計手段の喪失は、回避・最小化が検討・実施され、対象者と文書等で合意の上で実効性のある対策が講じられているかの確認。	<ul style="list-style-type: none"> ● 非自発的住民移転及び生計手段の喪失は回避・最小化が検討・実施されたか：対象外 ● 対象者と文書等で合意をしているか：対象外
	77	● 環境レビュー段階の想定被影響住民数の確認	・該当しない
	78	● モニタリング段階における被影響住民数の確認	・該当しない
	79	● 環境レビュー段階の補償内容 (補償のタイミング、再取得	● 補償のタイミング：対象外

項目、現行ガイドライン条文	整理番号	調査アイテム	調査結果
		価格を含む補償費の算出方法、生計回復策、その他支援内容)の確認。	<ul style="list-style-type: none"> ● 土地の再取得価格での補償方針の有無：対象外 ● 再取得価格を含む補償費の算出方法：対象外 ● 生計回復策の内容：対象外
	80	● 現地調査対象案件については、移転住民が以前の生活水準や収入機会、生産水準において改善又は少なくとも回復できているかの確認。	該当しない
	81	● 苦情処理メカニズムの整備状況の確認	<ul style="list-style-type: none"> ● 苦情処理メカニズムの計画：対象外 ● 計画された苦情処理メカニズムの整備状況：対象外 ● 苦情の有無：対象外
先住民族	82	● 先住民族への影響の有無の確認	該当しない
	83	● 負の影響の回避・最小化の検討状況確認	該当しない
	84	● 先住民族計画の作成・公開状況確認	該当しない
	85	● FPICの実施状況確認	該当しない
モニタリング	86	● モニタリング計画の作成状況確認	<ul style="list-style-type: none"> ● 環境モニタリング計画：環境モニタリングレポートの Appendix 3 に含まれている。有 ● 移転 (RAP) モニタリング計画：該当しない
	87	● 上記以外は 3.2 にて確認	3.2 にて確認。
別紙 2 カテゴリ A に必要な環境アセスメント報告書	88	● EIA の承認状況、言語、現地での公開状況及び複製の可否の確認	カテゴリ B 案件のため対象外
	89	● EIA において GL に記載の必要な項目が含まれているかの確認	カテゴリ B 案件のため対象外
	90	● 大規模住民移転を理由にカテゴリ A と判断された案件における EIA 実施状況の整理	カテゴリ B 案件のため対象外
別紙 3 一般に影響を及ぼしやすいセクター・特性、影響を受けやすい地域の例示	91	● 「影響を及ぼしやすいセクター」の妥当性の確認。(配電、上水道、農業等、影響を及ぼしやすい特性や影響を受けやすい地域に該当しない限りそれ自体はカテゴリ分類に影響しないと思われるセクターの影響の重大さの整理。)	・カテゴリ B なので対象外。
別紙 4 スクリーニング様式	92	● (調査アイテム無し) 環境 GL が改定された場合は、スクリーニング様式も併せて変更。	該当しない
別紙 5 チェックリストにおける分類・チェック項目	93	● (調査アイテム無し) 環境 GL が改定された場合は、チェックリストも併せて変更。	該当しない
別紙 6 モニタリングを行う項目	94	● モニタリング項目の妥当性、基準値の記載、工事中・供用時の区分	<ul style="list-style-type: none"> ● モニタリング項目： <ul style="list-style-type: none"> ・モデル地域①については、LGED が施設建設時に水質・土壌汚染のモニタリングを行う。 ・モデル地区②は既設のサイトであり、建設時に同様の取り組みを行っている。 ・モニタリングレポート内の EMoP では、労働者宿舍の閉鎖、トイレの閉鎖、河岸侵食・堆積モニタリング、魚類の移動のための水門管理、盛り土の状況、舗装道路の状況、マーケットのメンテナンスなどのモニタリング項目が設定されている。 ● 基準値の記載 (計画)：なし。 ● 参照基準：なし ● モニタリング頻度： <ul style="list-style-type: none"> ・環境：4 半期に 1 度 ・社会：該当しない ● 生計回復策の計画と実績の乖離 (モニタリング頻度含む)：該当しない ● 工事中・供用時の区分：区分有
その他			

個別案件シート（JICA 環境社会配慮ガイドラインのレビュー調査結果）

<事業概要>

案件名/案件種別/RD 調印日	公衆衛生上問題となっているウイルス感染症の把握と実験室診断法の確立プロジェクト/技協/2016年2月12日
カテゴリ分類及び分類根拠	カテゴリ B 本事業は、「国際協力機構環境社会配慮ガイドライン」（2010年4月公布）に掲げる影響を及ぼしやすいセクター・特性及び影響を受けやすい地域に該当せず、環境への望ましくない影響は重大ではないと判断されるため。
事業目的	本事業は、ガボンにおいて、公衆衛生対策上優先度の高いウイルス感染症に対する迅速診断法の開発に係わる共同研究を行うことで、ガボン側研究機関のウイルス感染症研究開発の能力向上を図るものである。
プロジェクトサイト	ガボン国 モワイエン・オゴウェ州ランバレネ周辺地域
事業概要	本事業は、ランバレネ医療研究センター(CERMEL)と長崎大学の共同研究を通じて、①対象地域におけるウイルス感染症の流行状況の解明、②新規に同定されたウイルスの性状解析、③公衆衛生対策上優先度の高いウイルスに対する診断法の開発を行い、ガボン側研究機関のウイルス感染症研究開発の能力向上に貢献するものであり、ガボンの開発政策に寄与する。
事業実施機関	高等教育・科学研究省(MoHESR) ランバレネ医療研究センター(CERMEL)
総事業費/概算協力額	約3億円

I. 基本的事項

項目、現行ガイドライン条文	整理番号	調査アイテム	調査結果
1.1 理念	1	(レビュー調査全体を通じて確認) ● 開発協力大綱等の政府方針、持続可能な開発目標 (SDGs) 等の国際的援助潮流の整理	個別案件に紐づく事項ではないため、本調査の報告書本文に記載。
1.2 目的			
1.3 定義			
1.4 環境社会配慮の基本方針			
1.5 JICA の責務	2	(第II, III章のレビュー調査を通じて確認) ● IFC、ADB 等、他ドナーにおける出資案件における責務について確認	個別案件に紐づく事項ではないため、本調査の報告書本文に記載。
1.6 相手国政府に求める要件	3	(別紙1のレビュー調査を通じて確認)	別紙1を参照。
1.7 対象とする協力事業	4	● 現行 GL 施行後に増えた協力事業 (海外投融资、中小企業支援等) の整理	個別案件に紐づく事項ではないため、本調査の報告書本文に記載。
	5	● 現行 GL 施行後の業務環境の変化 (インフラ輸出の促進、迅速化、国際金融機関との協調融資の増加等) の整理	個別案件に紐づく事項ではないため、本調査の報告書本文に記載。
1.8 緊急時の措置	6	● 「緊急時の措置」の適用実績整理 (カテゴリ分類、緊急時の判断基準、助言委員会関与方法、情報公開、モニタリング、フォローアップ措置等)	・該当しない。
1.9 普及	7	● 相手国等に対する説明実績、説明内容の整理	● JICAGL に関する説明実績：審査時に説明済。 ● JICAGL に関する説明内容：JICAGL の遵守、適切な環境社会配慮の実施、モニタリングに付き説明。 JICAGL に関する研修実績：なし ●
1.10 環境社会配慮助言委員会	8	(第II章 2.7「環境社会配慮助言委員会による助言」のレビュー調査を通じて確認)	第II章 2.7「環境社会配慮助言委員会による助言」を参照。

II. 環境社会配慮のプロセス

	整理番号	調査アイテム	調査結果
2.1 情報の公開	9	● JICA による情報公開 (カテゴリ分類、最終報告書、環境社会配慮文書、環境レビュー結果、モニタリング結果) 状況確認	● カテ分類の情報公開：公開あり ● 協力準備調査 最終報告書の情報公開：(詳細計画策定調査報告書)公開あり ● 環境社会配慮文書 (EIA・RAP・IPP など) の情報公開：EIA、IEE、RAP は作成されないため対象外。 ● 環境レビュー結果 (=事前評価表) の情報公開状況：公開あり ● モニタリング結果の情報公開： ・合意状況：合意済 ・公開状況：公開あり

	整理番号	調査アイテム	調査結果
	10	● 相手国等による情報公開（環境社会配慮文書、モニタリング結果）状況（公開場所、公開時期、言語等）	● 環境社会配慮文書：いずれも作成不要のため該当しない。 ● モニタリング結果：相手国での公開に関する合意なし
	11	● JICA から相手国等に対する情報公開の働きかけの状況確認	・ JICA が働きかけ、JICA HP での公開に合意している。
	12	● 第三者からの情報提供の求めの有無と対応状況確認	・ 無。
	13	● 情報開示が禁じられる情報についての対応状況確認	● JICA における公開情報については、全て相手国政府等からの了解を得た上で公開。
2.2 カテゴリ分類	14	● カテゴリ分類結果、根拠の整理	● カテゴリ分類結果：カテゴリ B ● カテゴリ分類の根拠：本事業は影響を及ぼしやすいセクターには該当しない事業対象地は国立公園等の影響を受けやすい地域またはその周辺に該当せず、大規模な非自発的住民移転等の影響を及ぼしやすい特性を有しない。 ● カテゴリ分類の根拠と実態の乖離：無
	15	● カテゴリ分類の変更の有無と有の場合の根拠の整理	● カテゴリ分類の変更：無
	16	● カテゴリ分類の妥当性について外部より指摘を受けた案件の分類結果の妥当性の確認	・ 該当無し
	17	● スクリーニング様式の提出状況	・ スクリーニング様式の提出：当該様式の提出は確認できないが、実施機関等から徴求した対応の情報に基づきスクリーニングを実施。
2.3 環境社会配慮の項目	18	(別紙 1 のレビュー調査を通じて確認)	別紙 1 を参照。
2.4 現地ステークホルダーとの協議	19	● JICA と相手国等による協議状況確認	・ RD 締結時に協議を実施している。
	20	● 上記以外は別紙 1 「社会的合意」のレビュー調査を通じて確認	別紙 1 「社会的合意」を参照。
2.5 社会環境と人権への配慮	21	● 権利が制限されている地域における協力事業での情報公開や現地ステークホルダーとの協議の際の配慮状況の確認	● 権利が制限されている地域の該当状況：該当しない
	22	● 社会的弱者に対する人権配慮の有・内容確認	別紙 1 「社会的合意」を参照。 ・
2.6 参照する法令と基準	23	● 相手国の国内法遵守の有無 ● 世銀 SGP やその他国際基準との乖離の有無	● 相手国の国内法遵守の有無 ・ EIA・IEE の承認有無：対象外 ・ 国内法に基づいた RAP 作成有無：対象外 ● 世銀 SGP やその他国際基準との乖離の有無：なし
	24		
	25	● 世銀のセーフガード政策から Environmental and Social Framework (ESF) への変更点の整理	個別案件に紐づく事項ではないため、本調査の報告書本文に記載。
	26	● 世銀 ESF と現行 GL の相違点	個別案件に紐づく事項ではないため、本調査の報告書本文に記載。
	27	● ADB、IFC のセーフガード政策で参照できる基準やグッドプラクティス等の整理	個別案件に紐づく事項ではないため、本調査の報告書本文に記載。
2.7 環境社会配慮助言委員会による	28	● 助言委員会の開催実績整理（運営改善の取り組み含め情報	・ カテゴリ B 案件のため対象外。

	整理番号	調査アイテム	調査結果
助言		整理、情報公開状況含む)	
	29	● 環境レビュー時の助言対応状況確認	・別紙7の「助言対応状況」を参照。
2.8 JICA の意思決定	30	● 合意文書における合意状況確認	・合意文書締結済み。
	31	● 合意文書に基づき、協力事業を中止した事例の整理	・該当しない。
2.9 ガイドラインの適切な実施と遵守の確保	32	● 別途、「異議申立手続き」の見直し作業を通じて対応	・該当しない
2.10 ガイドラインの適用と見直し	33	N/A	・該当しない

III. 環境社会配慮の手続き

項目、現行ガイドライン条文	整理番号	調査アイテム	調査結果
3.1 協力準備調査	34	● 「プロジェクトを実施しない案」を含む代替案検討の事例整理	・政府が所有する敷地内でのプロジェクト実施であり、特段代替案は検討されていない。
	35	● 協力準備調査の各種手続きの実施状況確認(スコーピング、EIA 等調査、情報公開、ステークホルダー協議等)	● スコーピング：実施されている。 ● EIA 等調査：対象外 ● 情報公開：2.1「情報の公開」を参照。 ● ステークホルダー協議等：別紙1「社会的合意」を参照。
3.2 有償資金協力、無償資金協力、技術協力プロジェクト	36	● カテゴリ分類に応じた環境レビューに係る手続き・情報公開の実施状況確認 ・環境チェックリストの作成状況 ・EIA, ECC, RAP, IPP の取得・公開状況等 ・FI の場合、金融仲介者等の環境社会配慮確認実施能力の確認状況及びカテゴリ A 相当のサブプロジェクトに対する環境レビュー状況等	● 環境チェックリストの作成状況：作成済 ● EIA,ECC,RAP,IPP の取得・公開状況 ・EIA：対象外 ・ECC：対象外 ・RAP：対象外 ・IPP：対象外 ● 本案件は FI 事業ではない。
	37	● エンジニアリング・サービス借款実施案件の環境レビュー実績の整理	・ES 借款ではない。
	38	● エンジニアリング・サービス借款の実施段階における相手国等による環境社会配慮実施状況の確認。	・ES 借款ではない。 ●
	39	● モニタリング結果の受領、公開状況確認	● モニタリング結果の受領 ・審査時の合意：実施機関は工事中及び完工後3年間、半年ごとにモニタリング実施し、結果を JICA に送付する ・作成状況：作成済 ・受領状況：受領済 モニタリング結果の公開状況：公開あり
	40	● 第三者からのモニタリング結果の公開請求への対応状況の確認	● モニタリング結果の公開請求：無
	41	● 環境レビュー結果とモニタリング結果の乖離が確認された場合には、その原因（GL 記載内容が十分であったかを含む GL 自体の問題、解釈の違い、運用能力等）について確認。	● 環境事項における環境レビュー結果とモニタリング結果の乖離：なし。 ● 社会事項における環境レビュー結果とモニタリング結果の乖離：対象外
	42	● 合意文書に基づき、相手国に対応を求め、貸付実行を停止した事例の整理	・貸付実行は停止されていない。
	43	● プロジェクトの重大な変更が生じた案件の手続きの実施状況の確認	● 重大な変更が生じた案件であるか：該当しない。 ● 事業開始後に IEE/EIA が改定されたか：対象外 ● IEE/EIA が改定された場合、改定の理由：該当しない。

項目、現行ガイドライン条文	整理番号	調査アイテム	調査結果
3.3 外務省が自ら行う無償資金協力について JICA が行う事前の調査	44	● 外務省に協力の停止を提言した事例の整理	・協力停止は提言されていない。
3.4 開発計画調査型技術協力	45	● カテゴリ分類に応じた各段階での手続きの実施状況確認 ・スクリーニングの実施状況 ・スコーピングの実施状況 ・JICA と相手国等の協議状況 ・合意文書や報告書等の公開状況等	・該当しない。 ● スクリーニングの実施状況： ● スコーピングの実施状況： ● JICA と相手国等の協議状況： 合意文書や報告書等の公開状況：
	46	● SEA のステークホルダー協議の実施状況確認	・該当しない。
	47	● 開発調査型技術協力終了後に予期せぬ環境社会影響が生じた場合の対応状況確認	・該当しない。

別紙 1～6

項目、現行ガイドライン条文	整理番号	調査アイテム	調査結果
別紙 1 対象プロジェクトに求められる環境社会配慮	48	● 日本・他ドナーにおける環境社会配慮関連の「費用・便益の定量化方法」の取り扱い確認	個別案件に紐づく事項ではないため、本調査の報告書本文に記載。
	49	● 日本・他ドナーにおける「災害の環境影響評価」の取り扱い確認	個別案件に紐づく事項ではないため、本調査の報告書本文に記載。
基本的事項	50	● 計画段階における環境・社会影響の調査・検討状況確認	● 環境：詳細計画策定調査等を通じて環境レビューを実施。 ● 社会：対象外
	51	● 影響の回避・最小化のための代替案や緩和策の検討状況確認	・実施機関用地内での建設であり、詳細計画策定調査を通じて確認している。
	52	● 検討結果のプロジェクト計画への反映状況確認	・上述の通り。
	53	● 環境社会配慮関連費用・便益の定量的評価に努めており、定性的な評価も加えているかの確認	検討されていない。
	54	● 環境社会配慮関連費用・便益は、プロジェクトの経済的、財政的、制度的、社会的及び技術的分析との密接な調和が図られているかの確認	該当しない（本事業では、EIRR の計算を行っておらず詳細の確認はできない。）
	55	● 環境社会配慮の検討結果につき、代替案や緩和策も含め独立の文書あるいは、他の文書の一部として表されているかの確認	詳細計画調査を実施している
	56	● 特に影響が大きいプロジェクトについては、環境影響評価報告書が作成されているかの確認	カテゴリ B につき、該当しない。
対策の検討	57	● 特に影響が重大と思われるプロジェクトや、異論が多いプロジェクトについて専門家からなる委員会が設置されたかの確認	該当しない（特になし）
	58	● 環境管理計画、モニタリング計画など適切なフォローアップの計画や体制、そのための費用及びその調達方法の計画策定状況確認	● 環境管理計画／モニタリング計画 ・実施体制：CERMEL と長崎大学でモニタリング担当を任命し、CERMEL がモニタリングする。 ・費用：プロジェクト実施中に検討される ・調達方法：プロジェクト実施中に検討される
検討する影響スコープ	59	● 上記以外は 2.8 にて確認	2.8 にて確認。
	60	● スコーピングの適切な実施にかかる状況の確認	・詳細計画策定調査にてスコーピングを実施。
	61	● GHG 排出量の算出・評価の状況の確認	・本事業は気候変動案件ではない。

項目、現行ガイドライン条文	整理番号	調査アイテム	調査結果
	62	● 国際機関、バイドナーの気候変動（GHG 排出）への対応状況の確認	個別案件に紐づく事項ではないため、本調査の報告書本文に記載。
	63	● 「不可分一体の事業」、「派生的・二次的影響」、「累積的影響」の事例整理。	該当しない
	64	● 世銀、ADB、IFC の「不可分一体の事業」、「派生的・二次的影響」、「累積的影響」への対応状況の整理	個別案件に紐づく事項ではないため、本調査の報告書本文に記載。
法令、基準、計画等との整合性	65	● 「自然保護や文化保護のために特に指定した地域」の事例整理	● 該当しない
	66	● 世銀、ADB、IFC の「自然保護や文化保護のために特に指定した地域」に係る対応状況の整理	個別案件に紐づく事項ではないため、本調査の報告書本文に記載。
	67	● 上記以外は 2.6 にて確認	2.6 にて確認。
社会的合意	68	● ステークホルダー協議（①告知・実施日時、②場所、③方法（住民集会、個別インタビュー、言語）、④社会的弱者に対する配慮手法、⑤告知方法、⑥参加者（人数、被影響者に占める割合、所属、性別等）、⑦協議内容(事業サイトの範囲、事業形態、地域住民の持つ問題点、ニーズ等)、⑧参加者からのコメント、⑨実施機関による返答、⑩寄せられたコメントの計画や事業への反映結果、⑪協議の議事録の有無）の確認	● EIA に関して 対象外 ● RAP に関して 対象外 ● ステークホルダー分析の実施： 該当しない 大学内の実施であるため、学内の関係者等に説明を行っている。
	69	● 外部からの指摘事項が確認された場合には、その原因（GL 記載内容が十分であったかを含む GL 自体の問題、解釈の違い、運用能力等）について確認	該当しない。
	70	● 社会的弱者に対する配慮事例の整理	● 該当しない。
生態系及び生物相	71	● 「重要な自然生息地」の事例（含む判断根拠、森林以外の地域、生物多様性重要地域の配慮状況、地域コミュニティにもたらす影響や地域コミュニティが自然生息地にもたらす影響、社会環境に与える影響や社会環境が与える影響）の整理	該当しない。
	72	● 「重要な自然生息地における事業実施条件」に基づき事業を実施した事例整理	該当しない。
	73	● 世銀、ADB、IFC の「重要な自然生息地」、「著しい転換・著しい劣化」に係る対応状況の整理	個別案件に紐づく事項ではないため、本調査の報告書本文に記載。
	74	● 違法伐採の有無の確認	該当しない。
非自発的住民移転	75	● 住民移転計画の作成有無・公開状況・協議の有無と内容・協議に際する言語と様式の確認。	● 住民移転計画の作成：対象外 ● 公開状況：2.1「情報の公開」を通じて確認。 ● 協議の有無と内容：対象外 ● 協議の使用言語：対象外
	76	● 非自発的住民移転及び生計手段の喪失は、回避・最小化が検討・実施され、対象者と文書等で合意の上で実効性のある対策が講じられているかの確認。	● 非自発的住民移転及び生計手段の喪失は回避・最小化が検討・実施されたか：対象外 ● 非自発的住民移転：対象外 ● 生計手段の喪失：対象外 ● 対象者と文書等で合意をしているか：

項目、現行ガイドライン条文	整理番号	調査アイテム	調査結果
	77	● 環境レビュー段階の想定被影響住民数の確認	・対象外
	78	● モニタリング段階における被影響住民数の確認	・対象外
	79	● 環境レビュー段階の補償内容（補償のタイミング、再取得価格を含む補償費の算出方法、生計回復策、その他支援内容）の確認。	● 補償のタイミング：対象外 ● 土地の再取得価格での補償方針の有無：対象外 ● 再取得価格を含む補償費の算出方法：対象外 ● 生計回復策の内容：対象外
	80	● 現地調査対象案件については、移転住民が以前の生活水準や収入機会、生産水準において改善又は少なくとも回復できているかの確認。	現地調査対象ではないため対象外
	81	● 苦情処理メカニズムの整備状況の確認	● 苦情処理メカニズムの計画：対象外 ● 計画された苦情処理メカニズムの整備状況：対象外 ● 苦情の有無：対象外
先住民族	82	● 先住民族への影響の有無の確認	・事業地周辺には、少数民族・先住民族は確認されていない。
	83	● 負の影響の回避・最小化の検討状況確認	・事業地周辺には、少数民族・先住民族は確認されていない。
	84	● 先住民族計画の作成・公開状況確認	・事業地周辺には、少数民族・先住民族は確認されていない。
	85	● FPIC の実施状況確認	・事業地周辺には、少数民族・先住民族は確認されていない。
モニタリング	86	● モニタリング計画の作成状況確認	● 環境モニタリング計画：有。項目は、大気質、水質、廃棄物である。 ● 移転（RAP）モニタリング計画：対象外
	87	● 上記以外は 3.2 にて確認	3.2 にて確認。
別紙 2 カテゴリ A に必要な環境アセスメント報告書	88	● EIA の承認状況、言語、現地での公開状況及び複製の可否の確認	カテゴリ B 案件のため対象外 ● EIA の承認状況： ● 言語： ● 現地での公開状況：
	89	● EIA において GL に記載の必要な項目が含まれているかの確認	カテゴリ B 案件のため対象外
	90	● 大規模住民移転を理由にカテゴリ A と判断された案件における EIA 実施状況の整理	カテゴリ B 案件のため対象外 ● 大規模住民移転を理由にカテゴリ A と判断された案件であるか： ● EIA 実施状況：
別紙 3 一般に影響を及ぼしやすいセクター・特性、影響を受けやすい地域の例示	91	● 「影響を及ぼしやすいセクター」の妥当性の確認。（配電、上水道、農業等、影響を及ぼしやすい特性や影響を受けやすい地域に該当しない限りそれ自体はカテゴリ分類に影響しないと思われるセクターの影響の重大さの整理。）	・対象外。
別紙 4 スクリーニング様式	92	● （調査アイテム無し）環境 GL が改定された場合は、スクリーニング様式も併せて変更。	・該当しない
別紙 5 チェックリストにおける分類・チェック項目	93	● （調査アイテム無し）環境 GL が改定された場合は、チェックリストも併せて変更。	・該当しない
別紙 6 モニタリングを行う項目	94	● モニタリング項目の妥当性、基準値の記載、工事中・供用時の区分	● モニタリング項目：大気質、水質、廃棄物 ● 基準値の記載（計画） ・参照基準：現地国基準や参照する基準などは記載されていない。 ● モニタリング頻度： ・環境：工事中及び完工後 3 年間、半年ごとにモニタリングを実施 ・社会：対象外 ● 生計回復策の計画と実績の乖離（モニタリング頻度含む）：対象外

項目、現行ガイドライン条文	整理番号	調査アイテム	調査結果
			● 工事中・供用時の区分：区分されていない
その他			

個別案件シート（JICA 環境社会配慮ガイドラインのレビュー調査結果）

＜事業概要＞

案件名/案件種別/RD 調印日	北部農業開発マスタープラン策定調査／技協（開発計画調査型技術協力）／RD 調印日：2014年4月22日
カテゴリ分類及び分類根拠	カテゴリ C 本事業は、「国際協力機構環境社会配慮ガイドライン」（2010年4月公布）上、セクター特性、事業特性および地域特性に鑑みて、環境への望ましくない影響が重大でないと判断されるため。
事業目的	本調査を通じて、ナミビア共和国（以下、「ナミビア」と記す）北部の小規模農家の生計向上に貢献する農業・畜産の技術や課題対応策がマスタープランとして提案される。また本調査は、そうした技術や課題対応策の検証・実証活動およびマスタープラン策定を通じて、カウンターパートの計画策定・事業実施にかかる能力向上に寄与する。
プロジェクトサイト	ナミビア国 北部4州（オシコト、オハングウェナ、オシャナ、オムサティ）
事業概要	フェーズ1：対象農家の営農実態確認調査 1-1 関連農業開発計画、既存試験研究結果等からの有用技術の抽出、1-2対象地域現況調査、1-3調査結果の分析に基づく北部小規模農家の生産改善に資する技術・対応策（乾燥地農業、畜産及びそれらの適用条件、適切な普及方法の提案） フェーズ2：各分野の技術検討と実証 2-1パイロット活動の実施を通じた対象地域の小規模農家の農業生産・畜産・営農の改善に資する技術・対応策の検討及び実証、2-2実証・検証結果に基づくマスタープラン案の策定 フェーズ3：マスタープランの取りまとめ 3-1普及員及び関係技術職員を対象とした研修、3-2普及所単位で導入すべき技術・対応策を選択し、州単位で実施計画策定、3-3各州におけるマスタープラン案を施行・モニタリング、3-4一作期の施行の結果をレビュー、3-5各州単位の実実施計画の見直し、北部全体での実施計画を最終マスタープランとして取りまとめ
協力相手先機関	農業・水・森林省(Ministry of Agriculture, Water and Forestry: MAWF) 同省出先機関(普及・エンジニアリング・サービス局北中部支所、農業開発センター、畜産局州事務所、及び試験場)
総事業費/概算協力額	3億1,000万円

I. 基本的事項

項目、現行ガイドライン条文	整理番号	調査アイテム	調査結果
1.1 理念	1	(レビュー調査全体を通じて確認) ● 開発協力大綱等の政府方針、持続可能な開発目標 (SDGs) 等の国際的援助潮流の整理	個別案件に紐づく事項ではないため、本調査の報告書本文に記載。
1.2 目的			
1.3 定義			
1.4 環境社会配慮の基本方針			
1.5 JICA の責務	2	(第II, III章のレビュー調査を通じて確認) ● IFC、ADB 等、他ドナーにおける出資案件における責務について確認	個別案件に紐づく事項ではないため、本調査の報告書本文に記載。
1.6 相手国政府に求める要件	3	(別紙1のレビュー調査を通じて確認)	別紙1を参照。
1.7 対象とする協力事業	4	● 現行 GL 施行後に増えた協力事業（海外投融資、中小企業支援等）の整理	個別案件に紐づく事項ではないため、本調査の報告書本文に記載。
	5	● 現行 GL 施行後の業務環境の変化（インフラ輸出の促進、迅速化、国際金融機関との協調融資の増加等）の整理	個別案件に紐づく事項ではないため、本調査の報告書本文に記載。
1.8 緊急時の措置	6	● 「緊急時の措置」の適用実績整理（カテゴリ分類、緊急時の判断基準、助言委員会関与方法、情報公開、モニタリング、フォローアップ措置等）	・該当しない。
1.9 普及	7	● 相手国等に対する説明実績、説明内容の整理	● JICAGL に関する説明実績：協議時に説明済。 ● JICAGL に関する説明内容：JICAGL の遵守に付き説明。 ● JICAGL に関する研修実績：なし
1.10 環境社会配慮助言委員会	8	(第II章 2.7「環境社会配慮助言委員会による助言」のレビュー調査を通じて確認)	第II章 2.7「環境社会配慮助言委員会による助言」を参照。

II. 環境社会配慮のプロセス

項目、現行ガイドライン条文	整理番号	調査アイテム	調査結果
2.1 情報の公開	9	● JICA による情報公開（カテゴリ分類、最終報告書、環境社会配慮文書、環境レビュー結果、モニタリング結果）状況確認	● カテ分類の情報公開：公開あり ● 最終報告書の情報公開：該当しない ● 環境社会配慮文書（EIA・RAP・IPP など）の情報公開：該当しない ● 環境レビュー結果（＝事前評価表）の情報公開状況：公開あり

項目、現行ガイドライン条文	整理番号	調査アイテム	調査結果
			<ul style="list-style-type: none"> ● モニタリング結果の情報公開： <ul style="list-style-type: none"> ・合意状況：対象外 ・公開状況：対象外
	10	● 相手国等による情報公開（環境社会配慮文書、モニタリング結果）状況（公開場所、公開時期、言語等）	公開すべき情報がないため、該当しない。
	11	● JICA から相手国等に対する情報公開の働きかけの状況確認	案件形成時に実施。
	12	● 第三者からの情報提供の求めの有無と対応状況確認	・該当しない
	13	● 情報開示が禁じられる情報についての対応状況確認	● JICA における公開情報については、全て相手国政府等からの了解を得ている。
2.2 カテゴリ分類	14	● カテゴリ分類結果、根拠の整理	<ul style="list-style-type: none"> ● カテゴリ分類結果：カテゴリ C ● カテゴリ分類の根拠：本事業は影響を及ぼしやすいセクターに該当しない（農家に対する調査、機材供与、研修等の実施を行う）。事業対象地は、国立公園等の影響を受けやすい地域またはその周辺に該当せず、大規模な非自発的住民移転等の影響を及ぼしやすい特性を有しない。 ● カテゴリ分類の根拠と実態の乖離：無
	15	● カテゴリ分類の変更の有無と有の場合の根拠の整理	● カテゴリ分類の変更：無
	16	● カテゴリ分類の妥当性について外部より指摘を受けた案件の分類結果の妥当性の確認	・該当しない
	17	● スクリーニング様式の提出状況	・スクリーニング様式の提出：当該様式の提出は確認できないが、実施機関等から徴求した対応の情報に基づきスクリーニングを実施。
2.3 環境社会配慮の項目	18	(別紙1のレビュー調査を通じて確認)	別紙1を参照。
2.4 現地ステークホルダーとの協議	19	● JICA と相手国等による協議状況確認	済
	20	● 上記以外は別紙1「社会的合意」のレビュー調査を通じて確認	別紙1「社会的合意」を参照。
2.5 社会環境と人権への配慮	21	● 権利が制限されている地域における協力事業での情報公開や現地ステークホルダーとの協議の際の配慮状況の確認	● 権利が制限されている地域の該当状況：該当しない
	22	● 社会的弱者に対する人権配慮の有・内容確認	別紙1「社会的合意」を参照。 ・
2.6 参照する法令と基準	23	● 相手国の国内法遵守の有無	● 相手国の国内法遵守の有無
	24	● 世銀 SGP やその他国際基準との乖離の有無	<ul style="list-style-type: none"> ・EIA・IEE の承認有無：該当しない ● 世銀 SGP やその他国際基準との乖離の有無：無
	25	● 世銀のセーフガード政策から Environmental and Social Framework (ESF) への変更点の整理	個別案件に紐づく事項ではないため、本調査の報告書本文に記載。
	26	● 世銀 ESF と現行 GL の相違点	個別案件に紐づく事項ではないため、本調査の報告書本文に記載。
	27	● ADB、IFC のセーフガード政策で参照できる基準やグッドプラクティス等の整理	個別案件に紐づく事項ではないため、本調査の報告書本文に記載。
2.7 環境社会配慮助言委員会による助言	28	● 助言委員会の開催実績整理（運営改善の取り組み含め情報整理、情報公開状況含む）	カテゴリ C 案件のため対象外
	29	● 環境レビュー時の助言対応状況確認	カテゴリ C 案件のため対象外
2.8 JICA の意思決定	30	● 合意文書における合意状況確認	・合意文書締結済み。

項目、現行ガイドライン条文	整理番号	調査アイテム	調査結果
	31	● 合意文書に基づき、協力事業を中止した事例の整理	・該当しない
2.9 ガイドラインの適切な実施と遵守の確保	32	● 別途、「異議申立手続き」の見直し作業を通じて対応	・該当しない
2.10 ガイドラインの適用と見直し	33	N/A	・該当しない

III. 環境社会配慮の手続き

項目、現行ガイドライン条文	番号 (内部)	調査アイテム	調査結果
3.1 協力準備調査	34	● 「プロジェクトを実施しない案」を含む代替案検討の事例整理	該当しない。
	35	● 協力準備調査の各種手続きの実施状況確認(スコーピング、EIA等調査、情報公開、ステークホルダー協議等)	該当しない。
3.2 有償資金協力、無償資金協力、技術協力プロジェクト	36	● カテゴリ分類に応じた環境レビューに係る手続き・情報公開の実施状況確認 ・環境チェックリストの作成状況 ・EIA, ECC, RAP, IPPの取得・公開状況等 ・FIの場合、金融仲介者等の環境社会配慮確認実施能力の確認状況及びカテゴリA相当のサブプロジェクトに対する環境レビュー状況等	・技術協力プロジェクトであるが、カテゴリCのため対象外 ● 環境チェックリストの作成状況：対象外 ● EIA, ECC, RAP, IPPの取得・公開状況 ・EIA：対象外 ・ECC：対象外 ・RAP：対象外 ・IPP：対象外 ● 本案件はFI事業ではない。
	37	● エンジニアリング・サービス借款実施案件の環境レビュー実績の整理	・ES借款ではない。
	38	● エンジニアリング・サービス借款の実施段階における相手国等による環境社会配慮実施状況の確認。	・ES借款ではない。
	39	● モニタリング結果の受領、公開状況確認	● モニタリング結果の受領 ・審査時の合意：対象外 ・作成状況：対象外 ・受領状況：対象外 ● モニタリング結果の公開状況 ・対象外
	40	● 第三者からのモニタリング結果の公開請求への対応状況の確認	● モニタリング結果の公開請求：対象外
	41	● 環境レビュー結果とモニタリング結果の乖離が確認された場合には、その原因（GL記載内容が十分であったかを含むGL自体の問題、解釈の違い、運用能力等）について確認。	● 環境事項における環境レビュー結果とモニタリング結果の乖離：対象外 ● 社会事項における環境レビュー結果とモニタリング結果の乖離：対象外
	42	● 合意文書に基づき、相手国に対応を求め、貸付実行を停止した事例の整理	・技術協力プロジェクトのため該当しない
	43	● プロジェクトの重大な変更が生じた案件の手続きの実施状況の確認	● 重大な変更が生じた案件であるか：対象外 ● LA後にIEE/EIAが改定されたか：対象外 ● IEE/EIAが改定された場合、改定の理由：対象外
3.3 外務省が自ら行う無償資金協力についてJICAが行う事前の調査	44	● 外務省に協力の停止を提言した事例の整理	・該当しない
3.4 開発計画調査型技術協力	45	● カテゴリ分類に応じた各段階での手続きの実施状況確認 ・スクリーニングの実施状況 ・スコーピングの実施状況	・カテゴリCであり、該当しない。

項目、現行ガイドライン条文	番号 (内部)	調査アイテム	調査結果
		<ul style="list-style-type: none"> ・ JICA と相手国等の協議状況 ・ 合意文書や報告書等の公開状況等 	
	46	● SEA のステークホルダー協議の実施状況確認	該当しない。
	47	● 開発調査型技術協力終了後に予期せぬ環境社会影響が生じた場合の対応状況確認	該当しない。

別紙 1 ～ 6

項目、現行ガイドライン条文	整理 番号	調査アイテム	調査結果
別紙 1 対象プロジェクトに求められる環境社会配慮	48	● 日本・他ドナーにおける環境社会配慮関連の「費用・便益の定量化方法」の取り扱い確認	個別案件に紐づく事項ではないため、本調査の報告書本文に記載。
	49	● 日本・他ドナーにおける「災害の環境影響評価」の取り扱い確認	個別案件に紐づく事項ではないため、本調査の報告書本文に記載。
基本的事項	50	● 計画段階における環境・社会影響の調査・検討状況確認	該当しない。(詳細計画策定調査の結果、環境社会への影響がないことが確認されている)
	51	● 影響の回避・最小化のための代替案や緩和策の検討状況確認	該当しない。
	52	● 検討結果のプロジェクト計画への反映状況確認	該当しない
	53	● 環境社会配慮関連費用・便益の定量的評価に努めており、定性的な評価も加えているかの確認	● 該当しない。
	54	● 環境社会配慮関連費用・便益は、プロジェクトの経済的、財政的、制度的、社会的及び技術的分析との密接な調和が図られているかの確認	該当しない。
	55	● 環境社会配慮の検討結果につき、代替案や緩和策も含め独立の文書あるいは、他の文書の一部として表されているかの確認	該当しない。
	56	● 特に影響が大きいプロジェクトについては、環境影響評価報告書が作成されているかの確認	該当しない。
	57	● 特に影響が重大と思われるプロジェクトや、異論が多いプロジェクトについて専門家からなる委員会が設置されたかの確認	該当しない。
対策の検討	58	● 環境管理計画、モニタリング計画など適切なフォローアップの計画や体制、そのための費用及びその調達方法の計画策定状況確認	該当しない。
	59	● 上記以外は 2.8 にて確認	2.8 にて確認。
検討する影響スコープ	60	● スコーピングの適切な実施にかかる状況の確認	該当しない。
	61	● GHG 排出量の算出・評価の状況の確認	該当しない。
	62	● 国際機関、バイドナーの気候変動 (GHG 排出) への対応状況の確認	個別案件に紐づく事項ではないため、本調査の報告書本文に記載。
	63	● 「不可分一体の事業」、「派生的・二次的影響」、「累積的影響」の事例整理。	該当しない。
	64	● 世銀、ADB、IFC の「不可分一体の事業」、「派生的・二次的影響」、「累積的影響」への対応状況の整理	個別案件に紐づく事項ではないため、本調査の報告書本文に記載。
法令、基準、計画等との整合性	65	● 「自然保護や文化保護のために特に指定した地域」の事例整理	● 該当しない。
	66	● 世銀、ADB、IFC の「自然保護や文化保護のために特に指定した地域」に係る対応状況の整理	個別案件に紐づく事項ではないため、本調査の報告書本文に記載。
	67	● 上記以外は 2.6 にて確認	2.6 にて確認。

項目、現行ガイドライン条文	整理番号	調査アイテム	調査結果
社会的合意	68	● ステークホルダー協議（①告知・実施日時、②場所、③方法（住民集会、個別インタビュー、言語）、④社会的弱者に対する配慮手法、⑤告知方法、⑥参加者（人数、被影響者に占める割合、所属、性別等）、⑦協議内容(事業サイトの範囲、事業形態、地域住民の持つ問題点、ニーズ等)、⑧参加者からのコメント、⑨実施機関による返答、⑩寄せられたコメントの計画や事業への反映結果、⑪協議の議事録の有無）の確認	● 該当しない。
	69	● 外部からの指摘事項が確認された場合には、その原因（GL記載内容が十分であったかを含むGL自体の問題、解釈の違い、運用能力等）について確認	無
	70	● 社会的弱者に対する配慮事例の整理	● 該当しない。
生態系及び生物相	71	● 「重要な自然生息地」の事例（含む判断根拠、森林以外の地域、生物多様性重要地域の配慮状況、地域コミュニティにもたらす影響や地域コミュニティが自然生息地にもたらす影響、社会環境に与える影響や社会環境が与える影響）の整理	該当しない。
	72	● 「重要な自然生息地における事業実施条件」に基づき事業を実施した事例整理	該当しない。
	73	● 世銀、ADB、IFCの「重要な自然生息地」、「著しい転換・著しい劣化」に係る対応状況の整理	個別案件に紐づく事項ではないため、本調査の報告書本文に記載。
	74	● 違法伐採の有無の確認	該当しない。
非自発的住民移転	75	● 住民移転計画の作成有無・公開状況・協議の有無と内容・協議に際する言語と様式の確認。	● 住民移転計画の作成：対象外 ● 公開状況：2.1「情報の公開」を通じて確認。 ● 協議の有無と内容：対象外 ● 協議の使用言語：対象外
	76	● 非自発的住民移転及び生計手段の喪失は、回避・最小化が検討・実施され、対象者と文書等で合意の上で実効性のある対策が講じられているかの確認。	● 非自発的住民移転及び生計手段の喪失は回避・最小化が検討・実施されたか：対象外 ● 対象者と文書等で合意をしているか：対象外
	77	● 環境レビュー段階の想定被影響住民数の確認	・対象外
	78	● モニタリング段階における被影響住民数の確認	・対象外
	79	● 環境レビュー段階の補償内容（補償のタイミング、再取得価格を含む補償費の算出方法、生計回復策、その他支援内容）の確認。	● 補償のタイミング：対象外 ● 土地の再取得価格での補償方針の有無：対象外 ● 再取得価格を含む補償費の算出方法：対象外 ● 生計回復策の内容：対象外
	80	● 現地調査対象案件については、移転住民が以前の生活水準や収入機会、生産水準において改善又は少なくとも回復できているかの確認。	対象外
81	● 苦情処理メカニズムの整備状況の確認	苦情処理メカニズムの計画：対象外 ● 計画された苦情処理メカニズムの整備状況：対象外 ● 苦情の有無：対象外	
先住民族	82	● 先住民族への影響の有無の確認	・対象外

項目、現行ガイドライン条文	整理番号	調査アイテム	調査結果
	83	● 負の影響の回避・最小化の検討状況確認	・対象外
	84	● 先住民計画の作成・公開状況確認	・対象外
	85	● FPIC の実施状況確認	・対象外
モニタリング	86	● モニタリング計画の作成状況確認	● 該当しない。
	87	● 上記以外は 3.2 にて確認	3.2 にて確認。
別紙 2 カテゴリ A に必要な環境アセスメント報告書	88	● EIA の承認状況、言語、現地での公開状況及び複製の可否の確認	カテゴリ C 案件のため対象外
	89	● EIA において GL に記載の必要な項目が含まれているかの確認	カテゴリ C 案件のため対象外
	90	● 大規模住民移転を理由にカテゴリ A と判断された案件における EIA 実施状況の整理	カテゴリ C 案件のため対象外
別紙 3 一般に影響を及ぼしやすいセクター・特性、影響を受けやすい地域の例示	91	● 「影響を及ぼしやすいセクター」の妥当性の確認。(配電、上水道、農業等、影響を及ぼしやすい特性や影響を受けやすい地域に該当しない限りそれ自体はカテゴリ分類に影響しないと思われるセクターの影響の重大さの整理。)	・対象外
別紙 4 スクリーニング様式	92	● (調査アイテム無し) 環境 GL が改定された場合は、スクリーニング様式も併せて変更。	・対象外
別紙 5 チェックリストにおける分類・チェック項目	93	● (調査アイテム無し) 環境 GL が改定された場合は、チェックリストも併せて変更。	・対象外
別紙 6 モニタリングを行う項目	94	● モニタリング項目の妥当性、基準値の記載、工事中・供用時の区分	● 該当しない。
その他			

個別案件シート（JICA 環境社会配慮ガイドラインのレビュー調査結果）

<事業概要>

案件名/案件種別/RD 調印日	バンコク都気候変動マスタープラン 2013-2023 実施能力強化プロジェクト/技協/2012年11月7日
カテゴリ分類及び分類根拠	カテゴリ C 本事業は「国際協力機構環境社会配慮ガイドライン」（2010年4月公布）上、セクター特性、事業特性および地域特性に鑑みて、環境への望ましくない影響が重大でないと判断されるため。
事業目的	本事業は、バンコク都及びその周辺において、「バンコク都気候変動マスタープラン2013-2023」の効果的で円滑な実施のための制度的体制の強化、計画・実施能力強化し、モニタリング及び評価能力の強化により、同マスタープラン2013-2023の実施促進を図り、バンコク都の低炭素でレジリエントな社会への移行の促進に寄与するもの。
プロジェクトサイト	バンコク都マスタープランの管轄範囲（バンコク都及びその周辺）
事業概要	プロジェクト目標：バンコク都機構変動マスタープラン2013-2023の実施が促進される。 指標1：バンコク首都圏庁（Bangkok Metropolitan Administration: BMA）において、気候変動に対する局横断的な事業の承認メカニズムが設けられる。 指標2：マスタープランの実施・評価のために局横断的なリソースが利用可能となる。 指標3：マスタープランの実施・評価のために組織内部/組織間の協力及び実施の体制が設けられる。 上記の目的のため、以下の投入（インプット）を行う。 1) 日本側（約150MM） ● 専門家：①総括/気候変動、②業務調整、③運輸交通、④エネルギー効率・代替エネルギー、⑤廃棄物・排水管理、⑥都市緑化、⑦適応計画 ● 主要機材：優先事業実施に必要な機材等 ● 研修員受け入れ ● ローカルコスト 2) タイ国側 ● 人員：①プロジェクトディレクター、②プロジェクトマネージャー、③その他スタッフ ● 専門家執務スペース ● 運営経費
実施機関	バンコク首都圏庁（Bangkok Metropolitan. Administration: BMA）
総事業費/概算協力額	約4.5億円（日本側）

I. 基本的事項

項目、現行ガイドライン条文	整理番号	調査アイテム	調査結果
1.1 理念	1	（レビュー調査全体を通じて確認） ● 開発協力大綱等の政府方針、持続可能な開発目標（SDGs）等の国際的援助潮流の整理	個別案件に紐づく事項ではないため、本調査の報告書本文に記載。
1.2 目的			
1.3 定義			
1.4 環境社会配慮の基本方針			
1.5 JICA の責務	2	（第II, III章のレビュー調査を通じて確認） ● IFC、ADB 等、他ドナーにおける出資案件における責務について確認	個別案件に紐づく事項ではないため、本調査の報告書本文に記載。
1.6 相手国政府に求める要件	3	（別紙1のレビュー調査を通じて確認）	別紙1を参照。
1.7 対象とする協力事業	4	● 現行 GL 施行後に増えた協力事業（海外投融資、中小企業支援等）の整理	個別案件に紐づく事項ではないため、本調査の報告書本文に記載。
	5	● 現行 GL 施行後の業務環境の変化（インフラ輸出の促進、迅速化、国際金融機関との協調融資の増加等）の整理	個別案件に紐づく事項ではないため、本調査の報告書本文に記載。
1.8 緊急時の措置	6	● 「緊急時の措置」の適用実績整理（カテゴリ分類、緊急時の判断基準、助言委員会関与方法、情報公開、モニタリング、フォローアップ措置等）	・該当しない。

項目、現行ガイドライン条文	整理番号	調査アイテム	調査結果
1.9 普及	7	● 相手国等に対する説明実績、説明内容の整理	<ul style="list-style-type: none"> ● JICAGL に関する説明実績：詳細計画策定調査時に説明済。 ● JICAGL に関する説明内容：JICA GL の遵守、適切な環境社会配慮の実施につき説明。 ● JICAGL に関する研修実績：無
1.10 環境社会配慮助言委員会	8	(第II章 2.7「環境社会配慮助言委員会による助言」のレビュー調査を通じて確認)	第II章 2.7「環境社会配慮助言委員会による助言」を参照。

II. 環境社会配慮のプロセス

項目、現行ガイドライン条文	整理番号	調査アイテム	調査結果
2.1 情報の公開	9	● JICA による情報公開（カテゴリ分類、最終報告書、環境社会配慮文書、環境レビュー結果、モニタリング結果）状況確認	<ul style="list-style-type: none"> ● カテ分類の情報公開：公開あり ● 協力準備調査 最終報告書の情報公開：該当しない ● 環境社会配慮文書（EIA・RAP・IPP など）の情報公開：カテゴリ C 案件であり、該当しない。 ● 環境レビュー結果（＝事前評価表）の情報公開状況：公開あり ● モニタリング結果の情報公開：作成されないため、該当しない。
	10	● 相手国等による情報公開（環境社会配慮文書、モニタリング結果）状況（公開場所、公開時期、言語等）	● カテゴリ C 案件であり、EIA, IEE, RAP, モニタリング報告は作成されないため、該当しない。
	11	● JICA から相手国等に対する情報公開の働きかけの状況確認	● JICA HP における情報公開については合意有。
	12	● 第三者からの情報提供の求めの有無と対応状況確認	なし
	13	● 情報開示が禁じられる情報についての対応状況確認	● JICA における情報公開については、全て相手国からの了承を得ている。
2.2 カテゴリ分類	14	● カテゴリ分類結果、根拠の整理	<ul style="list-style-type: none"> ● カテゴリ分類結果：カテゴリ C ● カテゴリ分類の根拠： 本事業は、影響を及ぼしやすいセクターに該当しない（既存のマスタープランの円滑な運営に向けた行政官の能力向上を目的とする）。事業対象地は国立公園等の影響を受けやすい地域またはその周辺に該当せず、大規模な非自発的住民移転等の影響をおよぼしやすい特性を有しない。 ● カテゴリ分類の根拠と実態の乖離：無し
	15	● カテゴリ分類の変更の有無と有の場合の根拠の整理	● カテゴリ分類の変更：無し
	16	● カテゴリ分類の妥当性について外部より指摘を受けた案件の分類結果の妥当性の確認	・該当しない。
	17	● スクリーニング様式の提出状況	・スクリーニング様式の提出：有。
2.3 環境社会配慮の項目	18	(別紙1のレビュー調査を通じて確認)	別紙1を参照。
2.4 現地ステークホルダーとの協議	19	● JICA と相手国等による協議状況確認	・RD 締結時に協議を実施している。
	20	● 上記以外は別紙1「社会的合意」のレビュー調査を通じて確認	別紙1「社会的合意」を参照。
2.5 社会環境と人権への配慮	21	● 権利が制限されている地域における協力事業での情報公開や現地ステークホルダーとの協議の際の配慮状況の確認	● 権利が制限されている地域の該当状況：該当しない。
	22	● 社会的弱者に対する人権配慮の有・内容確認	別紙1「社会的合意」を参照。
2.6 参照する法令と基準	23	● 相手国の国内法遵守の有無	該当しない

項目、現行ガイドライン条文	整理番号	調査アイテム	調査結果
	24	● 世銀 SGP やその他国際基準との乖離の有無	
	25	● 世銀のセーフガード政策から Environmental and Social Framework (ESF) への変更点の整理	個別案件に紐づく事項ではないため、本調査の報告書本文に記載。
	26	● 世銀 ESF と現行 GL の相違点	個別案件に紐づく事項ではないため、本調査の報告書本文に記載。
	27	● ADB、IFC のセーフガード政策で参照できる基準やグッドプラクティス等の整理	個別案件に紐づく事項ではないため、本調査の報告書本文に記載。
2.7 環境社会配慮助言委員会による助言	28	● 助言委員会の開催実績整理（運営改善の取り組み含め情報整理、情報公開状況含む）	・該当しない
	29	● 環境レビュー時の助言対応状況確認	・該当しない
2.8 JICA の意思決定	30	● 合意文書における合意状況確認	・RD 締結済み。
	31	● 合意文書に基づき、協力事業を中止した事例の整理	・該当しない。
2.9 ガイドラインの適切な実施と遵守の確保	32	● 別途、「異議申立手続き」の見直し作業を通じて対応	・該当しない。
2.10 ガイドラインの適用と見直し	33	・該当しない。	・該当しない。

III. 環境社会配慮の手続き

項目、現行ガイドライン条文	整理番号	調査アイテム	調査結果
3.1 協力準備調査	34	● 「プロジェクトを実施しない案」を含む代替案検討の事例整理	該当しない。
	35	● 協力準備調査の各種手続きの実施状況確認（スコーピング、EIA 等調査、情報公開、ステークホルダー協議等）	● 該当しない。
3.2 有償資金協力、無償資金協力、技術協力プロジェクト	36	● カテゴリ分類に応じた環境レビューに係る手続き・情報公開の実施状況確認 ・環境チェックリストの作成状況 ・EIA, ECC, RAP, IPP の取得・公開状況等 ・FI の場合、金融仲介者等の環境社会配慮確認実施能力の確認状況及びカテゴリ A 相当のサブプロジェクトに対する環境レビュー状況等	● 環境チェックリストの作成状況：作成されていない。 ● EIA,ECC,RAP,IPP の取得・公開状況 ・カテゴリ C 案件であり、該当しない。 ● 本案件は FI 事業ではない。
	37	● エンジニアリング・サービス借款実施案件の環境レビュー実績の整理	・ES 借款ではない。
	38	● エンジニアリング・サービス借款の実施段階における相手国等による環境社会配慮実施状況の確認。	・ES 借款ではない。
	39	● モニタリング結果の受領、公開状況確認	● モニタリング結果の受領 ・該当しない
	40	● 第三者からのモニタリング結果の公開請求への対応状況の確認	● モニタリング結果の公開請求：該当しない
	41	● 環境レビュー結果とモニタリング結果の乖離が確認された場合には、その原因（GL 記載内容が十分であったかを含む GL 自体の問題、解釈の違い、運用能力等）について確認。	● 環境事項における環境レビュー結果とモニタリング結果の乖離：該当しない。 ● 社会事項における環境レビュー結果とモニタリング結果の乖離：該当しない。
	42	● 合意文書に基づき、相手国に対応を求め、貸付実行を停止	・貸付実行は停止されていない。

項目、現行ガイドライン条文	整理番号	調査アイテム	調査結果
		した事例の整理	
	43	● プロジェクトの重大な変更が生じた案件の手続きの実施状況の確認	● 重大な変更が生じた案件であるか：該当しない ● RD 締結後に IEE/EIA が改定されたか：該当しない ● IEE/EIA が改定された場合、改定の理由：該当しない（IEE/EIA は作成されていない）
3.3 外務省が自ら行う無償資金協力について JICA が行う事前の調査	44	● 外務省に協力の停止を提言した事例の整理	該当しない
3.4 開発計画調査型技術協力	45	● カテゴリ分類に応じた各段階での手続きの実施状況確認 ・スクリーニングの実施状況 ・スコーピングの実施状況 ・JICA と相手国等の協議状況 ・合意文書や報告書等の公開状況等	・該当しない。
	46	● SEA のステークホルダー協議の実施状況確認	・該当しない。
	47	● 開発調査型技術協力終了後に予期せぬ環境社会影響が生じた場合の対応状況確認	・該当しない。

別紙 1～6

項目、現行ガイドライン条文	整理番号	調査アイテム	調査結果
別紙 1 対象プロジェクトに求められる環境社会配慮	48	● 日本・他ドナーにおける環境社会配慮関連の「費用・便益の定量化方法」の取り扱い確認	個別案件に紐づく事項ではないため、本調査の報告書本文に記載。
	49	● 日本・他ドナーにおける「災害の環境影響評価」の取り扱い確認	個別案件に紐づく事項ではないため、本調査の報告書本文に記載。
基本的事項	50	● 計画段階における環境・社会影響の調査・検討状況確認	● 該当しない
	51	● 影響の回避・最小化のための代替案や緩和策の検討状況確認	● 該当しない
	52	● 検討結果のプロジェクト計画への反映状況確認	該当しない
	53	● 環境社会配慮関連費用・便益の定量的評価に努めており、定性的な評価も加えているかの確認	該当しない
	54	● 環境社会配慮関連費用・便益は、プロジェクトの経済的、財政的、制度的、社会的及び技術的分析との密接な調和が図られているかの確認	該当しない
	55	● 環境社会配慮の検討結果につき、代替案や緩和策も含め独立の文書あるいは、他の文書の一部として表されているかの確認	該当しない
	56	● 特に影響が大きいプロジェクトについては、環境影響評価報告書が作成されているかの確認	該当しない
対策の検討	57	● 特に影響が重大と思われるプロジェクトや、異論が多いプロジェクトについて専門家からなる委員会が設置されたかの確認	該当しない
	58	● 環境管理計画、モニタリング計画など適切なフォローアップの計画や体制、そのための費用及びその調達方法の計画策定状況確認	● 該当しない。
	59	● 上記以外は 2.8 にて確認	2.8 にて確認。
検討する影響スコープ	60	● スコーピングの適切な実施にかかる状況の確認	該当しない。
	61	● GHG 排出量の算出・評価の状況の確認	● 該当しない。

項目、現行ガイドライン条文	整理番号	調査アイテム	調査結果
	62	● 国際機関、バイドナーの気候変動（GHG 排出）への対応状況の確認	● 個別案件に紐づく事項ではないため、本調査の報告書本文に記載。
	63	● 「不可分一体の事業」、「派生的・二次的影響」、「累積的影響」の事例整理。	● 該当しない。
	64	● 世銀、ADB、IFC の「不可分一体の事業」、「派生的・二次的影響」、「累積的影響」への対応状況の整理	個別案件に紐づく事項ではないため、本調査の報告書本文に記載。
法令、基準、計画等との整合性	65	● 「自然保護や文化保護のために特に指定した地域」の事例整理	● 該当しない。
	66	● 世銀、ADB、IFC の「自然保護や文化保護のために特に指定した地域」に係る対応状況の整理	個別案件に紐づく事項ではないため、本調査の報告書本文に記載。
	67	● 上記以外は 2.6 にて確認	2.6 にて確認。
社会的合意	68	● ステークホルダー協議（①告知・実施日時、②場所、③方法（住民集会、個別インタビュー、言語）、④社会的弱者に対する配慮手法、⑤告知方法、⑥参加者（人数、被影響者に占める割合、所属、性別等）、⑦協議内容(事業サイトの範囲、事業形態、地域住民の持つ問題点、ニーズ等)、⑧参加者からのコメント、⑨実施機関による返答、⑩寄せられたコメントの計画や事業への反映結果、⑪協議の議事録の有無）の確認	● 該当しない
	69	● 外部からの指摘事項が確認された場合には、その原因（GL 記載内容が十分であったかを含む GL 自体の問題、解釈の違い、運用能力等）について確認	● 外部からの指摘事項は確認されていない。
	70	● 社会的弱者に対する配慮事例の整理	● 該当しない。
生態系及び生物相	71	● 「重要な自然生息地」の事例（含む判断根拠、森林以外の地域、生物多様性重要地域の配慮状況、地域コミュニティにもたらす影響や地域コミュニティが自然生息地にもたらす影響、社会環境に与える影響や社会環境が与える影響）の整理	● 該当しない
	72	● 「重要な自然生息地における事業実施条件」に基づき事業を実施した事例整理	● 該当しない
	73	● 世銀、ADB、IFC の「重要な自然生息地」、「著しい転換・著しい劣化」に係る対応状況の整理	個別案件に紐づく事項ではないため、本調査の報告書本文に記載。
	74	● 違法伐採の有無の確認	● 該当しない
非自発的住民移転	75	● 住民移転計画の作成有無・公開状況・協議の有無と内容・協議に際する言語と様式の確認。	● 該当しない
	76	● 非自発的住民移転及び生計手段の喪失は、回避・最小化が検討・実施され、対象者と文書等で合意の上で実効性のある対策が講じられているかの確認。	● 該当しない
	77	● 環境レビュー段階の想定被影響住民数の確認	● 該当しない
	78	● モニタリング段階における被影響住民数の確認	● 該当しない

項目、現行ガイドライン条文	整理番号	調査アイテム	調査結果
	79	● 環境レビュー段階の補償内容（補償のタイミング、再取得価格を含む補償費の算出方法、生計回復策、その他支援内容）の確認。	● 該当しない
	80	● 現地調査対象案件については、移転住民が以前の生活水準や収入機会、生産水準において改善又は少なくとも回復できているかの確認。	● 該当しない
	81	● 苦情処理メカニズムの整備状況の確認	● 該当しない
先住民族	82	● 先住民族への影響の有無の確認	● 該当しない
	83	● 負の影響の回避・最小化の検討状況確認	● 該当しない
	84	● 先住民族計画の作成・公開状況確認	● 該当しない
	85	● FPIC の実施状況確認	● 該当しない
モニタリング	86	● モニタリング計画の作成状況確認	● 該当しない
	87	● 上記以外は 3.2 にて確認	3.2 にて確認。
別紙 2 カテゴリ A に必要な環境アセスメント報告書	88	● EIA の承認状況、言語、現地での公開状況及び複製の可否の確認	● 該当しない
	89	● EIA において GL に記載の必要な項目が含まれているかの確認	● 該当しない
	90	● 大規模住民移転を理由にカテゴリ A と判断された案件における EIA 実施状況の整理	● 該当しない
別紙 3 一般に影響を及ぼしやすいセクター・特性、影響を受けやすい地域の例示	91	● 「影響を及ぼしやすいセクター」の妥当性の確認。（配電、上水道、農業等、影響を及ぼしやすい特性や影響を受けやすい地域に該当しない限りそれ自体はカテゴリ分類に影響しないと思われるセクターの影響の重大さの整理。）	・対象外
別紙 4 スクリーニング様式	92	● （調査アイテム無し）環境 GL が改定された場合は、スクリーニング様式も併せて変更。	該当しない。
別紙 5 チェックリストにおける分類・チェック項目	93	● （調査アイテム無し）環境 GL が改定された場合は、チェックリストも併せて変更。	該当しない。
別紙 6 モニタリングを行う項目	94	● モニタリング項目の妥当性、基準値の記載、工事中・供用時の区分	● 該当しない
その他			

個別案件シート（JICA 環境社会配慮ガイドラインのレビュー調査結果）

<事業概要>

案件名/案件種別/RD 調印日	ウランバートル市マスタープラン計画実施能力改善プロジェクト/技協（技プロ）/20140708
カテゴリ分類及び分類根拠	カテゴリ C 本事業は、「国際協力機構環境社会配慮ガイドライン」（2010年4月公布）上、セクター特性、事業特性および地域特性に鑑みて、環境への望ましくない影響が重大でないとは判断されるため。
事業目的	本事業はウランバートル市(UB市)において、サブプロジェクト1ではUB市MP2020実施計画の作成を行い、サブプロジェクト2では都市再開発事業の実施促進に係る支援を行うことにより、関連する職員の都市開発に係る計画策定能力及び事業実施能力の向上を図り、もってUB市の都市機能及び居住環境の改善に寄与するもの。
プロジェクトサイト	モンゴル国 UB市（市域面積 4,704km ² 、人口 1,226 千人（2013年））
事業概要	プロジェクト目標：居住環境改善に資する都市開発の計画策定能力及び事業実施能力が向上する・ 指標：UB市MP2020実施計画の策定と推進及び都市再開発事業の実施のための知識及び能力の向上、UB市MP2020実施計画の承認、都市再開発事業に関する研修のためのハンドブックの活用、UB市MP2020実施計画の執行に効果的に機能するウランバートル市役所の組織再編、都市再開発事業を効果的に実施するUB市役所の組織再編に関する提案
事業実施機関	サブプロジェクト1：UB市役所(首都知事室政策企画課、都市計画・マスタープラン局、UB市都市計画・デザイン研究所) サブプロジェクト2：建設・都市開発省(中心カウンターパート)・UB市役所
総事業費/概算協力額	4.4億円

I. 基本的事項

項目、現行ガイドライン条文	整理番号	調査アイテム	調査結果
1.1 理念	1	(レビュー調査全体を通じて確認) ● 開発協力大綱等の政府方針、持続可能な開発目標（SDGs）等の国際的援助潮流の整理	個別案件に紐づく事項ではないため、本調査の報告書本文に記載。
1.2 目的			
1.3 定義			
1.4 環境社会配慮の基本方針			
1.5 JICA の責務	2	(第II, III章のレビュー調査を通じて確認) ● IFC、ADB 等、他ドナーにおける出資案件における責務について確認	個別案件に紐づく事項ではないため、本調査の報告書本文に記載。
1.6 相手国政府に求める要件	3	(別紙1のレビュー調査を通じて確認)	別紙1を参照。
1.7 対象とする協力事業	4	● 現行 GL 施行後に増えた協力事業（海外投融資、中小企業支援等）の整理	個別案件に紐づく事項ではないため、本調査の報告書本文に記載。
	5	● 現行 GL 施行後の業務環境の変化（インフラ輸出の促進、迅速化、国際金融機関との協調融資の増加等）の整理	個別案件に紐づく事項ではないため、本調査の報告書本文に記載。
1.8 緊急時の措置	6	● 「緊急時の措置」の適用実績整理（カテゴリ分類、緊急時の判断基準、助言委員会関与方法、情報公開、モニタリング、フォローアップ措置等）	・該当しない。
1.9 普及	7	● 相手国等に対する説明実績、説明内容の整理	● JICAGL に関する説明実績：協議時に説明済。 ● JICAGL に関する説明内容：JICAGL 上のカテゴリ分類や遵守について。 ● JICAGL に関する研修実績：なし
1.10 環境社会配慮助言委員会	8	(第II章 2.7「環境社会配慮助言委員会による助言」のレビュー調査を通じて確認)	第II章 2.7「環境社会配慮助言委員会による助言」を参照。

II. 環境社会配慮のプロセス

項目、現行ガイドライン条文	整理番号	調査アイテム	調査結果
2.1 情報の公開	9	● JICA による情報公開（カテゴリ分類、最終報告書、環境社会配慮文書、環境レビュー結果、モニタリング結果）状況確認	● カテ分類の情報公開：公開あり ● 最終報告書の情報公開：調査終了後公開予定 ● 環境社会配慮文書（EIA・RAP・IPP など）の情報公開：対象外 ● 環境レビュー結果（＝事前評価表）の情報公開状況：公開あり ● モニタリング結果の情報公開： ・合意状況：対象外 ・公開状況：対象外

項目、現行ガイドライン条文	整理番号	調査アイテム	調査結果
	10	● 相手国等による情報公開（環境社会配慮文書、モニタリング結果）状況（公開場所、公開時期、言語等）	該当しない。
	11	● JICA から相手国等に対する情報公開の働きかけの状況確認	・ JICA GL の説明を通じ、情報公開について説明している。
	12	● 第三者からの情報提供の求めの有無と対応状況確認	・ 無
	13	● 情報開示が禁じられる情報についての対応状況確認	● JICA における公開情報については、すべて相手国政府等からの了解を得ている。
2.2 カテゴリ分類	14	● カテゴリ分類結果、根拠の整理	● カテゴリ分類結果：カテゴリ C ● カテゴリ分類の根拠：本事業は、影響を及ぼしやすいセクターに該当しない（行政官に対しマスタープランの計画実施能力の向上に向けた研修等を実施する）。事業対象地であり、事業対象地は国立公園等の影響を受けやすい地域またはその周辺に該当せず、非自発的住民移転等の影響を及ぼしやすい特性を有しない。カテゴリ分類の根拠と実態の乖離：該当しない
	15	● カテゴリ分類の変更の有無と有の場合の根拠の整理	● カテゴリ分類の変更：無
	16	● カテゴリ分類の妥当性について外部より指摘を受けた案件の分類結果の妥当性の確認	・ 該当しない
	17	● スクリーニング様式の提出状況	・ スクリーニング様式の提出：当該様式の提出は確認できないが、実施機関等から徴求した対応の情報に基づきスクリーニングを実施。
2.3 環境社会配慮の項目	18	(別紙1のレビュー調査を通じて確認)	別紙1を参照。
2.4 現地ステークホルダーとの協議	19	● JICA と相手国等による協議状況確認	合意文書締結時に協議を実施している。
	20	● 上記以外は別紙1「社会的合意」のレビュー調査を通じて確認	別紙1「社会的合意」を参照。
2.5 社会環境と人権への配慮	21	● 権利が制限されている地域における協力事業での情報公開や現地ステークホルダーとの協議の際の配慮状況の確認	● 権利が制限されている地域の該当状況：該当しない
	22	● 社会的弱者に対する人権配慮の有・内容確認	別紙1「社会的合意」を参照。 ・
2.6 参照する法令と基準	23	● 相手国の国内法遵守の有無	● 相手国の国内法遵守の有無
	24	● 世銀 SGP やその他国際基準との乖離の有無	・ EIA・IEE の承認有無：対象外 ・ 国内法に基づいた RAP 作成有無：対象外 ● 世銀 SGP やその他国際基準との乖離の有無：特に特定されない
	25	● 世銀のセーフガード政策から Environmental and Social Framework (ESF) への変更点の整理	個別案件に紐づく事項ではないため、本調査の報告書本文に記載。
	26	● 世銀 ESF と現行 GL の相違点	個別案件に紐づく事項ではないため、本調査の報告書本文に記載。
	27	● ADB、IFC のセーフガード政策で参照できる基準やグッドプラクティス等の整理	個別案件に紐づく事項ではないため、本調査の報告書本文に記載。
2.7 環境社会配慮助言委員会による助言	28	● 助言委員会の開催実績整理（運営改善の取り組み含め情報整理、情報公開状況含む）	カテゴリ C 案件のため対象外
	29	● 環境レビュー時の助言対応状況確認	カテゴリ C 案件のため対象外
2.8 JICA の意思決定	30	● 合意文書における合意状況確認	・ 合意文書締結済み。
	31	● 合意文書に基づき、協力事業を中止した事例の整理	・ 該当しない
2.9 ガイドラインの適切な実施と遵	32	● 別途、「異議申立手続き」の見直し作業を通じて対応	・ 該当しない

項目、現行ガイドライン条文	整理番号	調査アイテム	調査結果
守の確保			
2.10 ガイドラインの適用と見直し	33	N/A	・該当しない

III. 環境社会配慮の手続き

項目、現行ガイドライン条文	整理番号	調査アイテム	調査結果
3.1 協力準備調査	34	● 「プロジェクトを実施しない案」を含む代替案検討の事例整理	・協力準備調査ではないので対象外
	35	● 協力準備調査の各種手続きの実施状況確認(スコーピング、EIA 等調査、情報公開、ステークホルダー協議等)	・協力準備調査ではないので対象外 ● スコーピング： ● EIA 等調査： ● 情報公開：2.1「情報の公開」を参照。 ● ステークホルダー協議等：別紙1「社会的合意」を参照。
3.2 有償資金協力、無償資金協力、技術協力プロジェクト	36	● カテゴリ分類に応じた環境レビューに係る手続き・情報公開の実施状況確認 ・環境チェックリストの作成状況 ・EIA, ECC, RAP, IPP の取得・公開状況等 ・FI の場合、金融仲介者等の環境社会配慮確認実施能力の確認状況及びカテゴリ A 相当のサブプロジェクトに対する環境レビュー状況等	・技術協力プロジェクトであるが、カテゴリ C のため対象外 ● 環境チェックリストの作成状況：対象外 ● EIA,ECC,RAP,IPP の取得・公開状況 ・EIA：対象外 ・ECC：対象外 ・RAP：対象外 ・IPP：対象外 ● 本案件は FI 事業ではない。
	37	● エンジニアリング・サービス借款実施案件の環境レビュー実績の整理	・ES 借款ではない。
	38	● エンジニアリング・サービス借款の実施段階における相手国等による環境社会配慮実施状況の確認。	・ES 借款ではない。
	39	● モニタリング結果の受領、公開状況確認	● モニタリング結果の受領 ・審査時の合意：対象外 ・作成状況：対象外 ・受領状況：対象外 ● モニタリング結果の公開状況 ・対象外。
	40	● 第三者からのモニタリング結果の公開請求への対応状況の確認	● モニタリング結果の公開請求：対象外
	41	● 環境レビュー結果とモニタリング結果の乖離が確認された場合には、その原因（GL 記載内容が十分であったかを含む GL 自体の問題、解釈の違い、運用能力等）について確認。	● 環境事項における環境レビュー結果とモニタリング結果の乖離：対象外 ● 社会事項における環境レビュー結果とモニタリング結果の乖離：対象外
	42	● 合意文書に基づき、相手国に対応を求め、貸付実行を停止した事例の整理	・技術協力プロジェクトのため該当しない
	43	● プロジェクトの重大な変更が生じた案件の手続きの実施状況の確認	● 重大な変更が生じた案件であるか：対象外 ● 事業開始後に IEE/EIA が改定されたか：対象外 ● IEE/EIA が改定された場合、改定の理由：対象外
3.3 外務省が自ら行う無償資金協力について JICA が行う事前の調査	44	● 外務省に協力の停止を提言した事例の整理	・該当しない
3.4 開発計画調査型技術協力	45	● カテゴリ分類に応じた各段階での手続きの実施状況確認 ・スクリーニングの実施状況 ・スコーピングの実施状況	・該当しない。

項目、現行ガイドライン条文	整理番号	調査アイテム	調査結果
		<ul style="list-style-type: none"> ・ JICA と相手国等の協議状況 ・ 合意文書や報告書等の公開状況等 	
	46	● SEA のステークホルダー協議の実施状況確認	・ 該当しない。
	47	● 開発調査型技術協力終了後に予期せぬ環境社会影響が生じた場合の対応状況確認	・ 該当しない。

別紙 1 ～ 6

項目、現行ガイドライン条文	整理番号	調査アイテム	調査結果
別紙 1 対象プロジェクトに求められる環境社会配慮	48	● 日本・他ドナーにおける環境社会配慮関連の「費用・便益の定量化方法」の取り扱い確認	個別案件に紐づく事項ではないため、本調査の報告書本文に記載。
	49	● 日本・他ドナーにおける「災害の環境影響評価」の取り扱い確認	個別案件に紐づく事項ではないため、本調査の報告書本文に記載。
基本的事項	50	● 計画段階における環境・社会影響の調査・検討状況確認	<ul style="list-style-type: none"> ● 環境：マスタープランの計画・実施能力の向上に資する案件であり、現段階において環境に対する影響は想定されない ● 社会：新規の用地取得や非自発的住民移転、経済的移転を伴わない。
	51	● 影響の回避・最小化のための代替案や緩和策の検討状況確認	・ 対象外
	52	● 検討結果のプロジェクト計画への反映状況確認	・ 対象外
	53	● 環境社会配慮関連費用・便益の定量的評価に努めており、定性的な評価も加えているかの確認	<ul style="list-style-type: none"> ● 環境：対象外 ● 社会：対象外
	54	● 環境社会配慮関連費用・便益は、プロジェクトの経済的、財政的、制度的、社会的及び技術的分析との密接な調和が図られているかの確認	・ 対象外
	55	● 環境社会配慮の検討結果につき、代替案や緩和策も含め独立の文書あるいは、他の文書の一部として表されているかの確認	・ 対象外
	56	● 特に影響が大きいプロジェクトについては、環境影響評価報告書が作成されているかの確認	・ 特に大きな影響が想定されていないため対象外
	57	● 特に影響が重大と思われるプロジェクトや、異論が多いプロジェクトについて専門家からなる委員会が設置されたかの確認	特になし。
対策の検討	58	● 環境管理計画、モニタリング計画など適切なフォローアップの計画や体制、そのための費用及びその調達方法の計画策定状況確認	該当しない。
	59	● 上記以外は 2.8 にて確認	2.8 にて確認。
検討する影響スコープ	60	● スコーピングの適切な実施にかかる状況の確認	・ 対象外
	61	● GHG 排出量の算出・評価の状況の確認	・ 対象外
	62	● 国際機関、バイドナーの気候変動（GHG 排出）への対応状況の確認	個別案件に紐づく事項ではないため、本調査の報告書本文に記載。
	63	● 「不可分一体の事業」、「派生的・二次的影響」、「累積的影響」の事例整理。	該当しない。

項目、現行ガイドライン条文	整理番号	調査アイテム	調査結果
	64	● 世銀、ADB、IFC の「不可分一体の事業」、「派生的・二次的影響」、「累積的影響」への対応状況の整理	個別案件に紐づく事項ではないため、本調査の報告書本文に記載。
法令、基準、計画等との整合性	65	● 「自然保護や文化保護のために特に指定した地域」の事例整理	● 対象外
	66	● 世銀、ADB、IFC の「自然保護や文化保護のために特に指定した地域」に係る対応状況の整理	個別案件に紐づく事項ではないため、本調査の報告書本文に記載。
	67	● 上記以外は 2.6 にて確認	2.6 にて確認。
社会的合意	68	● ステークホルダー協議（①告知・実施日時、②場所、③方法（住民集会、個別インタビュー、言語）、④社会的弱者に対する配慮手法、⑤告知方法、⑥参加者（人数、被影響者に占める割合、所属、性別等）、⑦協議内容(事業サイトの範囲、事業形態、地域住民の持つ問題点、ニーズ等)、⑧参加者からのコメント、⑨実施機関による返答、⑩寄せられたコメントの計画や事業への反映結果、⑪協議の議事録の有無）の確認	● EIA に関して 対象外 ● RAP に関して 対象外 ● コンサルテーションの好事例：対象外 ● ステークホルダー分析の実施：対象外
	69	● 外部からの指摘事項が確認された場合には、その原因（GL 記載内容が十分であったかを含む GL 自体の問題、解釈の違い、運用能力等）について確認	・対象外
	70	● 社会的弱者に対する配慮事例の整理	ジェンダー平等推進・貧困削減に関して特記事項なし。以下、対象外。 ● 社会的弱者に対する配慮の有無 -計画： -実施： -計画： -実施： ● 社会的弱者に対する説明の内容 ● 社会的弱者からの情報や意見の有無・内容 ● 社会的弱者からの情報や意見の事業への反映
生態系及び生物相	71	● 「重要な自然生息地」の事例（含む判断根拠、森林以外の地域、生物多様性重要地域の配慮状況、地域コミュニティにもたらす影響や地域コミュニティが自然生息地にもたらす影響、社会環境に与える影響や社会環境が与える影響）の整理	・対象外
	72	● 「重要な自然生息地における事業実施条件」に基づき事業を実施した事例整理	・対象外
	73	● 世銀、ADB、IFC の「重要な自然生息地」、「著しい転換・著しい劣化」に係る対応状況の整理	個別案件に紐づく事項ではないため、本調査の報告書本文に記載。
	74	● 違法伐採の有無の確認	・対象外

項目、現行ガイドライン条文	整理番号	調査アイテム	調査結果
非自発的住民移転	75	● 住民移転計画の作成有無・公開状況・協議の有無と内容・協議に際する言語と様式の確認。	● 住民移転計画の作成：以下、対象外 ● 公開状況：2.1「情報の公開」を通じて確認。 ● 協議の有無と内容： ● 協議の使用言語：
	76	● 非自発的住民移転及び生計手段の喪失は、回避・最小化が検討・実施され、対象者と文書等で合意の上で実効性のある対策が講じられているかの確認。	● 非自発的住民移転及び生計手段の喪失は回避・最小化が検討・実施されたか：以下、対象外 ● 対象者と文書等で合意をしているか：
	77	● 環境レビュー段階の想定被影響住民数の確認	・対象外
	78	● モニタリング段階における被影響住民数の確認	・対象外
	79	● 環境レビュー段階の補償内容（補償のタイミング、再取得価格を含む補償費の算出方法、生計回復策、その他支援内容）の確認。	● 補償のタイミング：対象外 ● 土地の再取得価格での補償方針の有無：対象外 ● 再取得価格を含む補償費の算出方法：対象外 ● 生計回復策の内容：対象外
	80	● 現地調査対象案件については、移転住民が以前の生活水準や収入機会、生産水準において改善又は少なくとも回復できているかの確認。	対象外
	81	● 苦情処理メカニズムの整備状況の確認	以下、対象外 ● 苦情処理メカニズムの計画： ● 計画された苦情処理メカニズムの整備状況：（確認中） ● 苦情の有無：確認中（モニタリングレポート入手後）
先住民族	82	● 先住民族への影響の有無の確認	・対象外
	83	● 負の影響の回避・最小化の検討状況確認	・対象外
	84	● 先住民族計画の作成・公開状況確認	・対象外
	85	● FPIC の実施状況確認	・対象外
モニタリング	86	● モニタリング計画の作成状況確認	● 環境モニタリング計画：対象外 ● 移転（RAP）モニタリング計画：対象外
	87	● 上記以外は 3.2 にて確認	3.2 にて確認。
別紙 2 カテゴリ A に必要な環境アセスメント報告書	88	● EIA の承認状況、言語、現地での公開状況及び複製の可否の確認	カテゴリ C 案件のため以下、対象外 ● EIA の承認状況： ● 言語： ● 現地での公開状況：
	89	● EIA において GL に記載の必要な項目が含まれているかの確認	カテゴリ C 案件のため対象外
	90	● 大規模住民移転を理由にカテゴリ A と判断された案件における EIA 実施状況の整理	カテゴリ C 案件のため対象外 ● 大規模住民移転を理由にカテゴリ A と判断された案件であるか： ● EIA 実施状況：
別紙 3 一般に影響を及ぼしやすいセクター・特性、影響を受けやすい地域の例示	91	● 「影響を及ぼしやすいセクター」の妥当性の確認。（配電、上水道、農業等、影響を及ぼしやすい特性や影響を受けやすい地域に該当しない限りそれ自体はカテゴリ分類に影響しないと思われるセクターの影響の重大さの整理。）	・対象外
別紙 4 スクリーニング様式	92	● （調査アイテム無し）環境 GL が改定された場合は、スクリーニング様式も併せて変更。	対象外

項目、現行ガイドライン条文	整理番号	調査アイテム	調査結果
別紙5 チェックリストにおける分類・チェック項目	93	<ul style="list-style-type: none"> ● (調査アイテム無し) 環境 GL が改定された場合は、チェックリストも併せて変更。 	対象外
別紙6 モニタリングを行う項目	94	<ul style="list-style-type: none"> ● モニタリング項目の妥当性、基準値の記載、工事中・供用時の区分 	以下、対象外 <ul style="list-style-type: none"> ● モニタリング項目： ● 基準値の記載（計画）： ● モニタリング頻度： ● 生計回復策の計画と実績の乖離（モニタリング頻度含む）： ● 工事中・供用時の区分：
その他			

個別案件シート（JICA 環境社会配慮ガイドラインのレビュー調査結果）

<事業概要>

案件名/案件種別/契約日	次世代焼却炉による医療廃棄物適正処理案件化調査／中小／2014年10月27日
カテゴリ分類及び分類根拠	カテゴリ B 本事業は、「国際協力機構環境社会配慮ガイドライン」(2010年4月公布)上、環境への望ましくない影響は最小限であると判断されるため。
事業目的	タイにおける乾溜ガス化焼却装置の政府開発援助（ODA）案件化を図るべく、主に、以下について調査を行うこととする。 ① タイの現状 ② ㈱キンセイ産業の乾溜ガス化焼却装置の活用可能性及び海外事業展開の方針 ③ 乾溜ガス化焼却装置に関する調査及び活用可能性の検討 ④ ODA 案件化の具体的提案 ⑤ ビジネス展開の具体的計画
プロジェクトサイト	タイ国 プーケット市
事業概要	次世代焼却炉の導入を通じた医療廃棄物の適正処理に関する調査。技術者や運営予算の不足により医療廃棄物の適正処理が進んでいないタイにて、自治体が運営する廃棄物処理センター（全国21箇所）に、簡便かつ安価で、環境にも優しい焼却炉を導入することで、人体・環境汚染の緩和を目指す。
提案法人名/事業実施国政府機関	株式会社キンセイ産業／プーケット市中央廃棄物処理センター
総事業費/概算協力額	49,916,520円

I. 基本的事項

項目、現行ガイドライン条文	整理番号	調査アイテム	調査結果
1.1 理念	1	(レビュー調査全体を通じて確認) ● 開発協力大綱等の政府方針、持続可能な開発目標（SDGs）等の国際的援助潮流の整理	個別案件に紐づく事項ではないため、本調査の報告書本文に記載。
1.2 目的			
1.3 定義			
1.4 環境社会配慮の基本方針			
1.5 JICA の責務	2	(第II, III章のレビュー調査を通じて確認) ● IFC、ADB 等、他ドナーにおける出資案件における責務について確認	個別案件に紐づく事項ではないため、本調査の報告書本文に記載。
1.6 相手国政府に求める要件	3	(別紙1のレビュー調査を通じて確認)	別紙1を参照。
1.7 対象とする協力事業	4	● 現行 GL 施行後に増えた協力事業（海外投融資、中小企業支援等）の整理	個別案件に紐づく事項ではないため、本調査の報告書本文に記載。
	5	● 現行 GL 施行後の業務環境の変化（インフラ輸出の促進、迅速化、国際金融機関との協調融資の増加等）の整理	個別案件に紐づく事項ではないため、本調査の報告書本文に記載。
1.8 緊急時の措置	6	● 「緊急時の措置」の適用実績整理（カテゴリ分類、緊急時の判断基準、助言委員会関与方法、情報公開、モニタリング、フォローアップ措置等）	・該当しない。
1.9 普及	7	● 相手国等に対する説明実績、説明内容の整理	● JICAGL に関する説明実績：案件実施時に説明済。 ● JICAGL に関する説明内容：JICA GL の遵守、適切な環境社会配慮の実施、モニタリング、情報公開等につき説明。 ● JICAGL に関する研修実績：なし
1.10 環境社会配慮助言委員会	8	(第II章 2.7「環境社会配慮助言委員会による助言」のレビュー調査を通じて確認)	第II章 2.7「環境社会配慮助言委員会による助言」を参照。

II. 環境社会配慮のプロセス

項目、現行ガイドライン条文	整理番号	調査アイテム	調査結果
2.1 情報の公開	9	● JICA による情報公開（カテゴリ分類、最終報告書、環境社会配慮文書、環境レビュー結果、モニタリング結果）状	● カテゴリ分類の情報公開：公開あり ● 最終報告書の情報公開：業務完了報告書（最終報告書）は公開あり

項目、現行ガイドライン条文	整理番号	調査アイテム	調査結果
		況確認	<ul style="list-style-type: none"> ● 環境社会配慮文書（EIA・RAP・IPP など）の情報公開：EIA、RAP は該当しない。 ● 環境レビュー結果（=事前評価表）の情報公開状況：該当しない。 ● モニタリング結果の情報公開： <ul style="list-style-type: none"> ・合意状況：合意なし。 ・公開状況：該当しない。
	10	● 相手国等による情報公開（環境社会配慮文書、モニタリング結果）状況（公開場所、公開時期、言語等）	<ul style="list-style-type: none"> ● 環境社会配慮文書： 作成不要のため該当しない。 ● モニタリング結果：相手国での公開に関する合意なし。
	11	● JICA から相手国等に対する情報公開の働きかけの状況確認	事業実施時に促している。
	12	● 第三者からの情報提供の求めの有無と対応状況確認	無。
	13	● 情報開示が禁じられる情報についての対応状況確認	● JICA における公開情報については、相手国政府から了解を得た上で公開。
2.2 カテゴリ分類	14	● カテゴリ分類結果、根拠の整理	<ul style="list-style-type: none"> ● カテゴリ分類結果：カテゴリ B ● JICA ウェブサイトで公開されているカテゴリ分類理由： ● カテゴリ分類の根拠：廃棄物処理・処分セクターのうち大規模なものに該当せず、事業対象地は国立公園等の影響を受けやすい地域またはその周辺に該当せず、大規模な非自発的住民移転等の影響を及ぼしやすい特性を有しない。
	15	● カテゴリ分類の変更の有無と有の場合の根拠の整理	● カテゴリ分類の変更：無
	16	● カテゴリ分類の妥当性について外部より指摘を受けた案件の分類結果の妥当性の確認	・なし
	17	● スクリーニング様式の提出状況	・当該様式の提出は確認できないが、実施機関等から徴求した相応の情報に基づきスクリーニングを実施。
2.3 環境社会配慮の項目	18	(別紙1のレビュー調査を通じて確認)	別紙1を参照。
2.4 現地ステークホルダーとの協議	19	● JICA と相手国等による協議状況確認	・契約締結時に協議を実施している。
	20	● 上記以外は別紙1「社会的合意」のレビュー調査を通じて確認	別紙1「社会的合意」を参照。
2.5 社会環境と人権への配慮	21	● 権利が制限されている地域における協力事業での情報公開や現地ステークホルダーとの協議の際の配慮状況の確認	● 権利が制限されている地域の該当状況：該当しない
	22	● 社会的弱者に対する人権配慮の有・内容確認	別紙1「社会的合意」を参照。
2.6 参照する法令と基準	23	<ul style="list-style-type: none"> ● 相手国の国内法遵守の有無 ● 世銀 SGP やその他国際基準との乖離の有無 	<ul style="list-style-type: none"> ● 相手国の国内法遵守の有無 ・大気汚染（排ガス規制）、騒音・振動規制、焼却灰・煤塵、廃棄物、排水及び土壌の汚染対策に係る日本国環境省基準、タイ国環境基準の確認を行っている。 ・日本国環境省「廃棄物処理施設生活環境影響調査指針」において調査項目として列挙の有無について参照されている。 参照項目：大気質、排水、騒音・振動、悪臭。 ・調査項目の列挙の有無について日本国環境省基準とタイ国の環境基準と比較はなされているが、廃棄物の種類、性状及び立地特性等の詳細条件や基準値内容の比較は為されていない。 ● 世銀 SGP やその他国際基準との乖離の有無：無。

項目、現行ガイドライン条文	整理番号	調査アイテム	調査結果
	24		
	25	● 世銀のセーフガード政策から Environmental and Social Framework (ESF) への変更点の整理	個別案件に紐づく事項ではないため、本調査の報告書本文に記載。
	26	● 世銀 ESF と現行 GL の相違点	個別案件に紐づく事項ではないため、本調査の報告書本文に記載。
	27	● ADB、IFC のセーフガード政策で参照できる基準やグッドプラクティス等の整理	個別案件に紐づく事項ではないため、本調査の報告書本文に記載。
2.7 環境社会配慮助言委員会による助言	28	● 助言委員会の開催実績整理（運営改善の取り組み含め情報整理、情報公開状況含む）	・カテゴリ B 案件のため対象外。
	29	● 環境レビュー時の助言対応状況確認	・対象外。
2.8 JICA の意思決定	30	● 合意文書における合意状況確認	・合意文書締結済み
	31	● 合意文書に基づき、協力事業を中止した事例の整理	・該当しない
2.9 ガイドラインの適切な実施と遵守の確保	32	● 別途、「異議申立手続き」の見直し作業を通じて対応	・該当しない
2.10 ガイドラインの適用と見直し	33	N/A	・該当しない

III. 環境社会配慮の手続き

項目、現行ガイドライン条文	整理番号	調査アイテム	調査結果
3.1 協力準備調査	34	● 「プロジェクトを実施しない案」を含む代替案検討の事例整理	本スキームは民間企業からの提案に基づき実施するものであり、技術面での代替案の比較は想定していない。
	35	● 協力準備調査の各種手続きの実施状況確認（スコーピング、EIA 等調査、情報公開、ステークホルダー協議等）	該当しない。
3.2 有償資金協力、無償資金協力、技術協力プロジェクト	36	● カテゴリ分類に応じた環境レビューに係る手続き・情報公開の実施状況確認 ・環境チェックリストの作成状況 ・EIA, ECC, RAP, IPP の取得・公開状況等 ・FI の場合、金融仲介者等の環境社会配慮確認実施能力の確認状況及びカテゴリ A 相当のサブプロジェクトに対する環境レビュー状況等	チェックリストは作成済。 その他環境社会配慮文書は該当しない。
	37	● エンジニアリング・サービス借款実施案件の環境レビュー実績の整理	・ES 借款ではないため対象外。
	38	● エンジニアリング・サービス借款の実施段階における相手国等による環境社会配慮実施状況の確認。	・ES 借款ではないため対象外。
	39	● モニタリング結果の受領、公開状況確認	該当しない。
	40	● 第三者からのモニタリング結果の公開請求への対応状況の確認	● モニタリング結果の公開請求：該当しない。

項目、現行ガイドライン条文	整理番号	調査アイテム	調査結果
	41	● 環境レビュー結果とモニタリング結果の乖離が確認された場合には、その原因（GL 記載内容が十分であったかを含む GL 自体の問題、解釈の違い、運用能力等）について確認。	該当しない。
	42	● 合意文書に基づき、相手国に対応を求め、貸付実行を停止した事例の整理	・ 該当しない
	43	● プロジェクトの重大な変更が生じた案件の手続きの実施状況の確認	● 重大な変更が生じた案件であるか：該当しない ● LA 後に IEE/EIA が改定されたか：該当しない ● IEE/EIA が改定された場合、改定の理由：該当しない
3.3 外務省が自ら行う無償資金協力について JICA が行う事前の調査	44	● 外務省に協力の停止を提言した事例の整理	・ 該当しない
3.4 開発計画調査型技術協力	45	● カテゴリ分類に応じた各段階での手続きの実施状況確認 ・スクリーニングの実施状況 ・スコーピングの実施状況 ・JICA と相手国等の協議状況 ・合意文書や報告書等の公開状況等	・ 該当しない。
	46	● SEA のステークホルダー協議の実施状況確認	・ 該当しない。
	47	● 開発調査型技術協力終了後に予期せぬ環境社会影響が生じた場合の対応状況確認	・ 該当しない。

別紙 1～6

項目、現行ガイドライン条文	整理番号	調査アイテム	調査結果
別紙 1 対象プロジェクトに求められる環境社会配慮	48	● 日本・他ドナーにおける環境社会配慮関連の「費用・便益の定量化方法」の取り扱い確認	個別案件に紐づく事項ではないため、本調査の報告書本文に記載。
	49	● 日本・他ドナーにおける「災害の環境影響評価」の取り扱い確認	個別案件に紐づく事項ではないため、本調査の報告書本文に記載。
基本的事項	50	● 計画段階における環境・社会影響の調査・検討状況確認	● 環境、社会ともに日本の環境制度、JICA の環境社会配慮におけるチェック項目、タイの法規規制を比較し、スコーピング案を選定したのち、調査が必要な項目を抽出している。 ● 業務完了報告書内で、調査が必要な項目の調査結果一覧を提示している。
	51	● 影響の回避・最小化のための代替案や緩和策の検討状況確認	・本スキームは民間企業からの提案に基づき実施するものであり、技術面での代替案の比較は公表していない。 ・他方で、サイト選定は周辺の状況や環境社会配慮を考慮した上で行われている。
	52	● 検討結果のプロジェクト計画への反映状況確認	上記 51 番に記載の通り。
	53	● 環境社会配慮関連費用・便益の定量的評価に努めており、定性的な評価も加えているかの確認	● 本スキームは民間企業からの提案に基づき実施するものであり、事業規模に鑑み環境社会配慮関連費用・便益の定量的・定性的な評価は確認できない。
	54	● 環境社会配慮関連費用・便益は、プロジェクトの経済的、財政的、制度的、社会的及び技術的分析との密接な調和が図られているかの確認	上記 53 番に記載の通り。
	55	● 環境社会配慮の検討結果につき、代替案や緩和策も含め独立の文書あるいは、他の文書の一部として表されているかの確認	該当しない。
	56	● 特に影響が大きいプロジェクトについては、環境影響評価報告書が作成されているかの確認	該当しない。
	57	● 特に影響が重大と思われるプロジェクトや、異論が多いプロジェクトについて専門家からなる委員会が設置されたかの確認	該当しない。
対策の検討	58	● 環境管理計画、モニタリング計画など適切なフォローアップの計画や体制、そのための費用及びその調達方法の計画策定状況確認	環境管理計画及びモニタリング計画 提案法人と相手国側実施機関の環境社会配慮担当が情報共有し、事業の特性に鑑み、必要に応じた環境管理・モニタリングが行われている。

項目、現行ガイドライン条文	整理番号	調査アイテム	調査結果
	59	● 上記以外は 2.8 にて確認	2.8 にて確認。
検討する影響スコープ	60	● スコーピングの適切な実施にかかる状況の確認	・スコーピング案が作成されている。
	61	● GHG 排出量の算出・評価の状況の確認	・当該案件で据え付けた装置による GHG 排出削減量の算出がなされている。
	62	● 国際機関、バイドナーの気候変動（GHG 排出）への対応状況の確認	個別案件に紐づく事項ではないため、本調査の報告書本文に記載。
	63	● 「不可分一体の事業」、「派生的・二次的影響」、「累積的影響」の事例整理。	該当しない。
	64	● 世銀、ADB、IFC の「不可分一体の事業」、「派生的・二次的影響」、「累積的影響」への対応状況の整理	個別案件に紐づく事項ではないため、本調査の報告書本文に記載。
法令、基準、計画等との整合性	65	● 「自然保護や文化保護のために特に指定した地域」の事例整理	● 事業対象地及びその周辺に、国立公園や保護区等は存在しない。
	66	● 世銀、ADB、IFC の「自然保護や文化保護のために特に指定した地域」に係る対応状況の整理	個別案件に紐づく事項ではないため、本調査の報告書本文に記載。
	67	● 上記以外は 2.6 にて確認	2.6 にて確認。
社会的合意	68	● ステークホルダー協議（①告知・実施日時、②場所、③方法（住民集会、個別インタビュー、言語）、④社会的弱者に対する配慮手法、⑤告知方法、⑥参加者（人数、被影響者に占める割合、所属、性別等）、⑦協議内容（事業サイトの範囲、事業形態、地域住民の持つ問題点、ニーズ等）、⑧参加者からのコメント、⑨実施機関による返答、⑩寄せられたコメントの計画や事業への反映結果、⑪協議の議事録の有無）の確認	該当しない。
	69	● 外部からの指摘事項が確認された場合には、その原因（GL 記載内容が十分であったかを含む GL 自体の問題、解釈の違い、運用能力等）について確認	・なし
	70	● 社会的弱者に対する配慮事例の整理	該当しない。
生態系及び生物相	71	● 「重要な自然生息地」の事例（含む判断根拠、森林以外の地域、生物多様性重要地域の配慮状況、地域コミュニティにもたらす影響や地域コミュニティが自然生息地にもたらす影響、社会環境に与える影響や社会環境が与える影響）の整理	該当しない。
	72	● 「重要な自然生息地における事業実施条件」に基づき事業を実施した事例整理	該当しない。
	73	● 世銀、ADB、IFC の「重要な自然生息地」、「著しい転換・著しい劣化」に係る対応状況の整理	個別案件に紐づく事項ではないため、本調査の報告書本文に記載。

項目、現行ガイドライン条文	整理番号	調査アイテム	調査結果
非自発的住民移転	74	● 違法伐採の有無の確認	・森林伐採等は発生しない。
	75	● 住民移転計画の作成有無・公開状況・協議の有無と内容・協議に際する言語と様式の確認。	・対象外
	76	● 非自発的住民移転及び生計手段の喪失は、回避・最小化が検討・実施され、対象者と文書等で合意の上で実効性のある対策が講じられているかの確認。	● 非自発的住民移転及び生計手段の喪失は回避・最小化が検討・実施されたか： ● ・該当しない。
	77	● 環境レビュー段階の想定被影響住民数の確認	該当しない。
	78	● モニタリング段階における被影響住民数の確認	該当しない。
	79	● 環境レビュー段階の補償内容（補償のタイミング、再取得価格を含む補償費の算出方法、生計回復策、その他支援内容）の確認。	用地取得・住民移転は発生しない。
	80	● 現地調査対象案件については、移転住民が以前の生活水準や収入機会、生産水準において改善又は少なくとも回復できているかの確認。	対象外
	81	● 苦情処理メカニズムの整備状況の確認	対象外。
先住民族	82	● 先住民族への影響の有無の確認	・事業対象地に少数民族、先住民族は存在しないため、該当しない。
	83	● 負の影響の回避・最小化の検討状況確認	・事業対象地に少数民族、先住民族は存在しないため、該当しない。
	84	● 先住民族計画の作成・公開状況確認	・事業対象地に少数民族、先住民族は存在しないため、該当しない。
	85	● FPIC の実施状況確認	・事業対象地に少数民族、先住民族は存在しないため、該当しない。
モニタリング	86	● モニタリング計画の作成状況確認	● 環境モニタリング計画： ・普及・実証事業段階のモニタリング計画が業務完了報告書に作成されている。 ・当案件化調査については、焼却炉の設置工事の規模が大きくないため、工事中のモニタリング計画は策定されていない。ヘルメット着用・安全帯の使用などの配慮は行われる。 ● 移転（RAP）モニタリング計画：対象外
	87	● 上記以外は 3.2 にて確認	3.2 にて確認。
別紙2 カテゴリ A に必要な環境アセスメント報告書	88	● EIA の承認状況、言語、現地での公開状況及び複製の可否の確認	・カテゴリ B 案件のため対象外
	89	● EIA において GL に記載の必要な項目が含まれているかの確認	・カテゴリ B 案件のため対象外
	90	● 大規模住民移転を理由にカテゴリ A と判断された案件における EIA 実施状況の整理	● 大規模住民移転を理由にカテゴリ A と判断された案件であるか：カテゴリ B 案件のため対象外。
別紙3 一般に影響を及ぼしやすいセクター・特性、影響を受けやすい地域の例示	91	● 「影響を及ぼしやすいセクター」の妥当性の確認。（配電、上水道、農業等、影響を及ぼしやすい特性や影響を受けやすい地域に該当しない限りそれ自体はカテゴリ分類に影響しないと思われるセクターの影響の重大さの整理。）	・該当しない。
別紙4 スクリーニング様式	92	● （調査アイテム無し）環境 GL が改定された場合は、スクリーニング様式も併せて変更。	・該当しない
別紙5 チェックリストにおける分類・チェック項目	93	● （調査アイテム無し）環境 GL が改定された場合は、チェックリストも併せて変更。	・該当しない
別紙6 モニタリングを行う項目	94	● モニタリング項目の妥当性、基準値の記載、工事中・供用時の区分	● 当案件化調査については、焼却炉の設置工事の規模が大きくないため、工事中のモニタリング計画は策定されていない。ヘルメット着用・安全帯の使用などの配慮は行われる。モニタリング項目： ①GB-8 型の運用状況（温度（乾溜ガス化炉、燃焼炉、排ガス）、軽油使用量、電気使用量、水使用量、稼動時間） ②医療廃棄物成分（病院からの医療廃棄物を種別化し、重量ベースでそれぞれの割合と含水率分析を行う） ③排ガス指標（医療廃棄物焼却炉用に公害管理局（PCD）が設定する 10 の排ガス指標） ④焼却灰成分（好熱菌、枯草菌、ダイオキシン）

項目、現行ガイドライン条文	整理番号	調査アイテム	調査結果
			<ul style="list-style-type: none">・業務完了報告書にモニタリング計画あり。● 基準値の記載（計画）：<ul style="list-style-type: none">・参照環境基準：タイ国環境基準・基準値記載：有（排ガス指標、焼却灰成分）● モニタリング頻度：<ul style="list-style-type: none">・環境：①6ヶ月間<ul style="list-style-type: none">②3回③3回④3回・社会：対象外● 生計回復策の計画と実績の乖離（モニタリング頻度含む）：対象外● 工事中・供用時の区分：区分は記載されていないが、供用後を想定して計画されている。
その他			

個別案件シート（JICA 環境社会配慮ガイドラインのレビュー調査結果）

＜事業概要＞

案件名/案件種別/契約日	カイメップ港の機能向上に向けた物流サービス提供のための案件化調査／中小／2015年9月25日
カテゴリ分類及び分類根拠	カテゴリ B 本事業は、「国際協力機構環境社会配慮ガイドライン」(2010年4月公布)に掲げる影響を及ぼしやすいセクター、特性及び影響を受けやすい地域に該当せず、環境への望ましくない影響は重大でないと判断されるため。
事業目的	バリア・ブンタウ省(以下BRVT省)と協働しながら、以下の2点を目的とする。 ・荷主企業、物流企業へのヒアリングを通じて、カイメップ港の物流課題、求められる物流サービスを明らかにする ・課題、ニーズを踏まえ、その問題点を解決する提案企業の製品・技術・サービスを適用した方策を提案する
プロジェクトサイト	ベトナム国 バリア・ブンタウ省
事業概要	物流サービス提供によるカイメップ・チーバイ港利用促進に関する調査。当該港周辺は、物流サービス機能が脆弱で、他港の利用を強いられ、港湾稼働率が低迷。そのため、弊社の物流サービス（流通加工機能等）を提供する物流センターをバリア・ブンタウ省と協働し整備することで、企業誘致、港湾利用の促進を図る。
提案法人名/事業実施国政府機関	白金運輸株式会社／ベトナム社会主義共和国 バリア・ブンタウ省 (BRVT)
総事業費/概算協力額	29,891,160円

I. 基本的事項

項目、現行ガイドライン条文	整理番号	調査アイテム	調査結果
1.1 理念	1	(レビュー調査全体を通じて確認) ● 開発協力大綱等の政府方針、持続可能な開発目標 (SDGs) 等の国際的援助潮流の整理	個別案件に紐づく事項ではないため、本調査の報告書本文に記載。
1.2 目的			
1.3 定義			
1.4 環境社会配慮の基本方針			
1.5 JICA の責務	2	(第II, III章のレビュー調査を通じて確認) ● IFC、ADB 等、他ドナーにおける出資案件における責務について確認	個別案件に紐づく事項ではないため、本調査の報告書本文に記載。
1.6 相手国政府に求める要件	3	(別紙1のレビュー調査を通じて確認)	別紙1を参照。
1.7 対象とする協力事業	4	● 現行 GL 施行後に増えた協力事業（海外投融资、中小企業支援等）の整理	個別案件に紐づく事項ではないため、本調査の報告書本文に記載。
	5	● 現行 GL 施行後の業務環境の変化（インフラ輸出の促進、迅速化、国際金融機関との協調融資の増加等）の整理	個別案件に紐づく事項ではないため、本調査の報告書本文に記載。
1.8 緊急時の措置	6	● 「緊急時の措置」の適用実績整理（カテゴリ分類、緊急時の判断基準、助言委員会関与方法、情報公開、モニタリング、フォローアップ措置等）	・該当しない。
1.9 普及	7	● 相手国等に対する説明実績、説明内容の整理	● JICAGL に関する説明実績：案件実施時に説明済。 ● JICAGL に関する説明内容：JICAGL の遵守、適切な環境社会配慮の実施、モニタリング、情報公開等につき説明 ● JICAGL に関する研修実績：なし
1.10 環境社会配慮助言委員会	8	(第II章 2.7「環境社会配慮助言委員会による助言」のレビュー調査を通じて確認)	第II章 2.7「環境社会配慮助言委員会による助言」を参照。

II. 環境社会配慮のプロセス

項目、現行ガイドライン条文	整理番号	調査アイテム	調査結果
2.1 情報の公開	9	● JICA による情報公開（カテゴリ分類、最終報告書、環境社会配慮文書、環境レビュー結果、モニタリング結果）状況確認	● カテゴリ分類の情報公開：公開あり ● 最終報告書の情報公開：公開されている。 ● 環境社会配慮文書（EIA・RAP・IPP など）の情報公開：作成不要のため、対象外 ● 環境レビュー結果（＝事前評価表）の情報公開状況：作成しない。

項目、現行ガイドライン条文	整理番号	調査アイテム	調査結果
			● モニタリング結果の情報公開：公開に関する合意なし。 作成が必要な環境社会配慮文書なし。
	10	● 相手国等による情報公開（環境社会配慮文書、モニタリング結果）状況（公開場所、公開時期、言語等）	● 環境モニタリング及び社会モニタリング：公開に関する合意がないため、該当しない
	11	● JICA から相手国等に対する情報公開の働きかけの状況確認	GLの説明とともに実施している
	12	● 第三者からの情報提供の求めの有無と対応状況確認	なし
	13	● 情報開示が禁じられる情報についての対応状況確認	● JICA における公開情報については、すべて相手国等の了承を得ている。
2.2 カテゴリ分類	14	● カテゴリ分類結果、根拠の整理	● カテゴリ分類結果：カテゴリ B ● カテゴリ分類の根拠： ・本事業は影響を及ぼしやすいセクターに該当しない。事業対象地は国立公園等の影響を受けやすい地域またはその周辺に該当せず、大規模な非自発的住民移転等の影響を及ぼしやすい特性を有しない。
	15	● カテゴリ分類の変更の有無と有の場合の根拠の整理	カテゴリ分類の変更：なし
	16	● カテゴリ分類の妥当性について外部より指摘を受けた案件の分類結果の妥当性の確認	・該当しない
	17	● スクリーニング様式の提出状況	・スクリーニング様式の提出：有
2.3 環境社会配慮の項目	18	(別紙1のレビュー調査を通じて確認)	別紙1を参照。
2.4 現地ステークホルダーとの協議	19	● JICA と相手国等による協議状況確認	・済
	20	● 上記以外は別紙1「社会的合意」のレビュー調査を通じて確認	別紙1「社会的合意」を参照。
2.5 社会環境と人権への配慮	21	● 権利が制限されている地域における協力事業での情報公開や現地ステークホルダーとの協議の際の配慮状況の確認	● 権利が制限されている地域の該当状況：該当しない
	22	● 社会的弱者に対する人権配慮の有・内容確認	別紙1「社会的合意」を参照。
2.6 参照する法令と基準	23	● 相手国の国内法遵守の有無 ● 世銀 SGP やその他国際基準との乖離の有無	相手国の国内法遵守の有無：該当しない。 ● 世銀 SGP やその他国際基準との乖離の有無： ・該当しない
	24		
	25	● 世銀のセーフガード政策から Environmental and Social Framework (ESF) への変更点の整理	個別案件に紐づく事項ではないため、本調査の報告書本文に記載。
	26	● 世銀 ESF と現行 GL の相違点	個別案件に紐づく事項ではないため、本調査の報告書本文に記載。
	27	● ADB、IFC のセーフガード政策で参照できる基準やグッドプラクティス等の整理	個別案件に紐づく事項ではないため、本調査の報告書本文に記載。
2.7 環境社会配慮助言委員会による助言	28	● 助言委員会の開催実績整理（運営改善の取り組み含め情報整理、情報公開状況含む）	該当しない。
	29	● 環境レビュー時の助言対応状況確認	該当しない。
2.8 JICA の意思決定	30	● 合意文書における合意状況確認	・合意文書締結済み。
	31	● 合意文書に基づき、協力事業を中止した事例の整理	・該当しない。
2.9 ガイドラインの適切な実施と遵守の確保	32	● 別途、「異議申立手続き」の見直し作業を通じて対応	・該当しない。
2.10 ガイドラインの適用と見直し	33	N/A	・該当しない。

III. 環境社会配慮の手続き

項目、現行ガイドライン条文	整理番号	調査アイテム	調査結果
3.1 協力準備調査	34	● 「プロジェクトを実施しない案」を含む代替案検討の事例整理	本スキームは民間企業からの提案に基づき実施するものであり、技術面での代替案の比較は想定していない。
	35	● 協力準備調査の各種手続きの実施状況確認(スコーピング、EIA等調査、情報公開、ステークホルダー協議等)	該当しない。
3.2 有償資金協力、無償資金協力、技術協力プロジェクト	36	● カテゴリ分類に応じた環境レビューに係る手続き・情報公開の実施状況確認 ・環境チェックリストの作成状況 ・EIA, ECC, RAP, IPPの取得・公開状況等 ・FIの場合、金融仲介者等の環境社会配慮確認実施能力の確認状況及びカテゴリA相当のサブプロジェクトに対する環境レビュー状況等	・案件化調査のため対象外。 ● 環境チェックリストの作成状況：作成済み EIA, ECC, RAP, IPPの取得・公開状況：該当しない ● 本案件はFI事業ではない。
	37	● エンジニアリング・サービス借款実施案件の環境レビュー実績の整理	・ES借款ではない。
	38	● エンジニアリング・サービス借款の実施段階における相手国等による環境社会配慮実施状況の確認。	・ES借款ではない。
	39	● モニタリング結果の受領、公開状況確認	該当しない。
	40	● 第三者からのモニタリング結果の公開請求への対応状況の確認	● モニタリング結果の公開請求：該当しない。
	41	● 環境レビュー結果とモニタリング結果の乖離が確認された場合には、その原因（GL記載内容が十分であったかを含むGL自体の問題、解釈の違い、運用能力等）について確認。	● 環境事項における環境レビュー結果とモニタリング結果の乖離：案件化調査段階のため対象外。 ● 社会事項における環境レビュー結果とモニタリング結果の乖離：案件化調査段階のため対象外。
	42	● 合意文書に基づき、相手国に対応を求め、貸付実行を停止した事例の整理	・該当しない
	43	● プロジェクトの重大な変更が生じた案件の手続きの実施状況の確認	● 重大な変更が生じた案件であるか：該当しない ● 契約後にIEE/EIAが改定されたか：該当しない ● IEE/EIAが改定された場合、改定の理由：該当しない
3.3 外務省が自ら行う無償資金協力についてJICAが行う事前の調査	44	● 外務省に協力の停止を提言した事例の整理	・該当しない
3.4 開発計画調査型技術協力	45	● カテゴリ分類に応じた各段階での手続きの実施状況確認 ・スクリーニングの実施状況 ・スコーピングの実施状況 ・JICAと相手国等の協議状況 ・合意文書や報告書等の公開状況等	・該当しない。
	46	● SEAのステークホルダー協議の実施状況確認	・該当しない。
	47	● 開発調査型技術協力終了後に予期せぬ環境社会影響が生じた場合の対応状況確認	・該当しない。

別紙1～6

項目、現行ガイドライン条文	整理番号	調査アイテム	調査結果
別紙1 対象プロジェクトに求められる環境社会配慮	48	● 日本・他ドナーにおける環境社会配慮関連の「費用・便益の量化方法」の取り扱い確認	個別案件に紐づく事項ではないため、本調査の報告書本文に記載。
	49	● 日本・他ドナーにおける「災害の環境影響評価」の取り扱い確認	個別案件に紐づく事項ではないため、本調査の報告書本文に記載。
基本的事項	50	● 計画段階における環境・社会影響の調査・検討状況確認	・スクリーニング・スコーピングを実施。

項目、現行ガイドライン条文	整理番号	調査アイテム	調査結果
	51	● 影響の回避・最小化のための代替案や緩和策の検討状況確認	・本スキームは民間企業からの提案に基づき実施するものであり、技術面での代替案の比較は公表していない。 ・他方で、サイト選定は周辺の状況や環境社会配慮を考慮した上で行われている。
	52	● 検討結果のプロジェクト計画への反映状況確認	上記 51 番に記載の通り。
	53	● 環境社会配慮関連費用・便益の定量的評価に努めており、定性的な評価も加えているかの確認	本スキームは民間企業からの提案に基づき実施するものであり、事業規模に鑑み環境社会配慮関連費用・便益の定量的・定性的な評価は確認できない。
	54	● 環境社会配慮関連費用・便益は、プロジェクトの経済的、財政的、制度的、社会的及び技術的分析との密接な調和が図られているかの確認	上記 53 番に記載の通り。
	55	● 環境社会配慮の検討結果につき、代替案や緩和策も含め独立の文書あるいは、他の文書の一部として表されているかの確認	・該当しない。
	56	● 特に影響が大きいプロジェクトについては、環境影響評価報告書が作成されているかの確認	・該当しない。
	57	● 特に影響が重大と思われるプロジェクトや、異論が多いプロジェクトについて専門家からなる委員会が設置されたかの確認	特になし。
対策の検討	58	● 環境管理計画、モニタリング計画など適切なフォローアップの計画や体制、そのための費用及びその調達方法の計画策定状況確認	環境管理計画及びモニタリング計画 提案法人と相手国側実施機関の環境社会配慮担当が情報共有し、事業の特性に鑑み、必要に応じた環境管理・モニタリングが行われている。
	59	● 上記以外は 2.8 にて確認	2.8 にて確認。
検討する影響スコープ	60	● スコーピングの適切な実施にかかる状況の確認	・実施している
	61	● GHG 排出量の算出・評価の状況の確認	・GHG 排出量の算出および定性的・定量的評価はなされていない。
	62	● 国際機関、バイドナーの気候変動（GHG 排出）への対応状況の確認	個別案件に紐づく事項ではないため、本調査の報告書本文に記載。
	63	● 「不可分一体の事業」、「派生的・二次的影響」、「累積的影響」の事例整理。	・該当しない。
	64	● 世銀、ADB、IFC の「不可分一体の事業」、「派生的・二次的影響」、「累積的影響」への対応状況の整理	個別案件に紐づく事項ではないため、本調査の報告書本文に記載。
法令、基準、計画等との整合性	65	● 「自然保護や文化保護のために特に指定した地域」の事例整理	案件化調査には記載されていない。
	66	● 世銀、ADB、IFC の「自然保護や文化保護のために特に指定した地域」に係る対応状況の整理	個別案件に紐づく事項ではないため、本調査の報告書本文に記載。
	67	● 上記以外は 2.6 にて確認	2.6 にて確認。

項目、現行ガイドライン条文	整理番号	調査アイテム	調査結果
社会的合意	68	● ステークホルダー協議（①告知・実施日時、②場所、③方法（住民集会、個別インタビュー、言語）、④社会的弱者に対する配慮手法、⑤告知方法、⑥参加者（人数、被影響者に占める割合、所属、性別等）、⑦協議内容(事業サイトの範囲、事業形態、地域住民の持つ問題点、ニーズ等)、⑧参加者からのコメント、⑨実施機関による返答、⑩寄せられたコメントの計画や事業への反映結果、⑪協議の議事録の有無）の確認	・該当しない。
	69	● 外部からの指摘事項が確認された場合には、その原因（GL記載内容が十分であったかを含むGL自体の問題、解釈の違い、運用能力等）について確認	・なし。
	70	● 社会的弱者に対する配慮事例の整理	該当しない。
生態系及び生物相	71	● 「重要な自然生息地」の事例（含む判断根拠、森林以外の地域、生物多様性重要地域の配慮状況、地域コミュニティーにもたらす影響や地域コミュニティーが自然生息地にもたらす影響、社会環境に与える影響や社会環境が与える影響）の整理	・該当しない。
	72	● 「重要な自然生息地における事業実施条件」に基づき事業を実施した事例整理	・該当しない。
	73	● 世銀、ADB、IFCの「重要な自然生息地」、「著しい転換・著しい劣化」に係る対応状況の整理	個別案件に紐づく事項ではないため、本調査の報告書本文に記載。
	74	● 違法伐採の有無の確認	該当しない
非自発的住民移転	75	● 住民移転計画の作成有無・公開状況・協議の有無と内容・協議に際する言語と様式の確認。	該当しない。
	76	● 非自発的住民移転及び生計手段の喪失は、回避・最小化が検討・実施され、対象者と文書等で合意の上で実効性のある対策が講じられているかの確認。	該当しない。
	77	● 環境レビュー段階の想定被影響住民数の確認	該当しない。
	78	● モニタリング段階における被影響住民数の確認	該当しない。
	79	● 環境レビュー段階の補償内容（補償のタイミング、再取得価格を含む補償費の算出方法、生計回復策、その他支援内容）の確認。	該当しない。
	80	● 現地調査対象案件については、移転住民が以前の生活水準や収入機会、生産水準において改善又は少なくとも回復できているかの確認。	・該当しない。
	81	● 苦情処理メカニズムの整備状況の確認	・該当しない。
先住民族	82	● 先住民族への影響の有無の確認	・先住民族に関する情報は確認されない。
	83	● 負の影響の回避・最小化の検討状況確認	・先住民族に関する情報は確認されない。
	84	● 先住民族計画の作成・公開状況確認	・先住民族に関する情報は確認されない。
	85	● FPICの実施状況確認	・先住民族に関する情報は確認されない。

項目、現行ガイドライン条文	整理番号	調査アイテム	調査結果
モニタリング	86	● モニタリング計画の作成状況確認	● 該当しない。
	87	● 上記以外は 3.2 にて確認	3.2 にて確認。
別紙 2 カテゴリ A に必要な環境アセスメント報告書	88	● EIA の承認状況、言語、現地での公開状況及び複製の可否の確認	該当しない。
	89	● EIA において GL に記載の必要な項目が含まれているかの確認	該当しない
	90	● 大規模住民移転を理由にカテゴリ A と判断された案件における EIA 実施状況の整理	● 大規模住民移転を理由にカテゴリ A と判断された案件であるか：該当しない
別紙 3 一般に影響を及ぼしやすいセクター・特性、影響を受けやすい地域の例示	91	● 「影響を及ぼしやすいセクター」の妥当性の確認。(配電、上水道、農業等、影響を及ぼしやすい特性や影響を受けやすい地域に該当しない限りそれ自体はカテゴリ分類に影響しないと思われるセクターの影響の重大さの整理。)	・本案件は影響を及ぼしやすいセクター・特性及び影響を受けやすい地域に該当しないため対象外。
別紙 4 スクリーニング様式	92	● (調査アイテム無し) 環境 GL が改定された場合は、スクリーニング様式も併せて変更。	・対象外
別紙 5 チェックリストにおける分類・チェック項目	93	● (調査アイテム無し) 環境 GL が改定された場合は、チェックリストも併せて変更。	・対象外
別紙 6 モニタリングを行う項目	94	● モニタリング項目の妥当性、基準値の記載、工事中・供用時の区分	該当しない。
その他			

個別案件シート（JICA 環境社会配慮ガイドラインのレビュー調査結果）

<事業概要>

案件名/案件種別/契約日	危険物漏洩対策に係る技術の移転を伴う SF 二重殻タンクの普及・実証事業／中小／2013年8月9日
カテゴリ分類及び分類根拠	カテゴリ B 本事業は、「国際協力機構環境社会配慮ガイドライン（2010年4月向上）に掲げる影響を及ぼしやすいセクター・特性及び影響を受けやすい地域に該当せず、環境への望ましくない影響は重大でないと判断されるため。」
事業目的	現在ベトナムで普及している一重殻アスファルト塗装タンクは、漏洩事故による火災・環境汚染（土壌汚染・水質汚濁）や、アスファルト塗装による健康被害（発がん性物質含有）の発生リスクを抱えている。今後、ベトナム政府が大方針として掲げる「経済発展・社会発展」と「持続的な環境維持」の両立を実現していくためには、漏洩防止機能に優れた既存製品に代わるタンクが必要である。 本事業では、漏洩防止機能に優れたSF 二重殻タンク製品の普及、銅製強化プラスチック製（Steel FRP、以下「SF」）二重殻タンクの製造・埋設・維持管理に係る技術の移転、普及の前提となる法制度整備の推進、一連の取組みに係る情報提供と啓蒙活動を実施する。これにより、ガソリンスタンド（以下「SS」）を始めとする地下タンクにおける危険物漏洩の未然防止を図る。
プロジェクトサイト	ベトナム国 ハノイ市、ホーチミン市
事業概要	1.ベトナムの開発課題に対するSF二重殻タンクの有効性の実証事業 ・現地国の既存埋設地価タンクの漏洩検査実施 ・アスファルトタンクの比較試験によるSF二重殻タンクの有効性検証 ・日本でのSF二重殻タンクに係る技術指導研修 ・現地SSでの漏洩防止実証試験及び実運用の実施 2.SF二重殻タンクのベトナムへの早期普及に向けた普及事業 ・現地国における課題およびSF二重殻タンク有効性の説明資料作成 ・石油公社および各省庁への説明会の開催 ・現地国の土壌汚染やガソリンタンク規制に係る法制度整備支援 ・現地SSでの実運用による普及活動
提案法人名/事業実施国政府機関	玉田工業株式会社／ベトナム社会主義共和国・国営石油精製会社ペトロリメックス
総事業費/概算協力額	98,341,950円

I. 基本的事項

項目、現行ガイドライン条文	整理番号	調査アイテム	調査結果
1.1 理念	1	（レビュー調査全体を通じて確認） ● 開発協力大綱等の政府方針、持続可能な開発目標（SDGs）等の国際的援助潮流の整理	個別案件に紐づく事項ではないため、本調査の報告書本文に記載。
1.2 目的			
1.3 定義			
1.4 環境社会配慮の基本方針			
1.5 JICA の責務	2	（第Ⅱ、Ⅲ章のレビュー調査を通じて確認） ● IFC、ADB 等、他ドナーにおける出資案件における責務について確認	個別案件に紐づく事項ではないため、本調査の報告書本文に記載。
1.6 相手国政府に求める要件	3	（別紙1のレビュー調査を通じて確認）	別紙1を参照。
1.7 対象とする協力事業	4	● 現行 GL 施行後に増えた協力事業（海外投融資、中小企業支援等）の整理	個別案件に紐づく事項ではないため、本調査の報告書本文に記載。
	5	● 現行 GL 施行後の業務環境の変化（インフラ輸出の促進、迅速化、国際金融機関との協調融資の増加等）の整理	個別案件に紐づく事項ではないため、本調査の報告書本文に記載。
1.8 緊急時の措置	6	● 「緊急時の措置」の適用実績整理（カテゴリ分類、緊急時の判断基準、助言委員会関与方法、情報公開、モニタリング、フォローアップ措置等）	・該当しない。
1.9 普及	7	● 相手国等に対する説明実績、説明内容の整理	● JICAGL に関する説明実績：案件実施時に説明済。 ● JICAGL に関する説明内容：JICA GL の遵守、適切な環境社会配慮の実施、モニタリング、情報公開等につき説明。 ● JICAGL に関する研修実績：なし

項目、現行ガイドライン条文	整理番号	調査アイテム	調査結果
1.10 環境社会配慮助言委員会	8	(第II章 2.7「環境社会配慮助言委員会による助言」のレビュー調査を通じて確認)	第II章 2.7「環境社会配慮助言委員会による助言」を参照。

II. 環境社会配慮のプロセス

項目、現行ガイドライン条文	整理番号	調査アイテム	調査結果
2.1 情報の公開	9	● JICA による情報公開（カテゴリ分類、最終報告書、環境社会配慮文書、環境レビュー結果、モニタリング結果）状況確認	<ul style="list-style-type: none"> ● カテゴリ分類の情報公開：公開あり ● 業務完了報告書（最終報告書）：公開あり ● 環境社会配慮文書（EIA・RAP・IPP など）の情報公開：本事業に係る EIA 報告書は、ベトナム国内法上作成が義務付けられていない。また、住民移転は発生しないため、RAP は該当しない。 ● 環境レビュー結果（＝事前評価表）の情報公開状況：該当しない ● モニタリング結果の情報公開：該当しない <ul style="list-style-type: none"> ・合意状況：モニタリング結果公開に関する合意なし ・公開状況：該当しない
	10	● 相手国等による情報公開（環境社会配慮文書、モニタリング結果）状況（公開場所、公開時期、言語等）	<ul style="list-style-type: none"> ● EIA：該当せず。RAP：該当せず。 ● 環境モニタリング・社会モニタリング <ul style="list-style-type: none"> ・モニタリング結果公開に関する合意なし
	11	● JICA から相手国等に対する情報公開の働きかけの状況確認	・本件採択時に情報公開の促進も含めた環境社会配慮の留意点について説明を行っている。
	12	● 第三者からの情報提供の求めの有無と対応状況確認	・なし
	13	● 情報開示が禁じられる情報についての対応状況確認	● JICA における公開情報については、相手国政府等から了承を得た上で公開。
2.2 カテゴリ分類	14	● カテゴリ分類結果、根拠の整理	<ul style="list-style-type: none"> ● カテゴリ分類結果：カテゴリ B ● カテゴリ分類根拠： 本事業は漏洩防止の対策を行うもので、影響を及ぼしやすいセクターに該当しない。事業対象地は国立公園等の影響を受けやすい地域またはその周辺に該当せず、非自発的住民移転等の影響を及ぼしやすい特性を有しない。 カテゴリ分類の根拠と実態の乖離：無
	15	● カテゴリ分類の変更の有無と有の場合の根拠の整理	● カテゴリ分類の変更：無
	16	● カテゴリ分類の妥当性について外部より指摘を受けた案件の分類結果の妥当性の確認	・該当しない。
	17	● スクリーニング様式の提出状況	・スクリーニング様式の提出：有
2.3 環境社会配慮の項目	18	(別紙1のレビュー調査を通じて確認)	別紙1を参照。
2.4 現地ステークホルダーとの協議	19	● JICA と相手国等による協議状況確認	案件実施時に協議を行っている。
	20	● 上記以外は別紙1「社会的合意」のレビュー調査を通じて確認	別紙1「社会的合意」を参照。
2.5 社会環境と人権への配慮	21	● 権利が制限されている地域における協力事業での情報公開や現地ステークホルダーとの協議の際の配慮状況の確認	● 権利が制限されている地域の該当状況：該当しない。
	22	● 社会的弱者に対する人権配慮の有・内容確認	別紙1「社会的合意」を参照。
2.6 参照する法令と基準	23	<ul style="list-style-type: none"> ● 相手国の国内法遵守の有無 ● 世銀 SGP やその他国際基準との乖離の有無 	<ul style="list-style-type: none"> ● 相手国の国内法遵守の有無 <ul style="list-style-type: none"> ・相手国の国内法を遵守している。 ・EIA・IEE の承認有無：対象外 ・国内法に基づいた RAP 作成有無：対象外 ● 世銀 SGP やその他国際基準との乖離の有無：該当しない。

項目、現行ガイドライン条文	整理番号	調査アイテム	調査結果
	24		
	25	● 世銀のセーフガード政策から Environmental and Social Framework (ESF) への変更点の整理	個別案件に紐づく事項ではないため、本調査の報告書本文に記載。
	26	● 世銀 ESF と現行 GL の相違点	個別案件に紐づく事項ではないため、本調査の報告書本文に記載。
	27	● ADB、IFC のセーフガード政策で参照できる基準やグッドプラクティス等の整理	個別案件に紐づく事項ではないため、本調査の報告書本文に記載。
2.7 環境社会配慮助言委員会による助言	28	● 助言委員会の開催実績整理（運営改善の取り組み含め情報整理、情報公開状況含む）	該当しない。
	29	● 環境レビュー時の助言対応状況確認	該当しない。
2.8 JICA の意思決定	30	● 合意文書における合意状況確認	・合意済み
	31	● 合意文書に基づき、協力事業を中止した事例の整理	・該当しない。
2.9 ガイドラインの適切な実施と遵守の確保	32	● 別途、「異議申立手続き」の見直し作業を通じて対応	・該当しない。
2.10 ガイドラインの適用と見直し	33	該当しない。	・該当しない。

III. 環境社会配慮の手続き

項目、現行ガイドライン条文	整理番号	調査アイテム	調査結果
3.1 協力準備調査	34	● 「プロジェクトを実施しない案」を含む代替案検討の事例整理	該当しない。（企業からの提案技術に基づく実証事業であるため）
	35	● 協力準備調査の各種手続きの実施状況確認（スコーピング、EIA 等調査、情報公開、ステークホルダー協議等）	該当しない。（企業からの提案技術に基づく実証事業であるため）
3.2 有償資金協力、無償資金協力、技術協力プロジェクト	36	● カテゴリ分類に応じた環境レビューに係る手続き・情報公開の実施状況確認 ・環境チェックリストの作成状況 ・EIA, ECC, RAP, IPP の取得・公開状況等 ・FI の場合、金融仲介者等の環境社会配慮確認実施能力の確認状況及びカテゴリ A 相当のサブプロジェクトに対する環境レビュー状況等	● 環境チェックリストの作成状況：作成済 ● EIA, ECC, RAP, IPP の取得・公開状況：該当しない。 ● 本案件は FI 事業ではない。
	37	● エンジニアリング・サービス借款実施案件の環境レビュー実績の整理	・ES 借款ではないため該当しない。
	38	● エンジニアリング・サービス借款の実施段階における相手国等による環境社会配慮実施状況の確認。	・ES 借款ではない。
	39	● モニタリング結果の受領、公開状況確認	● モニタリング結果の受領 ・審査時の合意：進捗報告書にて記載する。 ・受領状況：受領済み。 ● モニタリング結果の公開状況 ・公開に関する合意はないため該当しない

項目、現行ガイドライン条文	整理番号	調査アイテム	調査結果
	40	● 第三者からのモニタリング結果の公開請求への対応状況の確認	● モニタリング結果の公開請求：なし
	41	● 環境レビュー結果とモニタリング結果の乖離が確認された場合には、その原因（GL 記載内容が十分であったかを含む GL 自体の問題、解釈の違い、運用能力等）について確認。	環境事項における環境レビュー結果とモニタリング結果の乖離：なし（発生した環境影響は軽微であり、特段の問題は確認されていない） ● 社会事項における環境レビュー結果とモニタリング結果の乖離：該当しない。
	42	● 合意文書に基づき、相手国に対応を求め、貸付実行を停止した事例の整理	・該当しない。
	43	● プロジェクトの重大な変更が生じた案件の手続きの実施状況の確認	● 重大な変更が生じた案件であるか：本事業は「重大な変更」の検討を行った案件ではない。 ● 合意文書締結後に IEE/EIA が改定されたか：該当しない ● IEE/EIA が改定された場合、改定の理由：該当しない
3.3 外務省が自ら行う無償資金協力について JICA が行う事前の調査	44	● 外務省に協力の停止を提言した事例の整理	・該当しない。
3.4 開発計画調査型技術協力	45	● カテゴリ分類に応じた各段階での手続きの実施状況確認 ・スクリーニングの実施状況 ・スコーピングの実施状況 ・JICA と相手国等の協議状況 ・合意文書や報告書等の公開状況等	・該当しない。
	46	● SEA のステークホルダー協議の実施状況確認	・該当しない。
	47	● 開発調査型技術協力終了後に予期せぬ環境社会影響が生じた場合の対応状況確認	・該当しない。

別紙 1～6

項目、現行ガイドライン条文	整理番号	調査アイテム	調査結果
別紙 1 対象プロジェクトに求められる環境社会配慮	48	● 日本・他ドナーにおける環境社会配慮関連の「費用・便益の定量化方法」の取り扱い確認	個別案件に紐づく事項ではないため、本調査の報告書本文に記載。
	49	● 日本・他ドナーにおける「災害の環境影響評価」の取り扱い確認	個別案件に紐づく事項ではないため、本調査の報告書本文に記載。
基本的事項	50	● 計画段階における環境・社会影響の調査・検討状況確認	● 環境： ● ・スクリーニング、スコーピングに基づき影響を特定している。 ● 社会： ・用地取得および住民移転を伴わないため、影響は想定されていない。
	51	● 影響の回避・最小化のための代替案や緩和策の検討状況確認	・本スキームは民間企業等からの提案に基づき実施するものであり、技術面での代替案の比較は公表していない。他方で、機材等の設置場所等については環境社会配慮面を考慮して検討されている。
	52	● 検討結果のプロジェクト計画への反映状況確認	・上記 51 番に記載の通り。
	53	● 環境社会配慮関連費用・便益の定量的評価に努めており、定性的な評価も加えているかの確認	・本スキームは民間企業等からの提案に基づき実施するものであり、事業規模に鑑み環境社会配慮関連費用・便益の定量的・定性的な評価は確認できない。
	54	● 環境社会配慮関連費用・便益は、プロジェクトの経済的、財政的、制度的、社会的及び技術的分析との密接な調和が図られているかの確認	・上記 53 番に記載の通り。
	55	● 環境社会配慮の検討結果につき、代替案や緩和策も含め独立の文書あるいは、他の文書の一部として表されているかの確認	該当しない。
	56	● 特に影響が大きいプロジェクトについては、環境影響評価報告書が作成されているかの確認	・カテゴリ B であり、特に影響が大きいプロジェクトではないため、該当しない。
57	● 特に影響が重大と思われるプロジェクトや、異論が多いプロジェクトについて専門家からなる委員会が設置されたかの確認	・カテゴリ B であり、特に影響が大きいプロジェクトではないため、該当しない。	

項目、現行ガイドライン条文	整理番号	調査アイテム	調査結果
対策の検討	58	● 環境管理計画、モニタリング計画など適切なフォローアップの計画や体制、そのための費用及びその調達方法の計画策定状況確認	● 環境管理計画及びモニタリング計画について提案法人と相手国側実施機関の環境社会配慮担当が情報共有し、事業の特性に鑑み、必要に応じた環境管理・モニタリングを実施した。
	59	● 上記以外は 2.8 にて確認	2.8 にて確認。
検討する影響スコープ	60	● スコーピングの適切な実施にかかる状況の確認	契約時に実施している。
	61	● GHG 排出量の算出・評価の状況の確認	・ GHG 排出量の算出および定性的・定量的評価はなされていない。 ・ 本事業は気候変動案件ではないため対象外。
	62	● 国際機関、バイドナーの気候変動（GHG 排出）への対応状況の確認	個別案件に紐づく事項ではないため、本調査の報告書本文に記載。
	63	● 「不可分一体の事業」、「派生的・二次的影響」、「累積的影響」の事例整理。	・ 該当しない。
法令、基準、計画等との整合性	64	● 世銀、ADB、IFC の「不可分一体の事業」、「派生的・二次的影響」、「累積的影響」への対応状況の整理	個別案件に紐づく事項ではないため、本調査の報告書本文に記載。
	65	● 「自然保護や文化保護のために特に指定した地域」の事例整理	● 自然保護や文化保護のために特に指定した地域の該当有無：事業対象地及びその周辺に、国立公園等の保護区は存在しない。
	66	● 世銀、ADB、IFC の「自然保護や文化保護のために特に指定した地域」に係る対応状況の整理	個別案件に紐づく事項ではないため、本調査の報告書本文に記載。
社会的合意	67	● 上記以外は 2.6 にて確認	2.6 にて確認。
	68	● ステークホルダー協議（①告知・実施日時、②場所、③方法（住民集会、個別インタビュー、言語）、④社会的弱者に対する配慮手法、⑤告知方法、⑥参加者（人数、被影響者に占める割合、所属、性別等）、⑦協議内容(事業サイトの範囲、事業形態、地域住民の持つ問題点、ニーズ等)、⑧参加者からのコメント、⑨実施機関による返答、⑩寄せられたコメントの計画や事業への反映結果、⑪協議の議事録の有無）の確認	・ 該当しない。
	69	● 外部からの指摘事項が確認された場合には、その原因（GL 記載内容が十分であったかを含む GL 自体の問題、解釈の違い、運用能力等）について確認	・ なし

項目、現行ガイドライン条文	整理番号	調査アイテム	調査結果
	70	● 社会的弱者に対する配慮事例の整理	・該当しない。
生態系及び生物相	71	● 「重要な自然生息地」の事例（含む判断根拠、森林以外の地域、生物多様性重要地域の配慮状況、地域コミュニティにもたらす影響や地域コミュニティが自然生息地にもたらす影響、社会環境に与える影響や社会環境が与える影響）の整理	・該当しない。
	72	● 「重要な自然生息地における事業実施条件」に基づき事業を実施した事例整理	・該当しない。
	73	● 世銀、ADB、IFC の「重要な自然生息地」、「著しい転換・著しい劣化」に係る対応状況の整理	個別案件に紐づく事項ではないため、本調査の報告書本文に記載。
	74	● 違法伐採の有無の確認	・該当しない。
非自発的住民移転	75	● 住民移転計画の作成有無・公開状況・協議の有無と内容・協議に際する言語と様式の確認。	・該当しない。
	76	● 非自発的住民移転及び生計手段の喪失は、回避・最小化が検討・実施され、対象者と文書等で合意の上で実効性のある対策が講じられているかの確認。	● 非自発的住民移転及び生計手段の喪失は回避・最小化が検討・実施されたか：該当しない。 ● 対象者と文書等で合意をしているか：該当しない。
	77	● 環境レビュー段階の想定被影響住民数の確認	・該当しない。
	78	● モニタリング段階における被影響住民数の確認	・該当しない。
	79	● 環境レビュー段階の補償内容（補償のタイミング、再取得価格を含む補償費の算出方法、生計回復策、その他支援内容）の確認。	・該当しない。
	80	● 現地調査対象案件については、移転住民が以前の生活水準や収入機会、生産水準において改善又は少なくとも回復できているかの確認。	・該当しない。
	81	● 苦情処理メカニズムの整備状況の確認	● 苦情処理メカニズムの計画：該当しない ● 計画された苦情処理メカニズムの整備状況：該当しない。 ● 苦情の有無：該当しない。
先住民	82	● 先住民への影響の有無の確認	・該当しない。
	83	● 負の影響の回避・最小化の検討状況確認	・該当しない。
	84	● 先住民計画の作成・公開状況確認	・該当しない。
	85	● FPIC の実施状況確認	・該当しない。
モニタリング	86	● モニタリング計画の作成状況確認	環境モニタリング計画： ・モニタリング計画に沿って実施されている。 ● 移転（RAP）モニタリング計画：該当しない。
	87	● 上記以外は 3.2 にて確認	3.2 にて確認。
別紙 2 カテゴリ A に必要な環境アセスメント報告書	88	● EIA の承認状況、言語、現地での公開状況及び複製の可否の確認	● EIA の承認状況：該当しない。 ● 言語：該当しない。 ● 現地での公開状況：該当しない。 ● 複製の可否：該当しない。
	89	● EIA において GL に記載の必要な項目が含まれているかの確認	・該当しない。
	90	● 大規模住民移転を理由にカテゴリ A と判断された案件にお	● 大規模住民移転を理由にカテゴリ A と判断された案件であるか：該当しない。

項目、現行ガイドライン条文	整理番号	調査アイテム	調査結果
別紙3 一般に影響を及ぼしやすいセクター・特性、影響を受けやすい地域の例示	91	<p>ける EIA 実施状況の整理</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 「影響を及ぼしやすいセクター」の妥当性の確認。(配電、上水道、農業等、影響を及ぼしやすい特性や影響を受けやすい地域に該当しない限りそれ自体はカテゴリ分類に影響しないと思われるセクターの影響の重大さの整理。) 	<ul style="list-style-type: none"> ● EIA 実施状況：該当しない。 ・ 該当しない。
別紙4 スクリーニング様式	92	<ul style="list-style-type: none"> ● (調査アイテム無し) 環境 GL が改定された場合は、スクリーニング様式も併せて変更。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 該当しない。
別紙5 チェックリストにおける分類・チェック項目	93	<ul style="list-style-type: none"> ● (調査アイテム無し) 環境 GL が改定された場合は、チェックリストも併せて変更。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 該当しない。
別紙6 モニタリングを行う項目	94	<ul style="list-style-type: none"> ● モニタリング項目の妥当性、基準値の記載、工事中・供用時の区分 	<ul style="list-style-type: none"> ● モニタリング項目：「気密性」「油漏洩」 ● 基準値の記載（計画）：検査基準が記載されている。 ● モニタリング頻度：確認できず ● 生計回復策の計画と実績の乖離（モニタリング頻度含む）：該当しない。 ● 工事中・供用時の区分：該当しない。(供用後の影響が想定されない)
その他			

個別案件シート（JICA 環境社会配慮ガイドラインのレビュー調査結果）

<事業概要>

案件名/案件種別/契約日	スクリー型コンポストプラントによる有機性廃棄物・農業廃棄物のリサイクル事業 普及・実証事業/中小/2015年1月13日
カテゴリ分類及び分類根拠	カテゴリ B 本事業は、「国際協力機構環境社会配慮ガイドライン」(2010年4月公布)に掲げる影響を及ぼしやすいセクター、特性及び影響を受けやすい地域に該当せず、環境への望ましくない影響は重大でないと判断されるため。
事業目的	スリランカ国において、スクリー型コンポストプラントを導入して、主に家庭の生ゴミと農業廃棄物から良質のコンポスト（堆肥）を製造するリサイクルモデルを確立する。これにより、家庭ごみ処分場の悪臭問題・水質環境汚染問題・衛生問題を改善し、ゴミ処理能力の不足に伴う不法投棄を削減して、さらに生ゴミの埋設処理によるメタンの発生を低減させて気候変動への影響の軽減に貢献する。
プロジェクトサイト	スリランカ国 キャンディ県
事業概要	普及・実証事業でスリランカ国中部州キャンディ県のクダサーレ地区にスクリー型コンポストプラントを導入して、パートダウンバラ地区とクダサーレ地区及び周辺地区の家庭ゴミ、農業廃棄物を集めてコンポスト化し、有機肥料として農家に販売し、地方政府の廃棄物処理費用を軽減する。そして、住民参加型で持続的に有機性廃棄物のリサイクルがおこなわれるモデルを確立する。
提案法人名/事業実施国政府機関	株式会社カワシマ/パートダウンバラ地区政府(Pathadumbra Pradeshiya Sabha: PDPS)、クダサーレ地区政府(Kundasale Pradeshiya Sabha: KUPS)
総事業費/概算協力額	102,884,240円

I. 基本的事項

項目、現行ガイドライン条文	整理番号	調査アイテム	調査結果
1.1 理念	1	(レビュー調査全体を通じて確認) ● 開発協力大綱等の政府方針、持続可能な開発目標 (SDGs) 等の国際的援助潮流の整理	個別案件に紐づく事項ではないため、本調査の報告書本文に記載。
1.2 目的			
1.3 定義			
1.4 環境社会配慮の基本方針			
1.5 JICA の責務	2	(第II, III章のレビュー調査を通じて確認) ● IFC、ADB 等、他ドナーにおける出資案件における責務について確認	個別案件に紐づく事項ではないため、本調査の報告書本文に記載。
1.6 相手国政府に求める要件	3	(別紙1のレビュー調査を通じて確認)	別紙1を参照。
1.7 対象とする協力事業	4	● 現行 GL 施行後に増えた協力事業（海外投融資、中小企業支援等）の整理	個別案件に紐づく事項ではないため、本調査の報告書本文に記載。
	5	● 現行 GL 施行後の業務環境の変化（インフラ輸出の促進、迅速化、国際金融機関との協調融資の増加等）の整理	個別案件に紐づく事項ではないため、本調査の報告書本文に記載。
1.8 緊急時の措置	6	● 「緊急時の措置」の適用実績整理（カテゴリ分類、緊急時の判断基準、助言委員会関与方法、情報公開、モニタリング、フォローアップ措置等）	・該当しない。
1.9 普及	7	● 相手国等に対する説明実績、説明内容の整理	● JICAGL に関する説明実績：案件開始時に説明済。 ● JICAGL に関する説明内容：JICA GL の遵守、適切な社会環境配慮の実施、モニタリング、情報公開等につき説明。 ● JICAGL に関する研修実績：なし
1.10 環境社会配慮助言委員会	8	(第II章 2.7「環境社会配慮助言委員会による助言」のレビュー調査を通じて確認)	第II章 2.7「環境社会配慮助言委員会による助言」を参照。

II. 環境社会配慮のプロセス

項目、現行ガイドライン条文	整理番号	調査アイテム	調査結果
2.1 情報の公開	9	● JICA による情報公開（カテゴリ分類、最終報告書、環境社会配慮文書、環境レビュー結果、モニタリング結果）状況確認	● カテ分類の情報公開：公開あり ● 協力準備調査 最終報告書の情報公開：公開あり ● 環境社会配慮文書（EIA・RAP・IPP など）の情報公開： ・環境許認可に該当する Environmental recommendation の公開有。他に該当する文書なし。 ● 環境レビュー結果（＝事前評価表）の情報公開状況：公開あり

項目、現行ガイドライン条文	整理番号	調査アイテム	調査結果
			<ul style="list-style-type: none"> ● モニタリング結果の情報公開： <ul style="list-style-type: none"> ・合意状況：公開に関する合意なし ・公開状況：該当しない。
	10	● 相手国等による情報公開（環境社会配慮文書、モニタリング結果）状況（公開場所、公開時期、言語等）	● 相手国での公開に関する合意なし。
	11	● JICA から相手国等に対する情報公開の働きかけの状況確認	・特になし
	12	● 第三者からの情報提供の求めの有無と対応状況確認	・特になし
	13	● 情報開示が禁じられる情報についての対応状況確認	● JICA における情報公開については、全て相手国の了承を得ている。
2.2 カテゴリ分類	14	● カテゴリ分類結果、根拠の整理	<ul style="list-style-type: none"> ● カテゴリ分類結果：カテゴリ B <p>J 本事業は影響を及ぼしやすいセクターに該当しない。事業対象地は国立公園等に該当せず、大規模住民移転等の影響を及ぼしやすい特性を有しない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● カテゴリ分類の根拠と実態の乖離：無
	15	● カテゴリ分類の変更の有無と有の場合の根拠の整理	● カテゴリ分類の変更：無
	16	● カテゴリ分類の妥当性について外部より指摘を受けた案件の分類結果の妥当性の確認	・該当しない
	17	● スクリーニング様式の提出状況	・スクリーニング様式の提出：有。
2.3 環境社会配慮の項目	18	(別紙 1 のレビュー調査を通じて確認)	別紙 1 を参照。
2.4 現地ステークホルダーとの協議	19	● JICA と相手国等による協議状況確認	・案件開始時に協議を実施している。
	20	● 上記以外は別紙 1 「社会的合意」のレビュー調査を通じて確認	別紙 1 「社会的合意」を参照。
2.5 社会環境と人権への配慮	21	● 権利が制限されている地域における協力事業での情報公開や現地ステークホルダーとの協議の際の配慮状況の確認	● 権利が制限されている地域の該当状況：該当しない。
	22	● 社会的弱者に対する人権配慮の有・内容確認	別紙 1 「社会的合意」を参照。
2.6 参照する法令と基準	23	<ul style="list-style-type: none"> ● 相手国の国内法遵守の有無 ● 世銀 SGP やその他国際基準との乖離の有無 	<ul style="list-style-type: none"> ● 相手国の国内法遵守の有無 ・ EIA・IEE の承認有無：本事業に係る EIA は、同国国内法上作成が義務付けられていないが、ER が必要であり、2014 年 12 月に ER が発行されている。 ・騒音規制に関する、国家環境規則(騒音制御)(National Environmental (Noise Control) Regulations 1996. Gazette Notification Number 924/12 dated 23rd May 1996)が参照されている。 ・臭気、排水に関する記載はない。 ・国内法に基づいた RAP 作成有無：対象外。 ● 世銀 SGP やその他国際基準との乖離の有無：ベンチマークとして参照される国際基準は確認できない。
	24		
	25	● 世銀のセーフガード政策から Environmental and Social Framework (ESF) への変更点の整理	個別案件に紐づく事項ではないため、本調査の報告書本文に記載。
	26	● 世銀 ESF と現行 GL の相違点	個別案件に紐づく事項ではないため、本調査の報告書本文に記載。
	27	● ADB、IFC のセーフガード政策で参照できる基準やグッドプラクティス等の整理	個別案件に紐づく事項ではないため、本調査の報告書本文に記載。
2.7 環境社会配慮助言委員会による助言	28	● 助言委員会の開催実績整理（運営改善の取り組み含め情報整理、情報公開状況含む）	・カテゴリ B 案件のため、助言委員会は開催されていない。
	29	● 環境レビュー時の助言対応状況確認	・対象外。

項目、現行ガイドライン条文	整理番号	調査アイテム	調査結果
2.8 JICA の意思決定	30	● 合意文書における合意状況確認	・合意文書締結済み。
	31	● 合意文書に基づき、協力事業を中止した事例の整理	・該当しない。
2.9 ガイドラインの適切な実施と遵守の確保	32	● 別途、「異議申立手続き」の見直し作業を通じて対応	・該当しない
2.10 ガイドラインの適用と見直し	33	N/A	・該当しない

III. 環境社会配慮の手続き

項目、現行ガイドライン条文	整理番号	調査アイテム	調査結果
3.1 協力準備調査	34	● 「プロジェクトを実施しない案」を含む代替案検討の事例整理	・本スキームは民間企業からの提案に基づき実施するものであり、技術面での代替案の比較は公表していない。他方で、機材等の設置場所等については環境社会配慮面を考慮して検討されている。
	35	● 協力準備調査の各種手続きの実施状況確認(スコーピング、EIA 等調査、情報公開、ステークホルダー協議等)	・対象外。
3.2 有償資金協力、無償資金協力、技術協力プロジェクト	36	● カテゴリ分類に応じた環境レビューに係る手続き・情報公開の実施状況確認 ・環境チェックリストの作成状況 ・EIA, ECC, RAP, IPP の取得・公開状況等 ・FI の場合、金融仲介者等の環境社会配慮確認実施能力の確認状況及びカテゴリ A 相当のサブプロジェクトに対する環境レビュー状況 等	・中小企業海外展開支援事業のため対象外。 ● 環境チェックリストの作成状況：作成済 ● EIA,ECC,RAP,IPP の取得・公開状況 ・EIA：対象外 ・ECC：対象外 ・RAP：対象外 ・IPP：対象外 ● 本案件は FI 事業ではない。
	37	● エンジニアリング・サービス借款実施案件の環境レビュー実績の整理	・ES 借款ではない。
	38	● エンジニアリング・サービス借款の実施段階における相手国等による環境社会配慮実施状況の確認。	・ES 借款ではない。
	39	● モニタリング結果の受領、公開状況確認	・モニタリング結果の受領 ・審査時の合意：公開に関する合意なし ・作成状況：作成済み ・受領状況：受領済み ● モニタリング結果の公開状況：公開に関する合意なし
	40	● 第三者からのモニタリング結果の公開請求への対応状況の確認	● モニタリング結果の公開請求：なし
	41	● 環境レビュー結果とモニタリング結果の乖離が確認された場合には、その原因（GL 記載内容が十分であったかを含む GL 自体の問題、解釈の違い、運用能力等）について確認。	● 環境事項における環境レビュー結果とモニタリング結果の乖離：無 ● 社会事項における環境レビュー結果とモニタリング結果の乖離：該当しない。
	42	● 合意文書に基づき、相手国に対応を求め、貸付実行を停止した事例の整理	・該当しない
	43	● プロジェクトの重大な変更が生じた案件の手続きの実施状況の確認	● 重大な変更が生じた案件であるか：本事業は「重大な変更」の検討を行った案件ではない。 ● 契約後に IEE/EIA が改定されたか：対象外 ● IEE/EIA が改定された場合、改定の理由：対象外
3.3 外務省が自ら行う無償資金協力について JICA が行う事前の調査	44	● 外務省に協力の停止を提言した事例の整理	・該当しない
3.4 開発計画調査型技術協力	45	● カテゴリ分類に応じた各段階での手続きの実施状況確認 ・スクリーニングの実施状況 ・スコーピングの実施状況	・該当しない。

項目、現行ガイドライン条文	整理番号	調査アイテム	調査結果
		<ul style="list-style-type: none"> ・ JICA と相手国等の協議状況 ・ 合意文書や報告書等の公開状況等 	
	46	● SEA のステークホルダー協議の実施状況確認	・ 該当しない。
	47	● 開発調査型技術協力終了後に予期せぬ環境社会影響が生じた場合の対応状況確認	・ 該当しない。

別紙 1～6

項目、現行ガイドライン条文	番号 (内部)	調査アイテム	調査結果
別紙 1 対象プロジェクトに求められる環境社会配慮	48	● 日本・他ドナーにおける環境社会配慮関連の「費用・便益の定量化方法」の取り扱い確認	個別案件に紐づく事項ではないため、本調査の報告書本文に記載。
	49	● 日本・他ドナーにおける「災害の環境影響評価」の取り扱い確認	個別案件に紐づく事項ではないため、本調査の報告書本文に記載。
基本的事項	50	● 計画段階における環境・社会影響の調査・検討状況確認	<ul style="list-style-type: none"> ● 環境：環境チェックリストが作成されており、検討が行われている。 ● 社会：対象外。
	51	● 影響の回避・最小化のための代替案や緩和策の検討状況確認	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本スキームは民間企業からの提案に基づき実施するものであり、技術面での代替案の比較は公表していない。他方で、機材等の設置場所等については環境社会配慮面を考慮して検討されている。 ・ 水質汚濁と労働環境に対する緩和策を検討したことが確認できる。
	52	● 検討結果のプロジェクト計画への反映状況確認	環境社会配慮を考慮した代替案に基づき検討されている。
	53	● 環境社会配慮関連費用・便益の定量的評価に努めており、定性的な評価も加えているかの確認	● 本スキームは民間企業からの提案に基づき実施するものであり、事業規模に鑑み環境社会配慮関連費用・便益の定量的・定性的な評価は確認できない。
	54	● 環境社会配慮関連費用・便益は、プロジェクトの経済的、財政的、制度的、社会的及び技術的分析との密接な調和が図られているかの確認	該当しない。(本事業では、EIRR の計算を行っておらず、詳細について確認できない)
	55	● 環境社会配慮の検討結果につき、代替案や緩和策も含め独立の文書あるいは、他の文書の一部として表されているかの確認	・ 該当しない
	56	● 特に影響が大きいプロジェクトについては、環境影響評価報告書が作成されているかの確認	該当しない
	57	● 特に影響が重大と思われるプロジェクトや、異論が多いプロジェクトについて専門家からなる委員会が設置されたかの確認	特になし
対策の検討	58	● 環境管理計画、モニタリング計画など適切なフォローアップの計画や体制、そのための費用及びその調達方法の計画策定状況確認	<input type="checkbox"/> 環境管理計画及びモニタリング計画 提案法人と相手国側実施機関の環境社会配慮担当が情報共有し、事業の特性に鑑み、必要に応じた環境管理・モニタリングが行われている。
	59	● 上記以外は 2.8 にて確認	2.8 にて確認。
検討する影響スコープ	60	● スコーピングの適切な実施にかかる状況の確認	・ GL の項目が網羅されているスコーピング案が作成されている。
	61	● GHG 排出量の算出・評価の状況の確認	<ul style="list-style-type: none"> ・ 業務完了報告書において、温室効果ガス削減効果は、CDM で承認された方法に基づき、ベースライン(事業が行われない時)の CO₂ 排出量から、プロジェクトケース(事業を行った時)の CO₂ 排出量を引いて計算されている。 ・ 本普及・実証事業における CO₂ 排出量は 12,751 tCO₂e/10 年、2017 年 7 月にスリランカにて閣議決定した 9 セット購入分においては 827,210 tCO₂e/10 年と算出されている。
	62	● 国際機関、バイドナーの気候変動 (GHG 排出) への対応状況の確認	個別案件に紐づく事項ではないため、本調査の報告書本文に記載。
	63	● 「不可分一体の事業」、「派生的・二次的影響」、「累積的影響」の事例整理。	該当しない。

項目、現行ガイドライン条文	番号 (内部)	調査アイテム	調査結果
	64	<ul style="list-style-type: none"> ● 世銀、ADB、IFC の「不可分一体の事業」、「派生的・二次的影響」、「累積的影響」への対応状況の整理 	個別案件に紐づく事項ではないため、本調査の報告書本文に記載。
法令、基準、計画等との整合性	65	<ul style="list-style-type: none"> ● 「自然保護や文化保護のために特に指定した地域」の事例整理 	● 該当しない。
	66	<ul style="list-style-type: none"> ● 世銀、ADB、IFC の「自然保護や文化保護のために特に指定した地域」に係る対応状況の整理 	個別案件に紐づく事項ではないため、本調査の報告書本文に記載。
	67	<ul style="list-style-type: none"> ● 上記以外は 2.6 にて確認 	2.6 にて確認。
社会的合意	68	<ul style="list-style-type: none"> ● ステークホルダー協議（①告知・実施日時、②場所、③方法（住民集会、個別インタビュー、言語）、④社会的弱者に対する配慮手法、⑤告知方法、⑥参加者（人数、被影響者に占める割合、所属、性別等）、⑦協議内容(事業サイトの範囲、事業形態、地域住民の持つ問題点、ニーズ等)、⑧参加者からのコメント、⑨実施機関による返答、⑩寄せられたコメントの計画や事業への反映結果、⑪協議の議事録の有無）の確認 	<ul style="list-style-type: none"> ● 事業開始にあたってのステークホルダーミーティング <ul style="list-style-type: none"> ①2015年1月28日 ②キャンディ県内のホテル ③民集会、現地語（シンハラ語） ④特になし。 ⑤新聞、役所内における口頭での告知、町長から各地域住民へ口頭での伝達。 ⑥主婦層を含めた地域住民等 94 人(参加者リストが別添資料 3 に添付されていることが報告書に記載されているが、公開されていないため、参加者詳細不明) ⑦提案企業側からコンポスト技術とプラントの説明、JICA 現地事務所からスリランカの持続的発展に寄与することを説明。 ⑧本事業に関連しない地域行政へのクレームがあった。（本事業に関する意見はなかった。） ⑨地域行政へのクレームに対し、役所関係者が後日回答することとした。 ⑩本事業に対する意見はなかった。 ⑪不中部州政府が現地語で作成。 ● プラント周辺住民に対する環境調査事前説明会 <ul style="list-style-type: none"> ①2016年4月5日 ②Gangapitiya 村寺院 ③住民集会、現地語（シンハラ語） ④特になし ⑤役所内における口頭での告知、町長から各地域住民へ口頭での伝達。 ⑥地域関係者 20 人、日本側 4 人 ⑦企業側から事業で導入するコンポストプラントの概要と技術の説明。 ⑧【住民側】 <ul style="list-style-type: none"> ・不法投棄に関すること ・不法投棄に伴う、河川や地下水の汚染について ・悪臭に関すること ・ゴミ収集車輛に関すること ・仕事の提供、守衛人材の採用について ・継続的な地域の環境問題への取り組み ・日本語教育の提供 ・堆肥の家庭菜園への提供 ・採石場跡地や原石運搬による道路損傷に関すること

項目、現行ガイドライン条文	番号 (内部)	調査アイテム	調査結果
			<p>【地域行政側】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・操業後の環境監視委員会への住民の参加要請 <p>⑨提案企業は、クダサーレ地区のゴミ処分場での悪臭、蠅・蚊等の衛生問題はコンポストプラント稼動により改善されること、不法投棄も門と柵の設置で改善することを説明。</p> <p>⑩集会内で、地域住民から環境へ配慮することへの要望が出たため、自治体の予算により、緑地化工事が実施された。</p> <p>⑪現地役所関係者により現地語で議事録を作成。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● EIA に関して：対象外 ● RAP に関して：対象外 ● ステークホルダー分析の実施：確認できない。
	69	● 外部からの指摘事項が確認された場合には、その原因（GL記載内容が十分であったかを含む GL 自体の問題、解釈の違い、運用能力等）について確認	・外部からの指摘事項は特になし。
	70	● 社会的弱者に対する配慮事例の整理	<ul style="list-style-type: none"> ● 社会的弱者に対する配慮の有無 ・本プロジェクトは、パートダウンバラ地区のゴミ処分場周辺住民が、悪臭、蠅や蚊の問題解決を PDPS へ要請したことに端を発している。特に家庭の主婦にとっては、家庭にいる時間が長く、悪臭に加え衛生問題の解決が望まれていた。工場の稼動により悪臭問題、衛生問題が改善した。 ・工場でのコンポストの袋詰め作業等の女性の雇用の創出。7名のスタッフのうち2名が女性。 ・PDPS と KUPS の住民を中心に雇用を行うことで、貧困削減に貢献。7名のスタッフのうち5名が新規雇用
生態系及び生物相	71	● 「重要な自然生息地」の事例（含む判断根拠、森林以外の地域、生物多様性重要地域の配慮状況、地域コミュニティにもたらす影響や地域コミュニティが自然生息地にもたらす影響、社会環境に与える影響や社会環境が与える影響）の整理	該当しない。
	72	● 「重要な自然生息地における事業実施条件」に基づき事業を実施した事例整理	・重要な自然生息地はレビュー対象資料では確認されていない
	73	● 世銀、ADB、IFC の「重要な自然生息地」、「著しい転換・著しい劣化」に係る対応状況の整理	個別案件に紐づく事項ではないため、本調査の報告書本文に記載。
	74	● 違法伐採の有無の確認	・該当しない。
非自発的住民移転	75	● 住民移転計画の作成有無・公開状況・協議の有無と内容・協議に際する言語と様式の確認。	● 住民移転計画の作成：本事業は既存の施設内で実施されるため、用地取得及び住民移転を伴わないため対象外。
	76	● 非自発的住民移転及び生計手段の喪失は、回避・最小化が検討・実施され、対象者と文書等で合意の上で実効性のある対策が講じられているかの確認。	● 非自発的住民移転及び生計手段の喪失は回避・最小化が検討・実施されたか：対象外
	77	● 環境レビュー段階の想定被影響住民数の確認	・0世帯
	78	● モニタリング段階における被影響住民数の確認	・0世帯（工場建設地選定にあたって、用地取得のない候補地を選定）
	79	● 環境レビュー段階の補償内容（補償のタイミング、再取得価格を含む補償費の算出方法、生計回復策、その他支援内容）の確認。	対象外
	80	● 現地調査対象案件については、移転住民が以前の生活水準や収入機会、生産水準において改善又は少なくとも回復できているかの確認。	・該当しない
	81	● 苦情処理メカニズムの整備状況の確認	● 苦情処理メカニズムの計画：対象外

項目、現行ガイドライン条文	番号 (内部)	調査アイテム	調査結果
先住民族	82	● 先住民族への影響の有無の確認	・少数民族、先住民族の居住地ではない
	83	● 負の影響の回避・最小化の検討状況確認	・対象外
	84	● 先住民族計画の作成・公開状況確認	・対象外
	85	● FPIC の実施状況確認	・対象外
モニタリング	86	● モニタリング計画の作成状況確認	● 環境モニタリング計画：環境モニタリング計画は、業務完了報告書に記載されている。 ● 移転 (RAP) モニタリング計画：対象外
	87	● 上記以外は 3.2 にて確認	3.2 にて確認。
別紙 2 カテゴリ A に必要な環境アセスメント報告書	88	● EIA の承認状況、言語、現地での公開状況及び複製の可否の確認	・カテゴリ B 案件のため対象外。
	89	● EIA において GL に記載の必要な項目が含まれているかの確認	・対象外
	90	● 大規模住民移転を理由にカテゴリ A と判断された案件における EIA 実施状況の整理	● 大規模住民移転を理由にカテゴリ A と判断された案件であるか：対象外 ● EIA 実施状況：対象外
別紙 3 一般に影響を及ぼしやすいセクター・特性、影響を受けやすい地域の例示	91	● 「影響を及ぼしやすいセクター」の妥当性の確認。(配電、上水道、農業等、影響を及ぼしやすい特性や影響を受けやすい地域に該当しない限りそれ自体はカテゴリ分類に影響しないと思われるセクターの影響の重大さの整理。)	・本案件は影響を及ぼしやすいセクターに該当しないため、対象外。
別紙 4 スクリーニング様式	92	● (調査アイテム無し) 環境 GL が改定された場合は、スクリーニング様式も併せて変更。	・該当しない
別紙 5 チェックリストにおける分類・チェック項目	93	● (調査アイテム無し) 環境 GL が改定された場合は、チェックリストも併せて変更。	・該当しない
別紙 6 モニタリングを行う項目	94	● モニタリング項目の妥当性、基準値の記載、工事中・供用時の区分	● モニタリング項目：排水量、臭気(アンモニア)、騒音 (投入有機性廃棄物量、コンポスト製造量の記載もあるが、環境のモニタリングではないためこの項目での記載はしない) ・騒音に関しては、国家環境規則(騒音制御)の規則が業務完了報告書に記載されている。建設期間中の規制値と、操業期間中の規制値で分かれている。 ・その他の項目に関する参照される基準値の記載はない。 ● モニタリング頻度： ・排水量…適切にコンポスト化が行われれば、水分は発酵熱により蒸散し排水はないため、毎日運転開始前、運転時に 1 回及び運転終了時に目視で確認。 ・臭気…1 年に 1 回、5 地点でアンモニアを測定する。 ・騒音…1 年に 1 回。 ・社会：対象外 ● 生計回復策の計画と実績の乖離 (モニタリング頻度含む)：対象外 ● 工事中・供用時の区分：操業前と操業中に分かれている。
その他			

個別案件シート（JICA 環境社会配慮ガイドラインのレビュー調査結果）

<事業概要>

案件名/案件種別/契約調印日	防災・環境保全及び環境再生技術の普及・実証事業／中小／2013/9/9
カテゴリ分類及び分類根拠	カテゴリ C 本事業は、「国際協力機構環境社会配慮ガイドライン」（2010年4月公布）上、環境への望ましくない影響は最小限であると判断されるため。
事業目的	インドネシア国の現地素材を用いた当社製品の開発とその効果検証・適応可能性試験および現地の樹種と微生物を活用した緑化技術の研究開発を行いながら、土壌保護シート、種バッグの製造・販売のビジネスとしての事業性を検討する。
プロジェクトサイト	インドネシア国 バリ州
事業概要	浸食・濁水・飛砂防止効果の高いシートを敷設することにより長期的な土壌保全が図られ土壌の肥沃化に繋がることで周辺の飛来種が定着し、自然侵入植物による緑化が可能となる環境を再生する。また植林地において種バックを設置することで、内蔵された樹種の安定定着が図られ、同バックの保水・保湿機能による樹木の安定成長も期待でき、海岸林生成にも寄与。山口大学、イ国ウダヤ大学、イ国林業省との協力のもと現地素材を拡張した製造技術の確立とその製品によるあらゆる分野での実証試験を行い事業展開に繋げる。製造技術、微生物の増殖培養技術土壌保全などの教育・人材育成に貢献する。現地素材を用いた製品の開発・製造工場の設立を目指しながら、その製品及び微生物活用技術の効果検証試験を通じ、インドネシア国内の事業を開拓しつつ緑化技術の向上及び緑化に関する啓発活動を行う。
提案法人名/相手国政府関係機関	多機能フィルター株式会社／国立ウダヤナ大学（Udayana University）
総事業費/概算協力額	91,377,300円

I. 基本的事項

項目、現行ガイドライン条文	整理番号	調査アイテム	調査結果
1.1 理念	1	（レビュー調査全体を通じて確認） ● 開発協力大綱等の政府方針、持続可能な開発目標（SDGs）等の国際的援助潮流の整理	個別案件に紐づく事項ではないため、本調査の報告書本文に記載。
1.2 目的			
1.3 定義			
1.4 環境社会配慮の基本方針			
1.5 JICA の責務	2	（第Ⅱ，Ⅲ章のレビュー調査を通じて確認） ● IFC、ADB 等、他ドナーにおける出資案件における責務について確認	個別案件に紐づく事項ではないため、本調査の報告書本文に記載。
1.6 相手国政府に求める要件	3	（別紙1のレビュー調査を通じて確認）	別紙1を参照。
1.7 対象とする協力事業	4	● 現行 GL 施行後に増えた協力事業（海外投融資、中小企業支援等）の整理	個別案件に紐づく事項ではないため、本調査の報告書本文に記載。
	5	● 現行 GL 施行後の業務環境の変化（インフラ輸出の促進、迅速化、国際金融機関との協調融資の増加等）の整理	個別案件に紐づく事項ではないため、本調査の報告書本文に記載。
1.8 緊急時の措置	6	● 「緊急時の措置」の適用実績整理（カテゴリ分類、緊急時の判断基準、助言委員会関与方法、情報公開、モニタリング、フォローアップ措置等）	・該当しない。
1.9 普及	7	● 相手国等に対する説明実績、説明内容の整理	● JICAGL に関する説明実績：案件開始時に説明済。 ● JICAGL に関する説明内容：JICAGL の遵守、適切な環境社会配慮の実施、モニタリング、情報公開等につき説明。 ● JICAGL に関する研修実績：なし
1.10 環境社会配慮助言委員会	8	（第Ⅱ章 2.7 「環境社会配慮助言委員会による助言」のレビュー調査を通じて確認）	第Ⅱ章 2.7 「環境社会配慮助言委員会による助言」を参照。

II. 環境社会配慮のプロセス

項目、現行ガイドライン条文	整理番号	調査アイテム	調査結果
2.1 情報の公開	9	● JICA による情報公開（カテゴリ分類、最終報告書、環境社会配慮文書、環境レビュー結果、モニタリング結果）状況確認	● カテ分類の情報公開：公開あり ● 協力準備調査 最終報告書の情報公開：最終報告書の公開あり ● 環境社会配慮文書（EIA・RAP・IPP など）の情報公開：該当しない ● 環境レビュー結果（＝事前評価表）の情報公開状況：該当しない

項目、現行ガイドライン条文	整理番号	調査アイテム	調査結果
			<ul style="list-style-type: none"> ● モニタリング結果の情報公開： <ul style="list-style-type: none"> ・合意状況：該当しない ・公開状況：該当しない
	10	● 相手国等による情報公開（環境社会配慮文書、モニタリング結果）状況（公開場所、公開時期、言語等）	<ul style="list-style-type: none"> ● EIA：該当しない。 ● RAP：該当しない。 環境モニタリング 該当しない。 <ul style="list-style-type: none"> ● 社会モニタリング：該当しない
	11	● JICA から相手国等に対する情報公開の働きかけの状況確認	案件形成段階において、説明を行っている。
	12	● 第三者からの情報提供の求めの有無と対応状況確認	なし
	13	● 情報開示が禁じられる情報についての対応状況確認	● JICA における公開情報については、相手国政府等から了解を得た上で公開。
2.2 カテゴリ分類	14	● カテゴリ分類結果、根拠の整理	<ul style="list-style-type: none"> ● カテゴリ分類結果：カテゴリ C ● JICA ウェブサイトで公開されているカテゴリ分類理由：本件は緑化技術を活用し現地素材で活用した試作品の現地適合性の実証を行うもので、環境社会に与える影響は極めて少ない。 ● カテゴリ分類の根拠： <ul style="list-style-type: none"> 本事業は影響を及ぼしやすいセクターに該当しない（緑化技術を活用し、現地で生産される素材を活用した試作品の土壌保全・再生のためのシート）の普及を目指すもの。小規模な面積で実施）。事業対象地は、国立公園等の影響を受けやすい地域またはその周辺に該当せず、大規模な非自発的住民移転等の影響を及ぼしやすい特性を有しない。 ● カテゴリ分類の根拠と実態の乖離：なし
	15	● カテゴリ分類の変更の有無と有の場合の根拠の整理	● カテゴリ分類の変更：無
	16	● カテゴリ分類の妥当性について外部より指摘を受けた案件の分類結果の妥当性の確認	・なし
	17	● スクリーニング様式の提出状況	・スクリーニング様式の提出：有
2.3 環境社会配慮の項目	18	(別紙1のレビュー調査を通じて確認)	別紙1を参照。
2.4 現地ステークホルダーとの協議	19	● JICA と相手国等による協議状況確認	・契約締結時に協議を実施している。
	20	● 上記以外は別紙1「社会的合意」のレビュー調査を通じて確認	別紙1「社会的合意」を参照。
2.5 社会環境と人権への配慮	21	● 権利が制限されている地域における協力事業での情報公開や現地ステークホルダーとの協議の際の配慮状況の確認	● 権利が制限されている地域の該当状況：該当しない。
	22	● 社会的弱者に対する人権配慮の有・内容確認	別紙1「社会的合意」を参照。
2.6 参照する法令と基準	23	<ul style="list-style-type: none"> ● 相手国の国内法遵守の有無 ● 世銀 SGP やその他国際基準との乖離の有無 	<ul style="list-style-type: none"> ● 相手国の国内法遵守の有無 <ul style="list-style-type: none"> ・EIA・IEE の承認有無：該当しない。 ・国内法に基づいた RAP 作成有無：該当しない ● 世銀 SGP やその他国際基準との乖離の有無：該当しない。
	24		
	25	● 世銀のセーフガード政策から Environmental and Social Framework (ESF) への変更点の整理	個別案件に紐づく事項ではないため、本調査の報告書本文に記載。
	26	● 世銀 ESF と現行 GL の相違点	個別案件に紐づく事項ではないため、本調査の報告書本文に記載。
	27	● ADB、IFC のセーフガード政策で参照できる基準やグット	個別案件に紐づく事項ではないため、本調査の報告書本文に記載。

項目、現行ガイドライン条文	整理番号	調査アイテム	調査結果
		プラクティス等の整理	
2.7 環境社会配慮助言委員会による助言	28	● 助言委員会の開催実績整理（運営改善の取り組み含め情報整理、情報公開状況含む）	・対象外
	29	● 環境レビュー時の助言対応状況確認	・対象外
2.8 JICA の意思決定	30	● 合意文書における合意状況確認	・合意文書締結済み。
	31	● 合意文書に基づき、協力事業を中止した事例の整理	・該当しない。
2.9 ガイドラインの適切な実施と遵守の確保	32	● 別途、「異議申立手続き」の見直し作業を通じて対応	・該当しない
2.10 ガイドラインの適用と見直し	33	N/A	・該当しない

III. 環境社会配慮の手続き

項目、現行ガイドライン条文	整理番号	調査アイテム	調査結果
3.1 協力準備調査	34	● 「プロジェクトを実施しない案」を含む代替案検討の事例整理	・該当しない
	35	● 協力準備調査の各種手続きの実施状況確認（スコーピング、EIA 等調査、情報公開、ステークホルダー協議等）	・該当しない
3.2 有償資金協力、無償資金協力、技術協力プロジェクト	36	● カテゴリ分類に応じた環境レビューに係る手続き・情報公開の実施状況確認 ・環境チェックリストの作成状況 ・EIA, ECC, RAP, IPP の取得・公開状況等 ・FI の場合、金融仲介者等の環境社会配慮確認実施能力の確認状況及びカテゴリ A 相当のサブプロジェクトに対する環境レビュー状況等	・普及・実証事業のため該当しない ● 環境チェックリストの作成状況：該当しない EIA, ECC, RAP, IPP の取得・公開状況：該当しない。 ● 本案件は FI 事業ではない。
	37	● エンジニアリング・サービス借款実施案件の環境レビュー実績の整理	・ES 借款ではない。 ●
	38	● エンジニアリング・サービス借款の実施段階における相手国等による環境社会配慮実施状況の確認。	・ES 借款ではない。
	39	● モニタリング結果の受領、公開状況確認	該当しない。
	40	● 第三者からのモニタリング結果の公開請求への対応状況の確認	● 該当しない。
	41	● 環境レビュー結果とモニタリング結果の乖離が確認された場合には、その原因（GL 記載内容が十分であったかを含む GL 自体の問題、解釈の違い、運用能力等）について確認。	● 該当しない。
	42	● 合意文書に基づき、相手国に対応を求め、貸付実行を停止した事例の整理	・該当しない。
	43	● プロジェクトの重大な変更が生じた案件の手続きの実施状況の確認	● 重大な変更が生じた案件であるか：該当しない。 ● 契約締結後に IEE/EIA が改定されたか：該当しない。 ● IEE/EIA が改定された場合、改定の理由：該当しない。
3.3 外務省が自ら行う無償資金協力について JICA が行う事前の調査	44	● 外務省に協力の停止を提言した事例の整理	・該当しない
3.4 開発計画調査型技術協力	45	● カテゴリ分類に応じた各段階での手続きの実施状況確認 ・スクリーニングの実施状況	・該当しない。

項目、現行ガイドライン条文	整理番号	調査アイテム	調査結果
		<ul style="list-style-type: none"> ・スコーピングの実施状況 ・JICA と相手国等の協議状況 ・合意文書や報告書等の公開状況等 	
	46	● SEA のステークホルダー協議の実施状況確認	・該当しない。
	47	● 開発調査型技術協力終了後に予期せぬ環境社会影響が生じた場合の対応状況確認	・該当しない。

別紙 1～6

項目、現行ガイドライン条文	整理番号	調査アイテム	調査結果
別紙 1 対象プロジェクトに求められる環境社会配慮	48	● 日本・他ドナーにおける環境社会配慮関連の「費用・便益の定量化方法」の取り扱い確認	個別案件に紐づく事項ではないため、本調査の報告書本文に記載。
	49	● 日本・他ドナーにおける「災害の環境影響評価」の取り扱い確認	個別案件に紐づく事項ではないため、本調査の報告書本文に記載。
基本的事項	50	● 計画段階における環境・社会影響の調査・検討状況確認	該当しない。
	51	● 影響の回避・最小化のための代替案や緩和策の検討状況確認	該当しない。
	52	● 検討結果のプロジェクト計画への反映状況確認	該当しない。
	53	● 環境社会配慮関連費用・便益の定量的評価に努めており、定性的な評価も加えているかの確認	該当しない。
	54	● 環境社会配慮関連費用・便益は、プロジェクトの経済的、財政的、制度的、社会的及び技術的分析との密接な調和が図られているかの確認	該当しない。
	55	● 環境社会配慮の検討結果につき、代替案や緩和策も含め独立の文書あるいは、他の文書の一部として表されているかの確認	該当しない。
	56	● 特に影響が大きいプロジェクトについては、環境影響評価報告書が作成されているかの確認	該当しない。
対策の検討	57	● 特に影響が重大と思われるプロジェクトや、異論が多いプロジェクトについて専門家からなる委員会が設置されたかの確認	該当しない。
	58	● 環境管理計画、モニタリング計画など適切なフォローアップの計画や体制、そのための費用及びその調達方法の計画策定状況確認	該当しない。
	59	● 上記以外は 2.8 にて確認	2.8 にて確認。
検討する影響スコープ	60	● スコーピングの適切な実施にかかる状況の確認	該当しない。
	61	● GHG 排出量の算出・評価の状況の確認	該当しない。
	62	● 国際機関、バイドナーの気候変動（GHG 排出）への対応状況の確認	個別案件に紐づく事項ではないため、本調査の報告書本文に記載。
	63	● 「不可分一体の事業」、「派生的・二次的影響」、「累積的影響」の事例整理。	該当しない。

項目、現行ガイドライン条文	整理番号	調査アイテム	調査結果
	64	● 世銀、ADB、IFC の「不可分一体の事業」、「派生的・二次的影響」、「累積的影響」への対応状況の整理	個別案件に紐づく事項ではないため、本調査の報告書本文に記載。
法令、基準、計画等との整合性	65	● 「自然保護や文化保護のために特に指定した地域」の事例整理	● 自然保護や文化保護のために特に指定した地域の該当有無：無し。
	66	● 世銀、ADB、IFC の「自然保護や文化保護のために特に指定した地域」に係る対応状況の整理	個別案件に紐づく事項ではないため、本調査の報告書本文に記載。
	67	● 上記以外は 2.6 にて確認	2.6 にて確認。
社会的合意	68	● ステークホルダー協議（①告知・実施日時、②場所、③方法（住民集会、個別インタビュー、言語）、④社会的弱者に対する配慮手法、⑤告知方法、⑥参加者（人数、被影響者に占める割合、所属、性別等）、⑦協議内容(事業サイトの範囲、事業形態、地域住民の持つ問題点、ニーズ等)、⑧参加者からのコメント、⑨実施機関による返答、⑩寄せられたコメントの計画や事業への反映結果、⑪協議の議事録の有無）の確認	該当しない。
	69	● 外部からの指摘事項が確認された場合には、その原因（GL 記載内容が十分であったかを含む GL 自体の問題、解釈の違い、運用能力等）について確認	該当しない。
	70	● 社会的弱者に対する配慮事例の整理	該当しない。
生態系及び生物相	71	● 「重要な自然生息地」の事例（含む判断根拠、森林以外の地域、生物多様性重要地域の配慮状況、地域コミュニティにもたらす影響や地域コミュニティが自然生息地にもたらす影響、社会環境に与える影響や社会環境が与える影響）の整理	該当しない。
	72	● 「重要な自然生息地における事業実施条件」に基づき事業を実施した事例整理	該当しない。
	73	● 世銀、ADB、IFC の「重要な自然生息地」、「著しい転換・著しい劣化」に係る対応状況の整理	個別案件に紐づく事項ではないため、本調査の報告書本文に記載。
	74	● 違法伐採の有無の確認	該当しない
非自発的住民移転	75	● 住民移転計画の作成有無・公開状況・協議の有無と内容・協議に際する言語と様式の確認。	該当しない
	76	● 非自発的住民移転及び生計手段の喪失は、回避・最小化が検討・実施され、対象者と文書等で合意の上で実効性のある対策が講じられているかの確認。	該当しない
	77	● 環境レビュー段階の想定被影響住民数の確認	・対象外
	78	● モニタリング段階における被影響住民数の確認	・対象外
	79	● 環境レビュー段階の補償内容（補償のタイミング、再取得価格を含む補償費の算出方法、生計回復策、その他支援内容）の確認。	・対象外

項目、現行ガイドライン条文	整理番号	調査アイテム	調査結果
	80	● 現地調査対象案件については、移転住民が以前の生活水準や収入機会、生産水準において改善又は少なくとも回復できているかの確認。	・該当しない
	81	● 苦情処理メカニズムの整備状況の確認	・対象外
先住民族	82	● 先住民族への影響の有無の確認	該当しない。
	83	● 負の影響の回避・最小化の検討状況確認	該当しない。
	84	● 先住民族計画の作成・公開状況確認	該当しない。
	85	● FPIC の実施状況確認	該当しない。
モニタリング	86	● モニタリング計画の作成状況確認	該当しない。
	87	● 上記以外は 3.2 にて確認	3.2 にて確認。
別紙 2 カテゴリ A に必要な環境アセスメント報告書	88	● EIA の承認状況、言語、現地での公開状況及び複製の可否の確認	カテゴリ C のため対象外
	89	● EIA において GL に記載の必要な項目が含まれているかの確認	カテゴリ C のため対象外
	90	● 大規模住民移転を理由にカテゴリ A と判断された案件における EIA 実施状況の整理	カテゴリ C のため対象外
別紙 3 一般に影響を及ぼしやすいセクター・特性、影響を受けやすい地域の例示	91	● 「影響を及ぼしやすいセクター」の妥当性の確認。(配電、上水道、農業等、影響を及ぼしやすい特性や影響を受けやすい地域に該当しない限りそれ自体はカテゴリ分類に影響しないと思われるセクターの影響の重大さの整理。)	・対象外
別紙 4 スクリーニング様式	92	● (調査アイテム無し) 環境 GL が改定された場合は、スクリーニング様式も併せて変更。	・該当しない
別紙 5 チェックリストにおける分類・チェック項目	93	● (調査アイテム無し) 環境 GL が改定された場合は、チェックリストも併せて変更。	・該当しない
別紙 6 モニタリングを行う項目	94	● モニタリング項目の妥当性、基準値の記載、工事中・供用時の区分	該当しない。
その他			

個別案件シート（JICA 環境社会配慮ガイドラインのレビュー調査結果）

＜事業概要＞

案件名/案件種別/契約調印日	イラワジ川における低吃水軽量台船の普及・実証事業／中小／2015/2/10
カテゴリ分類及び分類根拠	カテゴリ C 本事業は、「国際協力機構環境社会配慮ガイドライン」（2010年4月公布）上、環境への望ましくない影響は最小限であると判断されるため。
事業目的	イラワジ川流域において、通年にわたる安全かつ安定的な河川輸送の提供を目的として、SA マリンの持つ台船航行技術や航行経験から得た知見を紹介するとともに、同地域において、雨期・乾期に低吃水軽量台船を航行させ、通年航行の可能性を検証する。また、他地域における低吃水軽量台船の活用と利用促進に向けて、内陸水運公社をはじめ、運輸省等関係者の理解促進を目指す。
プロジェクトサイト	ミャンマー国
事業概要	(1)現地内陸水運の現況調査を十分に行い、潜在ユーザーの調査等を踏まえ、実証活動計画を立案し、カウンターパートであるミャンマー通信省内陸水運公社（Inland Water Transport: IWT）と合意を得る。 (2)低吃水域で航行し、航行データを取得する。また、コンテナ輸送を実施すべく、既存及び潜在荷主の開拓を行う。 (3)コンテナ輸送に関する実証航行を行い、航行データを取得するとともに、コンテナ輸送の課題について抽出する。 (4)普及活動として、現地セミナーを開催し、実証事業の成果を内陸水運物流関係者と広く共有し、将来のイラワジ川の内陸水運のあり方について議論を深める。
提案法人名/相手国政府関係機関	SA マリン有限会社／ミャンマー通信省内陸水運公社（Inland Water Transport: IWT）
総事業費/概算協力額	99,472,320円

I. 基本的事項

項目、現行ガイドライン条文	整理番号	調査アイテム	調査結果
1.1 理念	1	(レビュー調査全体を通じて確認) ● 開発協力大綱等の政府方針、持続可能な開発目標（SDGs）等の国際的援助潮流の整理	個別案件に紐づく事項ではないため、本調査の報告書本文に記載。
1.2 目的			
1.3 定義			
1.4 環境社会配慮の基本方針			
1.5 JICA の責務	2	(第Ⅱ、Ⅲ章のレビュー調査を通じて確認) ● IFC、ADB 等、他ドナーにおける出資案件における責務について確認	個別案件に紐づく事項ではないため、本調査の報告書本文に記載。
1.6 相手国政府に求める要件	3	(別紙Ⅰのレビュー調査を通じて確認)	別紙Ⅰを参照。
1.7 対象とする協力事業	4	● 現行 GL 施行後に増えた協力事業（海外投融資、中小企業支援等）の整理	個別案件に紐づく事項ではないため、本調査の報告書本文に記載。
	5	● 現行 GL 施行後の業務環境の変化（インフラ輸出の促進、迅速化、国際金融機関との協調融資の増加等）の整理	個別案件に紐づく事項ではないため、本調査の報告書本文に記載。
1.8 緊急時の措置	6	● 「緊急時の措置」の適用実績整理（カテゴリ分類、緊急時の判断基準、助言委員会関与方法、情報公開、モニタリング、フォローアップ措置等）	・該当しない。
1.9 普及	7	● 相手国等に対する説明実績、説明内容の整理	● JICAGL に関する説明実績：案件開始時に説明済。JICAGL に関する説明内容：JICAGL の遵守、適切な環境社会配慮の実施、モニタリング、情報公開等につき説明。 ● JICAGL に関する研修実績：なし
1.10 環境社会配慮助言委員会	8	(第Ⅱ章 2.7「環境社会配慮助言委員会による助言」のレビュー調査を通じて確認)	第Ⅱ章 2.7「環境社会配慮助言委員会による助言」を参照。

II. 環境社会配慮のプロセス

項目、現行ガイドライン条文	整理番号	調査アイテム	調査結果
2.1 情報の公開	9	● JICA による情報公開（カテゴリ分類、最終報告書、環境社会配慮文書、環境レビュー結果、モニタリング結果）状況確認	● カテゴリ分類の情報公開：公開あり ● 協力準備調査 最終報告書の情報公開：公開あり ● 環境社会配慮文書（EIA・RAP・IPP など）の情報公開：対象外

項目、現行ガイドライン条文	整理番号	調査アイテム	調査結果
			<ul style="list-style-type: none"> ● 環境レビュー結果（＝事前評価表）の情報公開状況：該当しない ● モニタリング結果の情報公開： <ul style="list-style-type: none"> ・合意状況：該当しない。 ・公開状況：該当しない。
	10	● 相手国等による情報公開（環境社会配慮文書、モニタリング結果）状況（公開場所、公開時期、言語等）	該当しない。
	11	● JICA から相手国等に対する情報公開の働きかけの状況確認	案件形成段階において説明を行っている。
	12	● 第三者からの情報提供の求めの有無と対応状況確認	・なし
	13	● 情報開示が禁じられる情報についての対応状況確認	JICAにおける公開情報については、相手国政府等から了解を得た上で公開。
2.2 カテゴリ分類	14	● カテゴリ分類結果、根拠の整理	<ul style="list-style-type: none"> ● カテゴリ分類結果：カテゴリ C ● カテゴリ分類の根拠： 本事業は影響を及ぼしやすいセクターに該当しない（簡易な台船を用いて荷役の積み下ろしの補助を行う設備の実証を行うため、セミナー等を行うもの）。事業対象地は国立公園等の影響を受けやすい地域またはその周辺に該当せず、大規模な非自発的住民移転等の影響を及ぼしやすい特性を有しない。 カテゴリ分類の根拠と実態の乖離：なし
	15	● カテゴリ分類の変更の有無と有の場合の根拠の整理	● カテゴリ分類の変更：無
	16	● カテゴリ分類の妥当性について外部より指摘を受けた案件の分類結果の妥当性の確認	・なし
	17	● スクリーニング様式の提出状況	・スクリーニング様式の提出：有
2.3 環境社会配慮の項目	18	(別紙1のレビュー調査を通じて確認)	別紙1を参照。
2.4 現地ステークホルダーとの協議	19	● JICA と相手国等による協議状況確認	・契約締結時に協議を実施している。
	20	● 上記以外は別紙1「社会的合意」のレビュー調査を通じて確認	別紙1「社会的合意」を参照。
2.5 社会環境と人権への配慮	21	● 権利が制限されている地域における協力事業での情報公開や現地ステークホルダーとの協議の際の配慮状況の確認	● 権利が制限されている地域の該当状況：該当しない。 ・
	22	● 社会的弱者に対する人権配慮の有・内容確認	別紙1「社会的合意」を参照。
2.6 参照する法令と基準	23	<ul style="list-style-type: none"> ● 相手国の国内法遵守の有無 ● 世銀SGPやその他国際基準との乖離の有無 	● 相手国の国内法遵守の有無該当しない

項目、現行ガイドライン条文	整理番号	調査アイテム	調査結果
	24		
	25	● 世銀のセーフガード政策から Environmental and Social Framework (ESF) への変更点の整理	個別案件に紐づく事項ではないため、本調査の報告書本文に記載。
	26	● 世銀 ESF と現行 GL の相違点	個別案件に紐づく事項ではないため、本調査の報告書本文に記載。
	27	● ADB、IFC のセーフガード政策で参照できる基準やグッドプラクティス等の整理	個別案件に紐づく事項ではないため、本調査の報告書本文に記載。
2.7 環境社会配慮助言委員会による助言	28	● 助言委員会の開催実績整理（運営改善の取り組み含め情報整理、情報公開状況含む）	・該当しない
	29	● 環境レビュー時の助言対応状況確認	・対象外
2.8 JICA の意思決定	30	● 合意文書における合意状況確認	・合意文書締結済み。
	31	● 合意文書に基づき、協力事業を中止した事例の整理	・該当しない。
2.9 ガイドラインの適切な実施と遵守の確保	32	● 別途、「異議申立手続き」の見直し作業を通じて対応	N/A
2.10 ガイドラインの適用と見直し	33	N/A	・該当しない

III. 環境社会配慮の手続き

項目、現行ガイドライン条文	整理番号	調査アイテム	調査結果
3.1 協力準備調査	34	● 「プロジェクトを実施しない案」を含む代替案検討の事例整理	該当しない。
	35	● 協力準備調査の各種手続きの実施状況確認（スコーピング、EIA 等調査、情報公開、ステークホルダー協議等）	該当しない。
3.2 有償資金協力、無償資金協力、技術協力プロジェクト	36	● カテゴリ分類に応じた環境レビューに係る手続き・情報公開の実施状況確認 ・環境チェックリストの作成状況 ・EIA, ECC, RAP, IPP の取得・公開状況等 ・FI の場合、金融仲介者等の環境社会配慮確認実施能力の確認状況及びカテゴリ A 相当のサブプロジェクトに対する環境レビュー状況等	● 該当しない。
	37	● エンジニアリング・サービス借款実施案件の環境レビュー実績の整理	・ES 借款ではない。
	38	● エンジニアリング・サービス借款の実施段階における相手国等による環境社会配慮実施状況の確認。	・ES 借款ではない。
	39	● モニタリング結果の受領、公開状況確認	● 該当しない。

項目、現行ガイドライン条文	整理番号	調査アイテム	調査結果
	40	● 第三者からのモニタリング結果の公開請求への対応状況の確認	該当しない。
	41	● 環境レビュー結果とモニタリング結果の乖離が確認された場合には、その原因（GL 記載内容が十分であったかを含む GL 自体の問題、解釈の違い、運用能力等）について確認。	● 該当しない。
	42	● 合意文書に基づき、相手国に対応を求め、貸付実行を停止した事例の整理	・ 該当しない
	43	● プロジェクトの重大な変更が生じた案件の手続きの実施状況の確認	● 該当しない。
3.3 外務省が自ら行う無償資金協力について JICA が行う事前の調査	44	● 外務省に協力の停止を提言した事例の整理	・ 該当しない
3.4 開発計画調査型技術協力	45	● カテゴリ分類に応じた各段階での手続きの実施状況確認 ・スクリーニングの実施状況 ・スコーピングの実施状況 ・JICA と相手国等の協議状況 ・合意文書や報告書等の公開状況等	・ 該当しない。
	46	● SEA のステークホルダー協議の実施状況確認	・ 該当しない。
	47	● 開発調査型技術協力終了後に予期せぬ環境社会影響が生じた場合の対応状況確認	・ 該当しない。

別紙 1～6

項目、現行ガイドライン条文	整理番号	調査アイテム	調査結果
別紙 1 対象プロジェクトに求められる環境社会配慮	48	● 日本・他ドナーにおける環境社会配慮関連の「費用・便益の定量化方法」の取り扱い確認	個別案件に紐づく事項ではないため、本調査の報告書本文に記載。
	49	● 日本・他ドナーにおける「災害の環境影響評価」の取り扱い確認	個別案件に紐づく事項ではないため、本調査の報告書本文に記載。
基本的事項	50	● 計画段階における環境・社会影響の調査・検討状況確認	● 該当しない。
	51	● 影響の回避・最小化のための代替案や緩和策の検討状況確認	該当しない。
	52	● 検討結果のプロジェクト計画への反映状況確認	該当しない。
	53	● 環境社会配慮関連費用・便益の定量的評価に努めており、定性的な評価も加えているかの確認	該当しない。
	54	● 環境社会配慮関連費用・便益は、プロジェクトの経済的、財政的、制度的、社会的及び技術的分析との密接な調和が図られているかの確認	該当しない。
	55	● 環境社会配慮の検討結果につき、代替案や緩和策も含め独立の文書あるいは、他の文書の一部として表されているかの確認	該当しない。
	56	● 特に影響が大きいプロジェクトについては、環境影響評価報告書が作成されているかの確認	該当しない。
	57	● 特に影響が重大と思われるプロジェクトや、異論が多いプロジェクトについて専門家からなる委員会が設置されたかの確認	該当しない。
対策の検討	58	● 環境管理計画、モニタリング計画など適切なフォローアップの計画や体制、そのための費用及びその調達方法の計画策定状況確認	該当しない。
	59	● 上記以外は 2.8 にて確認	2.8 にて確認。

項目、現行ガイドライン条文	整理番号	調査アイテム	調査結果
検討する影響スコープ	60	● スコーピングの適切な実施にかかる状況の確認	該当しない。
	61	● GHG 排出量の算出・評価の状況の確認	該当しない。
	62	● 国際機関、バイドナーの気候変動（GHG 排出）への対応状況の確認	個別案件に紐づく事項ではないため、本調査の報告書本文に記載。
	63	● 「不可分一体の事業」、「派生的・二次的影響」、「累積的影響」の事例整理。	該当しない。
	64	● 世銀、ADB、IFC の「不可分一体の事業」、「派生的・二次的影響」、「累積的影響」への対応状況の整理	個別案件に紐づく事項ではないため、本調査の報告書本文に記載。
法令、基準、計画等との整合性	65	● 「自然保護や文化保護のために特に指定した地域」の事例整理	● 自然保護や文化保護のために特に指定した地域の該当有無：該当しない。
	66	● 世銀、ADB、IFC の「自然保護や文化保護のために特に指定した地域」に係る対応状況の整理	個別案件に紐づく事項ではないため、本調査の報告書本文に記載。
	67	● 上記以外は 2.6 にて確認	2.6 にて確認。
社会的合意	68	● ステークホルダー協議（①告知・実施日時、②場所、③方法（住民集会、個別インタビュー、言語）、④社会的弱者に対する配慮手法、⑤告知方法、⑥参加者（人数、被影響者に占める割合、所属、性別等）、⑦協議内容（事業サイトの範囲、事業形態、地域住民の持つ問題点、ニーズ等）、⑧参加者からのコメント、⑨実施機関による返答、⑩寄せられたコメントの計画や事業への反映結果、⑪協議の議事録の有無）の確認	該当しない。
	69	● 外部からの指摘事項が確認された場合には、その原因（GL 記載内容が十分であったかを含む GL 自体の問題、解釈の違い、運用能力等）について確認	・該当しない。
	70	● 社会的弱者に対する配慮事例の整理	該当しない
生態系及び生物相	71	● 「重要な自然生息地」の事例（含む判断根拠、森林以外の地域、生物多様性重要地域の配慮状況、地域コミュニティにもたらす影響や地域コミュニティが自然生息地にもたらす影響、社会環境に与える影響や社会環境が与える影響）の整理	該当しない。
	72	● 「重要な自然生息地における事業実施条件」に基づき事業を実施した事例整理	該当しない。
	73	● 世銀、ADB、IFC の「重要な自然生息地」、「著しい転換・	個別案件に紐づく事項ではないため、本調査の報告書本文に記載。

項目、現行ガイドライン条文	整理番号	調査アイテム	調査結果
		著しい劣化」に係る対応状況の整理	
	74	● 違法伐採の有無の確認	・なし
非自発的住民移転	75	● 住民移転計画の作成有無・公開状況・協議の有無と内容・協議に際する言語と様式の確認。	該当しない
	76	● 非自発的住民移転及び生計手段の喪失は、回避・最小化が検討・実施され、対象者と文書等で合意の上で実効性のある対策が講じられているかの確認。	該当しない
	77	● 環境レビュー段階の想定被影響住民数の確認	・対象外
	78	● モニタリング段階における被影響住民数の確認	・対象外
	79	● 環境レビュー段階の補償内容（補償のタイミング、再取得価格を含む補償費の算出方法、生計回復策、その他支援内容）の確認。	・対象外
	80	● 現地調査対象案件については、移転住民が以前の生活水準や収入機会、生産水準において改善又は少なくとも回復できているかの確認。	・対象外
	81	● 苦情処理メカニズムの整備状況の確認	・対象外
先住民族	82	● 先住民族への影響の有無の確認	該当しない。
	83	● 負の影響の回避・最小化の検討状況確認	該当しない。
	84	● 先住民族計画の作成・公開状況確認	該当しない。
	85	● FPIC の実施状況確認	該当しない。
モニタリング	86	● モニタリング計画の作成状況確認	● 該当しない。
	87	● 上記以外は 3.2 にて確認	3.2 にて確認。
別紙 2 カテゴリー A に必要な環境アセスメント報告書	88	● EIA の承認状況、言語、現地での公開状況及び複製の可否の確認	カテゴリ C のため対象外 ●
	89	● EIA において GL に記載の必要な項目が含まれているかの確認	カテゴリ C のため対象外
	90	● 大規模住民移転を理由にカテゴリ A と判断された案件における EIA 実施状況の整理	カテゴリ C のため対象外
別紙 3 一般に影響を及ぼしやすいセクター・特性、影響を受けやすい地域の例示	91	● 「影響を及ぼしやすいセクター」の妥当性の確認。（配電、上水道、農業等、影響を及ぼしやすい特性や影響を受けやすい地域に該当しない限りそれ自体はカテゴリ分類に影響しないと思われるセクターの影響の重大さの整理。）	・対象外。
別紙 4 スクリーニング様式	92	● （調査アイテム無し）環境 GL が改定された場合は、スクリーニング様式も併せて変更。	・該当しない
別紙 5 チェックリストにおける分類・チェック項目	93	● （調査アイテム無し）環境 GL が改定された場合は、チェックリストも併せて変更。	・該当しない
別紙 6 モニタリングを行う項目	94	● モニタリング項目の妥当性、基準値の記載、工事中・供用時の区分	● 該当しない。
その他			

個別案件シート（JICA 環境社会配慮ガイドラインのレビュー調査結果）

<事業概要>

案件名/案件種別/契約日	感染症対策塗料普及促進事業/その他(民連普及促進)/2017/9/14
カテゴリ分類及び分類根拠	カテゴリ B 本事業は、「国際協力機構環境社会配慮ガイドライン」（2010年4月公布）上、セクター特性、事業特性および地域特性に鑑みて、環境への望ましくない影響が重大でないと判断されるため。
事業目的	現行のマラリア感染対策と並行して使用可能な内装塗料による防蚊対策及び抗ウイルス塗料・シートを普及し、その有効性を実証することで、ザンビアにおけるマラリア感染率の低減・衛生環境の向上を目指す。
プロジェクトサイト	ザンビア国 中央州、南部州、ルサカ州、ルアプラ州、東部州
事業概要	保健省等を対象に、現地での試験塗装と効果の実証、本邦での導入サイト訪問等を通じて、感染症対策塗料（防蚊塗料、抗ウイルス塗料・シート）への理解を促進し、普及を図る。
提案法人名/相手国政府関係機関	関西ペイント株式会社/保健省 (Ministry of Health: MOH)、コミュニティ開発・母子健康省 (Ministry of Community Development, Mother and Child Health: MCDMCH)
総事業費/概算協力額	上限5,000万円

I. 基本的事項

項目、現行ガイドライン条文	通し番号	調査アイテム	調査結果
1.1 理念	1	(レビュー調査全体を通じて確認) ● 開発協力大綱等の政府方針、持続可能な開発目標 (SDGs) 等の国際的援助潮流の整理	個別案件に紐づく事項ではないため、本調査の報告書本文に記載。
1.2 目的			
1.3 定義			
1.4 環境社会配慮の基本方針			
1.5 JICA の責務	2	(第II, III章のレビュー調査を通じて確認) ● IFC、ADB 等、他ドナーにおける出資案件における責務について確認	個別案件に紐づく事項ではないため、本調査の報告書本文に記載。
1.6 相手国政府に求める要件	3	(別紙1のレビュー調査を通じて確認)	別紙1を参照。
1.7 対象とする協力事業	4	● 現行 GL 施行後に増えた協力事業（海外投融資、中小企業支援等）の整理	個別案件に紐づく事項ではないため、本調査の報告書本文に記載。
	5	● 現行 GL 施行後の業務環境の変化（インフラ輸出の促進、迅速化、国際金融機関との協調融資の増加等）の整理	個別案件に紐づく事項ではないため、本調査の報告書本文に記載。
1.8 緊急時の措置	6	● 「緊急時の措置」の適用実績整理（カテゴリ分類、緊急時の判断基準、助言委員会関与方法、情報公開、モニタリング、フォローアップ措置等）	・該当しない。
1.9 普及	7	● 相手国等に対する説明実績、説明内容の整理	● JICAGL に関する説明実績：審査時に説明済。 ● JICAGL に関する説明内容：JICAGL の遵守、適切な環境社会配慮の実施、モニタリング、情報公開等につき説明。 ● JICAGL に関する研修実績：なし
1.10 環境社会配慮助言委員会	8	(第II章 2.7「環境社会配慮助言委員会による助言」のレビュー調査を通じて確認)	第II章 2.7「環境社会配慮助言委員会による助言」を参照。

II. 環境社会配慮のプロセス

項目、現行ガイドライン条文	番号(内部)	調査アイテム	調査結果
2.1 情報の公開	9	● JICA による情報公開（カテゴリ分類、最終報告書、環境社会配慮文書、環境レビュー結果、モニタリング結果）状況確認	● カテ分類の情報公開：公開あり ● 協力準備調査 最終報告書の情報公開：調査実施中のため、非公開 ● 環境社会配慮文書（EIA・RAP・IPP など）の情報公開：環境社会配慮文書の作成は不要のため、対象外。 ● 環境レビュー結果（＝事前評価表）の情報公開状況：該当しない ● モニタリング結果の情報公開： ・情報公開に関する合意がないため、対象外

項目、現行ガイドライン条文	番号 (内部)	調査アイテム	調査結果
	10	● 相手国等による情報公開（環境社会配慮文書、モニタリング結果）状況（公開場所、公開時期、言語等）	● 環境社会配慮文書：作成不要のため対象外 ● モニタリング結果：情報公開に関する合意なし
	11	● JICA から相手国等に対する情報公開の働きかけの状況確認	案件形成段階において情報公開について説明している。
	12	● 第三者からの情報提供の求めの有無と対応状況確認	無
	13	● 情報開示が禁じられる情報についての対応状況確認	● 情報公開が禁じられる情報の対応状況：公開情報については、相手国政府から了解を得た上で公開。 ・
2.2 カテゴリ分類	14	● カテゴリ分類結果、根拠の整理	● カテゴリ分類結果：カテゴリ B ● カテゴリ分類の根拠： ・本事業は GL 別紙 3 に記載される影響を及ぼしやすいセクターには該当しない。（防蚊塗料を本事業内で現地製造し使用する予定であり、試験塗装に際しての塗料の使用による廃水等の環境影響及び適切な緩和策を設定する必要がある）事業対象地は国立公園等の影響を受けやすい地域またはその周辺に該当せず、大規模な非自発的住民移転等の影響を及ぼしやすい特性を有しない。 ● カテゴリ分類の根拠と実態の乖離：乖離の可能性無
	15	● カテゴリ分類の変更の有無と有の場合の根拠の整理	● カテゴリ分類の変更：無
	16	● カテゴリ分類の妥当性について外部より指摘を受けた案件の分類結果の妥当性の確認	・該当しない。
	17	● スクリーニング様式の提出状況	・スクリーニング様式の提出：有
2.3 環境社会配慮の項目	18	(別紙 1 のレビュー調査を通じて確認)	別紙 1 を参照。
2.4 現地ステークホルダーとの協議	19	● JICA と相手国等による協議状況確認	協議済み
	20	● 上記以外は別紙 1 「社会的合意」のレビュー調査を通じて確認	別紙 1 「社会的合意」を参照。
2.5 社会環境と人権への配慮	21	● 権利が制限されている地域における協力事業での情報公開や現地ステークホルダーとの協議の際の配慮状況の確認	● 権利が制限されている地域の該当状況：該当しない。
	22	● 社会的弱者に対する人権配慮の有・内容確認	別紙 1 「社会的合意」を参照。
2.6 参照する法令と基準	23	● 相手国の国内法遵守の有無 ● 世銀 SGP やその他国際基準との乖離の有無	● 相手国の国内法遵守の有無：環境基準は確認されている。 ・EIA・IEE の承認有無：該当しない。 ・国内法に基づいた RAP 作成有無：該当しない。 ● 世銀 SGP やその他国際基準との乖離の有無：該当しない。
	24		

項目、現行ガイドライン条文	番号 (内部)	調査アイテム	調査結果
	25	● 世銀のセーフガード政策から Environmental and Social Framework (ESF) への変更点の整理	個別案件に紐づく事項ではないため、本調査の報告書本文に記載。
	26	● 世銀 ESF と現行 GL の相違点	個別案件に紐づく事項ではないため、本調査の報告書本文に記載。
	27	● ADB、IFC のセーフガード政策で参照できる基準やグットプラクティス等の整理	個別案件に紐づく事項ではないため、本調査の報告書本文に記載。
2.7 環境社会配慮助言委員会による助言	28	● 助言委員会の開催実績整理（運営改善の取り組み含め情報整理、情報公開状況含む）	該当しない。
	29	● 環境レビュー時の助言対応状況確認	該当しない。
2.8 JICA の意思決定	30	● 合意文書における合意状況確認	・合意文書締結済み。
	31	● 合意文書に基づき、協力事業を中止した事例の整理	・該当しない。
2.9 ガイドラインの適切な実施と遵守の確保	32	● 別途、「異議申立手続き」の見直し作業を通じて対応	該当しない。
2.10 ガイドラインの適用と見直し	33	N/A	該当しない。

III. 環境社会配慮の手続き

項目、現行ガイドライン条文	番号 (内部)	調査アイテム	調査結果
3.1 協力準備調査	34	● 「プロジェクトを実施しない案」を含む代替案検討の事例整理	本スキームは民間企業からの提案に基づき実施するものであり、技術面での代替案の比較は公表していない。他方で、機材等の設置が発生する場合には環境社会配慮面を考慮して検討されている。
	35	● 協力準備調査の各種手続きの実施状況確認（スコーピング、EIA 等調査、情報公開、ステークホルダー協議等）	該当しない。
3.2 有償資金協力、無償資金協力、技術協力プロジェクト	36	● カテゴリ分類に応じた環境レビューに係る手続き・情報公開の実施状況確認 ・環境チェックリストの作成状況 ・EIA, ECC, RAP, IPP の取得・公開状況等 ・FI の場合、金融仲介者等の環境社会配慮確認実施能力の確認状況及びカテゴリ A 相当のサブプロジェクトに対する環境レビュー状況等	● 環境チェックリストの作成状況：有 ● 本案件は FI 事業ではない。
	37	● エンジニアリング・サービス借款実施案件の環境レビュー実績の整理	・ES 借款ではない。
	38	● エンジニアリング・サービス借款の実施段階における相手国等による環境社会配慮実施状況の確認。	・ES 借款ではない。
	39	● モニタリング結果の受領、公開状況確認	● モニタリング結果の受領：現在調査実施中であり、モニタリング段階にない。 ● モニタリング結果の公開状況：対象外
	40	● 第三者からのモニタリング結果の公開請求への対応状況の確認	● なし
	41	● 環境レビュー結果とモニタリング結果の乖離が確認された場合には、その原因（GL 記載内容が十分であったかを含む GL 自体の問題、解釈の違い、運用能力等）について確認。	● 環境事項における環境レビュー結果とモニタリング結果の乖離：対象外。 ● 社会事項における環境レビュー結果とモニタリング結果の乖離：対象外 ・事業事前評価表も確認できない。
	42	● 合意文書に基づき、相手国に対応を求め、貸付実行を停止した事例の整理	・支援は停止されていない。
43	● プロジェクトの重大な変更が生じた案件の手続きの実施状況の確認	● 重大な変更が生じた案件であるか：該当しない。 ● 契約締結後に IEE/EIA が改定されたか：該当しない。 ● IEE/EIA が改定された場合、改定の理由：該当しない。	

項目、現行ガイドライン条文	番号 (内部)	調査アイテム	調査結果
3.3 外務省が自ら行う無償資金協力について JICA が行う事前の調査	44	● 外務省に協力の停止を提言した事例の整理	・該当しない
3.4 開発計画調査型技術協力	45	● カテゴリ分類に応じた各段階での手続きの実施状況確認 ・スクリーニングの実施状況 ・スコーピングの実施状況 ・JICA と相手国等の協議状況 ・合意文書や報告書等の公開状況等	・該当しない。
	46	● SEA のステークホルダー協議の実施状況確認	・該当しない。
	47	● 開発調査型技術協力終了後に予期せぬ環境社会影響が生じた場合の対応状況確認	・該当しない。

別紙 1～6

項目、現行ガイドライン条文	番号 (内部)	調査アイテム	調査結果
別紙 1 対象プロジェクトに求められる環境社会配慮	48	● 日本・他ドナーにおける環境社会配慮関連の「費用・便益の定量化方法」の取り扱い確認	個別案件に紐づく事項ではないため、本調査の報告書本文に記載。
	49	● 日本・他ドナーにおける「災害の環境影響評価」の取り扱い確認	個別案件に紐づく事項ではないため、本調査の報告書本文に記載。
基本的事項	50	● 計画段階における環境・社会影響の調査・検討状況確認	● 環境：調査実施中。 ● 社会：該当しない。
	51	● 影響の回避・最小化のための代替案や緩和策の検討状況確認	本スキームは民間企業からの提案に基づき実施するものであり、技術面での代替案の比較は公表していない。他方で、機材等の設置場所等については環境社会配慮面を考慮して検討されている。
	52	● 検討結果のプロジェクト計画への反映状況確認	環境社会配慮を考慮した代替案に基づき検討されている。
	53	● 環境社会配慮関連費用・便益の定量的評価に努めており、定性的な評価も加えているかの確認	民間企業からの提案に基づき実施するものであり、該当しない。
	54	● 環境社会配慮関連費用・便益は、プロジェクトの経済的、財政的、制度的、社会的及び技術的分析との密接な調和が図られているかの確認	民間企業からの提案に基づき実施するものであり、該当しない。
	55	● 環境社会配慮の検討結果につき、代替案や緩和策も含め独立の文書あるいは、他の文書の一部として表されているかの確認	該当しない。
	56	● 特に影響が大きいプロジェクトについては、環境影響評価報告書が作成されているかの確認	該当しない。
対策の検討	57	● 特に影響が重大と思われるプロジェクトや、異論が多いプロジェクトについて専門家からなる委員会が設置されたかの確認	該当しない。
	58	● 環境管理計画、モニタリング計画など適切なフォローアップの計画や体制、そのための費用及びその調達方法の計画策定状況確認	● 環境管理計画：調査を通じて確認中。 ● モニタリング計画： ・実施体制事業者がプロジェクトのモニタリングを計画、実施。感染症対策塗料の状況をフィールドサーベイを通して調査し、3ヶ月毎に実施予定であるが、調査を通じて確定する予定。
検討する影響スコープ	59	● 上記以外は 2.8 にて確認	2.8 にて確認。
	60	● スコーピングの適切な実施にかかる状況の確認	・実施済み
	61	● GHG 排出量の算出・評価の状況の確認	・気候変動案件ではないため、対象外と思われる。
	62	● 国際機関、バイドナーの気候変動（GHG 排出）への対応状況の確認	個別案件に紐づく事項ではないため、本調査の報告書本文に記載。

項目、現行ガイドライン条文	番号 (内部)	調査アイテム	調査結果
	63	<ul style="list-style-type: none"> ● 「不可分一体の事業」、「派生的・二次的影響」、「累積的影響」の事例整理。 	該当しない。
	64	<ul style="list-style-type: none"> ● 世銀、ADB、IFC の「不可分一体の事業」、「派生的・二次的影響」、「累積的影響」への対応状況の整理 	個別案件に紐づく事項ではないため、本調査の報告書本文に記載。
法令、基準、計画等との整合性	65	<ul style="list-style-type: none"> ● 「自然保護や文化保護のために特に指定した地域」の事例整理 	<ul style="list-style-type: none"> ● 自然保護や文化保護のために特に指定した地域の該当有無：無
	66	<ul style="list-style-type: none"> ● 世銀、ADB、IFC の「自然保護や文化保護のために特に指定した地域」に係る対応状況の整理 	個別案件に紐づく事項ではないため、本調査の報告書本文に記載。
	67	<ul style="list-style-type: none"> ● 上記以外は 2.6 にて確認 	2.6 にて確認。
社会的合意	68	<ul style="list-style-type: none"> ● ステークホルダー協議（①告知・実施日時、②場所、③方法（住民集会、個別インタビュー、言語）、④社会的弱者に対する配慮手法、⑤告知方法、⑥参加者（人数、被影響者に占める割合、所属、性別等）、⑦協議内容(事業サイトの範囲、事業形態、地域住民の持つ問題点、ニーズ等)、⑧参加者からのコメント、⑨実施機関による返答、⑩寄せられたコメントの計画や事業への反映結果、⑪協議の議事録の有無）の確認 	<ul style="list-style-type: none"> ● EIA に関して：対象外 ● RAP に関して：対象外 該当しない。

項目、現行ガイドライン条文	番号 (内部)	調査アイテム	調査結果
	69	● 外部からの指摘事項が確認された場合には、その原因 (GL 記載内容が十分であったかを含む GL 自体の問題、解釈の違い、運用能力等) について確認	・なし。
	70	● 社会的弱者に対する配慮事例の整理	該当しない。
生態系及び生物相	71	● 「重要な自然生息地」の事例 (含む判断根拠、森林以外の地域、生物多様性重要地域の配慮状況、地域コミュニティにもたらす影響や地域コミュニティが自然生息地にもたらす影響、社会環境に与える影響や社会環境が与える影響) の整理	・保護区、重要な自然生息地または重要な森林への該当しないため、対象外。
	72	● 「重要な自然生息地における事業実施条件」に基づき事業を実施した事例整理	・保護区、重要な自然生息地または重要な森林への該当しないため、対象外。
	73	● 世銀、ADB、IFC の「重要な自然生息地」、「著しい転換・著しい劣化」に係る対応状況の整理	個別案件に紐づく事項ではないため、本調査の報告書本文に記載。
	74	● 違法伐採の有無の確認	・本事業で導入する防蚊塗料等は、既存の工場で製造し、新たな用地取得や住民移転は生じないと環境チェックリストに記載されているため、対象外。
非自発的住民移転	75	● 住民移転計画の作成有無・公開状況・協議の有無と内容・協議に際する言語と様式の確認。	● 住民移転計画の作成：用地取得・非自発的住民移転の発生は想定されないため作成されない。
	76	● 非自発的住民移転及び生計手段の喪失は、回避・最小化が検討・実施され、対象者と文書等で合意の上で実効性のある対策が講じられているかの確認。	● 非自発的住民移転及び生計手段の喪失は回避・最小化が検討・実施されたか： 用地取得・非自発的住民移転の発生は想定されない。 ● 対象者と文書等で合意をしているか：対象外
	77	● 環境レビュー段階の想定被影響住民数の確認	・対象外
	78	● モニタリング段階における被影響住民数の確認	・対象外
	79	● 環境レビュー段階の補償内容 (補償のタイミング、再取得価格を含む補償費の算出方法、生計回復策、その他支援内容) の確認。	用地取得・非自発的住民移転の発生は想定されない。
	80	● 現地調査対象案件については、移転住民が以前の生活水準や収入機会、生産水準において改善又は少なくとも回復できているかの確認。	対象外
	81	● 苦情処理メカニズムの整備状況の確認	用地取得・非自発的住民移転の発生は想定されない。
先住民族	82	● 先住民族への影響の有無の確認	・先住民族への影響は想定されないため、対象外。
	83	● 負の影響の回避・最小化の検討状況確認	・先住民族への影響は想定されないため、対象外。
	84	● 先住民族計画の作成・公開状況確認	・先住民族への影響は想定されないため、対象外。
	85	● FPIC の実施状況確認	・先住民族への影響は想定されないため、対象外。
モニタリング	86	● モニタリング計画の作成状況確認	● 環境モニタリング計画： (a)事業者がプロジェクトのモニタリングを計画、実施する。 (b)感染症対策塗料の状況をフィールドサーベイを通して調査し、3ヶ月毎に実施予定。 ● (c)移転 (RAP) モニタリング計画：該当しない。
	87	● 上記以外は 3.2 にて確認	3.2 にて確認。
別紙 2 カテゴリ A に必要な環境アセスメント報告書	88	● EIA の承認状況、言語、現地での公開状況及び複製の可否の確認	カテゴリ B のため対象外。
	89	● EIA において GL に記載の必要な項目が含まれているかの確認	カテゴリ B のため対象外。

項目、現行ガイドライン条文	番号 (内部)	調査アイテム	調査結果
		確認	
	90	● 大規模住民移転を理由にカテゴリ A と判断された案件における EIA 実施状況の整理	カテゴリ B のため対象外。
別紙 3 一般に影響を及ぼしやすいセクター・特性、影響を受けやすい地域の例示	91	● 「影響を及ぼしやすいセクター」の妥当性の確認。(配電、上水道、農業等、影響を及ぼしやすい特性や影響を受けやすい地域に該当しない限りそれ自体はカテゴリ分類に影響しないと思われるセクターの影響の重大さの整理。)	・該当しない。
別紙 4 スクリーニング様式	92	● (調査アイテム無し) 環境 GL が改定された場合は、スクリーニング様式も併せて変更。	・該当しない
別紙 5 チェックリストにおける分類・チェック項目	93	● (調査アイテム無し) 環境 GL が改定された場合は、チェックリストも併せて変更。	・該当しない
別紙 6 モニタリングを行う項目	94	● モニタリング項目の妥当性、基準値の記載、工事中・供用時の区分	● 調査にて策定中
その他			

個別案件シート（JICA 環境社会配慮ガイドラインのレビュー調査結果）

<事業概要>

案件名/案件種別/契約日	BOP 訴求型鶏卵生産販売事業準備調査(BOP ビジネス連携促進)/その他/2013/5/16
カテゴリ分類及び分類根拠	カテゴリ B 本事業は、「国際協力機構環境社会配慮ガイドライン」(2010年4月公布)に掲げる影響を及ぼしやすいセクター・特性及び影響を受けやすい地域に該当せず、環境への望ましくない影響は重大ではないと判断されるため。
事業目的	アチェ州・南スラウェシ州に養鶏場を建設し、トウモロコシをはじめとする各種穀物生産・加工へと事業を拡大するとともに、孵化場・種鶏場・成鶏農場・商品包装工場を並行して建設・運営し、貧困層に衛生的かつ栄養価の高い卵を流通させる。
プロジェクトサイト	インドネシア国 アチェ州・南スラウェシ州
事業概要	アチェ州・南スラウェシ州にて養鶏事業を立ち上げる計画であることを踏まえ、裨益者である貧困層への開発効果の特定や事業計画策定のための調査を実施する。
提案法人名/相手国政府関係機関	イセ食品株式会社/インドネシア国
総事業費/概算協力額	上限5,000万円

I. 基本的事項

項目、現行ガイドライン条文	整理番号	調査アイテム	調査結果
1.1 理念	1	(レビュー調査全体を通じて確認) ● 開発協力大綱等の政府方針、持続可能な開発目標 (SDGs) 等の国際的援助潮流の整理	個別案件に紐づく事項ではないため、本調査の報告書本文に記載。
1.2 目的			
1.3 定義			
1.4 環境社会配慮の基本方針			
1.5 JICA の責務	2	(第II, III章のレビュー調査を通じて確認) ● IFC、ADB 等、他ドナーにおける出資案件における責務について確認	個別案件に紐づく事項ではないため、本調査の報告書本文に記載。
1.6 相手国政府に求める要件	3	(別紙1のレビュー調査を通じて確認)	別紙1を参照。
1.7 対象とする協力事業	4	● 現行 GL 施行後に増えた協力事業 (海外投融資、中小企業支援等) の整理	個別案件に紐づく事項ではないため、本調査の報告書本文に記載。
	5	● 現行 GL 施行後の業務環境の変化 (インフラ輸出の促進、迅速化、国際金融機関との協調融資の増加等) の整理	個別案件に紐づく事項ではないため、本調査の報告書本文に記載。
1.8 緊急時の措置	6	● 「緊急時の措置」の適用実績整理 (カテゴリ分類、緊急時の判断基準、助言委員会関与方法、情報公開、モニタリング、フォローアップ措置等)	・該当しない。
1.9 普及	7	● 相手国等に対する説明実績、説明内容の整理	● JICAGL に関する説明実績：案件実施時に説明済。 ● JICAGL に関する説明内容：JICA GL の遵守、適切な環境社会配慮の実施、モニタリング、情報公開等につき説明。 ● JICAGL に関する研修実績：なし
1.10 環境社会配慮助言委員会	8	(第II章 2.7「環境社会配慮助言委員会による助言」のレビュー調査を通じて確認)	第II章 2.7「環境社会配慮助言委員会による助言」を参照。

II. 環境社会配慮のプロセス

項目、現行ガイドライン条文	整理番号	調査アイテム	調査結果
2.1 情報の公開	9	● JICA による情報公開 (カテゴリ分類、最終報告書、環境社会配慮文書、環境レビュー結果、モニタリング結果) 状況確認	● カテゴリーの情報公開：公開あり ● 協力準備調査 最終報告書の情報公開：有。 ● 環境社会配慮文書 (EIA・RAP・IPP など) の情報公開：作成が必要な環境社会配慮文書なし (対象外) ● 環境レビュー結果 (=事前評価表) の情報公開状況：該当しない。 ● モニタリング結果の情報公開： ・事業は実施しない (調査のみ) のため、モニタリング段階に至ることは想定されないため、対象外。
	10	● 相手国等による情報公開 (環境社会配慮文書、モニタリン	環境社会配慮文書：作成不要のため対象外。

項目、現行ガイドライン条文	整理番号	調査アイテム	調査結果
		グ結果) 状況 (公開場所、公開時期、言語等)	● モニタリング：準備調査であり、環境モニタリング実施段階にはない。
	11	● JICA から相手国等に対する情報公開の働きかけの状況確認	・案件形成時に情報公開に関する説明を行っている。
	12	● 第三者からの情報提供の求めの有無と対応状況確認	・なし
	13	● 情報開示が禁じられる情報についての対応状況確認	● JICA における情報公開については、全て相手国政府等からの了解を得ている。
2.2 カテゴリ分類	14	● カテゴリ分類結果、根拠の整理	● カテゴリ分類結果：カテゴリ B ● カテゴリ分類の根拠： ・本事業は影響を及ぼしやすいセクターに該当しない。(事業が実施された場合、供用時の排水・廃棄物処理、悪臭等の影響が想定される。 ● カテゴリ分類の根拠と実態の乖離：無
	15	● カテゴリ分類の変更の有無と有の場合の根拠の整理	● カテゴリ分類の変更：無
	16	● カテゴリ分類の妥当性について外部より指摘を受けた案件の分類結果の妥当性の確認	・該当しない
	17	● スクリーニング様式の提出状況	・スクリーニング様式の提出：有
2.3 環境社会配慮の項目	18	(別紙1のレビュー調査を通じて確認)	別紙1を参照。
2.4 現地ステークホルダーとの協議	19	● JICA と相手国等による協議状況確認	・協議済み
	20	● 上記以外は別紙1「社会的合意」のレビュー調査を通じて確認	別紙1「社会的合意」を参照。
2.5 社会環境と人権への配慮	21	● 権利が制限されている地域における協力事業での情報公開や現地ステークホルダーとの協議の際の配慮状況の確認	● 権利が制限されている地域の該当状況：該当しない。
	22	● 社会的弱者に対する人権配慮の有・内容確認	別紙1「社会的合意」を参照。
2.6 参照する法令と基準	23	● 相手国の国内法遵守の有無 ● 世銀 SGP やその他国際基準との乖離の有無	● 相手国の国内法遵守の有無 ・国内法に基づき、EIA は不要。 ・建設候補地であるアチェ州における主要な環境基準（排水、汚臭など）が確認されている。 ・EIA・IEE の承認有無：対象外 ・国内法に基づいた RAP 作成有無：RAP は作成されないため対象外 ● 世銀 SGP やその他国際基準との乖離の有無：参照されていない。
	24		
	25	● 世銀のセーフガード政策から Environmental and Social Framework (ESF) への変更点の整理	個別案件に紐づく事項ではないため、本調査の報告書本文に記載。
	26	● 世銀 ESF と現行 GL の相違点	個別案件に紐づく事項ではないため、本調査の報告書本文に記載。
	27	● ADB、IFC のセーフガード政策で参照できる基準やグットプラクティス等の整理	個別案件に紐づく事項ではないため、本調査の報告書本文に記載。
2.7 環境社会配慮助言委員会による助言	28	● 助言委員会の開催実績整理 (運営改善の取り組み含め情報整理、情報公開状況含む)	・カテゴリ B 案件のため、対象外。
	29	● 環境レビュー時の助言対応状況確認	・対象外。
2.8 JICA の意思決定	30	● 合意文書における合意状況確認	・合意文書締結済み。
	31	● 合意文書に基づき、協力事業を中止した事例の整理	・該当しない。
2.9 ガイドラインの適切な実施と遵守の確保	32	● 別途、「異議申立手続き」の見直し作業を通じて対応	・該当しない。
2.10 ガイドラインの適用と見直し	33	N/A	・該当しない。

III. 環境社会配慮の手続き

項目、現行ガイドライン条文	整理番号	調査アイテム	調査結果
3.1 協力準備調査	34	● 「プロジェクトを実施しない案」を含む代替案検討の事例整理	本件は民間企業からの提案に基づき実施するものであり、技術面での代替案の比較は公表していない。他方で、機材等の設置場所等については環境社会配慮面を考慮して検討されている。
	35	● 協力準備調査の各種手続きの実施状況確認（スコーピング、EIA 等調査、情報公開、ステークホルダー協議等）	● 該当しない。
3.2 有償資金協力、無償資金協力、技術協力プロジェクト	36	● カテゴリ分類に応じた環境レビューに係る手続き・情報公開の実施状況確認 ・環境チェックリストの作成状況 ・EIA, ECC, RAP, IPP の取得・公開状況等 ・FI の場合、金融仲介者等の環境社会配慮確認実施能力の確認状況及びカテゴリ A 相当のサブプロジェクトに対する環境レビュー状況等	該当しない。
	37	● エンジニアリング・サービス借款実施案件の環境レビュー実績の整理	・ES 借款ではない。
	38	● エンジニアリング・サービス借款の実施段階における相手国等による環境社会配慮実施状況の確認。	・ES 借款ではない。
	39	● モニタリング結果の受領、公開状況確認	● モニタリング結果の受領 ・審査時の合意：合意なし。 ・作成状況：環境モニタリング実施段階にはないため、該当しない。 ・受領状況：該当しない。 ● モニタリング結果の公開状況 ・環境モニタリング実施段階にないため該当しない。
	40	● 第三者からのモニタリング結果の公開請求への対応状況の確認	● モニタリング結果の公開請求：なし
	41	● 環境レビュー結果とモニタリング結果の乖離が確認された場合には、その原因（GL 記載内容が十分であったかを含む GL 自体の問題、解釈の違い、運用能力等）について確認。	● 環境事項における環境レビュー結果とモニタリング結果の乖離： ・環境モニタリング段階には至らないため、対象外。 ● 社会事項における環境レビュー結果とモニタリング結果の乖離：無 ・対象外。
	42	● 合意文書に基づき、相手国に対応を求め、貸付実行を停止した事例の整理	・支援は停止されていない。
	43	● プロジェクトの重大な変更が生じた案件の手続きの実施状況の確認	● 重大な変更が生じた案件であるか：該当しない。 ● 契約締結後に IEE/EIA が改定されたか：該当しない。 ● IEE/EIA が改定された場合、改定の理由：該当しない。
	44	● 外務省に協力の停止を提言した事例の整理	・協力停止は提言されていない。
3.4 開発計画調査型技術協力	45	● カテゴリ分類に応じた各段階での手続きの実施状況確認 ・スクリーニングの実施状況 ・スコーピングの実施状況 ・JICA と相手国等の協議状況 ・合意文書や報告書等の公開状況等	・該当しない。
	46	● SEA のステークホルダー協議の実施状況確認	・該当しない。
	47	● 開発調査型技術協力終了後に予期せぬ環境社会影響が生じた場合の対応状況確認	・該当しない。

別紙 1～6

項目、現行ガイドライン条文	整理番号	調査アイテム	調査結果
---------------	------	--------	------

項目、現行ガイドライン条文	整理番号	調査アイテム	調査結果
別紙1 対象プロジェクトに求められる環境社会配慮	48	● 日本・他ドナーにおける環境社会配慮関連の「費用・便益の量化方法」の取り扱い確認	個別案件に紐づく事項ではないため、本調査の報告書本文に記載。
	49	● 日本・他ドナーにおける「災害の環境影響評価」の取り扱い確認	個別案件に紐づく事項ではないため、本調査の報告書本文に記載。
基本的事項	50	● 計画段階における環境・社会影響の調査・検討状況確認	● 本調査にて確認
	51	● 影響の回避・最小化のための代替案や緩和策の検討状況確認	・本件は民間企業からの提案に基づき実施するものであり、技術面での代替案の比較は公表していない。他方で、鶏糞の処理方法及び排水の処理について代替案(緩和策)が検討されている。
	52	● 検討結果のプロジェクト計画への反映状況確認	・環境社会配慮を考慮した代替案、緩和策に基づき検討されている。
	53	● 環境社会配慮関連費用・便益の定量的評価に努めており、定性的な評価も加えているかの確認	環境：該当しない。 ● 社会：対象外
	54	● 環境社会配慮関連費用・便益は、プロジェクトの経済的、財政的、制度的、社会的及び技術的分析との密接な調和が図られているかの確認	該当しない。
	55	● 環境社会配慮の検討結果につき、代替案や緩和策も含め独立の文書あるいは、他の文書の一部として表されているかの確認	該当しない。
	56	● 特に影響が大きいプロジェクトについては、環境影響評価報告書が作成されているかの確認	・該当しない。
	57	● 特に影響が重大と思われるプロジェクトや、異論が多いプロジェクトについて専門家からなる委員会が設置されたかの確認	・該当しない。
対策の検討	58	● 環境管理計画、モニタリング計画など適切なフォローアップの計画や体制、そのための費用及びその調達方法の計画策定状況確認	該当しない。(調査にてモニタリングの実施について検討)
	59	● 上記以外は2.8にて確認	2.8にて確認。
検討する影響スコープ	60	● スコーピングの適切な実施にかかる状況の確認	・スコーピング案が調査報告書内に示されている。
	61	● GHG 排出量の算出・評価の状況の確認	・気候変動案件ではないため、対象外。
	62	● 国際機関、バイドナーの気候変動（GHG 排出）への対応状況の確認	個別案件に紐づく事項ではないため、本調査の報告書本文に記載。
	63	● 「不可分一体の事業」、「派生的・二次的影響」、「累積的影響」の事例整理。	該当しない。
	64	● 世銀、ADB、IFC の「不可分一体の事業」、「派生的・二次的影響」、「累積的影響」への対応状況の整理	個別案件に紐づく事項ではないため、本調査の報告書本文に記載。
法令、基準、計画等との整合性	65	● 「自然保護や文化保護のために特に指定した地域」の事例整理	● いずれの候補地も該当しない。
	66	● 世銀、ADB、IFC の「自然保護や文化保護のために特に指定した地域」に係る対応状況の整理	個別案件に紐づく事項ではないため、本調査の報告書本文に記載。
	67	● 上記以外は2.6にて確認	2.6にて確認。
社会的合意	68	● ステークホルダー協議（①告知・実施日時、②場所、③方法（住民集会、個別インタビュー、言語）、④社会的弱者に対する配慮手法、⑤告知方法、⑥参加者（人数、被影響者に占める割合、所属、性別等）、⑦協議内容(事業サイトの	・立地が確定していない状況であり、候補立地の半径 3km 程度に住民はいないこと等を鑑み、住民集会に関しては今後の調査により確認する予定である。しかしながら、以下のステークホルダーへのヒアリングは実施済。 - アチェ州知事及び副知事 - パンダ・アチェ州議会 議長及び副議長

項目、現行ガイドライン条文	整理番号	調査アイテム	調査結果
		<p>範囲、事業形態、地域住民の持つ問題点、ニーズ等)、⑧参加者からのコメント、⑨実施機関による返答、⑩寄せられたコメントの計画や事業への反映結果、⑪協議の議事録の有無)の確認</p>	<p>- アチェ・ブサール 県知事 - アチェ州畜産局（畜産局及び担当部署） - 地元企業</p> <p>・現地ステークホルダーへのヒアリング・一般住民へのアンケートが実施され、情報提供、意見聴取が行なわれた。なお、否定的なコメントは出ていない。</p> <p>①2013年12月1日～12月15日 ②ジャクアラ大学周辺、コタバル、クランラヤ、バンダラヤ、バンダールバル、クタアラム ③聞き取り調査 ④該当なし。 ⑤該当する記載なし。 ⑥ジャクアラ大学周辺 10名、コタバル 10名、クランラヤ 5名、バンダラヤ 10名、バンダールバル 10名、クタアラム 5名 計 50名 ⑦ヒアリング内容：日系企業によるアチェ州への鶏卵製造農場進出に対してどのような懸念があるか？もしくは期待するものは何か？ ⑧コメント ・懸念するコメント 0件 ・卵の価格を安くして欲しい 48件 ・雇用して欲しい 50件 ・アチェ州のために貢献して欲しい 27件 ・ぜひ鶏卵を購入したい 9件 ・技術移転を期待している 6件 合計 140件 ⑨特になし ⑩コメントの事業計画への反映等については検討課題としている。 ⑪特になし</p> <p>● ステークホルダー分析の実施：なし ● EIA に関して：EIA は作成されないため、対象外。 ● RAP に関して：候補地に居住している住民もしくは近隣に住民が存在しないため、対象外。</p>
	69	<ul style="list-style-type: none"> ● 外部からの指摘事項が確認された場合には、その原因（GL記載内容が十分であったかを含む GL 自体の問題、解釈の違い、運用能力等）について確認 	・なし。
	70	<ul style="list-style-type: none"> ● 社会的弱者に対する配慮事例の整理 	・本案件では、候補地に居住している住民もしくは近隣に住民が存在しないため、対象外。
生態系及び生物相	71	<ul style="list-style-type: none"> ● 「重要な自然生息地」の事例（含む判断根拠、森林以外の地域、生物多様性重要地域の配慮状況、地域コミュニティーにもたらす影響や地域コミュニティーが自然生息地にもたらす影響、社会環境に与える影響や社会環境が与える影響）の整理 	・該当しない。
	72	<ul style="list-style-type: none"> ● 「重要な自然生息地における事業実施条件」に基づき事業を実施した事例整理 	・該当しない。
	73	<ul style="list-style-type: none"> ● 世銀、ADB、IFC の「重要な自然生息地」、「著しい転換・著しい劣化」に係る対応状況の整理 	個別案件に紐づく事項ではないため、本調査の報告書本文に記載。
	74	<ul style="list-style-type: none"> ● 違法伐採の有無の確認 	・該当しない。
非自発的住民移転	75	<ul style="list-style-type: none"> ● 住民移転計画の作成有無・公開状況・協議の有無と内容・協議に際する言語と様式の確認。 	・本調査においては、用地取得や住民移転は生じないため対象外。
	76	<ul style="list-style-type: none"> ● 非自発的住民移転及び生計手段の喪失は、回避・最小化が 	・本調査においては、用地取得や住民移転は生じないため対象外。

項目、現行ガイドライン条文	整理番号	調査アイテム	調査結果
		検討・実施され、対象者と文書等で合意の上で実効性のある対策が講じられているかの確認。	
	77	● 環境レビュー段階の想定被影響住民数の確認	・対象外
	78	● モニタリング段階における被影響住民数の確認	・対象外
	79	● 環境レビュー段階の補償内容（補償のタイミング、再取得価格を含む補償費の算出方法、生計回復策、その他支援内容）の確認。	・本調査においては、用地取得や住民移転は生じないため対象外。
	80	● 現地調査対象案件については、移転住民が以前の生活水準や収入機会、生産水準において改善又は少なくとも回復できているかの確認。	対象外
	81	● 苦情処理メカニズムの整備状況の確認	・本調査においては、用地取得や住民移転は生じないため対象外。
先住民族	82	● 先住民族への影響の有無の確認	・先住民族への影響は想定されないため、対象外。
	83	● 負の影響の回避・最小化の検討状況確認	・先住民族への影響は想定されないため、対象外。
	84	● 先住民族計画の作成・公開状況確認	・先住民族への影響は想定されないため、対象外。
	85	● FPIC の実施状況確認	・先住民族への影響は想定されないため、対象外。
モニタリング	86	● モニタリング計画の作成状況確認	● 環境モニタリング計画：該当しない。（調査にてモニタリングの実施について検討） ● 移転（RAP）モニタリング計画：対象外
	87	● 上記以外は 3.2 にて確認	3.2 にて確認。
別紙 2 カテゴリ A に必要な環境アセスメント報告書	88	● EIA の承認状況、言語、現地での公開状況及び複製の可否の確認	・カテゴリ B 案件のため対象外。
	89	● EIA において GL に記載の必要な項目が含まれているかの確認	・カテゴリ B 案件のため対象外。
	90	● 大規模住民移転を理由にカテゴリ A と判断された案件における EIA 実施状況の整理	・カテゴリ B 案件のため対象外。
別紙 3 一般に影響を及ぼしやすいセクター・特性、影響を受けやすい地域の例示	91	● 「影響を及ぼしやすいセクター」の妥当性の確認。（配電、上水道、農業等、影響を及ぼしやすい特性や影響を受けやすい地域に該当しない限りそれ自体はカテゴリ分類に影響しないと思われるセクターの影響の重大さの整理。）	・該当しない。
別紙 4 スクリーニング様式	92	● （調査アイテム無し）環境 GL が改定された場合は、スクリーニング様式も併せて変更。	該当しない
別紙 5 チェックリストにおける分類・チェック項目	93	● （調査アイテム無し）環境 GL が改定された場合は、チェックリストも併せて変更。	該当しない
別紙 6 モニタリングを行う項目	94	● モニタリング項目の妥当性、基準値の記載、工事中・供用時の区分	● 該当しない。（調査にてモニタリングの実施について検討）
その他			

個別案件シート（JICA 環境社会配慮ガイドラインのレビュー調査結果）

＜事業概要＞

案件名/案件種別/契約調印日	災害対応型沖繩可倒式風力発電システム普及促進事業/その他/2014/8/22
カテゴリ分類及び分類根拠	カテゴリ C 本事業は、「国際協力機構環境社会配慮ガイドライン」（2010年4月公布）上、環境への望ましくない影響は最小限であると判断されるため。
事業目的	本事業は、我が国民間企業の製品・技術やノウハウ、そしてそれらを包含したシステム等への途上国政府関係者等の理解の促進を通じ、開発途上国の社会・経済開発への活用可能性を検討するもの。
プロジェクトサイト	トンガ国
事業概要	本事業は、沖繩の過酷な気象条件にも耐え得る災害対応型沖繩可倒式風力を、沖繩と類似の気象条件や地理的負担を背負っている国々へ展開することにより、再生可能エネルギーに対して同様な課題を持つ大洋州諸国の課題解決の一助とするため、本事業により対象国政府関係者の沖繩への招聘による製品への理解の促進や、対象国保守要員の沖繩でのメンテナンス体験、また現地でのPR活動等を実施するもの。
提案法人名	(株)プログレッシブエナジー/
総事業費/概算協力額	上限2,000万円

I. 基本的事項

項目、現行ガイドライン条文	整理番号	調査アイテム	調査結果
1.1 理念	1	(レビュー調査全体を通じて確認) ● 開発協力大綱等の政府方針、持続可能な開発目標（SDGs）等の国際的援助潮流の整理	個別案件に紐づく事項ではないため、本調査の報告書本文に記載。
1.2 目的			
1.3 定義			
1.4 環境社会配慮の基本方針			
1.5 JICA の責務	2	(第II, III章のレビュー調査を通じて確認) ● IFC、ADB 等、他ドナーにおける出資案件における責務について確認	個別案件に紐づく事項ではないため、本調査の報告書本文に記載。
1.6 相手国政府に求める要件	3	(別紙1のレビュー調査を通じて確認)	別紙1を参照。
1.7 対象とする協力事業	4	● 現行 GL 施行後に増えた協力事業（海外投融資、中小企業支援等）の整理	個別案件に紐づく事項ではないため、本調査の報告書本文に記載。
	5	● 現行 GL 施行後の業務環境の変化（インフラ輸出の促進、迅速化、国際金融機関との協調融資の増加等）の整理	個別案件に紐づく事項ではないため、本調査の報告書本文に記載。
1.8 緊急時の措置	6	● 「緊急時の措置」の適用実績整理（カテゴリ分類、緊急時の判断基準、助言委員会関与方法、情報公開、モニタリング、フォローアップ措置等）	・該当しない。
1.9 普及	7	● 相手国等に対する説明実績、説明内容の整理	● JICAGL に関する説明実績：案件開始時に説明済。 ● JICAGL に関する説明内容：JICAGL の遵守、適切な環境社会配慮の実施、モニタリング、情報公開等につき説明。 ● JICAGL に関する研修実績：なし
1.10 環境社会配慮助言委員会	8	(第II章 2.7「環境社会配慮助言委員会による助言」のレビュー調査を通じて確認)	第II章 2.7「環境社会配慮助言委員会による助言」を参照。

II. 環境社会配慮のプロセス

項目、現行ガイドライン条文	整理番号	調査アイテム	調査結果
2.1 情報の公開	9	● JICA による情報公開（カテゴリ分類、最終報告書、環境社会配慮文書、環境レビュー結果、モニタリング結果）状況確認	● カテ分類の情報公開：公開あり ● 協力準備調査 最終報告書の情報公開：最終報告書の公開あり ● 環境社会配慮文書（EIA・RAP・IPP など）の情報公開：該当しない ● 環境レビュー結果（＝事前評価表）の情報公開状況：該当しない ● モニタリング結果の情報公開： ・合意状況：該当しない

項目、現行ガイドライン条文	整理番号	調査アイテム	調査結果
			・公開状況：該当しない
	10	● 相手国等による情報公開（環境社会配慮文書、モニタリング結果）状況（公開場所、公開時期、言語等）	● EIA：該当しない。 ● RAP：該当しない。 環境モニタリング 該当しない。 ● 社会モニタリング：該当しない
	11	● JICA から相手国等に対する情報公開の働きかけの状況確認	案件形成段階において、説明を行っている。
	12	● 第三者からの情報提供の求めの有無と対応状況確認	なし
	13	● 情報開示が禁じられる情報についての対応状況確認	● JICA における公開情報については、相手国政府等から了解を得た上で公開。
2.2 カテゴリ分類	14	● カテゴリ分類結果、根拠の整理	● カテゴリ分類結果：カテゴリ C ● JICA ウェブサイトで公開されているカテゴリ分類理由：本件は風力発電に係る技術の普及を目的として、政府職員への研修等を行うもので、環境社会に与える影響は極めて少ない。 ● カテゴリ分類の根拠： 本事業は影響を及ぼしやすいセクターに該当しない（研修の実施）。事業対象地は、国立公園等の影響を受けやすい地域またはその周辺に該当せず、大規模な非自発的住民移転等の影響を及ぼしやすい特性を有しない。 ● カテゴリ分類の根拠と実態の乖離：なし
	15	● カテゴリ分類の変更の有無と有の場合の根拠の整理	● カテゴリ分類の変更：無
	16	● カテゴリ分類の妥当性について外部より指摘を受けた案件の分類結果の妥当性の確認	・なし
	17	● スクリーニング様式の提出状況	・スクリーニング様式の提出：有
2.3 環境社会配慮の項目	18	(別紙1のレビュー調査を通じて確認)	別紙1を参照。
2.4 現地ステークホルダーとの協議	19	● JICA と相手国等による協議状況確認	・契約締結時に協議を実施している。
	20	● 上記以外は別紙1「社会的合意」のレビュー調査を通じて確認	別紙1「社会的合意」を参照。
2.5 社会環境と人権への配慮	21	● 権利が制限されている地域における協力事業での情報公開や現地ステークホルダーとの協議の際の配慮状況の確認	● 権利が制限されている地域の該当状況：該当しない。
	22	● 社会的弱者に対する人権配慮の有・内容確認	別紙1「社会的合意」を参照。
2.6 参照する法令と基準	23	● 相手国の国内法遵守の有無 ● 世銀 SGP やその他国際基準との乖離の有無	● 相手国の国内法遵守の有無 ・EIA・IEE の承認有無：該当しない。 ・国内法に基づいた RAP 作成有無：該当しない ● 世銀 SGP やその他国際基準との乖離の有無：該当しない。
	24		
	25	● 世銀のセーフガード政策から Environmental and Social Framework (ESF) への変更点の整理	個別案件に紐づく事項ではないため、本調査の報告書本文に記載。
	26	● 世銀 ESF と現行 GL の相違点	個別案件に紐づく事項ではないため、本調査の報告書本文に記載。
	27	● ADB、IFC のセーフガード政策で参照できる基準やグッドプラクティス等の整理	個別案件に紐づく事項ではないため、本調査の報告書本文に記載。
2.7 環境社会配慮助言委員会による助言	28	● 助言委員会の開催実績整理（運営改善の取り組み含め情報整理、情報公開状況含む）	・対象外
	29	● 環境レビュー時の助言対応状況確認	・対象外

項目、現行ガイドライン条文	整理番号	調査アイテム	調査結果
2.8 JICA の意思決定	30	● 合意文書における合意状況確認	・合意文書締結済み。
	31	● 合意文書に基づき、協力事業を中止した事例の整理	・該当しない。
2.9 ガイドラインの適切な実施と遵守の確保	32	● 別途、「異議申立手続き」の見直し作業を通じて対応	・該当しない
2.10 ガイドラインの適用と見直し	33	N/A	・該当しない

III. 環境社会配慮の手続き

項目、現行ガイドライン条文	整理番号	調査アイテム	調査結果
3.1 協力準備調査	34	● 「プロジェクトを実施しない案」を含む代替案検討の事例整理	・該当しない
	35	● 協力準備調査の各種手続きの実施状況確認(スコーピング、EIA 等調査、情報公開、ステークホルダー協議等)	・該当しない
3.2 有償資金協力、無償資金協力、技術協力プロジェクト	36	● カテゴリ分類に応じた環境レビューに係る手続き・情報公開の実施状況確認 ・環境チェックリストの作成状況 ・EIA, ECC, RAP, IPP の取得・公開状況等 ・FI の場合、金融仲介者等の環境社会配慮確認実施能力の確認状況及びカテゴリ A 相当のサブプロジェクトに対する環境レビュー状況等	・普及・実証事業のため該当しない ● 環境チェックリストの作成状況：該当しない EIA,ECC,RAP,IPP の取得・公開状況：該当しない。 ● 本案件は FI 事業ではない。
	37	● エンジニアリング・サービス借款実施案件の環境レビュー実績の整理	・ES 借款ではない。 ●
	38	● エンジニアリング・サービス借款の実施段階における相手国等による環境社会配慮実施状況の確認。	・ES 借款ではない。
	39	● モニタリング結果の受領、公開状況確認	該当しない。
	40	● 第三者からのモニタリング結果の公開請求への対応状況の確認	● 該当しない。
	41	● 環境レビュー結果とモニタリング結果の乖離が確認された場合には、その原因（GL 記載内容が十分であったかを含む GL 自体の問題、解釈の違い、運用能力等）について確認。	● 該当しない。
	42	● 合意文書に基づき、相手国に対応を求め、貸付実行を停止した事例の整理	・該当しない。
	43	● プロジェクトの重大な変更が生じた案件の手続きの実施状況の確認	● 重大な変更が生じた案件であるか：該当しない。 ● 契約締結後に IEE/EIA が改定されたか：該当しない。 ● IEE/EIA が改定された場合、改定の理由：該当しない。
3.3 外務省が自ら行う無償資金協力について JICA が行う事前の調査	44	● 外務省に協力の停止を提言した事例の整理	・該当しない
3.4 開発計画調査型技術協力	45	● カテゴリ分類に応じた各段階での手続きの実施状況確認 ・スクリーニングの実施状況 ・スコーピングの実施状況 ・JICA と相手国等の協議状況 ・合意文書や報告書等の公開状況等	・該当しない。
	46	● SEA のステークホルダー協議の実施状況確認	・該当しない。

項目、現行ガイドライン条文	整理番号	調査アイテム	調査結果
	47	● 開発調査型技術協力終了後に予期せぬ環境社会影響が生じた場合の対応状況確認	・該当しない。

別紙1～6

項目、現行ガイドライン条文	整理番号	調査アイテム	調査結果
別紙1 対象プロジェクトに求められる環境社会配慮	48	● 日本・他ドナーにおける環境社会配慮関連の「費用・便益の定量化方法」の取り扱い確認	個別案件に紐づく事項ではないため、本調査の報告書本文に記載。
	49	● 日本・他ドナーにおける「災害の環境影響評価」の取り扱い確認	個別案件に紐づく事項ではないため、本調査の報告書本文に記載。
基本的事項	50	● 計画段階における環境・社会影響の調査・検討状況確認	該当しない。
	51	● 影響の回避・最小化のための代替案や緩和策の検討状況確認	該当しない。
	52	● 検討結果のプロジェクト計画への反映状況確認	該当しない。
	53	● 環境社会配慮関連費用・便益の定量的評価に努めており、定性的な評価も加えているかの確認	該当しない。
	54	● 環境社会配慮関連費用・便益は、プロジェクトの経済的、財政的、制度的、社会的及び技術的分析との密接な調和が図られているかの確認	該当しない。
	55	● 環境社会配慮の検討結果につき、代替案や緩和策も含め独立の文書あるいは、他の文書の一部として表されているかの確認	該当しない。
	56	● 特に影響が大きいプロジェクトについては、環境影響評価報告書が作成されているかの確認	該当しない。
	57	● 特に影響が重大と思われるプロジェクトや、異論が多いプロジェクトについて専門家からなる委員会が設置されたかの確認	該当しない。
対策の検討	58	● 環境管理計画、モニタリング計画など適切なフォローアップの計画や体制、そのための費用及びその調達方法の計画策定状況確認	該当しない。
	59	● 上記以外は2.8にて確認	2.8にて確認。
検討する影響スコープ	60	● スコーピングの適切な実施にかかる状況の確認	該当しない。
	61	● GHG 排出量の算出・評価の状況の確認	該当しない。
	62	● 国際機関、バイドナーの気候変動（GHG 排出）への対応状況の確認	個別案件に紐づく事項ではないため、本調査の報告書本文に記載。
	63	● 「不可分一体の事業」、「派生的・二次的影響」、「累積的影響」の事例整理。	該当しない。

項目、現行ガイドライン条文	整理番号	調査アイテム	調査結果
	64	● 世銀、ADB、IFC の「不可分一体の事業」、「派生的・二次的影響」、「累積的影響」への対応状況の整理	個別案件に紐づく事項ではないため、本調査の報告書本文に記載。
法令、基準、計画等との整合性	65	● 「自然保護や文化保護のために特に指定した地域」の事例整理	● 自然保護や文化保護のために特に指定した地域の該当有無：無し。
	66	● 世銀、ADB、IFC の「自然保護や文化保護のために特に指定した地域」に係る対応状況の整理	個別案件に紐づく事項ではないため、本調査の報告書本文に記載。
	67	● 上記以外は 2.6 にて確認	2.6 にて確認。
社会的合意	68	● ステークホルダー協議（①告知・実施日時、②場所、③方法（住民集会、個別インタビュー、言語）、④社会的弱者に対する配慮手法、⑤告知方法、⑥参加者（人数、被影響者に占める割合、所属、性別等）、⑦協議内容(事業サイトの範囲、事業形態、地域住民の持つ問題点、ニーズ等)、⑧参加者からのコメント、⑨実施機関による返答、⑩寄せられたコメントの計画や事業への反映結果、⑪協議の議事録の有無）の確認	該当しない。
	69	● 外部からの指摘事項が確認された場合には、その原因（GL 記載内容が十分であったかを含む GL 自体の問題、解釈の違い、運用能力等）について確認	該当しない。
	70	● 社会的弱者に対する配慮事例の整理	該当しない。
生態系及び生物相	71	● 「重要な自然生息地」の事例（含む判断根拠、森林以外の地域、生物多様性重要地域の配慮状況、地域コミュニティにもたらす影響や地域コミュニティが自然生息地にもたらす影響、社会環境に与える影響や社会環境が与える影響）の整理	該当しない。
	72	● 「重要な自然生息地における事業実施条件」に基づき事業を実施した事例整理	該当しない。
	73	● 世銀、ADB、IFC の「重要な自然生息地」、「著しい転換・著しい劣化」に係る対応状況の整理	個別案件に紐づく事項ではないため、本調査の報告書本文に記載。
	74	● 違法伐採の有無の確認	該当しない
非自発的住民移転	75	● 住民移転計画の作成有無・公開状況・協議の有無と内容・協議に際する言語と様式の確認。	該当しない
	76	● 非自発的住民移転及び生計手段の喪失は、回避・最小化が検討・実施され、対象者と文書等で合意の上で実効性のある対策が講じられているかの確認。	該当しない
	77	● 環境レビュー段階の想定被影響住民数の確認	・対象外
	78	● モニタリング段階における被影響住民数の確認	・対象外
	79	● 環境レビュー段階の補償内容（補償のタイミング、再取得価格を含む補償費の算出方法、生計回復策、その他支援内容）の確認。	・対象外
	80	● 現地調査対象案件については、移転住民が以前の生活水準や収入機会、生産水準において改善又は少なくとも回復できているかの確認。	・該当しない

項目、現行ガイドライン条文	整理番号	調査アイテム	調査結果
	81	● 苦情処理メカニズムの整備状況の確認	・対象外
先住民族	82	● 先住民族への影響の有無の確認	該当しない。
	83	● 負の影響の回避・最小化の検討状況確認	該当しない。
	84	● 先住民族計画の作成・公開状況確認	該当しない。
	85	● FPIC の実施状況確認	該当しない。
モニタリング	86	● モニタリング計画の作成状況確認	該当しない。
	87	● 上記以外は 3.2 にて確認	3.2 にて確認。
別紙 2 カテゴリ A に必要な環境アセスメント報告書	88	● EIA の承認状況、言語、現地での公開状況及び複製の可否の確認	カテゴリ C のため対象外
	89	● EIA において GL に記載の必要な項目が含まれているかの確認	カテゴリ C のため対象外
	90	● 大規模住民移転を理由にカテゴリ A と判断された案件における EIA 実施状況の整理	カテゴリ C のため対象外
別紙 3 一般に影響を及ぼしやすいセクター・特性、影響を受けやすい地域の例示	91	● 「影響を及ぼしやすいセクター」の妥当性の確認。(配電、上水道、農業等、影響を及ぼしやすい特性や影響を受けやすい地域に該当しない限りそれ自体はカテゴリ分類に影響しないと思われるセクターの影響の重大さの整理。)	・対象外
別紙 4 スクリーニング様式	92	● (調査アイテム無し) 環境 GL が改定された場合は、スクリーニング様式も併せて変更。	・該当しない
別紙 5 チェックリストにおける分類・チェック項目	93	● (調査アイテム無し) 環境 GL が改定された場合は、チェックリストも併せて変更。	・該当しない
別紙 6 モニタリングを行う項目	94	● モニタリング項目の妥当性、基準値の記載、工事中・供用時の区分	該当しない。
その他			